

令和 7 年

島 本 町 議 会 9 月 定 例 会 議 会 議 録

令 和 7 年 9 月 3 日 開 議

令 和 7 年 9 月 3 0 日 散 会

令 和 7 年 9 月 3 日 (第 1 号)

令 和 7 年 9 月 4 日 (第 2 号)

令 和 7 年 9 月 5 日 (第 3 号)

令 和 7 年 9 月 3 0 日 (第 4 号)

島 本 町 議 会

令和7年島本町議会9月定例会議会議録目次

第 1 号（9月3日）

○出席議員	1
○議事日程	2
○開議の宣告	5
○会議録署名議員の指名	5
○諸般の報告	5
○一般質問	6
・河上議員	6
・月足議員	15
・すえおか議員	23
・永山議員	36
・川嶋議員	48
・西山議員	57
・山口議員	61
・清水議員	68
・ナカジマ議員	75
○延会の宣告	80

第 2 号（9月4日）

○出席議員	83
○議事日程	84
○開議の宣告	86
○一般質問	86
・中田議員	86
○第 7 号報告 令和6年度島本町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	100
○第 8 号報告 令和6年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結果報告について	100
○第53号議案 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	100
○第54号議案 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	100
○第55号議案 大字東大寺財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて	101

○第 5 6 号議案	島本町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 の制定について……………	1 0 1
○第 5 7 号議案	島本町立幼稚園設置条例及び島本町特定教育・保育施設及び特定地域 型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について……………	1 0 2
○第 5 8 号議案	令和 7 年度島本町一般会計補正予算（第 4 号）……………	1 0 3
○第 5 9 号議案	令和 7 年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	1 0 3
○第 6 0 号議案	令和 7 年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	1 0 3
○第 6 1 号議案	令和 7 年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）……………	1 1 0
○第 6 2 号議案	令和 7 年度島本町大字桜井財産区特別会計補正予算（第 1 号）……………	1 1 1
○第 6 3 号議案	令和 6 年度島本町水道事業剰余金の処分について……………	1 1 1
○第 6 4 号議案	令和 6 年度島本町下水道事業剰余金の処分について……………	1 1 1
○第 1 号認定	令和 6 年度島本町一般会計歳入歳出決算……………	1 1 1
○第 2 号認定	令和 6 年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算……………	1 1 1
○第 3 号認定	令和 6 年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算……………	1 1 1
○第 4 号認定	令和 6 年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算……………	1 1 1
○第 5 号認定	令和 6 年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算……………	1 1 1
○第 6 号認定	令和 6 年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算……………	1 1 1
○第 7 号認定	令和 6 年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算……………	1 1 1
○第 8 号認定	令和 6 年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算……………	1 1 1
○第 9 号認定	令和 6 年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算……………	1 1 1
○第 1 0 号認定	令和 6 年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算……………	1 1 1
○第 1 1 号認定	令和 6 年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算……………	1 1 1
○第 1 2 号認定	令和 6 年度島本町水道事業会計決算……………	1 1 1
○第 1 3 号認定	令和 6 年度島本町下水道事業会計決算……………	1 1 1
○大綱質疑（第 6 3 号議案及び第 6 4 号議案並びに第 1 号認定から第 1 3 号認定まで）		
・人びとの新しい歩み（中田議員）……………		1 1 1
・自由民主クラブ（清水議員）……………		1 2 6
・会派に所属しない議員（月足議員）……………		1 3 4
・会派に所属しない議員（すえおか議員）……………		1 4 3
・会派に所属しない議員（東田議員）……………		1 5 4
○延会の宣告……………		1 6 2

○出席議員	1 6 5
○議事日程	1 6 6
○開議の宣告	1 6 7
○第 6 3 号議案 令和 6 年度島本町水道事業剰余金の処分について	1 6 7
○第 6 4 号議案 令和 6 年度島本町下水道事業剰余金の処分について	1 6 7
○第 1 号認定 令和 6 年度島本町一般会計歳入歳出決算	1 6 7
○第 2 号認定 令和 6 年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算	1 6 7
○第 3 号認定 令和 6 年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算	1 6 7
○第 4 号認定 令和 6 年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	1 6 7
○第 5 号認定 令和 6 年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算	1 6 7
○第 6 号認定 令和 6 年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算	1 6 7
○第 7 号認定 令和 6 年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算	1 6 7
○第 8 号認定 令和 6 年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算	1 6 7
○第 9 号認定 令和 6 年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算	1 6 7
○第 1 0 号認定 令和 6 年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算	1 6 7
○第 1 1 号認定 令和 6 年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算	1 6 7
○第 1 2 号認定 令和 6 年度島本町水道事業会計決算	1 6 7
○第 1 3 号認定 令和 6 年度島本町下水道事業会計決算	1 6 7
○大綱質疑（第 6 3 号議案及び第 6 4 号議案並びに第 1 号認定から第 1 3 号認定まで）	
・会派に所属しない議員（河上議員）	1 6 7
○散会の宣告	1 7 1

第 4 号（9 月 3 0 日）

○出席議員	1 7 3
○議事日程	1 7 4
○開議の宣告	1 7 5
○各常任委員会委員長報告（第 5 6 号議案から第 1 3 号認定まで）	1 7 5
○第 5 6 号議案から第 1 3 号認定までの討論・採決	1 7 6
○第 6 5 号議案 議員の派遣について	2 1 4
○第 6 6 号議案 令和 7 年度島本町一般会計補正予算（第 5 号）	2 1 4
○第 6 7 号議案 令和 7 年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	2 1 8

○散会の宣告..... 2 1 9

※付議事件の議決結果..... 2 2 1

令和 7 年

島 本 町 議 会 9 月 定 例 会 議 会 議 録

第 1 号

令 和 7 年 9 月 3 日（水）

島本町議会 9 月定例会議 会議録（第 1 号）

年 月 日 令和 7 年 9 月 3 日（水）

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり 14 人である。

1 番	ナカジマ 洵智	2 番	大久保 たかゆき	3 番	すえおか 友行
4 番	月足 まさや	5 番	河上 りさ	6 番	東田 まさき
7 番	清水 貞治	8 番	福島 保雄	9 番	山口 博好
10 番	西山 ようこ	11 番	中田 みどり	12 番	永山 優子
13 番	川嶋 玲子	14 番	野口 日利美		

地方自治法第 121 条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長 山田 紘平 副町長 石原 誠之 教 育 長 横山 寛

総 合 政 策 長 北河 浩紀 総 務 部 長 川畑 幸也 健 康 福 祉 長 原山 郁子
部 部

都 市 創 造 長 名越 誠治 上 下 水 道 長 近藤 治彦 消 防 長 三 浦 毅
部 部

教 育 こ ど も 長 岡本 泰三 会 計 管 理 者 柚木 利徳
部 部

本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長 多田 昌人 書 記 村田 健一

令和7年島本町議会9月定例会議議事日程

議事日程第1号

令和7年9月3日（水）午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告

日程第3 一般質問

河上議員	1. 島本町内の交通環境を良くするために 2. 島本のブランド箭の危機を考える 3. 生理用品の設置について ～生理の貧困と女性の社会進出～ 4. 島本町は排他主義と排外主義にどう向き合うか
月足議員	1. 「学校現場で盗撮を起こさせない町に」 2. 「島本町の耳鼻科医院不足について」
すえおか議員	1. 人口急増による教育環境と高さ規制について 2. 温水プール新設によるプール授業の必要性について 3. 住民税の減免に関わる基準など町が作成する要綱の公開を
永山議員	1. どうなる歴史文化資料館 利活用の調査結果は？ 2. 住民の知る権利に意識をおいた対応を
川嶋議員	1. 安心して搾乳ができる環境整備について 2. 不登校児童生徒への支援の充実について
西山議員	創業支援プログラムについて
山口議員	選挙におけるポスター掲示場について
清水議員	1. 森林整備について 2. 部活動の地域連携・地域移行について
ナカジマ議員	「時代に合わせた休日開庁日や窓口の平日時間延長の設定を！」
中田議員	1. 地球温暖化対策について 2. 政策議論における数字エビデンスの重要性について
日程第4	第7号報告 令和6年度島本町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第5	第8号報告	令和6年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結果報告について
日程第6	第53号議案	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第7	第54号議案	公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第8	第55号議案	大字東大寺財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて
日程第9	第56号議案	島本町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第10	第57号議案	島本町立幼稚園設置条例及び島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について
日程第11	第58号議案	令和7年度島本町一般会計補正予算（第4号）
	第59号議案	令和7年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
	第60号議案	令和7年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第12	第61号議案	令和7年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第13	第62号議案	令和7年度島本町大字桜井財産区特別会計補正予算（第1号）
日程第14	第63号議案	令和6年度島本町水道事業剰余金の処分について
	案64号議案	令和6年度島本町下水道事業剰余金の処分について
	第1号認定	令和6年度島本町一般会計歳入歳出決算
	第2号認定	令和6年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算
	第3号認定	令和6年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
	第4号認定	令和6年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
	第5号認定	令和6年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
	第6号認定	令和6年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算
	第7号認定	令和6年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算
	第8号認定	令和6年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算
	第9号認定	令和6年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算

- 第 1 0 号認定 令和 6 年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算
- 第 1 1 号認定 令和 6 年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算
- 第 1 2 号認定 令和 6 年度島本町水道事業会計決算
- 第 1 3 号認定 令和 6 年度島本町下水道事業会計決算

(午前10時00分 開議)

大久保議長 おはようございます。公私何かとお忙しい中、御参集いただきまして、大変御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより令和7年島本町議会9月定例会議を開きます。

これより、本日の会議を開きます。

議案等はお手元に配付しておきましたから、御了承願っておきます。

なお、本定例会議の会議期間は、本日から9月30日までの28日間の予定となっておりますので、皆様には円滑な議会運営に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、本定例会議では、会議資料のペーパーレス化（試行）を実施するとともに、議員及び職員におかれましては、タブレット端末や業務用ノートパソコンを議場に持ち込み、本定例会議の内容に関わって使用することを試行的に認めておりますので、注意事項を遵守いただきますようお願いいたします。

傍聴される方におかれましては、スマートフォンなどは電源をお切りいただくか、マナーモードにして、音が出ないようにしていただき、使用は控えていただきますよう、また、どうしても使用しなければならない場合は、議場内のモニターの映像をテスト放送している議会ロビーで使用していただきますよう、お願い申し上げます。なお、テスト放送を行っている映像には、カメラの角度によっては傍聴席が映る場合がありますので、御了承ください。

お諮りいたします。

本定例会議の議案の内容説明については、議会運営委員会で確認されておりますとおり、あらかじめ原稿を配付することによって朗読されたものとして取り扱いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 御異議なしと認め、そのように取扱いいたします。なお、傍聴用資料には、巻末に原稿を綴じております。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、島本町議会会議規則第127条の規定により、7番 清水議員及び10番 西山議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2、諸般の報告を行います。

島本町議会会議規則第129条第1項ただし書の規定により、既に配付しておりますとおり議員を派遣いたしましたので、御報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3、一般質問を行います。

通告の順によりまして、河上議員、月足議員、すえおか議員、永山議員、川嶋議員、西山議員、山口議員、清水議員、ナカジマ議員、中田議員の順で行います。

それでは最初に、河上議員の発言を許します。

河上議員（質問者席へ） 日本共産党 河上りさ、一般質問をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

島本町内の交通環境は、町の発展と人口増加に追いついていない現状をどのように改善していくのかについて、「関係部局において、ソフト・ハードの両面から、今後のあり方についての検討を進める」と、施政方針で示されました。6月の議会では、道路環境の改善やふれあいバスのダイヤ、停留所の見直しなどの話が上がったと思います。一方、道路の拡幅や整備などがなされることにより、交通量の増加と、それに伴い高まる事故のリスクなど、住民から伺った声を述べさせていただきました。

島本町内の交通環境、島本町として、町民の声を現状どれだけ拾えているとお考えですか。交通環境改善に、町だけで考えていても煮詰まってしまうのではないかと考えます。それであれば、委員会を立ち上げ、多様な意見を取り上げて、交通環境改善の実現を目指されてはいかがでしょうか。

都市創造部長 改めまして、おはようございます。それでは、河上議員の一般質問に御答弁申し上げます。

大きな1点目、島本町内の交通環境を良くするためにのうち、住民からの御意見（道路環境）についてでございます。

本町の道路における住民の方々からの御意見等につきましては、様々なお声をいただいております。具体的には、「広域的なネットワークは形成されているものの、町道、府道ともに、道路幅員が十分でないものが多く、擦れ違いスペースや歩行空間を確保してほしい」、駅前周辺については、「時間帯によって発生する混雑の緩和に向けて対策してほしい」、通過交通が比較的少ない箇所においては、「通行車両の速度の抑制対策をしてほしい」、また、維持管理の側面から、「地形的に見通しが悪いので道路反射鏡を新設してほしい」「路面の老朽化が進行しているので舗装を打ち替えてほしい」「横断歩道など路面標示が薄くなっているので更新してほしい」などがございます。

以上でございます。

健康福祉部長 次に、住民からの御意見（移動支援）についてでございます。

本町の高齢者を取り巻く交通環境に関する住民からの御意見といたしましては、これまでも、「私の声」などの意見フォーム、高齢者の団体との話し合い、介護保険の生活支援体制整備協議体において実施している地域での座談会、介護保険事業計画を策定するに当たって実施しているアンケート調査など、様々な場面において、主に福祉ふれあいバスの運行に関して、運行ルートの増や増便、土日及び夜間の運行、積み残しへの対応などのほか、タクシー不足、通院や買物への移動支援など、多くの御意見、御要望をい

ただいております。

以上でございます。

総合政策部長 次に、委員会の立ち上げについてでございます。

交通環境の改善に向けましては、さきの6月定例会議で、町長が施政方針でお示しいたしましたとおり、本年度、「関係部局において、ソフト・ハードの両面から、今後のあり方等についての検討を進める」こととしております。そのため、検討を進めるに当たり、総合政策部、都市創造部、健康福祉部の3部で構成する島本町交通環境に関する庁内検討会議を8月に立ち上げたところでございます。

なお、住民の声につきましては、これまでも様々な御要望や御意見をいただいております、先ほど都市創造部長及び健康福祉部長から答弁があったとおり、一定の把握はできているものと認識しております。そのため、各部局で把握しております住民の声や課題などを庁内検討会議で共有し、現状と課題を取りまとめの上、今後の対応方策をお示ししてまいりたいと考えております。

その上で、具体の施策を進めるに当たり、例えば、新たなデマンド交通の導入など、地域交通協議会を設置する必要があると判断した際には、交通事業者や運輸局などの関係者、住民の参画を含めた会議体を立ち上げて取り組んでまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、現時点におきましては、現状と課題を取りまとめ、今後の方向性をお示すべく、庁内検討会議での検討に注力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

河上議員 道路施設の老朽化が進行していることに対する改善はさることながら、近年の大型開発などにより、町域内の道路の交通量が増加傾向にあり、利便性や安全性の面からキャパシティーを超えているように思われ、住民目線においては、この交通量増加に対する対応ができていないように感じますが、島本町の見解をお聞かせください。

都市創造部長 住民の方々からは、先ほど御答弁させていただきましたとおり、狭隘な箇所や一時的な混雑により、円滑な通行ができないなどの御意見をいただいている中で、本町における近年の道路交通環境改善の対策といたしましては、開発等による周辺の土地利用の変化による交通量増加に伴い、歩行者、自転車、車両などが安全かつ円滑に通行できるよう、水路用地を活用した歩行空間の新たな設置や道路の勾配緩和などの対策に取り組んでまいりました。

引き続き、地域の皆様からの御要望を踏まえ、交通環境の改善に向けた実現可能な対策を継続して取り組んでまいるとともに、本町における道路環境における課題を、島本町交通環境に関する庁内検討会議において抽出し、その改善に向けた取組内容を住民の皆様にお示しさせていただきながら、本町域内の交通環境、道路環境の改善に向けた事業の進捗を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

河上議員 「具体の施策を進めるに当たり、例えば、新たなデマンド交通の導入など、地

域公共交通協議会を設置する必要があると判断した際には、会議体を立ち上げ、そこでは住民の参画を含める」と答弁をいただきました。

庁内検討会議での取りまとめ、今後の対応方策を示していただけるのは、もちろんありがたいことですが、委員会の立ち上げの話は町民からの声であり、島本町内の道路、交通環境に関する懸念の表れです。現時点での委員会の立ち上げはないにしても、丁寧だとしっかりと評価される情報提供、地域公共交通協議会への町民の将来的な参画について、今後より丁寧な検討が求められるのではないかと述べさせていただき、次の質問に行きたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、2025年4月21日のMBSニュースにて、京たけのこがこれまでにない不作でピンチであると報じられました。前年度の半分以下の入荷量に落ち込んだとのことで、農家からは不安の声が示されました。

その報道によると、原因はシナチクメイガという蛾の幼虫であるとのことでした。その幼虫は、体に竹の葉を巻き付けて、中から葉を食べることで成長し、食べられた葉は黄色く変色し、やがて枯れてしまい、光合成が十分にできなくなり、新たなタケノコができにくくなる可能性があるとのことでした。

島本町ではタケノコの生産、出荷をされている農家の方が幾らかいらっしゃいます。8月に島本町の竹が広範囲で変色し、枯れていると相談を受け、現地に行ってみたら、実際、広範囲に葉が黄色く変色した竹が広がり、その竹を登ろうとする蛾の幼虫も動画により確認させていただきました。島本町はこの現状を把握していますか。また、島本町のブランドでもあるタケノコがこのような状況にあること、どのように捉えられていますか。

都市創造部長 続きまして、島本のブランド竹の危機を考えるについてでございます。

竹林の現状については、本町としても把握しており、今年度に各竹林所有者等から被害の情報提供があり、令和7年7月には、大阪府とJAたかつきによる現地確認も実施され、本町としても関係機関と連携し、被害状況の把握に努めているところでございます。

なお、大阪府が現地調査したサンプルはタケノコのノメイガ類の一種ではありますが、京都府などで確認されましたシナチクノメイガとは異なる種の可能性がある旨、聞き及んでおります。

また、大阪府はこれまで使用が認められていなかったタケノコのノメイガ類に対する農薬の散布について、本年7月31日付で、当面の間、使用を認める処置を行われたところでございます。それらの状況につきましては、タケノコの生産量が減少するだけでなく、枯れた竹が歩道等に倒れてくるといった被害も懸念されるため、被害状況の把握に努め、大阪府やJA及び他自治体の支援状況を調査し、本町としてどのような対応が可能か検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

河上議員 実際、尺代の竹林に足を運んで、枯れゆく竹林を見てお話を伺ってきました。想像を超える広範囲な被害であったと記憶しております。農薬の散布が認められるようになったとのことですが、竹のような高所への散布になると、それに対する備えも必要になると伺いました。

蛾の種類に違いがありますが、長岡京市でも同様の被害があり、6月に竹林における病虫害対策支援、農薬等の購入の補助を設けたと聞きます。竹林の保護のため、そして島本町のブランドでもあるタケノコのため、そしてタケノコを生業とする人たちの生活を守るため、島本町としてタケノコのノメイガの駆除に対する支援を行うこと可能かどうかお聞かせください。

都市創造部長 町内で捕獲された幼虫については、長岡京市で発生した種とは異なるもので、飼育した後、成虫を分析しているとの報告を大阪府より受けており、現時点では被害原因の種の特定ができていない段階でございます。また、今回暫定措置として、大阪府内に限り使用が認められた農薬も、ふ化後には効果がないとの報告を受けております。

まずは、被害原因の把握に努め、大阪府をはじめ近隣自治体の有効的な対策事例を調査・研究した上で、JAたかつきとも協議を行いながら、支援内容を検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

河上議員 原因の特定、有効な対策が決まれば緊急に補助を行うこと。竹林の所有者や地元自治体や実行組合の方々としっかり情報提供を行い、声をしっかりと聞くこと。今シーズン、そして次のシーズンに向けた早急な対応が、自町のブランドと関係する町民の生活を守るために必要なことであると述べさせていただきまして、次の質問に移りたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、令和4年に厚生労働省により公表された「『生理の貧困』が女性の心身の健康等に及ぼす影響」において、「生理用品の購入・入手に苦労したこと」が「よくある」「ときどきある」と回答した人は8.1%であったと記されています。年代別では30歳未満、世帯年収では300万未満の者で高いと結果が出ています。賃金格差が、生理による就学・就業における足かせになっている現状は、男女ともに平等で開かれた社会でなく、島本町でも生理の貧困に対する対策が必要ではないかと、6月議会で問いました。

その際、女性用トイレの個室ごとの設置に至っていないふれあいセンター、役場新庁舎への生理用ナプキンの設置に、地域女性活躍推進交付金の活用はできないかという問いを投げたところ、生理用ナプキンを特定の場所に設置するのみでは交付金の対象にならないと答弁がありましたが、どのような形であれば対象になるのかお聞かせください。

総務部長 続きまして、生理用品の設置について～生理の貧困と女性の社会進出～についてでございます。

地域女性活躍推進交付金を活用するためには、ただ生理用品の提供を行うだけではな

く、相談等の一環として位置づけることが必要となっております。

具体的には、相談を受ける中で、必要とされている方に生理用品を提供することや、相談につなげるきっかけづくりの手段として、相談窓口を周知するための案内と合わせて生理用品を提供することで、交付金の対象となるものです。また、相談につなげるきっかけづくりの手段として、相談窓口案内を生理用品に同封して提供することも、交付金の対象となりますが、この場合、NPO等の民間団体に事業委託を行うことが条件となるため、現状では生理用品を特定の場所に設置することに、交付金を活用することは要件に照らせばできないものと認識しております。

以上でございます。

河上議員 NPO等の民間団体への業務委託が条件となり、設置困難であるという御回答でしたが、2021年度からは、国の地域女性活躍推進交付金を活用して、自治体が生理用品を提供することも可能になったといいます。該当する自治体に生理用品の設置ができて、島本町にできない理由は何でしょうか。何かしら克服すべき課題があるならば、明確にできればと考えますが、お聞かせください。

また、交付金に頼らず、島本町独自で生理用品を新庁舎にも設置を実現させようと考えた場合、具体的な必要経費はどれぐらいかかるのかお聞かせください。

総合政策部長 御質問の前段の、本町として地域女性活躍推進交付金の活用により、公共施設のトイレ等に生理用品を設置することができない理由についてでございます。

概要につきましては、先ほど総務部長から答弁があったとおりですが、より詳細に申し上げますと、本交付金のメニューの一つであるつながりサポート型におきましては、NPO等への委託により、孤独、孤立で困難や不安を抱える女性に対するアウトリーチ型の相談支援等を実施する場合に、当該相談窓口を周知するために、相談窓口案内を同封した生理用品を配布することなどが可能であるのに対し、物品提供が事業の中心となるような場合は対象外とされております。

本町では、従前より女性相談を実施しているほか、令和6年度からは、他の国庫補助金を活用して、ひとり親家庭・女性支援員を配置し、困難な問題を抱える女性への支援体制の充実を図ったところであり、現在これらに加えて、NPO等への委託により、アウトリーチ型支援等の取組を行うまでの状況にはないものと認識しております。そのため、本交付金を活用しての事業の実施は困難であると考えております。

以上でございます。

総務部長 御質問後段の、新庁舎内のトイレ個室に生理用品を設置する場合の必要経費についてでございます。

他市町村の事例を参考に、島本町の人口規模に基づき試算を行うと、1か月当たり約200個程度の生理用品が必要となり、1個当たり25円の生理用品を購入した場合、月間の費用は約5,000円程度になると想定しております。

また、生理用品の設置や補充のための管理作業については、委託費が発生する可能性

もあり、導入方法や運用体制の詳細によって費用が変動するものと考えております。

以上でございます。

河上議員 生理用品は特別なものでもなく、嗜好品でもなく、トイレットペーパー同様に生活を送る上で必要なものです。しかし、島本町の新庁舎には生理用品の設置が一つもない状況があります。

島本町の中で、生理用品は特別なものでも嗜好品でもなく、トイレットペーパー同様に生活を送る上で必要なものだという認識は、どの程度浸透しているのか、お聞かせいただけますでしょうか。

総務部長 生理用品につきましては、生活を送る上で必要なものであると、その認識は持っておりますが、現状ではトイレットペーパーと同様に、庁舎内のトイレに設置されているものとして位置付けるまでの認識が、町全体として十分に浸透しているとは考えておりません。また、他市町村の状況について調査したところ、生理用品を庁舎内トイレに設置している事例は多くないものと認識しております。

当該取組により、女性の皆様に安心感を持っていただければ、その結果、社会参加促進につながる可能性はあると認識しておりますが、現在の社会情勢に鑑み、現時点では庁舎管理部局が主体となって導入するとの判断にまでは至らないことにつきまして、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

河上議員 生理用品を巡る理解と啓発は道半ばにあります。人権文化センターでの生理用品の設置や相談先を記したカードを封入した生理用品の配置の取組など、すばらしい取組だと大変感銘を受けました。

今年春に、三重県で生理用品の配備を訴えた県議に8,000通にも上る殺害予告メールが届いたこと、また、SNS上でも誹謗中傷が相次いだことなど、過激な例ばかりではなく、生理用品を巡る理解と啓発は、島本町内に限らず、社会の中において、まだ道半ばにあります。だからこそ、さらなる啓発促進が必要であると考えます。

内閣府男女共同参画局の生理の貧困に係る地方公共団体の取組のうち、地方公共団体による独自の取組として紹介されているように、島本町人権文化センターでは、生理用品と相談窓口案内をセットにした配布が行われています。

しまもとスマイルプランでも示されているように、「男女共同参画とは、『性別にかかわらず、一人ひとりが社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における意思決定の場に自らの意思をもって活動に参加する機会が確保されるとともに、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を負うこと』」、さらには、憲法第14条にて、「すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」とあります。

男女により、身体的な特徴には違いはあります。その上で、島本町において、生理用品をめぐる環境は、男女ともに均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受ける

ことができていると言えるでしょうか。先ほどの答弁で、生理用品設置に対する大まかな概算が示されました。島本町として、生理の貧困と女性の社会進出に関するさらなる啓発を込めて、生理用品の設置に踏み出すことは可能かどうか、お聞かせください。

総合政策部長 生理の貧困に係る課題は、経済的な理由により生理用品を購入できないというもののほか、家庭事情や性に対する本人及び周囲の理解不足などで、十分な知識やケアが受けられない状態なども含み、近年まで課題として取り上げられなかった背景には、生理に関する話題をタブー視してきた社会の風潮などもあることは理解しているところでございます。議員の御質問にもありますように、現在は社会的な意識醸成の過程にあるものと認識しております。

先ほど御答弁申し上げましたように、交付金の活用は困難な状況にございますが、防災備蓄の活用や企業等からの寄附により設置している事例もあるほか、その設置方法についても、施設内の全てのトイレではなく、特に必要が高いと考えられる個室1か所を選定して設置するような事例もございます。

予算やメンテナンス上の課題などの兼ね合いもございますが、今後の対応につきましては、関係部局で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

河上議員 性別にかかわらず、一人ひとりが社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における意思決定の場に、自らの意思をもって活動に参加する機会が確保される島本町の実現のためにも、前向きな検討をお願い申し上げて、次の質問に移ります。

令和7年6月30日現在、島本町には145世帯の外国籍の人たちが生活しています。令和5年からは、人口にしておよそ50人、世帯にして21世帯増えています。

さきの参議院選挙では、多くの政党による外国籍の方々に対する憎悪をあおり、自らの支持につなげるような行いが目立ちました。2025年7月31日には、東京都千代田区で、2人の中国籍の方が4人組の何者かに襲われ、重傷を負うという事件が起きました。同日、中国大使館が、自国民に対する自身の安全対策を強化すべしと声明を出すに至りました。このような状況は、海外にルーツのある人たちにとって、決して安全な環境ではありません。

島本町には、人権擁護に関する基本条例があります。第1条には、「この条例は、日本国憲法の基本的理念に基づき、すべての住民の基本的人権が真に保障されるための必要な基本事項を定め、もつて人権の擁護に資することを目的とする。」と示され、町の基本施策として、第4条に、「町は、あらゆる行政施策を執行するうえにおいて、第1条の目的の達成に努めるとともに、次に掲げる基本施策の推進をするものとする。(1)人権意識の高揚、啓発、(2)人権侵害の防止、(3)招来又は助長する行為の防止等」が挙げられています。

条例を含めて、昨今の外国にルーツを持つ人や高齢者、障害者、性的マイノリティに対する排外主義、ヘイトスピーチに対して、現行の条例で十分対応し得るのか、島本町

の考えをお聞かせください。

総合政策部長 続きまして、島本町は排他主義と排外主義にどう向き合うかについてでございます。

人権擁護に関する基本条例につきましては、昭和60年の施行から40年が経過するものの、本町の人権行政の基本となるものであり、その理念は普遍性を有するものと認識しております。

6月定例会議において、他の議員に御答弁申し上げましたとおり、時代の変化とともに、人権を取り巻く課題が変化する中、近年では、全国の多くの自治体で様々な人権に関わる条例が制定されておりますので、それらの内容を研究し、本町条例を改正することも含め、検討してまいりたいと考えております。

また、ヘイトスピーチのような不当な差別的言動の防止については、現行条例に定める基本施策に含まれますが、法律や府条例もありますので、国や府などの機関と連携して啓発などの取組を行っているところでございます。

具体的には、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律、いわゆるヘイトスピーチ解消法や、大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例、いわゆる大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例の趣旨、内容を踏まえ、府条例が施行された11月には、府内自治体と共に、啓発を行っているほか、本町公式ホームページに啓発ページを常設し、もし本町の相談窓口相談が寄せられた場合には、法務局などの関係機関と連携して対応することとしております。

以上でございます。

河上議員 差別を目の当たりにすると、差別の定義・概念が不透明かつ曖昧で、被害を被害として認知されないケースをよく伺います。もちろん丁寧な議論が必要ですが、差別の定義・概念を明確化することで、少しでも差別から救われる人がいるということをここに述べておきます。

さて、トランプ政権の復権以来、排外主義の機運の高まりを感じます。さきの参議院選挙では、日本人ファースト等、排外主義そのものがまるで争点かようになってしまいました。排外主義的な主張や、ある特定の国籍や民族、性別など属性への憎悪をあおるためのデマなどが人々に与える影響の中には、子供たちへの影響も懸念されます。ルーツの違いにより、いじめや差別が増えるのではないかと。夏休みも明けてしばらく、島本町として実態把握すべく取組はございますでしょうか。また、対策などはございますでしょうか、お聞かせください。

教育子ども部長 ルーツの違いによるいじめや差別の実態把握の取組についてのお尋ねでございます。

特定の国籍や民族、性別など、属性への憎悪をあおるためのデマにつきましては、人権侵害事象であり、決して許されることのない事象であるものと認識しております。教育委員会といたしましては、学校における多文化共生教育の方針である「島本町在日外

国人基本方針」を、令和6年度に「多文化共生の教育をめざして」として改正し、各町立学校園所長に対して通知するとともに、国際理解教育及び多文化共生の教育を推進することについて指導・助言を行っております。

また、各学校においては、道德の授業を中心に、多文化共生について学習する場を設けております。

現在、夏休み明けに当該事象に係る特定の調査等は実施しておりませんが、各学校におきましては、ふだんからいじめや人権侵害等について注意深く様子を見ておりますため、国籍に関係なく対応しております。万が一、人権侵害事案が発生した場合には、差別を受けた児童生徒への寄り添いを第一に、指導を含めた対応を行っております。

以上でございます。

河上議員 「特定の国籍や民族、性別など、属性への憎悪をあおるためのデマについては、人権侵害事象であり、決して許されることのない事象だと認識している」と、道德の授業、多文化共生についての学習、人権侵害事案での被害児童への寄り添い、そして、問題に対する指導について御答弁いただきました。

出自を理由とした差別により命を落とすのは大人だけではありません。2017年の記事になりますが、2010年の秋に自らのルーツを理由に受けたいじめにより命を落とした小学生の御両親が起こされた裁判の決着がついたことをハフィントンポストが報じていました。

小学生がなぜ自らの意思で、変えられない変えようもないことを理由にいじめられ、生涯を諦めなければならなかったのか。2025年になった今、排外主義的な潮流がさらに勢いを増す中、島本町人権擁護に関する基本条例やヘイトスピーチ解消法のような理念を示す条例、法律で太刀打ちできるのか疑問があります。

大阪市は、全国で最初にヘイトスピーチの拡散防止措置を定めた自治体です。また、川崎市では2020年に罰則付きの条例が施行されました。そして今、東大阪市でもヘイトのないまちをつくるための罰則付きの条例が必要だと、市民の中で会が立ち上がりました。国として、排外主義を受け入れない姿勢を見せることはもちろん大切ですが、そのためにも、各自治体の姿勢の積み重ねが大切であると考えますが、いかがでしょうか。2021年には、住み続けたい自治体ランキングで、2025年には、社会増加数が全国町村中1位に輝いた島本町としての姿勢を町長に問うて、全ての質問を終わります。

町長 ヘイトスピーチのような「不当な差別的言動は許されない」このことは、ヘイトスピーチ解消法の前文でも宣言されております。

各自治体は、この趣旨等を踏まえ、国や他の自治体とも連携をしつつ、それぞれの地域の実情に応じた取組を行っていく必要がございます。また、その解消に向けましては、国籍などのルーツの違いによるいじめ等の防止に向けた教育現場の取組も大変重要であると認識しております。

本町における取組につきましては、先ほど各部局から御答弁させていただきましたが、

引き続き町の将来を担う子供たちはもとより、誰もが不当な差別を受けず、多様性が尊重され、安心して暮らすことができる環境づくりに向け、啓発、教育や相談等の取組を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

河上議員 島本町人権擁護に関する基本条例に基づいた差別は許さないという一貫した姿勢を確認できたこと、町民の一人としても大変良かったと思っております。しかし、教育に関する御答弁の中でいただきました人権侵害事案が発生した場合の被害児童への寄り添い、その後の指導の向く先が一体どこになるのか、同化を迫るものになっていないのかということ、個人のルーツやアイデンティティーがしっかり尊重されているのか。差別やわきまを内在化させてしまうことに慣れてしまうと、郷に入れば郷に従えこそが正しい共生の形であると、それをモデルのように考えてしまいます。

しかし、それでは真に共生ということにはつながりません。大多数が用意したモデルに適用すべく育成することがないよう、丁寧な運営を心がけられることを願います。それは、単にルールやマナーなど、そういった話ではもちろんなく、ルーツやアイデンティティーといった人間の根幹の部分の話です。

なぜ、差別がいけないことなのか。それは他者を傷つけるから、悲しむからということでは当然とどまらず、それは他者の人生を、最悪命まで奪い取るからです。放っておくと、いずれそれが自分に降りかかるからです。

「地域の実情に応じた取組を行っていく必要がある」と御答弁をいただきました。今後の情勢に応じて、町民、そして島本町を守るためにも、社会にはびこる差別や排外主義に対する姿勢を丁寧に、そして柔軟に検討され、示されることをお願い申し上げます。以上、河上りさの質問を終わります。ありがとうございました。

大久保議長 以上で、河上議員の一般質問を終わります。

引き続き、月足議員の発言を許します。

月足議員（質問者席へ） おはようございます。9月定例会議、月足まさやからの一般質問を通告に基づき行います。よろしくお願いいたします。

まずは、「学校現場で盗撮を起こさせない町に」と題して問います。

今や、高性能で小型なカメラが手軽に手に入ります。あわせて、SNSやインターネットの普及により、学校施設などでの盗撮行為、または盗撮画像が拡散されるリスクが高まっています。

本年6月、名古屋市立小学校の教員と横浜市立小学校の教員が女子児童の盗撮画像や動画をSNSのグループチャットで共有した疑いで愛知県警に逮捕され、グループには教員と見られるメンバーが多数参加しているという、大変信じ難い事件が起こっております。

被害の深刻さについては、被害者は主に生徒、特に女子生徒が多く、言うまでもありませんが、精神的なトラウマやプライバシー侵害による被害が甚大であり、また、画像

がネット上に流出すると、取り返しのつかない2次被害が発生いたします。しかしながら、今後の教育現場、そして社会生活において、デジタル機器の使用は欠かせません。ですので、お話ししたような新たな盗撮というリスクについては、全国的に大きくなっており、無視できず対応する必要があると思います。

質問でございますが、当町として、主に教育現場において、このような状況についてはどのようにお考えでしょうか。

教育こども部長 それでは、月足議員の一般質問に御答弁申し上げます。

大きな1点目、「学校現場で盗撮を起こさせない町に」のうち、教育現場における状況についてでございます。

名古屋市で発生した10人近い教員が参加していたと見られるSNSグループ内で、盗撮された画像が共有されていた事案をはじめ、昨今のデジタル機器を用いた盗撮につきましては、児童生徒の人権を踏みにじる、決して許すことのできない事案であると認識いたしております。

本町におきましても、大阪府教育庁から盗撮等を含む教職員に関する処分事案の情報提供があった際には、その内容を各学校に通知しており、また、大阪府教育庁が作成した「不祥事防止ガイドブック」に基づき、具体的にどのような事案が懲戒処分の対象となる不祥事と呼ばれるのか、不祥事が発生した場合の影響や当事者の責任について、チェックリストを用いながら研修等を実施しております。

加えて、冒頭の事案を受けて、文部科学省が令和7年7月1日付で発出した「児童生徒性暴力等の防止等に関する教師の服務規律の確保の徹底について」との通知を令和7年7月3日付、島教教第1363号にて、各学校長に対して送付し、職員会議等で確実に周知を図ること、児童生徒性暴力等の防止に関して、教師の服務規律確保の徹底や未然防止の観点からの研修等の取組を実施するよう指示しているところでございます。

以上でございます。

月足議員 詳細な答弁をいただき、誠にありがとうございます。御答弁いただきました「児童生徒の人権を踏みにじる、決して許すことのできない事案である」につきまして、全く同じ思いでございます。こちらについて、一步ずつでもより踏み込んで対策を行っていただきたいと考えております。

不祥事が起きてしまった場合、御答弁にございました「不祥事防止ガイドブック」等で迅速かつ厳正に対応していただくのは当然なのですが、この許すことのできない事案については、徹底した未然防止こそが大前提、最重要であると考えておりますが、いかがでしょうか。

教育こども部長 盗撮の徹底した未然防止についてのお尋ねでございます。

児童生徒等を対象とした盗撮につきましては、被害者及び加害者を生じさせない未然防止が最も重要であることは言うまでもございません。本町教育委員会が策定した「教職員等による児童生徒等への性暴力等防止マニュアル」においても、性暴力等を防止す

るための取組として、安全教育の実施及びチェックリストの活用等について記載しております。

いずれにいたしましても、今後も引き続き、各校でマニュアルを活用した研修を実施するなど、未然防止に努めてまいりたいと考えております。

月足議員 ありがとうございます。被害者及び加害者を生じさせない未然防止が最も重要であることは認識が一致しております。当然のことでございますが、御確認させていただき、ありがとうございます。そのために行えることは、コツコツと考え得る手段は全て行っていくべきであると考えております。

さて、御答弁にもございました当町には教職員向けの性暴力等防止についてのマニュアルとして、「教職員等による児童生徒等への性暴力等防止マニュアル」、以下、「性暴力等防止マニュアル」と呼ばさせていただきますが、こちらがあることも把握いたしております。このマニュアルは、令和5年10月、島本町教育委員会が子どもへの性暴力等の発生防止のため、また、教職員等の性暴力に対する意識を高めるために作成されたものとございます。

第1 性暴力において、わいせつな写真を見せられる、撮られる、自撮りを要求される、性的な内容のメール等を送るなどの定義が記載ございます。児童生徒が心身ともに健やかに成長していくことを願い、日々一生懸命に教育活動に取り組んでいただいております教職員の方々が大多数なのは言うまでもないのですが、残念ながら教師という敬意と信用を悪用し、閉鎖的、支配的な空間において、被害者自身が気づかないうちに盗撮などの性暴力に遭っているケースなど、犯罪として悪質な事件も見受けられます。これは、学校という児童生徒を守らねばならないために、一定の閉鎖的部分もある現場ですからこそ、内側からの声や発見、気付きは生徒を守るために欠かせません。

しかし、性暴力等防止マニュアルにある自己チェック項目等、内容を確認させていただきましたが、教職員自身が気づかぬうちに性暴力を行ってしまっていないかなどの気づきを促す内容ではあると強く感じるのですが、盗撮について、現場全体として事件に気づくことができる、対応するためのものは、不足していると思うのですが、いかがでしょうか。

教育こども部長 次に、教職員等による児童生徒等への性暴力等防止マニュアルにおける盗撮の対応についてでございます。

当該マニュアルにつきましては、教職員等による児童生徒等への性暴力等を包括的に防止するために作成したものでございますため、盗撮の防止に特化した内容については記載がございませんが、当該マニュアルでは、各学校における定期的なアンケートの実施を指示しております。

当該アンケートの定期的な実施は、万が一、事案が発生した場合の相談窓口の存在や、具体的にどのような事案が性暴力を含むハラスメントに当たるのか等を、児童生徒が知るきっかけになるだけでなく、教職員等への啓発にもなり、結果として性暴力等の未然

防止と早期発見につながるものと考えております。

以上でございます。

月足議員 性暴力等防止マニュアルに、盗撮に関する特化した記載がない理由について一定の理解をいたしました。教職員の皆様が、日々児童生徒のために全力を尽くされている中、決して疑心暗鬼を促す意図はございません。しかし、盗撮は性質上、隠れて行われるものであり、繰り返しとなりますが、内側からのチェック体制や気づき、取組が必須と思います。

この盗撮という言葉は決してポジティブな言葉ではございませんが、性暴力を防ぐための重要な指針でございます性暴力等防止マニュアルに、しっかりと「盗撮」という言葉を記載、項目の追加、掲示などいただくことで、盗撮は重大な問題であり犯罪であるということを内外に認識いただき、未然に防ぐ抑止力をより強めたいと考えております。

他地域の学校を見ましても、様々な取組を行っているところが多数ございました。例として、茨城県日立市立日高小学校におかれましては、「学校における非違行為防止に向けた対策について」と題したガイドラインを学校独自で示されております。内容としましては、「学校での犯罪防止にかかる研修を月1回以上実施」「空き教室やトイレ、更衣室等の定期的な点検実施、常に整理整頓をして、カメラの設置場所を作らない」「児童への指導や面談は、できるだけ複数体制で行う」「教職員は私用のスマートフォンについて、原則、職員室のみで使用する、特別な利用がある場合には、管理職の許可の下、使用する」などの詳細な取組内容をホームページ上で公開されており、いつでも閲覧できるようにされております。

これは、先ほど申しました、盗撮は重大な問題であり犯罪であるということを内外に認識いただき、未然に防ぐ抑止力をより強めることにつながると考えます。先ほど答弁にございましたアンケートの実施等、啓発には大変意味のあることと理解しておりますが、この教職員等による児童生徒等への性暴力等防止マニュアルにおける盗撮についての項目追加の検討、学校ごとのガイドラインの策定を御検討いただけませんか。

教育こども部長 次に、教職員等による児童生徒等への性暴力等防止マニュアルにおける「盗撮」項目追加の検討についてでございます。

盗撮事案の発生した名古屋市では、名古屋市教育委員会が、改めて教職員等の私物スマートフォンやデジタルカメラ等での児童生徒を撮影することの禁止、学校のデジタルデバイスで作成する場合も、撮影対象者に声をかけて行う、撮影者を固定してはならない等の通達を行った旨を聞き及んでおります。本町におきましても、マニュアルへの追記も含めて、より効果的かつ実効性の高い取組を検討していく必要があると認識しております。

現在、各学校においては、具体的なガイドラインは策定しておりませんが、名古屋市の事案を受けて、改めて各学校長が職員会議で、デジタル機器の使い方や性暴力等の発生防止について、周知徹底を図ったとの報告を受けております。

今後、各小中学校で定期的の実施しております安全点検の際に、さきに申し上げたマニュアルに基づく観点を盛り込み、改めて各教室、トイレ、更衣室等においても盗撮等が行われていないか確認すること等について、学校とも協議を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

月足議員 誠にありがとうございます。マニュアルへの追記を含め、検討の必要性を御認識いただき感謝申し上げます。

各学校において、取組や対応に関するガイドラインやマニュアルを定めていただくことは、既存の性暴力等防止マニュアルと重なる部分があるかと存じますので、単に増やすことや作成することが目的ではありません。しかしながら、各学校の個性や校風が異なる中、盗撮問題については、各校で主体的に考え、適切な取組やガイドラインを作成し、掲示または公表いただくことで、大人である私たちの盗撮を許さないという姿勢を明確に示すことができます。これは、生徒の安心につながり、盗撮は絶対に行ってはならないという強い啓発効果をもたらすものと考えます。

未然防止こそが、大前提、最重要であり、できることは確実に行っていただきたいと思っておりますので、学校との協議の際に、実効性の高い取組の検討を重ねてお願い申し上げます。進捗状況の確認や生徒に向けたハード面の取組については、改めて御質問させていただきます。

それでは、次の質問に移ります。

続きまして、「島本町の耳鼻科医院不足について」と題し、質問させていただきます。まず、町として将来の医療ニーズへの展望について具体的にいかがお考えでしょうか。

健康福祉部長 続きまして、大きな2点目の「島本町の耳鼻科医院不足について」のうち、将来の医療ニーズの展望についてでございます。

将来の医療ニーズにつきましては、医療法第30条の4第1項により、「都道府県が地域の実情に応じて、医療提供体制の確保を定めるための計画を定めるもの」とされ、本町独自での医療ニーズの分析は行っておりませんが、第8次大阪府医療計画では、2040年頃まで高齢者の人口の増加が続くと見込まれており、医療従事者の働き方改革なども踏まえ、超高齢社会・人口減少社会における医療ニーズの変化に対応した持続可能で、切れ目のない医療体制の構築を図っていく必要があるとされております。

なお、医療計画で示されております項目といたしましては、がん、脳卒中、心血管疾患、糖尿病、精神疾患の5疾病と、救急医療や周産期医療などの6事業及び在宅医療の目標に関する事項となっております。

以上でございます。

月足議員 ありがとうございます。医療計画で指針が示されております項目、がん、脳卒中、心血管疾患、糖尿病、精神疾患の5疾病等からは少しそれてしまうのですが、町の皆様より寄せられている声、思いに沿いまして、今回は島本町の耳鼻科医院の現状、そ

して確保の必要性について質問を続けさせていただきたいと考えております。

耳鼻咽喉科は、子どもの中耳炎から頭頸部腫瘍に至るまで、非常に多様な疾患を扱います。その理由として扱う臓器が多岐にわたることも挙げられます。近年では、花粉症等のアレルギーは国民病と呼ばれるほどの罹患数で、ほかの科と比べ患者さんの年齢層、対象が幅広いという特徴もございます。

島本町都市計画マスタープラン「第五次総合計画における将来人口の推移」では、およそ令和8年、9年ほどで人口がピークとなり、およそ維持され、緩やかに減少していくとあります。今後の人口増加、そして人口は、この先、例え減少いたしましても、子育て世代や、いただいた答弁にもございました第8次大阪府医療計画でも、2040年頃まで高齢者人口の増加が続くと見込まれておりますことを見ますと、さきに述べましたほかの科と比べ、患者の年齢層、対象が幅広いという耳鼻咽喉科の特徴からも、今後より一層の充実が必要となると考えます。

現状を鑑みると、高槻市には多くの医療機関がありますが、島本町に隣接する高槻市の上牧エリア、大山崎町エリアには、耳鼻咽喉科の専門医院がありません。そのため、小さなお子様を連れて通院する方、仕事で時間の確保が難しい方、移動に不自由を感じる高齢者の方々にとって、高槻に行けば何とかなるという状況ではなく、通院の困難さや待ち時間の負担が課題となっています。これについて、町民の皆様から多くの御意見をいただいております。

さきの選挙で、私自身、耳鼻科を増やしたいと公約に掲げさせていただきました。この課題を解決し、前進させるためには、まず現状を広く知っていただくことが重要と考えております。町の方々とお話しする際、ほぼ必ず話題に上がるのが、このお困り事でございます。私のもとにも多くの声が寄せられております。

ただし、大前提として、地域医療を支えてくださっている病院や現場の皆様には、心から感謝申し上げます。この課題は、町として改善に取り組むべき重要な課題であると考えております。当町に対して、耳鼻科が足りていないといったお困りの声、通院に関するお悩みの声などは寄せられておりますでしょうか。

健康福祉部長 続きまして、大きな2点目の「島本町の耳鼻科医院不足について」のうち、住民の声についてでございます。

町内の医療機関の現状につきましては、令和7年7月末時点で、一般診療を行う病院が1か所、一般診療所が23か所となっており、そのうち、専門的な診療科目に特化した医療機関は、産婦人科が1か所、小児科が3か所、精神科が病院内に1か所、耳鼻咽喉科が1か所でございます。耳鼻咽喉科につきましては、町内に2か所開設されていた期間もございましたが、令和4年5月末に1か所、閉院しております。

耳鼻咽喉科の不足に係る住民の方からのお声といたしましては、過去5年間で「私の声」を2件受け付けております。内容といたしましては、診療内容に係る御意見と待ち時間に関する御意見があり、いずれも町内にもう1か所、耳鼻咽喉科を増やしてほしい

との御要望がございました。

以上でございます。

月足議員 詳細な御答弁をいただきまして、感謝申し上げます。ありがとうございます。一定お声も寄せられているとのことですが、町の皆様も、この課題について、どこにその声を持っていけば良いのか、悩んでいるという実情も肌で感じております。しかしながら、今この町に確かにあるお困り事だという認識を持っていただいておりますと思います。

さて、繰り返しとなりますが、患者の年齢層、対象が幅広いという耳鼻科の特徴、そして、さきに述べましたアレルギー患者の増加等により、全国的にも耳鼻咽喉科のニーズが増えている一方で、耳鼻咽喉科の医師自体は減少傾向にあります。厚生労働省医師・歯科医師・薬剤師統計、こちらは厚生労働省が2年置きに実施しております調査で、2024年の資料では、2020年に比べ減少が大きかった科目として、小児外科、気管食道外科、そして、耳鼻咽喉科は2020年と比較して、3.3%医師数が減少しているというデータがございまして、今後も減少が予想されるということです。

理由といたしましては、一つに、ほかの科目を選択する医師の増加が考えられ、近年一番大きく増加している医師の科目は美容外科で、2020年と比較して132.4%増とのこと。あわせて、当町心療内科も通院困難な状況にある方が多いとお聞きしております。今後、医師の絶対数減少も見込まれる中、これらの各医療体制は、より喫緊の事態となるその前に、先んじて医師を、医療体制を確保しておく必要があるのではないかと提言させていただきます。

この困り事に際して、何か町として行えること、働きかけられることはございますでしょうか。

健康福祉部長 次に、困り事への対応についてでございます。

議員御指摘のとおり、心療内科を標榜する医療機関は町内にございませんが、先ほど御答弁いたしましたとおり、本年4月から水無瀬病院において精神科外来を開始されており、毎月第1、第2、第3火曜日の午後から3枠の診療体制を設けられております。

また、耳鼻咽喉科につきましては、町内に1か所ではございますが、曜日、時間帯によっては、医師2名体制での診療や診療予約システムを導入されるなど、診療体制の拡充や待ち時間の短縮につながるような工夫をされているものと認識しております。

一般診療所の開設につきましては、医療法第7条により、届出制とされており、どこにどのような診療科の診療所を開設するかは、個々の開設希望者の判断に基づくものとなっており、現時点において、町で特定の医療機関を誘致するようなことは行っておりませんが、これまでに、J R 島本駅西地区のまちづくりの際に、J R 島本駅西地区土地区画整理組合の事務局に対して、住民の方からの耳鼻咽喉科を増やしてほしいという声をお伝えし、医療モールのテナントを入れる際には検討していただきたい旨を、お声がけするなどの働きかけを行った経緯がございます。

以上でございます。

月足議員 確認させていただき、ありがとうございます。町で特定の医療機関を誘致する事業は行っていないとのことでしたが、現状でできる働きかけをまずは行っているということは、耳鼻咽喉科を必要とする町の困り事に対して、取り組む思いをともに持っていただいていると理解いたします。本当にありがとうございます。

国、厚生労働省といたしましても、地域枠や専攻医のシーリングなど、若い医師を地方へと誘うべく全国レベルの対策は行われているとのことですが、人口の多い都市への集中傾向はとどめられない面もあるようです。日本は、自由開業制を基本としておりますから、規制的手法では難しく、自治体ごとの取組も一定必要であると考えます。

医師の誘致を目指して踏み込んだ政策をしております他の自治体におきましては、医師の開業、定着を促進する様々な取組を行っております。具体的には、開業資金の補助や融資制度、住宅購入費の補助や家賃補助などの開業医誘致条例の制定等です。こちらは1件当たり1億円を超えるケースもあり、簡単な話ではありません。

しかしながら、静岡県では、開設準備等に上限として5,000万円、市内の病院に3年以上勤務後に開業する場合は、さらに1,000万円を上乗せするなど、地域病院における勤務医の充実と、その間に地元医師会とも関わりができ、開業しやすくなるといった工夫を凝らした事業もございます。こちらは、県としての取組ですが、鹿児島県大崎町や宮崎県栗原市など、もちろん人口規模や置かれている状況は様々大きく違いますが、それぞれの自治体により、金額、内容、制度設計は柔軟かつ様々です。

さきにお伺いいたしました困り事に対して、何か町として行えること、働きかけられることの答えの一つといたしまして、この開業医誘致条例の制度の設計、調査について御検討いただくことはできますでしょうか。

健康福祉部長 次に、開業医誘致条例についてでございます。

先ほども御答弁いたしました但、一般診療所の開設につきましては、医療法第7条により、届出制とされており、どこにどのような診療科の診療所を開設するかは、個々の開設希望者の判断に基づくものとなっております。

大阪府ホームページにおいて、医療計画に基づき、二次医療圏ごとの外来用に関するデータが記載されており、三島二次医療圏の令和5年10月1日時点の一般診療所の標榜状況では、内科が総数の53.6%と最も多く、次いで、小児科が同17.9%、リハビリテーション科が同15.7%の順に多くなっており、議員お尋ねの耳鼻咽喉科は総数の5.4%となっております。このことは町内のみならず、二次医療圏（高槻市、茨木市、摂津市、島本町）の状況においても、一般診療所の標榜状況としては、耳鼻咽喉科は少ない状況となっております。

また、厚生労働省における令和4年医師統計の概況によりますと、主たる診療科別に見た医療施設に従事する耳鼻咽喉科の医師数は総数の2.9%であり、医師数の統計数から見ても、耳鼻咽喉科の医師が少ない状況にございます。

このように、耳鼻咽喉科のような専門に特化した診療科目を標榜する医療機関が少ない傾向がございますので、高槻市など近隣自治体を含めて、医療提供体制を構築していく必要があるものと認識しておりますことから、町が独自に医療機関の誘致を行うことは困難であると考えております。

以上でございます。

月足議員 詳細なデータとともに答弁いただきまして、ありがとうございます。

小規模自治体である本町が単独で医療機関を誘致することが難しい点も理解しておりますが、町民の皆様から寄せられる耳鼻咽喉科通院に関する困り事が取り組むべき重要な課題であるという認識も御理解いただいていることかと思えます。高槻市など近隣自治体も含めて、医療提供体制を構築していく。こちらは今でき得る重要な施策の一つであると理解いたします。

さて、この質問の際、私は「高槻に行けば何とかなる」というやや強い言葉を使わせていただきました。これはお話をさせていただいた町の方から何度かいただいた言葉です。島本町は町に病院がなくても、高槻があるんやから高槻に行けば何とかなると思っているのではないかと。答弁を受けまして、町として、決してそのような一方的な考え方ではないと私は認識しておりますし、この課題の難しさについても併せて伝えていきたいと思えます。

しかしながら、繰り返しとなりますが、確かに小さなお子さんを連れて通院する方、仕事で時間の確保が難しい方、移動に不自由を感じる高齢者の方々にとって、高槻市や近隣の自治体に対象の専門医院があったとしても、通うことの難しさを抱えている町の皆様がいらっしゃることも大変重い事実でございますので、町として医師を、医療体制を確保することも、町の今後の展望に必ず含み入れておいていただきたいと思えます。

町の皆様の健康と生活の質向上のため、地域の医療支援の状況を把握、そして、具体的に町が主体的に関与できる施策を、引き続き研究・検討いただきたいと思えます。現在行っていております働きかけを含め、引き続き前向きな御対応を心よりお願い申し上げます。

最後に、現在町の皆様を支えていただいております耳鼻咽喉科医院の御尽力にも、いま一度感謝を申し上げまして、質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

大久保議長 以上で、月足議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩をいたします。

(午前11時08分～午前11時20分まで休憩)

大久保議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、すえおか議員の発言を許します。

すえおか議員 (質問者席へ) 2025年9月定例会議一般質問、1問目に人口急増による教育環境と高さ規制について、質問させていただきたいと思えます。

現在、島本町は、高層マンション計画、そして、建設が進み、人口急増が進んでいま

す。その中で、教育環境、保育環境をしっかりと確保していくことが島本町にとって大きな課題だと考えています。

まず、教育環境について3点質問させていただきたいと思います。

各小学校、中学校の現在の普通教室数の数と、現在の高層マンション計画によって、人口増加によるピーク時の児童数と必要な普通教室数の見込みがどのような推移になるのかお答えください。

教育こども部長 それでは、すえおか議員の一般質問に御答弁申し上げます。

大きな1点目、人口急増による教育環境と高さ規制についてのうち、小中学校の見込みについてでございます。

令和7年5月1日現在の普通教室数として利用している教室数といたしましては、第一小学校が16室、第二小学校が22室、第三小学校が16室、第四小学校が26室、第一中学校が16室、第二中学校が16室でございます。

次に、令和7年度から令和27年度までの人口増加によるピーク時の児童生徒数と必要となる普通教室の見込数についてでございます。

まず、小学校についてでございます。

第一小学校は、令和7年度に児童数435人で16教室。第二小学校は、令和9年度に児童数630人で22教室。第三小学校は、令和18年度に児童数939人で34教室。第四小学校は、令和7年度に児童数613人で26教室を、それぞれピークとして見込んでおります。

次に、中学校でございます。

第一中学校は、令和8年度に生徒数472人で16教室。第二中学校は、令和23年度に生徒数687人で23教室を、それぞれピークとして見込んでおります。

以上でございます。

すえおか議員 第二小学校、第三小学校の数値については、後に詳しく聞きます。

次に、学童保育に関しても、各学童保育室の現在の1教室当たりの人数と1人当たりの面積、現在の高層マンション建設計画によって、人口増加時によるピーク時の1教室当たりの人数と1人当たりの面積をお答えください。

教育こども部長 次に、学童保育室の見込みについてでございます。

まず、令和7年5月1日時点の1教室当たりの平均した人数と1人当たりの面積につきましては、第一学童保育室は、5室を活用し、人数が30人、面積が1.86平方メートル。第二学童保育室は、5室を活用し、人数が34人、面積が1.83平方メートル。第三学童保育室は、3室を活用し、人数が34人、面積が1.87平方メートル。第四学童保育室は、4室を活用し、人数が45人、面積が2.02平方メートルでございます。

また、ピーク時の1教室当たりの平均した人数と1人当たりの面積につきましては、第一学童保育室は、令和7年度で5室を活用し、人数が30人、面積が1.86平方メートル。第二学童保育室は、令和9年度で5室を活用し、人数が34人、面積が1.81平方メートル。第三学童保育室は、令和18年度で4室を活用し、人数が73人、面積が0.87平方メートル。

第四学童保育室は、令和7年度で4室を活用し、人数が45人、面積が2.02平方メートルでございます。

以上でございます。

すえおか議員 また、現在島本町は支援学級の生徒が普通学級で授業を受ける場合においても、普通学級の学級編制の人数に含まれていないため、町民からも、支援学級の生徒を含めて35人学級を求める指摘がされています。

島本町は、国政要望によって、少人数学級を求める要望を行っている聞いていますが、小学校・中学校の学級編制の人数について、どのような国政要望を行っているか併せてお聞かせください。

教育こども部長 次に、小学校・中学校の学級編制の人数について、どのような国政要望を行っているかについてでございます。

1学級の児童生徒数につきましては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条の学級編制の基準において定められており、当該法律に掲げる数を標準として、都道府県教育委員会が定めることとされております。

これにより、通常学級におきましては、小学校では1学級が35人、中学校では1学級が40人、支援学級におきましては、1学級の上限が8人となり、児童生徒の在籍数につきましては、通常学級か支援学級のいずれかに在籍することになりますことから、通常学級に在籍する児童生徒数に支援学級に在籍している児童生徒数を含めることはございません。

しかしながら、インクルーシブ教育の一環として、通常学級の1学級35人が在籍するクラスで、支援学級に在籍する児童生徒が合流し、交流及び共同学習を行うことがあり、当該期間中は通常学級において、一時的に35人を超えることがございます。一時的とはいえ、授業中の児童生徒数が35人を超えることは、児童生徒一人一人によりきめ細かい指導が行き届きにくくなると考えております。

このことを踏まえ、本町では、大阪府町村会を通じ、重点要望項目として支援学級在籍児童生徒を含めた人数を基礎とした編制とするよう要望いたしております。

以上でございます。

すえおか議員 今、教育こども部長から答弁がありましたけども、特に第三小学校の状況が非常に切迫した状態だと読み取れました。今回の答弁では、特に第三小学校、ピーク時34教室、学童保育の児童に必要な面積なんですけども、国の基準では1.6平方メートル、ピーク時には1人当たりの児童数として0.87平方メートルしか基準が確保されないというような答弁になっていました。

令和5年5月29日の第三小学校普通教育室転用可能室数についての町試算の資料によれば、無理をすればという、特別教室数の転用を含めて、最大27教室と支援学級4までというふうに書かれています。今さっき答弁あったように、34教室必要な状態であれば、現在第三小学校が確保できる教室数を優に上回る状況になっています。

学童保育でも1.65平方メートル必要なのが、0.87平方メートルしか1人当たりの児童数で確保できない。なぜ、このような状況が生まれてしまったのでしょうか。抜本的な対策が必要と考えていますが、どのような対策を考えていますか。

また、教育環境保全のための住宅開発に関する指導要綱で、これまで適切に指導ができていなかったのでしょうか。指導の経過も含めてお答えください。

教育こども部長 今後の児童増加によるピーク時における必要な教室数といたしましては34教室であり、現状転用可能な教室数を含めた場合であっても、必要な教室数が不足することが見込まれます。しかしながら、今後の本町の財政状況、将来的な人口の減少等を踏まえたと、現時点におきましては新たな施設整備には慎重であるべきと考えております。

つきましては、引き続き、第三小学校における児童数の増加の状況について注視しながら、ハード面の対策として、まずは教室数の転用等の既存施設の有効活用を第一に、状況によっては、学童保育室も含めた施設整備についても検討する必要があると考えております。また、ソフト面の対策として、校区の変更による抜本的な対策についても検討する必要があるものと考えております。

次に、島本町教育環境保全のための住宅開発に関する指導要綱に基づく指導につきましては、指導要綱第4条第1項において、「事業主は、教育環境保全対策区域において住宅開発を行う場合又は住宅開発が見込まれる場合は、土地取引等を行う日の前日又は建築確認申請日の3月前の日のいずれか早い日までに、必要な書類を添えて、町長に届け出るものとする。」としており、また、同要綱第5条第1項において、「町長は、前条の規定による届出があったときは、速やかに、教育委員会に報告するとともに、教育委員会との連名により、当該住宅開発の延期、計画の変更又はその他必要と認められる事項について協力を求める旨、事業者に通知するものとする。」としております。

第三小学校区域のJ R島本駅西地区をはじめとする、その他の開発につきましては、当該要綱の制定前の住宅開発でありますことから、事前届出の提出は受けておりません。

以上でございます。

すえおか議員 先ほど答弁ありましたけども、特別教室を転用可能なら全部転用してしまうと、特別教室がなくなるということです。そういう意味で教育の質も低下しますし、学区の変更も考えているという、本当に住民に大きな影響がある対策を今後考えざるを得ないような状況になってきています。

この要綱については、J R島本駅西地区や、この近隣の住宅開発の状態に間に合わずに、十分な指導も行えなかった、後手後手になってしまって。本当に大きな教育環境の影響が起きてしまったということは、本当に町として非常に反省すべきことだと考えています。

次に、第二小学校について質問します。

第二小学校については、これ以上の人口が増加し、よって普通教室数が現行の22、ピ

ーク時でもギリギリの状態、支援学級の生徒を含めて算出すれば、国に要望を出していますが、もし基準が変わってしまえば超過する可能性もあります。

今年度中に、百山関電社宅跡の住宅開発事業者が事業着工する予定で、9月中旬で着工するという形で住民に計画も周知していますが、教育環境保全のための住宅開発に関する指導要綱で、適切に開発を抑制するための指導を町が行うべきだと考えますが、町の見解をお知らせください。

教育こども部長 百山関電社宅跡地の住宅開発に係る島本町教育環境保全のための住宅開発に関する指導要綱に基づく対応についてでございます。

令和5年7月18日付で、開発事業者である関電不動産開発株式会社から、当該指導要綱第4条第1項の規定に基づく住宅開発届出書が町長宛てで都市計画課に提出されました。

その後、令和5年7月24日付で、都市計画課から町長名により、教育長宛てに当該届出書の報告を受けました。これを受け、当該地域の開発に当たり、戸数の抑制、入居時期の後ろ倒し及び分散またはそのいずれか、民間学童保育室の設置の3点について協力を求めることとし、当該指導要綱第5条第1項の規定に基づき、令和5年8月31日付で町長及び教育長の連名により、開発事業者に対し協力を求める通知を発出したところでございます。

その意向を踏まえ、今回の開発の中で、民間学童保育室を整備いただけるものと聞き及んでおります。

以上でございます。

すえおか議員 前の答弁で第二小学校は、令和9年度ピークで児童数が630人、22教室必要となっています。現在運用している22教室に加えて、児童数が上振れした場合、令和5年5月29日付の第二小学校普通教育室転用可能室数によれば、児童会室や学習室、男子更衣室、コンピュータ室、ランチルームなどが転用可能という形になっています。しかし、本来の役割がある特別教室ができるだけ転用されないように、住宅事業者にしっかり指導していくことが必要だと考えています。

先ほども言いましたけども、35人学級基準に支援学級の生徒の合流を含めることを、大阪府町村会を通じて要望を出しているという事情があります。もし、そのような改善を大阪府や国が実行された場合は、想定より教室数がさらに必要になる恐れや、今後、開発地に予想以上の児童数が入居して上振れする可能性があることなどから、より百山関電社宅跡の開発事業者、教育環境保全のための宅地個数を抑制するために、開発指導を行う必要があったと考えますし、これからあるとも考えています。

特に、開発地の公園面積は、現在の計画では501.15平方メートルで、マンション戸数が計画で今207戸、そして、戸建てが53戸から計算できる開発人数としては、806人の開発人数になっています。1人当たりの公園面積としては、0.62平方メートルと都市公園法の施行規則で、1人当たり5平方メートル以上必要だという基準からしたら、本当に

小さな基準となっています。

そのため、教育環境の保全のための開発指導要綱に基づいて指導を行うことで、特別教室を減らすのを防ぐために宅地面積を減らすことと、その一環で併せて公園面積を確保できないかと考えていますが、町の見解を教えてください。

あわせて、特に上記の質問に関連して、今、百山の開発現場では9月末まで発掘調査が行われる予定で、現在発掘調査が終盤を迎えています。その成果によっては、十分な公園面積を確保して、JR島本駅西地区のせせらぎ公園のように、その発掘成果を残すことも考えられますが、町の見解はどのようなものか、併せてお聞かせください。

都市創造部長 まず、公園面積の確保について、御答弁申し上げます。

当該開発地におきましては、都市計画法に定める開発規模が0.3ヘクタール以上の場合、原則として開発区域の面積の3%以上の公園、緑地、または広場を設置するという基準を満たした公園面積を計画されております。本町といたしましては、これまで開発事業者との事前協議において、事業者に対し開発することで生じる懸念事項を踏まえ、法令上の基準に上乗せした要望を行ってまいりましたが、当該開発においては、基準を上回る公園面積の整備は望ましいものの、日常的に発生する周辺水路の浸水対策や、歩行空間の確保など、安全で安心できる周辺環境の基盤整備に重点を置き、協議させていただいた経過がございます。

今後、同様の開発行為がなされる際には、公園面積の確保に向けた協議についても取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

教育こども部長 百山の発掘調査についてでございます。

本町では、発掘調査において重要な遺構の発見があった場合は、現地での保存に向けて、事業主と協議を行います。現地での保存が困難である場合は、現地もしくは他の場所での再現について協議を行っております。

なお、桜井せせらぎ公園内に再現いたしました尾山遺跡の泉跡につきましては、承久の乱後の本町周辺を治めた有力者の解明の手がかりとなる可能性がある遺構であるため、事業主と協議を行い、再現したものでございます。

そして、百山地区での発掘調査につきましては、現在のところ、現地保存などについて協議を行うような重要な遺構は見つかっておりません。

いずれにいたしましても、重要な遺構が発見された場合は、これまでと同様に適切に保護してまいりたいと考えております。

以上でございます。

すえおか議員 公園面積に関してですけれども、都市計画法に定める全体面積の3%というのは、非常に少ない基準であり、それも高層住宅を当時想定していない、このような基準で十分な状態ではないと考えています。住民からも「公園面積が不足している」「島本町本当に遊ぶ場所が、子どもたちが少ない」このような切実な声が各種の住民アンケ

ートでもたくさん寄せられている中で、今回、ほかの周辺環境の基盤整備に重点を置いた要望に行ったにすぎず、公園面積について十分な要望も事業者に行っていないという現状の中で、開発事業を行う場合に、公園面積を確保するよう、島本町がしっかりと役割を果たしていく、その姿勢を今後見せていただきたいと思います。

また、発掘現場ですけれども、生涯学習課からも、鎌倉時代の遺物も見つかっていると聞いています。くぼみから鎌倉時代、稲すり器があったと推定される時代の遺物も見つかっていると聞いています。文化財保全審議会の委員からも、立ち会って現状を、委員とか、専門家から話を聞く。そして、本当に追加調査が必要なのか、しっかり精査していただきたいと思います。

次に、建築物等の適正な高さ規定に関する検討業務等の高さ規制について、質問したいと思います。

令和6年度の報告書、建築物の適正な高さ規定を検討していくという形で、今、検討を地域ごとに区域を分けて検討していると聞いていますが、この報告書の中で、「良好な住環境の維持・形成を目指していく」というような記述があります。

この高さ規定の規制の目的の一つとされる、良好な住環境の維持・形成の「良好な住環境」とは、具体的にどのようなものを指すのかお答えください。

都市創造部長 次に、良好な住環境についてでございます。

建築物等の適正な高さ規定に関する検討業務における良好な住環境に係る御質問でございます。

本町が地域ごとにおける適正な高さ規定を検討する目的につきましては、大きく分けて二つあり、良好な景観の保全・形成及び良好な住環境の保全・形成がございます。いずれの理由につきましても、令和5年3月に改訂いたしました島本町都市計画マスタープランにおける「景観形成の方針」及び「市街地及び住環境整備の方針」の項目を基本に実施しているところでございます。

これらを踏まえ、御指摘の「住環境」につきましては、島本町都市計画マスタープランの記載内容を基本とし、例えば、相隣関係に影響を及ぼす騒音、日照、通風などや、本町の行政課題である教育・保育環境や交通問題なども包含し、吟味した上で、建築物等の適正な高さ規定の導入の是非、並びに、導入する場合においては、その程度につきましても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

すえおか議員 都市創造部長から、先ほど「教育・保育環境や交通問題などを包含し、吟味した上で高さ規制の導入の是非、並びに、導入する場合においてのその程度につきまして検討する」というふうな発言がありました。

ただ、これまでの報告書で、島本町は現在大きな住環境上の課題である教育・保育環境や交通問題ということが、しっかりと分析されていなかった。これは、すごい後手に回っているというふうに考えています。高さ制限を島本町で導入するなら、今、教育・

保育環境でどんな状況が生じていて、どういう規制が必要なのかということも併せてしっかりと考えていく必要があると思います。

特に、今、待機児童が生じるという予測も、教育部局から6月議会で答弁がありました。今回の議会でも、教室数や学童保育室数の不足が見込まれる状況が島本町に生じています。実際に、島本町は教育環境保全区域を指定し、都市計画課が窓口になり、島本町教育環境保全のための住宅開発に関する指導要綱に基づいて、開発事業者と教育委員会が協議を行うこととなっています。

当然、高さ規定の素案の策定前の段階で、教育・保育環境を保全するための検討を早急に行う必要があると考えますが、町の見解をお聞かせください。

都市創造部長 次に、教育・保育環境の保全に対する措置についてでございます。

教育・保育環境の保全に対する措置としましては、令和5年4月3日に策定しました島本町教育環境保全のための住宅開発に関する指導要綱に基づき、開発行為等を行う事業者と協議を行い、本町の良好な住環境の保全に努めているところでございます。

具体的には、教育委員会におきまして、毎年度、通学区域ごとの児童生徒数の推移等を勘案し、町長と合議の上、「教育環境保全対策区域」を指定し、公表しております。事業者が教育環境保全対策区域において総戸数50戸以上の共同住宅等を建設する場合、必要な書類を添えて町長に届け出ることとしており、町長は届出があったときは、速やかに教育委員会に報告し、教育委員会との連名により、当該住宅開発の延期、計画の変更等の協力を事業者に対し求め、良好な住環境の保全に努めているところでございます。

先ほども御答弁申し上げましたとおり、建築物等の適正な高さ規定に関する検討業務における住環境につきましては、教育・保育環境も含めて検討してまいりたいと考えており、当該要綱の趣旨も踏まえた上で、建築物等の適正な高さ規定に関する検討業務を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

すえおか議員 建築物などの高さ規定に関する検討業務の住環境については、教育・保育環境を含めて検討していくという答弁がありました。

素案策定前に、具体的にどのようなプロセスと、どのようなスケジュールで、教育・保育業務について検討を加えていくのか、現在の方針についてお答えください。

都市創造部長 今後のプロセスとスケジュールといたしましては、素案策定前までに、教育・保育に関して関係課との調整等を行い、教育・保育環境を含む本町における住環境に関する行政課題を整理し、素案に反映してまいりたいと考えております。

以上でございます。

すえおか議員 温水プール新設によるプール授業の必要性について、次に質問させていただきます。

現在の小学校・中学校のプール授業の予定授業数や入泳時間、実施期間など現状をお教えてください。

教育こども部長 続きまして、大きな2点目の温水プール新設によるプール授業の必要性についてのうち、プール授業の予定授業数等についてでございます。

町立小中学校における水泳授業は、主に6月から7月にかけて実施しており、小学校においては、時間割等の都合で1時間の授業時数でプールに入ることもございますが、基本的に1回当たり2時間の授業時数、時間にして90分で、年間8回程度実施しております。中学校においては、1回当たり1時間の授業時数、時間にして50分で年間12回程度実施いたしております。

以上でございます。

すえおか議員 各学校プールではなく、新体育館建設における新設の温水プールで授業を行った場合、授業実施が必要と考える町の理由をまず教えてください。

教育こども部長 次に、温水プールによる授業実施の必要性についてでございます。

本町の学校プールの多くは、昭和40年代から昭和50年代に整備されており、ろ過装置等の機械設備や建築物、建築設備の老朽化が進んでいることから、本施設を維持し、引き続き利用していくためには、今後大規模な施設改修等が必要となります。そして、水泳授業の実施時期である6月から7月までにかけては梅雨時期であることや、近年の猛暑による熱中症の問題など、屋外の学校プールでの水泳授業は、天候や気温の影響を受けることも多く、計画的な実施が難しくなっております。

また、教職員にはプールの清掃、薬剤投入、ろ過装置の操作などの水質管理や施設設備の安全管理などが負担になっていること等の課題もございます。全国的にも学校プールの外部委託化が進んでおり、国も令和6年7月10日付、6 文科初第885号にて、「学校における働き方改革に配慮した学校プールの管理の在り方について」において、「地域の公営・民営プールを活用して、水泳指導を行うことも考えられる」と通知されております。水無瀬川緑地公園内に学校プールを集約化し、新たに屋内プールを整備することにより、気候等にとらわれずに安定的に授業ができ、専門的なインストラクターの水泳指導による児童生徒の泳力の向上などに配慮した水泳授業を行うことができるようになるなど、メリットは大きいものと考えております。

また、空いている時間は住民の方にも御利用いただけるようにすることにより、体力維持と健康増進の向上に寄与することができる施設として、住民の皆様にも喜んでいただけるものと考えております。

以上でございます。

すえおか議員 プール授業実施を行った場合、予算規模として毎年3,100万円の支出の予測を行っています。この支出の予測を行ったときに、参考にした先行事例において、全国的におおむね年何回の水泳授業と、入泳時間何分で、温水プールにおける授業を実施しているか、お答えください。

教育こども部長 水泳授業の委託料を試算するに当たっては、近隣市である高槻市、摂津市及び箕面市の先行事例を参考にさせていただき、単純に1人当たりに要する金額を算

出し、その額に本町の児童生徒数を乗じて算出したものでございます。

水泳授業日数及び入水時間につきましては、各市、学年によっても様々であります、平均的な回数等といったしましては、年間５～６回程度、１回当たり５０～６０分程度と聞き及んでおります。

以上でございます。

すえおか議員 先ほど答弁もありましたけども、明らかに年５～６回程度、１回当たり５０～６０分程度ということで、これまでの入泳時間が大きく減るというふうに受け取っています。

さらに、熱中症対策においては、東京都豊島区は遮熱シートを屋外プールに設置して、日陰をつくるなどの対策を行っています。また、暑さが続いていることなどから、９月、１０月にも授業を分散実施することや授業時間を午前中にできる配置することなど、猛暑を避ける対策というのはいろいろあると考えています。

また、教職員の負担に関してですけども、東京都武蔵野市など各地の自治体で、学習指導補助員をプール授業の実施時期に雇用しまして、教職員の負担軽減を行っているなど、いろんな取組が各地でなされています。また、外部インストラクターの授業も現在の学校で誘致するなど、水泳授業も行われると考えています。

温水プールの授業の実施というのは、引率の手間が新たに発生するなど、様々な配慮しないといけない状況が生まれてしまう中で、改めてこれらの先行自治体の事例、温水プール建設前に検討を行うべきだと考えますが、町の見解をお答えください。

教育こども部長 続きまして、水泳授業における暑さ対策についてのお尋ねでございます。

水泳授業の実施時間帯につきましては、小学校におきましては、６学年でローテーションを組む関係上、やむなく午後の授業を設定せざるを得ない日もございますが、小中学校とも多くは１時限目から２時限目の授業に設定し、実施いたしております。小中学校いずれにおきましても、午前中の比較的涼しい時間帯で実施するなど、可能な限りで水泳授業を行えるような工夫は行っているところでございます。

なお、２学期におけるプール授業の実施につきましては、運動会や文化祭等の学校行事との兼ね合いを考慮し、実施していないと聞き及んでおります。

教職員の負担軽減のための指導員やインストラクターの導入についてでございます。教職員の負担軽減のために、プール授業時に指導員やインストラクターを導入することは、授業面での負担軽減には一定の効果があるものと理解いたしております。ただ、教員の負担は授業面に負担を感じている教員も一部にはおりますが、プール指導というよりも、プールの清掃、薬剤投入、ろ過装置の操作などの水質管理や施設整備の安全管理などのほうが大きな負担となっていると聞き及んでおります。

引率で教員の負担が増える側面もあるとの御意見でございますが、全小中学校長の話し合いの中では、意見の一つとしてはあるものの、それ以上のメリットが児童生徒、教員にはあり、各学校ともプールの集約化、温水プールへの移行について賛成であり、早急

に進めていただきたいとお声をいただいております、大きな期待を感じているところでございます。

いずれにいたしましても、町としては、先ほど申し上げましたとおり、熱中症対策や教職員の負担軽減、安定したプール授業の実施、学校プールの老朽化などの課題への対応、さらには住民の皆様の健康増進のためにも、現在ある6校の学校プールを集約化し、児童生徒をはじめ、多くの住民の皆さんに御利用いただける温水プールを整備してまいりたいと考えております。よって、プール授業の支援という側面のみへの委託は現時点では考えておりません。

以上でございます。

すえおか議員 武蔵野市は、学習指導補助員については、授業前の準備も含めてやるという形で雇用していると聞いております。そういう意味で、授業外の負担も減るということで検討していただきたいとは思っているんですけども、特に遮熱シートに関しては、今の屋外プールで十分に今実施できると思うんですけども、改めて町の見解をお聞かせください。

教育こども部長 遮熱シートの学校プールへの設置についてのお尋ねでございます。

遮熱シートにつきましては、可動式のものと固定式のものがありますが、例えば、可動式の遮熱シートを設置した場合、教職員が水泳指導の際に、展開及び格納をすることになるなど、管理運用すべき物品が増えることとなり、限られた時間の中で実施している水泳指導が、さらに短時間での実施を余儀なくされることとなります。

また、平成26年3月に文部科学省から示された「学校体育実技指導資料第4集『水泳指導の手引』」によりますと、学校プールの水温は22℃以上が望ましいとされております。固定式の遮熱シートを設置した場合には、特に水泳指導開始したばかりの6月頃は水温が上がり切らない状態となり、逆に遮熱シートがあることにより、プール授業が実施できない事態が発生する可能性もございます。

いずれにいたしましても、豊島区では、令和7年3月に策定された「豊島区学習環境整備計画」に基づき、プールの暑さ対策の方法として、遮熱カーテンの設置を決定されたものでございまして、一方、本町は学校プールの集約化により、1か所にまとめて屋内プールを整備することで、その暑さ対策を講ずることとしたものでございます。

両自治体では方針が異なることから、期間が限られた中で、新たに予算を要して整備することは、現在では考えておりません。

以上でございます。

すえおか議員 時間がないので、次に、住民税の減免に関わる基準など町が作成する要綱の公開をについて、質問させていただきたいと思います。

まず、生活保護世帯を除く、過去5年の住民税の減免申請が行われ、減免が適用された申請数をお答えください。あわせて、国民健康保険の過去5年の減免申請が行われ、減免が適用された申請数をお答えください。

総務部長 続きまして、大きな３点目の住民税の減免に関わる基準など町が作成する要綱の公開をのうち、減免申請数等についてでございます。

生活保護世帯を除いた令和２年度から令和６年度の５年度間の住民税の減免申請件数、許可件数はともにゼロ件でございます。また、国民健康保険料の所得減少に係る令和２年度から令和６年度の５年度間の減免申請件数は298件、そのうち許可件数は279件でございます。

以上でございます。

すえおか議員 ホームページ上に、国民健康保険の減免については、詳細な規定が公開されていてまして、５年間で298件、そのうち許可数は279件と、多くの住民が利用されています。

ただ、住民税の減免に関しては、詳細な減免規定がホームページ上でも公開されておりませんで、申請数・許可数とも生活保護世帯を抜かすとゼロ件という、本当に大きな落差があると考えています。住民税の減免の基準というのはホームページ上で公開されている大阪市のよう、対象の住民が申請できるように、ホームページ上に公開する必要がある、要綱などがあると思いますが、町の見解をお知らせください。

総務部長 次に、減免要綱の公開についてでございます。

税負担の公平性の観点から、住民税の減免は徴収の猶予や納期限の延長等によっても、なお、納税が困難であると認められるような場合に限り、行うものであると考えております。

そのため、まず面談を行うなど、納税義務者の所得状況や生活状況、資産状況、債務状況等を把握した上で、減免の可否を判断する必要があることから、本町においては、ホームページで減免制度の概要を掲載することにとどめ、詳細は個別にお問い合わせいただくよう御案内させていただいているところであり、減免要綱を公開することは考えてはおりません。

以上でございます。

すえおか議員 後ろ向きな姿勢というのは、非常に残念な気持ちなんですけども、しっかりと住民に情報公開をしていただきたいことをお伝えします。

また、物価上昇が続く近年、住民税の給与所得控除の見直しが行われました。ただ、住民税の減免基準については、物価上昇に併せて見直しが必要だと考えていますが、町の見解をお知らせください。

総務部長 次に、住民税減免基準の見直しについてでございます。

令和７年度の税制改正において、令和８年度の個人住民税から、給与収入金額が190万円以下の方の最低保障控除額が55万円から65万円へと10万円引き上げられます。過去に、令和３年度の個人住民税から給与所得控除と公的年金等控除において控除額が一律10万円引き下げられた際には、それに伴い、減免の認定基準における前年の合計所得金額の額も10万円ずつ引き上げましたが、現時点で、今回の改正により減免の認定基準に

おける前年の合計所得金額の額を見直す予定はございません。

いわゆる「年収の壁」につきましては、さらなる法改正が議論されているところではございますが、所得控除や基礎控除等の法改正の動向を注視しつつ、必要に応じて減免の認定基準における前年の合計所得金額の額の見直しを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

すえおか議員 物価上昇が続く中でしっかりと住民税の減免というのを周知するとともに、住民の皆さんが基準というのも物価上昇に併せてしっかり考えていく。生活困窮した住民の方の生活をしっかり相談に乗っていく体制を、島本町も取っていくべきだと考えています。

改めて、住民税減免を定めた要綱が公開できないという理由を聞かせていただきたいというのは、生活保護世帯で国保料の減免の世帯が大きくずれていることは非常に問題だと思っているんです。公開するとどういう問題があるのかも含めて、町の見解をお聞かせください。

総務部長 次に、窓口申請に必要な要綱の公開についてでございます。

現時点では、要綱の例規集への掲載は行っておらず、条例、規則、訓令などについては、町ホームページ上の例規集において、住民の皆様へ公開しており、制度の透明性と利便性の向上に努めております。

要綱については、行政内部における事務処理基準としての性格が強く、住民の権利や義務を直接規定するものではないため、法的拘束力が認められていないことや、要綱は、その総数が多岐にわたることなど、全体を一元的に管理することは困難であることから、現状では、各部署において必要に応じて制度の概要や手続方法について、広報誌や町ホームページを通じて周知を図ることを基本方針としております。

そのため、現時点では、要綱の例規集への掲載を一律に行う予定はございませんが、各部署において、引き続き、住民の皆様の利便性確保に向け、必要性等を勘案した上で適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

すえおか議員 窓口申請に必要な要綱を公開するというのは、非常に重要な町の情報公開としてあると思います。多くの事務事業というのが要綱に基づいて行われる中で、茨木市や豊中市というのは、このような住民税の減免の要綱など、全要綱を原則公開しているという自治体もあります。

そのため、島本町は自治会に関する認定基準などは公開していますが、一方で公開されていないのが、住民税の減免に関する要綱や自主防災組織補助金交付要綱などです。まず最初に、この2点については少なくとも、公開すべき公益性が高いと考えますが、改めて、この2点について、住民の申請を促進するため公開することに関して、町長の見解をお聞かせください。

町長 次に、窓口申請に必要な要綱の公開についての御質問でございますけれども、住民税の減免制度の概要につきましては、町ホームページに掲載・周知を図っており、窓口で減免の御相談を受け付け、個々の状況の聞き取りを行っております。また、自主防災組織についての情報提供も、同じく町のホームページに掲載し、各自治会等からの御相談にきめ細やかに対応しているところでございます。

各部署に応じて、必要に応じて、制度の概要や手続方法について、広報誌や町のホームページを通じて、周知を図ることを基本としているところでございます。各部署において、引き続き住民の皆様の利便性確保に向け、必要性等を勘案した上で適切に対応し、また窓口で御相談に来られた際には、丁寧に聞き取りを行い、説明を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

すえおか議員 先行自治体をまねて、これから情報公開をさらに進めていただきたいと思います。特に、議員も、事務要綱などを見るができないということで、資料を取り寄せるのも非常に大変な状況もあります。行政の透明化としては、要綱の公開は、これからも非常に重要だと思うので、引き続き取り上げさせていただきたいと思います。時間になりましたが、3点一般質問を終わらせていただきたいと思います。

(質問時間終了のブザー音)

大久保議長 以上で、すえおか議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後0時08分～午後1時10分まで休憩)

大久保議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、永山議員の発言を許します。

永山議員 (質問者席へ) 通告に基づき、2025年(令和7年)9月定例会議の一般質問を行います。

一つ目の大きな質問、どうなる歴史文化資料館 利活用の調査結果は？から伺います。

現在進められております島本町歴史文化資料館を、民間事業者が飲食などの提供を行うにぎわいづくりの場に、それも視野に入れていく島本町歴史文化資料館等利活用基本計画については、文化財行政の後退につながることで、また、町が上げてきた他の計画との整合性が取れていないなど、様々な問題をはらんでいます。本会議や委員会でもいろいろな問題が指摘されており、方針そのもの、また、事業の進め方についても、私は一貫して反対しています。

そうあるものの、現実には事業が2年目に入っていて、時間と費用をかけて一定の調査結果が取りまとめられています。事業がどのように進み、どういった結果が得られているのか、ここまで住民には十分な情報が得られていません。賛成はしないものの、住民への情報発信は必要ですので、質問を通して現状を明らかにして、問題も指摘したいと思います。

令和6年島本町歴史文化資料館等利活用基本計画策定業務について、そもそもどういう業務なのか。ホームページに記載はあるものの、単なる箇条書になっていて、中身が分かりません。住民が分かるように説明を求めます。

都市創造部長 それでは、永山議員の一般質問に御答弁申し上げます。

大きな1点目、どうなる歴史文化資料館 利活用の調査結果は？のうち、歴史文化資料館等利活用基本計画策定業務についてでございます。

島本町立歴史文化資料館は、JR島本駅前という好立地に位置しており、また、国の登録有形文化財であることから、町内全域の地域活性化を目的として、近くの史跡桜井駅跡史跡公園も含め、施設のさらなる活用を期待されております。

現在の資料館とする建築物は、空調機能が整っておらず、耐火性・気密性の低い木造建築であるため、文化財の保存施設としては課題があるほか、展示内容の制限、来館者の体調への配慮など、展示施設としても課題があることから、建築物自体は保全しつつ、文化財の保全・展示については、より適切な施設への移設について検討を進めていく必要があるとの考えから、本施設及び史跡桜井駅跡史跡公園の今後のさらなる活用促進に向けて、どのような手法により、どのような機能を有する施設になることがよいのか。それらを実現させるために、建物の改修等はどのような手法を選択するのがいいかを調査・研究し、具体的に施設を活用する民間事業者の意見を広く集めた上で、利活用基本計画の策定を行うものでございます。

利活用基本計画につきましては、施設の建物概要等を整理した上で、利活用の基本方針を示し、施設整備の方針や利活用に関するモデルプランの作成、新たな利活用に向けた初期投資に対する費用分担の考え方や事業制度の比較検討、概算事業費の検討といった内容を記載する予定でございます。

以上でございます。

永山議員 御答弁をいただきましたが、これまで何度も繰り返されてきた答弁です。

常々これについては、論理展開がショートカット、短縮されていて、雑であると思っております。ここで改めて確認します。

未耐震、空調がないことは、島本町歴史文化資料館の建物が抱えている課題です。これらを改善して、より充実した資料館となるようにという選択もできるわけです。にもかかわらず、それを選ばず、民間事業者を入れたにぎわいづくりの場として検討する方針を選択している。このことがショートカットされていると思います。

耐震・空調に関わる課題は、にぎわいづくりの事業の中で解決を図ることとし、もともとあった資料館の展示機能は、より適切であると、そのように判断した場所に移すということを述べているんだと思いますが、この点どうでしょうか。

都市創造部長 建物の活用策として展示機能に移すことも選択肢の一つですが、現行の機能を維持することも含め、現在検討を進めているものでございます。

以上でございます。

永山議員 今の御答弁で、現行の機能を維持するということも選択肢、可能性の一つであるということが確認できたのは、有益であると思います。ただ、前半部分、建物自体に課題があるということと、利活用の検討が論理必然ではないという部分について、これが相違ないのか。行政の方針を問うているのではなく、論理的な国語の問題として問うています。そのようなお考え、理解でよいのか伺います。

都市創造部長 種々課題がある中で、どのような形で利活用していくか、広い視野を持って、ありとあらゆる可能性を含めて、現在検討を進めているところでございます。

既にもう何か一定の方向性で決まっているとかいうものではなくて、今後さらなる深い議論を通じて、一定の方向性を導き出してまいりたいと考えております。

以上でございます。

永山議員 時間がないので、繰り返しになっては、時間がロスしてしまいますが、私が言っているのは、歴史資料館に課題があるということは、課題を克服して、資料館として利用していくということも可能であるにもかかわらず、いつもここが説明されていないということ、国語の問題、論理の問題として指摘しているということを申し述べます。

次の質問に移ります。

令和6年度に行った主な業務について伺います。

都市創造部長 次に、令和6年度に行った主な業務についてでございます。

令和6年度につきましては、施設等の現況整理を行い、登録有形文化財の活用事例の視察、歴史文化資料館及び史跡公園の使用を申請されている数団体への当該施設利活用に関するヒアリング、民間事業者を対象としたサウンディング型市場調査を実施いたしました。

以上でございます。

永山議員 現在は、どの段階まで進んでいるのかについて伺います。

都市創造部長 現在は、民間事業者を対象としたサウンディング型市場調査の結果を町内関係部局と共有し、調査結果を参考に、今後の利活用方針について検討を進めているところでございます。

また、建物の利活用に係る各種法令の手続の確認のために、大阪府の担当課と協議を行うなど、町外関係者との協議を並行して行っております。

以上でございます。

永山議員 ただいまの御答弁について、大阪府との担当課との協議を行う。これについては、登録有形文化財に手を加えるというか、耐震化等の工事を行うということについても協議がされているという理解で良いか伺います。

都市創造部長 当部において調整を行っておりますのは、建築関係の部局でございまして、文化財的なところについては、当部においては行っておりません。

以上でございます。

永山議員 それでは、御答弁の中にあった別の言葉、サウンディング調査についてです。

サウンディング調査というのは聞き慣れない言葉ですが、どのようなものか分かりやすく御説明ください。

都市創造部長 次に、サウンディング調査についてでございます。

一般的にサウンディング調査とは、市場調査の手法の一つで、民間事業者から広く意見や提案を求め、対話を通じて、市場性や事業アイデアを把握する調査のことでございます。

本町が実施したサウンディング調査では、資料館等の施設の利活用に対する公民連携手法の導入を検討するに当たり、アイデア及び事業への参画可能性を把握するため、民間事業者から、建物としての歴史文化資料館利活用に関する提案書を提出いただきました。また、その提案書を基に、提案事業者に対し、参画意欲や利活用方法、条件、事業スキーム、事業スケジュール、課題等のヒアリングを実施いたしました。

以上でございます。

永山議員 今行われました様々なことから出た調査結果が今ホームページで確認できるものということで理解していいのでしょうか。

都市創造部長 御指摘のとおり、提案書及びヒアリング概要を整理した上で、町の方針等を記載させていただいた内容を公表いたしております。

以上でございます。

永山議員 この結果概要の公表時期については、当初令和7年4月頃とされていたところ、実際は8月に公表されたものだと思います。公表が遅れた理由について、調査そのものに時間を要したのか、取りまとめに時間がかかったのか、あるいは、結果を受けて内部での振り返りや課題の共有など、これに時間を要したか。どの段階で何が理由でここまで遅れたのか、答弁を求めます。

都市創造部長 サウンディング調査の実施に当たっては、事業者のノウハウが含まれる提案書については非公開を前提に提出いただきましたことから、提案書や、その後のヒアリングの内容のうち、どの内容を公表できるかなどについて、事業者との調整に時間を要したことと、調査結果を踏まえた町の方向性を整理したことなどが、取りまとめに時間を要した要因となっております。

以上でございます。

永山議員 御答弁の「方向性を整理したことなど」というこの「など」の部分ですが、厳しい御意見が、調査結果には厳しい御意見が多かったです。これも一つの要因と受け止めてよいか、御答弁ください。

都市創造部長 確かに、厳しい御意見を頂戴したところでございます。一定そういう御意見についても、方向性の取りまとめに影響があったものというふうな認識でございます。

以上でございます。

永山議員 厳しい御意見もあったという調査結果について、調査結果の概要や、ここまでの打合せの議事録など、様々な資料がありますので、それを基に、町の考え方を伺って

いきたいと思います。

まず、この調査結果の概要によれば、業者からは、資料館のあるあの場所を更地として活用することを検討したいといった意見が出ております。これについて、町の認識を伺います。

都市創造部長 サウンディング型市場調査の募集要領においても記載いたしておりますが、本施設は、本町の貴重な歴史的資産であることから、歴史的な価値を損なわずに、新たな町の魅力として利活用することを目指している中で、更地にした形での利活用は想定いたしておりません。

なお、駅前にあるという土地に価値を感じられ、その活用を希望する事業者としては、より自由度の高い形での活用を希望されているものと認識いたしております。

以上でございます。

永山議員 民間事業者の中で、検証のために一時的に資料館の展示機能を別の場所に移転してほしいというような意見も見られました。この要望については、事業実現のためには、それもやむを得ないと考えているのかどうか、町の見解を確認します。

都市創造部長 一時的な展示機能の移転については、事業実現のための手法の一つであると認識いたしておりますが、利活用の見通しが不透明な中での一時移転については、移転時や再移転時に係る行政コストの増加などの課題が生じるため、慎重な検討が必要であると考えております。

以上でございます。

永山議員 見通しが不透明な中で、これ以上コストをかけられないという判断は、常識的な判断と言えますが、機能移転の是非というのは、資料館機能の中核とも言える展示機能の移転、コストだけでは語れない重大なことであると思います。答弁では、まず第一に、それが示されるべきだと考えます。それが抜け落ちたところ、にぎわい偏重、文化財の軽視、島本町の風潮の表れではないかと感じました。

次に、議事録のほうからも聞きたいと思います。

令和7年6月19日に行われた打合せにおいてです。島本町は、「行政コストを下げることも、未来志向の投資案件と位置付けた事業とすることも可能性の一つである」と発言しています。地方自治体は、常々事務処理に当たって、最少の経費で最大の効果を上げることが求められています。これからすると、引っかかるものがありました。この発言は、コストを抑えるのではなく、将来に向けて費用をかけることもやぶさかではないということを言っているのだと、私には読めました。その理解でよいのか。ここまですべて、前のめりににぎわいづくりに注力すべきと、町が考えている理由を端的にお聞かせください。

都市創造部長 歴史文化資料館等の利活用の様々な手法を検討するに当たり、会議中における一職員による可能性の一つとしての発言であり、委員の御認識のとおりでございます。

なお、当該議事録については、担当者や委託事業者などによる自由闊達な議論を行う中での記録であり、「可能性の一つ」と記載のとおり、本町としての公式な見解や決定事項として、事業者の方針を伝えたものではございません。

また、担当者が当該発言を行った理由は、町としては行政コストを下げつつ、民間事業者によるにぎわいづくりを進めることが可能か検討を進めるという前提ではあるものの、にぎわいづくりに寄与しつつ、行政用途が主となる活用モデルも庁内で議論されるならば、公共性の高い施策を行うための行政コストも一定も生じる可能性があるという趣旨であったとの認識でございます。

以上でございます。

永山議員 ただいまの御答弁、重要なことなので確認のために、改めて質問いたします。

民間事業者による利用ではなく、行政用途としての活用が、利活用のメインとなるのであればが大事だと思います。行政用途としての活用が、利活用のメインとなってくるのであれば、一定のコストをかけることも考え得るという、その趣旨で発言されたと理解しましたが、間違いはないでしょうか。

都市創造部長 当然、決定事項ではございません。可能性の話ではございますが、議員御指摘のとおり、そのようなケースも想定されるものと認識いたしております。

以上でございます。

永山議員 公式ではないものの、そういう発想の在り方自体は評価いたします。

ただ、何度も繰り返しますけれども、駅前の資料館は島本町歴史文化資料館という役割を担った施設です。それが軽視されるのであれば、認め難いことであると指摘しておきます。

続いて、住民の声の反映についても問いたいと思います。

ここまで、住民のニーズについて拾い上げる取組がなされたか。認識している限り、令和6年2月にラインを使ったアンケートが行われたのみです。これは、住民意向の聴取として不十分であると考えます。この見解を問います。

都市創造部長 次に、住民の声の反映についてでございます。

住民ニーズにつきましては、令和6年2月のラインを使ったアンケートのほか、歴史文化資料館及び史跡公園の使用を申請されている数団体へのヒアリングを実施いたしました。

また、検討に当たりましては、各所管課に対し、当該施設または島本駅東側に関する利用希望を調査しており、各所管課が把握している住民ニーズについても調査を行っております。当該利活用の検討については、パブリックコメントの実施を検討しており、本事業を進める中で、適切に住民の声をお聞きすることができるよう努めてまいります。

以上でございます。

永山議員 御答弁の中で、各所管に利用希望を調査したということでしたけれども、住民のニーズについて、どの課からどのような回答が得られたのでしょうか。特に、現在の

所管課である生涯学習課からは、どのような回答があったのかについても伺います。

都市創造部長 歴史文化資料館の利活用について各所管に利用希望を照会した結果、危機管理室、都市整備課、政策企画課の3部局から回答がございました。

危機管理室からは、災害発生時の一時避難所としての利用や自治会の用具置場の設置について、回答がございました。都市整備課からは、向かいの史跡公園にてキッチンカー等の行商行為の住民ニーズがあることから、歴史文化資料館にてキッチンカー等の移動販売が可能か検討してほしいとの御意見がございました。政策企画課からは、令和4年度から令和6年度までの直近3年間にいただいた、団体からの歴史文化資料館に関する要望書の御意見を抜粋して共有いただきました。それら要望書には、ホテルの常設展の設置希望や利用に係る規定の見直し、歴史文化資料館の利活用を検討する点について、文化財行政の後退につながるのではないかと懸念の声、資料館の機能を移転し、イベント会場として充実させてほしいとの御意見がございました。

以上でございます。

永山議員 ただいまの御答弁から、回答が3課からだけであったということは分かりました。

ここからは、教育子ども部に伺いたいと思います。

教育子ども部は調査に対して回答していません。なぜ、現在資料館を所管している生涯学習課が何も回答を出していないのか。その理由について伺います。

教育子ども部長 資料館の民間活力検討に当たっての教育子ども部の意見に対してのお尋ねでございます。

令和6年7月、メール形式で行われた、にぎわい創造課から各課に対しての意見照会につきましては、資料館及び桜井駅跡史跡公園について、民間活力の参入を視野に、新たな活用方針を検討することが前提条件となっておりましたので、今回は生涯学習課、教育子ども部としては、意見等は提出しなかったものでございます。

いずれにいたしましても、今後の建物の利活用方法や資料展示の機能の維持の在り方につきましては、全庁的な協議を経た最終的な方針に沿って対応するものでございます。

以上でございます。

永山議員 答弁にあるように、教育子ども部が新たな活用を前提に意見を出すのは筋違いというのは分かります。しかしながら、最終的な方針に従って対応するのみというのは一体どうでしょうか。この町の文化財行政を担っている教育委員会は、明らかに消極的過ぎると思います。

ここで、横山教育長にお伺いいたします。

文化財行政を担っている教育子ども部、教育委員会としては、資料館の移転も視野に入れた業務について、どういうお立場、どういうお考えを持っておられるのか、率直に伺いたいと思います。

教育長 教育委員会の考えについてでございますが、資料館を所管している教育委員会と

いたしましては、課題はあるものの、課題を解消して、現在の資料館機能を維持し、管理運営を行っていくことが大原則であるとの考えでございます。

今後の建物の利活用方法や資料展示の機能の維持の在り方につきましては、全庁的な協議の下、最終的な意思決定が行われるものであり、その結果、歴史文化資料館に新たな民間活力を導入し、資料館機能を移設する方針が出た場合には、教育委員会といたしましては、その方針に従い対応するものでございます。

以上でございます。

永山議員 再度、横山教育長にお伺いいたします。

現在資料館機能を維持管理して運用を行っている。それが、現在の教育委員会の担っていることであるという御答弁でしたけれども、教育こども部の歴史資料館の耐震問題がございましたけれども、教育長は、これに対して並々ならぬ御意向をお持ちではないかと私は考えます。

この耐震に向けた計画づくりとか、こういったものを今年度からもしっかり進めていきたいという御意向かどうかも確認しておきます。

教育長 歴史資料館の耐震についてでございますが、もちろん必要なことでございますので、教育委員会としては検討を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

永山議員 ここまで、御答弁をいただきました。

それで、引き続きなんですけれども、ここまで見てきましたけれども、これだけ事業実現に難色が見されている事業である。ここで改めて住民意向を調査するべきであると考えています。どのような利活用するのがよいかだけではなく、そもそも利用・活用すべきなのか、しないのかを含めて意見聴取が必要だと思いますが、見解を伺います。

都市創造部長 本利活用の検討については、サウンディング調査の提案書を御提出いただいた事業者の一つからは、歴史文化資料館の利活用に関する社会実験を提案されており、社会実験をする中で、住民のニーズをアンケート調査する方法の御提案を頂戴いたしております。どのような手法で調査を行うかは、引き続き検討してまいりますが、このような社会実験の中での意向調査の可能性も含めて、適切な時期や手法によって住民の意見聴取に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

永山議員 これまで、都市創造部はアンケートだけでなく、ワークショップなども取り入れた意見聴取に取り組んでいますので、これらのノウハウを生かして丁寧な意見聴取を行っていただきたいと思います。

ここで、山田町長に1点お伺いしたいと思います。

ほかの自治体でも、サウンディング調査をして公共遊休地など利用を展開しているところがありますが、これは、いずれも私が調べたところでは、もう使わなくなっている施設、廃止した施設の跡地の利用ですとか、本町のように、現在利用しているところを

移転させてというのは珍しいと思います。公共性がある使い方を提案してもらったり、費用負担は必ず事業者がするように、こういうことを前提にサウンディング調査をしているところがあります。

島本町では、今、迷走していると思います。町長の決断が遅れていること、町長の決断が曖昧であることが、この原因ではないかと思います。ここまで厳しい意見が出ております。今後の方針について、町長は、今どのようなお考えかを伺います。

町長 歴史文化資料館についての御質問でございます。

これまで資料館につきましては、現状耐震化ができていないというところで、調査して耐震化が必要であるということが分かっております。その中で、歴史資料の保存・展示などに適切な環境であるかというところ辺も含めて、空調が整備されていないとか、そういった課題もあると、まず前提がありました。

その中で、一方で駅前の好立地というところもありまして、にぎわいづくりに活用してはどうかという話があった中で、それなら1回民間活力を生かしながら、耐震化するにせよ、財政負担を減らしつつ、その両立ができないかというところで、今現状に至っているわけですが、様々そのサウンディング調査の結果なども、勘案しますと、現状残念ながらいい結果ではないというのは、私も認識しているところでございます。

ですので、今後この点を踏まえまして、どうしていくかというところですが、現状今すぐに答えをこの場で御答弁することは差し控えさせていただきますけれども、しっかりとそこは検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

永山議員 分かりました。

ここから、二つ目の質問に入ります。住民の知る権利に意識をおいた対応をに質問を移します。

島本町審議会等の会議公開に関する指針が、令和7年4月1日に、附則をもって改正されたことが分かります。まず、どのように見直しが行われたかを伺います。

総合政策部長 続きまして、大きな2点目の住民の知る権利に意識をおいた対応をのうち、審議会等の会議の公開の指針の改正についてでございます。

審議会等の会議の公開に関しましては、当該指針に基づく統一的な運用を図るため、当該指針自体を改正するとともに、これまで各課において審議会等ごとに制定していた要綱及び傍聴要領を廃止いたしました。

主な改正内容といたしましては、会議の開催や会議資料、会議録の公表についてホームページへの掲載を基本とすることで、従前は役場庁舎に足を運ばなければ閲覧できなかった会議資料についても、ホームページで24時間、どこにいても閲覧できるよう改めるとともに、職員の事務負担の軽減にも資するよう、運用を改めたものでございます。

以上でございます。

永山議員 御答弁は、ルールの一統化のための改正であるということ。まとめると、会議

前については、会議の開催の情報——傍聴の呼びかけとも言えると思います——を発信すること。事後には、会議資料を公開する。会議録を完成後、これも公表する。このことについて主に改正されたと理解いたしました。

事前の呼びかけに当たる会議開催の情報発信について、指針ではどのように規定をされているか伺います。

総合政策部長 次に、会議開催の情報発信についてでございます。

指針におきましては、「審議会等は、公開で行う会議を開催するときは、開催予定日の1週間前までに、町ホームページへの掲載その他適当な方法により、会議開催について公表するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要がある、公表する暇がないと認めるときは、この限りでない。」と規定しております。

以上でございます。

永山議員 1週間前までにホームページに掲載ということで、理解いたしました。

新庁舎の移転後、それが徹底されていない事案が複数確認されています。むしろ別の方法、税務課の前に掲示板があるんですけども、ここで情報を確認できたということが、複数回ありました。ここで会議の開催を把握できた例もあります。

ホームページで情報発信をするほか、情報に当たる機会を増やすという意味で、このような税務課前に貼り出すといったことも廃止、禁止まではしていないと理解しましたが、これでよろしいでしょうか。

総合政策部長 次に、行政資料コーナーでの資料の配架についてでございますが、先ほど御答弁も申し上げましたが、特に禁止しているということはございません。

以上でございます。

永山議員 ホームページの情報の上げ方について伺いたいと思います。

これについて、審議会や会議の情報が分かりにくいと感じています。トップ画面の会議の開催カレンダーを見ても、情報がどこにあるのか分かりにくくなっています。審議会や会議に特化した利用者に分かりやすい構成になっていないのではないのでしょうか。

総合政策部長 ホームページの更新の際に、会議の開催カレンダーに紐づける操作を失念するなどのヒューマンエラーが要因かと推察されます。

先日、会議の公開に係るホームページの操作方法について通知を行っており、今後は操作ミスなどが極力起きないよう運用の周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

永山議員 分かりにくい上に、所管のページには、会議の開催の情報があるのにもかかわらず、会議の開催カレンダーにはそれが見られないということがありましたが、今の御答弁で、ホームページの操作方法について徹底している、操作ミスが起きないように周知いただいているということが聞けましたので、今後はヒューマンエラーが起きないように、さらに徹底していただきたいと思います。

次に、情報の取扱い、掲載の方法について、一点気にかかることがありますので、伺

います。

全ての委員会がそうになっているとは受け止めていませんけれども、傍聴する側から、一時掲載されていた審議会の情報が、審議会開催後、一旦ページから落とされているということがありました。これは、継続して掲載すべき、利用者の立場からすると混乱を招くと思いますが、島本町のお考えについて伺います。

総合政策部長 議員御指摘のように、過去には会議の開催予定情報が会議の終了後も掲載され続けていることについて、苦情をいただいたというような時期もございましたので、担当者によりましては、現在もそうした苦情等を回避したいという意識があるものと考えられますが、開催予定情報が当該会議の傍聴受付終了時刻で一旦公開終了した場合、当該時刻より後に会場にお越しになる方などにとりましては、必ずしも好ましいことではないと理解しております。

このため、今回の通知によりまして、当該ページを原則３年間公開するなど、統一的な運用が図れるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

永山議員 改めて確認なんですけれども、今の御答弁については、ページを３年間公開するという御答弁だったんですが、削除するというような事案が起こらないように働きかけているという点についても念のため確認します。

総合政策部長 今回の通知につきましては、御指摘のような事案の防止を含めて行ったものであり、通知を行った操作手順どおりに操作をすれば、会議の開催予定情報が当該会議の傍聴受付終了時刻で一旦公開し、終了するというものではないものと認識しております。

以上でございます。

永山議員 ここからは、会議で配付される資料について、伺います。

会議資料として、審議会や委員会の委員の名簿が付されていないということがあります。これについて、定め、決まりなどがあるのかを御答弁いただきたいと思います。

総合政策部長 次に、会議資料についてでございます。

審議会等の委員名簿の取扱いに特化した規定はないと認識しております。指針では、会議資料の公表等について規定しており、委員の改選があった場合など、委員名簿が会議資料として付された場合には、当該資料の一部として公表することとなり、それ以外の場合につきましても、会議録に出席・欠席委員を記載することにより公表しております。

以上でございます。

永山議員 特に決まりを設けていないということですが、会議を傍聴する上で、委員がどなたで、どのような専門的な知見の下で発言されているかといったことは、重要な情報だと言えます。会議でのやり取りをより深く理解できるように、住民の知る権利、政治参画という視点から、この改選とか、そういう場面だけでなく、常に資料として付する

べきではないかと考えますが、この点について御見解を伺います。

総合政策部長 専門的な知見を有する委員等の情報が、審議内容をより深く理解することにつながることは否定いたしません、会議資料の公表は、あくまで当該会議に供された資料が対象であるとの認識でございます。

このため、名簿を常に資料として供するかについては、他市町村の取組なども参考にしたいと考えておりますが、現時点では、一律に義務づけるものではなく、各会議において、開催頻度等の実情を踏まえ、判断することが現実的であると考えております。

以上でございます。

永山議員 専門的知見を有する委員の情報、審議内容をより深く理解することにつながるという認識については、共通しているということが答弁で分かりました。今後、これが徹底されていくことが望ましいということ、ここではコメントにとどめます。

続いて、行政資料コーナーでの資料配架について伺ってまいります。

物事には、常に両側面があると思います。ただいま、行政資料コーナーでは、以前見られたような会議の資料がファイリングされていないというのがございます。それはホームページで見られるようになったということで、そのこと自体は評価いたしますけれども、住民の知る権利に対しての工夫を求めたいと思います。

例えば、ホームページに上がっていても、情報コーナーに資料の存在、例えばそれはホームページに上がっていますといったことをまとめたものを配置するなど、分かりやすく対応していただけないかと思っておりますが、これについて御答弁をお願いします。

総合政策部長 本町のホームページでは、トップページに「会議の開催日程」というバナーを設けており、当該バナーから、各課が所管する審議会等の一覧や会議の開催カレンダーにアクセスしていただけます。

今般、「ホームページの審議会のページが分かりやすく、良くなった」という声もいただくようになりました。一方で、システム上の制約から、現状以上の対応につきましては基本的には困難でございます。

なお、行政資料コーナーの審議会等の会議録を配架している書棚には、「令和7年度以降については、ホームページで公開しております」という趣旨の貼り紙などを検討させていただきます。

以上でございます。

永山議員 旧庁舎の情報コーナーには、様々な資料が配架されていて、資料が存在しているということを目で見て確認できていました。今はスペースの問題もあって、それができません。

貼り紙の内容について、例えば情報提供の在り方として、単に「会議資料はホームページにあります」というのではなく、審議会や委員会の名前の一覧を作って、これらはホームページで確認ができますというような、分かりやすい内容にしていきたいと思っております。

情報を知るということは、民主主義の土台を支える住民自治の基本中の基本です。情報を知りたい、得たいと思う住民のニーズに速やかに答えるのは行政の役割です。新庁舎では、情報コーナーの情報提供機能というのは大きく低下しています。すぐそばに尋ねる職員が不在であり、小さなことに見えて大変大きなことです。この状況を理解して、可能な限りそれを補う努力をしなければ、島本町は、住民の知る権利に対して感覚が鈍い情報提供後進自治体となりかねません。現状を理解し、意識を改めていただくことを求め、質問を終わります。

大久保議長 以上で、永山議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩をいたします。

(午後 1 時54分～午後 2 時10分まで休憩)

大久保議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、川嶋議員の発言を許します。

川嶋議員 (質問者席へ) それでは、一般質問を行わせていただきます。

まず 1 点目、安心して搾乳ができる環境整備について。

現在、本町において、公共施設等に赤ちゃんステーションが設置されていますが、設置数と場所をお示してください。また、その中で授乳室が設置されているのは何か所あるのか、場所についても伺いたします。

健康福祉部長 それでは、川嶋議員の一般質問に御答弁申し上げます。

大きな 1 点目、安心して搾乳ができる環境整備についてのうち、赤ちゃんステーションについてでございます。

赤ちゃんステーションは、おむつ交換台や授乳スペースを備えている施設のことで、乳幼児及びその保護者が気軽に利用できる場所として広く公表することにより、乳幼児の保護者が安心して外出できる環境の整備を図り、もって子育てに優しいまちづくりを推進することを目的として設置しております。

設置場所につきましては、町ホームページや「子育てガイド」にて周知をしているところでございますが、令和 7 年 8 月 1 日現在で、赤ちゃんステーションは町内に 24 か所あり、場所の内訳といたしましては、役場やふれあいセンターなど公共施設が 10 か所、保育所・幼稚園が 5 か所、グルメシティ水無瀬店やコープ島本店など民間施設が 9 か所となっております。

そのうち、授乳スペースを設けている施設は 12 か所あり、設置場所は、役場、ふれあいセンターなど公共施設が 4 か所、保育所・幼稚園が 5 か所、民間施設が 3 か所となっております。

以上でございます。

川嶋議員 赤ちゃんステーションにはおむつ交換スペースと授乳スペースがありますが、授乳スペースは仕切りがあるなどの配置がなされているのか、伺いたします。

健康福祉部長 授乳スペースにおきましては、個室であったり、また、カーテンなどの仕

切りがあり、安心して授乳できる環境が、空間が確保されていると認識しております。

以上でございます。

川嶋議員 この赤ちゃんステーションの設置後、搾乳のための授乳室使用に対する問合せ等はなかったのか、お伺いいたします。

健康福祉部長 次に、搾乳に係る問合せについてでございます。

これまで搾乳のための授乳スペース利用に関する問合せは、特になかったものと認識しております。

以上でございます。

川嶋議員 この赤ちゃんステーションにつきまして、今後拡充される予定はあるのか。また、拡充するに当たって課題等はあるのか、お伺いいたします。

健康福祉部長 赤ちゃんステーションは、乳幼児及びその保護者が気軽に利用できる場所として広く公表することにより、乳幼児の保護者が安心して外出できる環境の整備を目的としております。今後も拡充する予定であり、現時点でも新たに1か所設置予定でございます。

拡充するに当たっては、設置していただく施設に授乳スペースのプライバシーの確保や施設の維持管理をしていただくこととなりますが、現時点で施設側からの要望等はございません。当事業の趣旨を御理解いただけるように、ホームページ等で周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

川嶋議員 この授乳スペースに搾乳マークを導入している他市の状況は把握されておりますか。

健康福祉部長 近隣の市町村におきましては、北摂では高槻市が実施しておられます。大阪府内でも全ては把握をできておりませんが、八尾市や泉佐野市などが実施しており、全国的にも導入自治体が増えていることは認識しております。

以上でございます。

川嶋議員 現在、多くの人が利用する施設には、赤ちゃんにミルクをあげることなどができる授乳室の設置が進んでおりますが、授乳室で搾乳もできることについては、まだ一般の理解が進んでおりません。

入院中の赤ちゃんに母乳を届けるために、自分で定期的に母乳を搾る必要のある母親は、1人で授乳室を使用して搾乳をしていた際に、赤ちゃんが一緒にいないのに1人で一体何をしているのかと、さも目的外利用をしているかのような心ない言葉を投げつけられたことがあるそうです。

また、産後に職場復帰する女性にとっても、職場で安心して搾乳できる場所の確保や周囲の理解などが課題となっております。赤ちゃんに授乳しない場合でも、母体では母乳が作られるため、母乳が溜まった状態を放置すると痛みが生じたり、乳腺炎等を発症するおそれがあり、数時間ごとに搾乳する必要があるからです。しかし、職場に女性用

の休憩室等がなかったり、周囲に搾乳に関する知識や理解がないため、トイレで便器に向かって搾乳し、母乳を捨てたことがあるといったお話も伺いました。

海外では、企業に対して、従業員に搾乳のための時間と場所を提供するよう定めた法律もあり、企業の担当者も女性の復帰を支援することは大いにメリットがあると考え、積極的に投資を行っております。しかし、国内においては、授乳室と搾乳室を併記した表示にしている行政施設や大型商業施設なども存在しますが、まだまだその数が少ないのが現状です。

女性が出産後、安心して社会参画ができ、健康に活動するためにも、社会全体が出産後の女性の健康管理について正しく理解し、公共施設や職場、商業施設において安心して搾乳できる環境を整えることが重要であると考えます。今後、授乳室に搾乳マークの導入を要望いたしますが、見解をお伺いいたします。

健康福祉部長 搾乳マークは、社会全体で搾乳に対する知識、理解を深めるとともに、搾乳を必要とする母親が1人でも授乳室等を利用しやすい環境を整えるため、神奈川県とNPO法人penaが連携し、シンボルマークとして作成されました。

搾乳マークは、趣旨に沿った目的であれば、全国の自治体や事業者を含め、誰でも自由に使用可能とされております。特に申請なども必要ございません。本町におきましても、搾乳マークの趣旨、目的に鑑み、授乳スペースを有する公共施設から導入を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

川嶋議員 出産や子育てへの支援を充実するため、必要な方が安心して搾乳できる環境づくりとなるよう、よろしくお願いいたします。また、民間施設において、搾乳マーク導入の御協力についても併せて検討していただけるよう要望し、大きな2問目の質問に行かせていただきます。

2問目、不登校児童生徒への支援の充実について。

本町の不登校の状況と取組についてお伺いいたします。

教育子ども部長 続きまして、大きな2点目の不登校児童生徒への支援の充実についてのうち、本町の不登校の状況と取組についてでございます。

町立小中学校における不登校の状況につきましては、国や大阪府と同様に、年々増加傾向にあり、令和6年度末における本町の不登校者数は、小学校が71人、中学校が74人となっております。令和7年度につきましては、1学期終了時点において、小学校が30人、中学校が38人となっており、令和6年度の1学期終了時点における小学校31人、中学校42人と同程度となっております。

不登校児童生徒支援の取組につきましては、令和5年度から第二中学校において、大阪府の不登校等対策支援事業による教育支援員の配置をいただき、校内教育支援ルームにて、不登校生徒の支援を行っております。また、各学校におきましては、教室以外の居場所の確保や家庭訪問等の児童生徒に応じた対策を講じるとともに、スクールカウン

セラーやスクールソーシャルワーカーと連携した支援を行っております。本町の教育センターにおきましても、不登校児童生徒が平日に通うことができる自立支援教室パコを設置し、居場所づくりや学習支援を行っているところでございます。

以上でございます。

川嶋議員 令和5年度から、第二中学校において、大阪府の不登校等対策支援事業による教育支援員の配置をされ、校内教育支援ルームにて、不登校生徒の支援を行っておられますが、支援内容をお聞かせください。

教育子ども部長 校内教育支援員による支援内容についてのお尋ねでございます。

校内教育支援員による支援内容といたしましては、不登校生徒への学習サポートはもちろん、生徒が自分のペースで生活や学習ができるよう、ルーム内のルールづくりや各個人の目標設定への助言等を行い、生徒が安心して過ごすことができるような居場所づくりに寄与しております。

また、教職員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携しながら、人間関係づくりが苦手な生徒に対しては、コミュニケーション力やソーシャルスキルを身につける支援等を行っております。

以上でございます。

川嶋議員 支援の内容については分かりましたけれども、第一中学校や小学校の不登校児童生徒について、教育支援員の役割はどのようにされているのか、お伺いいたします。

教育子ども部長 第二中学校以外での教育支援員の役割についてのお尋ねでございます。

第二中学校以外の町立小中学校につきましては、大阪府による教育支援員の配置がございませんので、各学校の教職員が役割分担をし、個に応じた対応を行っております。

以上でございます。

川嶋議員 今後、これを全ての学校への教育支援員の配置についての拡充がされないのか、見解をお伺いいたします。

教育子ども部長 全ての学校への教育支援員の配置についてのお尋ねでございます。

学校内に教室以外の居場所があることは、児童生徒の多様な支援として、効果的であると認識しており、第二中学校以外の小中学校への配置について、昨年度はその支援の拡充について、大阪府に対しても要望を行っております。

いずれにいたしましても、憲法第26条において、義務教育は無償とされております。よって生徒の不登校対応についての必要な予算は、当然のことながら、市町村が単独で担うものではないと考えますことから、引き続き、国、大阪府に対し、教育支援員の配置、必要に応じての財政的支援を求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

川嶋議員 この第二中学校での校内教育支援ルームや教育センターでの自立支援教室パコを設置され、居場所づくりや学習支援を行っておられますが、その場所に行けない子どもや保護者への対応、把握はどのようにされているのか、お伺いいたします。

教育こども部長 校内教育支援ルームや自立支援教室に通室していない児童生徒への支援についてのお尋ねでございます。

不登校とは、病気や経済的な理由等以外で年間30日以上欠席している児童生徒を指しますが、本町におきましては、各学校において、学期ごとの報告として、欠席日数が10日を超えた児童生徒については、必ず島本町教育委員会に報告するよう指示を出しております。また、10日を超えなくとも、担任等が不登校傾向と感じた場合は、学校内で共有するなど、早期発見に努めております。

不登校児童生徒への支援につきましては、学級担任や学年の教職員が保護者連絡や定期的な家庭訪問等を行うことで、児童生徒と学校のつながりを切らさないだけでなく、適宜、当該児童生徒や保護者に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家とも連携するなどの様々な支援が受けられるようにいたしております。

以上でございます。

川嶋議員 本町の取組による効果はどうかお聞かせください。

教育こども部長 次に、本町の取組による効果についてでございます。

これまでの状況から、児童生徒が一度不登校の状態になると、なかなか教室復帰が難しい現状がございますが、放課後の登校や学校内の別教室への登校等から、少しずつ教室に行けるようになった児童生徒もおります。

先ほど御答弁申し上げた取組につきましては、短期間で効果が現れるものではないものと認識しておりますが、今後とも、本課題に対しては、様々な方面・方策からのアプローチを粘り強く続けてまいりたいと考えております。

今後につきましても、現在不登校である児童生徒への支援とともに、新規不登校者数を増加させないよう、児童生徒を主体とした学校づくりをはじめとする取組を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

川嶋議員 不登校は、特性のある子供たちだけではなく、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因や背景などにより、学校に行けなくなることも少なくありません。不登校に至る理由には、勉強が分からないといった理由のほか、人間関係や体の不調などが不登校のきっかけであることが、文科省の調査結果で指摘されています。不登校になる理由や背景、要因などが多岐にわたるため、あらゆる角度からの様々な対策を講じていく必要があると思います。

文科省では、令和5年3月に、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」が取りまとめられ、こども家庭庁とも連携し、対策が取り組まれております。

COCOLOプランには、目指す姿として、「1－不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整える」「2－心の小さなSOSを見逃さず、『チーム学校』で支援する」「3－学校の風土の『見える化』を通して、学校

を『みんなが安心して学べる』場所にする」といった項目が掲げられておりますが、それぞれの本町の取組の具体策をお聞かせください。

教育こども部長 C O C O L Oプランに掲げる目指す姿への本町の取組についてのお尋ねでございます。

国から示されているC O C O L Oプランには、三つの目指す姿が示されています。

まず、1点目の「不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整える」につきましては、本町教育センターに設置している自立支援教室パコに加え、民間施設のフリースクール等とも連携し、児童生徒一人一人の状況やニーズに応じた支援を行っているところでございます。また、各学校において、教室以外の居場所を確保することで、相談支援や学習支援を行い、安心して過ごすことができる環境づくりを進めております。

次に、2点目の「心の小さなS O Sを見逃さず、『チーム学校』で支援する」につきましては、日々の教育活動において、学級担任が丁寧に児童生徒の状況を確認するだけではなく、児童生徒を対象としたアンケートを学期ごとに実施し、管理職も含めた複数回のチェックにより、困り事のある児童生徒の早期発見及び対応に努めております。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家等と連携した教育相談体制の充実を図り、子供たちのS O Sに迅速かつ適切に対応する体制を整備いたしております。

最後に、3点目の「学校の風土の『見える化』を通して、学校を『みんなが安心して学べる』場所にする」につきましては、誰もが分かりやすく、参加しやすいユニバーサルデザインを取り入れ、個別最適な学びと協働的な学びを一体化した授業改善の推進や、学校行事の内容や学校の決まりを策定する際、当事者となる児童生徒の意見を取り入れていく等の方策を、各学校が実施いたしております。

今後につきましても、一人一人に寄り添い、児童生徒が安心して過ごすことができる学校づくりに努めてまいります。

以上でございます。

川嶋議員 1点目の「不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整える」取組について、再度お伺いいたします。

多様な学びの場、居場所を確保する観点から、「希望すれば、1人1台の端末を活用して、自宅をはじめとする多様な場を在籍校とつなぎ、オンライン指導やテスト等も受けられ、その結果が成績に反映されるようにできる」とされておりますが、支援拠点に來られない子供にとっては、安心につながり有効と考えますが、本町としてはそのような対策を取り入れておられるのか、お伺いいたします。

教育こども部長 本町における対策についてのお尋ねでございます。

本町といたしましても、多様な学びの場、居場所を確保する観点から、希望すれば、1人1台の端末を活用して、自宅をはじめとする多様な場を在籍校とつなぎ、オンライ

ン指導やテスト等も受けられ、その結果が成績に反映されるようにできるよう取り組んでおります。

また、本町ではまだ活用実績ありませんが、今年度より新たに大阪府が開設した不登校支援センター、通称「まいど」のオンラインでの活用も可能となっております。

今後につきましても、児童生徒の多様な学びの場、居場所を確保する観点で、一人一人のニーズに応じた学習支援や相談体制を整備するとともに、学習成果を適切に評価し、個々に応じたペースを安心して学習や活動に取り組むことができるよう、環境整備の充実に努めてまいります。

以上でございます。

川嶋議員 民間のフリースクールとの連携について、具体的にお示しください。また、保護者との情報共有は密にできているか確認させていただきます。

教育こども部長 民間のフリースクールとの連携についてでございます。

フリースクールとの連携といたしましては、学校及び教育委員会において、児童生徒が利用するフリースクールの見学を実施し、各施設における活動の実態及び児童生徒の学習活動の内容について把握に努めており、「島本町における不登校児童生徒が通う民間施設についてのガイドライン」に基づき、出席扱いの認定を行っております。

保護者との連携についてでございますが、学級担任及び学年の教員が定期的な家庭訪問や電話連絡をすることで、児童生徒と学校のつながりを切らさないだけでなく、適宜、当該児童生徒や保護者に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家とも連携するなどの様々な支援が受けられるようにいたしております。

以上でございます。

川嶋議員 特に、夏休み明けは不登校が増加すると言われております。夏休み中に何かあったわけではなく、それ以前に学校で傷ついた経験があると、学校が始まる前に恐怖感が募ってしまい、行きにくくなってしまうことが、夏休み明けにあるとのこと。

本町の状況をお伺いいたします。

教育こども部長 夏休み明けに登校しにくくなる児童生徒についてのお尋ねでございます。

学校に行くことを不安に感じる児童生徒にとって、大きなハードルとなるのが、長期の休み明けであると認識いたしております。教育委員会事務局といたしましても、毎年、定例校長会におきまして、夏季休業中も、家庭及び関係機関との連携を図りながら、きめの細かい指導支援の充実と個の状況に応じた多様な学びの場や居場所の提供に努めること等を指示しております。

本町の状況といたしましては、夏休み明けに不登校児童生徒が一気に増加する傾向は確認できておりません。

以上でございます。

川嶋議員 出席に対する条件や基準はあるのか、お伺いいたします。

教育こども部長 出席の条件等についてのお尋ねでございます。

本町におきましても、令和元年10月25日に文部科学省から示された「不登校児童生徒への支援の在り方について」に基づき、島本町教育センターに設けております自立支援教室パコへの出席した場合や、教育委員会が策定したガイドラインに基づいた協議等を経て、民間のフリースクールに出席した場合、ICT機器を用いて双方向のやり取りを含む学習活動が行うことができた場合等を指導要録上出席扱いといたしております。

以上でございます。

川嶋議員 学習の確認でもあるテストはどのようなになっているのか、お伺いいたします。

教育こども部長 不登校児童生徒に対するテストについてのお尋ねでございます。

各学校におきましては、児童生徒の実態を鑑み、柔軟にテストを実施しております。例えば、クラスで一斉にテストを受験できなかった場合も、後日別室で受験することや自立支援教室パコで受験することなどを可能としており、実際に自立支援教室パコで受験している生徒は、毎回複数名おります。

各学校では、学校教育法施行規則第57条の2及び令和6年8月29日に文部科学省が示した「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について」の通知に基づき、テストのみならず、自宅や自立支援教室パコで行った学習の内容も考慮し、適切な成績評価を実施することに努めております。

以上でございます。

川嶋議員 不登校には子どもに対する支援とともに、保護者へのサポートも大変重要と考えます。子どもが不登校になったのは自分のせいではないかと自らを責めてしまう方や、どこに相談していいのかわからないとか、相談はしているが、思うようにならないなど、孤独感を抱え、苦しい思いをしておられる保護者もおられます。

保護者に対する支援としては、本町としてどのような取組があるのか、お伺いいたします。

教育こども部長 保護者に対する支援についてのお尋ねでございます。

保護者への支援といたしましては、保護者が相談できるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの各校への配置や、教育センターにおける教育相談、発達相談等に取り組んでおります。

また、各学校においては、スクールカウンセラー等の専門家と連携した上で、各学校と児童生徒及び保護者とのつながりを切らさないよう、担任等を中心としたチーム学校として、一人一人に応じた取組を行っております。

以上でございます。

川嶋議員 保護者支援といたしましては様々な取組をされておりますが、そのような有益な情報を積極的に提供していただきたいと思います。見解をお伺いいたします。

教育こども部長 保護者支援に対する情報提供についてのお尋ねでございます。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにつきましては、各学校が発行しております「学校だより」にて毎年情報発信をしており、教育センターにおける教育

相談や発達相談等につきましては、ホームページにおいて情報を発信しております。

また、各学校が保護者と連携する際に、教育センターの教育相談や発達相談、自立支援教室パコ、その他関係機関等について紹介するケースもございます。

いずれにいたしましても、児童生徒や保護者への寄り添いが最も重要であると認識しておりますため、今後も一人一人に合った支援を検討し、情報を提供してまいりたいと考えております。

以上でございます。

川嶋議員 保護者にとっては、不登校での欠席や成績等について、これからの進路に対して不安に思っておられる方もいらっしゃると思います。進路についても丁寧な情報提供、寄り添いで安心につなげていただきたいと思いますと思いますが、見解をお伺いいたします。

教育こども部長 不登校児童生徒に対する進路指導についてのお尋ねでございます。

各中学校におきましては、従前から評価基準等の説明を通じて、成績評定の方法を周知することや、進路指導につきましては、進路指導担当者による一斉の説明会の開催、府立学校等の学校説明会開催についての周知等、丁寧な情報提供に加え、進路懇談等を通じて、生徒や保護者の思いに寄り添い、一人一人の進路実現に向けた進路指導を実施いたしております。

今般、高等学校においては、通信制や昼夜間単位制等の新しい選択肢が増加していることや、高等学校の無償化や高等学校の再編等が実施されております。登校機会が少ない状況となっている不登校生徒及び保護者に対しては、丁寧な進路指導を実施することなど、各中学校への通知等を通じて指導助言をいたしております。

以上でございます。

川嶋議員 保護者や関係者の方々にお話を伺う中で、児童生徒一人一人の不登校の理由や必要としていることが異なります。一つが正解ではなく、学びの多様化、学校、そしてサポートルームの設置をした後の対応、時代に合わせた柔軟にしていく対応、そういったものを変化させていくことが求められると思います。

そのためにも、不登校児童生徒、保護者の拠点である教育センターの機能強化は重要であり、その拠点から一人一人に合わせた対応の方向性も展開できるのではないかと思います。教育センターのさらなる機能強化に向けた支援をどのようにお考えか、最後に教育長にお伺いいたします。

教育長 教育センターの機能強化についてのお尋ねでございます。

島本町教育センターにおきましては、相談業務担当として、臨床心理士等の有資格者のスクールカウンセラーや、自立支援教室パコの指導員として、教員OB等を配置しております。そのほかにも、未就学児を主な対象とした療育の実施や、発達相談及び発達検査を実施するサポート体制を構築しております。

令和6年度からは、ふれあいセンターに移転し、これまでよりも距離も近くなり、緊密に教育委員会と連携しており、児童生徒の支援を行っております。また、保育所保育

士、幼稚園教諭、小中学校教諭、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家が参加する教育センター連絡会において、各学校・園・所の状況を確認するとともに、専門家から意見をいただくなどの連携も行っております。

機能強化につきましては、人員の増加等は現在のところ検討しておりませんが、今後も、これらのサポート体制を維持し、各学校・園・所をはじめ、関係機関と連携しながら、一人一人に寄り添った支援を継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

川嶋議員 特に、コロナ禍は子供たちにも大きな影響を与えました。コロナ禍以降、不登校の児童生徒は、全国的にも増加しております。不登校になる理由や背景・要因などが多岐にわたるため、あらゆる角度から少しでも安心につながるように、様々な対応を講じていく必要があると考えます。

今後の進むべき道、そしてまた、人生にも関わる問題でもあります。親子ともに、誰一人取り残さない思いの中でのさらなる支援の充実に努めていただきますよう要望し、一般質問を終わります。ありがとうございました。

大久保議長 以上で、川嶋議員の一般質問を終わります。

引き続き、西山議員の発言を許します。

西山議員（質問者席へ） 創業支援プログラムについて、大阪維新の会 西山ようこ、一般質問をいたします。

広報しまもと8月号に記載がありました島本町創業支援プログラムのセミナー案内の一般公募を見て興味を覚えました。そこで、8月6日開催されました事前オリエンテーションに出席させていただきました。

セミナーでは、これから起業を考える方はもちろん、昨年の卒業生の方も御出席され、起業にまつわる実際の体験談を語られる場面もあり、後のディスカッションでも不安要素やこれから目指すべきものを話し合われました。有意義なセミナーであったと認識しております。

地域活性化、活力の創生、まちの発展を軸にした事業は、今後10年、20年後の島本町の在り方のヒントになると考えております。国や大阪府でも、起業を志す人に向け、伴走支援や補助金を設けたスタートアップ支援を行っております。本町におきましても、人と地域を支援する施策について、どのような方向性を持っているのか、創業支援プログラムについて、質問していきたいと思います。

初めに、島本町として考える創業支援事業の目的・内容についてお伺いいたします。

都市創造部長 それでは、西山議員の一般質問に御答弁申し上げます。

創業支援プログラムについてのうち、目的・内容についてでございます。

創業支援に関する施策は、これまで本町が実施している町の魅力の創造・発信事業の一つの柱として取り組んでおり、プログラムは昨年10月から開始し、5人の卒業生を輩出いたしました。

この事業の方向性を示した「地域再生ビジョン」において、地域の再生に活用すべき地域資源である「ひと・地勢・歴史」資源のうち、最も飽きない「ひと」資源を最初に発掘し、その人的資源を活用した「こと興しの開発」、また、地域を代表・象徴する「ものづくり」を行うという内容を基本としており、島本町商工会などでこれまで実施されている創業支援制度と併せて、政策誘導的な機能を付け加えることで、両者の相乗効果により現実的な成果を得ることを目的として実施しております。

具体的には、町内において地域コミュニティを活性化させることを目的に事業を立ち上げる創業者など、今後の地域の起業家が相互に連携し、支え合う仕組みの一端を担う事業者の支援を行うため、約4か月間、全7回のスケジュールで知識やノウハウを身につける講義を行うとともに、委託事業者や町内先輩起業家による伴走型支援を行う内容となっております。

以上でございます。

西山議員 本町の創業支援の目的として、「ひと」の地域資源の発掘と、「こと興し」の活用、また、町内におきまして、地域コミュニティを活性化させることというお答えがございました。

それでは、具体的にプログラムを卒業された方が、どのような事業の業種や職種で活躍されているのか、事例をお伺いいたします。

都市創造部長 昨年度の参加者の業種につきましては、空き家を活用する建築不動産事業、人をつなぐ観光案内所事業、インバウンド観光客に向けたウェルネス事業及び地域活性化事業、島本の杉やヒノキを使用した木工イベントや森林散策イベントを行う事業、トリミングペットサロン事業であり、既に事業を開始されている方もいらっしゃいます。

以上でございます。

西山議員 支援プログラムに関わる費用の内訳についてお伺いいたします。

支援プログラムを運営するに当たり、支援制度、補助金などがありますでしょうか。

都市創造部長 次に、費用の内訳についてでございます。

創業支援プログラムに係る費用といたしましては、事業の運営を委託しております事業者への委託料となっており、委託料の2分の1に当たる費用について、新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用しております。なお、本プログラムに係る費用は、委託料のみとなり、プログラム参加者への創業に関する補助金等はありません。

以上でございます。

西山議員 事業者への委託料として交付金を活用しているとのことですが、事業者には具体的にどのような支援内容や事業をお願いしているのでしょうか、お伺いいたします。

都市創造部長 プログラムの企画・運営をはじめ、マーケティングの方法や損益計算書の作り方、また、事業の試行的実施や実践方法など、実際に創業するに当たって必要な知識やノウハウなどの講義をしていただいております。

また、講義とは別に、参加者からの疑問や悩みに対する随時の個別相談なども伴走型

支援として行っていただいております。

以上でございます。

西山議員 プログラム支援対象者の要件についても伺いたします。

創業するに当たり、様々な業種もあり、目指すところも様々かと思われます。プログラム受講者を募集するに当たり、どのような点に着目しているのか、受講人数をどれぐらいに設定しているのか、伺いたします。

都市創造部長 次に、支援対象者の要件についてでございます。

プログラムに参加していただける方の対象要件といたしましては、一つ目として島本町が実施する「ひと・こと・もの」の方針に賛同いただけること、町内の地域コミュニティ・地域ブランドを共に作っていく意思があること、支援事業終了後並びに来年度以降も先輩起業家や支援者としての関わりを続ける意思のあること、マネタイズの意味があること、法人設立3年目以内の方または町内で新規事業を起こそうとするものの五つとしております。

これらの要件を満たす申込者には、委託事業者が面談を行い、本プログラムの受講や創業に対する意思・適性などを確認させていただき、受講の可否を決定しております。また、委託事業者に加えて、伴走者として町内の先輩起業家に協力をお願いし、プログラムの運営及び参加者の伴走支援を行うため、よりきめ細やかな対応が可能となるように参加者の人数は5名程度と少人数にさせていただいております。

以上でございます。

西山議員 参加希望者に、島本町が方針としている「ひと・こと・もの」に賛同できるか、地域コミュニティ・地域ブランドの創作の意思を確認するなど、本町と共に育てていく伴走者としての決意を感じるお答えでございました。

創業するに当たり様々な業種もあり、目指すところも様々かと思われます。将来の島本町が描く創業内容について伺いたします。

都市創造部長 次に、町が描く創業内容についてでございます。

本事業は、プログラムの対象要件である島本町が実施する「ひと・こと・もの」の方針への賛同、町内の地域コミュニティ・地域ブランドを共に作っていく、支援事業終了後、並びに来年度以降も先輩起業家や支援者としての関わりを続けることで、町内外に島本町の魅力を発信できる事業の創業を目的としており、本プログラムの参加者が将来的に地域再生ビジョンで掲げる人的支援となることが目標でございます。

以上でございます。

西山議員 プログラム対象要件といたしまして、島本町が実施する「ひと・こと・もの」の方針への賛同とのことでございました。「ひと・こと・もの」が指す具体的な内容を教えてください。

都市創造部長 「ひと・こと・もの」の具体的な内容についてでございますが、3大地域資源要素である「ひと・地勢・歴史」資源のうち、最も飽きない「ひと」資源を最初に

発掘し、その人的資源をコンテンツとした体験プログラムなどを提供する「こと興し」の開発。そして、一定の集客ができるタイミングで、地域を代表・象徴するお土産品・逸品を提供する「ものづくり」を地域再生ビジョンの基本シナリオといたしております。

これらを循環させることで地域ブランドの形成を行い、町内外へ発信することで、町への来訪動機や近隣地域からのマイクロツーリズムの誘発へつなげることを目的といたしております。

以上でございます。

西山議員 地域ブランドといたしまして、離宮の水は「ひと・こと・もの」のどれに当たりますでしょうか。また、島本町の名所を代表するサントリー蒸溜所との関わり、ふるさと納税返礼品の現状などをお聞かせください。

都市創造部長 離宮の水ブランドは、島本のお土産品である「ものづくり」に該当いたします。近年、創業された事業者の認証商品の事例で言いますと、離宮の水を使った水出しコーヒーや離宮の水を使ったソースのフレンチドックなどがございます。

創業支援事業においては、昨年度、サントリー山崎蒸溜所の来訪者を意識した事業展開を検討された参加者がおられました。

ふるさと納税返礼品としましては、現在申込みの約90数%が、ウイスキーや梅酒、天然水などのサントリー関連商品であり、そのほとんどがウイスキーとなっております。そのため残りの数%がジビエなどの返礼品となっております。

また、プログラムの参加者が今後開発される商品で、ふるさと納税の返礼品となるような商品が出てくるよう、対象となる参加者にはプログラム内において支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

西山議員 サントリーウイスキーが人気の返礼品と聞いておりましたので、この先、それに匹敵する返礼品が生み出されればよいと思い期待を込めて、質問させていただきました。また、離宮の水ブランドからは、地元のお店のメニューとして努力開発いただいております。

地域ブランドの形成は、近隣からのマイクロツーリズムの誘発のためというお答えもございました。北摂地域をクローズアップした出版書籍もございます。将来的に海外旅行者も含めた近郊からの来訪者も増加すると予想されます。観光開発を重視するか否かは別の課題となりますが、島本町の魅力を町内外へ発信することは、住民自身が地域への愛着や誇りを深め、地域の魅力を再確認するきっかけとなり得ます。

続きまして、プログラム卒業生が地域資源となり、将来、地域コミュニティを支える創業者が生まれることを期待して、島本町が創業支援プログラムを通じて、今後の展望という思うところをお伺いいたします。

都市創造部長 次に、今後の展望についてでございます。

今後の展望につきましては、現在は事業者へ委託し、運営しておりますが、将来像の

一つといたしましては、町内の先輩起業家や本プログラムの卒業生が町の運営支援者となって、自走できる仕組みづくりにつながることを考えております。本プログラムにつきましては、昨年度から始まったものであり、本町に合ったプログラムとなるよう随時見直しを進めつつ、引き続き様々な運営方法について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

西山議員 プログラム卒業後も、軌道に乗るまでは紆余曲折があると予想します。例えば、産業、農業施設とも絡めた幅広い分野で学べるような学校技術体験などの情報提供や商談などは行ってもらえるのでしょうか、伺いいたします。

都市創造部長 創業希望者がプログラムへの参加により、先輩起業家や起業家同士のネットワークを構築していただくことで、卒業後も様々な方と情報共有をしていただくことについても、本プログラムの効果として期待いたしております。なお、卒業された参加者から相談をいただいた際には、行政としても可能な範囲で情報提供や相談対応を行ってまいります。

以上でございます。

西山議員 創業者が事業を継続するに当たり、起業家同士のコミュニティーやネットワークを構築することは、大変有効なものと思います。同時に、創業支援が浸透することに伴い、係る行政の相談窓口の需要も増加すると考えられます。今後の行政の相談対応についても工夫が必要かと思われます。

プログラム事業の長期的な見通しの検討課題もありますが、この支援策により、新しい事業が生まれることで、地域に活気と新たな雇用が育まれることを期待いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

大久保議長 以上で、西山議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後 3 時 00 分～午後 3 時 30 分まで休憩)

大久保議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、山口議員の発言を許します。

山口議員 (質問者席へ) よろしく申し上げます。

選挙におけるポスター掲示場について。

今年 4 月に執行された島本町長・町議会議員選挙があり、7 月に執行された参議院議員選挙がありました。私自身の町議会議員選挙のときは、選挙運動用のポスター貼りは人をお願いしましたが、参議院議員選挙のときは同じ党の候補者のポスターを貼りました。貼っているときに、掲示場について気になることがありましたので、質問いたします。

1 番目、投票区は 9 か所ありますが、どのような基準で投票区を決めていますか。

総務部長 それでは、山口議員の一般質問に御答弁申し上げます。

選挙におけるポスター掲示のうち、投票区の基準についてでございます。

公職選挙法第17条第2項の規定により、「市町村の選挙管理委員会は、必要があると認めるときは、市町村の区域を分けて数投票区を設けることができる。」とされております。この「必要があると認めるとき」については、法令上明確な基準はありませんが、一般的に1投票所当たりの有権者数、地勢、その他の事情を考慮して、投票事務管理能力の許す範囲において決定すべきものとされております。本町においても、過去に遡っての投票区設置、変更の詳細な理由は分かりかねますが、過去からの経緯や有権者数、地勢等の事情を考慮して投票区を設置してきたものと考えられます。

近年の例で申しますと、平成28年に1投票区を追加して、8投票区から9投票区に増設しております。これは増設前の第7投票区が大規模マンション開発に伴い、登録有権者数が他の投票区に比べて突出して多くなり、投票日当日も混雑するなどの支障が生じていたため、平成26年度から、選挙管理委員会で検討を進め、平成28年7月執行の参議院議員通常選挙から第四小学校体育館を第9投票所として新設したものでございます。

以上でございます。

山口議員 島本町内の選挙ポスター掲示場は64か所ありますが、64か所の数字の根拠についてお尋ねします。

総務部長 次に、ポスター掲示場数の根拠についてでございます。

ポスター掲示場の総数につきましては、公職選挙法第144条の2及び公職選挙法施行令第111条の規定により、投票区ごとの選挙人名簿登録者数及び面積に応じて定められております。

具体的には、選挙人名簿登録者数一千人未満の投票区については、面積が二平方キロメートル未満であれば五箇所、二平方キロメートル以上四平方キロメートル未満であれば六箇所、四平方キロメートル以上八平方キロメートル未満であれば七箇所、八平方キロメートル以上は八箇所と算定し、選挙人名簿登録者数一千人以上五千人未満の投票区については、面積が四平方キロメートル未満であれば七箇所、四平方キロメートル以上八平方キロメートル未満であれば八箇所、八平方キロメートル以上であれば九箇所と算定し、選挙人名簿登録者数五千人以上一万人未満の投票区については、面積が四平方キロメートル未満であれば八箇所、四平方キロメートル以上であれば九箇所と算定し、これらの箇所数を合計した数を、ポスター掲示場の総数とすると定められております。

また、その算定基礎となる選挙人名簿登録者数は、現在は当該選挙の公示又は告示の日の2回前の掲示登録の登録者数によることとされております。

ここ3年間の選挙で申しますと、各選挙における算定基礎となる投票区別選挙人名簿登録者数を、さきにお示しした計算式に当てはめて算定いたしました結果、令和4年7月執行の参議院議員通常選挙、令和5年4月執行の大阪府議会議員選挙及び大阪府知事選挙においては総数65か所でしたが、令和6年10月執行の衆議院議員総選挙以降は64か所となっております。

以上でございます。

山口議員 選挙ポスター掲示板の設置場所について、住民が容易に、安全に閲覧できる場所等、どのような基準で設置していますか。

総務部長 次に、設置基準についてでございます。

ポスター掲示場の設置場所につきましては、公職選挙法第144条の2第3項の規定により、「市町村の選挙管理委員会が、投票区ごとに、政令で定める基準に従い、公衆の見やすい場所に設置する。」とされております。また、具体的な設置場所の判断に当たりましては、公職選挙法施行令第111条第3項に定める基準に従い、「当該投票区における人口密度、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行っている」ところでございます。

本町におきましては、投票所入り口付近に設置するほか、主として公共施設や道路、公園、法定外公共物の敷地内等、可能な限り住民等の所有、管理されていない場所で、かつ、各投票区における人口密度、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して、全ての有権者に目にしやすく、かつ、見やすい場所を選定して設置しております。

以上でございます。

山口議員 これから、具体的に掲示場についてお尋ねしたいと思います。

第一投票区の尺代502番地先に尺代若山台幹線の尺代大橋前にある1－3の掲示板について、人通りも少なく、必要な掲示場だと思いますか。

総務部長 尺代地区の住宅地内及びその道路は、狭隘な箇所が多く、設置に適した町有地も少ないことから、設置場所の確保が難しい状況にあります。そうした中で、尺代大橋は町道であり、住宅地域の出入口にあたる場所で、当該有権者の往来の際に目にしやすく、かつ、比較的道路の幅員も広く、周囲からも見やすいことから、当該投票区における人口密度、地勢、交通等の事情を総合的に考慮した結果としては、適切な設置場所であると考えております。

以上でございます。

山口議員 第六投票区の桜井五丁目16番にある桜井西側集会所前の6－1の掲示板は、車がよく通り、危険ではないでしょうか、いかがですか。

総務部長 御指摘のとおり、桜井西側集会所前の道路は比較的交通量も多く、幅員も狭いことから、設置場所としては一定の課題があることは認識しております。この場所は、町有地であり、地域の集会施設に隣接していることから、地元の有権者が目にしやすく、また、桜井五丁目の桜井西側地域及び向陽ヶ丘地域においては、最寄りの設置可能な場所であることから、当該投票区における人口密度等の事情を総合的に考慮した結果、適切な設置場所として選定してまいりました。

ただ、議員御指摘のような課題があることに加え、面積も狭く、背後のフェンスにはJR線の線路敷地への出入口があるなどの問題もあることから、設置場所を変更することも検討する必要があると考えるところですが、他に適切な場所がないのが現状でござ

います。

以上でございます。

山口議員 第七投票区の島本駅東側付近では、桜井一丁目72番地2の歴史文化資料館横に7-1の掲示板がありますが、島本駅東口からは分かりません。島本駅東側ロータリーの桜井駅跡の公園柵に設置してはいかがでしょうか。

総務部長 ポスター掲示場の設置に当たりましては、掲示板を支えるための支柱等を地面に挿すなどして設置するケースが多くありますが、史跡桜井駅跡史跡公園は史跡であることから、基本的には公園敷地内に支柱を挿すといった設置方法を取ることは適切ではなく、史跡桜井駅跡史跡公園の柵に沿って設置することは困難であると考えております。

御指摘のとおり、島本駅東側ロータリーは有権者が目にしやすく、見やすい場所ではありますが、現実的に、または、技術的に設置可能な場所を確保することが困難であることから、現在のところ設置に至っていないという状況でございます。

以上でございます。

山口議員 公園敷地内に支柱を挿すといった方法ではなく、柵を背にして公園敷地内に入らず、ロータリーの歩道上に設置することは不可能でしょうか。

総務部長 ポスター掲示場の中には、設置方法として、既存の安全柵やガードレール等を利用し、これらにくくりつけて固定して設置する場合もございます。御提案のように、島本駅東側ロータリーの桜井駅跡の公園柵を利用し、公園敷地内に入ることなく、柵にくくり付ける等の方法でポスター掲示場を安全に設置できるかどうかについては、実際の現場において、受注業者とも調整しながら、個別的に判断する必要があるため、この場で明確に御答弁申し上げるのは困難でございます。

この点につきましては、今後執行される選挙の際に、業者と調整するなどして、設置の可否を調査し、将来的に島本駅東側ロータリーに設置できないか検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

山口議員 第八投票区の江川一丁目13番の江川住宅7棟北側の8-1の掲示板は、人通りが多いと思えません。近くにも、江川一丁目10番、江川住宅6棟北側の8-4の掲示板もあるので、必要ではないと思いますが、いかがですか。

総務部長 第八投票区の府営江川住宅は、選挙の際に、大阪府選挙管理委員会から住宅開発部局に対して、ポスター掲示場の設置に関して協力依頼がなされており、住宅施設敷地内の適当な場所にポスター掲示場を設置させていただいております。

現在のところ、府営江川住宅敷地内に4か所のポスター掲示場を設置しておりますが、いずれも主要な道路沿いで、江川住宅外を含め、当該投票区の全ての有権者に目にしただきやすい場所を選定して設置しており、必要な設置場所と考えているところでございます。

以上でございます。

山口議員 主要な道路沿いというには、ちょっと疑問を感じます。というのは、結局少し京都の北側のほうに入らないといけないという、その道は、171号線に出る道と、もう一つ水無瀬川のほうに行く道が両方ありまして、そこは人通りもそんなに多くない。そして、国道、車も多くないということがございまして、本当に主要な道路ということよりは、ちょっと見にくいような状況だと思っております。

次の質問に移ります。

第九投票区の高浜二丁目2番、町立第四小学校フェンス北東角はコンクリート塀の上に、9-1の掲示板が設置されていますので、ポスターを上段に貼るときは届きません。コンクリートの塀に上がるか、脚立が必要となります。また、グリーンベルトが掲示板のあるほうと反対側にあり、歩行者は掲示板に遠くなり、また、掲示板側は車が通り危険ではないかと思えます。

また、近くの町立第四小学校フェンス南東角に9-2の掲示板もあり、必要ではないかと思いますが、いかがですか。

総務部長 御指摘のとおり、町立第四小学校フェンス北東角に設置しているポスター掲示場は、コンクリート塀の上部に設置しているため、ほかのポスター掲示場と比較してやや高い位置にあり、また、グリーンベルトを設置している路側帯の反対側になります。

この町立第四小学校フェンス北東角は、第四小学校とは反対側の江川二丁目の有権者に目にしていただきやすい場所として選定しているものであり、一方、町立第四小学校フェンス南東角のポスター掲示場は江川二丁目のグランリバーや高浜一丁目の有権者に目にしていただきやすい場所として選定しているものですので、いずれも町立第四小学校敷地内に設置しているものではありませんが、人口密度等の事情を総合的に考慮すれば、いずれのポスター掲示場も必要なものと考えております。

また、町立第四小学校フェンス北東角に設置しているポスター掲示場は、議員御指摘のような問題はあるものの、この近辺にほかにポスター掲示場の設置に適した場所がなく、また、道路のポスター掲示場側も路側帯になっており、路側帯内を自動車等が通行することはできないことから、安全面も含め、設置場所としては適当なものと考えております。

以上でございます。

山口議員 公職選挙法第144条の2の第2項に、「前項の掲示場の総数は、一投票区につき五箇所以上十箇所以内において、政令で定めるところにより算定する。ただし、市町村の選挙管理委員会は、特別の事情がある場合には、あらかじめ都道府県の選挙管理委員会と協議の上、その総数を減ずることができる。」とありますが、特別の事情とはどのようなことでしょうか。

総務部長 公職選挙法第144条の2第2項の特別の事情の内容については、特に法令等に定めはありませんが、昭和40年4月9日付、自治省選挙局長通知によると、特別の事情の範囲については、第一に、地勢、交通等の事情により法定数のポスター掲示場を設置

する場所を確保することが極めて困難である場合と、第二に、有権者数とその分布状況等から見て法定数のポスター掲示場を設置しても、その効用が十分には発揮できない場合の二つの場合が考えられるとされています。

また、第一の場合の認定については、真にその設置が困難であることが明白である場合に限るべきであり、第二の場合の具体例としては、ハンセン病療養所やかつての伝染病予防法上の伝染病院、老人ホーム等が設置されている区域をもって一の投票区が設けられ、当該区域の在住者の生活環境が場所的に極めて限定されている場合、島しょ地区の投票区において有権者数が極めて少なく、かつ、限られた地域にまとまっている場合、僻地、開拓地等にある投票区又は湖沼、山林、林地、牧野等が相当の部分を含んでいる投票区において、投票区の面積は広いが有権者数が極めて少なく、かつ、限られた地域にまとまっている場合等とされています。

以上でございます。

山口議員 掲示場を少なくして、町のホームページに選挙ポスターを掲載することはできませんか。

総務部長 本町の場合、町内の投票区全体で法定数のポスター掲示場を設置する場所を確保することが極めて困難であるとは言えず、また、法定数のポスター掲示場を設置しても、その効用が十分には発揮できないとも言えないことから、ポスター掲示場の総数を減ずることができる場合には当たらないと考えております。

また、公職選挙法では、選挙の公正を確保するため、選挙運動や選挙管理委員会の処理ぶりに一定のルールを設けており、法律を超えて、または、法律にない規定を自治体において独自に定めることは、原則行うことはできません。

そのため、ポスター掲示場に変えて、ホームページに選挙運動用ポスターを掲載するというようなことは、法律上も条例上も認められていないことから、御提案のような取扱いはできないものと考えております。

以上でございます。

山口議員 島本町の町長・町議会議員選挙において、ポスター掲示場間の近いところなど、効用が少ない掲示場は、ポスター掲示場の作成費や選挙運動用ポスターの作成費の公費節減のため、条例を改正して、総数を減ずることは考えませんか、再度お尋ねします。

総務部長 公職選挙法第144条の2第8項の規定により、市町村の議会の議員及び長の選挙に係るポスター掲示場の設置につきましては、「市町村が条例で定めるところにより、ポスター掲示場を設けることができる。」とされており、島本町議会議員及び島本町長選挙については、島本町の議会議員及び長の選挙におけるポスター掲示場設置条例を根拠としています。

なお、条例により設置するポスター掲示場の総数についても、同条第9項の規定により、公職選挙法施行令第111条により算定しなければならず、また、特別の事情がある場合には、当該市町村は条例で定めるところにより、その総数を減ずることができる

されております。

本町の条例においても、条例第3条により、「地勢、交通等の事情により、法第144条の2第9項本文の規定により算定した総数のポスター掲示場を設けることが困難であると認めるときは、その総数を減ずることができる」と定めておりますが、条例により、ポスター掲示場の総数を減ずることができる特別の事情についても、同法第144条の2第2項に同じく、先ほどの答弁のとおり、法定数のポスター掲示場を設置することが困難、又は不必要であると認められる場合をいうとされており、同法の規定に基づき、義務的に設置されるポスター掲示場の総数を減ずる場合との均衡を考慮し、慎重な運用を行うことが望ましいとされているところです。

以上より、島本町議会議員及び島本町長選挙におけるポスター掲示場は、本町の条例に基づき設置するものではありませんが、本町内の投票区全体で法定数の掲示場設置場所を確保することが極めて困難であるとは言えず、また、法定数の掲示場を設置しても、その効用が十分に発揮できないとも言えない状況において、経費節減を理由として、総数を減ずることは適切ではないとの認識でございます。

以上でございます。

山口議員 令和7年4月に執行された町長・町議会議員選挙の委託料、ポスター掲示場作成等業務の予算278万9,000円を計上していますが、実際は幾らの支出でしたか。

総務部長 次に、町長・町議選における支出額についてでございます。

令和7年4月執行の島本町議会議員及び島本町長選挙におけるポスター掲示場の作製設置・保守・再処理業務委託の予算につきましては、令和7年度当初予算においては、278万9,000円を計上しておりましたが、立候補予定者説明会にて、当初見込みよりも多数の立候補予定者が出席したことから、立候補者数等の見込み増に対応するため、令和7年島本町議会2月定例会議（後半）におきまして、令和7年度島本町一般会計補正予算（第1号）にて4万9,000円を増額し、283万8,000円を予算計上させていただいたところでございます。また、当該委託業務の実績額は、入札執行及び変更契約の結果、283万7,120円となりました。

以上でございます。

山口議員 令和7年7月に執行された参議院議員選挙は、委託料、ポスター掲示場作製等343万2,000円が計上されていますが、幾らの支出でしたか。

総務部長 次に、参議院議員選挙における支出額についてでございます。

令和7年7月執行の第27回参議院議員通常選挙におけるポスター掲示場の作成設置・保守・再処理業務委託の予算につきましては、令和7年度当初予算において343万2,000円を計上させていただいておりました。これに対して、実績額は入札執行の結果、337万2,160円となりました。

以上でございます。

山口議員 本町の令和7年4月執行の町長、町議会議員選挙において、ポスター掲示場の

1 か所当たりの作製費は平均約 4 万 4,000 円、選挙運動用ポスターの作製費、1 枚当たりの印刷費の単価の上限が、令和 7 年 6 月定例会議の改正案で 586 円 88 銭になりました。大きな金額ではありませんが、これらは全て公費負担になっています。

島本町の面積約 17 平方キロメートルと小さな町で、約 7 割を山林が占めていて、約 3 割ほどに住宅があり、そこに多くの掲示場があります。掲示場と掲示場の間が近く、効用の少ない掲示場が本当に必要かと疑問に思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

大久保議長 以上で、山口議員の一般質問を終わります。

引き続き、清水議員の発言を許します。

清水議員（質問者席へ） それでは、通告に基づき一般質問を行います。一部、他の議員と質問が重複接する点がありますが、よろしくお願いいたします。

森林整備について。

本町の 7 割は山岳丘陵地で、身近に豊かな自然があります。住民にとって大切な財産だと思っています。しかし、森林面積のほとんどが民有地であり、生活様式の変化、高齢化や担い手不足により整備が怠り、荒廃が進んでいます。山に入ると、森林・里山整備のために間伐した竹や木が積み上げられた風景を目にします。大切な森林を整備することは、緑豊かな島本をアピールすることにもつながるものと考えます。また、森林整備を行うことで、自然災害に対する防災・減災にもつながるものと考えます。

そこで伺います。当町の約 7 割を占める森林の整備をどのように考えているのか、伺います。

都市創造部長 それでは、清水議員の一般質問に御答弁申し上げます。

大きな 1 点目、森林整備についてのうち、森林整備をどのように考えているかについてでございます。

本町の森林は、貴重な地域資源であり、これまでと同様、基本的な方針といたしましては森林所有者による適切な管理が必要と考えております。しかしながら、担い手不足などにより継続的な管理が困難となっているという深刻な問題から、所有者個人での対応には限界があるものと認識いたしております。

そのため、行政をはじめ地域住民、地域内企業等が連携して、豊かな森林を保全できるよう取り組んでいく必要があるものと考えております。

以上でございます。

清水議員 森林整備を進める上での課題についてを伺います。

都市創造部長 次に、森林整備を進める上での課題についてでございます。

森林整備につきましては、様々な課題があると認識しておりますが、整備に係る財源確保が課題の一つとして挙げられます。現時点におきましては、国から交付されます森林環境譲与税を活用し、防災的な観点からの整備を優先して実践しているところでございますが、限られた財源の中で実施しておりますことから、一つの地域を複数年にかけ

て整備する箇所もございます。

そのほかに、整備に関して所有者に同意をいただく上で、所有者が不明な場合や境界確定がなされていない土地が多くあること、森林ボランティアの担い手の確保といったことも課題であると認識いたしております。

以上でございます。

清水議員 今後の森林整備についての中長期的な計画はあるのですか。

都市創造部長 次に、今後の森林整備についての中長期的な計画についてでございます。

令和6年度に島本町森林整備実施計画を策定し、今後の森林整備に関する中長期的な計画を策定いたしております。当該計画につきましては、防災人工林整備や自然歩道・町主要道管理道周辺整備、森林管理道整備といった事業について整備箇所の優先順位を定めた計画であり、中長期的に取り組む計画でございます。

以上でございます。

清水議員 次に竹林整備についてはどのように考えているのか、お伺いします。

都市創造部長 次に、竹林整備についてでございます。

本町における竹林につきましては、過去の関連資料を用いて竹林面積が広がっていることを認識しており、放置竹林をはじめとした里山の荒廃に対して、一定の対応が必要と考えております。

そのため、現在はサントリー天然水の森事業と連携し、毎年竹林の皆伐を行うことや、森林ボランティアによる竹林整備を実施できるよう、森林ボランティアの育成や団体に対する補助金等の助成を行うなど、継続的な森林整備に努めているところでございます。

以上でございます。

清水議員 昨年より近隣地区の竹林で、また、本町でも、本年より本来緑色の笹が茶色に変色し、タケノコ畑が茶色になり笹が枯れてきていますが、町としての認識はあるのですか。

都市創造部長 次に、笹が枯れていることについての町の認識についてでございます。

本町といったしましても、笹枯れの状況は把握しており、今年度に各竹林所有者等から被害の情報提供があり、令和7年7月に大阪府とJAたかつきによる現地確認が実施されております。現地確認時に成虫が確認できておらず、現地の幼虫を捕獲し、その生育を確認しながら被害原因の調査を進めているとの報告を受けております。

以上でございます。

清水議員 過去にこのような笹が枯れるような被害がありましたか。

都市創造部長 現在把握できている範囲内においては、本町において類似する規模の被害事例は把握いたしておりません。

以上でございます。

清水議員 枯葉の原因は、シナチクノメイガという外来種の蛾と聞き及ぶのですが、竹林にどのような影響を及ぼすのですか。

都市創造部長 次に、シナチクノメイガという外来種の蛾による竹林への影響についてでございます。

シナチクノメイガは、幼虫時に竹の葉をすすって食害する虫であり、葉を失うことで竹勢の弱りが進行し、枯死につながるという影響がございます。なお、本町において大阪府が現地調査したサンプルは、タケノコのノメイガ類の一種ではありますが、京都府などで確認されましたシナチクノメイガとは異なる種の可能性がある旨、聞き及んでおります。

以上でございます。

清水議員 笹枯れが発生しているのは、大阪府内ではどのような地域で、他府県ではどこで発生しているのですか。また、国内ではいつ頃から確認されているのですか。

都市創造部長 笹枯れの原因となるシナチクノメイガについては、大阪府が府内3か所で虫の捕獲器を設置されており、枚方市と羽曳野市、岸和田市の設置箇所3か所全てで成虫が捕獲されていることから、笹枯れ発生の規模は大小あるかと思いますが、大阪府内の広域にて発生しているものと推察されます。

なお、他府県では、令和2年に愛知県にて、シナチクノメイガが発見され、これまで放射状に広がり、各県で発見されているとの報告を受けております。

以上でございます。

清水議員 この対応として、町としてどのようなサポートができるのでしょうか。

都市創造部長 具体的な対応策としては、大阪府が、これまで使用が認められていなかったタケノコのノメイガ類に対する農薬の散布について、本年7月31日付で当面の間使用を認める処置を行われたところでございます。

町としては、現在JAたかつきや高槻市などとも情報を共有しながら、被害状況の原因を確認しているところでありますが、ノメイガ類による被害は周辺自治体も同様に発生していることから、大阪府やJA及び他自治体の支援状況も調査し、町としてどのようなサポートを実施することが可能か、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

清水議員 大阪府が、当面の間使用を認めた農薬とはどのようなもので、人体、他の動植物には影響ないのでしょうか。特に、生産竹林のタケノコの出荷に影響はないのでしょうか。

都市創造部長 大阪府において、植物防疫法第29条第1項に基づき令和7年7月31日付で、タケノコのノメイガ類に対する防除に、当面の間、トアロー水和剤CTという農薬の使用ができるよう措置されております。大阪府から提供があった資料では、当該農薬について、有機農産物の日本農林規格に適合する農薬であり、水産・動植物及び鳥類に対して安全性の高い薬剤であると聞き及んでおります。

また、希釈倍数や使用数量、使用回数等を遵守することで、タケノコを含む農産物の流通にも支障がないものの報告を受けております。

以上でございます。

清水議員 他府県ではどのような農薬が使用可能となっているのですか。

都市創造部長 隣接する京都府におきましては、被害の原因がシナチクノメイガであると特定され、竹類のシナチクノメイガに対する防除薬剤として、エスマルクD Fという薬剤の使用が令和7年1月8日より可能となっております。

以上でございます。

清水議員 それでは、農薬の散布というのは、液体散布で行うものと思うんですが、散布方法はどのようなものでしょうか。

都市創造部長 トアロー水和剤C Tについては、空中散布には使用不可となっていることから、背負い式充電噴霧器等の機器を使用して、地上から噴霧用のホース等を用いて高所への散布を行うこととなります。

以上でございます。

清水議員 今も答弁にあったように、現状での農薬散布は地上から噴霧用のホース等で、地上から10メートル程度の高所まで散布することです。広い竹林を散布するには多くの労力が必要です。笹枯れについては、今後どのように広がり、竹林にどのような影響があるか。いまだ分からない状況で、現状の対応策には多くの労力が必要で、タケノコの生産者にも不安が広がっています。

生産者の不安を少しでも軽減できるよう、J Aやその他機関との情報交換や情報収集を行うとともに、生産者へ対応策を含めた適切な情報を行うこと、また、町民さんへの情報提供及び島本町名産であるタケノコを守るためにも、できる範囲の支援をお願いし、次の質問に移ります。

質問の2番として、部活動の地域連携・地域移行についてを問います。

平成31年1月25日、中央教育審議会において、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」が取りまとめられ、また、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月スポーツ庁策定）及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年12月文化庁策定）においても、学校と地域が協働・融合した形での持続可能なスポーツや芸術文化の活動のための環境整備を進めることとし、また、令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定されました。

そこで、本町の学校部活動の状況、今後の在り方について伺います。

現在の学校部活動の外部コーチの運用状況を伺います。

教育こども部長 続きまして、大きな2点目の部活動の地域連携・地域移行についてのうち、現在の学校部活動の外部コーチの運用状況についてでございます。

本町におきましては、令和4年4月1日付で改正しました「島本町立中学校部活動指導者派遣事業実施要綱」に基づき、当該中学校長からの要請があった場合に、部活動指

導者を派遣しております。本町における部活動指導者は、あくまで「中学校教諭等が務める部活動顧問の指示のもとに指導するもの」と要綱で定義しており、学校教育法施行規則第78条の2で定義される部活動指導員とは異なる運用となっております。

本年度につきましては、第一中学校及び第二中学校で令和7年8月1日現在、12人の指導者を派遣しており、部活動におけるトレーニング等の専門的な技術指導等を行っております。

なお、報奨金につきましては、1回につき、派遣時間が6時間未満の場合にあっては3,000円、6時間以上の場合にあっては6,000円としております。

以上でございます。

清水議員 第一中学校及び第二中学校には、どのような部活動があるのでしょうか。

教育こども部長 中学校にどのような部活動があるのかについてのお尋ねでございます。

第一中学校には、陸上競技やサッカーなど運動部が10種類、美術やブラスバンドなどの文化部が3種類の計13種類。第二中学校には、運動部が12種類、文化部が3種類の計15種類でございます。

以上でございます。

清水議員 一中・二中の部活動の数は分かったのですが、部活動に参加している生徒の数、または全生徒の何%に当たるのですか。

教育こども部長 部活動に参加している生徒数とその割合についてでございます。

令和7年度部活動実態調査によりますと、令和7年7月1日現在の中学校の在籍生徒数は925人で、そのうち793人が何らかの部活動に参加しておりますことから、部活動加入率は約86%でございます。

内訳を申し上げますと、第一中学校では、在籍生徒440人に対し、部活動に参加している生徒は391人で、加入率は約89%。第二中学校では、在籍生徒485人に対し、部活動に参加している生徒402人で、加入率は約83%でございます。

以上でございます。

清水議員 大きな2番目の2番目の質問として、スポーツ庁からの令和4年12月に、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」についての町の認識を伺います。

教育こども部長 次に、スポーツ庁からの令和4年12月「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」の認識についてでございます。

当該ガイドラインでは、少子化が進む中で、生徒が将来にわたってスポーツや文化芸術活動に親しむ機会を確保し、教員の負担を軽減することを目的とされており、主に学校部活動、新たな地域クラブ活動、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備、大会等の在り方の見直しが盛り込まれております。

中でも、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備については、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として、休日の部活動地

域連携を確実に進めることと記載されており、本町もこれを受けて、令和6年度に中学校1、2年生とその保護者、教職員に対してアンケート調査を実施し、まずは中学校部活動に関する実態把握に努めたところでございます。

令和7年5月16日にスポーツ庁及び文化庁が示した「『地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議』最終とりまとめ」では、令和8年度から令和10年度を前期改革実行期間とされておりますことから、今後の部活動の在り方については、拠点校制度の導入や、受皿となる団体をどのように確保していくのか等について検討していく必要があるものと認識いたしております。

以上でございます。

清水議員 アンケート調査の主な内容と調査結果について伺います。また、アンケート対象者には外部コーチは含まれていないのですか。

教育こども部長 令和6年度に実施した部活動の在り方についてのアンケートについてのお尋ねでございます。

当該アンケートにつきましては、本町の中学校教職員、生徒及び保護者の部活動に係る意識や実態等を把握し、今後の部活動の在り方を検討するため、令和6年11月に実施し、結果をホームページにおいて公開しているものでございます。

教職員につきましては、部活動業務に対する負担感やその原因について問うたところ、全体の約7割に当たる教員が、部活動業務に負担を感じており、原因としては「土日・休日にゆっくり休めない」「教材研究に支障がでる」が上位に挙げられておりました。一方、生徒につきましては、部活動の指導者に期待することとして問うたところ「体力や技術が向上できる」「日ごろから知っている先生にわかりやすく指導してもらえる」「専門的な技術指導を受けられる」が上位の回答であり、保護者につきましては、生徒が参加している部活動の課題について問うたところ、「課題や不満はない」が最も多い回答であり、現行の部活動に生徒及び保護者は一定満足していると思われま。

なお、当該アンケートでは、生徒、保護者、部活動顧問を回答対象としたものであり、部活動顧問の指示の下で、補助的役割を果たしていただいている部活動指導者については回答対象とはいたしておりません。

以上でございます。

清水議員 拠点校制度とはどのようなものですか。

教育こども部長 部活動拠点校制度についてのお尋ねでございます。

部活動拠点校制度とは、学校における部活動改革の一環として、在籍する中学校に希望する部活動がない等の場合に、近隣の中学校を拠点校として、拠点校の部活動を当該の生徒が利用できる制度でございます。拠点校制度によって、中学校に在籍する生徒の文化及びスポーツにおける多様なニーズに応えるとともに、将来的な部活動数の精選を可能とすることにもつながりますことから、教員の働き方改革にも寄与し、持続可能な部活動の運営が可能になるものでございます。

以上でございます。

清水議員 現在考えられておられる受皿となる団体とは、どのような団体ですか。

教育こども部長 受皿となる団体についてのお尋ねでございます。

現行の中学校部活動の受皿となる団体につきましては、先行自治体のような地域スポーツクラブや大学等が想定されますが、本町ではそのような受皿となる団体がなく、その確保に大変苦慮しているところでございます。府内の町村においても同様の状況にあることを確認いたしております。

いずれにいたしましても、先進自治体の取組、また本町のような小規模自治体での取組等について調査・研究し、持続可能な部活動の在り方について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

清水議員 受皿となる団体の運営費用や部活に参加する生徒の費用負担等、事業費をどのようにお考えですか。

教育こども部長 受皿となる団体の運営費用等の事業費についてのお尋ねでございます。

先ほど御答弁申し上げたとおり、本町における部活動地域展開において、受皿となる団体については、その確保に苦慮しております。

今後、受皿となる団体を確保でき、中学校部活動が地域クラブに移行するとなった場合につきましては、「『地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議』最終とりまとめ」にもございますように、受益者負担と公的負担のバランスを検討し、費用負担の在り方を検討していく必要があるものと考えております。

同とりまとめにおいては、「受益者負担の水準について、国が金額の目安を示すべき」「家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることをないように、確実な支援が必要」との記載もございますことから、今後も国や府の動向を注視し、対応を検討していく必要があるものと考えております。

以上でございます。

清水議員 令和7年5月16日に、スポーツ庁及び文化庁が示した「『地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議』最終とりまとめ」では、令和8年から令和10年度を前期改革実行期間とされていますが、実現に向けての本町のタイムスケジュールをどのようにお考えですか。

教育こども部長 前期改革実行期間における本町のタイムスケジュールについてのお尋ねでございます。

現在本件につきましては、先ほど御答弁申し上げたアンケート結果を踏まえつつ、各中学校長を交えた協議を重ねているところでございます。「『地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議』最終とりまとめ」では、今後の方向性について、多様な選択肢の中から地域の実情等に合った望ましい在り方を見だし、改革の方針を決定することが重要とされております。

今後につきましては、持続可能な部活動の在り方について検討を重ね、できるだけ速やかに、スケジュールを含めた今後の方向性についてお示ししてまいりたいと考えております。

以上でございます。

清水議員 クラブ地域移行についての御答弁ありがとうございます。

アンケート結果では、現行の部活動に生徒及び保護者が一定満足しているとのことですが、教職員については約7割が部活動業務を負担に感じています。部活動は、未来を担う子供たちがスポーツ・文化に触れる大切な居場所です。教職員の負担の軽減、現行以上に満足できる島本らしい部活動の体制を速やかに構築することをお願いしておきます。

最後に、部活動の地域連携・地域移行についての教育長のお考えを伺います。

教育長 部活動の地域連携・地域移行に対する考えについてでございます。

学校現場における働き方改革を推進していくために、部活動を地域に展開していくことは、教員の時間外在校時間を縮減することとなることから、大きな効果が期待できるものと考えます。

しかしながら、スポーツ庁及び文化庁が示すような土日の中学校部活動を完全に地域クラブに移行する地域展開を実施することは、受皿となる団体の確保にめどが立たない本町のような小規模自治体にとっては、現時点では厳しいと言わざるを得ません。

また、令和6年度に実施した部活動の在り方についてのアンケートにつきましては、先ほど部長からも答弁いたしましたように、生徒及び保護者は一定現状の部活動に満足しておられますが、指導に当たる教職員の7割は負担に感じています。

いずれにいたしましても、本町といたしましては、アンケート結果も尊重しながら、本町に合った持続可能な部活動の在り方について、先進的な取組を調査・研究するとともに、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

清水議員 ぜひとも慎重に進めていただきたいのですが、スムーズな事業展開、よろしく願いして、質問を終わります。

大久保議長 以上で、清水議員の一般質問を終わります。

引き続き、ナカジマ議員の発言を許します。

ナカジマ議員（質問者席へ） それでは、よろしくお願いいたします。令和7年9月定例会議、ナカジマより一般質問をさせていただきます。

内容は、「時代に合わせた休日開庁日や窓口の平日時間延長の設定を！」です。

生活習慣の多様化や共働きが当たり前になりつつある現代社会において、平日のデイトタイムに役場に来ることが難しいと思われている方は数多く存在します。場合によっては、数十分の手続のために、わざわざ有休を取得したり、煩雑な手続を代理人にお願いせざるを得ないといった状況に陥っています。

このような時代背景の中、全国の多くの自治体では、複数の窓口で平日時間延長や休日開庁日を設けることにより、様々な理由によって平日のデイタイムに来庁できない方々の要望に柔軟に応え、住民サービスの向上に努めています。

本町においては、先日、総務省が発表した人口動態調査によると、転入者が転出者を上回った人数を示す「社会増加」の数が663人に達し、全国町村のトップとなりました。そして、今後も開発に伴う人口増が見込まれています。また、転入してくる多くの方が子育て世代でもあり、共働きが多いとの声も聞き及んでいます。

近隣自治体と比べてみても、休日開庁や平日の時間延長業務において、本町は後進的であり、共働き世代が増えてきている昨今においてこそ、住民サービスの向上を目指し、休日開庁日の設定や平日の時間延長業務の検討が必要と考えます。

そこで、一つ目の質問です。島本町の休日開庁日や平日の時間延長業務の実態はどのようなになっているか、お答えをお願いいたします。

総合政策部長 それでは、ナカジマ議員の一般質問に御答弁申し上げます。

「時代に合わせた休日開庁日や窓口の平日時間延長の設定を！」のうち、本町の休日開庁日の実施についてでございます。

本町の休日開庁日の実施につきましては、定例的に住民課窓口業務のうち、マイナンバーカードの交付について、2か月に一度、土曜日の午前9時から正午までの間、窓口を開庁しており、来庁される方は事前に御予約をいただいて実施しております。

なお、マイナンバーカードの交付については、令和3年度から令和5年度までは、マイナポイントのキャンペーンの影響で件数が多かったことから、月に1回程度の頻度で休日交付または平日の夜間交付を行っておりました。しかしながら、キャンペーン終了後の令和5年度の半ば以降、利用者が減少したため、令和6年度から2か月に1回の頻度で休日交付を行うようになり、現在に至っております。

以上でございます。

ナカジマ議員 ありがとうございます。本町ではマイナンバーカードの交付業務において、住民課の窓口が開かれているとのことですが。

お答えいただきましたとおり、令和7年度は5月24日の土曜日、7月26日の土曜日、9月20日の土曜日の午前9時から正午までとなっており、およそ2か月に一度のペースでマイナンバーカード取得のために、休日開庁日が設けられています。

ここで少し、マイナンバーカードの受け取りについて掘り下げていきたいと思いますが、平日に働いている方にとっては、マイナンバーカード取得のためだけに有休を取るの難しいとの意見もあり、また、2か月に一度の休日開庁での対応では、通知はがきを受け取ってから手続を完了する前に、マイナンバーカードの有効期限が切れてしまうといった意見を聞き及んでいます。

マイナンバーカードの有効期限が切れてしまった場合、どのように対応するか、お答えをお願いいたします。

総合政策部長 マイナンバーカードの有効期限は、カード発行から10回目の誕生日までですが、未成年者については5回目の誕生日までとなっています。また、カードに搭載されている電子証明書の有効期限は、成人・未成年者問わず、5回目の誕生日までとなっています。

いずれの場合も、有効期限が切れる二、三か月前にマイナンバーカードの発行業務等を行っている地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から更新の案内が郵送で届きますので、その後、有効期限が切れるまでに更新手続きをしていただくことが基本になります。仮に期限が過ぎたとしても、更新ができなくなるわけではありませんので、来庁された際には、更新の手続きをさせていただいております。

以上でございます。

ナカジマ議員 マイナンバーカードは、保険証や運転免許証とも紐づけることが可能であり、その重要度は高まっています。有効期限が切れてしまっても、更新の手続きは可能とのことですが、期限が切れてしまったマイナンバーカードの各種効力はどのようなものか、お答えをお願いいたします。

総合政策部長 マイナンバーカードにつきましては、健康保険証や運転免許証と紐づけされているケースがございますが、健康保険証については、マイナンバーカードの有効期限が切れても、満了日が属する月の末日から3か月間は保険証として使用することができます。また、運転免許証につきましても、マイナンバーカードの有効期限が切れても、ICチップに記載の運転免許の効力に影響はありませんので、引き続き運転することは可能ですが、マイナンバーカードの有効期限が切れた状態では、マイナ免許証の更新手続等のワンストップサービスを受けることはできなくなります。

なお、マイナンバーカードの機能をスマートフォン等に搭載することができますが、この場合は、マイナンバーカードの有効期限の満了をもって健康保険証としての利用はできなくなります。また、運転免許証については、現在のところ、マイナンバーカード搭載のスマートフォンを免許証として利用することはできません。

以上でございます。

ナカジマ議員 ありがとうございます。有効期限が切れてしまっても、一定期間活用できることが分かりましたが、それでも、やはり有効期限内に手続きを完了させたいと思うのが普通だと思います。

そうなると、開庁時間の問題上、平日に代理人に取りに行ってもらうことも一つの選択肢になってくるかと思いますが、マイナンバーカードの代理人交付の必要な持ち物の中に、本人の出頭が困難であることを証する書類といった項目があります。この本人の出頭が困難であることを証する書類についての御説明をお願いいたします。

総合政策部長 マイナンバーカードの更新手続は、本人が手続することが基本ですが、本人が病気、身体の障害その他のやむを得ない事情により、来庁できない場合に限り、代理人にカードの受け取りを委任することができ、その際、本人が来庁できない事情を証

する書面を提示していただく必要があります。この書面は、事情によって様々なものがございますが、例えば入院している場合は診断書や入院診療計画書など、障害をお持ちの場合は障害者手帳など、高校生の場合は学生証など種々ございます。なお、未就学児、小学生、中学生の場合は、この書面の提出は不要であり、外出が困難な75歳以上の高齢者の場合についても、役場から送付する交付通知書のはがきに外出が困難である旨を記載することで、書面の提出が不要となります。

以上でございます。

ナカジマ議員 お答えいただきました内容によりますと、代理人にマイナンバーカードの受け取りを依頼するとなると、体調不良や障害等の理由によって、来庁が困難な場合となっています。

多くの方は、仕事が理由に平日来庁することが困難だと想像されますが、仕事が理由で、本人が来庁できず代理人交付を依頼した場合は、どのような対応になるのか、お答えをお願いいたします。

総合政策部長 代理人交付につきましては、国で決められたケースにより可能となっておりますが、単に仕事を理由に代理人交付するということは認められておりません。ただし、長期出張などで不在の場合は、会社の辞令や出張先・出張期間の分かる書類を提示いただくことにより、代理人交付が認められています。

なお、代理人御本人につきましても、窓口で本人確認のためにマイナンバーカードや免許証等による本人確認をさせていただいた上で交付することになっております。

以上でございます。

ナカジマ議員 ありがとうございます。これまでの答弁によりますと、あくまでも有効期限内に手続を完了するためには、本人に庁舎に足を運んでもらうことが前提の下での仕組みづくりになっているように感じます。やはり2か月に一度の休日開庁日の設定では、住民の要望に応えられていないようにも思います。

近隣自治体では、月に数回、休日開庁日や平日の時間延長によって対応しているのに対して、本町は休日開庁日が近隣自治体と比べて少ないですが、その理由をお答えをお願いいたします。

総合政策部長 次に、近隣自治体との比較についてでございます。

近隣自治体におきましては、本町よりも頻回に休日開庁日を設けている自治体があることは承知しておりますが、自治体の規模などにもより、対象者の人数も異なることから、実態に応じて対応されているものと認識しております。

本町におきましては、休日夜間のマイナンバーカードの予約者の減少、具体的には、令和6年度における実施1回当たりの平均交付枚数は11枚と、最も利用の多かった令和4年度の約4割にまで減少している実態があるほか、休日交付や時間延長を行うには、本町のような小規模自治体においては、限られた人員で広範な業務に従事している中、振替等により、平日の窓口受付職員が減ることや、時間延長のための残業時間が増える

ことは、職員負担が増加するだけでなく、窓口サービスへの影響が懸念されます。

これらの要素を総合的に勘案の上、対象業務を限定し、現在の頻度で休日開庁を設けているものでございます。

以上でございます。

ナカジマ議員 ありがとうございます。現在、島本町ではマイナンバーカードの交付を受け取りのために2か月に一度、休日開庁日を設けていますが、納税や育児、介護の相談、または、各種手続といった他の窓口業務においても、休日開庁や平日の窓口業務の延長を望んでいる方が存在しています。

実際、近隣自治体では、住民の需要が多い課で、休日開庁日が設けられており、時代に合わせた住民サービスを実施しています。本町でも、マイナンバーカードの受け取り以外でも、近隣自治体のように、休日開庁日や平日の時間延長を月に一度だけでも設けることはできないか、お答えをお願いいたします。

総合政策部長 次に、休日開庁日等の設定についてでございます。

先ほども御答弁申し上げましたとおり、マイナンバーカードの交付については、休日・夜間の予約状況と費用や人員等の課題を総合的に勘案した結果、現在の実施頻度で行っておりますが、今後もこの頻度を固定するのではなく、予約数を勘案の上、必要に応じて見直してまいりたいと考えております。

そのほかの事務に係る休日開庁等については、さらなる人員確保と財政負担が必要になることから、慎重に検討すべき課題であると認識しておりますが、現時点では、コンビニ交付やオンライン請求、警備員室での休日夜間予約受付サービスなど、平日の役場開庁時間にお越しいただけない方向けのサービスを実施しておりますことから、引き続き窓口改革の取組を進め、窓口に来庁せずにできる手続に重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

加えて、近年、働き方改革等の観点から、窓口開庁時間を短縮する動きが全国的に広がりを見せております。府内でも、池田市・交野市等で取組が進められており、本町においても検討課題となっておりますので、こうした動向も踏まえつつ、適切に今後の対応を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

ナカジマ議員 大変分かりやすい御答弁ありがとうございます。住民の方から、平日は仕事が休めず、なおかつ2か月に一度の受渡しではマイナンバーカード取得の期限が切れてしまうとのことから、休日開庁日や平日の延長業務の質問をさせていただきましたが、費用対効果の観点から、島本町の自治体の規模では、定期的な休日開庁及び設定や平日の延長業務が難しいことがよく分かりました。また、働き方改革によって、府内の自治体でも窓口開庁時間を短縮する動きがあることも分かりました。

今後も、需要と供給のバランスを鑑みた上で、休日開庁日や平日の時間延長を実施し、柔軟に対応していただきたい旨お伝えして、私ナカジマの一般質問を終えたいと思いま

す。ありがとうございます。

大久保議長 以上で、ナカジマ議員の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議は、議事の都合により、これをもって延会とし、明日 9 月 4 日午前10時から再開したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とし、次会は明日 9 月 4 日午前10時から会議を開くことに決定しました。

本日は、これをもって延会といたします。長時間にわたり大変御苦労さまでございました。

(午後 4 時42分 延会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

諸般の報告

一般質問

- 河上議員 1. 島本町内の交通環境を良くするために
2. 島本のブランド箭の危機を考える
3. 生理用品の設置について
～生理の貧困と女性の社会進出～
4. 島本町は排他主義と排外主義にどう向き合うか
- 月足議員 1. 「学校現場で盗撮を起こさせない町に」
2. 「島本町の耳鼻科医院不足について」
- すえおか議員 1. 人口急増による教育環境と高さ規制について
2. 温水プール新設によるプール授業の必要性について
3. 住民税の減免に関わる基準など町が作成する要綱の公開を
- 永山議員 1. どうなる歴史文化資料館 利活用の調査結果は？
2. 住民の知る権利に意識をおいた対応を
- 川嶋議員 1. 安心して搾乳ができる環境整備について
2. 不登校児童生徒への支援の充実について
- 西山議員 創業支援プログラムについて
- 山口議員 選挙におけるポスター掲示場について
- 清水議員 1. 森林整備について
2. 部活動の地域連携・地域移行について
- ナカジマ議員 「時代に合わせた休日開庁日や窓口の平日時間延長の設定を！」

令和 7 年

島 本 町 議 会 9 月 定 例 会 議 会 議 録

第 2 号

令 和 7 年 9 月 4 日 (木)

島本町議会 9 月 定例会議 会議録（第 2 号）

年 月 日 令和 7 年 9 月 4 日（木）

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり 14 人である。

1 番	ナカジマ 洵智	2 番	大久保 たかゆき	3 番	すえおか 友行
4 番	月足 まさや	5 番	河上 りさ	6 番	東田 まさき
7 番	清水 貞治	8 番	福島 保雄	9 番	山口 博好
10 番	西山 ようこ	11 番	中田 みどり	12 番	永山 優子
13 番	川嶋 玲子	14 番	野口 日利美		

地方自治法第 121 条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	山田 紘平	副 町 長	石原 誠之	教 育 長	横山 寛
総 合 政 策 部 長	北河 浩紀	総 務 部 長	川畑 幸也	健 康 福 祉 部 長	原山 郁子
都 市 創 造 部 長	名越 誠治	上 下 水 道 部 長	近藤 治彦	消 防 長	三浦 毅
教育こども 部 長	岡本 泰三	会 計 管 理 者	柚木 利徳		

本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	多田 昌人	書 記	浦上 隆志	書 記	村田 健一

令和 7 年島本町議会 9 月定例会議議事日程

議事日程第 2 号

令和 7 年 9 月 4 日（木）午前 10 時開議

日程第 1 一般質問

- 中田議員 1. 地球温暖化対策について
2. 政策議論における数字エビデンスの重要性について

日程第 2 第 7 号報告 令和 6 年度島本町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第 3 第 8 号報告 令和 6 年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結果報告について

日程第 4 第 53 号議案 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 5 第 54 号議案 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 6 第 55 号議案 大字東大寺財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 7 第 56 号議案 島本町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第 8 第 57 号議案 島本町立幼稚園設置条例及び島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について

日程第 9 第 58 号議案 令和 7 年度島本町一般会計補正予算（第 4 号）

第 59 号議案 令和 7 年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

第 60 号議案 令和 7 年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 10 第 61 号議案 令和 7 年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 11 第 62 号議案 令和 7 年度島本町大字桜井財産区特別会計補正予算（第 1 号）

日程第12	第 6 3 号議案	令和 6 年度島本町水道事業剰余金の処分について
	案 6 4 号議案	令和 6 年度島本町下水道事業剰余金の処分について
	第 1 号認定	令和 6 年度島本町一般会計歳入歳出決算
	第 2 号認定	令和 6 年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算
	第 3 号認定	令和 6 年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
	第 4 号認定	令和 6 年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
	第 5 号認定	令和 6 年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
	第 6 号認定	令和 6 年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入 歳出決算
	第 7 号認定	令和 6 年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算
	第 8 号認定	令和 6 年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算
	第 9 号認定	令和 6 年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算
	第 1 0 号認定	令和 6 年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算
	第 1 1 号認定	令和 6 年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算
	第 1 2 号認定	令和 6 年度島本町水道事業会計決算
	第 1 3 号認定	令和 6 年度島本町下水道事業会計決算

(午前10時00分 開議)

大久保議長 おはようございます。昨日に引き続き、大変御苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

昨日の議事を継続いたします。

それでは、中田議員の発言を許します。

中田議員 (質問者席へ) 2025年9月定例会議の一般質問を行います。

地球温暖化対策についてです。

この夏、40度C越えの日が全国で続出し、日本は3年連続で史上最も暑い夏となりました。専門家によると、地球温暖化で気温が底上げされており、長期的に見れば今後も平均気温は上昇すると考えられるということです。豪雨に酷暑、干ばつ、日本の四季はもう既に二季になってしまった様相です。地球温暖化対策が以前にも増して急務です。本町の取組について伺っていきます。

第五期島本町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)では、温室効果ガスを2026年度、つまり来年度までに2013年度比39%削減する目標値が掲げられています。直近の総排出量は幾つで、2013年度比何%削減できているのか、目標達成に向けて取り組んできた内容と併せて伺います。

都市創造部長 改めまして、おはようございます。それでは、中田議員の一般質問に御答弁申し上げます。

大きな1点目、地球温暖化対策のうちについてのうち、温室効果ガスの削減についてでございます。

温室効果ガスの削減率の実績につきましては、現時点において令和6年度実績値について取りまとめを行っており、令和5年度実績値が最新のものとなっており、温室効果ガス削減率は、2013年度(平成25年度)比で14.7%減となっております。

この間の主な取組といたしましては、公共施設における緑化事業の推進や省エネ性能の高い照明器具へのLED化等となっております。

以上でございます。

中田議員 目標年度まで残りの期間は、1年と少しです。目標達成のために具体的にどのような取組を行う予定か伺います。

都市創造部長 次に、目標達成のための取組についてでございます。

本計画に掲げております温室効果ガス削減の目標値は、2013年度(平成25年度)比較で39%の削減であることから、目標年度までに約24%の温室効果ガス削減を行う必要がございます。引き続き、温室効果ガス排出量の多くの割合を占めております電力の消費において、さらなるLED化の促進や再エネへの切り替えなど削減効果の高い取組の導

入について検討するなど、次期の目標達成に向けた取組の充実に努めてまいります。

以上でございます。

中田議員 本町の温室効果ガス排出においては一般廃棄物の焼却が51%、次いで電気の使用が約42%です。目標達成に向けては、先ほど御答弁にもありましたように、電気使用における省エネと再生可能エネルギーの導入が重要です。目標達成のためには2024年から2026年の3年間で残り24%を削減する必要があることが分かりました。

省エネに関しては、先ほども答弁があったように、2023年から25年にかけてLED照明導入が行われています。この進捗状況とこれによる温室効果ガスの削減割合はどの程度か伺います。

都市創造部長 次に、公共施設のLED照明の導入についてでございます。

公共施設のLED照明導入の進捗状況につきましては、これまで小中学校や消防庁舎、町営住宅、ふれあいセンターの2階以上、上下水道部庁舎が完了しており、令和7年度におきましては、保育所、幼稚園、人権文化センター、ふれあいセンターの1階部分の更新工事を予定いたしております。

また、公共施設のLED照明導入による削減割合につきましては、蛍光灯や電球などの既存設備からLED化した場合、令和6年度実施しております公共施設も含め算出いたしますと、想定値といたしまして約7%の温室効果ガス排出量の削減効果を見込んでおります。

以上でございます。

中田議員 今年度には、一部を除く主な町施設のLED化が完了し、これらの削減見込みは合わせて約7%になるということかと思えます。であれば、目標達成に向け、これ以外で2013年度比でいうと、あと17%分を削減する必要があります。再生可能エネルギーの導入についてはどうなっているでしょう。以前の答弁で、「今後、再生可能エネルギー由来の電気の調達に向けた具体的な取組について検討する。」とありましたが、その後の目標達成に向けた進捗状況について伺います。

都市創造部長 次に、再生可能エネルギー導入についてでございます。

御指摘の答弁につきましては、令和4年度のものでございますが、その後の具体的取組に向けた進捗状況につきましては、令和5年度に令和6年度予算要求に向け、島本町地球温暖化対策推進委員会において具体的取組内容について検討した結果、地球温暖化対策の取組として、非化石証書購入による取組が効果的と判断し、令和6年度より本庁舎使用分の電力について、非化石証書の活用を行っております。

以上でございます。

中田議員 再エネ導入については非化石証書を導入したということですが、非化石証書については、第五期島本町地球温暖化対策実行計画進捗状況という報告書を見ると、温室効果ガス総排出量の算定の対象には含まれないと書いてありました。となると、これについては削減目標にカウントできないという理解でよいですか。

都市創造部長 非化石証書についてのお尋ねでございます。

非化石証書につきましては、地球温暖化対策推進法に定められている温室効果ガスの排出を抑制する活動ではないことから、本町が策定いたしております第五期地球温暖化対策実行計画（事務事業編）におきましても、温室効果ガス排出量の削減目標数値としては見込んでおりません。なお、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）におきましては、事業者が購入する非化石証書については、事業者としての温室効果ガス削減割合として算出できることとなっております。

以上でございます。

中田議員 非化石証書については導入してみたものの、自治体では削減目標値に見込めないということです。温室効果ガスについては、総排出量をまずもって把握し、排出そのものを削減することが大事だということが意図かと思いますので、本旨に立ち返って排出量自体を減らすことを注力していただきたいです。

そのために必要なのが再エネの導入です。再エネ由来の電気の調達については、費用対効果の面からいうと再エネ率の高い電力会社と契約するというよりも、太陽光発電設備の設置のほうがよいと思います。

なぜなら、初期投資費用がかかったとして、設置後は発電し自家消費した分については長期間にわたり電気代が削減できますし、イニシャルコストに関しては補助金の活用もできます。また、災害時の備えにもなります。費用対効果の点からしても、再エネ導入であればコストがかさむだけの再エネ電気調達よりも太陽光発電設備の設置検討を優先すべきではないですか、伺います。

都市創造部長 温室効果ガス削減に向けた再生可能エネルギー由来の電気の調達についてのお尋ねでございます。

再生可能エネルギー由来の電気調達につきましては、各公共施設の非化石証書の購入をはじめ、議員御指摘の太陽光発電設備の設置、また、グリーン電力の購入など様々な調達方法があるものと認識いたしております。なお、先ほど御答弁申し上げましたとおり、現時点におきましては、温室効果ガス削減割合には見込むことができないものの、当該計画の基本方針に掲げる再生可能エネルギー導入促進の観点から、役場庁舎の非化石証書を購入するなど可能な対策から取り組んでいるところでございます。

お尋ねの公共施設への太陽光発電設備の導入促進につきましては、今後、近隣自治体の取組状況や様々な手法なども踏まえながら検証を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 分かりました。政府の地球温暖化対策実行計画では、設置可能な建物の建築物の約50%以上に太陽光発電設備を設置することと盛り込まれています。また、年度ごとにその進捗も公表されています。本町が掲げる目標値はこれに準じていると思います。であれば、同様に具体的に太陽光発電設置についても数値目標を立てて取り組んでいかないことには達成は難しいのではないのでしょうか。

また、本町の公共施設の太陽光発電の導入状況は庁舎にあるのみで、府内自治体と比べて圧倒的に少ない。この認識があるか伺います。

都市創造部長 次に、太陽光発電設備の設置についてでございます。

太陽光発電設備設置につきましては、令和3年度に策定いたしました第五期地球温暖化対策実行計画（事務事業編）におきまして、具体的な数値目標としては掲げておりませんが、各公共施設への導入に向け公共施設の改築や更新等の機会を捉え、太陽光発電設備をはじめとする新エネルギー発電設備の積極的な導入の検討について、基本方針として掲げております。

今後、近隣自治体の取組状況や様々な手法についての検証を行いつつ、太陽光発電設備の設置に限らず、ほかの温室効果ガス削減に向けた対策も併せ、総合的に検討してまいりたいと考えております。

次に、公共施設の太陽光発電の導入状況につきましては、他の自治体におかれましては、市役所の本庁舎をはじめ、来庁者用の駐輪場などへの設置やP P Aモデルを活用した公共施設の屋根貸し事業など、太陽光発電設備の導入促進に向け取り組まれておられることは本町も認識いたしております。

本町におきましても、過去には一部の公共施設においてP P Aモデルを活用した太陽光発電設備の設置に向けた検討を行い、費用対効果の観点から太陽光発電設備の設置は困難であると判断した経過があり、現時点での公共施設での太陽光発電設備の導入は役場庁舎のみとなっております。

以上でございます。

中田議員 本町は2020年に太陽光発電システムの設置について電力事業者に試算してもらったことがありますが、導入に至りませんでした。改めて当時の検討状況と設置に至らなかった理由を伺います。また、設置検討対象となった施設はどこだったのかも伺います。

都市創造部長 次に、過去の太陽光発電システム設置検討状況について御答弁申し上げます。

本町では、令和2年に電力事業者の協力を受け、公共施設における太陽光発電システム導入の検討をいたしましたが、設置できる建物の屋根のスペースの関係、屋根の強度等の問題、費用対効果の観点から設置には至らなかったものでございます。

また、設置検討の対象とした施設につきましては、土曜日、日曜日も含め毎日電力需要がある大藪浄水場、消防本部、山崎ポンプ場、ふれあいセンターの4か所でございます。

以上でございます。

中田議員 近年の猛暑により、空調による電気使用がますますかさんでいるのが学校や保育所等ですが、先ほどの御答弁にはこれが入っていませんでした。これについてはそもそも検討したことがないということでしょうか。

都市創造部長 太陽光発電設備設置の検討状況についてでございます。

過去に設置検討の対象とした公共施設につきましては、学校や保育所等とも対象範囲として検討を進める予定といたしておりましたが、対象施設を選定した結果、やはり土曜日・日曜日も含め毎日電力需要がある先ほども申しました大藪浄水場、消防本部、山崎ポンプ場、ふれあいセンターの4か所の公共施設について、設置の可否について検討を行ったものでございます。

以上でございます。

中田議員 その後、町保有の施設の状況も社会情勢も変わってきています。また、以前の検討は、あくまで事業者の営業活動の一環として説明されたものだったと思います。計画目標達成に向け、改めて消費電力量の多い学校等も含め、公共施設全体で太陽光発電設備導入のポテンシャル調査を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

都市創造部長 次に、再度の導入調査についてでございます。

公共施設への太陽光発電設備の設置につきましては、先ほども御答弁申し上げましたとおり、まずは当該計画に掲げる太陽光発電設備の導入促進に向け、各公共施設への設置可否について検討してまいりたいと考えており、お示しいただきましたポテンシャル調査については、設置可否を検討する上では一つの手法であるものと認識いたしております。

今後、各公共施設への太陽光発電設備の設置につきましては、設置可否に伴う検討手法も含め、当該計画の目標達成に向け取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 事務事業編では、来年度までに2013年度比39%削減、2030年度には——これは5年後ですが、51%削減という目標が掲げられています。目標年まで時間がありません。設置可否の検討はいつまでに行うつもりか、伺います。

都市創造部長 温室効果ガス削減目標についてのお尋ねでございます。

温室効果ガス削減に向けた対策をはじめ、各主要施策における次年度に向けた予算化は、秋頃から年末にかけての予定となっております。

お尋ねの太陽光発電設備の設置につきましては、現時点におきまして具体的な設置可否の検討は行えておりませんが、先ほども御答弁申し上げましたとおり、諸課題の整理や近隣自治体の取組状況を把握した上で、より具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

このことを踏まえ、本町といたしましても当該計画における目標年度については、令和8年度に39%の温室効果ガス削減の達成目標であることから、時期は未定ではございますが、改めてポテンシャル調査を実施してまいりたいと考えております。

なお、現時点における削減割合から考えますと、令和8年度に目標達成することは容易ではございませんが、ポテンシャル調査の結果を踏まえ、太陽光発電設備の設置可否について検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 時期は未定けれども、太陽光発電設備設置可否のポテンシャル調査を実施することです。地球温暖化による異常気象の激化、現実化しています。残された時間は少ないです。目標達成に向け、早急に進めていただきたいです。

これとも関連しますが、第五期の計画では、削減目標達成に向けた取組の一つとして、公共施設等の改築、更新等の機会を捉えた太陽光発電設備をはじめとする新エネルギー発電設備の積極的な導入の検討や公共施設のZEB化の検討などが掲げられています。新体育館整備におけるこれらの検討状況を伺います。

教育こども部長 次に、新体育館整備における検討状況についてでございます。

令和7年3月に策定した「島本町新体育館等整備基本計画」では、施設整備に当たり6つの基本方針を定めており、その中の一つに「地球環境や周辺景観に配慮した施設」を掲げており、省エネルギー機器の導入や自然エネルギーの活用など、地球環境に配慮した施設を整備する予定でございます。

現在、新体育館等の事業に関しましては、デザインビルド方式によって建設を進めるべく、事業者選定を行うための事務を進めているところであり、具体的な整備内容につきましては、施設整備に求める要求水準書や施設整備事業者の行う設計等において検討を進めていく予定としております。

以上でございます。

中田議員 避難所にもなる施設ですので、省エネ・再エネを検討する際は、災害時も想定して自立エネルギー型の避難所となるような形で進めていただきたいです。

災害による大規模停電時でも、再エネ等によりエネルギーを供給できれば、災害時のレジリエンスが高まります。地域レジリエンスの向上と脱炭素は同時に実現することができます。国も補助金をつけていますので、新体育館が再エネ等を活用した自律エネルギー型の避難所となるようお願いしたいです。

教育こども部長 「島本町新体育館等整備基本計画」では、基本方針の一つとして先ほど御答弁申し上げました「地球環境や周辺環境に配慮した施設」のほかに、「災害発生時でも安全・安心で地域の防災拠点となる施設」を掲げ、避難所としての利用ができるよう備蓄倉庫や非常用発電機などを備える計画といたしております。

再エネ・省エネ設備につきましては、地球環境への配慮につながるだけでなく、災害時に自立したエネルギー設備として利用可能なものもあり、避難所としての機能が高まることが考えられます。

本町といたしましては、現在、デザインビルド方式による新体育館等の建設を進めるべく、事業者選定を行うための事務を進めているところであり、まだ具体的にどの程度の省エネ・再エネ設備を導入できるかについてはお示しできる状況にはございませんが、今後、要求水準書や評価基準を作成する中で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 よろしく申し上げます。

次の質問です。地球温暖化対策適応策のうちの熱中症対策についてです。

地球温暖化が進み、猛暑が日常になる中、この夏も避難所の暑さ対策問題は報道等で取り上げられています。昨年も一般質問で避難所となる学校体育館の暑さ問題を取り上げましたが、他自治体では移動式のスポットクーラーを壁づけに固定し、断熱工事も同時に行い、閉め切って使用することでさらなる暑さ対策に取り組んでいる事例があります。本町もこれを検討してはいかがでしょうか。

特に、第一、第二小学校の体育館であれば改修工事によって既に断熱性が向上しています。固定し排気を外に出すことによって、暑さ対策への効果が上がるだけでなく、電気使用温室効果ガス削減効果が高くなると考えられます。いかがでしょうか。

教育こども部長 次に、学校体育館における暑さ対策についてでございます。

本町では、夏季の猛暑日の授業や部活動における児童生徒の健康を守るとともに、避難所として利用した際の避難者の快適な生活環境を確保することを目的に、国の緊急防災・減災事業債を活用した空調整備について、令和元年度から検討を進め、令和4年度に整備期間の短縮が可能であり、体育館内で活動範囲を効率的に冷房でき、また、固定式よりも財政負担の小さい移動式のスポットバズーカを整備いたしました。

W B G T、いわゆる暑さ指数が31度C以上となり、体育館を使用できなかった日数といたしましては、このスポットバズーカを導入前の令和3年度までは10日を超える年もありましたが、令和4年度においては1日もなく、令和5年度においては中学校の部活動で1日のうち2時間のみであり、令和6年度においては1日もなかったと聞き及んでおります。また、例年以上に猛暑と言われる今夏の令和7年度の1学期においても、1日もございませんでした。これらの結果を見ても、その効果は非常に大きいものと認識をいたしております。

また、令和6年度に実施した第一小学校及び第二小学校体育館長寿命化改修工事におきましては、省エネルギー対策及び地球温暖化対策として、屋根改修における熱交換塗料の採用、窓改修におけるL o w - E 複層ガラスの採用、外壁改修における断熱材の充填及び照明器具のL E D 化を行いました。これらの改修は、全て空調効果の向上に寄与できるものと認識いたしております。なお、令和7年度におきましては、固定式と同様の効果が得られる簡易ダクトを小学校2校、スポットバズーカ計8台分購入し、スポットバズーカの排熱周りの外気及び排熱の流入を遮り、避難所開設時の空調効果を向上させる対策を講じたところでございます。

いずれにいたしましても、学校体育館の暑さ対策につきましては、今後とも、他自治体等の先進的な事例等について調査・研究し、必要に応じて町財政との整合を図った上で、さらなる暑さ対策及び電気使用温室効果ガス削減に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 暑さ指数が31を超えたことがないから、スポットバズーカに暑さ指数を軽減す

る上で一定の効果があるということは分かりましたが、そのことは避難所として現状が適切だということを必ずしも意味しません。

部活動とは異なり、避難所には小さな子どもからお年寄りまで多くの人が集まります。そのため、熱の発生量が大きくなりますし、小さな子供やお年寄りは部活動中の生徒より暑さの悪影響が大きくなるでしょう。空気の流れを遮る簡易テントが設置されることで、スポットバズーカの効果が下がる可能性もあります。睡眠時も使用するでしょうから音の問題も気になります。暑さ指数は28を超えた段階で厳重警戒レベルです。避難所対策として考える際に、原則、運動は中止という暑さ指数31を基準にして考えることが適切かどうか疑問が残ります。

簡易ダクトを購入したとのことですが、使用時には窓を閉め切って使うということでもいいのか伺います。避難所開設時の空調効果向上対策のためというのであれば、酷暑時に使用してその効果を計測してみたのかも伺います。

教育こども部長 今年度に購入した簡易ダクトにつきましては、スポットバズーカの機器と機器の排熱を外部へ外出するために扉をつなぐもので、扉の開口部全面を覆う設備となっております。スポットバズーカは1校に4台ありますので、4つの扉をダクトで覆い、その他の扉及び窓は閉め切った状態で使用することが可能となります。

次に、酷暑時における簡易ダクトの効果測定についてでございます。

簡易ダクトの効果測定につきましては、本年8月26日に第二小学校体育館で効果検証を行いました。具体的な測定方法といたしましては、当日の10時から簡易ダクトをつけていない従来の方法によりスポットバズーカを稼働させ、13時頃に暑さ指数を測定いたしましたところ27.9度でした。その後、簡易ダクトを取り付けて約1時間後の14時に暑さ指数を測定したところ25.8度となり、取り付け前と比較して1時間で約2度Cも低下いたしておりました。

以上の結果からも、簡易ダクトを設置することによる効果は絶大であるものと考えております。

以上でございます。

中田議員 暑さ指数25未満でやっとな気温でいうと28度C未満となります。先ほど言われました暑さ指数25.8であれば、まだ警戒の段階で、日常生活や運動環境において熱中症の危険性が高まる状況です。効果絶大でもここまでしか下がらないと評価したほうがよいのではないのでしょうか。

とはいえ、簡易ダクトの効果が絶大だというのであれば、避難所開設時だけでなく、通常から使用すべきではないですか。より快適性が高まるとともに電気使用削減で脱炭素にもつながります。伺います。

教育こども部長 次に、簡易ダクトについて、避難所開設時だけでなく、通常から使用してはどうかについてでございます。

簡易ダクトについては、避難所開設の実績のある第二小学校及び第三小学校の学校体

育館に簡易ダクトを導入したところでございます。簡易ダクトは扉をダクトで覆い、その他の扉及び窓は閉め切った状態で使用することで効果が向上する一方、逆に長さの関係で移動範囲が狭まることで、体育授業や部活動では活動範囲に影響が出る可能性がございます。また、毎回の取り付け・取り外しが必要になることから、教員の負担も増加します。

いずれにいたしましても、簡易ダクトの使用方法については学校現場の意見というものが大切でございますので、これらの懸念材料を踏まえ、学校とも意見交換しながら、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 分かりました。

最後に、この件については町長に伺います。

来年度には2013年度比39%削減するという目標に対し24%分が残されており、LED化完了後の見込み7%分を引いても、目標達成のためには、あと1年半で17%分の削減が必要です。答弁にもあったように、このままでは目標達成が容易ではないというのはそのとおりだと思います。

本町は、2023年に気候非常事態を宣言し、その中でこれまで以上に取組を加速させると表明、かつ、同時期に一般財源で多額の費用を費やしてまで地球温暖化対策実行計画（区域施策編）をつくりました。事務事業以外においては、住民や事業者の削減努力によるところが大きいだけに、住民に町独自で補助金等を出していない現状では、その中で町が果たす役割は周知啓発にとどまっています。しかし、その周知啓発の旗振り役でもある町が自ら掲げた目標すら達成できないかもしれない。また、太陽光パネル設置にしても住民に促しているというのに、自らの公共施設の太陽光パネルの設置状況はというと、府内でも下から数えて数番目と低いありさまです。

気候非常事態を宣言した後も、日本の夏の平均気温は3年連続で過去最高です。夏の暑さはより長く苛酷になり、豪雨、干ばつなど、自然災害の頻度も強度も増えています。この地球温暖化の地球環境の状況を町長はどう受け止めているのでしょうか。また、地球温暖化に対し、町長は誰がこの解決に取り組まないといけないと思われているのか、伺います。

町長 地球環境の状況につきましては、産業革命以降、世界の平均気温は約1.5度C上昇していると言われており、その気温の上昇は気候変動に影響を与え、海面の上昇や洪水の発生など様々な形で顕著に現れているものと認識をいたしております。また、このような状況が続きますと、さらなる気象変動を招き、大規模な自然災害につながるリスクが増大するものと考えております。

このことから、地球温暖化対策は地球規模での課題となっており、国や各都道府県におかれましても気象変動の影響を鑑み、脱炭素社会を目指し、様々な対策に取り組まれているところでございます。

このような状況も踏まえまして、本町といたしましても今後も引き続き地球温暖化防止対策や気象変動による影響の緩和策の推進に努めてまいりたいと考えております。

また、地球温暖化対策に向けた取組といたしましては、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）にも掲げておりますとおり、本町をはじめ、地域の皆様や町内の各事業所が一体となって取り組んでいくことが重要であると考えております。本計画におきましても、長期的な目標を掲げつつ短期目標も設定し、定期的に事業効果の検証を行っていくこととしております。

今後も、温暖化対策の推進につきましては、国や大阪府の取組にも注視をしつつ、本町におきましても、各部局が連携を図りながら、環境施策推進委員会が中心となり、全庁的な地球温暖化対策への取組をはじめ、さらなる広報やホームページ等による周知・啓発の強化、また、地域の皆様が行う取組への支援、各事業所との連携強化など、様々な視点で取り組むことが重要であると考えておりますことから、地球温暖化対策についてはこれまで以上に積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

中田議員 次の質問です。

政策議論における数字エビデンスの重要性についてです。

数字エビデンスによって現状を正確に把握・分析することは、効果的な施策の展開や政策の必要性、説明責任の向上に不可欠です。

本町は、近年、大型住宅開発が相次ぎ、人口が増えている一方で、このまちの魅力の一つである町なかの緑について住民の満足度が低下傾向であると感じています。さきの環境保全審議会でも、委員の1人から、まちの自然、特に田んぼが減っていると思うが実際はどうなのかというような発言がありましたが、その場で行政からは数字エビデンスによる回答がなされず、減っているのかそうでないのか、曖昧なままその後の議論はうやむやに終わったと記憶しています。せっかくの機会が生かされなかったと残念に思いました。

そこで、今回は実際のところ、町なかの緑、特に農地はどれぐらい減っているのか、数字エビデンスに基づいて伺っていきます。この20年間の町全体の農地の面積の変化に加え、それぞれの田畑別で市街化調整区域と市街化区域別の値を伺います。

都市創造部長 続きまして、政策議論における数字エビデンスの重要性についてでございます。

御質問の内容を踏まえた情報につきましては、毎年度大阪府が公表する固定資産税概要調書及び本町で把握している生産緑地地区の面積を基にお示しさせていただきます。

まず、20年前の平成16年度農地面積につきましては、町全体では約55.8ヘクタールで市街化区域は約17.3ヘクタールとなり、うち、田は約13.1ヘクタール、畑は約4.2ヘクタールでございます。また、市街化調整区域は約38.4ヘクタールで、うち、田は約21.7ヘクタール、畑は約16.7ヘクタールとなっております。

次に、令和6年度の農地面積については、町全体では約40.8ヘクタールで、市街化区域は約12.4ヘクタールとなり、うち、田は約7.5ヘクタール、畑は約4.9ヘクタールです。また、市街化調整区域は約28.4ヘクタールで、うち、田は約12.1ヘクタール、畑は約16.4ヘクタールとなっております。

20年間の農地面積の減少数は、町全体で約15ヘクタール、市街化区域で約5ヘクタール、市街化調整区域で約10ヘクタールとなっております。これらの主な要因といたしましては、新駅開業に伴う市街化区域の拡大による宅地化の影響をはじめ、農業従事者の高齢化や担い手不足及び都市部郊外に位置する本町の住宅ニーズの高さなどによる市街化区域内の農地転用の影響などが大きいものと考えております。

なお、御指摘の住民満足度が低下傾向であると感じているという御意見につきまして、第二期島本環境基本計画策定前に実施いたしました住民アンケートによりますと、「まちの緑の多さ」という指標について、「満足」「やや満足」と回答された割合は、平成25年度では83%でしたが、令和5年度は71%と低下しており、統計上のデータとしても一定の把握ができております。

これらの状況なども踏まえ、計画策定段階においては農地の保全と活用という施策を追加し、現在、市街化区域内の農地保全施策の主要なものとして、生産緑地地区の指定を掲げていることから、令和7年1月時点の町域内の2.01ヘクタールから指定面積を増加させることを指標として目標設定するなど、本計画の推進に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

中田議員 お示しいただいた数値ですが、それぞれ20年間の増減でお示しいただきたい、お願いします。

都市創造部長 平成16年度から令和6年度までの20年間における町全体の農地面積の推移割合は26.8%減少しております。そのうち、田の推移は43.6%の減少、畑の推移は1.3%増加いたしております。

次に、市街化調整区域の20年間における農地面積の推移割合は26.0%減少しております。そのうち、田の推移は44.3%の減少、畑は2.4%減少しております。

次に、市街化区域の20年間における農地面積の推移割合は28.4%減少しております。そのうち、田の推移は42.6%の減少、畑は16.0%増加いたしております。

中田議員 まち全体では、この20年間で農地面積は73%に減少していますが、田畑の内訳でみると市街化調整区域、市街化区域ともに畑の面積はほぼ変わらずか若干増えており、一方田んぼでは、市街化調整区域、市街化区域ともに半減に近い状態である、この認識でよいですか。

都市創造部長 町全体の農地面積の傾向の認識については、御指摘のとおりでございます。

なお、畑の面積の増減割合が田と比較して少ない理由でございますが、平成16年度の時点では市街化調整区域だった桜井地区における田のほとんどが宅地に転用されたこと

と、畑の一部が市街化区域に編入された後も存続していること、田から畑へ転換された面積の増加が一定数あることなどと認識いたしております。

以上でございます。

中田議員 こうしてみると、少なくともここ20年間では農地が減ったイコール市街化、市街化調整区域ともに田んぼが半分ぐらいに減ったであることがよく分かります。

要因は、J R 島本駅前開発をしたことと市街化区域内の田んぼが減ったことです。この二つが住民をして緑が減ったと言わせている主要な要因です。行政には、この緑が減ったという住民の嘆きに答えていただきたい。そのためには要因を的確に捉えた施策の展開が必要だと思います。

2年前の9月に「減少の一途をたどる市街化区域内の農地」というタイトルで質問した際、担当課として持っている情報からは把握が難しいとして、町内全域の農地面積だけをお答えいただきました。今回は一転して別でお答えいただけたのですが、この市街化調整区域、市街化区域別の面積を担当課として把握されたのはいつですか。

都市創造部長 農業委員会が管理する農地台帳に基づく農地面積の把握につきましては、過去から可能ではありましたが、農地台帳が農地法に基づき各土地所有者が届出又は申請を行うこととなっており、個人が手続を行う時期にばらつきがあり、実情としての事前把握を正確に行うことは難しい状況でございました。

そのため、これまで田畑の面積は事務事業成果報告書に記載しておりますとおり、農林水産省の統計調査データを基に、農地全体の田と畑の面積を事前把握しておりました。令和5年9月の大綱質疑にて、各面積の内訳の把握の必要性を御指摘いただき、固定資産税の資料を活用して事前把握することが可能であると認識いたし、税務課による固定資産税概要調書と生産緑地地区の指定状況などを踏まえた詳細な集計作業により把握いたしましたところでございます。

以上でございます。

中田議員 御答弁からすると、税務課には区域別の値があったということで、その気になりさえすれば、いつでも把握ができる状態にあったということかと思えます。区域別に把握されたのは2年前だったということです。一口に農地といっても、この狭い町域には開発が抑制されている市街化調整区域と開発ができる市街化区域があり、それぞれで農地を巡る事情は大きく異なります。また、田畑別で見ても課題は違います。それぞれに合わせた保全のありようが求められます。これらを踏まえずして的確な施策の展開は望めないのではないのでしょうか。

今日お示しいただいた個別の数値、推移、傾向からは、本町の農地保全を考えるに当たっては、畑の保全と併せて市街化区域の田んぼの減少を食い止める、ここに重点を置く必要があると思いました。

では、それぞれ田畑別で、市街化調整区域、市街化区域別の増減の傾向についてどのように分析し、それぞれについてどのような施策を展開しているのか、効果についても

伺います。

都市創造部長 本町といたしましては、農地保全に取り組む年度ごとの施策立案及び効果検証は、農地転用手続の詳細や農林水産省の耕地及び作付面積統計、農業委員会にて毎年作成しております「最適化活動の目標の設定等」のみならず、農業者をはじめとする住民の皆様からの御意見などの様々な情報に基づき実施いたしております。

また、本町における農地面積のうち、畑の減少面積が少ない傾向にございますが、農地転用手続の内訳では畑の農地転用件数が一定数あり、本町といたしましては、田と畑の両方に対する取組が必要と考えております。

直近の取組では、市街化区域においては、ファミリー農園の契約料の改定及び申込受付回数の増加に取り組み、農園維持の効果と住民への農の普及効果があったものと認識しております。市街化調整区域においては、令和5年及び6年の2か年かけて地域計画の策定や新規青年就農者への補助制度の導入、事業者及び新規就農希望者と農地所有者のマッチング支援による農地利用に取り組み、将来的な農地の担い手確保に効果があったものと認識いたしております。

なお、全体の減少推移については、田の減少割合が強いことから、本町の新たな取組の検討も必要であると認識いたしており、国の制度を活用した取組を具体的に農地所有者及び関連事業者と協議を進め、活用に向け検討を進めているところでございます。

以上です。

中田議員 農地保全の取組は近年様々に取り組まれていることを評価していますが、これと併せて、減少が激しい市街化区域の田んぼの保全にも重点的に取り組んでいただきたいです。

お答えからすると、これに関しては、最初の答弁で言及があった生産緑地の指定と新たな取組として国の制度の活用を検討しているということかと思います。特に、生産緑地については、国全体で見ても、その他の農地と比して減少率が大幅に低いことが分かっていますので、農地保全の効果は高いです。ですから、保全を進めるためには、この指定面積の拡充に努めることが重要であると考えます。

市街化区域の生産緑地については、本町は三大都市圏の特定市以外であるのにもかかわらず制度を導入していること、面積要件も緩和していることは素晴らしいことです。指定面積の増加に取り組んでいると言われましたが、現在の生産緑地の指定面積の割合は約16%です。三大都市圏の特定市では92年頃に一斉に生産緑地の指定がされており、生産緑地制度が導入された数年後においては約5割程度という指定がされています。そこからすると本町は生産緑地が導入されているとはいえ、16%という値で指定割合としてはかなり低いです。制度があったとして指定がされていなければ、保全につながりません。この後、これまでに既に2回指定行っていますが、新たに市街化区域になった桜井地区以外では指定移行がある方はされている状況のように思われます。今後、桜井地区以外で市街化区域でどのように指定を増やしていくつもりか、次の募集はいつを見込

んでいるのか伺います。

都市創造部長 桜井地区以外の農地の生産緑地地区の増加については、議員御指摘のとおり、過去に２回申請の申出期間を設けておりますことから、多くの追加指定が見込める可能性は低いと考えておりますが、制度のメリットや仕組みを丁寧に御案内しながら、指定地区の増加に努めてまいりたいと考えております。

また、今回の桜井地区以外の指定募集の時期については、桜井地区の追加募集に合わせて実施する予定としておりますが、現時点におきましては実施時期については決定いたしておりません。

なお、高槻市は三大都市圏の特定市に該当するため、現在よりも営農を継続される意向が強かったと思われる平成初期の全国的な制度導入当初から、市街化区域農地の固定資産税及び都市計画税が島本町と比較して急激に上昇したことから、当初、生産緑地地区の割合が高かった要因の一つであると認識いたしております。

以上でございます。

中田議員 三大都市圏の特定市と状況が違うというのはそのとおりですが、せっかく制度を導入していても指定割合が低いことが課題であるということ、変わりがないと思います。この点、重点的に取り組んでいただきたいと思います。

先ほど御答弁されていた計画で掲げたものについては、桜井地区の畑等の追加募集があれば、数値的には達成することが予想されますが、それは市街化区域の他の大幅減という本町が直面する農地の減少の最大の要因を解消することにはならないです。制度案内については、これまで以上の働きかけをすべきと考えます。この点を改めて伺います。

都市創造部長 先ほども申し上げましたとおり、改めまして農業委員を対象とした制度の研修会を実施するなど、本制度に関する普及促進に努めているところではございますが、今後の追加募集の際などにおきましても、より丁寧な説明を行いながら市街化区域内の農地の保全に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 今や市街化区域の農地の所有者はそれほど多くないです。一斉の説明ではなく、個別に訪問するぐらいのことが必要かと思います。市街化区の田んぼの減少に焦点・力点を置いた施策の推進、重ねてお願いしておきます。

今回、農地保全に関して数字ビジネスの重要性について取り上げました。個別の数値については、その時々で把握されているものもあるようですが、効果的な施策の立案、展開をするに当たっては詳細なデータやその推移や傾向をつかみ、比較できるような数字の取り方、活用の仕方をする必要があります。この点、今後も、特に環境政策、緑化政策について、そのように改善して取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

大久保議長 以上で、中田議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

日程第2、第7号報告 令和6年度島本町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

なお、本案については質疑を省略いたしますので、あらかじめ御了承願っております。
それでは、お手元の説明書のとおり、第7号報告については報告を承ったものいたします。

日程第3、第8号報告 令和6年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結果報告についてを議題といたします。

なお、本案については質疑を省略いたしますので、あらかじめ御了承願っております。
それでは、お手元の説明書のとおり、第8号報告については報告を承ったものいたします。

日程第4、第53号議案 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第53号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

大久保議長 起立全員であります。

よって、第53号議案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第5、第54号議案 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長 他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第54号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（ 全 員 起 立 ）

大久保議長 起立全員であります。

よって、第54号議案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第6、第55号議案 大字東大寺財産区管理委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長 他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第55号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（ 全 員 起 立 ）

大久保議長 起立全員であります。

よって、第55号議案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

（午前10時55分～午前11時10分まで休憩）

大久保議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第7、第56号議案 島本町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行います。が、本案は所管の民生教育消防常任委員会に付託し、審査することが確認されておりますので、質疑の内容は大綱的なものにとどめていただくとともに、当該委員会所属の各委員の質疑は差し控えていただきます。

それでは、本案に対する質疑を行います。

河上議員 第56号議案 島本町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、質問させていただきます。

最低基準と乳児等通園支援事業者について、「事業者における最低基準を超えた設備及び運営の向上について規定する。」とあります。この事業者に当たる対象はどのようなのか、また、保育所や幼稚園のほか、どのような施設が対象となるのかお示してください。よろしくお願いします。

教育こども部長 乳児等通園支援事業を実施できる事業者につきましては、保育所や幼稚園のほか、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、地域子育て支援拠点事業所、企業主導型保育事業所、認可外保育施設、指導監督基準を満たす認可外保育施設、児童発達支援センターなどが想定されます。

多様な主体の参画を認める観点から、対象施設は限定されておらず、第23条及び第24条に規定している設備及び職員の配置基準など、本条例で定める基準を満たすことができれば認可した上で事業を行うことは可能となっております。

以上でございます。

河上議員 ありがとうございます。詳細は委員会の傍聴にて参考とさせていただきます。

大久保議長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、民生教育消防常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 御異議なしと認めます。

よって、本案は民生教育消防常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第8、第57号議案 島本町立幼稚園設置条例及び島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行います。本案は所管の民生教育消防常任委員会に付託し、審査することが確認されておりますので、質疑の内容は大綱的なものにとどめていただくとともに、当該委員会所属の各委員の質疑は差し控えていただきます。

それでは、本案に対する質疑を行います。

河上議員 第57号議案 島本町立幼稚園設置条例及び島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について、質問させていただきます。

議案の概要(1)アの「島本町立第一幼稚園の認可定員を需要に応じた定員となるように

変更を行うもの。」として、全体の定員を207名から105名とされています。それを3、4、5歳の各学年に振り分けた際、1学年35人になるようになっています。

教員の設置基準は条例にも施行規則にも見当たらないのですが、何を根拠としてどのように内訳を決められたのかお示してください。お願いいたします。

教育こども部長 幼稚園におけるクラス編制に係る基準につきましては、国が定める幼稚園設置基準第3条に「一学級の幼児数は三十五人以下を原則とする。」と規定されており、これに基づき決定したものでございます。

なお、本規定に基づきますと、学級編制につきましては、各学年とも1学級のみで編成することも可能でございますが、保育所等の保育士配置基準や第一幼稚園職員から提案された大阪府私立幼稚園の設置認可等に関する審査基準における「1学級の幼児数は、3歳児は原則として25人以下」とする規定を参考に、より手厚い編成を行うよう3歳児は2学級編制で運営することを予定いたしております。

以上でございます。

河上議員 ありがとうございます。詳細は委員会の傍聴にて参考にさせていただきます。

大久保議長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、民生教育消防常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 御異議なしと認めます。

よって、本案は、民生教育消防常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第9、第58号議案 令和7年度島本町一般会計補正予算(第4号)から第60号議案 令和7年度島本町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)までの3件を一括議題といたします。

なお、本案3件は一括質疑とし、討論採決はそれぞれ議案ごとに行いたいと思いますので、あらかじめ御了承願っておきます。

これより本案3件に対する質疑を行います。

永山議員 それでは、第58号議案 令和7年度島本町一般会計補正予算(第4号)について質問を行います。

その中から、セミセルフレジの導入、生活保護システム使用料並びにこども家庭課の工事請負費、以上3点について、それぞれ質問してまいります。

セミセルフレジの導入について伺います。

このセミセルフレジについては、既にレジというのが住民課と税務課に導入されていますが、今回の導入は会計課の窓口への導入です。りそな銀行が収納の窓口を既に開設

しているにもかかわらず、あえて会計課でセルフレジを設置する必要があるのかどうかについて、1問目を伺います。

続いて、生活保護システムの使用料についても1問目の質問で行います。

生活保護のシステムについては、国でシステムの標準化を求められています。それについての予算計上であると理解しております。この回線使用料の中身について説明を求めますとともに、この使用料以外にこれから発生する費用があるのかどうかについても、確認の質問をいたします。

続きまして、こども家庭課の工事請負費について質問をいたします。

現在の仮設のこども家庭センターから、当初に予定されていますふれあいセンター2階に本拠としてセンターを構えるというものです。開設する設置のための費用ですが、新たなこども家庭センターの間取りについて、お伺いしておきたいと思います。

移動予定の部屋というのを確認いたしましたところ、全体に和室、浴室、水回りがあって室内が細かく区切られております。現在、仮設のセンターは、一室非常に開放感のあるところとなっていると感じています。既に具体的な設計も決まっていると思います。こうした点について、開放感のある部屋から区切られた部屋に移転するということです、設計に当たってどのような工夫がなされたのか。

まず1問目、これらの点それぞれについて御答弁を求めます。

会計管理者 セミセルフレジ設置の必要性についてでございます。

本町の各種保険料、使用料等の納入事務につきましては、庁舎内にごございます指定金融機関りそな銀行高槻支店、各収納代理機関及び一部ではございますが、コンビニで対応しております。

しかしながら、本庁にごございます指定金融機関では、昼休みとなる12時から13時までの1時間及び時間外となる16時から17時30分までの1時間30分の計2時間30分につきまして納入することができないことから、会計課において手作業で納入事務を行っているところでございます。

以上でございます。

健康福祉部長 続きまして、生活保護システム使用料についての御質問でございます。

今回予算計上させていただいておりますのは、ガバメントクラウドと庁内ネットワークをつなぐ回線の利用及び運用に係る費用を計上させていただいております。この回線費用以外に発生いたします費用といたしましては、標準準拠システムの導入及びガバメントクラウドへの移行に係る費用といたしまして638万5,000円、ガバメントクラウド利用料といたしまして150万7,000円、庁内ネットワーク設定変更に係る費用といたしまして30万円、ガバメントクラウド運用管理補助に係る費用として9万9,000円を見込んでおりますが、全て令和7年度当初に予算計上しております。

続きまして、こども家庭課執務室改修工事につきまして、工夫した点についてでございます。

3階の仮執務室内には、現時点では個室の相談室がございませんので、デリケートな内容の相談ができないといった課題がございました。また、ガラス張りの執務室は明るくて大変過ごしやすい雰囲気ではございますが、初めて来庁される方については執務室内の職員の視線が入ってこられたときに集中するので入りにくいといったお声もございました。

今回の執務室の改修に当たりましては、主に使用していなかった浴室の撤去を行いまして、個別の相談スペースを確保するために相談室をこの執務室内に新設いたしますとともに、この相談室のフロアにつきましては、カーペット素材に変更いたしまして、保護者の方が相談中にお子様が素足で気軽に遊べるような環境を整備してまいりたいと考えております。

また、和室の壁を撤去いたしまして、執務室を拡充してまいりたいと考えております。来庁された方が執務室に入りやすいように、入り口のドアにつきましてはガラス張りにして閉鎖的な空間にならないよう工夫いたしますが、職員から視線が集中しないような机の配置を工夫したり、入り口には目線の高さにスモークを貼ることなどを考えておりまして、今後も来庁して相談しやすいような環境となるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

永山議員 御答弁いただきました内容について、2回目の質問をしたいと思います。

まず、セミセルフレジの購入について、手作業で納入の事務を行っているというところなんですけれども、使用する時間の問題として、開設時間は12時から13時、16時から17時半ということで、1日の稼働の時間が2時間30分、僅か2時間半の間であれば、この手作業の件数もさほど多くはないのではないかと。設置の必要性について、改めてこの部分を再確認したいと思います。

あとそれに付随するものとして、レジの設置による住民の利便性が向上するのが望ましいと考えますけれども、仮にこのレジを設置する場合ですが、他のセミセルフレジを念頭に置いて、現金以外の利用、キャッシュレスの決済も導入の場合には付加されるもの、これを予定しているのかどうかという点を確認したいと思います。

引き続き、先ほど御答弁いただいたこども家庭課について、もう1点確認をしたいと思います。

こども家庭課が、子供に接するに当たって、様々工夫をこらされたことは御答弁から分かりましたが、工事の予定時期を伺いまして、新年度の開設を目指すものなのか、もう少し早めになるものなのか、この2点を再度伺います。

会計管理者 まず、1点目の受付件数等についてでございます。

納入の件数につきましては、日ごとにより異なりますが、少ない日で2～3件、多い日では10件を超えることもございます。

また、金額につきましては、数百円から多いときは100万円近い納入のときもあり、

受領する現金の確認、釣銭の確認、複数枚の納付書の場合、合計金額の計算が必要となり、特に、年度当初に年間分を納められる場合や滞納案件の際には納付書が10枚を超えることもあることから、確認に時間を要することや当然のことながら正確かつ迅速に窓口対応を行う必要があるため、職員の心的負担が大きくなっております。このため、受領する現金の確認及び釣銭の確認作業を軽減することを目的に、セミセルフレジを導入するものでございます。

次に、2点目のキャッシュレス機能についてでございます。

昨年度、住民課、税務課で導入いたしましたセミセルフレジにつきましては、現金に併せ、キャッシュレス機能を有したものとなっておりますが、今回会計課で導入するセミセルフレジにつきましては、現金受領のみとしております。

選定に至った経緯でございますが、両課での納入につきましては、各種諸証明費用となっており、窓口で各種諸証明受領時にお支払いいただくものでございますが、会計課での納入につきましては、各種税、保険料、使用料等となっており、金融機関等での納入に当たりましても現金のみとなっております。

キャッシュレスでの納入を可能とした場合、支払金額が多額になることもあるため、キャッシュレス使用に伴うポイント取得を目的とした方が会計課での納入時間に集中する可能性があること及びキャッシュレス使用料が新たに発生することから、現金受領のみの機能としたものでございます。

なお、事業者を確認したところ、必要に応じ、システム改修及びキャッシュレス機能導入に必要な備品を購入することで、キャッシュレス機能を追加することは可能である旨を確認いたしております。

以上でございます。

健康福祉部長 こども家庭課執務室の工事予定でございます。

補正予算案を御可決いただきましたら、速やかに事業者を選定いたしまして、10月中旬に工事着工予定でございます。完成は令和8年2月末を予定しておりまして、移転につきましては今年度中に行う予定でございます。

以上でございます。

永山議員 最後の質問で、セミセルフレジについてもう1点確認をいたします。

先行のレジの導入については、キャッシュレスの決済機能を付加することによって、購入費用に補助金等が利用できたものと聞いております。今回はキャッシュレス決済機能つけないということで、町単費での購入になると思います。キャッシュレス決済を付加することで購入費用を軽くできるのではないかとと思いますが、この点について御見解を問います。

会計管理者 補助金等の活用についてでございます。

デジタル事業の推進に関わる補助金等につきましては、毎年度、制度設計が変更されていることから、現時点で活用できる制度の説明となりますが、デジタル活用推進事業

債がございます。

デジタル活用推進事業債につきましては、まず、キャッシュレス機能の活用が必須となりますが、先ほども御答弁申し上げましたとおり、今回のセミセルフレジ購入につきましては現金受領のみとすることから、申請要件に該当いたしません。このため、先ほど御答弁申し上げました納入事務等を勘案し、現金受領のみに対応したセミセルフレジとなることから、町単費での導入となるものでございます。

以上でございます。

河上議員 第59号議案 令和7年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、質問させていただきます。

歳出に、基金積立金として国保財政調整基金積立金として6,107万8,000円が黒字分として積み立てられています。基金等保有額は、令和6年度で約5億円にも上っています。国保財政調整基金は、予期せぬ医療費支出増や収入減に対応するために保有し、国保財政基盤の安定化のために活用するものとされています。

一方で、保険事業等の実施のためとも大阪府国民健康保険運営方針に書かれています。現在、島本町で行われている特定健診や人間ドックの内容の充実に国保財政調整基金の活用はできないものでしょうか、お聞かせください。

健康福祉部長 財政調整基金の活用につきましての御質問でございます。

大阪府国民健康保険運営方針において、「市町村が保有する財政調整基金繰出の取扱い」が定められており、「府内共通基準を上回る保険事業を実施する」ということは認められております。そのため、特定健診や人間ドックの一部助成の内容充実に、当該財政調整基金を活用することはできるものとなっております。

以上でございます。

河上議員 ありがとうございます。

特定健診や人間ドックの内容の充実は、医療費と保険料を下げることに寄与するものと考えます。島本町として、ほかの自治体の取組を研究の上、健康増進のための特定健診や人間ドックの一部助成の内容充実を具体的に示し、具現化していくことは可能でしょうか、お聞かせください。

健康福祉部長 人間ドック費用の一部助成についてでございます。

令和5年度から初回申請者に対しまして、1万7,000円を上乗せして助成し、大阪府の共通基準助成額の1万3,000円と合わせて3万円の助成を行っております。人間ドックを受診される方は、定期的に受診を継続される方が多い傾向にございまして、初回申請者に対し補助額の上乗せを行うことによりまして、新たに検診を受ける方を増やすとともに、従来の特定健診受診者にさらに詳細な検査項目の人間ドックを受診いただくことで、自身の健康状態により関心を持っていただくことを期待して行っております。

また、特定健診の検査項目といたしましては、総コレステロール、貧血検査、血清アルブミン、尿潜血を町独自で追加しております。これは令和6年度から令和11年度まで

の特定健康診査等の実施に係る計画を策定するに当たり、高槻市医師会と協議し、決定したものでございます。

今後も医療費削減に効果的な保健事業につきましては、特定健診や人間ドック費用の一部助成に限らず、国からの情報提供や他市町村事例の情報収集に努め、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

河上議員 ありがとうございます。

御答弁でおっしゃられたように、従来の特定健康診査受診者にさらに詳細な検査項目の人間ドックを受診いただくことで、自身の健康状態により関心を持ってもらうことは島本町民の健康、そして保険料軽減、その結果、幸福度の向上につながると考えます。人間ドックは3万円からと決して安くはありません。定期的に受診される方が多いというのであれば、初回のみならず定期的な手厚い助成が必要ではないでしょうか。

また、令和6年度は特定健康診断の受診率は38.6%でしたが、それはどのように受け止められていますか。受診率の向上のために、さらなる検査項目の拡充が求められると考えますがいかがでしょうか。特定健診受診率向上に受診された方へのインセンティブを設けるということは可能でしょうか。例えば、町内で使える商品券をお渡しする、商品券の対象店には特定健診の啓発に係る協力を得ることを条件とする心に残る感じ、あるいは危機感を持てるようなポスター掲示やイベントなど、町じゅうで特定健診の存在と必要性を可視化することができ、かつ健康への意識が深められ、かつ島本町内の経済を回すことにつながるのではないかと考えますが、例えば、このような多分野を巻き込んだ特定健診受診率向上に向けたアクションの実施は可能でしょうか。

他自治体なども様々な取組の中、受診率向上に苦戦しているとも聞きます。受診すれば、ただインセンティブがあるというような単純なものではなく、思い切ったアイデアが必要とされることが考えますが、いかがでしょうか。特定健診受診率が上がれば、保険者努力支援も増えますから、さらに受診率向上のための取組、さらに特定健診、人間ドックの助成の充実にもつながります。そうすると、健康保険料の軽減にも貢献できるので、一石三鳥であるかと考えますが、いかがでしょうか。島本町の考えを伺い、質問を終わります。

健康福祉部長 人間ドック費用のさらなる軽減により、特定健診受診率の向上を図れるのではないかと御質問でございます。

現在、国民健康保険加入者は特定健康診査及び各種のがん検診が無料となっております。毎年度費用を負担することなく検診を受診できる環境は整っておりますので、まずは啓発方法を工夫いたしまして、皆様に御利用いただけるよう努めてまいりたいと考えております。

特定健康診査の受診率でございますが、令和5年度の法定報告値で申し上げますと39.2%で、市町村国保の目標値である60%には届いておりませんが、大阪府内平均であ

る31.5%を上回っております。

令和6年度から特定健康診査の検査項目を見直したしまして、独自の検査項目を追加したところでございますが、さらなる検査項目の追加が直接的な受診率向上に寄与するものとは考えておりませんで、現在、受診率向上のために年2回受診勧奨通知を行っておりますが、その都度通知内容を工夫し行っているところでございます。

また、インセンティブにつきましては、大阪府では特定健診を受診された方に対するインセンティブといたしまして、無料のアプリである「おおさか健活マイレージ アスマイル」を提供し、特定健診を受診された方には初回は3,000円分、2回目以降は1,000円分の電子マネーが付与される取組を行っているところでございます。

先ほども御答弁いたしました但、今後も医療費削減に効果的な保健指導につきましては、特定健診や人間ドック費用の一部助成に限らず、国からの情報提供や他市町村事例の情報収集に努めまして、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

大久保議長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより順次、討論・採決を行います。

それでは、第58号議案 令和7年度島本町一般会計補正予算(第4号)に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第58号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

大久保議長 起立全員であります。

よって、第58号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第59号議案 令和7年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第59号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

大久保議長 起立全員であります。

よって、第59号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第60号議案 令和7年度島本町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第60号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

大久保議長 起立全員であります。

よって、第60号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第10、第61号議案 令和7年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第61号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

大久保議長 起立全員であります。

よって、第61号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第11、第62号議案 令和7年度島本町大字桜井財産区特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第62号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

大久保議長 起立全員であります。

よって、第62号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

(午前11時44分～午後1時00分まで休憩)

大久保議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第12、第63号議案 令和6年度島本町水道事業剰余金の処分についてから第13号認定 令和6年度島本町下水道事業会計決算までの15件を一括議題といたします。

それでは、これより第63号議案及び第64号議案並びに第1号認定から第13号認定までの15件に対し、会派代表並びに会派に所属しない議員による大綱質疑を行います。

質疑は、人びとの新しい歩み、自由民主クラブ、月足議員、すえおか議員、東田議員、河上議員の順で行います。

なお、本案及び本認定の15件を各常任委員会に付託し、審査することになっておりますので、質疑の内容が範囲を超えないようお願いします。

それでは最初に、人びとの新しい歩みの発言を許します。

中田議員（登壇） 令和6年度歳入歳出決算に対し、人びとの新しい歩みを代表して大綱

質疑を行います。

令和6年度、世界情勢は終わりの見えない国家間武力紛争や異常気象の激化に見られる地球環境問題の深刻化、また、デマや陰謀論などの偽情報やフェイクニュースが社会問題となるほど数多く飛び交い、社会は分断・多極化し、ますます混迷を極めました。

こうした中、島本町、令和6年度は物価高騰のあおりを受けながらも積年の課題にあった新庁舎の建設を進め、重点施策では、子育て支援・教育の充実、環境、デジタル化の推進、良好な住環境・景観、新体育館の移転整備等に向けた検討などを進めてきたと思います。この1年間を振り返って見ていきます。

ふるさと島本応援寄付金についてです。

非効率な制度によって税の奪い合いをあおるふるさと納税という制度については廃止すべきものと考ええるものの、制度がある以上は自治体として税の流出を防がなくとはなりません。近年本町では、返礼品の充実や媒体の拡充に伴い、寄附金の額や件数は大幅に伸びていましたが、令和6年度は減少に転じています。その要因について伺います。

寄附実績を区分別に見ると、町長にお任せを除けば、文化・芸術・教育、次いで自然環境の保全・活用への寄附額が多いです。一方で、活用実績のほうを用途別に見ると、その配分は寄附実績と乖離があるように見えます。配分はどのように決められているのでしょうか。ふるさと応援基金の総額約6億円の区分別の積立額をそれぞれ伺います。

職員の人材育成・確保基本方針についてです。

島本町人材育成基本方針を全面改定し、島本町人材育成・確保基本方針を策定しています。これに伴い行った職員アンケートから見えた本町の職員、職場の傾向と課題について伺います。

また、自由記入欄では、人事評価制度について多面的評価を求める声が多くありました。これについての受け止めと今後の取組について伺います。

退職者については引き続き町村平均と比べて多い傾向が見られます。令和6年度は退職者に対するアンケートが初めて行われました。これを通して避けられたかもしれない退職であったならば、その把握分析につなげることが重要と考えます。回答率について伺います。

会計年度任用職員についてです。

令和6年度から会計年度任用職員にも勤勉手当が支給されるようになりましたが、期末手当についてはいまだ差がある状況です。総務省は、勤勉期末手当ともに正規と同じ月数だけを支給するように自治体に通知しています。

過去の答弁では、府内でもおおむね8割ほどの団体が正職員と同一の支給月数の期末手当を支給している。本町でも正規職員と会計年度任用職員との格差是正に努めていく必要があると言われてしています。格差是正は急務です。検討状況について伺います。

本町の会計年度任用職員は全てパートタイムです。一方でフルタイムに近い時間数働いておられる方は336人のうち41名いるということ。また、過去の永山議員の質問では、

その中でも、保育所保育士においては、1人当たりの月平均の時間外勤務時間が令和6年4月から7月までの間、9.6時間だということも分っています。その後、令和6年8月から3月までの1人当たりの月平均時間外勤務時間はどうなっていたでしょうか。時間外勤務が常態化しているのであれば、フルタイムの会計年度任用職員にすべきではないですか。令和6年度の状況について伺います。

タバコ対策についてです。

「喫煙が健康に与える影響は大きいというえ、受動喫煙の危険性やニコチンの依存性をふまえると、喫煙習慣は個人の嗜好にとどまらない健康問題です。」。これは、令和6年度の広報しまもとの世界禁煙デーの特集に書かれていた一文です。このように、喫煙者に一言医師が声をかけたり、ポスターを貼ったり、周知したりするだけでも禁煙への効果があることが分っているそうですので、令和6年度も広報しまもとで世界禁煙デーや乳幼児突然死症候群を取り上げ、掲載を継続していることは、たばこ対策としてすばらしいことだと思います。

また、令和6年度は第3期データヘルス計画の1年目でした。たばこ対策では、令和11年度に向け、集団検診での保健指導実施率100%、喫煙率男性15%以下、女性5%以下を目標として掲げておられます。さきに述べましたように、声かけでも禁煙の効果があるということですので、集団検診での保健指導は大変貴重な機会であると思います。どの程度、どのように禁煙を促したのでしょうか。令和6年度の取組と成果、今後の課題と併せて伺います。

高さ制限についてです。

令和6年度はアンケート調査等を実施し、高さ規定の設定に係る課題整理を行いました。アンケートは住民、地権者、事業者別に行われましたが、それぞれにおいて、高さ制限を導入すべきという回答が7割を超えており、景観悪化を憂う声は住民の総意であると言ってよさそうです。住民アンケートについては細かく地区分けされていたものの、結果を見れば、阪急から淀川以外では高さ制限を導入すべきと回答した住民の割合は同程度に高かったです。これは生活実感にも合うもので、よりよい住環境や景観を必要とするこれらの地域で状況はほぼ同じです。この点、今後の地区分けを検討する際に考慮すべきではないでしょうか。

第2期環境基本計画についてです。

第2期環境基本計画が作成されました。この10年間で環境を取り巻く社会情勢は大きく変化しました。町の環境も大型住宅開発が相次ぎ、大きく変化しています。計画策定に当たり、事前に行った住民アンケートや環境保全審議会、パブリックコメントではどのような意見が多かったですか。様々な機会で表明された意見の傾向について伺うとともに、それらを次期の計画でどう生かし、落とし込んでいったのか。あわせて第2期計画の特徴について伺います。

自然環境調査についてです。

人類の安全保障の根幹である自然資本の一つ、生物多様性の劣化が世界的に危機的な状況です。今や生物多様性や自然環境の保全と経済及び社会の持続的発展との両立を図るのが時代の趨勢です。

このような中、環境基本計画の更新に合わせ、小規模ながら本町でも自然環境調査が行われました。貴重なこの結果を本町の生物多様性の保全創出につなげていただきたいと思います。結果について、この10年間で森林、平野部それぞれにおいて、動植物層に変化があったのかなかったのか、あったとしたらどのような変化があったのか、町として結果をどのように把握分析しているのか、伺います。

街路樹についてです。

いや増す暑さの中、ヒートアイランド対策として、町なかの緑の重要性はますます高まっています。令和5年度以降、街路樹の剪定手法が改善されています。いまだ一部剪定のし過ぎと思われるところはあるものの、全体的に枝葉が茂り、景観的にも緑陰形成的にも効果が高まっていることについては大変評価しています。また、歯抜けになっていた箇所への植樹がされたことはよかったものの、一方でいまだに立ち枯れ状態のものも見られ、こちらについては早急に対応していただきたいです。

令和6年度景観と緑陰形成に向け、どのような取組をされたのか、その成果と課題、今後の取組について伺います。

農地保全についてです。

農地の減少に歯止めがかかっていません。事務事業成果報告書によると、令和6年度も約4,000平米の農地が転用されています。転用された農地の街区と田畑の内訳を伺います。

農地保全として新たに開始した農地中間管理事業を活用した法人と農家のマッチングに努めたとのこと。その成果と課題について伺います。

地域計画では、目標地図が策定されました。一筆ごとに5～10年後の担い手を落とし込んでいくものだと思いますが、地図を見ると担い手未定により検討中とされる白い部分が多いです。これに関し、高浜、東大寺それぞれの担い手未定により検討中の土地の割合を伺います。計画策定の過程で見えてきた課題と今後の取組について伺います。

学校運営協議会についてです。

第二中学校に学校運営協議会を導入しました。コミュニティ・スクールの意義は、地域と協働する活動が進むこと、学校運営に多様な視点が反映されることの2点にあると思います。この点につき、学校協議会と比して具体的に進んだ点はありましたか。

開催回数は学校協議会が年四、五回であるのに対し、学校運営協議会は年間3回に減っています。学校運営に踏み込んだ協議をするためには、それなりの時間をかけて対話と議論をする必要があると考えます。学校の働き方改革の観点からは、回数が減ったほうがいいのかもかもしれませんが、その結果として会が形骸化するのであれば、それこそ負担感が増すだけです。回数を減らした理由とともに、学校運営協議会をより意義のある

ものにするためにどうしたらよいと考えているか、伺います。

教員の働き方改革についてです。

統合型校務支援システムの整備率が全国で9割を超える中、本町でも同システムがようやく導入されました。システム導入によって教員の負担は実際に軽減されたのでしょうか。点検・評価結果報告書には今後の課題として、「導入により、児童・生徒の満足度の向上は図れたが、教員の時間外勤務の削減など、さらなる業務効率の向上が必要。」とありました。導入後の教員の1人当たりの月平均時間外勤務時間数をお示してください。

急増する不登校とその支援についてです。

不登校の児童生徒の数はこの3年間で、小中学校でそれぞれ約2倍となり、合計145名と急増しています。その要因は何であると分析されていますか。

不登校支援においては、個々の児童生徒の状況を適切に把握し、多様な支援を実施すること、特に、将来の社会的自立に向けての学習機会の確保が重要です。全てのお子さんに学習の機会は確保されているのでしょうか。選択肢は、ICTやフリースクールの活用、パコ、教育支援ルームなどあると思いますが、現在どのような選択肢があり、活用状況はどうなっていますか。それぞれの利用人数を伺うとともに、全てのお子さんの学習機会の確保における課題について伺います。

学童の質の向上と指導員確保のために処遇改善が必要についてです。

共働き家庭が増え、学童保育ニーズが高まる中、追いついていないのが指導員の確保です。当初、必要と見積もった指導員は何人で、実際に確保できた指導員数は何人でしたか。近年、指導員不足が常態化しています。いつから続いているのでしょうか。

学童の質の向上のためには人材不足の解消が欠かせません。各種調査によれば、放課後児童支援員の給与は全国的に低く、これだけで自立した生活を送ることは困難であることが指摘されています。一方で、学童保育ニーズは増し、長時間を学童で過ごす子どもが増えていることで、指導員に求められる専門性は幅広くなり、責任も増えています。

具体的には、子供の理解の研さん・研修、保護者への連絡・相談、学校・行政・地域・専門機関との連携、施設設備の点検、衛生管理、安全対策、保育計画、記録、職員会議、緊急時対応など、学童指導員には多岐にわたる業務への対応と高い倫理性が求められます。この点どのようにお考えでしょうか。

また、これらを踏まえれば、学童指導員の労働条件や給与が十分であるとは言い難いです。現状、学童指導員は室長を含め全てパートタイムの会計年度任用職員です。これが指導員不足を常態化させている要因ではないでしょうか。解消のためには、処遇を抜本的に見直す必要があると考えます。

国は、常勤職員の配置に基づく運営費補助をしていると聞いています。平日であつても指導員は本来午前中からの勤務が必要です。指導員不足解消と学童の質の向上に向け、フルタイム化を検討すべきではないでしょうか。

教職員等による児童生徒等へのハラスメント防止についてです。

文部科学省の調査によると、令和５年度に性犯罪・性暴力等で懲戒処分等を受けた教職員は320人にのぼり、過去最多であったとのこと。教職員による性犯罪や性暴力が全国で相次いでいます。学校で子供を性暴力から守る環境の整備が急務です。

本町は、近隣自治体でも先進的な取組として、「教職員等による児童生徒等への性暴力等防止マニュアル」を策定し、令和６年度はこれに基づいて対策を進めました。具体的にマニュアルをどのように活用されましたか。新たな取組の運用状況、成果と課題について伺います。

町施設で行われるスポーツやイベントにおける熱中症対策についてです。

地球温暖化による猛暑が日常になる中、様々な場面で今までどおりの活動を続けることのリスクが増しています。公立学校では暑さ指数の計測の徹底など、安全対策が当たり前となってきていますが、一般の方の活動についてはどうでしょうか。

町施設で行われるスポーツやイベント等における熱中症対策には、町は施設管理者としてどのように対応されましたか。グラウンド等を利用する際の暑さ指数は計測され記録として残っているのでしょうか。万が一事故等が起こった場合の責任の所在はどうなるのでしょうか、伺います。

新体育館の整備計画についてです。

新体育館建設計画が進められ、審議会が開催されました。委員の皆さんから出された意見にはどのようなものがありましたか。アンケートやパブリックコメントにも多くの意見が寄せられていました。これらを計画にどのように反映したのか、伺います。

とりわけ、当初建設予定地内に合わせて整備を検討していたテニスコートの移設見送りには多くの声が寄せられ、改めてテニスコートの劣悪な現状や今後の整備の在り方を考える機会となりました。この点、淀川河川敷で社会実験等を現在行われているものの、町として新たなコートを整備する必要があるということ、この点強調しておきます。

P F A S（ピーファス）の現状についてです。

令和３年度以降、上下水道部や都市創造部による検査、調査において、取水井や浄水、河川水、離宮の水など、広く町域のP F A Sの値が蓄積されてきています。これらの値は全て日本の基準値以下ではあるものの、一方で、アメリカやデンマークなどの国の基準値は超えています。P F O S、P F O Aそれぞれについて、町域全体のP F A Sの状況を町としてどのように分析されていますか。今後の取組と課題についても併せて伺います。

都市創造部長 それでは、人びとの新しい歩みを代表されての中田議員の大綱質疑のうち、都市創造部所管分について御答弁申し上げます。

大きな１点目のふるさと島本応援寄付金についてのうち、減少の要因についてでございます。

令和６年度につきましては、前年度に比べると１億円以上の大幅な寄附額の減少となりましたが、これは、本町の主な返礼品であるウイスキー市場での需要が高く、発送ま

で半年程度お待ちいただくなど、事業者からの供給を確保しにくい状況であったことが要因でございます。なお、現時点では供給量が一定回復しつつあるものの、厳しい状況に変わりはないことから、引き続き返礼品の安定的な確保に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、5点目の高さ制限についてでございます。

住民アンケートの設問におきまして、地域ごとにおける「高さ制限の導入」に対する認識を確認しましたところ、「大山崎町との行政界から水無瀬川の南側に位置する地域」「大山崎町との行政界から楠公道路周辺のうち、大阪染工株式会社周辺を除いた地域」では、高さ制限について「相対的に積極的に導入すべき」等と御回答が多く、「住居系用途のうち区域内に大規模建築物等が立地する地域」「商業系用途の中心市街地」「工業系用途の地域」では、高さ制限について「相対的に消極的に導入すべき」等と御回答が多い傾向が見受けられました。このため、地域別方針を検討する際の区域分けにつきましては、住民アンケート調査で用いた地域分け及び調査結果を踏まえ検討してまいりたいと考えております。

続きまして、6点目の第2期環境基本計画についてでございます。

第2期島本町環境基本計画につきましては、住民、事業者へのアンケート調査結果や環境保全審議会、パブリックコメントにおける多くの御意見を踏まえ、計画を策定いたしました。特に、森林保全や農地保全、生物多様性保全など、自然環境の保全に関する内容についての御意見を多くいただいていることから、基本計画の策定に当たっては基本方針に掲げております自然とともに暮らすまちづくりにおきまして、森林や農地の保全、生物多様性の保全に関する取組について記載するとともに、指標値として、生産緑地地区の指定面積、自然共生サイト登録数等を新たに計画内容として盛り込み、自然共生社会に重点を置いた計画としたものでございます。

続きまして、7点目の自然環境調査についてでございます。

自然環境調査につきましては、環境基本計画策定の基礎資料とすべく、令和5年度6年度の2か年で動植物全般について調査を実施いたしました。前回調査時から10年が経過しておりますことから、動植物全般に変化が見られ、10年前に比べ、動物、植物ともに前回調査時から新たに確認された種類、確認されなかった種類がございました。

まず、山間部におきましては、前回の調査で確認されていたオオサンショウウオが今回の調査で確認されていない一方で、新たにアナグマが確認されております。また、市街地におきましては、前回の調査で確認されていたドジョウが今回の調査で確認されていない一方で、新たにミズカマキリが確認されるなど、前回調査時と同様、重要な種類の生物が生息していることが明らかになりました。

その一方で、在来の生態系に悪影響を及ぼす可能性のある特定外来生物の侵入が確認されておりますことから、今後につきましては特に在来の重要種の保全や特定外来生物への対策等について検討していくことが重要であるものと考えております。

続きまして、8点目の街路樹についてでございます。

令和6年度における街路樹の景観と緑陰形成に向けた取組につきましては、本町が発注いたします高木維持管理業務の着手時に、街路樹剪定士の資格を有する方にお越しいただき、受注者の剪定手法を直接現場にて御指導いただいた上で剪定を実施いたしました。

また、剪定した街路樹につきましては、これまで実施いたしておりました枝葉を数枚残す剪定ではなく、不要枝を取り除き、樹形を整える手法により剪定を実施いたしました。これにより、今年の春から夏にかけて、街路樹が著しく成長し、町なかの緑が増えたことで景観がさま変わりし、信号待ちをする歩行者の一時的な休憩ポイントとなり、緑陰の形成につながったものと認識いたしております。

しかしながら、一部の街路樹におきましては、樹皮がめくれているものや枝に葉がついていない街路樹、剪定度合いが作業員によって差があることなど、いまだに街路樹における課題があるものと認識いたしております。そういった街路樹につきましては、樹木医等の意見を聴取し、植樹などの手法を視野に入れながら適切な処置を検討するとともに、大阪府等が主催する街路樹の維持管理に関する研修会に積極的に参加し、受注者への指導力強化及び統一化を図るなど、継続して街路樹の景観及び緑陰形成に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、9点目の農地保全についてでございます。

まず、令和6年度に転用手続のあった農地は約3,800平方メートルで、高浜地区で約400平方メートル、広瀬地区で約1,000平方メートル、桜井地区で約400平方メートル、江川地区で約2,000平方メートルとなっております。うち、田は約3,200平方メートル、畑は約600平方メートルとなっております。

次に、農地中間管理事業についてでございます。

本事業は、一般社団法人大阪府みどり公社を介して実施する農地保有者と担い手をつなぐ事業で、本町においては、令和7年2月から町内の市街化調整区域内において取組を開始しております。令和6年度のマッチングの実績といたしましては、1件の御相談があり、その1件の農地にて利用権の設定に向け手続を進めているところでございます。

なお、課題といたしましては、農地所有者のうち、積極的に貸したいとお考えの農家が少ない中で、農地を借りたい担い手とのマッチングのケースが少ないことや手続に要する事務の煩雑さなどが課題となっております。特に、本町の場合は、各農地所有者が所有する農地面積がそれぞれ小さい上に、複数の所有者がおられることで、集約化が困難である中で、経営環境としては厳しい状況にあることなどが新規就農者の参画が少ない要因であると考えております。

次に、担い手未定による検討中の土地の割合につきましては、高浜地区では7万819平方メートルのうち2万5,757平方メートルと約36%、東大寺地区では1万9,262平方メートルのうち1万6,264平方メートルと約84%となっております。

なお、計画策定に当たっては、複数回にわたり各地区での意見交換会を開催させていただきましたが、営農の継続が厳しいと感じられている方が多く、担い手不足や高齢化に直面した現状を解決する方策として、宅地開発を望む声を多くいただきました。

本町といたしましては、今後も両地区が引き続き農地として保全する地域であることを御理解いただくことに努めながら、農地中間管理事業のあっせんなどにより多様な担い手による農地保全施策を継続して取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、大きな15点目の町施設で行われるスポーツやイベント等における熱中症対策についてのうち、公園施設等についてでございます。

公園利用者に対する熱中症対策につきましては、令和5年度に利用者が多い水無瀬川緑地公園に新たに設置した2基の自動販売機の活用や、パーゴラや樹木の適切な維持管理などの取組を行ってまいりました。

また、令和7年度の取組ではございますが、新たに公園占用などの申請に対する許可に際しては、熱中症対策を行うことや、場合によっては利用を控えることを許可の条件に明記するなど注意喚起に努めております。また、申請のない一般利用者に対しましては、島本町公式ホームページを活用し、熱中症特別警戒アラート発令時の公園利用について警戒を呼びかけるなどの対応をいたしております。

次に、町が管理する公園における暑さ指数の測定につきましては、これまで特段の対応は行っておらず、計測及び記録はいたしておりませんが、今後は、公園占用など利用される方々に対し、占用許可条件に暑さ指数の計測や熱中症予防情報サイトなどを活用するなど適切な熱中症予防策を講じるよう、さらなる啓発に努めてまいりたいと考えております。

また、利用者の方が熱中症を発症された場合の責任の所在につきましては、あくまでも屋外の公園の一般利用は自由利用の範囲であるとともに、占用者に対しましては許可条件として予防対策を講じることを明記するなど、利用者の責任の範囲であるものと認識いたしております。

続きまして、17点目のPFAS（ピーファス）の現状についてでございます。

令和6年度の取組状況といたしまして、河川水につきましては、新水無瀬橋、新川の2地点に加え、令和6年度から、水無瀬川の名神高速道路高架下と水無瀬川上流に位置する尺代地区の東光寺川の4地点に拡充し、検査を実施するとともに、陸の水につきましても検査を実施し、河川水、離宮の水とともに、いずれの項目も国の基準値内となっております。また、取水井や浄水につきましては、7井の原水と大藪浄水場の浄水、大沢特設水道浄水場の浄水と善峰川の原水について検査を実施しており、いずれの項目も国の暫定目標値内となっております。

次に、検査結果の傾向と分析ですが、河川水では、水無瀬川より下流に位置する新川のほうが水無瀬川より高い値であるが、水無瀬川より上流にある東光寺川のほうが水無瀬川より高い値であること、井戸については、水無瀬川の伏流水を主な水源としている

井戸のほうが、その他の井戸より低い値であること、また、全ての検査結果において、P F O S よりも P F O A のほうが高い値となっており、市街地に限らず大沢地区や尺代地区も含め、町域全体から P F A S が検出されておりますことから、今後も継続的な状況把握が重要であるものと考えております。

なお、課題につきましては、継続的な検査に係る行政コストなどがございますが、安全な水の確保は住民の生命にも関わることでありますことから、引き続き、国の方針や動向等を踏まえつつ、P F A S の状況把握に努めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

総務部長 続きまして、総務部所管分につきまして御答弁申し上げます。

大きな1点目のふるさと島本応援寄付金についてのうち、寄附の配分及び積立額についてでございます。

まず、ふるさとを島本応援寄付金からの配分についてでございます。

ふるさと島本応援寄付金については、例年、寄附額の半分弱程度の事務費支出があることから、寄附額の半分程度の額を目途として、ふるさと島本応援寄付金から繰り入れ、各区分の経常的な事業に充当しております。なお、町長にお任せと回答があったものにつきましては、例年、子ども医療費助成に要する経費に対して充当しております。

続きまして、ふるさと応援基金の各区分別の積立額についてでございます。

にぎわいづくり・産業振興で3,493万500円、自然環境の保全・活用で1億1,483万2,632円、福祉で4,027万3,621円、教育・文化・芸術で1億2,364万4,828円、消防・防災・防犯で3,234万4,724円、町長にお任せで2億5,125万6,037円となっております。

私からは以上でございます。

総合政策部長 続きまして、総合政策部所管分につきまして御答弁申し上げます。

2点目の職員の人材育成・確保基本方針についてでございます。

方針を改定するに当たって、職員アンケートを実施し、基礎資料として活用いたしました。傾向や課題について主立った点を挙げますと、まず、能力や特性に対する自信度を問う設問では、職員全体として、責任感・積極性、論理感・人権感覚、コミュニケーション能力などの項目で比較的自信度が高い一方、特に、D X や法令等に関する知識などの項目で低い傾向が見られました。

また、非管理職に対し、将来的な管理職への登用意向を問う設問では、男性の4割強が肯定的に回答したのに対し、女性では1割台にとどまりました。

職場満足度を問うエンゲージメント調査では、仕事のやりがい、成長実感、能力活用、業務量や難易度、ワーク・ライフ・バランスの維持については、7割前後の職員が肯定的に回答した一方、給与制度や働き方改革については4割以下という状況でした。

次に、人事評価制度に関する意見として、多面評価の導入を求める意見が28件あり、割合的には小さいものの意見の中では最も多いものでございました。そのため、新たに策定した人材育成・確保基本方針では、取組の方向性の一つとして、人事評価制度の効

果的な運用の項目を設け、その中で上司の業務実績や能力に関して、部下に対してアンケート等を行い、その結果を評価に活用する仕組みについても今後、他団体の事例を参考に研究を行うこととしております。

次に、退職者アンケートにつきましては、定年前退職者の退職理由等を把握することにより、今後の人事施策の参考にすることを目的に、令和6年度末から普通退職者を対象に実施し、回答率は50%でございました。

続きまして、3点目の会計年度任用職員についてでございます。

会計年度任用職員の期末手当につきましては、令和2年4月の会計年度任用職員制度への移行に際して新たに支給することが可能となりましたが、制度の導入当時、職員団体とも十分に協議を重ねた結果、職員団体との協定に基づき、生活給に当たる報酬額を高め、格付け、期末手当の支給月数を再任用職員と同じ月数とした経緯がございます。このため、期末手当の支給月数を正職員と同一にしようとした場合、報酬格付の在り方そのものを見直す必要が生じ、期末手当の支給対象でない会計年度任用職員に影響が及ぶ可能性がありますことから、慎重に検討する必要があると考えております。

いずれにいたしましても、期末手当の支給月数の見直しについては、国の見解等を踏まえながら、引き続き職員団体と協議を重ね、適切に検討してまいります。

次に、会計年度任用職員の保育所保育士に係る1人当たりの月平均時間外勤務時間数の実績につきましては、令和6年8月から令和7年3月までの期間においては8.5時間でございます。

続きまして、大きな13点目の学童の質の向上と指導員確保のために処遇改善が必要のうち、フルタイム化の検討についてでございます。

国におきましては、会計年度任用職員を任用するに当たっては、その職務の内容や標準的な職務の量に応じた適切な勤務時間を設定することが必要であるとの見解が示されております。本町におきましても、この国の見解を踏まえて、会計年度任用職員の人件費に係る予算要求内容を査定し、会計年度任用職員の職に応じ、勤務時間、勤務日数等の妥当性を判断しているところでございます。そのため、学童保育室の業務に従事する会計年度任用職員につきましても、現状における職種ごとの職務内容や標準的な業務量に照らし任用しております。

いずれにいたしましても、設定される勤務時間などの条件では、円滑な学童保育室の運営が困難であると認められた場合には、他の職種と同様、必要な見直しを行ってまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

健康福祉部長 続きまして、健康福祉部所管分につきまして御答弁申し上げます。

4点目のタバコ対策についてでございます。

集団検診での禁煙に関する保健指導につきましては、診察時に医師から喫煙者に禁煙を勧め、保健師からの保健指導を受けることが禁煙に対する動機づけに効果的であるた

め、本町では、特定健診及び20歳代・30歳代検診の受診者のうち、喫煙者に対して診察の場面で医師から禁煙を勧める声かけを行っております。

次に、令和6年度の取組と成果についてでございます。

当初、喫煙者に対して禁煙に関する保健指導を案内し、喫煙状況や禁煙の希望を確認した上で、呼気中の一酸化炭素濃度を測定するスモーカーライザーの実施や禁煙希望に応じたリーフレットを配付しておりましたが、禁煙に関する保健指導を御案内しても、希望されない方に対しては、保健指導を実施することができなかったため、採決後の止血時間を活用して、喫煙者全員に保健指導を実施するよう見直しを行いました。

また、医師の診察室及び健診会場の一角に禁煙指導教材のタールサンプルを展示したり、禁煙に関するポスターを掲示する等の視覚的に訴える啓発を行うことで、禁煙への動機づけとなるよう取り組んでおります。

今後の課題につきましては、集団健診時の喫煙率は令和6年度は目標を達成しておりますので、維持できるよう啓発活動を強化してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

教育こども部長 続きまして、教育こども部所管分につきまして御答弁申し上げます。

10点目の学校運営協議会についてでございます。

まず、学校協議会と比して具体的に進んだ点についてでございます。令和6年度までの取組を振り返り、学校から報告を受けていることといたしましては、学校教育自己診断結果等を反映した取組の推進や、積極的な学校図書館の活用、地域や社会の協力を得たキャリア教育の推進、少人数習熟度別授業を効果的に実施するための教職員配置等について、委員の皆様から学校運営の当事者として御意見をいただけたこと等が、以前の学校協議会と比較して進んだ部分であると報告を受けております。

令和7年度につきましては、昨年度の取組の中で把握した課題を踏まえ、より地域とともにある学校づくりを推進するために、学校の定める教育課程へ学校運営協議会が参画する機会を確保していく予定にしております。

具体的には、総合的な学習の時間において、生徒が町内の福祉に係る課題を調査し、その課題改善に取り組む活動の際、学校運営協議会委員を中心とする地域の方々にも参画していただき、成果発表に立ち会い、御意見をいただくこと等を予定しております。

次に、回数の設定と今後についてでございます。

第二中学校以外に設置しております学校協議会につきましては、島本町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第3条の4におきまして、「校長の求めに応じ、学校教育活動に関し意見を述べることができる」と規定しており、実施回数に定めはなく、各学校長の判断で適宜実施するものでございます。

一方、第二中学校に設置しております学校運営協議会につきましては、年間3回開催しております。回数設定の理由といたしましては、設置に当たり、学校運営協議会の目的や趣旨について第二中学校長と協議したところ、実施回数につきましては、学期ごと

に一回の実施で目的を達成できると判断したためでございます。

いずれにいたしましても、今後も先行自治体の成功事例等を参考にしながら、熟議・協働・マネジメントを基本姿勢とした協議会の運営について、設置校への指導助言を継続して実施してまいります。

続きまして、11点目の教員の働き方改革についてでございます。

教職員の業務負担軽減を目的とした校務支援システムにつきましては、令和6年度に本格導入いたしたところですが、いわゆる繁忙期とされる年度初めや学期末において、特に時間短縮効果があり、負担軽減を実感しているとの報告を受けております。

システム導入後の教員1人当たりの月平均時間外勤務時間につきましては、令和6年度の教員の月1人当たりの平均時間外勤務時間数が約31.5時間となっており、導入前の令和5年度と比較して約3.7時間の縮減効果がありました。

いずれにいたしましても、心身にわたる健康を維持し、意欲を持って教育活動を継続するために、教員の労働環境として総労働時間の縮減が早急に取り組むべき課題と言われておりますので、本町といたしましても、引き続き、教員の長時間労働の縮減に向け、学校長とも連携して業務の見直しなどに取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、12点目の急増する不登校とその支援についてでございます。

まず、不登校の要因についてでございます。

近年の傾向として、学校内外での対人関係の困難や無気力、漠然とした不安感が不登校につながるケースとして増加しています。インターネットやスマートフォンなどの普及が児童生徒の興味・関心や生活スタイルに影響を与えるとともに、成長過程におけるコミュニケーション不足もその要因として挙げられます。

また、これまでの状況から、児童生徒が一度不登校の状態になると、なかなか教室復帰が難しい現状にあることから、数値としては増加傾向となっております。さらに、起立性調節障害等の診断数の増加に加え、精神的ストレスや発達特性の理解が進んでいることも増加要因の一つと認識しております。

次に、学習機会の確保における課題についてでございます。

不登校である児童生徒の学習機会確保のための選択肢及びその活用状況といたしましては、1人1台端末を活用したオンライン授業が12人、校内教育支援ルームの活用が21人、自立支援教室（パコ）への通室が16人、民間のフリースクールへの通所が20人となっております。また、そのほか、放課後に登校を求め、学校において補習を行うこともございます。また、本町ではまだ活用実績はありませんが、今年度より新たに大阪府において開設された不登校支援センター、通称まいどの活用も可能となってくるものと考えております。

しかしながら、不登校の要因は児童生徒それぞれに様々であり、今後も不登校児童生徒に応じた適切な学習機会確保策を検討し講じてまいることが課題であると考えております。

続きまして、13点目の学童の質の向上と指導員確保のために処遇改善についてでございます。

まず、指導員の確保についてでございます。

令和6年度当初予算要求時点において、必要と見積もった学童保育室指導員等の人数につきましては、学童保育室の事務の掌理、所属職員の指揮監督等を行う室長4人、室長を補佐する主任が4人、児童の保育等を実施する月額報酬として任用する指導員28人、週3日勤務の時間給として任用する指導員24人に加え、夏休み期間のみ任用する指導員4人の合計64人となっております。

次に、令和6年度末時点の指導員等の人数につきましては、室長4人、主任4人、月額報酬として任用の指導員18人、週5日勤務の時間給として任用の指導員補助員4人、週3日勤務の時間給として任用の指導員24人でありますことから、当初の予定と年度末の任用状況を比較しますと、週5日勤務の指導員が6人不足となっております。なお、指導員等の不足の状況につきましては、その不足に差はあれ確認できる範囲で申しますと、少なくとも5年前から続いているものと認識をいたしております。

次に、学童の質の向上についてでございます。

共働き世帯の増加等による保育ニーズの高まりに伴い、学童保育室指導員に求められる専門性や責任が年々高まっております。このため、本町といたしましては、外部の有識者を講師としてお招きし、全指導員等を対象に年3回の研修を実施し、学童保育室指導員等の資質の向上に努めているところでございます。

今後におきましても、多様化する保育ニーズに適切に対応できるよう、引き続き学童保育室指導員等の資質向上に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、14点目の教職員等による児童生徒等へのハラスメント防止についてでございます。

令和5年10月に作成いたしました「教職員等による児童生徒等への性暴力等防止マニュアル」につきましては、定例で開催しております校長会において、毎年度本マニュアルを活用した研修の実施を指示するとともに、各学校において定期的なアンケートを実施しております。

当該アンケートの定期的な実施は、万が一事案が発生した場合の相談窓口の存在や、具体的にどのような事案が性暴力を含むプラスハラスメントに当たるのか等を児童生徒が知るきっかけになるだけでなく、教職員等への啓発にもなり、結果として性暴力等の未然防止と早期発見につながるものと考えております。

続きまして、15点目の教育こども部所管分の町施設で行われるスポーツやイベント等における熱中症対策についてでございます。

教育委員会では、令和7年6月5日付の大阪府府民文化部スポーツ振興課長名での通知を受けまして、6月12日付で生涯学習課長名で、社会教育関係団体のうち、スポーツ関係団体である島本町体育協会、島本町少年野球協議会、島本レクリエーション協会及

びしまもとバンブークラブの4団体に対し、文書を発出するとともに、直接お会いして対面にて周知に努めたところでございます。

さらに、町立体育館窓口では、適切な予防措置、指導者等の責任などを記載した「スポーツ活動における熱中症事故の防止について」ポスターを掲示し、注意喚起を図っております。

そして、特別警戒アラート発令時には利用者の安全対策として、使用日当日に暑さ指数(WBGT)が31度Cを超えたときに、利用者がキャンセルを申し出された場合には使用料を全額返還するなどの対応を行い、利用者が利用料を理由にキャンセルしにくい状況をなくし、熱中症予防のための環境づくりに努めているところでございます。

次に、グラウンド等使用時の暑さ指数の計測及び記録についてでございます。

利用者には施設の利用に当たって、使用日時や人数等を記録していただく使用日誌の記載を求めています。暑さ指数を記載することまでは求めておりませんが、各施設の鍵等と併せて暑さ指数計を貸し出しており、暑さ指数に留意しながら活動されるよう注意を促しております。

次に、万が一事故等が起こった場合の責任の所在でございますが、責任の所在は発生した事案の内容により異なるため、一概にお答えすることはできませんが、まずは国・府等の通知を踏まえ、熱中症事故が発生することのないよう取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、16点目の新体育館の整備計画についてでございます。

島本町新体育館等整備基本計画の策定に当たっては、パブリックコメントをはじめ、ウェブアンケート、意見投書箱、団体アンケート、小中学生アンケートといった各種アンケートを実施しており、いただいた意見について可能な範囲で反映できるよう努めたところです。

一例を申しますと、各競技の十分なスペースの確保を求める意見が多かったため、体育室1についてはバスケットコート1面、バレーコート2面分の広さを確保可能な面積としたほか、観覧スペースを望む意見がありましたので、管理用のキャットウォークを活用した観覧スペースを設けることといたしました。また、駐車場や駐輪スペースの充実を求める意見を受け、十分な駐車台数を確保することとして基本計画の内容に反映させていただいております。

さらに、特に小中学生へのアンケートで防災機能を求める意見が多くありましたので、基本方針として「災害発生時でも安全・安心で地域の防災拠点となる施設」を掲げ、備蓄倉庫や非常用発電機を設置することとし、避難所としての利用ができる計画といたしました。

なお、東大寺公園テニスコートについては、老朽化が著しく、早期の対応が求められていることから、今後の対応については再度検討し、できるだけ速やかに一定の方向性をお示ししてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

大久保議長 以上で、人びとの新しい歩みの大綱質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後 1 時 56 分～午後 2 時 10 分まで休憩)

大久保議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、自由民主クラブの発言を許します。

清水議員（登壇） それでは、令和 6 年度決算審査に対し、自由民主クラブを代表し、大綱質疑を行います。

令和 6 年度は、町長就任 2 期目の最終年となり、引き続き、限られた財源と人員体制の中、住民の負託に応えるべく、住民福祉の維持向上と本町のさらなる発展に向け、全力で取り組み、町長就任以来、「小さなまちの豊かな暮らし」の実現に向けた施策を推進されたと思います。それらの施策の進捗状況と成果について伺います。

1、財政状況について。

①財源確保について。

令和 6 年度の決算は黒字決算であり、経常収支比率は 93.7%と、前年より 0.8 ポイント改善はしたものの、依然として財政は非常に厳しい状況になっています。

ここ数年、当町の人口は増加の傾向であるが、いずれは全国的な傾向と同様に、少子高齢化等により生産人口は減少し、本町の税収が増加するとは思えません。また一方では、扶助費の増加や雨水水路整備、公共施設の耐震化、橋梁長寿命化等巨額な費用を必要とする中で、安定的な住民サービスを維持するためにも、財源確保が必要不可欠であります。令和 6 年度はどのような施策を推進されたのか、その費用対効果について伺います。

②企業誘致について。

平成 25 年 10 月に大阪府の企業立地促進補助金の対象自治体となり、令和 6 年度も本町の PR に努められたと思いますが、施策の実施状況と成果、企業誘致の状況について伺います。

2、広域行政について。

①清掃工場について。

清掃工場は長年にわたり、毎年約 1 億円前後の補修工事等をしており、現状のままでは今後もこういった延命策が続くものと思われます。令和 6 年度の施設の長寿命化運営方法の検討状況と今後のスケジュールを伺うとともに、広域化に向けた取組についても伺います。

②広域連携について。

近隣市町村や他市町村との連携は、当町の PR や災害時の援助等について、非常に有意義なものであると我が会派は考えています。令和 6 年度の近隣市町村や大阪府との広域連携について進捗状況を伺うとともに、今後の計画についても伺います。

3、公共施設の適正化について。

令和6年度には新庁舎の建設も終わり、町立体育館については、新体育館等の整備に向けて施策を進められましたが、残る公共施設の適正化について、令和6年度の進捗状況を伺うとともに、課題についても伺います。

4、環境整備について。

①公共施設の緑化について。

近年、異常な暑さが続きますが、公共施設の緑化について、令和6年度の実施状況と成果及び課題について伺います。

②生ごみ処理機等購入補助について。

生ごみの減量化及び再資源化の促進を目的に、生ごみ処理機等購入補助を実施したと思いますが、令和6年度の成果と課題について伺います。

5、安全・安心なまちづくりについて。

①避難行動要支援者の個別避難所計画作成について。

令和6年度の実績と成果及び課題について伺います。

②橋梁長寿命化修繕計画について。

令和6年度の橋梁長寿命化修繕計画の進捗状況を伺うとともに、今後のスケジュールを伺います。

6、森林保全について。

本町の約7割は山岳丘陵地で、身近に豊かで大切な自然があります。しかし、森林面積のほとんどが民有地であり、生活様式の変化、高齢化や担い手不足により、整備が怠り荒廃が進んでいます。令和6年度の森林整備の進捗状況を伺うとともに、課題についても伺います。

7、福祉・医療について。

①50歳の各種がん検診の無料化について。

令和6年度の実績を伺うとともに、課題があれば伺います。

②65歳以上の肺がん検診の無料化について。

令和6年度の実績を伺うとともに、課題があれば伺います。

8、子育て・教育について。

①みづまろキッズカリキュラムについて。

令和3年から3年間かけて取り組んできたみづまろキッズカリキュラムが完成し、令和6年度は実施されたと思いますが、成果と課題について伺います。

②民間学童保育室及び地域子育て支援拠点整備について。

令和6年度の進捗状況と今後のスケジュールを伺います。

③通学路の安全について。

通学路の安全・安心は、未来を担う子供たちにとって非常に重要なことです。令和6年度の通学路に関する施策の状況と成果について伺います。

④生涯スポーツについて。

住民の皆様の健康増進のための体育館、グラウンドやテニスコートなどの各種スポーツ施設等を安全で快適に利用していただくための令和6年度の整備状況を伺うとともに、老朽化が進む施設の今後の在り方についても伺います。

9、水道事業について。

水は生きていく上でなくてはならないもので、水道事業は住民に安全で安心な飲料水を供給しています。災害時には大切なライフラインです。令和6年度の老朽配水管の更新の進捗状況及び残工事のスケジュールと概算費用を伺います。

10、公共下水道について。

①汚水整備について。

令和6年度の汚水整備の進捗状況を伺うとともに、未整備地区の計画についても伺います。

②雨水水路整備について。

令和6年度の雨水水路の進捗状況を伺うとともに、今後のスケジュールについても伺います。

11、消防について。

近年、消防の役割は火災や救急以外に、台風や大雨に対する災害対応が重要な役割を担っています。令和6年度の活動状況や施設・備品等の整備状況を伺うとともに、課題についても伺います。

総務部長 それでは、自由民主クラブを代表されての清水議員の大綱質疑のうち、総務部所管分について御答弁申し上げます。

大きな1点目の財政状況についてのうち、財源確保についてでございます。

前年度に引き続き、企業版ふるさと納税を、青葉会を中心とする町内企業へ働きかけたほか、ふるさと島本応援寄附金についても、新たなふるさと納税ポータルサイトの拡充により、寄附者への周知等に努めたところです。

その他、青葉二丁目地内のやまぶき園跡地である町有地などの遊休地の貸付け、基金の債券運用やホームページ、広報誌への広告掲載等、いずれもその事務負担を上回る財源の確保に努めました。

また、令和6年度から2か年をかけ、百山地区における土地利用の検討と都市計画の変更に係る事務に着手し、企業を受け入れるための条件整備を進めました。

私からは以上でございます。

都市創造部長 続きまして、都市創造部所管分につきまして御答弁申し上げます。

大きな1点目の財政状況についてのうち、企業誘致についてでございます。

施策の実施状況といたしましては、企業立地に関する奨励金制度として、平成23年4月に島本町企業立地促進条例を制定し、本制度についてこれまでホームページ等において周知を行っているところでございます。都市計画上も産業振興を図る区域内等で、既

存の町内企業が町外への移転を表明された場合などにおいては、大阪府と連携を行いながら、関係者との協議等を重ね、必要に応じて町長をはじめ町職員が本社に出向き、幹部の方に対して操業継続に関する要望活動を行うなどの対応を適宜行っております。

これまでの成果としては、島本町都市計画マスタープランにおきまして、産業の拠点として操業環境の保全や研究施設などの集積を促進する区域については、用途地域の変更や地区計画を設定し、土地利用を適切に誘導することができたものがあるものの、島本町企業立地促進条例の制度を活用した誘致事例はございません。企業活動は、財政面で町に大きなメリットをもたらすことから、今後も引き続きこれらの制度の周知等を継続的にを行い、企業誘致に努めてまいります。

続きまして、大きな2点目の広域行政についてのうち、清掃工場についてでございます。

本町では、ごみ処理施設の広域化を目指しているところであり、現在は長寿命化を念頭に置いた改修は実施しておらず、施設の延命化を進めているところでございます。

令和6年度における主な施設改修につきましては、令和6・7年度島本町清掃工場ごみ処理施設改修工事のうち、焼却炉内の耐火材補修工事やP L C更新工事、粗大ごみ処理施設の破砕機補修工事等を実施したところでございます。また、機能不全となっていた消石灰スラリーポンプ交換等工事や令和5年度に着工したNo. 1 ごみクレーン油圧バケット更新工事を行いました。

今後におきましても、ごみ処理の広域化を目指しつつ、広域化のめどが立つまでは精密機能検査等の結果を踏まえ、現施設の延命化を図りながら不測の事態が生じないように、安定した運転を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、大きな4点目の環境整備についてのうち、公共施設の緑化についてでございます。

公共施設への緑化につきましては、地球温暖化対策実行計画にも掲げております脱炭素なまちづくりの対策の一環として、令和6年度につきましては、教育委員会と、スケジュールをはじめ施設設置箇所や管理方法などの調整を年度当初に行った上で、第二小学校と第四保育所におきまして、施設内の壁面にゴーヤなどを植樹し、室内の気温の変化の記録や携わった子供たちへアンケート調査などに取り組んだものでございます。子供たちが身近な場所での取組を通じて、幼少期から環境に対する意識の向上に寄与することができる機会を増やせたことも環境教育の一環として、本緑化事業の成果であったものと考えております。

今後の課題といたしましては、本緑化事業の効果をより一層発揮することであり、第二小学校や第四保育所に限らず、他の公共施設への拡充に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、生ごみ処理機等購入補助についてでございます。

本事業は、令和6年度から地球温暖化対策の取組の一環として、ごみの減量化・再資

源化を促進すべく実施しているもので、令和6年度におきましては、生ごみ処理機が10台、コンポストが8台の合計18台について当該補助金を交付いたしました。

成果といたしましては、本事業を実施することで、ごみの減量化に向けた住民の意識醸成の向上及び各御家庭における生ごみ減量化の促進が図られ、温室効果ガス削減に向けた効果的な取組の一つになったものと考えております。

令和6年度から本事業を実施いたしておりますが、地域の皆様へのさらなる認知度向上が重要でありますことから、継続的な事業の実施に加え、生ごみ処理機等から発生する堆肥の利活用の促進が今後の課題と考えております。

続きまして、大きな5点目の安全・安心なまちづくりのうち、橋梁長寿命化修繕計画についてでございます。

令和4年3月に更新した島本町橋梁長寿命化修繕計画につきましては、令和4年度から令和13年度までの10年間を計画期間としており、本町が管理する107橋のうち、島本町地域防災計画において緊急輸送路に位置づけられた24橋及び、それ以外に令和3年度の橋梁点検において補修が必要と判断した9橋の合計33橋を対象として計画を策定しております。

本計画において、補修が必要となっている橋梁は11橋で、令和6年度に桜井跨線橋に付帯する歩道橋及び水無瀬二丁目地内の無名橋の2橋の補修工事を実施し、現在までに4橋の補修工事が完了しております。補修が完了していない7橋につきましても、本計画期間内に完了できるよう、事業進捗を図っているところでございます。

今後につきましては、令和13年度に島本町橋梁長寿命化修繕計画の更新を予定しており、併せて本町が管理する全橋梁107橋において定期点検を行い、必要に応じて本計画の対象橋梁に加えるなど、引き続き橋梁の適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、6点目の森林保全についてでございます。

令和6年度の森林整備の実施状況といたしまして、広瀬地区約0.62ヘクタールを対象として水流を防ぐ風倒木処理を実施いたしました。また、桜井地区約7.03ヘクタールを対象として、令和7年度に風倒木処理や間伐作業を実施するための設計調査や、作業実施に当たり、森林所有者への整備に関する意向確認を行いました。

森林整備に関する課題につきましては、整備に係る財源の確保をはじめ、所有者不明や境界未確定の土地が多くあること、森林ボランティアの担い手の確保といったことがございます。

続きまして、大きな8点目の子育て・教育についてのうち、通学路の安全についてでございます。

通学路における安全対策といたしましては、平成28年に本町において、「島本町通学路等交通安全プログラム」を策定し、それ以降、毎年町内の各小学校のPTA等から通学路における危険箇所を提出していただき、各管理者により対策内容を検討の上、工事

等を実施いたしております。

令和6年度につきましては、水路への転落防止対策としての車線分離標の設置や勾配のある歩道の滑り止め対策として舗装の補修、滑りやすくなっているグレーチングの取替え等を実施いたしました。また、対策を実施した箇所につきましては、翌年度に各小学校を通じ、PTAの方々から御意見を聴取し、効果の把握に努めているところでございます。

私からは以上でございます。

総合政策部長 続きまして、総合政策部所管分につきまして御答弁申し上げます。

大きな2点目の広域行政についてのうち、広域連携についてでございます。

令和6年度における広域連携の取組といたしましては、高槻市との消防通信指令システムの共同整備及び通信指令業務の運用に向けた事務や北摂7市3町による万博を契機とする連携事業などを実施いたしました。

今後におきましては、引き続きごみ処理や観光施策におけるさらなる広域連携などについて取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、3点目の公共施設の適正化についてでございます。

令和6年度の主な取組といたしましては、町立体育館の新築移転及び小中学校プールの集約化に向けた基本計画策定のほか、役場新庁舎棟の完成及び移転準備、広瀬・機動分団詰所の建て替え、第一・第二小学校屋内運動場の長寿命化改修工事、歴史文化資料館の耐震診断、人権文化センターの屋上防水・外壁改修設計、ふれあいセンターに機能移転した教育センターの業務開始、町営住宅長寿命化計画の改定などがございます。

今後の課題といたしましては、清掃工場の老朽化への対応や旧教育センターの売却を含めた検討など様々でございますが、今年度、公共施設総合管理計画の改定作業の中で改めて整理してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

健康福祉部長 続きまして、健康福祉部所管分につきまして御答弁申し上げます。

大きな5点目の安全・安心なまちづくりのうち、避難行動要支援者の個別避難計画についてでございます。

令和6年度においては、介護・福祉事業所3か所への委託により、26件作成いたしました。主な成果といたしましては、各種様式やマニュアル、資料集を整備したこと、委託事業者が作成業務の経験を蓄積したことが挙げられます。また、個別避難計画は対象者の状況や災害リスクを整理・勘案して、状況別の行動や選択肢を分かりやすく記載しておりますので、災害時の避難行動の円滑化が期待できるほか、平時からの対象者や家族の防災意識の向上が図れるものと考えております。そのほか、災害発生時の避難支援の実効性を高めるため、関係者による避難訓練を行っていただいた事例もございました。

課題といたしましては、災害時の避難を支援する人材として、家族以外にも近所の方や友人など、地域で協力してくれる方を確保していくことが望ましいと考えております。

今後も引き続き、自治会や自主防災会など地域の支援機関との連携、協力を強化するとともに、当面の目標として数年程度で優先度が高いと判断される方の個別避難計画の策定を完了したいと考えております。

続きまして、大きな7点目の福祉・医療についてのうち、50歳の各種がん検診の無料化についてでございます。

令和6年度から開始した50歳の各種がん検診の無料化の実績につきましては、令和3年度及び令和4年度の平均値から算出いたしました基準値と比較して、胃がん検診や乳がん検診など5つのがん検診の全てで受診率が伸びております。特に、胃がん検診につきましては、基準値の2%から9.5%と大幅に伸びており、令和10年度までの目標の4%を上回っております。その他のがん検診につきましても受診率は伸びておりますが、目標値には達成していないため、引き続き本事業を活用して受診勧奨等を実施し、がん検診の受診率向上に努めてまいります。

次に、65歳以上のがん検診の無料化についてでございます。

令和6年度から開始した65歳以上の肺がん検診の無料化につきましては、従来から生活保護受給者や国民健康保険加入者、後期高齢者医療加入者の自己負担金は無料としておりましたが、新たに65歳から74歳の社会保険加入者の費用を助成することにより、加入している医療保険にかかわらず、65歳以上の肺がん検診を無料化したものでございます。65歳から74歳の社会保険加入者の肺がん検診の受診者数でございますが、令和6年度実績は過去の実績値の平均と比較し15%増加していることから、受診率の向上につながったものと考えております。今後も65歳以上の肺がん検診の無料化を継続することで、がん検診の受診率の向上に努め、がんの早期発見、適切な治療に努めてまいります。

私からは以上でございます。

教育こども部長 続きまして、教育こども部所管分につきまして御答弁申し上げます。

大きな8点目の子育て・教育についてのうち、みづまるキッズカリキュラムについてでございます。

令和6年度からは、各学校園所で具体的な実践が進められ、カリキュラムに基づいた保育・教育活動が展開されています。この取組の成果といたしましては、町立の学校園所が一体となって保育・教育ビジョンを共有した上で取組を推進できたこと、そして、小学校低学年の生活科の授業において、子供たちが主体的に課題を探究する姿や考えたことを自分なりに表現する姿が多く見られたことが挙げられます。

課題といたしましては、児童生徒対象のアンケート結果から、自己表現力や課題探求力に課題があることを確認いたしました。今後につきましても、定期的な効果検証と取組を重ねることで、児童生徒の成長を長期間にわたり支える持続可能な教育体制の構築を目指してまいります。

次に、民間学童保育室及び地域子育て支援拠点整備についてでございます。

J R 島本駅西地区集合住宅内に整備を進めております子育て関連施設につきましては、

これまでも御説明申し上げておりますとおり、昨今の急激に増加している保育需要に対応するため、当初予定しておりました地域子育て支援拠点については、その整備内容を小規模保育事業所の方針を転換したところでございます。

これまでの進捗状況につきましては、決定した方針に基づき、本町が求める事業を実施していただく事業者を選定するため、令和7年2月に運営事業者の公募を行い、同年3月にプロポーザル方式による審査を行い、複数の応募事業者から社会福祉法人南山城学園を運営事業者として決定いたしました。

その後、同事業者との協議を行いながら、現在、事業者において整備工事が行われているところであり、今後につきましては、必要な認可及び届出事務を行い、令和7年10月に小規模保育事業所を開所し、同年12月に学童保育室を開始する予定となっております。

次に、生涯スポーツについてでございます。

本町のスポーツ施設につきましては、住民の皆様に安全に御利用いただくため、日々維持管理に努めているところでございますが、令和6年度における主な取組といたしましては、東大寺テニスコートのひび割れ箇所の補修、町立体育館の浄化槽の改修でございます。

なお、体育館につきましては、未耐震かつ老朽化が進行していることから、令和11年度中の供用開始を目指して、水無瀬川緑地公園への移転整備を計画しており、それまでの間は必要最小限の維持管理に努めてまいります予定でございます。

また、東大寺公園テニスコートについては、老朽化が著しく、早期の対応が求められていることから、今後の対応については、できるだけ速やかに一定の方向性をお示ししてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

上下水道部長 続きまして、上下水道部所管分につきまして御答弁申し上げます。

9点目の水道事業についてでございます。

令和6年度の老朽管路の更新延長につきましては、約1.3キロメートルの整備を実施しており、令和5年度から進めております水道管路更新等計画に基づく進捗率につきましては、約10.5%となっております。今後の水道管路更新等計画に基づく工事のスケジュールにつきましては、令和15年度末までに約16.5キロメートルの更新を予定しております。なお、概算費用につきましては、令和7年度から令和15年度末で約35億円を見込んでおります。

続きまして、大きな10点目の公共下水道についてのうち、汚水整備についてでございます。

汚水整備の進捗状況につきましては、令和6年度末の下水道処理人口普及率が96.9%で、事業認可区域約345ヘクタールのうち、約323.52ヘクタールの整備が完了しております。未整備地区の計画につきましては、令和7年度末をめどに、市街化区域内の汚水

整備が概成となりますことから、市街化調整区域ではございますが、桜井四丁目及び五丁目地域の約11ヘクタールの整備を計画しており、令和8年度からの事業着手に向け事務を進めているところでございます。

次に、雨水水路整備についてでございます。

雨水水路整備の進捗状況につきましては、令和2年度から着手しておりました公共下水道山崎雨水幹線の整備工事が令和7年5月30日に完了し、供用を開始しております。

今後のスケジュールにつきましては、令和7年度に公共下水道雨水総合管理計画の策定を予定しておりまして、国の防災・安全交付金や個別補助制度を活用しながら、本計画に基づき、効率的な浸水対策事業を推進してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

消防長 続きまして、消防本部所管分につきまして御答弁申し上げます。

11点目の消防についてでございます。

近年では、毎年のように全国各地で地震や台風、また、頻発する豪雨等による自然災害が発生し、甚大な被害をもたらしております。本町につきましては、令和6年度中の台風や大雨等によります自然災害出動等はございませんでしたが、消防はふだんから住民の皆様を火災から保護するとともに、災害による被害を軽減するほか、救急・救助業務を適切に行い、また、発生が危惧される自然災害への対応に備え、日々鍛錬しております。

令和6年度中の備品等の整備状況につきましては、消防団尺代分団の小型動力ポンプを更新し、全分団の小型動力ポンプの更新が完了したものでございます。

次に、消防体制における課題につきましては、特にございませんが、10月から高槻市島本町消防指令センターの共同運用が開始されますことから、今後もこれまで以上に高槻市消防本部との連携強化を図り、発生が危惧される災害への対応に備えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

清水議員 御答弁をいただきました内容の細部につきましては、常任委員会で確認していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

大久保議長 以上で、自由民主クラブの大綱質疑を終わります。

引き続き、月足議員の発言を許します。

月足議員（登壇） それでは、令和7年9月定例会議、月足まさやからの大綱質疑を通告に基づきまして行います。よろしくお願いいたします。

一つ目、地域コミュニティ・住民活動支援について。

自治会への支援のあり方についてですが、「令和6年5月の総会で、役員選出や財務運営ルールの見直し」はどのような内容でしたか。また、解散の危機に瀕している自治会が直面している主な問題点は何だったのでしょうか。また、それらに対し、「自治会の認定要件基準」の改正により、十分な支援となるのかをお伺いいたします。

第二コミュニティセンターの今後のあり方について。

第二コミュニティセンターの運営に対しては、監査委員からも指摘があったとのこと
で、町からの補助金交付など見直しが必要とあり、協議を行うとありましたが、開始し
た管理運営委員会及び地元自治会との現在の協議状況をお伺いいたします。

二つ目、広報・広聴の充実について。

「令和6年5月号から表紙・誌面のリニューアルを行った。また、『伝わる広報』を
めざし、広報しまもとやSNS、デジタルサイネージなど様々な広報媒体を活用し、創
意工夫ある情報発信に努めた。」とありますが、その予算と具体的な効果・影響につい
て、お伺いいたします。

要望・苦情等について。

要望・苦情等の所属別件数より、都市整備課への延べ件数が96とやや多いですが、理
由についてお伺いいたします。

三つ目、高齢者の社会参加生きがいがづくり促進について。

デジタル・ディバイド対策は、今後一層の円滑な行政業務と来庁者の負担軽減を目指
す取組として、書かない窓口などの実現に不可欠な施策です。デジタルやオンライン対
応の推進は極めて重要であり、非常に評価できる取組と考えます。今後も同じ規模感で
継続をしていくのか。有償ボランティアなど予算をかけて拡充していくのかなどの評価
のために、延べ124名の参加者がどのような層（年齢、性別、デジタルリテラシーのレ
ベルなど）だったのか、特に参加者に好評だったテーマや多かった質問など、詳細なフ
ィードバックは行われていますか。

スマホ教室の開催時期（5月から7月、2月、3月）の選定理由や背景を教えてください。

四つ目、まちの魅力の創出・発信について。

大阪・関西万博の機運醸成のため、府内全市町村が参加する「大阪ウィーク（令和7
年4月開催分）」に本町も出展。私自身も当日現地で観覧といたしまして、大変好評を
博していたと感じております。万博の盛り上げと島本町の歴史、そして、島本の今につ
いて存在感を示すPRをありがとうございます。出展内容の検討や関係者調整などの準
備について、参加された職員や団体などの選定理由等を教えていただけますでしょうか。

五つ目、防災力強化について。

「災害時などに町のスピーカーから流れる防災行政無線が聞き取りにくかった時に、
後から電話で内容を確認できる自動応答サービスが、誰でも気軽に使えるように、令和
6年4月1日から無料化を行った。」とのことですが、これによる利用者の増加数をお
伺いいたします。

六つ目、情報化の推進について。

証明書のコンビニ交付導入に向けた検討、現在の進捗状況をお伺いいたします。

七つ目、自然環境の保全・活用について。

自然環境調査を実施し、これによる調査結果の取りまとめ後は、具体的にどのような活用方法や施策に結びつけられたのでしょうか。この調査は環境保全施策に今後どのように反映される予定でしょうか。

八つ目、森林保全整備について。

森林整備実施計画に基づき、限られた予算内ですので、優先度の高い箇所の森林整備を計画的に実施したことを考えます。こちらには地域の目指すべき森林資源の姿として、複数の機能について項目の記載がございます。総合的な判断になるかと思いますが、町として殊さら重視して整備しているエリアや機能はございますか。

九つ目、観光振興とにぎわいづくり推進について。

旧キャンプ場跡地の活用についてですが、こちらの利用件数を教えてください。また、一度閉鎖された施設です。どのような用途に使われたか、把握されておりましたら教えてください。

続いて、町マスコットキャラクター「みづまるくん」について。

「各種PR資料や動画、グッズ等にデザインの活用を行った。」とのことですが、着ぐるみ活用（貸出）及びデザイン活用ともに、昨年度より件数が低下しております。何か理由はありますでしょうか。

10個目、読書活動・図書館サービスの推進。

ブックポストの運用における課題はありますか。今後、ほかの駅や地域へのブックポスト設置拡大計画はありますか。

11個目、教育環境の充実について。

講師登録フォームの作成や大阪府教育庁との連携による講師募集の具体的な成果はどうですか。講師確保のための新たな活動の効果や応募状況についてはどの程度でしょうか。代替講師の継続的な確保に向けた今後の具体的な計画は何ですか。

12個目、学校プールの今後の在り方について。

必要最低限の維持管理をしていくとのことですが、それにより水泳授業等で何らかの問題などは生じておりませんかでしょうか。

13個目、第五次総合計画について。

自治会加入世帯数について、自治体につきましては今までの折々の質問に対していただきました行政側の答弁からも、地域の諸課題への対応や地域での支え合い、さらには行政との連絡調整役として必要な組織であるとの認識をいただいております。自治会の認定要件見直し等、自治体の維持増加に対し前向きに行動をいただいていると思っております。当町のみならず、高齢化や担い手不足もあり、基準値達成にはいまだ難しい課題があることも理解しております。自治体加入世帯数が伸び悩む理由について、当町が抱える課題の中で最も大きな要因は何であるとお考えでしょうか。

待機児童が28名発生しておりますが、この際、待機していただくことになる御家庭から問合せ、不安の声あるかと思いますが、どのような御説明をされておりますでしょうか。

か、お伺いできれば幸いです。

14個目、補助金交付団体について。

町として適正な補助金額、団体数であるとお考えでしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

総合政策部長 それでは、月足議員の大綱質疑のうち、総合政策部所管分について御答弁申し上げます。

1点目の地域コミュニティ・住民活動支援についてでございます。

まず、自治会長連絡協議会の運営ルール見直しにつきましては、各地域から選出する地域代表者を「8名」から「8名以内」に改め、選出が困難な場合でも柔軟に対応できるようにしたほか、協議会の運営経費を補助金から町の直接執行に改め、会計及び会計監査の職を廃止するなど、従前の活動内容を維持しつつ、運営に係る役員負担の軽減を図りました。

次に、解散の危機に瀕している自治会が直面する問題として、会員の高齢化やコロナ以降の生活様式の変化等を背景に、一部の自治会から役員選出や総会等の定期開催等、既存の活動を維持できなくなっている旨の相談が寄せられましたが、そうした自治会の事情を伺う中で、町の経済的支援を受けずに可能な範囲で地域活動を継続し、行政や周辺地域とのつながりを残したいと希望される声がありました。

従前、自治会の認定要件基準には、町が補助金を交付する自治会要件を規定するのみでしたが、自治会との意見交換を踏まえてこれを改正し、町の経済的支援がない代わりに、負担感のない「連携対象自治体」の区分を新設した結果、解散を検討していた1自治会が補助対象自治会から連携対象自治体へ移行され、令和7年度に入ってから、これまで自治会のなかったマンション住宅で新たに連携対象自治会が発足するなど、一定の効果があったと考えております。

次に、第二コミュニティセンターのあり方につきましては、管理運営委員会及び地元自治会との協議を開始し、自治会に移管する方向で協議を進めているところですが、自治会集会所として移管を受けるに当たっては、町が施設の老朽化対策を行った上で移管を受けることが必須条件であるといった御意見をいただいております。

続きまして、2点目の広報・広聴の充実についてでございます。

広報に関する予算につきましては、総務費の目、広報費に計上しており、主に広報しまもと発行に係る費用や広報版の維持管理、町公式ラインの配信に係る費用などを計上しております。

これら予算執行における効果と影響につきましては、広報しまもとでは、令和6年5月号から紙面のリニューアルを行い、表紙デザイン、紙質、ページのコーナー割りなどの変更を行いました。変更後に行ったラインアンケートでは、「全体的にすっきりして読みやすくなった、新しさや温かみを感じる、イベント記事の見落としが減った、自分の興味ある記事が見やすくなった」などの好意的な意見を多数いただきました。

次に、SNSにつきましては、町公式ラインアカウントの友だち数が、令和6年4月1日時点で8,252人であったものが、令和7年3月31日時点で9,202人に増加するなど、より多くの方に関心を持っていただけたと考えており、迅速な行政情報の発信もできたものと考えております。

続きまして、要望・苦情についてでございます。

都市整備課に対する要望・苦情の件数が多い要因として考えられますのは、所管業務が道路整備や交通、公園などといった多くの住民の生活に直結する業務を所管していることが要因であると考えております。なお、都市整備課の過去の件数につきましては、令和5年が88件、令和4年が94件、令和3年が93件でございました。

続きまして、3点目の高齢者の社会参加生きがいづくり促進についてでございます。

令和6年度においては、国のデジタル活用支援推進事業や大阪府との連携による事業者主体のスマホ講座を開催し、デジタル・ディバイド対策に取り組みました。事業実施に当たっては、本町として、場所の提供や広報誌による開催日時や申込方法などの周知のほか、講座終了後には事業者から参加者数、年齢層、理解度などの報告書を提出していただき、フィードバックを行っております。

参加者の年齢層については70代が最も多く、次いで80代、60代の順でアンケートで今後やってみたい行政手続ではe-Taxが多く、好評だったテーマの一つであったと考えております。

また、参加者のスマートフォンの操作レベルについては、インターネットの閲覧と電話ができるという方から、ラインなどのSNSや検索機能を使いこなす方など様々であったと聞いております。なお、講座内容については、国が示しているメニューから選択して本町が事業者をお願いして実施しているもので、出水期の6月には防災に関すること、12月と1月にはe-Taxに関する確定申告に関すること、健康保険証の新規発行が終了する12月までにマイナンバーカードの健康保険証利用について複数回取り上げるなど、できるだけ身近な話題として関心を持っていただくテーマを設定しております。

次に、開催時期についてでございます。

国のデジタル活用支援推進事業を活用して実施したものにつきましては、事業者から国の補助金申請、国からの交付決定、事業終了後の実績報告などを踏まえ、各事業者と調整し、昨年8月から本年1月にかけて毎月開催いたしました。

また、大阪府から紹介いただいた事業者につきましては、開催時期の縛りがなかったことから、デジタル活用支援推進事業を活用して開催した月以外の5月から7月までと2月及び3月に開催することとし、全体として昨年5月から本年3月まで毎月講座や教室を開催いたしました。

続きまして、4点目のまちの魅力の創出・発信についてでございます。

大阪・関西万博における大阪ウィークでのブース出展につきましては、万博出展の企画調整を担う総合政策部政策企画課と、商工・観光振興やまちの魅力発信を担当する都

市創造部にぎわい創造課の職員が連携して、令和6年度から出展内容の検討や関係者調整などの準備を行いました。

また、「たべなはれ」ゾーンのブース出展につきましては、コーディネート等の業務を民間業者に委託することも検討いたしましたが、委託料が高額になることから、町職員でできることは職員が担うこととし、メニューの選定や町内事業者とのコーディネート業務は町内の住民組織であり、まちの魅力発信などを担われているSMALLへの委託により実施いたしました。

次に、ステージイベントにつきましては、広報誌で連載中の「島本とこの人。」で特集された達人の中から、本町の魅力を国内外から来場者に伝えることができ、かつ、限られたスペースのステージでパフォーマンスが可能な2団体を選定し、出演いただきました。

次に、予算規模等事業が適切であったかにつきましては、議会で予算を御可決いただき、最少の費用で実施できたものと考えております。また、事業効果につきましては、本年7月末の出展から時間が経過しておりませんので、現時点で計り知れるものではございませんが、当日は多くの来場者があり、島本町の魅力を十分PRできたものと考えております。

続きまして、6点目の情報化の推進についてでございます。

コンビニ交付につきましては、費用対効果やマイナンバーカードの取得状況等を総合的に勘案し、導入を先送りしてきた経過がございますが、全国的に多くの自治体で導入され、大阪府内の自治体でも、ほとんどの自治体で導入されている実態がございました。

また、住民の皆様からも導入を求める声が多く寄せられるようになり、一般的な行政サービスとして社会的に認知されつつある現状や財源確保の観点から、国のデジタル田園都市国家構想交付金の活用により、導入費用を低減できることから導入することとしたものでございます。

コンビニ交付サービスの運用状況につきましては、本年2月26日から正式にサービスを開始しており、それ以降コンビニ等で発行可能な証明書のうち、実際にコンビニ等で発行された証明書の割合はおおむね20%となっております。引き続き、住民の皆様に対しましては、全国のコンビニ等で証明書の取得が可能であることの周知に一層努めてまいりたいと考えております。

続きまして、大きな13点目の第五次総合計画のうち、自治会についてでございます。

本町において、自治会加入世帯数が伸び悩む主な要因といたしましては、高齢化やライフスタイルの多様化によるもののほか、本町特有の事情として住宅に占めるマンションの比率が高く、管理組合と自治会を併存させることに対するハードルが高いことも一つの要因であるものと考えております。

このため、引き続き、自治会の意義の周知や負担軽減の取組、先ほども御答弁させていただいた連携対象自治会制度を自治会未組織のマンション住宅で活用いただけるよう

なPRなどに努めてまいります。

続きまして、14点目の補助金交付団体についてでございます。

補助金は、財源の多くが住民の税金で賄われていることから、交付対象となる事業の内容に公益性が確保されていることはもとより、その必要性について住民の理解を得られるものでなければなりません。

本町として、補助金額や団体数に係る一律の基準等を設けているわけではございませんが、平成30年8月に「補助金の適正運用に関する指針」を定め、それぞれの補助金について、その必要性、有効性、妥当性、公平性等の観点から、定期的に検証を行うこととしております。

指針に基づき同年以降、順次、各補助金についてその効果や改善点などを洗い出し、必要に応じ交付金額や対象経費の見直しなどを実施しているところであり、引き続き、社会経済状況の変化や行政課題の変化等に柔軟に対応しながら、各補助金の適正運用に努めてまいります。

私からは以上でございます。

総務部長 続きまして、総務部所管分につきまして御答弁申し上げます。

5点目の防災力強化についてでございます。

令和6年4月1日より、防災行政無線の内容を電話で確認できる自動応答サービスの向上のため、無料化を行いました。無料化を行った令和6年以降、避難を呼びかける災害が起こっておらず、利用者の増加などの検証には至っておりませんが、高齢者を中心に電話番号を記載したマグネットシートを配布するなど周知に努めております。

なお、通信事業者による利用回数を確認できるサービスが本年6月から始まり、6月は8回、7月はゼロ回、8月は1回となっております。6月は緊急地震速報の試験放送があったほか、8月15日の終戦記念日には、サイレンを鳴らして戦争犠牲者への追悼と平和への祈りを込めて1分間の黙とうを呼びかけました。

私からは以上でございます。

都市創造部長 続きまして、都市創造部所管分につきまして御答弁申し上げます。

7点目の自然環境の保全・活用についてでございます。

自然環境調査につきましては、環境基本計画策定の基礎資料とすべく、令和5年度、6年度の2か年において実施いたしました。調査結果の活用方法や施策への反映につきましては、本町に生息する貴重な動植物について、住民の皆様に知っていただくべく、第二期島本町環境基本計画の資料編に掲載するとともに、また、今後、小中学校等の環境学習での活用やしまもと環境・未来ネットによる自然観察会の実施時などにおいて、自然環境調査結果を活用してまいりたいと考えております。

次に、調査結果の今後の環境保全施策への反映につきましては、先ほど御答弁申し上げましたとおり、第2期島本町環境基本計画に反映するとともに、森林・農地の保全や生物多様性の損失を食い止め回復させる、いわゆる30 by 30（サーティ・バイ・サーテ

ィ)の取組についての情報発信など、生物多様性の保全に向けた取組を実施してまいります。

続きまして、8点目の森林保全整備についてでございます。

森林整備実施計画におきましては、平成30年に発生しました台風21号等による荒廃森林、公益機能の低下、または機能の高度発揮が阻害されている森林、ボランティアのさらなる活動の候補地等から、それらの森林の現状や目標林型を踏まえ、整備の優先度を設定しており、エリアを特定した整備は行っておりませんが、特に、防災林整備や危険木伐採を優先的に行っております。

続きまして、9点目の観光振興とにぎわいづくり推進についてでございます。

旧町立キャンプ場用地の令和6年度使用許可申請は12件であり、そのうち2件が雨天により利用されなかったため、利用件数は10件でございます。また、利用用途につきましては、各種イベントの開催やレクリエーションゲームの実施、デイキャンプや宿泊を伴うキャンプ利用でございました。

次に、マスコットキャラクターの活用件数につきましては、減少の明確な理由は分かりかねますが、着ぐるみの活用につきましては、昨今の猛暑により夏場の利用を控えるケースが多いことも要因の一つであると考えております。

今後も、デザイン及び着ぐるみの活用につきましては、積極的な周知に努めてまいります。

私からは以上でございます。

教育こども部長 続きまして、教育こども部所管分につきまして御答弁申し上げます。

10点目の読書活動・図書館サービスの推進についてでございます。

まず、ブックポストの運用における課題についてでございます。

ブックポストにつきましては、阪急水無瀬駅構内とJR島本駅自由通路の2か所に設置し、令和6年10月1日から運用開始、多くの方に御利用いただいているところでございます。

運用を開始してから発生している課題といたしましては、ブックポストに返却されると破損のおそれがあるため、返却を御遠慮いただいているCDやDVD等視聴覚資料が返却されていたり、他自治体の図書館の図書が返却されていたり、ごみが入れられたりするなどがございます。

これらの課題の対応といたしましては、誤返却については利用者に連絡し、適切な返却方法を案内するとともに、ごみにつきましては、図書等の回収及び町立図書館への運搬作業を委託しているシルバー人材センターの方に清掃を依頼するなどの対応策を講じているところでございます。

次に、ブックポストの設置の拡大計画についてでございます。

現在、図書返却場所といたしましては、図書館カウンター、ふれあいセンター地下1階、歴史文化資料館、人権文化センター、そして、前年度に設置いたしましたJR島本

駅と阪急水無瀬駅の計6か所でございます。ブックポストへの返却のうち、令和6年10月に設置したJR島本駅と阪急水無瀬駅のブックポストの利用割合は、令和7年3月には半数以上の約55%の方に利用いただいております。

しかしながら、全体の返却数に占めるブックポストの利用割合は、令和7年3月末時点で約20%にすぎず、依然として主な返却場所は図書館カウンターとなっておりますことから、当面の図書返却場所といたしましては、現行のブックポスト5か所を含んだ合計6か所での運用を継続してまいりたいと考えております。

続きまして、11点目の教育環境の充実についてでございます。

まず、講師募集の成果についてでございます。本町では令和6年度から講師確保の新たな取組の一つとして、本町独自の講師登録フォームを作成いたしました。これまでは大阪府の講師登録台帳の中に掲載された対象者に連絡し、本町で講師として選考を受ける意思確認を行うことから事務を開始しておりましたが、本町の講師登録フォームに登録いただいた時点で本町の選考を受ける意思があることを確認できていることから、よりスムーズに選考事務を進めることができるようになりました。

また、大阪府教育庁との連携による講師募集においては、府教委主催の講師登録説明会に積極的に参加することで、講師登録台帳上の情報閲覧だけでなく、直接選考を希望する学生等にお会いすることができ、本町として積極的に任用したいと思える対象者を抽出して面接案内が可能となりました。

次に、新たな活動の効果及び応募状況についてでございます。

令和7年8月22日時点での今年度の講師面接の件数は8件で、令和6年度の同時期より2件増加しております。これにより、令和7年度9月1日時点で育休代替で3人の欠員があるものの、定数内講師の欠員は生じておりません。

次に、代替講師の継続的な確保に向けた今後の具体的な計画についてでございます。

令和6年度からの本町独自の講師登録フォームの運用や、府教委主催の講師登録説明会への積極的な参加が効果を上げていることから、これらの取組を継続して実施してまいりたいと考えております。

また、他市の先進的な取組を調査研究し、本町として取り入れられる方策については積極的に取り入れ、必要な代替講師の確保に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、12点目の学校プールの今後の在り方についてでございます。

必要最小限の維持管理は、児童生徒及び教職員が安全に学校プールを使用できることが前提となっております。具体的な水質管理に係るろ過機や塩素投入装置の整備、プールサイドやシャワー等の保守点検等が含まれており、これらは水泳授業を実施する上で欠かせないものであります。

現状、学校から水泳授業実施に当たり問題点は聞いておりませんが、今後につきましても問題が発生することのないよう努めてまいりたいと考えております。

続きまして、大きな13点目の第五次総合計画のうち、待機世帯に対する説明について

でございます。

保育施設への入所を希望され、担当課に御相談をいただいた世帯の皆様に対しましては、入所の可否にかかわらず、例年の実績や今後の見通しを含めた本町における保育環境の現状を御説明させていただいております。審査の結果、入所がかなわなかった世帯の皆様からのお問合せや御相談があった際には、状況を丁寧に御説明するとともに、他自治体内の保育施設への広域入所や認可外保育所の利用、一時預かり事業等の他事業の紹介を行うなど、各御家庭の御事情に寄り添った対応を行っているところでございます。

私からは以上でございます。

月足議員 御答弁いただきましてありがとうございます。これにて大綱質疑を終わらせていただきます。ありがとうございます。

大久保議長 以上で、月足議員の大綱質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後 3 時 16 分～午後 3 時 30 分まで休憩)

大久保議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、すえおか議員の発言を許します。

すえおか議員 (登壇) 9 月議会の大綱質疑について質問させていただきます。

1 番、第 5 次総合計画の推計人口を超過する人口増に関して。

去年度末の時点での人口は 3 万 2, 297 人になっており、9 年間で 1, 639 人の人口増加が行われています。第五次総合計画の推計人口では、最大人口増加を推計 2 としており、そのピークを 2026 年に設定し、人口が 3 万 2, 828 人になるとしています。現在、J R 島本駅西地区の開発だけではなく、そのほかの高層マンションが建設され、また計画されており、町長の言葉を借りれば「想定を上回る住宅開発が行われている状態」と言えます。推計するに、将来 3 万 3, 500 人前後に人口が到達する見込みになっており、第五次総合計画の最大推計人口を上回る可能性が高い状態にあります。

そのため、第五次総合計画の中間点検を今年行う中で、人口推計を適切に見直しを行う必要があると考えますが、町の見解をお答えください。そして、総合計画が想定する最大人口推計を有意に上回る人口に達しようとしていることに対して、どのように受け止めているのか、町長の見解をお聞きしたいと考えています。

2 番、人口増に関わる教育・保育環境の整備の見通しです。

近年の第五次総合計画の人口推計を上回る人口増加の見込みの中で、ゆとりがあり、質が確保された保育や学校教育、学童保育の実施のために対策が必要とされています。国においても、こども家庭庁が創設され、健康保険に上乗せの負担を住民に求めている中で、しっかりとした質、そして、待機児童や学童が待機にならない、そんな対策が必要だと考えています。

特に、3 歳未満児保育や小学校の教室、学童などの教室の確保について、どのような対策が必要だと考えているか、お答えください。また、そのための独自のアクションプ

ランをつくる必要があると考えますが、町の見解をお聞かせください。

3 番。……（「決算か」「ちゃんとチェックしているのか」他、私語多し）……決算ですか。決算になってないですか。

大久保議長 暫時休憩いたします。

（午後 3 時33分～午後 3 時35分まで休憩）

大久保議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

すえおか議員（登壇） 3 番、職員体制の充実と均等待遇の実現に向けて。

人口が増加する中で業務量も増え、職員体制の充実が必要だと考えています。今後、職員の定員を増やす予定はありますか。

また、去年度から会計年度任用職員にも勤勉手当の支給を行うことになりましたが、均等待遇の実現に向けた一歩として評価します。ただ、業務量に応じた一般職の職員と会計年度任用職員の賃金体制の均等待遇がまだ不十分であると考えています。そのため、同一価値労働、同一賃金の原則に基づいた適切な職務評価を、労働組合を交えて行う必要があったと考えますが、町の見解をお聞かせください。

また、フレックスタイムについて検討したと述べていますが、それだけではなくライフサイクルに合わせて育児や介護、また、ほかのライフサイクルの多様な理由から時短勤務を認める制度などを検討して、職場の定着率の向上や勤務時間の短い会計年度任用職員との待遇格差の是正を行うべきと考えます。希望者の多様な理由による時短勤務の導入を認めるなどの制度を検討していく必要があると考えていますが、町の見解をお答えください。

4 番、自主防災組織基準の緩和について。

自助・共助・公助の連携の強化によって、災害に強い安全なまちづくりを目指すとなっています。共助の重要な要として、自主防災会の結成を島本町が各地域に呼びかけていると理解しています。自主防災組織の世帯加入率をお答えください。

また、島本町が補助対象とする自主防災組織は、100世帯以上が加入している自主防災組織を対象としています。自治会の空白地帯も存在し、住民同士の近隣とのつながりも十分でない状態の中で、100世帯以上という条件は非常に厳しいものとなっています。自主防災組織を増やしていくために補助対象の自主防災組織の世帯条件を緩和すべきであったと考えますが、どうでしょうか。

5 番、町民税の個人負担軽減について。

町民税（個人分）が定額減税の影響で減少しています。その減税分を全額国が補填するため、特例交付金が今回大幅に増えており、1 億4,820万3,000円が特例交付金の項目で増額しています。そのほとんどが町民税の個人分の定額減税の補填であるため、町民税の個人分は名目上4,945万7,264円減額していますが、実質は町民税の個人分は微増しています。それは人口が増えていることも影響していますが、名目賃金の増加も影響していると推測できます。しかし、名目賃金は上昇していますが、インフレの影響下で実

賃金が2022年2月以降、2024年6月と12月を除いて長期にわたってマイナス状態であり、生活への影響が大きいと考えています。

今年度から物価上昇を加味して、給与所得控除が10万円引き上げられるとともに、所得税の基礎控除も10万円引き上げられることになりましたが、住民税の基礎控除は据え置かれたままです。島本町として住民の生活の逼迫に対応するため、国に対して所得税と同じように住民税の基礎控除を引き上げ、その分を地方交付税で補填するよう要望を出すべきだと考えますが、どうでしょうか。

6番、新体育館・温水プール整備の財政見通しについて。

新庁舎建設もあり、町債の借入れが19億415万6,000円増加し、130億2,193万7,000円に達しています。今年度の8月15日作成の島本町新体育館など整備に関わる試算によれば、現在のまま新体育館と温水プールの建設を行えば、元本と金利を合わせて7,100万円を30年返済する規模の借入れが行われることになります。

それに加えて、年間のランニングコストとして1億2,600万円の一般財源の投入が必要とされることになっています。教育や子育て環境の充実、質の向上や高齢化による民生費の上昇、公共施設やインフラの老朽化対策など、島本町が一般財源を活用して事業を行っていく上で、財政の持続性が極めて厳しいのではないかと想定します。公債費の返済とランニングコストを一般財源から捻出可能だと考えているのか、財政の見通しについて、町長の見解をお聞かせください。

7番、清掃工場の計画的改修・長寿命化について。

清掃工場の施設改修工事で1億6,268万3,100円の支出が行われていますが、その費用は毎年増加傾向にあります。計画的に施設の改修を行うのではなく、2年間で3億円程度の予算規模で緊急に必要な施設の改修を優先的に実行するという方針を取っていると伺っています。しかし、このような方式であれば計画的な施設の改修ができず、施設の長寿命化のためのライフサイクルコストがかえって高くなる可能性があります。また、施設の予期せぬ故障によって清掃工場が長期にわたって止まり、ごみ焼却などの業務ができなくなるなど危険が生じる可能性が高くあります。そのため、ほかの公共施設と同じように清掃工場長寿命化計画を策定し、計画的に施設改修・整備の更新を行う必要があったと考えますが、どうでしょうか。

8番、開発における公園面積の不足とまちづくり条例。

都市計画法第29条に基づいた開発許可が2023年度は9件、24年度は8件と高止まり傾向にあります。開発許可が行われた0.3ヘクタールの以上の街区では、開発区域面積の3%以上の公園面積を確保しないといけないと都市計画法で定められていることから、基準ぎりぎりのミニ公園が設置される傾向にあります。しかし、大型の高層マンションなどの場合、入居する住民の数と公園面積が明らかに足り合っておらず、近年の高層マンション開発の影響もあり、公園面積が不足しているという声が各種の住民アンケートでも多数寄せられています。

本来であれば、1人当たりの公園面積は、都市公園法施行規則では、市街化区域では住民1人当たり5平米以上の緑地公園面積が求められていますが、本町ではその基準を満たしておらず、さらに、近年の人口増加で減少が進んでいます。事務事業成果報告書の公園面積などに記載された13.01ヘクタールに島本町の人口3万2,297人で割ると1人当たり約4.03平方メートルにしか満たしません。開発が進む本町において、事業者に行の都市計画法の最低基準よりも高い公園面積の設置基準を含めたまちづくり条例などの制定を行っていくべきだったと考えますが、町の見解をお聞きます。

9番、風倒木の復旧の見通しについて。

2018年の台風21号の風倒木被害の復旧が重要な課題として存在します。島本町森林整備実施計画に基づいて、今後どのような風倒木被害の復旧のために森林整備を行っていく必要があるか、お聞かせください。また、国・府の補助金を活用しての風倒木被害の復旧を行うことについて、町の見通しをお聞かせください。

10番、都市農地の保全と都市農業振興基本計画の策定。

農地の転用が2024年度は3,773平方メートルにおよび、都市農地の減少が深刻な状況と理解します。都市農地は気候変動が激しい昨今、ヒートアイランド防止や雨水の吸収による浸水被害の防止、生物多様性の確保など多面的機能があり積極的に保全していくことが望ましいと国の方針でも述べられています。

特に、日本全体で人口が減少しており、2024年は55万人の人口が減っていることから、これ以上の農地の宅地化は望ましくないと考えています。島本町の農地保全に対する今の対策についてどのようなものがあるか、お聞きしたいと思います。また、総合的・体系的な都市農業の振興、都市農地の保全対策を行うために、都市農業振興基本法に基づく都市農業振興基本計画を島本町として策定する必要があったと考えますが、町の見解をお聞かせください。

11番、生物由来の焼却ゴミの減量と再資源化。

人口増加も影響して、可燃物ごみの1人1日当たりの量は横ばいの553グラムである一方、島本町全体の総量としては増加しています。2024年度に一般廃棄物処理基本計画を策定しましたが、その中でごみの減量やごみの再資源化の推進を掲げています。ごみの減量を行うには、ごみの多くの比重を占める生物由来の焼却ごみの減少が必要と考えます。

基本計画に欠けている視点として、特に生物由来で土に戻ることができる再資源化が可能な落ち葉や剪定庭木、草刈り残渣についての記述が抜けています。清掃工場に視察に行ったときも、剪定した庭木、枝などを焼却しているという場面も見ました。適切に処分すれば土に戻ることができるものです。例えば、宝塚市は、剪定庭木などを個別回収して園芸用土壌などに再資源化を行っています。

島本町としても落ち葉や剪定庭木、草刈り残渣の再資源化に向けて検討を行うべきだったと考えますが、町の見解をお聞かせください。

12番、総合雨水対策の実施を。

雨水の浸水被害対策においては、雨水幹線整備に比重が偏っている状況と感じています。隣の高槻市は総合雨水対策アクションプランを策定して、森林農地保全や住宅の雨水浸透ますの設置などを含めて、総合的な雨水対策を行おうとしています。総合雨水対策を島本町が行うために計画が必要だったと考えますが、町の見解をお知らせください。

13番、観光振興とにぎわいづくり推進に関わる事業について。

観光振興とにぎわいづくりの推進で地域再生ビジョンの推進と歴史文化資料館の活用についてお聞きます。

その地域の観光振興にとって、その地域にしかない地理や自然環境、歴史遺産などが重要な要素になっていると考えます。地理や自然環境、歴史遺産を観光振興などにどのように位置づけているか、町の見解をお聞かせください。

また、サイン計画の策定を行ったとなっていますが、どのようなサイン計画となっているか。そして、誰もがアクセスできるユニバーサルデザインに即したものになっているか、見解をお聞かせください。

また、歴史資料館のサウンディング型市場調査はどのような業態が応募してきたのか、まちはどのような評価をしているのかお答えください。

14番、埋蔵文化財の発掘調査体制と文化財保存活用地域計画。

去年度23の発掘調査が行われていると報告されています。島本町のまちな規模としては、多くの発掘調査件数におよび、今の担当職員数で十分な発掘調査と、その後の調査で出てきた埋蔵文化財の精査が行われる体制か危惧があります。その点について、町の見解をお聞かせください。また、これらの発掘調査の成果を体系的に生かしていくために、文化財保存活用地域計画の策定が必要だったと考えますが、町の見解をお聞かせください。

町長 それでは、すえおか議員の大綱質疑について、私のほうから御答弁を申し上げます。

1点目の第五次総合計画の推計人口を超過する人口増に関してについてでございます。

第五次総合計画は、令和2年度からの10年間を計画期間としており、令和6年度で前半の5年間が終了したところでございます。このため、現在、総合計画基本計画に係る中間点検資料を作成しており、秋頃にはお示しできる予定としておりますが、その際には現時点における人口推計についてもお示ししたいと考えております。

また、計画の策定時に想定していなかった住宅開発もあり、最大人口が当初を上回ることを想定しておりますが、計画におけるまちづくりの基本的な方向性は変わらないものと考えております。

今後とも、各世代の人口動態等の状況を踏まえ、待機児童対策や教育環境の保全等に適切に対応するとともに、景観や交通環境等に係る取組を進め、住民の皆様が安心して暮らせるまちづくりに積極的に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、6点目の新体育館・温水プール整備の財政見直しについてでございます。

新体育館等の整備においては、議員御指摘のとおり、現時点での見込みとして、ランニングコストに係る一般財源負担として1億2,600万円、現行のランニングコストを勘案しても年間9,000万円の増加が見込まれるほか、交付税措置を勘案した公債費負担として年間7,100万円の町負担を見込んでいただいております。

今後の財政運営においては、このような町負担の増加を前提とし、引き続き、事業の優先順位を勘案するとともに、財源確保に努め、収入の範囲内でその他町事業を執行してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

教育こども部長 続きまして、教育こども部所管分につきまして御答弁申し上げます。

2点目の人口増に関わる教育・保育環境の整備の見通しについてでございます。

まず、保育環境についてでございます。

本町は人口流入や保育需要の増加を受けまして、保育施設の利用希望者が年々増加しているところでございます。保育施設をより多くの皆様に御利用いただけるよう調整を行う必要がある一方、利用者の皆様が安全で安心して保育施設に通っていただけるよう、また、質を損なわない保育を行うことも重要であると考えております。そのため、児童の受入数の決定に当たりましては、保育の質を確保した上で、できる限り多くの皆様に御利用いただけるよう、事業者と十分な協議を行っております。

今後におきましても、増加が見込まれる保育需要に対しましては、既存施設を最大限活用しつつ、その後の全国的な人口減少を見据え、中長期的な視点に立った対応を講じていく必要があると考えております。

次に、教育環境についてでございます。

小学校や学童の教室につきましては、令和5年6月1日に施行いたしました「島本町教育環境保全のための住宅開発に関する指導要綱」に基づき、島本町教育環境保全対策区域を指定し、公表することで住宅開発に伴う児童数の急増に適切に対処し、もって町の良好な教育環境の保全に努めてまいりました。

しかしながら、第三小学校区におきましてはJR島本駅西地区等の開発により、今後児童数が大幅に増加していくものと認識いたしております。そのような状況下において、児童生徒の良好な教育環境の整備に当たりましては、ハード面の対策としてまず、教室の転用等の既存施設の有効活用を第一に、また、状況によっては施設整備についても検討が必要と考えております。さらに、ソフト面の対策として、校区の変更による抜本的な対策についても検討される必要があるものと考えております。

いずれにいたしましても、可能な限りコストを抑えつつ、当面の児童生徒の増加に適切に対応するとともに、将来的な人口減少を見据えた中長期的な視点に立った対策を講じていく必要があるものと考えております。

以上のとおり、本町といたしましては、限られた財源の中で様々な取組を進めているところであり、現時点におきましては、新たな施設整備には慎重であるべきものと考え

ております。保育施設及び学童保育室につきましては、とりわけ民間事業者の動向が大きな比重を占めるところであり、また、学校施設につきましても、学童保育室の学校内で運営している関係上、その影響を加味する必要があるものでございます。

このことから、議員御提案のアクションプランの策定につきましては、本町における現下の状況になじまないものと考えており、引き続き適宜各施設の需要量に関わる情報の入手と更新に努めるとともに、逐次、各時点の状況を踏まえた方策を講じてまいりたいと考えております。

続きまして、14点目の埋蔵文化財の発掘調査体制と文化財保全活用地域計画についてでございます。

まず、職員体制についてでございます。

文化財行政の重要性及び地域史を専門とする学芸員や調査員の育成には、長い期間を要することは言うまでもございません。職員の体制につきましては、教育委員会の希望だけで決められるものではなく、町全体の職員数との整合性もございますので、引き続き人事担当部局と認識を共有し、必要に応じて協議を行ってまいりたいと考えております。なお、令和4年度からではございますが、正職員の学芸員が1人採用となり、文化財保護に関する業務につきましては、正職員の学芸員2人体制となったことから、一定の拡充が図られたところでございます。令和6年度につきましては、令和5年度より調査件数は増加いたしました。調査中の測量作業や調査後の整理作業の一部を業務委託するなどして、民間の力も活用しながら適切に発掘調査業務を進めてきたところでございます。

次に、保存活用地域計画の策定についてでございます。

同計画策定には当然のことながら多くの費用、その計画策定に係る人員、そして期間等を要することからも、その必要性について十分に検討し判断する必要があるとございます。

いずれにいたしましても、保存活用地域計画の有無にかかわらず、適切な文化財保護に努めてまいり所存でございます。

以上でございます。

総合政策部長 続きまして、総合政策部所管分につきまして御答弁申し上げます。

3点目の職員の体制の充実と均等待遇の実現に向けてについてでございます。

職員の定数につきましては、直近では、令和7年1月に条例を改正し、全部局の総数を287人から297人に変更したところであり、今後につきましても定数を増員しなければ事務事業の遂行が困難な事情が生じた際には、条例改正により適切かつ遅延なく対応してまいり考えるところでございます。

次に、会計年度任用職員の給与その他の処遇につきましては、令和6年度から勤勉手当の支給を開始したほか、人事院勧告に基づく報酬改定の際にも、正職員に準じて給料表の遡及適用を行うなど、正職員との均衡等に考慮した運用に努めているところでございます。会計年度任用職員の方々は、行政運営を円滑に遂行する上で不可欠の存在であ

りますため、今後も引き続き、国の動向を注視し、職員団体とも協議しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、時短勤務制度につきましては、現行制度上、育児及び介護に係る短時間勤務制度や部分休業制度のほか、高齢期の健康上や人生設計上のニーズに対応するための短時間勤務制度がありますが、本町として両立支援を一層推進するため、育児部分休業制度の補完を目的に、小学生の子どもを養育する職員を対象とする「子育て部分休暇」を創設する旨、本年度の施政方針にてお示ししたところでございます。

しかしながら、これら以外の理由を要件とする短時間勤務制度の創設につきましては、職員一人一人の生活スタイル等に合わせた自由な働き方を実現するなどの利点があると考えられる一方、制度のメニューや利用者が多くなればなるほど、職員配置や業務分担等において支障が生じ、効率的かつ効果的な行政運営の遂行が阻害されるなどの課題があると考えられます。

いずれにいたしましても、ワーク・ライフ・バランスの推進等による働き方改革や会計年度任用職員の待遇改善につきましては、いずれも継続的に進めていかなければならない課題であると認識しており、引き続き国の動向や先行自治体の状況などを注視しながら、必要な取組に努めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

総務部長 続きまして、総務部所管分につきまして御答弁申し上げます。

4点目の自主防災組織基準の緩和についてでございます。

本町における自主防災組織につきましては、現在25団体あり、毎年消防庁から公表されます消防防災・震災対策現況調査による自主防災会の世帯加入率は51.7%となっております。

御指摘のように、自主防災組織化の停滞の要因としては、自治会そのものがない地域や世帯数の少ない自治会、マンション部分での組織化が停滞しており、活動の根拠となる集会所などがなかったことや防災資機材の補助要件である100世帯未満であること、マンションにおいては管理組合があり、自治会、自主防災会の機能を一定代替できていることが主な要因ではないかと分析しております。

本町では、自主防災会への設立に当たりましては、防災資機材等整備補助金として補助要件を100世帯以上として、世帯数に応じて70万円から100万円を交付し、平成8年より設立されてきた経過がございます。また、設立された自主防災会については、島本町自主防災会連絡協議会に参加していただき、会議や防災ボランティア訓練等についてもスタッフとして参加していただくなど、御協力いただいているところでございます。

このようなことから、極端に少ない世帯数との均衡を考慮いたしますと、ある一定数の世帯数は必要であると考えております。引き続き、世帯数の少ない自治会やマンションにも働きかけ、設立の機運の高まりや具体的な設立の相談があれば、補助金の対象世帯数の変更を検討するなど支援してまいりたいと考えております。

続きまして、5点目の町民税の個人分負担軽減についてでございます。

御指摘のとおり、令和7年度の税制改正において、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応として、給与所得控除の最低保障額が10万円引き上げられるとともに、基礎控除も10万円引き上げられましたが、基礎控除につきましては、所得税のみの改正で、個人住民税においては、引き上げられませんでした。

その理由といたしましては、個人住民税の地域社会の会費的な性格を踏まえ、地方財源への影響を勘案された結果と聞き及んでおりますので、本町といたしましては、国に対して地方交付税での補填や所得税と同じく、個人住民税基礎控除を10万円引き上げるといった要望を行う予定はございません。

私からは以上でございます。

都市創造部長 続きまして、都市創造部所管分につきまして御答弁申し上げます。

7点目の清掃工場の計画的改修・長寿命化についてでございます。

清掃工場につきましては、本町では、ごみ処理施設の広域化を目指しているところであり、現在は長寿命化を念頭に置いた改修は実施しておらず、施設の延命化を進めているところでございます。

議員が御指摘の長寿命化計画につきましては、長期的な視点に立ち施設整備を行っていく前提としては、財政負担の平準化の観点などでも有効と考えますが、早期に広域化が可能となった場合には、本町の清掃工場の機能を停止することが考えられ、結果的に過剰なコストをかけることになってしまうおそれがございます。

このことから、現時点におきましては、柔軟な対応を行えるよう、限られた予算の範囲内で延命化しているところであり、今後におきましても、ごみ処理の広域化を目指しつつ、広域化のめどが立つまでは、精密機能検査等の結果を踏まえ、現施設の延命化を図りながら、コスト面も最大限考慮しつつ、不測の事態が生じないよう、安定した運転を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、8点目の開発における公園面積の不足とまちづくり条例についてでございます。

現在、町内で行われる開発行為等に関する協議につきましては、建築基準法ほか関係法令に加え、住民の生活環境等の維持・向上を目的に、平成6年8月1日付で、島本町開発行為等の適正化及び環境保全等に関する指導要綱、いわゆる開発指導要綱を制定し、一定の規模、用途の開発行為等について、必要な基準を設け行政指導を行っているものでございます。

開発指導要綱につきましては、開発業者の任意の協力に基づき行政指導を行っているものの、ほとんどのケースで適切に手続や基準等を遵守され、事業を進められている状況でございます。また、要綱として指導するメリットとして、条例を制定した場合に比して開発等のケースに応じた柔軟な指導ができることなどが挙げられますことから、現時点におきましては、まちづくり条例等の制定は検討いたしておりません。

一方、本町における住民1人当たりの公園面積基準は、都市公園法における参酌すべき基準として定められている5平方メートルに満たないことは、町としても認識しているため、開発指導要綱等において都市計画法の基準を上回る公園面積の設置基準を定めている事例等につきまして、情報収集等調査するとともに、現時点においては、本町が管理する公園の維持管理を適正に行い、老朽化した遊具等の施設を適宜更新するなど公園機能の充実を図り、御利用される方々の憩いの場やコミュニティーの醸成、健康増進などの役割を担えるよう努めてまいりたいと考えております。

続きまして、9点目の風倒木の復旧の見通しについてでございます。

森林整備実施計画におきましては、平成30年に発生しました台風21号等による荒廃森林、公益機能の低下、または、機能の高度発揮が阻害されている森林、ボランティアのさらなる活動の候補地等から、それらの森林の現状や目標林型を踏まえ、特に、防災林整備や危険木伐採といった整備を優先的に取り組んでまいります。

次に、国・府の補助金を活用しての風倒被害の復旧を行うことについての町の見通しについてでございます。

本町の森林整備に係る財源につきましては、国からの森林環境譲与税を活用して実施する予定でございます。本町が実施主体となり、森林環境贈与税を活用して行う事業に対しては、既に森林環境譲与税という国の補助があるため、国・府の補助を得られる事業の対象外となることを確認しております。

つきましては、直近の整備事業につきましては、引き続き森林環境贈与税を活用して実施する予定でございます。なお、各補助事業の内容によっては計画の策定や個別協定の締結等により、市町村以外の主体が実施される事業において、市町村が森林環境贈与税を財源とした補助を行った事例も一部はあると伺っておりますことから、引き続き各種事業補助を得られる手法について継続して調査・研究し、関係団体と連携して取り組んでまいります。

続きまして、10点目の都市農地の保全と都市農業振興基本計画の策定についてでございます。

都市農業振興基本計画につきましては、現時点における府内市町村の策定自治体が少ない状況であり、本計画を策定することで得られる財政支援等がないこと、当該計画の策定に係る事業者への委託コストや担当職員の事務負担が増加し、既存事業と並行した実施が困難であること、島本町環境基本計画にて農地の保全と活用に取り組むといったほか、計画内にも都市農地保全に取り組むとしていることなどを理由に、現時点では都市農業振興基本計画を策定しておりません。

しかしながら、計画の有無にかかわらず、今後も都市農地の保全に努めるべく、各種施策に取り組みつつ、国及び府、他自治体の都市農業施策の動向等も十分に注視し、引き続き調査・研究してまいりたいと考えております。

続きまして、11点目の生物由来の焼却ごみの減量と再資源化についてでございます。

生物由来の焼却ごみの減量と再資源化につきましては、ごみ減量化に向けた対策として、効果的な対策の一つであると認識しております。お示しいただきました再資源化が可能な落ち葉や剪定木、草などの堆肥化を行うためには、分別収集体制の構築や堆肥化設備の設置など、大規模な施策方針を転換する必要があると、現時点におきましては、困難であるものと考えております。

しかしながら、ごみの減量化については本町といたしましても重要な課題であるものと考えておりますことから、今後、近隣自治体の取組などを調査・研究してまいりたいと考えております。

続きまして、12点目の総合雨水対策の実施をについてでございます。

本町における浸水被害軽減対策につきましては、公共下水道事業計画降雨に基づく水路断面の確保に向けた抜本的な改築や雨水幹線の新設、山崎ポンプ場の適切な維持管理、沈砂池におけるしゅんせつ、ポンプ施設の定期的な点検や補修及び改築、水路に設置されたスクリーンの日常的な清掃などの維持管理、開発等がなされる際に、雨水流出抑制に向けた調整池や雨水浸透ますの設置、透水性舗装の採用などの協議、山地における風倒木の処理や間伐などの森林保全など、各所管部局によって浸水対策に努めているところでございます。

高槻市が策定されている「総合雨水対策アクションプラン」をはじめ、総合的な雨水対策に係る計画の策定は、必要な手段や目標時期を体系的にまとめ、計画的に進めるには有効であるものの、本町のような小規模自治体は、国が自治体に任意に策定を求めるような数多くの計画に対して全て対応することは困難であり、計画づくりそのものに業務が集中し、事業そのものの推進にしろ寄せがおよびかねないことなどから、本町が同様の計画を策定することは課題が多く、本町といたしましては各部局で取り組んでおります雨水対策に注力して取り組んでまいるとともに、今後、国の動向を注視しながら、他の市町村の取組事例についても調査・研究し、判断してまいりたいと考えております。

続きまして、13点目の観光振興とにぎわいづくり推進に関わる事業についてでございます。

地域再生ビジョンにおきましては、地域の再生に活用すべき三大地域資源を「ひと資源」「地勢的資源」「歴史的資源」とし、このうち、ひと資源を起点とした観光振興に取り組むこととしております。このことから、本町で大活躍されております魅力ある人を発掘した上で、そこに地勢的資源や歴史的資源を組み合わせることで、まちの魅力を創出することを想定した事業を実施しております。

次に、サイン計画の内容でございますが、これまで設置されております観光案内板等の案内サインを見直し、地図機能といった機能的価値と町の魅力といった情緒的価値のバランスを検討し、イラストを中心とした会話が生まれる案内サインへとつくり替える内容となっております。

具体的には、これまで多くの文字情報を中心とした案内板にせず、イラストを中心に

作成することで、年齢や性別、国籍等にとらわれず、全ての方にまちの魅力を視覚的に感じていただだけ、不足する機能的価値につきましてはホームページや観光マップ等を組み合わせて情報を充実させることといたしました。なお、情緒的価値を高めながら、機能的価値についても考慮できるよう、適宜、契約内容の見直しを行っております。

次に、歴史文化資料館のサウンディング型市場調査につきましては、2事業者から御提案を頂戴しており、1事業者は、民間活力を生かした公共施設の管理運営などを行う業種で、残る1事業者は、土地や建物の賃貸やリノベーションなどを主に扱う業種となっております。

以上でございます。

すえおか議員 1点だけ手短かに。

ネットを使いにくい高齢者などがサイン計画について、ユニバーサルデザインに即したデザインになっているか、お聞きしたいと思います。

都市創造部長 観光案内板の改修については、年齢や性別、国籍等にとらわれず、全ての方にまちの魅力を視覚的に感じていただけるよう改修するものであり、本町の魅力や地域資源を案内するという点については、ユニバーサルデザインに即したものであると考えております。

不足する機能については、同じイラストを使用した観光マップ等の他の媒体で補えるよう、機能的価値の減少とならないように取り組むもので、……（質問時間終了のブザー音）……インターネットにアクセスが難しい方にとっても本町の魅力が伝わる媒体であると考えております。

以上でございます。

大久保議長 以上で、すえおか議員の大綱質疑を終わります。

引き続き、東田議員の発言を許します。

東田議員（登壇） 大変お疲れさまでございます。それでは、令和6年度、昨年1年間の歳入歳出決算の審査を行うに当たり、大綱質疑を行ってまいります。

令和6年は、1月1日に発生しました能登半島地震により多くの方がお亡くなりになられ、そして、翌1月2日夕刻には、羽田空港において、能登半島地震における被災地支援に向かう海上保安庁の航空機と日本航空機の衝突事故で、海上保安庁の職員5名がお亡くなりになられるという大変な1年の始まりとなりました。

本町からも職員の皆さんが被災者支援に向かわれ、大変な御苦勞をされたことだと思います。私自身も昨年8月に石川県珠洲市で復興支援ボランティアを行うとともに、現地を視察しましたが、倒壊した建物や分断された道路に自然災害の恐ろしさを痛感するとともに、災害発生時における動線の確保の重要性を改めて認識いたしました。

また、今なお続くロシア・ウクライナ戦争、イスラエルによるガザ侵攻など、各地での紛争により多くの民間人の方が犠牲になっています。この戦争の影響等により、食料品の価格や化石燃料が高騰し、電気代及びガス代が上がり、住民生活にも大きな打撃と

なって久しく、住民の皆さんの負担軽減が求められた年であったと言えます。

そのような中で行われた令和6年度の町政運営について、以下、通告に基づき大綱質疑を行ってまいります。

まず、1点目の自主財源の確保についてです。

歳入総額171億7,296万4,000円に対し、歳出総額は169億5,404万5,000円で歳入歳出差引額（形式収支）は2億1,891万9,000円の黒字決算となりました。自主財源である町民税は29億4,345万9,000円で、前年度に比べ7,165万8,000円、率にして2.5%の増となり、町民税個人分については前年度に比べ4,945万7,000円、率にして2.6%の減、町民税法人分については、一部法人の課税標準額の増などにより、前年度に比べ1億2,111万6,000円、率にして12.9%の増、また、固定資産税は21億2,470万9,000円で、前年度に比べ1億968万4,000円、率にして5.4%の増となっています。

この傾向についての見解をお伺いするとともに、企業誘致など新たな財源の確保についての取組はどのようなものだったのかお伺いします。

続いて、2番の建築物等の適正な高さ規定の検討についてお伺いします。

令和6年度に行った建築物等の適正な高さ規定に関する検討業務の中で、現状の把握や課題整理、地域分けの検討、住民、事業者、地権者を対象としたアンケート調査等を行われたと認識しています。課題の整理や調査の中で見えてきたことについて、説明をお願いいたします。

続いて、3番の景観計画についてお伺いします。

本町は令和5年6月1日に景観行政団体に移行し、10月1日より島本町景観計画を定めています。令和6年度は初めて通年を通し、景観計画に基づいたまちづくりが進められた1年となりましたが、取り組まれた内容が見えてきていないと感じています。取り組まれた内容等について、御説明をお願いいたします。

続いて、4番の自治会の負担軽減についてお伺いします。

自治会組織については地域によって差はあるものの、担い手不足、高齢化、参加者の減少等、様々な課題を抱えているのが現状です。本町だけではなく全国的な課題であると認識していますが、課題の解決は喫緊の課題であると言えます。これまでも自治会長連絡協議会等を通じ、課題の把握や負担軽減に取り組まれています。令和6年度において取り組まれた内容についてお伺いします。

続いて、5番の防犯カメラの設置についてお伺いします。

昨今、SNSやインターネット掲示板等を介した闇バイトなど、犯罪も多種多様化している現状の中で防犯意識の高まりから、防犯カメラの設置を望む声も増えてきているように感じています。本町では、平成28年より、自治会設置の街頭防犯カメラの設置費用を半分補助する制度の運用を開始していますが、設置台数は伸び悩んでいる印象を受けます。また、自治会の運営については課題を抱えている自治体も多く、負担軽減や支援策の検討に取り組まれています。令和6年度に行った課題の検討についてお伺いする

とともに、町内の防犯カメラの設置台数の推移についてお伺いいたします。

6番、地域防災計画についてお伺いします。

冒頭でも述べましたが、令和6年1月1日に起こった能登半島地震を受け、国からも多くの通達があり、情報の整理等されたと認識しています。今後、新たな地域防災計画が作成されますが、能登半島地震に関する通達の内容や本町の立地特性を踏まえ、どのような検討がされ、どのように反映されるのか、お伺いいたします。

続いて、7番の島本町公共施設総合管理計画についてお伺いします。

令和6年度の当初予算において、半坂広場の鑑定業務、教育センター跡地の測量及び鑑定業務が予算計上されていきました。島本町公共施設総合管理計画第3章、公共施設の管理に関する基本的な考え方、基本的な方針、財源の確保に記載されている「統廃合などにより廃止となった施設や、利用予定のない遊休地は、積極的に売却、賃貸などを進め、これにより得られた財源は、他の施設の新築・改修費や管理運営費などに充てる」ためのものですが、令和6年度においての取組の実績、進捗はどのようなものであったのか、お伺いいたします。

続いて、8番の困難女性支援法についてお伺いします。

令和6年4月1日より、困難女性支援法が施行されました。一番身近な窓口である基礎自治体として、法で規定されている女性相談支援については、現在の母子・父子自立支援員をひとり親家庭・女性支援員と変更し、兼務により設置されるなど取り組んでいただいています。新たに作成された第5期島本町地域福祉計画は、自殺対策計画、ひとり親家庭等自立促進計画、再犯防止推進計画、成年後見制度利用促進計画を包含したものとなっていますが、困難女性支援法についての内容はどのようなものか、お伺いいたします。

続いて、9番のみづまろキッズカリキュラムについてお伺いします。

令和3年から令和5年度まで3か年かけて作成されたみづまろキッズプランに基づき、みづまろキッズカリキュラムが令和6年度からスタートいたしました。子供たちの学びたい、遊びたいという気持ちを大切にしながら、自己表現力、課題探求力、社会参画力といった見えない学力の育成に取り組んでいただいたと思いますが、取組の効果の検証についてはどのように具体化をされたのか。効果の検証を生かし、よりよいものにしていくためには事業の見える化は必須項目であると認識していますが、見解をお伺いいたします。

10番のいじめ防止対策についてお伺いします。

令和6年度島本町教育委員会点検・評価結果報告書に記載されているいじめ防止等基本方針に基づいた取組で、「定例校長会や生活指導連絡協議会を通じて、いじめの積極的な認知を周知した結果、認知件数が大幅に増加した。」とあります。積極的な認知とは具体的にはどのようなものか、いじめとして認知し、カウントした件数や内容は例年と比べどうなのか、御説明願います。

11番の待機児童対策についてお伺いします。

待機児童につきましては、平成30年11月に作成した島本町保育基盤加速化整備方針に基づき、施設整備を進めてこられた結果、令和3年4月に開所いたしました。しかしながら、人口が増加傾向にある中、令和6年度において待機児童が発生、本年においても待機児童の発生が危惧されています。令和6年度に行った児童数の推移の把握の状況と手法、また、検討された対策の内容についてお伺いいたします。

続いて、12番の下水道未整備区域の状況についてお伺いいたします。

J R 島本駅西側を区域一体で開発したことにより、第三小学校も下水道が接続され、マンホールトイレの設置が可能となり、これにより、開発区域内だけではなく、周辺住民の方々にとっても災害時において利用が可能となり、安全・安心なまちづくりに寄与するものとなりました。

また、これまで多くの要望がある中、整備の進まなかった桜井四丁目、御所ノ内地域の下水道整備についても見通しが立ったものと考えますが、令和6年度においての下水道未整備区域の整備について、どのような取組、検討がされたのか、お伺いいたします。

以上です。

総務部長 それでは、東田議員の大綱質疑のうち、総務部所管分について御答弁申し上げます。

1 点目の自主財源の確保についてでございます。

御指摘のとおり、令和6年度の町税は、定額減税があったことから、町民税個人分は減少したものの、一部法人の業績等により町民税法人分が増となったほか、J R 島本駅西土地地区画整理事業に伴い、固定資産税が増加しております。町民税法人分につきましては、企業の業績等に左右されることから、その傾向を予測することは困難ですが、町内の開発が進み、人口が増加している間は、町民税個人分及び固定資産税については増加傾向になるものと考えております。

自主財源の確保策としましては、前年度に引き続いての企業版ふるさと納税の確保に向けての町内企業への働きかけ、ふるさと島本応援寄付金獲得に向けてのポータルサイトの拡充、基金の債券運用、ホームページ・広報誌への広告掲載などを行いました。新たな策としては、青葉二丁目地内のやまぶき園跡地である町有地を、境界確定作業を進めながらも貸付けを行い、賃借料収入を得ております。また、令和6年度から2か年をかけ、百山地区における土地利用の検討と都市計画の変更に係る事務に着手し、企業を受け入れるための条件整備を進めております。

続きまして、5点目の防犯カメラの設置についてでございます。

平成28年度から実施しております島本町自治会街頭防犯カメラ設置事業に対する自治会からの要望につきましては、これまでも当該事業により設置したものが老朽化により更新する際も補助金活用ができるようにすることや、1自治会当たりの補助可能な上限台数を緩和してほしいなどの要望があり、補助要綱を改正し、それぞれ対応したところ

でございます。

令和6年度につきましては、本制度に対する自治会からの要望はございませんでしたが、本年5月に実施されました自治会長連絡協議会において、本制度の説明を実施した際に、ランニングコストなどの維持管理費についても補助金の対象とならないか、補助金申請に係る書類を簡便にできないかなどの御意見がございました。多くの自治体でも、本町と同様の補助制度で運用されているケースが大半であり、維持管理費用についての補助は現状難しいものと考えておりますが、申請手続書類については、より簡便になるよう見直す方向で検討しているところでございます。

次に、本補助制度を活用し、設置された防犯カメラの推移でございますが、平成28年度が9台、平成29年度が3台、平成30年度が3台、令和元年度が4台、令和2年度は3台、令和3年度が1台、令和4年度が2台、令和5年度が1台、令和6年度が1台、従前の補助制度を活用し設置されたものが21台、よって、自治会により設置管理されている防犯カメラは48台でございます。

続きまして、6点目の地域防災計画についてでございます。

令和6年1月1日に発生した能登半島地震を受けて、国など新たな災害対策が示され、全国の自治体でその教訓を生かした地域防災計画の見直しが進められています。

本町でも、大阪府による地震の被害想定算出に合わせ、地域防災計画の改定を令和8年度に予定しております。能登半島地震では、断水によるトイレの衛生環境の確保などの避難所の環境改善や、長期避難者への健康サポート、必要な物資調達のシステム化、生活再建のための速やかな家屋被害認定調査や罹災証明の発行など多くの課題が挙げられており、それらを踏まえ、地域防災計画を見直してまいりたいと考えております。

続きまして、7点目の公共施設総合管理計画についてでございます。

令和6年度における公共施設の統廃合により廃止した施設や利用予定のない遊休地の取組実績及び進捗状況といたしまして、半坂広場につきましては、測量業務を進めておりましたが、隣地の登記情報等を確認したところ、半坂広場の東側の一部の隣地において町が実質的に管理している道路ではあるものの、登記上、寄附予定地との位置づけがなされたまま以降、事務が進められておらず、町の所有となっていない土地があることが判明いたしました。当該土地の所有権移転登記を行うに当たって、登記上の所有者の法定相続人と協議などを行うよう事務を進めたものの、連絡が取れない法定相続人がいるなどの問題が生じ、土地境界確定、地積更正業務の履行が困難な状況に至りました。今後につきましては、顧問弁護士と連携し、法令に適合した処理方法の検討など、本件土地の所有権移転登記を行えるよう事務を進めてまいりたいと考えております。

旧教育センターにつきましては、測量業務を実施し、境界確定及び登記業務が完了しておりますが、現在、新庁舎建設工事のため倉庫が不足していることから、物品等の保管場所として活用しております。

やまぶき園跡地につきましては、昨年度から測量業務を実施しておりますが、隣地所

有者との境界確定等に時間を要し、令和6年度内に完了しないため、翌年度に繰り越ししていることから、引き続き測量業務を進めております。当該土地については、歳入確保の観点から、境界確定等の事務を進めながらも付近の建設施工会社に駐車場として貸付けを行うことで、賃借料を収入することができております。

今後も引き続き、遊休地の売却、貸付けを積極的に行うとともに、自主財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

都市創造部長 続きまして、都市創造部所管分につきまして御答弁申し上げます。

2点目の建築物等の適正な高さ規定の検討についてでございます。

初年度の令和5年度におきましては、主な業務として課題の抽出を行い、具体的には、「地域の特性に応じた地域分けの検討」「空間的要素と人的要素の総合的な把握・検討」「高さ制限を実施する政策目的の明確化」「高さに係る多面的な観点から詳細な検討」の必要性を挙げたところでございます。

そのため、令和6年度におきましては、景観計画、用途地域、都市計画マスタープランなどに基づき、アンケート調査用の地域分けを行い、「新たな高さ制限の導入意向」「新たな高さ制限の導入目的」や「許容できる高さ制限の内容」などの御認識を、住民、事業所、地権者の皆様に御確認させていただいたところでございます。

アンケート調査の概要といたしましては、「新たな高さ制限の導入意向」として、事業所、地権者、住民の約4分の3の方が「新たな高さ制限を導入すべき」と回答いただいております。「新たな高さ制限の導入目的」といたしましては、住民の皆様の回答として、「住環境や景観の保全のため」と回答する方が多くなっております。「許容できる高さ制限の内容」につきましては、事業所、地権者の皆様の回答として、「周辺の建物や現状の建物の高さまでであれば許容できる」という意見が7割程度となっております。

こうした課題やアンケート結果に加え、令和7年度に実施いたしますワークショップやパブリックコメントにおける御意見等を踏まえ、報告書を取りまとめてまいりたいと考えております。

続きまして、3点目の景観計画についてでございます。

景観行政団体に移行しました令和5年6月1日から9月30日までは大阪府景観計画に基づいた指導を行っていましたが、10月1日以降は島本町景観計画に基づき指導を行っているところでございます。

具体的な指導内容につきましては、町域内における一定規模以上の建築物や工作物の新築などや開発行為を行う場合には、景観計画区域行為届出書の提出を求めています。景観計画区域行為届出書等の処理実績といたしましては、令和5年度が4件で、令和6年度は10件となっております。

また、景観の形成に関し、専門的な知識及び経験を有する者を景観アドバイザーとし

て設置しており、景観計画区域行為届出の事前協議などの際には、必要に応じて景観アドバイザー会議を開催し、指導及び助言を申請者に行っており、開催実績といたしましては、令和5年度がゼロ件でしたが、令和6年度は2件となっております。

さらに、各年度の実績報告や景観計画等の改定、景観形成基準に適合しない行為の審議等必要に応じて景観審議会を開催することといたしております。景観審議会の開催実績といたしましては、令和5年度は対面形式で1回、令和6年は書面形式で1回、各年度の実績報告等を主な議題として開催いたしております。

今後につきましても、本町の景観計画に基づく指導を行うことにより、地域の魅力向上につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

総合政策部長 続きまして、総合政策部所管分につきまして御答弁申し上げます。

4点目の自治会の負担軽減についてでございます。

令和6年度におきましては、自治会長連絡協議会との意見交換等を踏まえ、令和6年5月の同協議会総会において、各地域から選出する地域代表者を「8名」から「8名以内」に改め、選出が困難な場合でも柔軟に対応できるようにしたほか、協議会の運営経費を補助金から町の直接執行に改め、会計及び会計監査の職を廃止するなど、従前の活動内容を維持しつつ、運営に係る役員負担の軽減を図りました。また、過去から取り組んできた充て職の見直しのほか、自治会内での配布物の周知方法や募金活動の在り方について整理した内容を基に、「自治会活動の手引き」を改訂し、各自治会長に総会時に配布いたしました。

さらに、解散の危機に瀕している自治会が、今後も地域の自治組織として、活動を継続していただくため、解散の危機にある自治会と意見交換を行い、自治会の認定要件基準を改正いたしました。

具体の改正内容につきましては、従前、自治会の認定要件基準は町が補助金を交付する自治会要件を規定するのみでしたが、町の経済的支援がない代わりに負担感のない「連携対象自治会」の区分を新設したものでございます。その結果、解散を検討していた1自治会が補助対象自治体から連携対象自治会へ移行され、令和7年度に入ってからこれまで自治会のなかったマンション住宅で新たに連携対象自治会が発足するなど、一定の効果があったものと考えております。

私からは以上でございます。

健康福祉部長 続きまして、健康福祉部所管分につきまして御答弁申し上げます。

8点目の困難女性支援法についてでございます。

本町では、困難女性支援法の施行を踏まえ、令和6年4月から、福祉事務所配置の母子・父子自立支援員の名称を変更して、ひとり親家庭・女性支援員とし、独り親家庭やDV被害者のほか、困難な問題を抱える女性への相談支援も行っているところです。

令和7年3月に策定した第5期地域福祉計画では、それを踏まえ、包括的な相談支援

体制の構築の項目のうち、専門的な相談支援の充実の主な取組として、独り親、DV被害者、困難な問題を抱える女性への相談支援、ひとり親家庭・女性支援員の配置を記載しております。また、誰一人取り残さない支援・サービスの充実の項目においては、さまざまな課題を抱える人への支援の主な取組として、困難な問題を抱える女性等への支援を記載しております。

私からは以上でございます。

教育こども部長 続きまして、教育こども部所管分につきまして御答弁申し上げます。

9点目のみづまるキッズカリキュラムについてでございます。

みづまるキッズカリキュラムの取組効果の検証につきましては、児童生徒を対象にしたみづまるキッズアンケート、全国学力学習状況調査児童質問紙及び大阪府すくすくウォッチ児童アンケートを通じて、各校の課題を把握し、学年ごとにグラフにまとめ、現状の効果検証を行いました。

課題として、学年ごとの違いはありますが、自己表現力や課題探求力に課題が見られる等が確認されたため、このアンケート結果を小中一貫教育推進協議会の取組会議において共有し、具体的な課題の分析や事業改善の検討を行っているところでございます。

いずれにいたしましても、今後につきましても、児童生徒のアンケート結果から現状把握し、課題に正対した取組を検討し、カリキュラムの充実と改善に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、10点目のいじめ防止対策についてでございます。

いじめの積極的な認知とは、いじめの定義も踏まえ、「好意から行ったが意図せず相手を傷つけた場合」等もいじめとして認知することでございます。直近3年間の認知件数の推移といたしましては、小学校では、令和4年度は19件、令和5年度は72件、令和6年度は151件となっており、中学校では、令和4年度は3件、令和5年度は63件、令和6年度は75件であり、小中学校ともに増加いたしております。これは、令和5年4月に島本町いじめ防止等基本方針を改定し、新たな報告様式を追加したことや、教職員がいじめの可能性を疑い、丁寧に児童生徒の声を聞き、対応してきた結果であると認識いたしております。

いずれにいたしましても、積極的な認知を行うことで、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要だと認識いたしております。

続きまして、11点目の待機児童対策についてでございます。

令和6年度に行った児童数等の推移に係る試算につきましては、今後予定されている総戸数50戸以上の開発について、過去の同規模の開発における人口動態や出生数等の状況を基に算出したところでございます。

算出したしました今後の人口推計を踏まえ、保育の受皿確保策として、JR島本駅西地区集合住宅内に整備予定であった地域子育て支援拠点について、小規模保育事業所に

方針転換を行うとともに、第一幼稚園において3年保育、開園時間の延長及び給食の提供による機能の拡充を図り、保育を必要とされる世帯の皆様の選択肢の一つとしていただけるよう検討を進めてきたところでございます。

また、山崎幼稚園におかれましては、認定こども園をはじめとする新制度施設への移行を検討されるに当たりまして、本町にも御相談をいただき、同園からの求めに応じる形で、本町における今後の保育需要の見通しをお示しするとともに、様々な助言をさせていただき、今般、令和8年4月を予定時期として認定こども園に移行されることを正式に決定されたところでございます。

今後につきましても、町内の既存施設を最大限活用することができるよう、民間事業者とも十分な協議を重ね、引き続き待機児童の解消及び発生の抑制に様々な対策を検討し講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

上下水道部長 最後に、上下水道部所管分につきまして御答弁申し上げます。

12点目の下水道未整備区域の状況についてでございます。

令和6年度における下水道未整備区域についての取組状況につきましては、桜井四丁目の御所ノ内地域や桜井五丁目の向陽ヶ丘地域への汚水整備に向け、現在の淀川右岸流域関連公共下水道事業計画の計画期間が令和8年3月31日までとなっており、事業の連続性の観点から計画期間の延伸及び整備区域の拡大を行うため、大阪府との事前協議を行いました。

引き続き、令和8年度からの事業着手に向けまして、都市計画法及び下水道法に基づく事業計画の変更に向け、大阪府との協議を行いながら、関係法令に必要な手続の完了に向けまして、事務を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

大久保議長 以上で、東田議員の大綱質疑を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議は、議事の都合により、これをもって延会とし、明日9月5日午前10時から再開したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とし、次会は明日9月5日午前10時から会議を開くことに決定いたしました。

本日は、これをもって延会といたします。

長時間にわたり、大変御苦勞さまでございました。

(午後4時49分 延会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

一 般 質 問

中 田 議 員 1. 地球温暖化対策について

2. 政策議論における数字エビデンスの重要性について

第 7 号報告 令和 6 年度島本町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

第 8 号報告 令和 6 年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結果報告について

第 5 3 号議案 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

第 5 4 号議案 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

第 5 5 号議案 大字東大寺財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて

第 5 6 号議案 島本町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の制定について

第 5 7 号議案 島本町立幼稚園設置条例及び島本町特定教育・保育施設及び特定地域
型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について

第 5 8 号議案 令和 7 年度島本町一般会計補正予算（第 4 号）

第 5 9 号議案 令和 7 年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

第 6 0 号議案 令和 7 年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

第 6 1 号議案 令和 7 年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

第 6 2 号議案 令和 7 年度島本町大字桜井財産区特別会計補正予算（第 1 号）

第 6 3 号議案 令和 6 年度島本町水道事業剰余金の処分について

第 6 4 号議案 令和 6 年度島本町下水道事業剰余金の処分について

第 1 号認定 令和 6 年度島本町一般会計歳入歳出決算

第 2 号認定 令和 6 年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算

第 3 号認定 令和 6 年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

第 4 号認定 令和 6 年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

第 5 号認定 令和 6 年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算

第 6 号認定 令和 6 年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算

第 7 号認定 令和 6 年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算

第 8 号認定 令和 6 年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算

第 9 号認定 令和 6 年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算

第 1 0 号認定 令和 6 年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算

第 1 1 号認定 令和 6 年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算

第 1 2 号認定 令和 6 年度島本町水道事業会計決算

第 1 3 号認定 令和 6 年度島本町下水道事業会計決算

令和 7 年

島 本 町 議 会 9 月 定 例 会 議 会 議 録

第 3 号

令 和 7 年 9 月 5 日 (金)

島本町議会 9 月定例会議 会議録（第 3 号）

年 月 日 令和 7 年 9 月 5 日（金）

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり 14 人である。

1 番	ナカジマ 洵智	2 番	大久保 たかゆき	3 番	すえおか 友行
4 番	月足 まさや	5 番	河 上 り さ	6 番	東 田 まさき
7 番	清 水 貞 治	8 番	福 嶋 保 雄	9 番	山 口 博 好
10 番	西 山 ようこ	11 番	中 田 みどり	12 番	永 山 優 子
13 番	川 嶋 玲 子	14 番	野 口 日 利 美		

地方自治法第 121 条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長 山 田 紘 平 副 町 長 石 原 誠 之 教 育 長 横 山 寛

総 合 政 策 長 北 河 浩 紀 総 務 部 長 川 畑 幸 也 健 康 福 祉 長 原 山 郁 子
部

都 市 創 造 長 名 越 誠 治 上 下 水 道 長 近 藤 治 彦 消 防 長 三 浦 毅
部

教 育 こ ど も 長 岡 本 泰 三 会 計 管 理 者 杣 木 利 徳
部

本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長 多 田 昌 人 書 記 村 田 健 一

令和 7 年島本町議会 9 月定例会議議事日程

議事日程第 3 号

令和 7 年 9 月 5 日（金）午前 10 時開議

日程第 1	第 63 号議案	令和 6 年度島本町水道事業剰余金の処分について
	案 64 号議案	令和 6 年度島本町下水道事業剰余金の処分について
	第 1 号認定	令和 6 年度島本町一般会計歳入歳出決算
	第 2 号認定	令和 6 年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算
	第 3 号認定	令和 6 年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
	第 4 号認定	令和 6 年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
	第 5 号認定	令和 6 年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
	第 6 号認定	令和 6 年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算
	第 7 号認定	令和 6 年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算
	第 8 号認定	令和 6 年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算
	第 9 号認定	令和 6 年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算
	第 10 号認定	令和 6 年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算
	第 11 号認定	令和 6 年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算
	第 12 号認定	令和 6 年度島本町水道事業会計決算
	第 13 号認定	令和 6 年度島本町下水道事業会計決算

(午前10時00分 開議)

大久保議長 おはようございます。昨日に引き続き、大変御苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員数は14名で全員出席であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

日程第1、第63号議案 令和6年度島本町水道事業剰余金の処分についてから第13号認定 令和6年度島本町下水道事業会計決算までの15件を一括議題とし、大綱質疑を継続いたします。

それでは、河上議員の発言を許します。

河上議員（登壇） 2025年9月議会、日本共産党、令和6年度歳入歳出決算審査について大綱質疑を行います。

地方自治法は、地方自治体の役割について、住民の福祉の増進とうたっております。その観点から、順次お聞きいたします。

まず1点目、事務事業成果報告書149ページの奨学金の貸付の項について伺います。

経済的な理由で就学困難で奨学金の申請をしていた方があります。この制度は、高校進学に際しての奨学金でしたが、高校授業料無償化が進むため、この制度は廃止になると伺いました。今、学生のほとんどは高校卒業後、大学あるいは専門学校などに進学するようになっています。

今ある奨学金制度が利用されてきたということは、経済的な理由で高校卒業後の進路選択が狭められている学生がいるということだと思われます。この制度は廃止ではなく対象を変えて存続すべきではないでしょうか。

続きまして、事務事業成果報告書149ページの就学援助について伺います。

要保護及び準要保護児童・生徒並びに支援学級就学奨励費対象児童・生徒への援助費について、小学校では173人、中学校では96人が利用されています。この援助費のうち、入学に関する準備金ですが、3月末に支給されていると伺いました。これに関して、3月末では必要な時期をとうに過ぎての支給となり立替えが負担である、もう少し早く支給されないものかという声がありますが、支給の時期について時期を早めるなどの対応は可能でしょうか、お聞かせください。

事務事業成果報告書153ページ、問題行動等について伺います。

記載にあります暴力行為といじめの発生件数について、暴力に関しては、小学校では、令和4年は7件、令和5年は17件、令和6年は23件、中学校では、令和4年は3件、令和5年は8件、令和6年は22件、いじめに関しては、小学校で、令和4年は19件、令和5年は72件、令和6年は151件、中学校では、令和4年は3件、令和5年は63件、令和6年は75件とどれも増加しています。

暴力においては、中学校ではこの1年で約3倍、いじめにおいては小学校で約2倍へと激増しています。一体どのようなことがあり、このような状況になったのでしょうか。

また、これに対しての対応などはどのように考えているのか、お聞かせください。

続きまして、事務事業成果報告書153ページ、長期欠席児童・生徒の状況について伺います。

このうち不登校児童について、令和4年、令和5年、令和6年と比べて、小学校では、14件ずつ増えています。中学校では、令和4年から5年では2件増だったのに対して、令和5年から6年にかけて17件増えています。一体どのようなことがあり、このような状況になったのでしょうか。また、これに対しての対応などはどのように考えているのか、お聞かせください。

続きまして、事務事業成果報告書154ページ、小中学校の学級定員について伺います。

小学校の35人以下学級は実現しましたが、中学校はいまだ40人以下学級で、第二中学校の2年生は160人の4学級、1クラス40人、ここに10名の支援学級生徒が加わっております。中学校の35人学級の実現に向けてどのように取り組まれるのか、教えてください。

最後に、事務事業成果報告書156ページ、保育所・認定こども園での定員を超えた入所率について伺います。

令和7年4月1日現在で、3か所の保育所・こども園で100%を超えた入所率になっています。今後も弾力的運用を考えられているようですが、在園時の園での生活が安心・安全で落ち着いたものになるためには、弾力的運用に問題があるように考えます。子供たちの成長に大きな影響を与えるこの運用の仕方についてどのように考えるのか、お聞かせください。

以上6点、令和6年度歳入歳出決算審査についての大綱質疑を終わります。

教育こども部長 おはようございます。それでは、河上議員の大綱質疑について、御答弁申し上げます。

1点目の奨学金の貸与についてでございます。

本町の奨学金制度につきましては、公立又は私立の高等学校又は高等専門学校に進学する者に対し、就学支度資金及び就学資金をそれぞれ一定額貸与する内容となっておりますが、現行制度については、これまでの貸与実績や府内自治体における制度内容、国や大阪府が実施する高校授業料の無償化制度に加え、公立私立ともに就学に必要な制服や教材費など、無利子で貸付けを行っております大阪府育英会の利用状況などを踏まえますと、一定の役割を果たしたものと考えております。

また、大学等に進学する者に対しては、独立行政法人日本学生支援機構などが実施している様々な奨学金制度もありますことから、現時点で制度創設の予定はございませんが、先進自治体の取組については今後も継続して情報資料収集を継続してまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の就学援助についてでございます。

本町の就学援助につきましては、経済的な理由により児童生徒の就学にお困りの保護

者を対象に、学用品費などの援助を行っております。援助費の支給時期につきましては援助費目により異なっており、小学校及び中学校に係る入学準備金については、毎年3月末に支給している状況でございます。今後の支給時期につきましては、調査研究し、必要に応じて検討してまいります。

続きまして、3点目の問題行動についてでございます。

令和5年4月に「島本町いじめ防止等基本方針」を改定し、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握できるよう、積極的な認知を行うよう各学校に指示しております。このため、令和5年度からいじめの認知件数が大幅に増加しておりますが、これは、教職員がいじめの可能性を疑い、丁寧に児童生徒の声を聞き対応してきた結果であると認識しており、肯定的に捉えております。このことに付随して、暴力行為の件数についても、丁寧に積極的な認知が行われたため、ごく小さなものであっても各学校が件数として計上いたしましたことにより増加したものでございます。

いずれにいたしましても、積極的な認知を行うことで、初期段階の問題行動について学校が組織として把握し、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要だと認識いたしております。

続きまして、4点目の長期欠席児童・生徒についてでございます。

長期欠席児童・生徒数については、文部科学省の調査結果からも、全国的に増加傾向にあり、本町も同様の状況でございます。近年の傾向として、学校内外での対人関係の困難や無気力、漠然とした不安感が不登校につながるケースとして増加しております。インターネットやスマートフォンなどの普及が児童生徒の興味関心や生活スタイルに影響を与えるとともに、成長過程におけるコミュニケーション不足もその要因として挙げられます。

また、これまでの状況から、児童生徒が一度不登校の状態になると、なかなか教室復帰が難しい現状がございますため、数値としては増加していく傾向になっております。さらに、起立性調節障害等の診断数の増加に加え、精神的ストレスや発達特性への理解が進んでいることも増加要因の一つと認識いたしております。

不登校児童・生徒支援の取組につきましては、令和5年度から第二中学校において、大阪府の不登校等対策支援事業による教育支援員の配置をいただき、校内教育支援ルームにて不登校生徒の支援を行っております。また、各学校におきましては、教室以外の居場所の確保や家庭訪問等の児童生徒に応じた対策を講じるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携した支援を行っております。本町の教育センターにおきましても、不登校児童生徒が平日に通うことができる自立支援教室パコを設置し、居場所づくりや学習支援を行っているところでございます。

このような取組につきましては、短期間で効果が現れるものではないものと認識しており、今後とも本課題に対しては様々な方面、方策からのアプローチを粘り強く続けてまいりたいと考えております。

今後につきましても、現在不登校である児童生徒への支援とともに、新規不登校者数を増加させないよう、児童生徒を主体とした学校づくりをはじめとする取組を推進してまいります。

続きまして、5点目の小中学校の学級定員についてでございます。

中学校における35人学級につきましては、本年6月13日に閣議決定された骨太の方針において、令和8年度からの導入実現を目指すことが明記されましたが、具体的なスケジュールはまだ示されておりません。

本町といたしましても国からの実施の方向性が示され、具体的な通知を受けた際には、学校とも連携を密にし、遅滞なく対応してまいりたいと考えております。

続きまして、6点目の保育所・認定こども園の定員と入所率についてでございます。

保育施設につきましては、同じ認可定員であっても保育室等の面積は各施設の考えにより異なっているため、同じ充足率であっても児童1人当たりの面積は異なっておりますことから、充足率が100%を超過する、いわゆる弾力的運用を実施することが直ちに保育環境や内容に影響を及ぼすものではないと考えております。

また、弾力的運用の活用に当たっては、本町と事業者において丁寧な協議を行い、両者において保育の質を損なわないと判断した範囲内で実施いたしております。

今後におきましても、子供たちの健全な成長を促していけるよう、民間事業者とも丁寧な協議を行い、適切な保育の提供に努めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

大久保議長 以上で、河上議員の大綱質疑を終わります。

以上をもちまして、会派代表並びに会派に所属しない議員による大綱質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

(午前10時13分～午前10時14分まで休憩)

大久保議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております第63号議案及び第64号議案並びに第1号認定から第13号認定までの15件については、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

大久保議長 暫時休憩します。

(午前10時15分～午前10時16分まで休憩)

大久保議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 御異議なしと認めます。

よって、第63号議案及び第64号議案並びに第1号認定から第13号認定までの15件については、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

(午前10時17分～午前10時40分まで休憩)

大久保議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまから委員会の日程を職員から報告させます。

議会事務局長 それでは、委員会の日程について御報告いたします。

総務建設水道常任委員会は9月10日(水曜日)、9月11日(木曜日)、9月12日(金曜日)。民生教育消防常任委員会は9月17日(水曜日)、9月18日(木曜日)、9月19日(金曜日)。開議時間は、いずれも午前10時でございます。

以上でございます。

大久保議長 お聞きのとおりでございます。委員各位におかれましては、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

お諮りいたします。

委員会審査のために、明日から9月29日までを休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 御異議なしと認めます。

よって、明日から9月29日までを休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもちまして、散会といたします。

次会は9月30日午前10時から会議を開きます。

本日は大変御苦労さまでございました。

(午前10時41分 散会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

- 第 6 3 号議案 令和 6 年度島本町水道事業剰余金の処分について
- 第 6 4 号議案 令和 6 年度島本町下水道事業剰余金の処分について
- 第 1 号認定 令和 6 年度島本町一般会計歳入歳出決算
- 第 2 号認定 令和 6 年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 第 3 号認定 令和 6 年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 第 4 号認定 令和 6 年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 第 5 号認定 令和 6 年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- 第 6 号認定 令和 6 年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算
- 第 7 号認定 令和 6 年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算
- 第 8 号認定 令和 6 年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算
- 第 9 号認定 令和 6 年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算
- 第 1 0 号認定 令和 6 年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算
- 第 1 1 号認定 令和 6 年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算
- 第 1 2 号認定 令和 6 年度島本町水道事業会計決算
- 第 1 3 号認定 令和 6 年度島本町下水道事業会計決算

令和 7 年

島 本 町 議 会 9 月 定 例 会 議 会 議 録

第 4 号

令 和 7 年 9 月 3 0 日 (火)

島本町議会 9 月定例会議 会議録（第 4 号）

年 月 日 令和 7 年 9 月 3 0 日（火）

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり 13 人である。

1 番	ナカジマ 洵智	2 番	大久保 たかゆき	3 番	すえおか 友行
4 番	月足 まさや	5 番	河 上 り さ	6 番	東 田 まさき
7 番	清 水 貞 治	8 番	福 嶋 保 雄	10 番	西 山 ようこ
11 番	中 田 みどり	12 番	永 山 優 子	13 番	川 嶋 玲 子
14 番	野 口 日利美				

地方自治法第 121 条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	山 田 紘平	副 町 長	石 原 誠之	教 育 長	横 山 寛
総 合 政 策 部 長	北 河 浩 紀	総 務 部 長	川 畑 幸也	健 康 福 祉 部 長	原 山 郁 子
都 市 創 造 部 長	名 越 誠 治	上 下 水 道 部 長	近 藤 治 彦	消 防 長	三 浦 毅
教 育 こ ど も 部 長	岡 本 泰 三	会 計 管 理 者	柚 木 利 徳		

本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長 多 田 昌 人 書 記 村 田 健 一

令和 7 年島本町議会 9 月定例会議議事日程

議事日程第 4 号

令和 7 年 9 月 3 0 日（火）午前 1 0 時開議

- 日程第 1 第 5 6 号議案 島本町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 5 7 号議案 島本町立幼稚園設置条例及び島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について
- 第 6 3 号議案 令和 6 年度島本町水道事業剰余金の処分について
- 案 6 4 号議案 令和 6 年度島本町下水道事業剰余金の処分について
- 第 1 号認定 令和 6 年度島本町一般会計歳入歳出決算
- 第 2 号認定 令和 6 年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 第 3 号認定 令和 6 年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 第 4 号認定 令和 6 年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 第 5 号認定 令和 6 年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- 第 6 号認定 令和 6 年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算
- 第 7 号認定 令和 6 年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算
- 第 8 号認定 令和 6 年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算
- 第 9 号認定 令和 6 年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算
- 第 1 0 号認定 令和 6 年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算
- 第 1 1 号認定 令和 6 年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算
- 第 1 2 号認定 令和 6 年度島本町水道事業会計決算
- 第 1 3 号認定 令和 6 年度島本町下水道事業会計決算
- 日程第 2 第 6 5 号議案 議員の派遣について
- 日程第 3 第 6 6 号議案 令和 7 年度島本町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 4 第 6 7 号議案 令和 7 年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

(午前10時00分 開会)

大久保議長 おはようございます。

公私何かとお忙しい中、御参集いただきまして、大変御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。

議員定数の半数以上に達しております。

よって、これより本日の会議を開きます。

本日の不参加者の氏名を職員に報告させます。

議会事務局長 おはようございます。

9番、山口議員から体調不良のため欠席する旨の連絡がございましたので、御報告いたします。

以上でございます。

大久保議長 傍聴される方におかれましては、スマートフォンなどは電源をお切りいただくか、マナーモードにして音が出ないようにしていただき、使用は控えていただきますよう、また、どうしても使用しなければならない場合は、この議場内のモニターの映像をテスト放送している議会ロビーで使用していただきますようお願い申し上げます。

なお、テスト放送を行っている映像につきましては、ユーチューブにより試行的にライブ配信をしており、カメラの角度によっては、傍聴席が映る場合がありますので、御了承ください。

それでは、本日の議事に入ります。

議案等につきましては、お手元に配付しておきましたから御了承願っておきます。

日程第1、第56号議案 島本町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてから、第13号認定 令和6年度島本町下水道事業会計決算までの17件を一括議題といたします。

なお、本案17件につきましては、去る9月4日及び5日の本会議において、所管の各常任委員会に付託していたもので、既に審査が終了しております。よって、これより各委員長の報告を求めます。

それでは、まず、総務建設水道常任委員会委員長の報告を求めます。

中田委員長（登壇） それでは、総務建設水道常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る9月5日の本会議において、本委員会に付託されました第63号議案 令和6年度島本町水道事業剰余金の処分について外11件について、9月10日及び11日に委員会を開催し、審査を行いました。

審査の経過でございますが、付託案件12件を一括議題として、所管部局ごとに審査を行いました。また、付託案件については、既に本会議において説明されたところではございますが、委員会審査の万全を期するため、執行部から補足説明を求め、審査を実施したところです。

こうした審査経過を経まして、9月11日に討論、採決を行いました。

採決の結果、付託された案件については、全て全員賛成で可決、認定すべきものと決定いたしました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日、会議録を御覧いただきたいと思います。

以上をもって、委員会審査についての委員長報告といたします。

大久保議長 次に、民生教育消防常任委員会委員長の報告を求めます。

福嶋委員長（登壇） それでは、民生教育消防常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る9月4日及び5日の本会議において、本委員会に付託されました第56号議案 島本町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について外5件について、9月17日、18日及び19日に委員会を開催し、審査を行いました。

審査の経過でございますが、付託案件6件を一括議題として、所管部局ごとに審査を行いました。また、付託案件については、既に本会議において説明されたところではございますが、委員会審査の万全を期するため、執行部からの補足説明を求め、審査を実施したところです。

こうした審査経過を経まして、9月19日に討論、採決を行いました。

採決の結果、付託案件のうち、第1号認定 令和6年度島本町一般会計歳入歳出決算（所管分）は、賛成多数で可決、認定すべきもの、そのほかの5件につきましては、全員賛成で認定すべきものと決定いたしました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日、会議録を御覧いただきたいと思います。

以上をもって、委員会審査についての委員長報告といたします。

大久保議長 これより委員長報告に対する質疑を行います。審議が円滑に行われるということと、委員会の意思の安定という原則がありますので、当該委員会所属の各委員の質疑は差し控えていただきます。

それでは、本件17件の各常任委員会の委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、第56号議案から順次、討論・採決を行います。

なお、第7号認定から第11号認定までの各財産区特別会計の5件は一括討論、一括採決といたしますので、あらかじめ御了承願っておきます。

それでは、第56号議案 島本町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

河上議員 一時保育事業、一時預かりの制度は、事務事業成果報告書160、161ページで示されているように、既に現状、山崎保育園、里山認定こども園、認定こども園ゆいの詩

で実施されています。

私的利用が、現に一定受入れも見られます。月10時間慣れない中で、2時間子供にとっても、保育士にとっても、負担が大きくなるものと懸念いたします。果たして、それが保育と言えるのであろうかと、子供は荷物でないと申し上げて、反対の討論いたします。

大久保議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

永山議員 第56号議案 島本町乳幼児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、人びとの新しい歩みを代表して、賛成の立場から討論いたします。

本条例は、国が進めるこども未来戦略に基づいて、新たに創設されることとなった、いわゆるこども誰でも通園制度実施のための条例です。

事業実施に先立って、既に一時預かり事業を先行して行っている自治体もあり、島本町でも、一時保育、一時預かりなど、類似した先行事業が進められており、一定のニーズに答えてきたという現状はあります。そのことから、こども誰でも通園制度が導入されたからといって、これまでと劇的に状況が変化することはありません。それどころか、かえって新たな事業実施は、本町の保育事業にとって、事業者にとって負担をかける側面があることが、事業者向けのアンケートからも見えてきました。

また、島本町は、つい最近も子育て世代の転入が目覚ましいと新聞で報道されており、利用ニーズが高まることが予測され、現状よりも、ますます保育需要は逼迫する可能性があると考えられます。こうした状況を踏まえると、事業者との実施に向けて、共に体制を整えるように努めていただく必要があると考えます。

これらの事情がある中でも、こども誰でも通園制度には、国の事業として、子育てをバックアップするという姿勢が示されているという点で意味があり、これは、子育てを1人で抱え込まなくてもよい、抱え込んではいけないというメッセージとも受け取れます。このメッセージは、子育てをする全ての人にひとしく向けられているものです。外国籍の方、医療的なケアを要する方、受入れが難しいとされる方にも、そういう方だからこそ、行政が支えていく必要があると言えます。少しでも多く、お子さんに利用していただけるように、そんな事業にしていきたいと思います。

子育て世代のよりどころとなる事業を進める、その出発点となる本条例の制定は、必要かつ望まれるものであり、制定に賛成することといたします。

大久保議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

月足議員 第56号議案 島本町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、賛成の討論をいたします。

委員会においては、当事業開始に際する課題と解決に向けた展望や取組について、お

伺いました。

新たな取組ということで、過不足のない供給体制を整えることが容易ではない、有資格者である保育士の配置など、人材確保、必要な設備の確保、供給体制の構築には、今後も十分な考慮が引き続き必要であるとのことでした。答弁の中には、限られたリソースを最大限に生かすという言葉がございまして、当然のように聞こえますが、過去に実績のない中、緊急性も求められ、大変に難しいことであると考えます。しかしながら、主に一般型で行い、一時預かり事業と並行して実施いただくなど、展望について、現実的なアプローチについても、具体的な説明がございました。

今回の条例には、第7条に暴力団排除に関する規定が設けられていること、これは形式審査であるとのことですが、島本町の暴力団排除条例の基本理念を明確に盛り込みまして、町の職責並びに事業者の役割を明らかにする点で評価できます。事業参画においては、個人の申出に基づく対象施設が国の方針により限定されておらず、条例第23条及び第24条に規定された設備及び職員の配置基準などの条例基準を満たせば、認可の上、事業を実施できるとされています。しかしながら、御答弁でも触れられたとおり、場所や設備、人員の確保、情報管理、保護者対応など、非常に多岐にわたる業務を適切に遂行する必要がありますことから、個人の参入については、事業の趣旨や内容を十分に説明し、慎重な審査を行うとこのことの考えも御確認させていただきました。

繰り返しになりますが、保育ニーズは緊急性の高い事業でございますが、最も重要な質と安全の取組についても、御理解いただいているものと認識しております。本条例の制定により、町の子育て環境がより改善され、前進することを期待し、賛成の討論いたします。

大久保議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

すえおか議員 島本町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、先ほども、河上議員もおっしゃったと思うんですけども、既存の民間保育園が大変な中、一時保育も受入れをしている中で、キャパシティの余裕がない状況で、今、国の制度として、これまで保育園に預けておられない世帯でも、保育園に一時的に預けることが国の制度として行うという趣旨が実現するためには、保育設備、施設の整備が、これまで以上に行われなければ、単に一時保育のキャパシティを奪ってしまうだけだと思っています。

そして今、島本町は一貫して、公的な整備というのを否定している状況で、民間の事業者の自助努力に任せているという状況なんですけども、確かに、地方交付税の交付金に公立で整備した場合の補助金というのが含まれているという国の解釈によって、施設整備を行った場合、今の一般会計からお金を全額出さないといけないというような状況になっているというのは分かっています。

ただ、だからといって、民間が、中長期的に見たら、人口減少に転じていく中で、20

年後、30年後の事業スパンも見込みにくい社会情勢の中で、どこまで民間事業者が参入していただけるのかというのは、本当に不透明な状況だと思っています。

そして、今、人口も増えています。既存の保育需要も増えています。一時保育も増えています。そして、この乳児等通園支援事業も、これまで以上に需要が増えていくという見込みの中で、この条例をつくるだけではなくて、公的に、一時的であれ、10年20年限定的であれ、島本町がしっかりとした施設整備を行っていく、その姿勢を示していかなければ、この条例をつくるだけでは、この条例の趣旨が実現していかないというふうに思っています。

なので、今回、国の制度として実現するという事で賛成の立場を立たせていただきますが、しっかりとした施設整備を公的に保障していく。そのような姿勢を示していただけるよう訴えて、賛成の討論に代えさせていただきます。

大久保議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。第56号議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 多 数)

大久保議長 起立多数であります。

よって、第56号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第57号議案 島本町立幼稚園設置条例及び島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

河上議員 第57号議案 島本町立幼稚園設置条例及び島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について、賛成の立場から討論いたします。

第一幼稚園の認可定員の変更で、全体の定員を105名に変更されるとありました。それを、3歳・4歳・5歳に振り分けて、1学年35人、3歳児においては2学級とするとありましたが、4・5歳児は1学級35名となるということです。

小学校がようやく35人学級となりましたが、4・5歳児もこれと同様でいいのか、大変疑問があります。少なくとも25名にすべきではないかと、今後の改善を要望するとと

もに、賛成の討論とさせていただきます。

大久保議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないのでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。第57号議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

大久保議長 起立全員であります。

よって、第57号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第63号議案 令和6年度島本町水道事業剰余金の処分についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないのでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。第63号議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

大久保議長 起立全員であります。

よって、第63号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第64号議案 令和6年度島本町下水道事業剰余金の処分についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 次に本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。第64号議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

大久保議長 起立全員であります。

よって、第64号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第1号認定 令和6年度島本町一般会計歳入歳出決算に対する討論を行います。

まず、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

すえおか議員 昨年度の一般会計の歳入歳出決算の反対の討論をさせていただきます。

まず1つ目に、島本町教育環境のための住宅開発に関する指導要綱が2023年6月につくられたんですけども、その後、百山の関電社宅跡で、大規模な開発事業の開発計画が届出がされました。その中で、町長・教育長名で、8月31日付で、戸数の抑制、入居時期の後ろ倒し・分散、民間学童保育施設の整備について、事業者に要望を行いました。

実際に、指導要綱がつけられたばかりなので、運用について、しっかりと、これまで蓄積がなされていないところなので、いろんな担当部局、戸惑いもあると思います。どういう業務フローで、指導要綱を実現していくかというのは、非常に試行錯誤のところがあると思います。ただ、この要望書を出したきり、教育こども部、都市創造部の2部局が、連携して、その後のフォローアップができていないことが、質疑の中で分かりました。

要望書で、町長・教育長名で出しているのも、非常に重たいものだと思います。しっかりとその要望が、どのように実現できそうなのか、どのような課題があるのか、しっかりと協議を続けて、要望が実現できるよう、最大限要綱の内容に沿って実現していくというのが島本町の事務執行の町民に期待された職務だと考えているんです。ただ、昨年度、この要望書を出した後の協議が、十分に都市創造部と教育こども部が連携して行っていない中で、民間学童施設が新たに造られるということに向こうから回答があったというのも答弁でありましたけども、それ以外の入居時期の後ろ倒しや戸数の抑制というのが、粘り強く協議をしていただきたかった、町民の期待でもあります。

第二小学校は2年後に22教室必要だという試算を議会答弁でもされました。コンピュータールームやランチルームを潰さずには、21教室しかなく、それもお金をかけて改修しなければならないような、教室に余裕がない状態です。できるだけ質の高い教育環境というのを町民に保障していくためにも、住宅開発が一極集中して、子供たちの教育環境に影響が出ないよう最大限仕事していただく。

今、本当に人口増加率も全国でも有数な状況で、教育環境は大丈夫かという、町民の不安の声もたくさん聞いています。第二小学校の保護者からも聞いています。その中で、

粘り強く本当に協議をしていただきたかった、昨年度。まだ要綱できたばかりなので、初めての事例だと思います、要綱に基づいて指導したのが。仕事のやり方を変えていただきたいことをまず、反対の1つの理由とさせていただきます。

もう一つが、新体育館等整備基本計画です。

今回の議会質疑で、光熱水費が3,000万円、プール事業が3,100万円、そして、運営費が9,000万円かかる。収入が2,500万円で、ランニングコスト、差引きすると1億2,600万円、毎年税金を投入せざるを得ないという試算が明らかになりました。これは、新体育館等整備基本計画でしっかり書き込んで、この整備計画をつくるときに、当然、試算する必要があった情報だと思っています。これが書き込まれておらず、整備計画が出た後に、半年後に公表される。これでは、住民のしっかりとした議論ができていないのではないかと。なので、必要な情報というのをしっかり書き込みができてなかったことも1つ指摘させていただいています。

また、授業実施も今後検討しますという形で、整備基本計画では盛り込まれていなかったんですけども、今回、プール事業3,100万円を試算するときに、年間5～6回、50～60分程度の授業を行うという、全国平均の実施状況を基に予算も試算されました。この授業時間数なんですけども、今小学校で90分で年間8回なので、約半分ぐらいの授業時間数になるということもしっかり住民に説明しておかなければならなかったという重要な情報だと思います。

マイクロバスを使って、授業数が半分になるのを、このランニングコストをかけて実施するのは本当に適当だったのか、十分住民にまだ説明されていないということが、非常に事務事業の実施として問題だったと思います。

そして、近隣住民からも、交通問題も質疑させていただきましたが、交通どうなるんだと、120台の駐車場を造るという大規模な計画になっていますけども、グラウンドで大会が行われ、もし、体育館で大会が行われ、そして、プールでも車で来る来場者が多い場合に、近隣に駐車があふれてしまうのではないかと、交通渋滞が起きるのではないかと、交通が危険になるのではないかと、そういう危惧もされています。

近隣住民も含めて、住民全体の説明会も、この整備基本計画つくるときに行われなかったことも事務事業として不適切だったと思います。

本当に公債費負担も7,100万円を30年負担して、合計20億円近くの支出を見込まれる。そして、公債費負担も30年と見込まれていまして、30年以上かける、本当に島本町の中長期を大きく左右する計画なので、稚拙に計画を進めていくやり方ではなく、しっかりと住民の意見を集める、住民としっかり話し合いながら、この計画というのを考えていかないといけないので、今年度も住民説明会、遅くとも今の時期にでも行うという姿勢も示していただきたい。十分な事務事業の実施が行われなかったことを訴えさせていただき、反対の討論とさせていただきます。

大久保議長 次に、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

河上議員 令和6年度島本町一般会計歳入歳出決算、賛成の立場から討論させていただきます。

決算書277ページの水質分析業務について、P F A Sの現状値について、国の基準値を挙げられていましたけども、国の基準値そのものが高いいので、それを下回っているのは当然でなければならず、今の島本町の数値が決してベストであるとは言い難いと言わざるを得ません。また、島本町は水をブランドとしていますから、水質に問題が生じた場合、ほかのどこよりもダメージは大きいものとなります。委員会の答弁でもありましたように、高濃度となったときの対策の研究と、調査地点の拡充、繰り返しになりますが、要望しておきます。

決算書275ページの所有者不明猫避妊・去勢手術補助金について、住民の善意に甘えるのではなく、上限を設けた形ではなく、全額補助が行えるよう、要望しておきます。

決算書304ページ、305ページ、ふるさと島本応援寄附金について、納税が行われた半分は返礼品と経費で消えてしまいます。よその人から寄附という形で納税いただく。これを機に地方の魅力に気づいていただくという趣旨もあるのでしょうか、島本町に住む町民もそれぞれの考えと思いで持って、日本の中のいずれかの場所に納税するわけですから、よその人からの納税がある一方、島本町内の納税の幾らかはよそに流れるものと考えます。また、寄附というのであれば、本来は返礼品を求めないというものがあるべき姿であると考えます。しかし、当制度が既にあり、運用されている以上、募った寄附に対する責任を、島本町としてしっかり果たせるよう、返礼品の確保について、改善を求めています。本来であれば、返礼品の競争に乗っかることが、税の在り方だとは思いません。これは問題であることもともに述べておきます。

事務事業成果報告書149ページの就学援助について、大綱質疑にて問うた就学援助の入学に関する準備金の支給時期について、支給時期を早めるべく検討をすると答弁されたこと、こちらは大変評価できると考えます。

しかし、一方で、同じく149ページの奨学金に関しまして、一貫して高校無償化に伴い、役割は果たしたとする姿勢には大変残念に思います。今ある奨学金制度が利用されてきたということは、経済的な理由で高校卒業後の進路選択が狭められている学生がいるということです。生まれ育った環境や経済状況など、本人の意思や努力と関係のない要因で、教育を受ける機会やその質に差を生じさせないという姿勢を、島本町には見せていただきたかったと思います。先進自治体の取組を継続して研究すること。廃止ではなく、対象を変えた存続を継続して要望しておきます。

事務事業成果報告書153ページの長期欠席児童・生徒の状況について、全国的に増加傾向にあると答弁をいただきました。要因として、学校内外での人間関係や、インターネットやスマートフォンの普及によるコミュニケーション不足やストレス、発達特性への理解が進んだなどの理由と、教育支援員の配置、校内教育支援ルームでの当該児童の支援、スクールカウンセラー等の連携、自立支援教室「パコ」の設置、居場所づくりな

ど粘り強いアプローチを紹介いただきました。

新規不登校者数を増加させないよう、児童生徒を主体とした学校づくりをはじめとする取組の推進を述べられていましたが、取組の推進という姿勢は大変よいことだと思いますが、答弁に1点引っかかりを感じました。数字として増加した不登校、不登校となった児童たちは何が問題なののでしょうか。彼らは好きこのんで不登校をしているのでしょうか。好きこのんで問題を生じさせているということなののでしょうか。現状の既存の学校の在り方や環境が、一部の児童を遠ざけてしまっているのではないのでしょうか。

義務教育という言葉から、学校に行くことが子供の義務だと思われがちですが、憲法上の義務教育は、この権利を保障するため、政府に無償教育を行うことを命じ、親の命で子供が通学を妨げられないように、親に就学義務を課したものであって、子供が通学の義務を負うというものではありません。学校や社会の中で違和感を感じ、傷つき、我慢に我慢を重ねた末、登校できなくなった、また、家族から隠れるために、自室に籠もらざるを得なくなり、自分を責め、自分に価値を感じられず、さらに傷を深くしていく。そんな状態にある子供たちが持つ権利は、安心して休むことなのではないでしょうか。

生命を守ることが、学校に行くよりも優先されることは当然です。そうになると、子供のケアを担うのは親になり、中には不登校離職に追い込まれるケースもあるといえます。また、日本はジェンダー後進国でありますから、父親に比べて、母親が子供のケアを担うケースが多いと言われています。教員の多忙の解消、少人数学級も当然求められますし、そして、ジェンダー不平等の解消も求められます。児童を主体と言いながら、児童を取り巻く大人たち自体にも余裕がないのが現状であり、それが大きな問題であると述べておきます。

子供から見れば、学校そのものが社会全体が忙しく安心できない。それこそが不登校となる背景なのではないのでしょうか。フィンランドでは、子供が不登校になったとき、その子供の分析ではなく、学校のどこが問題なのかを問うといえます。そういった発想が不登校について考える上で必要であるということも述べておきます。

また、事務事業成果報告書19ページにもあるように、島本町には31か国306名の外国の方が住まれています。支援、通訳の環境整備の充実の探求は、これからも前向きに取り組むべき課題であると考えます。コミュニケーションの障壁が取り除かれ、自身のアイデンティティを尊重される学習環境は、国籍問わず、発達過程にある子供たちには必要不可欠です。より一層の研究を要望しておきます。

事務事業成果報告書90ページのふれあいバスについて、拡充に向けた見直しの難しさに直面されていますが、今、自治体から、民間のバスが人員確保の難しさから撤退するというケースが実際にある中で、島本町もいつその波に飲まれるか分かりません。仮にそうなった場合にも、即座に対応できる体制を整えるべく、先行事例などを参考に、対応を模索する必要があるのではないのでしょうか。町内の移動手段としての公共サービス

について、いずれ島本町独自として自立した運営ができるよう、今ある考えに縛られない検討をなされますよう要望しておきます。

最後に、さきの参議院選で爆発的に社会に広まってしまった排外主義、主に外国人と日本人という構図で、日本人ファーストという無責任なフレーズに多くの人々が熱狂し、外国人に対する暴力まで引き起こされる事態になりました。熱狂した彼らは、ただ外国人が心底憎かったのか、ほんの数年前までは、来訪外国人に日本の素晴らしい文化を知ってもらい、触れてもらいたいという声が多数だったはずです。おもてなしというフレーズは、2013年に流行語大賞に選ばれるまでになったこと、誰もが知っていることであると思います。いわゆる日本人ファーストとは正反対の立場だったはずです。おもてなしから日本人ファースト、歓迎から排除まで、多くの日本人を突き動かしたのは何だったのか、単純に外国人の素行の悪さや問題行動から来ているものなのでしょうか。

それは違います。例えば一つに、オーバーツーリズムに対する受入れの無策によるしわ寄せを被った国民の怒りや嘆きだったのではないのでしょうか。外国人と日本人との間に生じた溝は、政府や行政の怠慢が生んだものではないのでしょうか。対立構造は、何も外国人と日本人だけではありません。女性と男性、異性愛者と同性愛者、障害者と健常者、高齢者と若者、新住民と旧住民など様々です。島本町でも、人口増加と交通環境において、マンションばかり増えて、交通量が増えて怖いという話から、新しい人たちには優しいのに、古くから住んでいる、昔から住んでいる自分たちは大切にされていないなどの声を伺います。古くから島本町に住む町民も、新しく島本町に越してこられた町民も同じ島本町民です。しかし、町民の中に溝が生まれつつある現状があるのも事実です。それは、島本町に対する町民からの評価であると考えます。

令和6年度決算に関しまして、手放しで賛成とはいかないものではありませんが、様々な取組の一つ一つに、全ての町民が誰一人取り残されない運営をしっかりとさせていただきたいという願いを込めまして、先に述べた要望を付け加えさせていただき、賛成の討論とさせていただきます。

大久保議長 次に、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 次に、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

月足議員 令和6年度島本町一般会計歳入歳出決算について、討論をいたします。

通信指令システムの共同整備について、共同運用により、災害種別に応じた自動出動設定や、特殊車両の優先配備、救急出動頻発時の応援消防隊の迅速出動を実現しているということで、このシステムの効率化は、町民の不安払拭と迅速な災害対応にも寄与するものと考えます。しかしながら、委員会でも述べましたが、町民の皆様からは、共同運用に際し、119番通報の受付先が高槻市の指令センターになることで、通報時の対応が遅くなるのではなど、変化に際する不安の声も見られましたので、引き続き、周知啓発をお願いいたします。

住宅用火災警報器の啓発も防火まつりや自治会を通じたチラシ配布などにより、設置率93%、これは、大阪府平均85.7%を大幅に超える率を叩き出しており、防火への効果を高く評価いたします。

救急車の適正利用では、令和6年、搬送1,612名中、軽症者が71.9%、1,079名、そのうち悪質な利用は、現在、確認、報告はされていないとのことでしたが、全国的にもこちらは難しい課題となっておりますので、引き続き注視を願います。

消防本部におかれましては、広報やInstagramでの積極的な発信が信頼関係に貢献していると考えております。こちらの積極的な啓発活動、SNSでの発信やイベントは、町民との絆を強化し、防災意識の高まりに寄与していると評価しております。引き続きよろしくお願いいたします。

オンライン英会話授業について、2025年はグローバル化が加速する年とされており、総務省によると、2024年時点で外国人労働者は約200万人を超え、経済産業省の予測では、2030年までに英語を活用した国際競争力の強化が日本経済の鍵とされています。オンライン英会話授業は、中学3年生を対象に、成果として、大阪府中学生チャレンジテストの英語「聞くこと」設問で、府平均を上回る正答率を達成している。生徒アンケートも96%が楽しめたと肯定的に回答している。教職員アンケートでは、100%が学習効果を期待と評価している。国の教育再生実行会議が2025年度までに英語教育の早期化、実践化を推進する動きもある中で、この効果については、顕著な成果を上げているものであったと高く評価いたします。引き続き、手応えある事業継続と、アンケートや現場の声を通じたブラッシュアップをお願いいたします。

こども家庭課のファミリー・サポート・センターについて、提供会員34名に対し依頼会員279名という登録格差を、実働30名程度の依頼者と10名程度の提供会員で、円滑に運営していただいているということで、送迎やリフレッシュ預かりに加え、過去には冠婚葬祭等での利用実績もあり、今後も地域の互助を体現していく重要な事業になると考えております。ファミリー・サポート・センターの提供会員不足は、高齢の方にも御活躍いただいているとのことでしたが、安定した運営を継続する上で、特に、若年層への広報強化に加え、会員同士の打合せ場所やお子様を預かる場所を、自宅からより柔軟な実施方法についての積極的な提言など、子育て経験者や転入者への働きかけについても期待いたします。

こどもすこやかセンターについて、政府の次元の異なる少子化対策に先駆け、こどもすこやかセンターは、設立より相談件数を前年比1.5倍に増やし、統括支援員を常駐で配置したことによるこども家庭課とすこやか推進課の連携や情報共有の強化が実現していること、そして、虐待通告の判断については、通告があった際、通告と通告受理を1回の会議で実施できるようになったなど、より迅速な対応ができるように進化している。これは、いち早い対応が求められるケースにおいて、特に大きな成果であると考えます。センターを配置して3か月のため、数値的な評価は難しい面もあるとのことでしたが、

既に高く評価できる内容であると考えます。

母子保健事業では、妊娠届出時のリスクアセスメントを徹底し、要フォロー妊婦や特定妊婦への支援を継続、委員会の答弁により丁寧な心遣いも伺えまして、これらは、今後の出生率の向上と子育て世代の安心を支える基盤になるものと考えます。マタニティサポートプランシート、一人一人への面談など、切れ目なく、妊産婦とともに歩む事業実施を引き続きよろしく願いいたします。

ワクチン接種について、新型コロナワクチン接種率は18%と、予算見込み55%を大きく下回ったということですが、これは、全国的な有料化移行と自己負担の増大、個人の判断重視の流れを反映しているものと理解いたしました。見込みとの大きな差はありましたが、およそ府下平均並みの水準を維持しているとのこと、個人の判断重視の考え方は私も同じです。しかしながら、このはやり病についての情勢は、刻一刻変化いたしますので、国の動向なども含め、引き続き注視いただきまして、町の皆さんの判断材料となります情報の提供を、引き続き細やかにお願いいたします。

HPVワクチンキャッチアップ接種の増加についても、現在では大きな問題はなく、副反応相談は数件とのことで、適切な情報提供を具体的に行っていることも確認させていただきました。こちらについても、安全性や情報は随時変化する可能性があることから、特に、副反応相談窓口の周知強化をお願いいたします。

民生委員について、民生委員事業は高齢者や独居世帯の見守り、緊急時の安否確認といった地域の基盤を支える重要な役割を果たしています。令和6年度末時点で、町内4地区全てで民生委員の不足が発生し、平均年齢約70歳という高齢化が進む中、民生委員不足という全国的な課題に対し、欠員地区を周辺の地区の民生委員によりカバーする体制を敷いていただいているとのことでした。しかし、これは、フォローする民生委員の負担が増えることが想定されるとのことで、抜本的な解決策ではなく、人員確保のアプローチとして、令和6年度、府が各市町村に対して行った調査、民生委員・児童委員の選任要件に関する意見照会において、本町は年齢基準の撤廃、または大幅緩和を求める意見を出していただいております。府政要望においても、年齢要件の緩和や委員活動費の増額について要望を行っている。町内で引き受けていただければそうな方の紹介をお願いするなど、地道な対応をいただいていることをお伺いいたしました。しかしながら、民生委員の高齢化と不足は今後も進行する可能性が高く、効果については難しい面も理解いたしますが、若年層や転入者へのアプローチが十分でない点がやや気になりました。人員確保のための予算措置も現段階では未定とのことでしたが、他自治体の取組、例えばですが、補助組織の設置、民生委員候補者推薦委員会や報酬増額の事例など、答弁にもございましたが、他の自治体の状況を調査研究する中で、好事例があればぜひ参考にしていただくこと、こちらもお伺いしましたが、ICT活用による負担軽減、本当にもう大変な課題であることは理解しておりますが、一步ずつお願いいたします。

子ども・子育て支援事業計画について、令和5年度に実施された子ども・子育て支援

事業計画策定のためのアンケート調査、子どもの貧困対策として、町独自の設問、子ども食堂の認知度、家計、貯蓄状況、経済的理由による生活影響を盛り込み、以降の年度の予算編成において、支援施策の基礎資料として活用されています。特に、子ども食堂がどこにあるか、何をしているか分からないという課題に対し、子ども食堂ガイドブックを作成し、写真やイラストつきで詳細情報を掲載、以降チラシ、ホームページ、広報誌に加えた周知の強化は、利用促進に直結する実践的な対応と評価いたします。また、家計や子育てへの経済的影響を把握した設問の結果を今後の施策に反映する方針は、貧困の複合的要因、経済的困窮や孤立、学習、健康問題など、多岐にわたりますが、これらに対応する姿勢を示しています。関係機関との連携を重視し、生活困窮支援やひとり親家庭支援につなげる取組は、地域全体で子供を支える体制の構築を体现しているものと認識いたします。取組は評価すべきですが、さらなる強化に向けた課題もございましたが、全国的にも子ども食堂の認知率は91.4%、9割以上の方が名前を知っているのですが、内容を理解している方は49.4%と、活動内容の理解には全国的にもまだ課題が残っておりますので、私もいまだ内容について尋ねられることも多く、この事業を継続する上で、利用率、満足度、定量調査など一層の強化とフィードバックに合わせた啓発をお願いいたします。

ひとり親家庭支援事業、ひとり親家庭・女性支援員について、月曜から木曜を基本相談日としつつ、金曜や夜間の事前申出に応じた柔軟な対応をいただいている。DVや複雑な相談に対応するため、就労支援員との連携や他課との協力を進め、支援の質を維持している点を評価いたします。特に、17時以降の相談対応は、働く独り親家庭の方や何かと御都合のつきにくい方への寄り添った対応でございます。支援員は1名体制で対応していただいているとのことでしたが、複数体制の必要性を認識していただいております。これによるノウハウの継承やサポート強化を目指す方針も持続可能な支援体制の構築に向け重要であり、目指すところ同じ認識でございます。相談について、現在のところ、土曜日も含めた休日相談の御要望は多くなく、雇用形態の関係からも難しい旨理解いただきましたが、公休日である金曜日や夜間に相談したいという申出については、事前に申出があった際は、調整の上、対応を実施していただいているとのことでしたので、こちらについては、ややホームページなどでは分かりにくく感じましたので、既に行っている対応でございますから、より周知いただけますと幸いです。

高齢者日常生活用具給付事業について、本事業は、老人福祉法に基づき、電磁調理器、火災警報器など、そして、老人用電話の給付対応を通じて、高齢者の安全な在宅生活を支援するものです。こちらは、令和5年度の電磁調理器の給付実績、火災リスク軽減に直結しておりまして、令和6年度は給付、そして貸与実績がないものの、事業継続により、今後、高齢化も進む中、潜在的ニーズに対応可能であると考えます。老人用電話貸与については、固定電話加入権の提供が役割を終えたと判断し、廃止を検討する方針は、社会変化に適応した現実的な対応であると考えます。高齢者の安全な生活に寄与する大

事な事業ですので、当事業を整理、スリム化し、分かりやすく、より御利用いただきやすくするためにも、事業がどのような内容であるのか、名前や説明の分かりやすさについて、工夫をお願いいたします。いただいた答弁にもございましたが、他自治体では、日常生活用具給付事業のホームページでの紹介の際、在宅で高齢者が安全に暮らすために必要な用具などの説明をつけている事例もあるとのことでしたので、用具の品目についても、電磁調理器や火災警報器、自動消火器等、高齢者の在宅生活の安全を確保するための用具であることは明白ですので、説明などで、より品目が分かりやすくなる、伝わりやすくなる工夫の実施をお願いいたします。

街かどデイハウス事業について、要介護認定を受けていない高齢者を対象とした通いの場として、令和5年、令和6年と、延べ700人ほどの方が利用しており、街かどデイハウスは、まちの高齢者の健康維持や孤立防止に貢献していると考えます。当事業の支出額250万6,890円に対し、大阪府地域福祉・高齢者福祉交付金241万218円を活用し、町の持ち出しを抑えられています。現在、1事業者のみで運営され、予算の制約や補助金配分の関係で、箇所を増加することは難しく、現状維持は可能だが、事業拡充や長期継続には、予算と人員体制の課題が存在するとのことでした。しかしながら、もし仮に実施できなくなれば、利用者人数から見ましても、予防介護の面でも影響は大きいと思われます。今後、要介護認定を受けていない高齢者の通いの場の事業拡大や事業継続のために、運営費を大幅に増額しなければいけないことがあった場合は、総合事業での制度設計を進めて、現存の街かどデイハウス事業から転換を図っていく必要があると考えるところ、その制度設計の検討などの準備は進めておくかと答弁ございました。このような変化への備えと併せまして、次年度以降もニーズ把握や広報強化を進め、当事業継続についての努力も何とぞよろしくお願いいたします。

あと1点ございますので、よろしくお願いいたします。

歴史文化資料館について、ギャラリートーク等の新企画で、文化財普及を推進していただいております、まちの皆さんが自らの住む地域に関心を持っていただく重要な事業で、新しく島本町を生活の場を選んでいただいている方々も増えてきていることから、参加者の一層の充実は、このまちを愛する方々の醸成に必ずつながると考えます。町民愛の強まりは、ほかの全ての事業や互助活動に必ずやプラスに働くと思います。一層の創意工夫よろしくお願いいたします。

歴史文化資料館につきましては、耐震診断で補強が必要と判明し、課題のある施設ではございますが、現在、にぎわいづくりの利用により、イベント時には一度に多数の方が利用する日もあり、最大人数の確認などもさせていただきました。私も、ボランティア団体を運営しており、以前は町内外様々な施設においてイベント実施しておりましたが、その際、防災・防火の観点から、開催前、施設管理者の方などから、かなり細かく運営の人数やイベントのおよその来場者数を尋ねられることが多く、安全な運営に際して、責任の身が引き締まったもので、入場者、人数を管理するためのスタッフを配置し

たりもしておりました。委員会答弁において、担当課より、事業内容の確認や安全確保のための避難誘導や、時間制限を適正に実施、徹底していただいているとのことでしたが、どうかくれぐれも引き続き、絶対に抜かりなくお願いいたします。

以上、他の議員より行われた質疑等も参考いたしまして、その他の事業につきましても適切に事務執行がされたものと判断いたしまして、本決算認定に対し、賛成の討論といたします。

大久保議長 この際、暫時休憩いたします。

(午前11時01分～午前11時15分まで休憩)

大久保議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

野口議員 おはようございます。

それでは、令和6年度島本町一般会計歳入歳出決算の討論を、公明党を代表いたしまして、行わせていただきます。

まず、総合政策部について。

万博機運醸成の北摂連携事業について、北摂7市3町で連携し、北摂地域の認知度の向上のため、「まるごとぜんぶ北摂の本」の出版で、本町のお店も掲載していただき、島本町の魅力発信ができたことは大変いい取組として評価できるものと思います。負担額も各市町の人口割であることから、約4万円と安価での実施も大変よかったと思います。引き続きの発信をよろしくお願いいたします。

学びとほっこりルームについて、人権文化センター内に、令和6年9月より住民の皆様がいつでも集えるスペースとして、予約不要の無料施設を設置されました。児童生徒が放課後や長期休業期間に、自習目的で、また、大人の方では、読書や資料閲覧などの御利用を把握していると伺いました。いつでも安心して利用でき、たくさんの住民の方に利用していただけますよう、引き続きの周知をお願いいたします。

都市創造部につきまして。

生ごみ処理機購入補助について、地球温暖化対策の取組の一環として、ごみの減量化・再資源化のため、生ごみ処理機、コンポストの購入補助は、住民の皆様のニーズも高いことから、今後もこの取組の継続を希望いたします。

ブロック塀等除却補助について、令和6年度の除却補助金利用件数は9件で、平成30年8月から令和6年度末までで79件の利用件数があったと伺いました。令和6年度末で危険なブロック塀は9件、うち6件が通学路に面しているとのことです。引き続き、通学路等の安全確保に努めていただくことを要望しておきます。

町営住宅LED照明導入について、蛍光灯からLED化へ更新されたことにより、電気使用料につきましては、約40.6%の削減率になったのは評価できるものと思います。

雨水対策工事について、年々増加するゲリラ豪雨や線状降水帯による浸水被害が全国

的に頻繁に起こっていることから、小学校の通学路となっている場所に新たにポンプ設備を設置し、道路冠水の軽減対策がなされたことは大変評価いたします。継続しての維持管理の実施をよろしくお願いいたします。

まちの魅力創造・発信事業について、地域再生マネジャー事業の頃から様々な方面での取組を見せていただけてきました。令和6年度の「島本とこの人。」や新たなイベントなどを通じ、これまでの継続した取組により、まちの活性化に寄与できているものと考えられることから、成果ができたものと大変評価いたします。引き続き、継続したまちの魅力の創造や発信に努めていただくことを期待しております。

続きまして、消防本部について。

高槻市消防本部との通信指令システムの共同整備及び通信指令業務の共同運用について、出動計画等具体的な運用について協議を実施されました。令和7年10月から運用開始となりますが、本町にとってさらなる消防体制の強化が図られ、住民の皆様の救急体制の充実にも寄与するものと大変評価し、期待しております。

火災について、昨今、社会的にも問題視されているリチウムイオン電池搭載の電化製品での火災事故が相次いでおり、報道でも呼びかけがなされております。本町においても、モバイルバッテリーやノートパソコンに搭載しているリチウムイオン電池による火災が2件発生しており、うち1件は、一般ごみとして捨てられ、ごみ収集車で発火したとのこと。作業員の安全確保のためにも、適正なごみの出し方に関して、都市創造部との連携で、注意喚起と周知徹底に努めていただきますようお願いいたします。

女性消防吏員について、令和6年度は、条例定数46名中2名とのことでした。国が掲げている女性消防吏員の比率として、令和8年度の時点で5%の水準に引き上げることを消防全体の共通目標とされているところ、本町では、令和7年10月1日の採用予定職員のうち1名が女性消防吏員で、合計3名となり、比率が6.3%になる予定とのこと。今後も、女性活躍の観点とともに、女性ならではの視点を生かした救命・救急の場での安心につながる体制整備の構築に努めていただきますようお願いいたします。

女性消防団員について、令和6年度は1名とのこと。地域の実情は様々です。地域に根差した女性目線でのソフトな面を生かした活動も期待できるのではないのでしょうか。特に、災害時には、避難所運営において、子供や高齢者等のケアや安心できる環境づくりなど、多様な視点が必要となる場面が多いことに対しましても、大きな力になると思います。本町においても、工夫をしながら、募集に努めておられるとのことですが、今後も引き続き、女性消防団員の確保に努めていただきますようお願いいたします。

健康福祉部について。

虐待について、依然として各地で痛ましい虐待事件が後を絶たない中、本町では、重篤な事案はないものの、通告や相談件数は増加しています。虐待の認知度が上昇している経緯もありますが、重症度にかかわらず、子供にとってダメージは大きいものと考えます。また、保護者の虐待に対する認識や自覚がないこともあります。小さなことも見

逃さず、早期発見、早期対応、また、解決までの寄り添いにも努めていただきますようお願いいたします。

がん検診について、受診率向上のため、50歳の胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がんの検診の無料化、新たに社会保険加入者の65歳から74歳の肺がん検診の無料化を実施されたことは、大変評価いたします。それぞれの受診率も伸びているとのこと。今後も、受診率向上に努めていただきますようお願いいたします。

地域福祉計画について、第5期地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定されている包括的な支援体制づくりについて検討する必要があったことから、自殺対策計画と併せて、ひとり親家庭等自立促進計画、再犯防止推進計画、成年後見制度利用促進計画について、一体的に策定されました。多様化、複雑化の中、個々に応じた切れ目や漏れのない、小さな町だからこそそのきめ細やかな支援体制の構築をよろしくお願いいたします。

個別避難計画策定業務について、令和5年度から5か年で、合計150から200件程度の策定予定で、令和6年度までで31件の策定が完了しているとのこと。個別の避難訓練やシミュレーションについて地域の方々の御協力も必要となってくるかとは思いますが、いざというときに混乱のないように行っていただきますようお願いいたします。

民生委員について、令和6年度は、7人の欠員があり、欠員補充にも御努力が伺えましたが、令和7年12月には改選期を迎えます。これまでも、欠員地区については、近隣地区の民生委員がカバーされていますが、高齢の方も多く、活動も多岐にわたり、また、地区の状況も様々であるため、負担は大きいものと考えます。今後も、本町の課題整理の下、良好な配置となるよう御努力願います。

認知症施策について、日頃より認知症予防の推進や認知症に関する理解の普及、活動などの取組をされており、令和6年度は、認知症高齢者等見守りネットワークの新たな協力機関が2か所増加したとのこと、評価いたします。認知症になられた方も、御家族や関係者の方にも安心して暮らしていただける、支援の充実に向けた取組を今後もよろしくお願いいたします。

福祉ふれあいバスについて、令和6年度の課題として、江川地区での複数回の積み残し、渋滞による運行の遅延、また、運行時間に余裕がなく、遅れた場合は休憩時間を削っての運行状況であるなどがありました。高齢者の移動手段の確保については、生活形態の変化などにより、今後、ますます必要とされる方が増加すると思います。外出の機会を奪わないために、また、誰も取り残さない対策として、福祉ふれあいバスの課題解決への検討もしつつ、一方で、新たな高齢者の外出支援、移動手段の確保に向けて、関係部局との連携で、他市町村の事例も含め、調査研究をしていただき、よりよい具体策を示していただけるよう要望いたします。

教育こども部につきまして。

図書館駅前のブックポスト設置について、令和6年10月から阪急水無瀬駅及びJR島本駅に、図書返却用のブックポストを設置されたことは、住民の方からも喜びの声をい

ただいていることから、利便性の向上につながり、大変評価いたします。運用後の課題については、注意喚起を徹底していただき、事故のない運用となるよう御努力願います。

就学援助について、本町では、経済的な理由によりお困りの保護者を対象に、学用品費、修学旅行費、学校給食費などにかかる費用の援助を行っておられます。また、入学準備金においても、毎年3月末に支給をされておりますが、依然として続く物価高の中、打撃は大きいものと考えます。特に、中学校進学の際には、制服をはじめ、学用品等、小学校以上に準備するものが多いことから、3月末よりも早い時期の支給を求めたところ、中学校入学準備金の支給時期を令和7年度から1月末にできるよう対応の検討を示してくださいました。大変喜ばしく評価いたします。小学校入学準備金につきましても、今後の検討を要望いたします。

学校給食費について、令和6年度においても、引き続き、値上げ分を公費負担とされたこと、また、令和7年度は、中学校において無償化を年間通して実施されたことは、大変評価いたします。多くの自治体で、給食費の無償化が進む中、本町としても、検討し、工夫されていることは理解しています。令和6年度は、国に対し、義務教育においては、教科書図書と同様に、学校給食費も無償化にすべきと要望されたとのこと、自治体間格差解消の観点からも、国の動向も踏まえつつ、検討の継続を要望いたします。

いじめについて、いじめの定義が変わったことで、令和6年度は、発生件数が大幅に増加しているとのこと、子供同士のことはささいなことから発展していくこともあります。いじめの大小にかかわらず、そのことが原因で不登校になることもあります。一日の大半を学校で過ごす子供たちにとって、教師は最大の理解者として、不安や悩みを受け止める立場であってほしいと願います。そのためにも、教師自身の心の安定を図り、小さなことも見逃さない、いじめをさせない、信頼関係の構築や環境整備への取組をよろしく願いいたします。

不登校について、令和6年度は、小中学校合わせて145名となり、全国や大阪府と同様に、増加傾向にあるとのこと。これからの未来に向けて希望を持てるよう、児童生徒、保護者の方共々に、きめ細やかな対応、支援体制に努めていただきますよう要望いたします。

教職員の資質向上について、本町では、大阪府教育庁作成の不祥事防止ガイドブックや、不祥事防止に向けたワークシート集を活用し、校内研修の開催やガイドブックの精読で、職員に重大性を改めて理解、認識させるよう努めておられます。大変有効と評価いたしますが、昨今、特に体罰やわいせつ行為などが横行している報道を目にします。大事な成長段階の子供たちを守るために、絶対に起こさない、起こさせない気概の元での取組を強く要望いたします。

以上、その他併せまして、認定できるものといたしまして、賛成の討論といたします。

大久保議長 続いて、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

永山議員 第1号認定 令和6年度一般会計歳入歳出決算について、人びとの新しい歩み

を代表して、認定の討論を行います。

まず、令和6年を振り返り、令和6年は、1月1日に発生した能登半島地震によって、石川県の各地で、建物の倒壊や火災など、甚大な被害がもたらされました。それから1年もたたない令和6年9月に河川の氾濫など浸水被害にも見舞われました。日本中が自然災害の無慈悲さに心を痛めると同時に、自然災害、とりわけ複合災害への対策の必要性を強く意識した年度でした。

世界に目を移せば、ロシア軍のウクライナ侵攻は終わりが見えず、イスラエル軍によるガザ市民に対する非人道的な武力攻撃がやみません。各地に広がる武力侵攻は、世界秩序に対する信頼を揺るがせ、不安と不信の広がりが怒りと排斥、極端なナショナリズムのうねりを生み出しています。

政治の世界に広がるポピュリズム、拳を振り上げて分断と対立をあおる流れは、本来あるべき法の支配による民主主義、立憲民主主義を窒息させています。そこに大きな影響を及ぼしているのは、SNSの存在であると言えます。無責任な情報の拡散によって、人の命すら情報社会の中に消費してしまう。信じ難い出来事から何を学ぶか。不安や不信ではなく、独善を排し、立場を超えて信頼関係を築くことはとても難しいことですが、これまで以上にその重要性を胸に刻んだ年となりました。

この令和6年度、光となったのは、核兵器のない世界の実現を求める草の根の運動を続けてきた日本原水爆被害者団体協議会（被団協）が、ノーベル平和賞を受賞したことではないでしょうか。島本町は、まちの将来を担う子供たちの未来が、永遠に戦争のない平和な社会であることを願って、核兵器廃絶・平和都市を宣言しています。受賞を通して、核の脅威による支配に対しては、38年前と変わらずにノーである、その真理を確信し、当時の議会決議の意味の深さに思いをいたしました。

令和6年度に実施された島本町の取組について、ここから述べます。

ふるさと島本応援寄附金について、まずは、歳入に関わるふるさと島本応援寄附金について述べます。

ふるさと納税の減少については、自治体間で税を奪い合う制度そのものに大きな問題があるものの、制度がある以上は取り組まざるを得ません。寄附金減少の要因を、返礼品の確保の困難さということで挙げておられました。ウイスキー頼りという、言わば返礼品のモノカルチャーという脆弱さは、次年度以降も変わりません。引き続き、商品の確保に向けて取組が必要です。また、用途を限定した寄附者の意向を汲む、バランスの取れた活用を課題と指摘いたします。

建築物等の適正な高さ規定に関する検討業務について述べます。

令和5年度に引き続いて、令和6年度も検討が進められ、報告書の取りまとめも行われています。他自治体の事例や手法の検討に加えて、令和6年度は、住民アンケートも実施され、高さ規定に関して取り組まれたこと、令和6年度の成果と評価いたします。報告書の中身や状況分析から、高さ規定の実施は待ったなしであり、むしろ、時期に遅

れば、まさに元も子もない結果に慣れてない状況であると言えることから、次年度以降の令和7年度以降、スピード感を持って取組が必要であると考えます。加えて、これは住民全体に関わる事業です。住民への周知は不可欠です。令和7年3月に行われたパネル展は、周知の取組としては効果が期待できず、これをもって周知に動いたとは認め難いと言えます。令和7年度中にしっかりと取組が必要であることを指摘いたします。

P F A S についてです。

令和6年度の測定箇所を増やしたことについては、評価ができると考えます。大綱質疑の答弁の中では、行政コストについて言及されていましたが、地下水を主な水源とする島本町では、住民の生命、そして、健康に直結するものであり、また、水は島本町のブランドイメージであることから、引き続き、測定を実施するとともに、今後は、国の示す基準にはとどまらず、国際的な動きにも注目し、情報収集に努めることが必須であると言えます。

次に、地球温暖化対策、環境への取組についてです。

環境基本計画の取組について述べます。

審議会での活発な議論をもって、計画策定作業が進められました。委員の意見に真摯に受け止めようとする姿勢が見られたと考えますが、計画の策定は、環境への取組の知見にすぎません。策定作業で得られたことを令和7年度以降に生かせるのかが、遡って令和6年度の成果と見られると考えます。

地球温暖化対策について述べます。

温暖化対策については、一人一人の意識と行動の変化を起こすことがとても重要です。令和6年度、公共施設の緑化、生ごみ処理機等の購入補助に取り組まれたこと自体は評価するものの、予算規模に消極的な姿勢が露呈したと考えます。その上でも、各種イベントに合わせて、環境問題への啓発に職員が積極的に取り組まれたことについては評価いたします。しかしながら、気候危機は思いだけでは止まりません。温室効果ガスを設定した目標に沿って削除してこそ、その効果が現れます。島本町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の目標年度は来年です。目標達成に向け、具体的な取組は急ぎ進めていただきたいと思います。

公園整備についても述べます。

公園の長寿命化によって、公園を整備されたことについて、整備が進められる中で、親子連れにとどまらず、高齢の方も公園で過ごしておられるところを多く目にするようになりました。子供が遊べる場所が少ないという声は、アンケートやパブリックコメントで頻繁に目にしています。公園の整備は、限られた用地の魅力を引き出すことにつながっており、評価されるべき事業であると考えます。ただ、付加価値を上げられても、物理的に用地を増やせたわけではありません。公園に人が集うのは、場所を求めていることの表れです。開発による人口増は、こうした場の維持と確保の責任もまた引き受けていることでもあると考えます。誰にでも開かれた場所としての公園をどうしていくの

か、整備とともに検討していく必要があることを指摘いたします。

ここからは、会計年度任用職員についてです。

まずは、待遇面について、島本町全体で、働いて行政サービスを支えている会計年度任用職員、令和6年度は勤勉手当の支給実施と併せて、期末手当の遡及適用を行った点については、待遇改善に向けた取組として評価ができると考えます。ただ、会計年度任用職員という働き方であっても、そこには生活者としての人というのが存在しており、彼ら彼女らは単なる労働力ではない、調整弁ではない、この当たり前のことについて、ここで改めて言及したいと思います。

行政サービスを共に担う構成員として、委員会では、答弁の中から、令和6年度学校図書館司書教諭だけではなく、学校図書館司書の配置についても、島本町が取り組んでいるということが分かりました。加えて、請求した資料から、学校図書館の担う役割の大きさと、それが、会計年度任用職員によって支えられているということが分かりました。委員会での質疑で明らかになった課題については、速やかに解決に動いた教育こども部の姿勢について、過年度を振り返って、次年度に生かすという決算の意義にもかなうものであると評価いたします。

消防についてです。

まずは、日々のたゆまぬ訓練に敬意を表します。消防力の強化という点では、高槻市との消防指令業務の共同運用に向けた事務を進められた1年であったと考えます。令和6年度、工事等の大きな歳出は特に行われませんでした。業務において、例年同様、適切に進められたものと理解をしております。

防火の推進と消防への理解を深める取組として、情報発信やイベントも落ち着いた対応の下になされています。全体として、令和6年度、適正な業務を行われたものと評価をいたします。

健康福祉部についてです。

令和6年4月に施行された困難な問題を抱える女性の支援に関する法律は、これまで、売春防止法に基づく、困難に直面する女性を更生し、あるべき風紀を維持しようという、人権視点の欠如した、ゆがみを生んできたこれらの発想を転換する画期的な法律の施行だと言えます。令和6年度は、その法律の趣旨を受け、女性相談に厚みを持たせられるように、相談事業に取り組まれたことを評価いたします。女性が抱える問題は、社会構造の中に溶け込んで顕在化していないことも多いことに鑑みると、女性に向けた支援はまだ十分とは言えません。国の施策には、産み、育てる性という部分を前提にしたものが多く、真に女性の尊厳を守り、そこに重点を置いた取組はまだこれからです。今後、本町でも、支援が厚みを増していくことが望ましいと考えます。

こども家庭センターの開設についてです。

令和6年度、ふれあいセンター内にこども家庭センターを開設すべく、取り組まれたものは、令和7年度の本格的なセンター設置を見据えたトイレの改修工事や仮設センタ

一での執務の開始など、着実に取り組まれたと考えています。1階にキッズコーナーを設けられたことについては、小さな子供を連れた保護者の方が集まっているのを頻繁に見かけています。保護者の方同士の交流も見られ、また、利用者目線で整備されていることがうかがえます。

人的な体制に目を向ければ、様々な問題を抱えた家庭への対応は、まさに一筋縄ではいかず、相談員の方自身の日々の負担も大きいことは容易に想像できるところです。令和6年度から家庭児童相談スーパーバイザーを配置して、そのことで円滑な相談業務の実施につながっていることも確認できました。この導入は、必要で効果的なものであったと考えます。

養育費の助成制度についてです。

この助成制度の導入も非常によかったと考えています。先に述べた、困難女性支援法の流れにも沿うものであり、導入されたことを評価いたします。令和6年度に実施されたアンケートにも書かれていたので、確認の一助になればと思います。助成制度の利用も、条件改善に向けた一助となるように、さきの女性相談、法律相談も含めて、経済的困窮、子供の社会的体験の機会の損失が問題になっています。これらは、将来の可能性を左右するものです。養育費の助成制度の導入によって、世帯全体、そして、子供の未来に対しても道が開けるものと考えています。

続いて、禁煙の取組について述べます。

たばこについては、たばこ税としての歳入とともに語られることがあります。また、たばこ税の使い道として、喫煙所という議論に流れていくことについては、疑問が残ります。人間にとって健康であることの意義は大きく、それを覆してまで、財政的意義が肯定されるのか、住民福祉の向上を目指す自治体の姿勢としては、そのアプローチは本質を見誤ることだと言えます。集団健診の場で、禁煙に対して意識を向けるように取り組まれていること、教育現場でも学習の場が持たれていることは分かりました。こうした取組を評価できるものと考えます。

不登校の支援についてです。

支援の現場では、教員や支援員の方などが尽力されていることについては、評価できると考えます。そして、学びの多様性として、学校以外に居場所を求める意味は大きく、今後、フリースクールなどの費用助成など、行政ができることを考える余地がまだまだあると考えます。1点付け加えるならば、フリースクール利用時の学割の証明書発行交付については、支援の1つにカウントされるべきことなのか、疑問が残ります。これは、平成5年、文科省が通知を出して、学割の発行を求めたものに起因するのではないかと考えます。支援というには、島本町の中で、財政的な支出があるわけでもありません。これにカウントせず、フリースクールの費用助成を積極的に考えていただきたいと、1点付け加えたいと思います。

ブックポストについて。

ブックポストの設置については、利用状況から、住民の利便性が向上したということは明らかで、取組全体を評価できると考えています。事業費用に比べた利便性の向上、費用対効果という点では、高く評価ができる事業です。そして、住民が気軽に利用ができるということは、文化的にも、また、住民の知る権利に貢献したものとと言えます。今後については、返却手段の統合などについて、返却数の変化も見ながらも、回収業務に著しい費用増などが見込まれない限り、これまでの返却場所をなるべく継続できることが望ましいと考えます。

新体育館整備基本計画の策定業務についてです。

基本計画の策定に当たり、住民意見の聴取のためのアンケートを実施し、子供たちも参加できるように取組をされていたものの、なお情報が行き届いていない部分があるということは指摘いたします。今後は、こうした点を踏まえて、令和7年度以降も、住民がより関心を持てるような精度の高い情報を適宜発信しながら事業を進めることは今後の課題として指摘いたします。

最後に、歴史文化資料館の耐震診断についてです。

耐震診断が行われ、診断結果とともに、複数の耐震工事案がまとめられました。安全・安心の観点から、耐震診断を行うということでしたが、既に、令和5年度に予算計上の必要性が指摘されており、なおかつ、耐震診断を行っても、実際に工事を行うためにさらに数年を要することを考えれば、この間、利用者、職員の生命身体の安全が万一の際に危険にさらされることを意味しており、取り組まれたことに評価しつつも、前倒しに事業を行えず、歴史文化資料館の利活用計画の進捗に歩調を合わせる形で、事業そのものを先送りされたことについては、安全を軽視するものであったと考えます。そして、その政策判断については、安全配慮を欠くものであると厳しい叱責を免れないと考えます。耐震工事の実施については、今後、速やかに動くことを求めます。

以上、一部に課題は認められるものの、令和6年度の事務事業は、全体として適切に進められたものと考え、決算認定の討論といたします。

大久保議長 続いて、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

東田議員 それでは、令和6年度島本町一般会計歳入歳出決算に対し、認定の討論を行います。

まず、総合政策部と総務部所管について申し上げます。

歳入のうち、自主財源であります町税について述べさせていただきます。

町税の収入額は56億3,720万7,000円で、前年度に比べ、1億9,736万8,000円、率にして3.6%の増となりました。うち町民税は、29億4,345万9,000円で、前年度に比べ、7,165万8,000円、率にして2.5%の増、町民税個人分については、前年度に比べ4,945万7,000円、率にして2.6%の減、町民税法人分については、一部法人の課税標準額の増などにより、前年度に比べ、1億2,111万6,000円、率にして12.9%の増となりました。

固定資産税は、21億2,470万9,000円で、前年度に比べ、1億968万4,000円、率にして

5.4%の増、町民税個人分の減につきましては、定額減税があったためであり、仮に定額減税がなかった場合は、地方特例交付金で補填されました額 1 億5,310万5,000円と合算した額20億3,361万7,736円となり、前年度に比べ、1 億364万7,736円の増となっています。町民税法人分は、企業の業績に左右されることから、傾向を読み取ることは難しいですが、町民税個人分、固定資産税につきましては、人口が増加傾向にある本町の状況を表していると言えます。

全国的な人口減少社会の中、将来に向け、安定した財政基盤の確立と生産年齢人口を含む人口の確保は切っても切れないものであると考えます。人口動態につきましては、令和 6 年度において、死亡が出生を上回る中、転入が転出を上回りました。転入者の多くは、生産年齢人口、現役世代であり、短期的には待機児童対策、また、学校のキャパシティの問題、交通環境への影響など、大きな課題があるのも事実ですが、国全体の人口の減少に抗えない中、中長期的な視点で見ると、安定した財政基盤の確立、また高齢化の抑制や人口減少による地域の衰退の抑制が期待できると言えます。待機児童対策など、急激な人口増加が教育環境に与える影響を考慮した町独自の開発指導要綱に基づき、利用者との調整などについても、引き続き行っていきたいと思えます。

人口の増加傾向は、当然のことながらいつまでも続くわけではなく、安定した行財政運営のためには、転入してくださった方たちに住み続けていただく必要があります。難しいことは重々承知していますが、短期的な課題の解決と中長期的な財政基盤の確立を高い次元でバランスを取っていただきたいと思えます。

島本町公共施設総合管理計画について。

令和 6 年度における公共施設の統廃合により、廃止した施設や利用予定のない遊休地の取組では、半坂広場、旧教育センター、旧やまぶき園の跡地の活用に取り組まれましたが、半坂広場において、隣地の土地情報等を確認したところ、半坂広場の東側の一部の隣地において、町が自主的に管理している道路ではあるものの、登記上、寄附予定地との位置づけがなされたまま、以降事務が進められておらず、町の所有となっていない土地があることが判明いたしました。当該土地の所有権移転登記を行うに当たり、連絡が取れない法定相続人がいるなどの問題が生じ、土地境界確定、地積更正業務の履行が困難な状況となっています。状況については致し方ないものと考えますが、これまで職員の皆さんが行ってきた事務、また測量業務など、無駄になることがないようお願いしておきます。

自治会の負担軽減については、自治会長連絡協議会において、従前の活動内容を維持しつつ、運営に関わる役員の負担軽減に取り組まれたこと、また、自治会の認定要件基準を改定されるなど、難しい課題に取り組んでいただいていることを評価したいと思います。時代の変化による意識の変化、高齢化等による成り手不足など、負担軽減だけでは追いつかない課題も多くあると思えますが、引き続きの御努力をお願いしておきます。

アナログ規制の見直しについては、現在あらゆる分野でデジタル化、IT化が進んで

おり、利便性の向上や業務の効率化の観点からも進むべき方向であると認識しています。一方で、アナログはアナログのよさがあり、デジタル一辺倒では使い勝手が悪いものも存在すると思います。見直しにつきましては、業務内容やニーズ等の状況を踏まえ、慎重に行っていただきたいと思います。

続いて、都市創造部所管について申し上げます。

建築物等の適正な高さ規定に関する検討業務に関わる住民アンケートを昨年9月に行われています。検討業務の認知度に関する設問について、約4分の3の方が、この取組を知らないと回答されていました。また、教育環境、保育環境への不安や交通環境に対する声も多く見受けられ、開発や人口の増加に対する不安の表れであると言えます。住民の皆さんに安心していただけるよう、建築物等の適正な高さ規定に関する検討業務を含むまちづくりの取組の認知度向上に引き続き取り組むとともに、町として行っている企業誘致や自主財源の確保等の取組の周知にも力を入れていただきたいと思います。

交通環境につきましては、令和7年度よりソフト、ハード、両面において、関係部局で検討されるということなので、よりよいものになることを期待しています。

環境政策について。

非化石証書の購入やグリーンカーテンの導入、生ごみ処理機等の購入補助などに取り組まれ、一定の効果はあったものと認識しています。

非化石証書の購入は、電力の購入と同時に、環境価値を購入し、環境への貢献を証明するためのものであると考えますが、住民の方には、非常に分かりにくいのではないのでしょうか。環境負荷の軽減については、行政だけではなく、住民の方たちにも一緒に取り組んでいただくものであると考えています。緑地公園住宅のLED化によって削減できた電気代と設備投資の費用は分かりやすい例であり、メーカーの受け売りではなく、減価償却が何年でできるという町が実践した例として、好事例となるのではないのでしょうか。また、農業用のため池としての機能を併せ持つ鶴ヶ池や若山台調整池に浮棧橋を利用したソーラーパネルの設置なども検討してはいかがでしょうか。

続いて、健康福祉部所管について申し上げます。

令和7年3月に第5期島本町地域福祉計画を作成されました。本計画には、関連する自殺対策計画、ひとり親家庭等自立促進計画、再犯防止推進計画、成年後見人制度利用促進計画を包含した一体的な計画となっています。また、困難女性支援法の施行を踏まえ、令和6年4月から福祉事務所配置の母子父子自立支援員の名称を変更し、ひとり親家庭・女性支援員とし、ひとり親家庭やDV被害者のほか、困難な女性を抱える女性への相談支援も行っています。包括的な相談支援体制の構築の項目の専門的な相談窓口の充実の主な取組として、ひとり親・DV被害者・困難な問題を抱える女性への相談支援、ひとり親家庭・女性支援員の配置を記載されています。困難や課題を抱える方は、複合的な要素も多く、第5期島本町地域福祉計画が一体的な計画となったことを評価いたします。引き続き、本計画の趣旨にのっとり、誰一人取り残さない支援、サ

ービスの充実に取り組んでいただきたいと思います。

切れ目のない支援体制の整備といたしましては、こども家庭センターの設置に向けた検討を行い、令和7年1月に子どもすこやかセンターを設置されました。母子保健部門、児童福祉部門の2つの相談窓口が設置され、多くの御相談があるように見受けられます。安心して子育てができる。そして、お子さんたちが健やかに成長できる環境づくりに寄与するものと期待しています。

高齢者施策では、令和4年、5年に高齢化率が28%を超えましたが、令和6年度は27%台と抑制傾向にあります。これは、子育て世代を含む生産年齢人口の方たちの転入されている影響が大きいものと認識しています。しかしながら、高齢者人口は増加を続け、独り暮らし高齢者の方も多く存在いたします。認知症施策のさらなる充実や健康づくり、生きがいづくりなど、引き続き、取り組んでいただきたいと思います。

続いて、教育こども部所管について申し上げます。

まず、人口増加の影響で、保育環境・教育環境のキャパシティが危惧される中、多くの可能性を検討し、待機児童の抑制に取り組んでいただいていることを評価したいと思います。先日も新たに開所されました小規模保育所と学童保育の内覧会に、私を含め多くの議員の方も参加されていまして。限られた財源の中、結果を出すことは大変難しいことは認識していますが、お子さんたちを安心して預けることができなければ、安心して働くこともできません。引き続きの御努力をお願いしておきます。

そして、本町にとって、長年の懸案事項でありました体育館についてです。

新体育館等整備基本計画が、令和7年3月に策定されました。室内プールも併せ持つものであり、昨今の猛暑で、プールの授業ができない問題など、一定の解決が図られるものであると認識しています。多くの方たちが利用することが予想され、本町において、生涯スポーツの拠点として、また、高齢者の方たちのフレイル予防などにも活用していただき、末永く親しまれる施設の実現を期待しています。

続きまして、いじめ防止法等基本方針に基づいた取組では、定例校長会や生活指導連絡協議会等を通じ、いじめの積極的な認知を周知した結果、認知件数が大幅に増加しています。これまでいじめであると認知していなかったものも認知された結果ですが、多種多様なケースが存在することから、対応につきましては、個別の事案や心情などに寄り添い、丁寧に行っていただきますようお願いをしておきます。

見えない学力の向上を目指したみづまるキッズカリキュラムについて。

取組の効果検証につきましては、児童生徒を対象にしたみづまるキッズアンケート、また、全国学力学習状況調査児童質問紙及び大阪府すくすくウォッチ児童アンケートを通じ、各校の課題を把握し、学年ごとにグラフをまとめ、現状の効果検証を行われました。確認されました課題と具体的な分析検討を行い、今後に生かし、カリキュラムの充実と改善に努めていただきたいと思います。

消防本部所管分について申し上げます。

消防体制の強化においては、高槻市との消防通信指令システムの共同整備及び通信指令業務の共同運用について、具体的な運用について協議を実施され、高槻市島本町消防指令センターが、間もなく完成いたします。運用が開始された後は、両市町にとって、より安心安全な運用がされることを期待しています。

続いて、消防体制の強化において、老朽化した広瀬・機動分団詰所建替工事が実施されました。他の分団詰所についても、老朽化したものが存在することから、いざというときに機能を果たせないような状況とならないよう、計画的な更新に努めていただきますようお願いしておきます。

救急出動につきましては、救急安心センターおおさかの普及を推進するなど、適正利用に引き続き取り組んでいただきたいと思います。

そして、令和7年度からは、消防職員の皆さんの熱中症対策に取り組んでいただいています。装備などの情報共有を全庁的に行っていただきたいと思います。引き続き、体調管理や訓練、施設や機器の更新、点検整備に努め、住民の皆さんの安心安全を守る消防・救急体制の強化に努めていただきますよう、お願いいたします。

その他の事業についても、おおむね適正であると認め、認定の討論いたします。

大久保議長 この際、暫時休憩いたします。

(午後0時09分～午後1時10分まで休憩)

大久保議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

ナカジマ議員 令和6年度島本町一般会計歳入歳出決算について、大阪維新の会を代表して討論を行います。

令和6年度における一般会計決算額は、歳入総額171億7,296万3,839円、歳出総額169億5,404万5,352円となり、形式収支は2億1,891万8,487円、ここから翌年度に繰越すべき財源605万4,000円を差し引いて、実質収支は2億1,286万4,487円となり、黒字決算となりました。

また、経常一般財源収入においては、町税や地方特例交付金が増加し、経常経費充当一般財源における人件費、物件費等の増加分を上回ったことにより、経常収支比率は93.7%となりました。経常収支は、前年度と比べて0.8ポイント改善され、相対的に見て適正に執行されていると判断いたします。

しかしながら、今後も新体育館の建設や人口増加に対するインフラ整備など、公債費等を押し上げる要因が多々あることから、引き続き、財政需要を把握し、健全かつ安定的な行財政運営に努めていただきますようよろしくお願いいたします。

それでしたら、各所管分についてです。

総合政策部所管分について。

自治会運営の在り方が問われている昨今において、早急に自治会の認定要件基準の改正に着手したこと、また、時代の流れによって、その運営方法や在り方が問われている

第二コミュニティセンターについて、管理運営委員会及び地元自治会との協議を開始したことを評価いたします。

総務部所管について。

非化石証書を購入したことによって、役場庁舎での使用電力を再生エネルギー電力で賄えたとのことですが、少ない財源で町の運営をしている中では、地球全体のためにお金を使うのではなく、島本町民のための暑さ対策に予算を投じていただけたらと思います。

ただ、長年要望がありました証明書のコンビニ交付サービスの導入や、滞納整理の強化に努めたことは高く評価したいと思います。

都市創造部所管分について。

歴史文化資料館の活用や清掃工場の維持管理についてなど、懸念材料はありますが、立地適正化計画の策定や建築物等の適正な高さ規定に関する検討など、様々な意見が交錯する難しい問題に取り組んだ点は大いに評価したいと思います。

ただ、ふるさと納税による収入が大きく下がった点は、町にとって大きな痛手となっております。尽力していることは重々承知した上で、さらなる躍進を期待しております。

消防本部所管分について。

本町は、消防団員について、令和7年4月1日現在、条例定数138名中126名、充足率約91.3%となっており、大きな消防団員不足には至っていないとのことですが、女性消防団員や若年層の消防団への加入には課題があるように推察します。特に、女性消防団に特化した募集は行っていないとのことですが、今後の消防団の在り方を考えれば、男女比の均衡と女性の社会参画を図るためにも、女性消防団に特化した募集も視野に入れ、今後の募集活動に努めていただきますようお願いいたします。

阪神淡路大震災以降、国の権限強化や広域応援体制の強化が進み、改めて市町村の地域防災の重要性が再確認されております。高槻市との消防通信指令システムの共同整備及び通信指令業務の共同運営については、出動計画等具体的な運用について、協議を重ねていただき、今後の効率的かつ有効な成果に期待しております。

健康福祉部所管分について。

風疹の蔓延及び先天性風疹症候群の発生防止の重要性から、妊娠を希望する女性や妊婦、また、その配偶者、同居者を対象とした風疹予防接種の公費助成を引き続き実施したこと、また、小児へのはしか・風疹定期予防接種の接種率の維持向上に取り組まれたことを評価いたします。引き続きの御対応をお願いいたします。

こどもすこやかセンターの設置と併せて、ふれあいセンター内にこども家庭課を新設し、令和8年2月末をめぐりに移転する運びとなりました。これにより、すこやか推進課とより連携が図りやすい環境となりました。また、1階にはキッズスペースを設け、乳幼児期の子供の遊び場づくりに努めていただきました。今後も、屋内での幼児の遊び場拡大の検討を要望いたします。

近年、ネグレクトの割合が増加傾向となっており、問題視されています。ネグレクトは、早期発見が重要であり、今後も、警察、福祉、教育、保健との連携を密にして、ネグレクト防止に取り組んでいただきますようお願いいたします。

民生委員児童委員の欠員状況と課題について、令和6年度末時点における欠員状況は、定数55名に対して欠員が7名、引き続き、民生委員児童委員協議会や自治会、その他地域の関係機関とも連携しながら、欠員解消の対応をお願いいたします。

管理栄養士がいきいき百歳体操の拠点に出向くことで、体の状況、体操時の様子、体力測定結果等を把握し、より具体的な相談を受けることができ、また、直接会うことで、その後の訪問指導につながりやすくなるなどの効果があったとの報告がありました。高齢者の低栄養予防は重要な課題です。事業継続をよろしくお願いいたします。

本町での認知症が疑われている方の徘徊事例は、令和6年度に14件で、いずれも警察で保護され、無事に帰宅することができたとのことです。2024年に、認知症やその疑いがあり、警察に届出があった行方不明者が、前年比918人減の1万8,121名だったことが、警視庁のまとめで分かりました。依然として、高い水準で推移しており、発見時に死亡が確認されたのは491人で、うち約8割の382人が、最後に姿が発見された場所から5キロ圏内で発見されたとのことです。本町では、大きな事故には至っておりませんが、今後とも、認知症対策事業の充実に御尽力をいただきますようお願いいたします。

教育こども部所管分について。

阪急水無瀬駅及びＪＲ島本駅でのブックポストの運用が、令和6年10月1日から開始されました。全返却数のうち、半数以上の約55%が、両駅のブックポストに返却されるなど成果があったものと評価いたします。運用後の課題として、ブックポストに返却されると破損のおそれがあるＣＤやＤＶＤ等の返却、視聴覚資料が返還された事例のほか、他自治体の図書館の図書の返却、ごみ等の投函があるとのことです。今後とも、適切な対応策を講じていただきますようお願いいたします。

放課後児童健全育成事業について、今後、本町は人口の増加が予想され、特に、第三小学校区は大型マンションや戸建ての建設に伴い、児童数の急激な増加が見込まれております。そのため、当該校区の民間事業者による学童保育室は今後ますます高まる保育需要の受皿になるものであり、今後の運営に期待しております。

子供たちの放課後居場所づくりについて、子供たちが放課後に安心して活動できる場を供給することを目的とし、令和6年度からは4月から3月までの期間に拡大されました。しかしながら、依然町内に公園が少ない、公園でボール遊びができないなど、子供たちが活発に活動できる居場所の確保についての意見を伺いますので、今後とも対応、御検討をお願いいたします。

英語教育の実施について、ＡＬＴの設置には賛成の立場ではありますが、小学校6年生よりオンライン英会話事業の導入、もしくは、ＡＩを活用した英会話事業の導入が必要だと考えます。予算の整合性も含めて、早期に実現していただきますようお願いいたします。

ます。

地域と学校の連携協議、第二中学校における学校運営協議会の設置について、地域に開かれた学校づくりを目指して、福祉学習やキャリア教育など総合的な学習の場に、町内ボランティア活動に携わる方や地元企業の参画を促進することは非常に有意義な学習につながると考えます。学校運営協議会が関わることで、地域との連携が深くなることを期待しております。

水無瀬家ゆかりの和歌集など、貴重な資料の整理や保存収集に努めることは、大変興味深いことであり、また、資料を一般公開し、広く地域の皆様に周知することは、島本町の歴史的ルーツを知る大きな手がかりとして寄与すると理解しております。引き続き、企画展開催など、期待しております。

人権教育、学校教育における北朝鮮による日本人拉致問題の取組について、拉致問題は、現在進行形の重大な人権侵害事件です。小学校における教科書を用いた学習では、6年生に北朝鮮による拉致を取り扱った記述で、各小学校へ指導の実施に即した授業を実施されていますが、アニメ「めぐみ」の活用には至っていないとのことです。また、他市町村での状況は、文部科学省や府教育庁から各市町村に対して、アニメ「めぐみ」の活用を促進する周知がされていますが、地域の実情等も鑑み、めぐみの活用状況に関する公表が実施されていないことは非常に残念な状況です。拉致被害者の家族の方におかれましては、高齢化が進み、残された時間がありません。拉致問題は、決して忘れてはいけない、許さないとの意思を示し、子供たちを守るため、また、この拉致問題が風化しないためにも、事実をしっかりと次世代に伝える義務があると考えます。今後とも、しっかりと島本町の取組をお願いいたします。

以上、依然として楽観視できない財政状況の中、新庁舎の建て替えに大きな予算を費やし、また今後も、新町立体育館の建て替えなど、大きな資金を要する事業が控えております。また、老朽化が進む清掃工場においては、今後の解決策や運用方法について、ほとんど前進することができませんでした。今までの固定概念に捉われることなく、将来を見据え、高槻市との広域勉強会の早期再開を要望いたします。

最後となりますが、令和6年度決算においては、職員の皆様が努力を重ねられた結果であり、おおむね適切に予算が執行されたものと判断し、認定の討論とさせていただきます。

大久保議長 続いて、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

清水議員 第1号認定 令和6年度島本町一般会計歳入歳出決算について、自由民主クラブを代表し、討論を行います。

令和6年度一般会計決算額は、歳入171億7,296万3,839円、歳出169億5,404万5,352円で、歳入歳出差引額2億1,891万8,487円となり、実質収支は、翌年に繰り越すべき財源605万4,000円を差し引いた2億1,286万4,487円の黒字決算となりました。

また、財政構造の弾力性を示す指標とされる経常収支比率は93.7%と、前年より0.8

ポイント改善しましたが、依然として厳しい財政状況です。

総務部、総合政策部。

歳入の約1億2,000万円のたばこ税については、使い道が限定されていませんが、必要な施策に活用するよう要望しておきます。

ふるさと島本応援寄附金の減少については、返礼品のウイスキーが品薄となったことが原因ですが、今後は、他の事業者からの供給についても検討を願います。

積立金については、大阪府と共同で作成している島本町中長期財政シミュレーションでは、減少していく推計となっているため、今後とも財源確保に向けた施策を推進することを要望します。

5年ぶりに実施した総合防災訓練については、訓練参加機関と相互協力体制の強化が図れたことを一定評価しますが、今後は、時代、災害内容の変化、住民意識の変化を念頭に実施してください。また、令和6年度は、職員配備や避難所の開設がなかったのですが、職員の災害に対する訓練は常に行ってください。

令和6年度の自治会に対する防犯カメラの設置補助については、1自治会1台となっていますが、町設置のものを合わせて82台となり、犯罪の抑止、住民の安全安心が向上したことを評価しますが、更新についての補助制度の内容を住民に周知徹底をお願いします。

やまぶき園の跡地については、令和6年8月1日から令和7年7月31日まで、駐車場として貸し付け、297万円の歳入を得たことを評価しますが、今後も、財源確保の観点から、速やかに公募を行ってください。

ふれあいセンター非常用発電機更新については、非常時に消防設備、スプリンクラー、非常照明、エレベーターや災害時の避難所となる2階和室のエアコン等が稼働できるようになったことを大いに評価いたします。

ふれあいセンターの第1・第2交流室は、令和6年度より使用開始となっていますが、交流室の使用用途等が認識されていなくて、利用率が低いように感じています。ぜひとも、交流室の使用用途を住民に周知し、有効活用できるようお願いしておきます。

尺代地区消防団詰所については、令和6年度、検討され、建て替え手法に係る方向性は出ていませんが、消防団の拠点となる施設、早期に方向性を出せるよう検討願います。

大沢地区乗合タクシー配車サービス事業については、102回の利用があり、一定評価しますが、今後もタクシーの単価が上がることも懸念される中、町全体の交通環境について、検討をお願いしておきます。

都市創造部について。

令和6年度のブロック塀等撤去補助については9件あり、安全につながるものと評価しますが、現在把握している危険なブロック塀9件のうち、特に、通学路の危険なブロック6件については、早期の解消を要望しておきます。

令和6年度も除草業務や美化作業業務が実施され、生活環境を改善できたことを一定

評価しますが、近年の異常気象により、雑草等も異常に生育していると感じています。今後は、除草の時期、場所等も計画的に実施することを要望しておきます。

長年の課題であったＪＲ軌道下部のトンネル、通称マンボトンネルの路面冠水を解消するため、ポンプ設備を設置し、浸水軽減対策ができたことを大いに評価いたします。

令和６年度の森林ボランティア養成講座の受講者は、町内１８名、町外１名の合計１９名が受講されたことを一定評価しますが、島本町の森林ボランティア団体に登録された方は４名でした。第５次総合計画での森林ボランティア登録数の基準値が１１６名で、令和７年４月現在、１２人不足しています。今後は、基準値を確保し、森林整備に携わっていただけるよう、よろしくお願いいたします。

公共施設の緑化については、子供たちが植物に触れ、環境学習となったこと、地球温暖化対策に取り組むきっかけとなったことを大いに評価いたします。今後も、拡充も含め、継続することを要望しておきます。

令和６年度の有害鳥獣駆除については、イノシシ５７頭、鹿６７頭の合計１２４頭の捕獲で、令和５年度に比べ、合計３８頭減少しました。駆除については、狩猟グループの育成が課題とのこと、今後も人材育成に取り組んでください。また、有害鳥獣が耕作地や里山に近づかないような施策の検討もお願いしておきます。

健康福祉部について。

避難行動支援者の個別避難計画については、災害時の避難行動の円滑化が期待できるもので、令和６年度２６件作成されたことを評価いたします。今後とも、事業を継続すること、避難を支援する人材についての検討もお願いしておきます。

５０歳の各種がん検診については、受診率が伸びていること、特にがん検診については、令和１０年度までの目標値を大きく上回っていることを評価しますが、その他のがん検診についても、受診勧奨し、受診率向上に努めてください。６５歳以上の肺がん検診についても、受診率が増加していることを評価しますが、今後とも受診率向上に努めてください。

教育こども部について。

みづまろキッズカリキュラムについては、令和６年度から具体的な実践が進められたことを一定評価しますが、定期的な効果検証を重ね、児童生徒の成長を見守ってください。

生涯スポーツの施設については、日々維持管理に努められたことを一定評価しますが、東大寺公園テニスコートの老朽化に対する早期の対応を要望しておきます。

また、町立体育館については、令和１１年度中に水無瀬川緑地公園へ移転整備すること。念願の新体育館の計画が進んだことを大いに評価しますが、計画がスケジュールどおり実施できるよう、強く要望しておきます。

消防について。

令和６年度で、消防団の小型動力ポンプの更新が全分団完了したとのこと。また、広

瀬・機動分団の詰所の建て替えが完了したことを評価しますが、欠員がある消防団員の確保をお願いしておきます。

今後とも、老朽化した施設、インフラ等への対応に多額の費用が必要になると思われるので、財源確保を含め、安定的な行財政運営を要望し、令和6年度については、その他の事業も含め、適切な支出であると評価し、認定の討論とします。

大久保議長 以上で、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本決算に対する委員長の報告は認定であります。第1号認定は、委員長の報告とおり、のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 多 数)

大久保議長 起立多数であります。

よって、第1号認定は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

引き続き、第2号認定 令和6年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算に対する討論を行います。

まず、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 次に本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本決算に対する委員長の報告は認定であります。第2号認定は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

大久保議長 起立全員であります。

よって、第2号認定は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

引き続き、第3号認定 令和6年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算に対する討論を行います。

まず、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

河上議員 第3号認定 令和6年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、反対の討論を行います。

物価高で、収入、年金追いつかず、実質収入も上がっていない状況での国民健康保険のこの在り方、島本町に暮らす町民に寄り添った姿勢だとは思えません。

こちらの議案書にも、収入未済額がやっぱり増加していると出ておりまして、「国民健康保険制度は相互扶助により成り立っており、被保険者間の公平性確保の観点からも

未納者に対しては制度の理解を求め、引き続き保険料の徴収に努力をされたい。」と記されているんですけども、実際、やはり、この国民健康保険料、今生活どんどん逼迫されている中で、大変重荷であるという町民の気持ちに、この文言からも寄り添えているとは思えず、国保財政調整基金などの活用で、もっと島本町にはできることはないのかと、令和6年度から特定健康診査の審査項目を見直したりとか、独自の検査項目の追加をしたりされていることもあるので、一部こういったところは評価できる場所ではあるんですけども、それを踏み越えた、さらなるこういう町民に対する支援など、もっともってできることはあると思うんです。そういったところ、期待を込めまして、さらに今後、先進事例の研究などをしていく中で、さらなる国民健康保険の在り方の改善というところ、要望を重ね、今回は、反対の討論とさせていただきます。

大久保議長 次に、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

すえおか議員 先ほども河上議員からあったんですけども、基金が5億円以上あるという中で、この基金の活用というのが十分になされる必要はあると思います。確かに、国や府の通達などあるんですけども、地方自治体が独自施策を、町民が国保をこれまで払ってきてためられたお金なので、町民の福利、そして、健康増進、予防のために、最大限活用を模索していくという姿勢が必要だと思うんです。

新制度になってからも漫然と5億円をずっと置いている状態であるというのは、私も違和感はあるんですけども、会計としては大阪府が決めた保険料の徴収、そして、島本町の業務としては不適切なところはないと思うんですけども、基金の活用については、今後も考えていただきたいと思ひまして、賛成の討論に代えさせていただきます。

大久保議長 次に、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 次に、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本決算に対する委員長の報告は認定であります。第3号認定は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 多 数)

大久保議長 起立多数であります。

よって、第3号認定は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

引き続き、第4号認定 令和6年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に対する討論を行います。

まず、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 次に、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本決算に対する委員長の報告は認定であります。第4号認定は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 多 数)

大久保議長 起立多数であります。

よって、第4号認定は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

引き続き、第5号認定 令和6年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算に対する討論を行います。

まず、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 次に、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本決算に対する委員長の報告は認定であります。第5号認定は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 多 数)

大久保議長 起立多数であります。

よって、第5号認定は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

引き続き、第6号認定 令和6年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算に対する討論を行います。

まずは、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 次に、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本決算に対する委員長の報告は認定であります。第6号認定は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

大久保議長 起立全員であります。

よって、第6号認定は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

引き続き、第7号認定から第11号認定までの令和6年度島本町各財産区特別会計歳入歳出決算5件に対する討論を行います。

まず、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 次に、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本決算5件に対する委員長の報告は認定であります。第7号認定から第11号認定までの5件は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

大久保議長 起立全員であります。

よって、第7号認定から第11号認定までの5件は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

引き続き、第12号認定 令和6年度島本町水道事業会計決算に対する討論を行います。

まず、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 次に、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

中田議員 第12号認定 令和6年度島本町水道事業会計決算について、人びとの新しい歩みを代表して、認定の立場から討論を行います。

全国的な水道事業の傾向としては、人口減少による水需要の低下を要因とした収入減と老朽化した施設の更新等に係る費用増で、収支悪化が懸念されるところですが、本町においては、2024年度は給水人口は増加しており、老朽化した管路等の更新を計画的に行いつつも、現状は黒字となっています。

2024年度の主な工事としては、広瀬公園内の取水井新設と併せて、導水管新設にも取り組まれました。安定した水源確保に資する取組として評価しているものです。

水質検査に関しては、P F A Sに関し、新たにP F H x Sを追加し、検査を行われました。その結果、どの時点でもP F H x Sの値が低かったことについては安心しており

ます。一方で、この３年間のデータの蓄積を見ますと、全体として、国の基準値以下ではあるものの、それなりにP F A S、P F O SもP F O Aも検出されており、全体としてはP F O SよりもP F O Aの値のほうが高いというのが、本町の傾向として見えてきたものではないかと思えます。

加えて、2024年度は民間で行われたことではありますが、大阪府住民の約1,000人程度の血液検査が行われ、血清中P F A S濃度調査結果がまとめられた年でもありました。それによると、府内ではアメリカ科学アカデミーの基準、1ミリリットル当たり20ナノグラムを超えた人というのが平均で3割もいるということが、報道でも言われておりまして、これだけでも衝撃だったのですが、本町の住民の結果においては、さらにその割合が高く、検査した方は約10名程度だったのですが、5割が血清中P F A S濃度が基準を超えていたということでした。この件、大変に不安に思うところです。

地下水を水源とする良質な水は島本町を代表する魅力の一つですが、近年のP F A Sの検出は、不安要素となっていると感じております。今後も、検査の継続によってさらに分析を進め、原因特定を進めていただくこと、そして、新たな取水井を活用するなどして、水道水中のP F A Sの低減に向けた取組を進めることを求めます。

また、水道庁舎は、公共施設の中でも温室効果ガスの排出量が多い施設になっております。この2024年度は、L E D化が進められたことを大変評価するものですが、それ以外にも電気の使用のところを再生可能エネルギー等を導入するなどしての対策を、今後は進めていただきたいと思います。

以上をもって、認定の討論といたします。

大久保議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

清水議員 第12号認定 令和6年度島本町水道事業会計決算について、自由民主クラブを代表し、討論を行います。

水道事業は、町民が安心して飲める水の安定供給が基本的な目標であり、令和6年度は、そのための様々な企業経営の健全化、また、効率的な事業運営の中で、建設改良事業を推進されました。

令和6年度決算は、水道事業収益6億7,560万7,319円、水道事業費用5億5,566万1,414円で、1億1,994万5,905円の黒字となりました。

令和6年度における1立米当たりの供給単価は162円8銭、給水単価は158円18銭、3円90銭の黒字で、有収率については92.6%と、前年に比べ0.2ポイント上昇しましたが、有収率が1%上昇すれば、給水原価が約1円70銭下がるとのこと、引き続き、有収率を改善するため、給配水管の適切な維持管理に努めてください。

主な資本的支出については、老朽配水管布設替工事が繰越工事を含め5工事、公共下水道関連配水管移設工事等で適切であったと評価するものです。

また、水道管路更新等計画では、令和7年度から令和15年度末で、約16.5キロメートル

ルの更新に概算費用約35億円を見込んでいるとのこと。今後も、さらなる企業努力をしていただき、老朽化に伴う施設整備、水道管路更新計画に従い、計画的に漏水配水管を更新し、町民が安定的に安心して飲める水を供給に努めていただくことを要望し、認定の討論とします。

大久保議長 続いて、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 他に討論ありませんか。

大久保議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本決算に対する委員長の報告は認定であります。第12号認定は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

大久保議長 起立全員であります。

よって、第12号認定は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

引き続き、第13号認定 令和6年度島本町下水道事業会計決算に対する討論を行います。

まず、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 次に本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

中田議員 第13号議案 令和6年度島本町下水道事業会計決算について、人びとの新しい歩みを代表し、認定の立場から討論を行います。

この年度には、埼玉県八潮市での下水道管破裂による道路陥没事故がありました。これにも見られるように、近年、上水道も併せ、下水道管の老朽化問題が全国で深刻化しています。八潮市の事故を受け、本町も自主的に一部を対象に、点検や路面巡視等の緊急点検を行いました。異常は見られなかったということです。引き続き、下水道管の予防保全に努めていただきたいと思います。

雨水については、1000年に1回レベルの浸水想定区域図が作成され、山崎ポンプ場関連では3台目となる雨水ポンプの増設のための実施設計などが行われました。汚水については、引き続き、桜井地区の管路の整備も進み、第三小学校では、マンホールトイレも設置され、災害対策も強化されております。それぞれ計画的に事業が進められていることを評価しまして、いずれも適切な予算執行と判断し、認定の討論といたします。

大久保議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本決算に対する委員長の報告は認定であります。第13号認定は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

大久保議長 起立全員であります。

よって、第13号認定は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第2、第65号議案 議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案は、質疑討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

これより採決を行います。

第65号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

大久保議長 起立全員であります。

よって、第65号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま可決いたしました第65号議案については、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任いただくこととさせていただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 御異議なしと認め、そのように取扱いいたします。

日程第3、第66号議案 令和7年度島本町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行います。

すえおか議員 今回、新庁舎建設工事の補正予算1,226万7,000円、債務負担行為2,854万3,000円のうち、アスベストが新たな箇所にある、旧庁舎内に判明したことによって、アスベスト除去に伴う追加費用が計上されたと考えていますが、その額は、このうち、どの額になると試算していますか。また、アスベスト除去など、旧庁舎解体に伴う今後のさらなる債務負担行為や補正予算による追加の増額の見通しは、今後あるでしょうか、お答えください。

総務部長 今回、増額補正として計上いたしました費用につきましては、新庁舎建設工事の受注者である北野建設から、昨年度と同様に、本年5月に工事請負契約書第25条第6項に基づく「請負代金額の変更」として請求があったものでございます。

同条文における「予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内にお

いて急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、請負代金額の変更を請求することができる。」との規定に基づくもので、請求があったことから、本町において、建設資材の価格高騰や労務単価の上昇分を精査いたしまして、その結果、増額が必要であることが確認できましたので、インフレスライド増額分としての2,268万2,000円と旧庁舎機械室にて新たに吹きつけがあったことが判明した、お尋ねのアスベストについての除去工事につきまして、今回追加工事費として586万800円を合わせて、債務負担行為2,854万3,000円を計上させていただいたものでございます。

補正予算につきましては、そのうちの令和7年度分の出来高支払分1,226万7,000円を計上させていただいたものでございます。

今後の追加工事の見通しについて、現時点におきましては、追加による増額の予定はございませんが、旧庁舎の減築改修工事及び外構工事が進捗していく中で、何かしら予期せぬことで追加工事が発生する場合や国により賃金水準の上昇について公表があった場合など、契約額を見直すべき状況になった際には、事業者と内容について協議し、額を精査した上で、必要額について予算計上させていただきますので、その予算について、議会において御審議いただきたいと考えております。

以上でございます。

永山議員 旧庁舎でのアスベストの使用について、伺いたいと思います。

アスベストが使用されていた箇所が新たに見つかったということで、作業に除去工事が加わった、追加工事が起こった一因とのことですが、このアスベストについては、どの部分で、どの程度、例えば、何か所あって、面積がこのぐらい、どの程度の使用が見つかったのか、今回の旧庁舎の取壊し工事に先んじて、内部を確認していると思うんですけれども、工事に先立って、このアスベストを全て確認しておくことは、作業しておくことはできなかったのかについて、お伺いいたします。

もう一点なんですが、このアスベストが見つかったことで、工期の延長など、費用については先ほど御答弁いただきましたけれども、費用面以外で、どのような影響が生じるのかについても併せて伺います。

総務部長 新庁舎建設工事について、現在、鋭意施工中の旧庁舎の減築改修工事において、旧庁舎地階機械室の内装材や配管を撤去していた際に、旧庁舎地階機械室の壁面に少量の吹きつけアスベストが23か所点在しており、量として厚みが1センチから2センチ程度のものが計約4平米あることが判明しました。

当該壁面の大部分は、過去にアスベストの除去作業を完了していますが、旧庁舎地階機械室には、多くの電気、給排水、換気ダクト等の配管が壁際などに張り巡らされており、これらの配管を撤去しないと、アスベストがあることが見えなかった部分となります。これらの電気、給排水、換気ダクト等の配管は、機械室から各室に配管されており、建物設備として、これまでも機能上必要なものであったため、アスベストを確認するこ

とができなかったものでございます。

それから、費用面以外での影響でございますけれども、工期延長が考えられまして、今回、アスベストが発見されたことによって、除去作業のほか、事前のアスベスト分析や除去するための大阪府等への届出申請期間が必要であったため、1か月半程度工期延長が必要になる見込みとなっております。

以上でございます。

永山議員 分かりました。

あともう一点追加でお伺いいたします。

庁舎の建設に当たって、これまで入札不調に始まりまして、物価スライド条項による資材、人件費の高騰が続いています。当初の予定価格を優に上回っているんですけども、ここまでの価格の見直しの回数と金額の変化について、改めてここで確認したいと思いますので、御答弁お願いいたします。

総務部長 新庁舎建設工事の価格推移でございます。

入札不調となった1回目の入札時の予定価格は29億5,020万円であり、成立した2回目の入札時の予定価格は35億4,970万円となっております。

当初、受注者と契約した額は31億8,560万円であり、昨年度、インフレスライド条項により、請負金額を変更したため、現在の契約金額は33億6,813万4,000円となっております。

今回の補正による変更後の契約金額の総額は33億9,667万6,800円で、当初の契約額から約6.6%の増額となっております。

以上でございます。

中田議員 新庁舎建設工事についてのうちの旧庁舎のアスベスト追加除去工事費用について伺います。

先ほど内訳が出ていましたが、これについて、過去に旧庁舎については、アスベスト除去工事が行われています。今回の対象箇所については、先ほど詳しく言われていたが、ダクト等が壁に接合していた部分ということで、過去のアスベストを除去した壁と同じ面にあるという理解でよいか、伺います。

総務部長 今回、旧庁舎地階壁面に新たに発見されたアスベストは、過去にアスベスト除去を行った壁面と同じ場所でございます。

中田議員 分かりました。

それで、今回、先ほど来御答弁されているように、ダクト等を外してみて、初めてこの部分にアスベストがあったことが分かったということですが、確かにダクト等が接合されていたということで、過去の工事の際に除去が難しかったということは理解するんですが、アスベストがあることが分かっていた壁と同一面であるのであれば、当時からこの部分にアスベストが残っているということは想定できたのではないかということを確認しておきたい。

もう一つは、次の質問としては、このアスベストが残っていた機械室からは、庁舎全体へ様々なインフラが敷かれていたと思いますが、旧庁舎を利用していた方への健康影響がなかったのかどうかということも改めてこの場で確認しておきたいです。

総務部長 まず、アスベストが残っていたことについて、想定できたのではないかとお尋ねでございます。

旧庁舎地階壁面には、過去にアスベスト除去作業を行ったことを、資料において確認していたこと、また、換気ダクト等の配管が壁際などに張り巡らされており、これらの配管を撤去しないと、アスベストがあることが見えなかった部分であるため、設計時の現地調査においても確認することができずに想定することは困難であったと考えております。

それから、健康影響についてのお尋ねでございます。

旧庁舎機械室には、電気、水道、換気等の配管やダクトが敷かれておりますが、配管内部には、アスベストは吹きつけされておられませんので、ほかの部屋に配管内部を通じて流入するようなことはございません。また、過去にアスベストを除去した際に、当該壁面に粉じん飛散防止処理剤を吹きつけしており、当時においても適切に飛散防止措置を行っていることを確認しております。

今回、旧庁舎機械室内において、新たにアスベストが発見されたことを受けまして、改めて、旧庁舎機械室内の空気中の石綿濃度測定を行ったところ、飛散していることは確認できなかったため、健康への影響はないものと考えております。

以上でございます。

中田議員 分かりました。改めて確認しても影響はないということは安心しました。

それから、想定できたのではないかということに関しては、やっぱり撤去しないと見えなかった部分でありということをおっしゃっているんですが、旧庁舎の建てた当時、どういう施工をしたのかという記録が残っていれば、めくらなくても分かるようなものではないかと思うところがあるのですが、その記録は残っていなかったのか。それと、ここで改めて確認したいんですが、改定後の文書取扱規程では、「工事により整備された施設等の管理に関する事務の文書は、対象工事の引渡しを受けた日を保存年限の起算日として、その日から5年」となっています。この文書の中に施工図みたいなもの、今回なかったのかと言っているものは、施工図は含まれるのかということも改めて伺っておきたいです。

総務部長 旧庁舎の建設当時の竣工図に、当該壁面にアスベストが吹きつけされていることが記載されていることを確認しておりますが、事細かな部分全てが、図面化されているわけではございませんので、現地確認を含めて、確認作業を行ったところでございます。しかしながら、換気ダクト等の配管が壁際などに張り巡らされており、これらの配管を撤去しないと、アスベストがあることが見えなかった部分であるため、確認することができませんでした。

現在の文書取扱規程では、「工事により整備された施設等の管理に関する事務では、財産の滅失等、例えば、建物の解体などにより記録を保有する必要がなくなる日を保存年限の起算日として、その日から５年」となり、施工図も含まれるものでございます。

以上でございます。

大久保議長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第66号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

大久保議長 起立全員であります。

よって、第66号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第４、第67号議案 令和７年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第67号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

大久保議長 起立全員であります。

よって、第67号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、9月定例会議に提出されました諸議案は全部議了いたしました。

お諮りいたします。明日から次の定例日の前日までを休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 御異議なしと認めます。よって、明日から次の定例日の前日までを休会とすることに決定いたしました。

これをもちまして、令和7年度島本町議会9月定例会議を閉じまして、散会といたします。

次会は、12月15日午前10時から会議を開きます。

本日は、長時間にわたり大変御苦勞さまでございました。

(午後2時11分 散会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

- 第 5 6 号議案 島本町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の制定について
- 第 5 7 号議案 島本町立幼稚園設置条例及び島本町特定教育・保育施設及び特定地域
型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について
- 第 6 3 号議案 令和 6 年度島本町水道事業剰余金の処分について
- 第 6 4 号議案 令和 6 年度島本町下水道事業剰余金の処分について
- 第 1 号認定 令和 6 年度島本町一般会計歳入歳出決算
- 第 2 号認定 令和 6 年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 第 3 号認定 令和 6 年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 第 4 号認定 令和 6 年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 第 5 号認定 令和 6 年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- 第 6 号認定 令和 6 年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算
- 第 7 号認定 令和 6 年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算
- 第 8 号認定 令和 6 年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算
- 第 9 号認定 令和 6 年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算
- 第 1 0 号認定 令和 6 年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算
- 第 1 1 号認定 令和 6 年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算
- 第 1 2 号認定 令和 6 年度島本町水道事業会計決算
- 第 1 3 号認定 令和 6 年度島本町下水道事業会計決算
- 第 6 5 号議案 議員の派遣について
- 第 6 6 号議案 令和 7 年度島本町一般会計補正予算（第 5 号）
- 第 6 7 号議案 令和 7 年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年島本町議会 9 月定例会議の結果は次のとおりである。

事 件 番 号	件 名	結 果
一 般 質 問	1. 島本町内の交通環境を良くするために 2. 島本のブランド箭の危機を考える 3. 生理用品の設置について ～生理の貧困と女性の社会進出～ 4. 島本町は排他主義と排外主義にどう向き合うか	9 月 3 日 河 上 議 員
	1. 「学校現場で盗撮を起こさせない町に」 2. 「島本町の耳鼻科医院不足について」	〃 月 足 議 員
	1. 人口急増による教育環境と高さ規制について 2. 温水プール新設によるプール授業の必要性について 3. 住民税の減免に関わる基準など町が作成する要綱の公開を	〃 すえおか議員
	1. どうなる歴史文化資料館 利活用の調査結果は？ 2. 住民の知る権利に意識をおいた対応を	〃 永 山 議 員
	1. 安心して搾乳ができる環境整備について 2. 不登校児童生徒への支援の充実について	〃 川 嶋 議 員
	創業支援プログラムについて	〃 西 山 議 員
	選挙におけるポスター掲示場について	〃 山 口 議 員
	1. 森林整備について 2. 部活動の地域連携・地域移行について	〃 清 水 議 員
	「時代に合わせた休日開庁日や窓口の平日時間延長の設定を！」	〃 ナカジマ議員
	1. 地球温暖化対策について 2. 政策議論における数字エビデンスの重要性について	9 月 4 日 中 田 議 員
第 7 号報告	令和 6 年度島本町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	〃 報告を承る
第 8 号報告	令和 6 年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結果報告について	〃 報告を承る
第 5 3 号議案	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	〃 原 案 同 意
第 5 4 号議案	公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	〃 原 案 同 意

事 件 番 号	件 名	結 果
第 5 5 号 議 案	大字東大寺財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて	9 月 4 日 原 案 同 意
第 5 8 号 議 案	令和 7 年度島本町一般会計補正予算（第 4 号）	〃 原 案 可 決
第 5 9 号 議 案	令和 7 年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	〃 原 案 可 決
第 6 0 号 議 案	令和 7 年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	〃 原 案 可 決
第 6 1 号 議 案	令和 7 年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	〃 原 案 可 決
第 6 2 号 議 案	令和 7 年度島本町大字桜井財産区特別会計補正予算（第 1 号）	〃 原 案 可 決
第 5 6 号 議 案	島本町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	9 月 3 0 日 原 案 可 決
第 5 7 号 議 案	島本町立幼稚園設置条例及び島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について	〃 原 案 可 決
第 6 3 号 議 案	令和 6 年度島本町水道事業剰余金の処分について	〃 原 案 可 決
第 6 4 号 議 案	令和 6 年度島本町下水道事業剰余金の処分について	〃 原 案 可 決
第 1 号 認 定	令和 6 年度島本町一般会計歳入歳出決算	〃 認 定
第 2 号 認 定	令和 6 年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算	〃 認 定
第 3 号 認 定	令和 6 年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算	〃 認 定
第 4 号 認 定	令和 6 年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	〃 認 定
第 5 号 認 定	令和 6 年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算	〃 認 定
第 6 号 認 定	令和 6 年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算	〃 認 定
第 7 号 認 定	令和 6 年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算	〃 認 定
第 8 号 認 定	令和 6 年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算	〃 認 定

事 件 番 号	件 名	結 果
第 9 号 認 定	令和6年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算	9 月 3 0 日 認 定
第 1 0 号 認 定	令和6年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算	〃 認 定
第 1 1 号 認 定	令和6年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算	〃 認 定
第 1 2 号 認 定	令和6年度島本町水道事業会計決算	〃 認 定
第 1 3 号 認 定	令和6年度島本町下水道事業会計決算	〃 認 定
第 6 5 号 議 案	議員の派遣について	〃 原 案 可 決
第 6 6 号 議 案	令和7年度島本町一般会計補正予算（第5号）	〃 原 案 可 決
第 6 7 号 議 案	令和7年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	〃 原 案 可 決

以上、会議の次第を記し、これを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年9月30日

島本町議会議長 大久保孝幸

署名議員(7番) 清水貴治

署名議員(10番) 西山ようこ

令和 7 年

島本町議会 9 月定例会議議案

島 本 町

令和7年島本町議会9月定例会議議事日程

議事日程第1号

令和7年9月3日（水）午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告

日程第3 一般質問

日程第4 第7号報告 令和6年度島本町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第5 第8号報告 令和6年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結果報告について

日程第6 第53号議案 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第7 第54号議案 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第8 第55号議案 大字東大寺財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて

日程第9 第56号議案 島本町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第10 第57号議案 島本町立幼稚園設置条例及び島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について

日程第11 第58号議案 令和7年度島本町一般会計補正予算（第4号）

第59号議案 令和7年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

第60号議案 令和7年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第12 第61号議案 令和7年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第13 第62号議案 令和7年度島本町大字桜井財産区特別会計補正予算（第1号）

日程第14	第 6 3 号議案	令和 6 年度島本町水道事業剰余金の処分について
	案 6 4 号議案	令和 6 年度島本町下水道事業剰余金の処分について
	第 1 号認定	令和 6 年度島本町一般会計歳入歳出決算
	第 2 号認定	令和 6 年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算
	第 3 号認定	令和 6 年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
	第 4 号認定	令和 6 年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
	第 5 号認定	令和 6 年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
	第 6 号認定	令和 6 年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入 歳出決算
	第 7 号認定	令和 6 年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算
	第 8 号認定	令和 6 年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算
	第 9 号認定	令和 6 年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算
	第 1 0 号認定	令和 6 年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算
	第 1 1 号認定	令和 6 年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算
	第 1 2 号認定	令和 6 年度島本町水道事業会計決算
	第 1 3 号認定	令和 6 年度島本町下水道事業会計決算

(議事日程第1号)

日程第3 一般質問

- 河上議員 1. 島本町内の交通環境を良くするために
2. 島本のブランド箭の危機を考える
3. 生理用品の設置について
～生理の貧困と女性の社会進出～
4. 島本町は排他主義と排外主義にどう向き合うか
- 月足議員 1. 「学校現場で盗撮を起こさせない町に」
2. 「島本町の耳鼻科医院不足について」
- すえおか議員 1. 人口急増による教育環境と高さ規制について
2. 温水プール新設によるプール授業の必要性について
3. 住民税の減免に関わる基準など町が作成する要綱の公開を
- 永山議員 1. どうなる歴史文化資料館 利活用の調査結果は？
2. 住民の知る権利に意識をおいた対応を
- 川嶋議員 1. 安心して搾乳ができる環境整備について
2. 不登校児童生徒への支援の充実について
- 西山議員 創業支援プログラムについて
- 山口議員 選挙におけるポスター掲示場について
- 清水議員 1. 森林整備について
2. 部活動の地域連携・地域移行について
- ナカジマ議員 「時代に合わせた休日開庁日や窓口の平日時間延長の設定を！」
- 中田議員 1. 地球温暖化対策について
2. 政策議論における数字エビデンスの重要性について

令和 7 年島本町議会 9 月定例会議議事日程

議事日程第 2 号

令和 7 年 9 月 4 日（木）午前 10 時開議

日程第 1 一般質問

- 中田議員 1. 地球温暖化対策について
2. 政策議論における数字エビデンスの重要性について

日程第 2 第 7 号報告 令和 6 年度島本町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第 3 第 8 号報告 令和 6 年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結果報告について

日程第 4 第 53 号議案 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 5 第 54 号議案 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 6 第 55 号議案 大字東大寺財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 7 第 56 号議案 島本町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第 8 第 57 号議案 島本町立幼稚園設置条例及び島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について

日程第 9 第 58 号議案 令和 7 年度島本町一般会計補正予算（第 4 号）

第 59 号議案 令和 7 年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

第 60 号議案 令和 7 年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 10 第 61 号議案 令和 7 年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 11 第 62 号議案 令和 7 年度島本町大字桜井財産区特別会計補正予算（第 1 号）

日程第12	第 6 3 号議案	令和 6 年度島本町水道事業剰余金の処分について
	案 6 4 号議案	令和 6 年度島本町下水道事業剰余金の処分について
	第 1 号認定	令和 6 年度島本町一般会計歳入歳出決算
	第 2 号認定	令和 6 年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算
	第 3 号認定	令和 6 年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
	第 4 号認定	令和 6 年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
	第 5 号認定	令和 6 年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
	第 6 号認定	令和 6 年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入 歳出決算
	第 7 号認定	令和 6 年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算
	第 8 号認定	令和 6 年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算
	第 9 号認定	令和 6 年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算
	第 1 0 号認定	令和 6 年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算
	第 1 1 号認定	令和 6 年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算
	第 1 2 号認定	令和 6 年度島本町水道事業会計決算
	第 1 3 号認定	令和 6 年度島本町下水道事業会計決算

令和 7 年島本町議会 9 月定例会議議事日程

議事日程第 3 号

令和 7 年 9 月 5 日（金）午前 10 時開議

日程第 1	第 63 号議案	令和 6 年度島本町水道事業剰余金の処分について
	案 64 号議案	令和 6 年度島本町下水道事業剰余金の処分について
	第 1 号認定	令和 6 年度島本町一般会計歳入歳出決算
	第 2 号認定	令和 6 年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算
	第 3 号認定	令和 6 年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
	第 4 号認定	令和 6 年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
	第 5 号認定	令和 6 年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
	第 6 号認定	令和 6 年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算
	第 7 号認定	令和 6 年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算
	第 8 号認定	令和 6 年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算
	第 9 号認定	令和 6 年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算
	第 10 号認定	令和 6 年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算
	第 11 号認定	令和 6 年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算
	第 12 号認定	令和 6 年度島本町水道事業会計決算
	第 13 号認定	令和 6 年度島本町下水道事業会計決算

議員の派遣について（報告）

島本町議会会議規則第129条第1項ただし書きの規定に基づき、次のとおり議員を派遣したので報告する。

令和 7 年 9 月 3 日

島本町議会

議長 大久保たかゆき

1 大阪府町村議長会議員セミナー

- (1) 目的 議員活動に資する外部専門知識修養のため
- (2) 研修内容 自治体が取り組む「防災DX」
- (3) 派遣場所 大阪府中央区（シティプラザ大阪）
- (4) 期 間 令和 7 年 8 月 22 日
- (5) 派遣議員 （出席議員13名）

ナカジマ議員、大久保議員、すえおか議員、
月足議員、河上議員、清水議員、福島議員、
山口議員、西山議員、中田議員、永山議員、
川嶋議員、野口議員

第 7 号 報 告

令和 6 年度島本町健全化判断比率及び資金不足比率
の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、令和 6 年度島本町健全化判断比率及び資金不足比率を次のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 3 日提出

島本町長 山 田 紘 平

令和6年度島本町健全化判断比率及び資金不足比率

1 健全化判断比率

(単位：％)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (1 3 . 7 2)	— (1 8 . 7 2)	5 . 8 (2 5 . 0)	— (3 5 0 . 0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」で表している。
- 2 括弧内は、本町の早期健全化基準である。

2 資金不足比率

(単位：％)

特別会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	—
下水道事業会計	—

備考

- 1 資金不足額がない場合は、「—」で表している。
- 2 経営健全化基準は、20％である。

令和6年度健全化判断比率の概要について

(単位：千円)

$$\text{①実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{\text{赤字額なし}}{8,109,521} = \boxed{\text{該当なし}} \%$$

(趣旨) 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

- ・一般会計等の実質赤字額とは、一般会計、土地取得事業特別会計、大沢地区特設水道施設事業特別会計における実質赤字の額
- ・標準財政規模とは、地方公共団体の一般財源の標準的な規模を示すもので、標準税収入額等と普通交付税額を合わせた額
なお、標準財政規模には臨時財政対策債発行可能額を含む

$$\text{②連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{\text{赤字額なし}}{8,109,521} = \boxed{\text{該当なし}} \%$$

(趣旨) 全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

- ・連結実質赤字額とは、イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ) 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ) 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ) 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ) 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{③実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(3カ年平均)

令和4年度	=	$\frac{506,216}{6,640,174}$	=	7.62354	%	} 5.8 %
令和5年度	=	$\frac{351,646}{6,762,891}$	=	5.19964	%	
令和6年度	=	$\frac{343,558}{7,315,318}$	=	4.69642	%	

(趣旨) 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

- ・準元利償還金とは、イからニまでの合計額
 - イ) 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ロ) 組合、地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ) 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ニ) 一時借入金の利子（基金繰替運用に係る利子を除く）

$$\begin{aligned}
 \text{④将来負担比率} &= \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \\
 &= \frac{\blacktriangle 2,607,259}{7,315,318} = \boxed{\text{該当なし}} \%
 \end{aligned}$$

(趣旨) 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

- ・ 将来負担額とは、イからチまでの合計額
 - イ) 一般会計等の地方債現在高
 - ロ) 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費に係るもの)
 - ハ) 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
 - ニ) 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ) 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ) 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト) 連結実質赤字額
 - チ) 組合等の連結実質赤字額相当のうち一般会計等の負担見込額
- ・ 充当可能基金額とは、イからヘまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

令和6年度資金不足比率の概要について

(単位：千円)

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

$$\text{水道事業会計} = \frac{\text{資金不足額なし}}{510,189} = \boxed{\text{該当なし}} \%$$

$$\text{下水道事業会計} = \frac{\text{資金不足額なし}}{627,624} = \boxed{\text{該当なし}} \%$$

- ・ 資金の不足額(一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定)
 - (流動負債+建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高-流動資産)
 - 解消可能資金不足額
- ・ 事業の規模
 - 営業収益の額-受託工事収益の額

令和 6 年度島本町各会計決算に係る健全化判断比率審査に関する意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により審査に付された令和 6 年度島本町各会計決算に係る健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり本審査の意見を付します。

令和 7 年 8 月 1 8 日

島本町監査委員 道 簾 佳 久

島本町監査委員 福 嶋 保 雄

令和 6 年度島本町各会計決算に係る健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、計数が適正であったことを認める。

令和 6 年度島本町水道事業会計決算及び令和 6 年度島
本町下水道事業会計決算に係る資金不足比率審査に関
する意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により審査に付された令和 6 年度島本町水道事業会計決算及び令和 6 年度島本町下水道事業会計決算に係る資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり本審査の意見を付します。

令和 7 年 8 月 18 日

島本町監査委員 道 簾 佳 久

島本町監査委員 福 嶋 保 雄

令和 6 年度島本町水道事業会計決算及び令和 6 年度島本町下水道事業会計決算に係る資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、計数が適正であったことを認める。

第 8 号 報 告

令和 6 年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結
果報告について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第
1 6 2 号）第 2 6 条第 1 項の規定により、令和 6 年度島本町教育
委員会の点検・評価に係る結果を別紙のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 3 日提出

島本町教育委員会

教育長 横 山 寛

令和 6 年度
島本町教育委員会
点検・評価結果報告書

令和 7 年 8 月
島本町教育委員会

目 次

1 知・徳・体の調和と生きる力の育成	1
(1) 小中一貫教育の推進及びキャリア教育の推進	1
(2) 確かな学力の育成	5
(3) 英語教育の推進	10
(4) 豊かな人間性の育成	13
(5) 健康教育・保育の充実と体力づくりの推進	18
(6) 保幼小連携の推進	23
(7) 支援教育・保育の充実	25
2 信頼される学校・幼稚園・保育所・学童保育室づくり	31
(1) 地域に根付いた学校・幼稚園・保育所・学童保育室の運営体制の推進 ...	31
(2) 安全・安心な学校・幼稚園・保育所・学童保育室づくり	34
(3) 教職員の資質向上とサービスの徹底	38
(4) 快適な教育・保育環境の整備	43
3 社会教育と生涯学習の推進	46
(1) 青少年健全育成の推進	46
(2) 文化財保護の推進	49
(3) 生涯学習活動の推進	54
(4) 図書館サービスの推進	57
(5) スポーツ活動の推進	62

島本町教育委員会の点検・評価について

Ⅰ 趣旨

効果的な教育行政を推進し、住民への説明責任を果たすため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行うもの。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第26条

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（中略）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 点検・評価の方法

(1) 基本的事項

前年度の「島本町教育・保育重点目標」に対する進捗状況を点検・評価する。

(2) 点検・評価項目について

教育・保育重点目標における【目標項目】を「点検・評価項目」として設定し、項目ごとに「点検・評価シート」を作成する。

評価を行うに当たっては、各【目標項目】における【重点課題】の項目ごとに、前年度の取組状況を点検の上、「点検・評価項目」全体における総合評価を行う。

○ 達成	令和6年度に目指す結果を達成した
△ 概ね達成	令和6年度に目指す結果を概ね達成できた
× 未達成	令和6年度に目指す結果を達成できなかった

(3) 学識経験者の知見活用

点検・評価の実施に当たっては、「点検・評価協力者」として次の2名から助言を受けた。

ふりがな	ながい かんじ
氏 名	長井 勘治
所属・職名	武庫川女子大学 健康・スポーツ科学部 健康・スポーツ科学科 特任教授

ふりがな	なかむら くみこ
氏 名	中村 公美子
所属・職名	大阪成蹊大学 教育学部 非常勤講師

3 点検・評価結果

別紙「点検・評価シート」のとおり。

4 点検・評価に関する今後の取組

今回の点検・評価結果及び学識経験者からの意見を踏まえ、今後、教育委員会として次のとおり取り組んでいく。

- 今後も継続して、総合教育会議において、課題となっている諸施策を中心に町長と積極的に意見交換及び協議を行う。
- 点検・評価結果を分析し、今後の教育・保育重点目標及び諸施策に反映させるとともに、継続して課題となっている事業等については、早期に課題解決できるよう、従来の方法だけでなく、新しい方法を検討し、迅速かつ計画的に取組を推進する。
- 町の教育を取り巻く諸課題について、教育委員会の附属機関や関係団体、町の関係機関等と連携を密にしながら、解決に取り組む。

1 知・徳・体の調和と生きる力の育成

(1) 小中一貫教育の推進及びキャリア教育の推進

① 令和6年度重点目標

ア 小中一貫教育

小中学校の教員が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な小中一貫教育の推進に係る指導方法の工夫・改善を図るとともに、昨年度まで3か年計画で取り組んだみづまるキッズプランにおける「みづまるキッズカリキュラム」を踏まえた取組を推進する。

イ 授業改善

全ての教科において「主体的・対話的で深い学び」を推進していくために、児童・生徒のコミュニケーション力を育成し、一人一人が違いを認め合い、自分らしさを発揮できる学級づくり、集団づくりに努める。

ウ キャリア教育

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促すキャリア教育を推進し、児童・生徒が社会参画する上で必須となる力を培う。

エ 進路指導

府立高等学校の特色づくり、厳しい就職状況等、中学校卒業時の進路選択に係る状況が大きく変化していることを踏まえ、全ての生徒に対して進路保障を図る観点から、進学や就職に関する情報収集・提供に努め、学校における進路ガイダンス機能の充実を図るとともに、中学1年生時より適切な進路指導・支援を踏まえたキャリア教育を計画的に行う。

オ 探究的な学習

総合的な学習の時間を柱に、探究的な学習を重視するとともに、教科横断的な視点で学校の教育目標と関連付けた計画を作成する。

② 本年度の指示事項

ア 小中一貫教育

児童・生徒の実態に応じた習熟度別指導や、確かな学力を育成する指導等を推進するとともに、効果検証に努め、その結果を生かし、指導方法の工夫改善を図ること。加えて、みづまるキッズプランがめざす子ども像及びつきたい3つの力（自己表現力・課題探究力・社会参画力）について、各校で共通認識の下、具体的な取組の推進を図ること。

イ 授業改善
児童・生徒のコミュニケーション力の育成に向け、小・中学校の各学級・各教科において、対話のある授業及び互いに認め合える集団づくりに努めること。
ウ キャリア教育
「キャリア・パスポート」※を活用するに当たって、児童・生徒が振り返りの中で、自らの変容に気づき、自己理解を深め、主体的に学びに向かう力を付けていくことができるよう努めること。 ※キャリアパスポート 特別活動をはじめとしたキャリア教育に関わる活動について、学びのプロセスを記述し振り返ることができることを目指した教材
エ 進路指導
進学希望者に対しては、進路選択が多様化してきていることから、高等学校合同学校説明会や、各高等学校が実施する体験入学等を活用し、進路に係る情報収集・提供など、学校において適切なアドバイスと支援に努めること。 進路に関する書類の作成に当たっては、組織的な校内進路指導体制の下、全ての教職員が相互に緊密な連携を図り、適正な事務処理を行うよう努めること。
オ 探究的な学習
社会と自分との関連を意識させるため、身近な地域を含めた社会の課題を取り扱うことや、地域の教育資源の活用により多様な学習活動の充実を図るとともに、「みづまろキッズカリキュラム」を踏まえた活動を取り入れること。

③ 実施内容及び評価

ア 小中一貫教育	達成状況	○
島本町小中一貫教育推進協議会が中心となり、小中合同授業研究会や夏季教育セミナー等の開催を通して小中学校の教員が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程の編成や系統的な指導方法の工夫・改善に努めた。また、小中合同授業では、国語、英語・外国語、図工・美術の研究授業を行い、学識経験者から指導助言をいただいた。		
イ 授業改善	達成状況	○
「主体的・対話的で深い学び」の実現のために、必然性のある学習課題の設定や思考ツールの活用を各学校で推進するとともに、定期開催した学力向上担当者会において、町としての学力向上ビジョンや、大阪府教育庁や国の動向を踏まえた指導助言を行った。また、あらゆる学習の基盤たる集団づくりについては、総合的な学習の時間や特別活動において重点的に取り組んだ。		

ウ キャリア教育			達成状況	△																																																
キャリア教育については、各学校が教科等と連携し、児童・生徒の発達段階に応じてカリキュラム・マネジメントの視点を持ち、「キャリア・パスポート」を活用しながら推進した。しかしながら、全国学力・学習状況調査の児童質問では、「あなたは将来の夢や目標を持っていますか」の肯定的回答率が昨年度を下回る結果となった。 また、学校教育自己診断の保護者質問では、キャリア教育の実施状況に関する肯定的回答割合が6割程度にとどまった。 【「あなたは、将来の夢や目標を持っていますか」で肯定的回答の割合(%)】 <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">令和5年度</th><th colspan="2">令和6年度</th></tr><tr><th>小学校6年生</th><th>中学校3年生</th><th>小学校6年生</th><th>中学校3年生</th></tr><tr><td>島本町</td><td>84.1</td><td>68.4</td><td>82.3</td><td>68.4</td></tr><tr><td>大阪府平均</td><td>79.6</td><td>64.1</td><td>81.8</td><td>64.0</td></tr><tr><td>全国平均</td><td>81.5</td><td>66.3</td><td>82.4</td><td>66.3</td></tr></table> ※ 全国学力・学習状況調査 児童質問及び生徒質問より 【学校におけるキャリア教育の実施状況について肯定的回答の割合(%)】 <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">令和5年度</th><th colspan="2">令和6年度</th></tr><tr><th>小学校</th><th>中学校</th><th>小学校</th><th>中学校</th></tr><tr><td>児童・生徒</td><td>80.9</td><td>88.5</td><td>80.1</td><td>90.0</td></tr><tr><td>保護者</td><td>58.8</td><td>56.3</td><td>59.5</td><td>62.6</td></tr><tr><td>教職員</td><td>88.4</td><td>95.4</td><td>90.7</td><td>97.1</td></tr></table> ※ 学校教育自己診断（島本町）より						令和5年度		令和6年度		小学校6年生	中学校3年生	小学校6年生	中学校3年生	島本町	84.1	68.4	82.3	68.4	大阪府平均	79.6	64.1	81.8	64.0	全国平均	81.5	66.3	82.4	66.3		令和5年度		令和6年度		小学校	中学校	小学校	中学校	児童・生徒	80.9	88.5	80.1	90.0	保護者	58.8	56.3	59.5	62.6	教職員	88.4	95.4	90.7	97.1
	令和5年度		令和6年度																																																	
	小学校6年生	中学校3年生	小学校6年生	中学校3年生																																																
島本町	84.1	68.4	82.3	68.4																																																
大阪府平均	79.6	64.1	81.8	64.0																																																
全国平均	81.5	66.3	82.4	66.3																																																
	令和5年度		令和6年度																																																	
	小学校	中学校	小学校	中学校																																																
児童・生徒	80.9	88.5	80.1	90.0																																																
保護者	58.8	56.3	59.5	62.6																																																
教職員	88.4	95.4	90.7	97.1																																																
エ 進路指導			達成状況	○																																																
中学校における進路学習については、進路指導用冊子「進路資料」をデジタル媒体で作成し、各中学校において全学年に配布し、進路説明会や進路学習活動の中で活用した。特に、支援学級在籍生徒や不登校傾向にある生徒、外国籍の生徒等の進路指導に関しては、各学校と教育委員会及び関係機関が連携を密にしながら、当該生徒や保護者への十分なガイダンスや高等学校受験に係る配慮申請等を行った。 また、各中学校において実施される進学に関する成績処理や書類作成等については、複数人で複数回の点検を行う等、ミスの無いように慎重に対応し、完了した。 【各年度の中学校卒業生に係る高等学校への進学率(%)】 <table><tr><th>年度</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr><tr><td>島本町</td><td>98.9(93.1)</td><td>99.3(87.9)</td></tr></table> ※ ()内は、全日制高校への進学率 【年間30日以上欠席がある不登校生徒(卒業生)の進路状況(人)】 <table><tr><th colspan="2">年度</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr><tr><td colspan="2">卒業生のうち年間30日以上欠席のあった不登校生徒数</td><td>19</td><td>24</td></tr><tr><td rowspan="3">内訳</td><td>進学した者</td><td>17</td><td>23</td></tr><tr><td>専修学校入学者</td><td>0</td><td>1</td></tr><tr><td>その他(就職、進路未定等)</td><td>2</td><td>0</td></tr></table>					年度	令和5年度	令和6年度	島本町	98.9(93.1)	99.3(87.9)	年度		令和5年度	令和6年度	卒業生のうち年間30日以上欠席のあった不登校生徒数		19	24	内訳	進学した者	17	23	専修学校入学者	0	1	その他(就職、進路未定等)	2	0																								
年度	令和5年度	令和6年度																																																		
島本町	98.9(93.1)	99.3(87.9)																																																		
年度		令和5年度	令和6年度																																																	
卒業生のうち年間30日以上欠席のあった不登校生徒数		19	24																																																	
内訳	進学した者	17	23																																																	
	専修学校入学者	0	1																																																	
	その他(就職、進路未定等)	2	0																																																	

【授業等で将来の進路や生き方について考える機会があると答えた生徒の割合(%)】

年度	令和5年度	令和6年度
中学校（全学年）	88.5	90.0

※各学校の学校教育自己診断結果より

オ 探究的な学習

達成状況

○

各教科において探究的な学習の要素を取り入れた実践を進めるとともに、カリキュラム・マネジメント及びみづまるキッズカリキュラムに基づく教育実践のさらなる小中学校への拡充を図る観点から、総合的な学習や学校行事の在り方についても、小学校における児童中心の学校行事運営や地域との連携、中学校における企業と連携した課題解決型学習の実施等、随時見直し及び点検を実施した。

④ 今後の課題

● **小中一貫教育**

町全体での小中一貫教育の推進と同時に、これまでの取組実践の継承と新たな展開に向けて、中学校ブロックごと（第一中学校ブロック：二保・一幼・一小・三小・四小・一中、第二中学校ブロック：四保・二小・二中）における、特色ある連携・一貫教育の取組を推進していく。また、みづまるキッズカリキュラムの観点を通じて、キャリア教育の基盤となる各教科の学習もさらに充実させていく。

● **キャリア教育**

キャリア教育推進の柱として、「自己表現力」「課題探究力」「社会参画力」といった「見えない学力」を育むことに加え、義務教育終了までに社会的・職業的自立に必要な資質・能力を育成することを目的として、学校教育全体を通じてキャリア教育を実施できるよう、その内容を見直していく必要がある。

また、「キャリア・パスポート」やみづまるキッズカリキュラム等を活用し、9年間を見通したキャリア教育を実施し、その成果を学校だよりや学校ホームページ等で適宜発信していく必要がある。

● **進路指導**

進路選択が多様化してきていることから、迅速な情報収集と提供に努め、学校における的確な進路ガイダンス機能の充実を図ることが必要である。また、不登校生徒（増加傾向）や支援学級在籍生徒（減少傾向）、外国籍生徒（横ばい）等に対しては、早い時期から本人及び保護者のニーズを把握し、卒業後の進路を見据えた適切な指導・支援を行えるよう、適宜進路に関する情報提供と各関係機関とも連携した支援を行っていく必要がある。また、進路に関する情報を当該学年だけでなく、学校全体で共有し、慎重に事務を進めることが重要である。

(2) 確かな学力の育成

① 令和6年度重点目標

ア 学力向上

全国学力・学習状況調査、大阪府中学生チャレンジテストや小学生すくすくウォッチ等を有効に活用し、児童・生徒の学習状況を詳細に把握し、各学校の実情を踏まえた具体的な教育目標を設定し、課題の焦点化により、具体的取組を学校全体で進めることで、PDCAサイクルを機能させる。

イ 地域に開かれた学校

設定した目標の実現を目指して、学校が社会と共有・連携しながら適切な教育課程を編成し、カリキュラム・マネジメント※の実現を図り、創意工夫を生かした特色ある教育活動を実施する。

※カリキュラム・マネジメント

学習の効果の最大化を図るため、教育課程（カリキュラム）を3つの側面から見直しを行うこと。

【3つの側面】

- ・教科等横断的な視点
- ・教育課程の実施状況を評価・改善
- ・必要な人的又は物的な体制を確保

ウ 指導方法の工夫改善定数の活用

加配教員を有効に活用し、習熟度別指導を含めた少人数指導の工夫による個別最適化及び協働的な学びの実現を図る。

エ 学習環境の整備

安心して自分らしさを発揮できる学習環境の醸成に向け、ユニバーサルデザイン・合理的配慮による取組を推進し、児童・生徒が学び合うための学習規律の確立に努める。

また、全教職員が、正しい子ども理解と児童・生徒との信頼関係に基づく指導体制の確立を組織的に取り組む。

オ 主体的・対話的な深い学びの推進

児童・生徒が主体的に取り組む協働的な活動や自己存在感や充実感を感じられる取組を推進する。また、主体的・対話的で深い学びによる学習形態の授業づくりを推進する。その際には、1人1台端末の効果的な利活用についても取組を推進すること。

カ 読書活動の推進

小中学校においては、学校図書館や町立図書館を積極的に活用し、読書が好きな児童・生徒の増加に努める。また、学校図書館司書と連携を密にし、教材研究を共同で行う等、学校図書館を有効に活用する授業の在り方についても研究を推進する。

② 本年度の指示事項

ア 学力向上
大阪府中学生チャレンジテスト（全学年対象）、小学生すくすくウォッチ（５・６年生対象）及び全国学力・学習状況調査（小学校６年生・中学校３年生対象）の結果分析から本町の児童・生徒の学力等の実態把握を行い、課題の焦点化と課題に正対した取組を実施すること。
イ 地域に開かれた学校
全ての児童・生徒が主体的に学びに向かう力（資質・能力）の育成を図ること。児童・生徒が自分に合った学び方を習得する学習改善に取り組む。具体的に学習環境、学習課題、学習形態、学習評価の４点について改善に取り組むよう指導すること。
ウ 指導方法の工夫改善定数の活用
個別最適な学びの実現については、加配教員の活用による少人数・習熟度別指導の実施に加え、ボランティアの支援と協力を得ながら、学校と保護者・地域の協働・連携によって、児童・生徒に対し自学自習力の育成を図ること。
エ 学習環境の整備
令和４年１２月に更新された生徒指導提要に基づき、授業は全ての児童・生徒を対象とした発達支持的生徒指導の場と位置付け、教科の指導と生徒指導を一体化させた授業づくりに取り組むこと。
オ 主体的・対話的な深い学びの推進
スクールエンパワーメント推進事業（確かな学びをはぐくむ学校づくり推進校）を旗艦校に、全小中学校において、「対話・話し合い活動」の指導研究に努め、主体的・対話的で深い学びの授業づくりを推進すること。また、探究のプロセスを「課題の設定」、「情報の収集」、「整理・分析」、「まとめ・表現」に分けた探究中心の授業づくりを１年間の見通しを持って、計画・実施すること。 各学校において、ＩＣＴ機器を効果的に活用するために、ＩＣＴワーキング・グループ等の組織を立ち上げ、積極的活用が可能な教員を中心に、情報共有及び取組を推進すること。 また、町内小中学校で文部科学省ＣＢＴ（Ｃｏｍｐｕｔｅｒ Ｂａｓｅｄ Ｔｅｓｔｉｎｇ の略。試験における工程をすべてコンピュータ上で行うこと）システム（ＭＥＸＣＢＴ）の利用が可能になったことを鑑み、学力調査以外の場面でも大阪府教育庁の作成した英語学習ツールであるＳＴＥＰＳ ｉｎ ＯＳＡＫＡの使用等、積極的な活用を実施すること。

カ 読書活動の推進

学校図書館においては、町独自で採用している学校図書館司書等を中心とし、学校図書館の「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」としての活用を図ること。

③ 実施内容及び評価

ア 学力向上	達成状況	○															
学力担当者会議を定例で実施し、各学校における教育目標達成のための教育課程について交流を図り、教科指導と教育目標の実現を結びつけるカリキュラム・マネジメントの研究を行った。また、チャレンジテストやすすくウォッチの出題意図や正誤から読み取れる児童・生徒の傾向等について、大阪府教育庁実施の担当者会等で示された資料を基に研修等を実施した。 【授業についての意識調査結果】 肯定的回答（「よくあてはまる」及び「ややあてはまる」）の割合（％） <table><tr><th colspan="2">校種・質問事項</th><th>年度</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr><tr><td>小学校</td><td>「学校で、自ら進んで学習に取り組んでいる。」</td><td></td><td>78.0</td><td>76.3</td></tr><tr><td>中学校</td><td>「先生は、生徒が自ら進んで学ぶことができる授業を行っている。」</td><td></td><td>94.1</td><td>93.3</td></tr></table> ※ 学校教育自己診断（島本町）より			校種・質問事項		年度	令和5年度	令和6年度	小学校	「学校で、自ら進んで学習に取り組んでいる。」		78.0	76.3	中学校	「先生は、生徒が自ら進んで学ぶことができる授業を行っている。」		94.1	93.3
校種・質問事項		年度	令和5年度	令和6年度													
小学校	「学校で、自ら進んで学習に取り組んでいる。」		78.0	76.3													
中学校	「先生は、生徒が自ら進んで学ぶことができる授業を行っている。」		94.1	93.3													
イ 地域に開かれた学校	達成状況	○															
「学校教育自己診断」について、ホームページで全体の結果概要を公表するとともに、各学校において、結果についての分析評価を基に、課題解決を意識した教育活動を行った。また、島本町立学校園支援ボランティアネットに登録された学習アドバイザーを活用し、放課後学習教室等を実施することで、地域の協働・連携を促進し、児童・生徒の自学自習力の向上を図った。 学習環境についてはユニバーサルデザインに基づいた整備を行い、学習課題及び学習形態については学力向上担当者会議で確認し、必然性のある課題設定を行うことができた。学習評価については、事前に基準について児童・生徒及び保護者に周知した上で行った。																	
ウ 指導方法の工夫改善定数の活用	達成状況	○															
指導方法の工夫改善定数加配を活用し、各学校が抱える実践上の課題を把握し、その解決に向けて、組織的に取り組むために校内研究の充実や具体的方法についての検討を図り、課題に正対した加配配置によるチーム・ティーチングや習熟度別学習等の独自の学力向上に係る取組を実践した。																	

エ 学習環境の整備		達成状況	○
児童・生徒の学習状況を検証し、学習の改善や教職員の授業の向上を図るため、ユニバーサルデザインの観点を踏まえた授業スタンダードを設定した。また、発達支持的生徒指導の観点から、「個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支える」ことを念頭に、授業をはじめとする教育活動に取り組んだ。			
オ 主体的・対話的な深い学びの推進		達成状況	○
協働的な活動や自己存在感及び充実感を感じることができるような取組の根幹として、道徳教育推進教員を中心に、「考え、議論する道徳」を実践した。また、主体的・対話的で深い学びの推進に向けて、タブレット端末やシンキングツールの活用等を増やし、児童・生徒の教育活動が深化する仕掛けを多く取り入れた。また、MEXCBT上で実施された全国学力・学習状況調査の生徒質問紙調査等を通じ、より効果的なCBTシステムの活用について研究を深めた。			
カ 読書活動の推進		達成状況	△
各学校において、朝の読書活動の推進や図書館の環境及び蔵書の整備、読書週間における様々な活動及び読書指導を意識した授業の展開等を行った。また、町独自で、学校図書館司書を各学校に1人ずつ継続して配置するとともに、カリキュラム・マネジメントの視点を持ち、総合的な学習の時間を中心に、調べ学習の際に学校図書館を活用した。 学校図書館の貸出冊数は前年度より増加したが、学校教育自己診断の読書活動に関する質問では、児童・生徒の肯定的回答割合は昨年度を下回る結果となった。			
【読書習慣及び学校図書館利用についての意識調査結果】 肯定的回答（「よくあてはまる」及び「ややあてはまる」）の割合（％）			
年度 校種・質問事項		令和5年度	令和6年度
小学校	「読書をよくする。」	69.3	67.4
中学校	「学校では、朝読書など、読書活動に積極的に取り組んでいる。」	91.8	91.2
学校教育自己診断（島本町）より			
【島本町立学校図書館の貸出数】			
年度 校種・質問事項		令和5年度	令和6年度
小学校	児童貸出総数(冊)	178,872	179,013
	児童総数(人)	1,931	1,939
	一人当たりの貸出冊数(冊)	92	92
中学校	生徒貸出総数(冊)	13,305	18,527
	生徒総数(人)	874	912
	一人当たりの貸出冊数(冊)	15	20

④ 今後の課題

● 学力向上

スクール・エンパワーメント推進事業を柱に、みづまるキッズ保育・教育ビジョンが目指す子ども像と実現するための3つの力、「自己表現力」「課題探究力」「社会参画力」の育成を目標として、見えない学力の伸長及び「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、対話のある授業づくりを推進する。また、指導と評価の一体化を意識し、評価・評定についての説明責任を果たし、より透明性の高い評価について研究を進めていく。

● 指導方法の工夫改善定数の活用

児童・生徒の学力向上を目指して、小学校教科担任、習熟度別指導・少人数指導等を通じて、自学自習力を高めていくとともに、1人1台端末等を活用し、「個別最適化された学び」と「協働的な学び」を推進していく必要がある。特に、大阪府教育庁作成の「情報活用能力ステップシート」を活用し、各学齢で身に付けるべきタブレット端末の活用及び情報活用能力について整理し、授業実践を重ねていく。

● 読書活動の推進

読書習慣を身に付けることは、学力向上とも深く関わっている。学校は、読書習慣を形成していく上で、大きな役割を担っていることから、学校全体での組織的な取組を続けていく必要があると考える。そのために、図書館司書を中心に、学校図書館の環境整備を行うとともに、授業での学校図書館の活用、学校図書館司書の教室での授業参加等学校全体で読書力を育てる授業づくりに継続して取り組む。

(3) 英語教育の推進

① 令和6年度重点目標

ア 外国人英語指導助手派遣（幼稚園・保育所）
就学前（保育所5歳児・幼稚園）では、定期的に外国人英語指導助手（ALT）による体験的・活動的な英語活動・多文化理解教育を実施する。
イ 外国人英語指導助手派遣（小学校）・オンライン英会話
小中学校においては、英語を実際に活用する場面を設定し、互いの考えや気持ち等を英語で即興的に伝え合う対話的な言語活動を行うよう努める。
ウ 英語教育の学習成果と課題の検証
授業アンケートや大阪府中学生チャレンジテスト等を活用し、児童・生徒の学習成果や課題を客観的に検証する。
エ ALTを通じた多文化理解
小学校では、聞くことを中心に外国語に慣れ親しませ、言語や文化について体験的に理解を深めるとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てる。

② 本年度の指示事項

ア 外国人英語指導助手派遣（幼稚園・保育所）
外国人講師の活用にあたっては、法令を遵守し、適正な活用に努めること。また、長期休業中等を活用して、研修等を行えるよう努めること。
イ 外国人英語指導助手派遣（小学校）・オンライン英会話
小学校では全学年にALTを配置し、体験を重視した英語活動を実施する。中学校では、外国人講師と双方向でのコミュニケーションの充実を図ることを目的に、1人1台端末を活用したオンライン英会話を複数回（中学校各学年：年間6回）実施し、生徒の実践的・即興的なやりとりする力を向上させるよう図ること。
ウ 英語教育の学習成果と課題の検証
授業アンケートでは意欲面を、大阪府中学生チャレンジテストの結果では学力面の成果と課題を収集し、授業改善等に資すること。
エ ALTを通じた多文化理解
小学校5・6年生においては、専科教員や加配教員を十分に活用し、児童の資質能力向上や教職員の負担軽減に努めつつ、ALTを効果的に運用して、児童の英語コミュニケーション能力の伸長を図ること。

③ 実施内容及び評価

ア 外国人英語指導助手派遣（幼稚園・保育所）	達成状況	○																								
外国人英語指導助手（ALT）を各幼稚園・保育所に派遣し、就学前においては、体験的・活動的な英語教育を、2週間～3週間当たり1回程度で年間10回、英語を用いたコミュニケーション活動を実施した。 【活動（外国人講師配置）状況】 <table border="1" data-bbox="229 537 1370 660"> <tr> <td colspan="2">配置人数</td><td>2人</td></tr> <tr> <td>幼稚園（1園） 保育所（2所）</td><td>全所・園配置</td><td>10回/年</td></tr> </table>			配置人数		2人	幼稚園（1園） 保育所（2所）	全所・園配置	10回/年																		
配置人数		2人																								
幼稚園（1園） 保育所（2所）	全所・園配置	10回/年																								
イ 外国人英語指導助手派遣（小学校）・オンライン英会話	達成状況	○																								
小学校では、1・2年生で2週間～3週間に1回程度で年間10回、3～6年生では1週間～2週間に1回程度で年間20回ALTを配置し、英語活動を実施した。また、小学校英語専科加配教員を活用し、専門性を持った教員が授業を展開することで、小学校担任の負担軽減及び質の高い英語教育を実践した。 中学校では、1人1台端末を活用し、外国人講師と対面で1回25分のオンライン英会話を各学年年間6回実施し、英語を用いた即興的なコミュニケーション能力の向上や多文化理解教育を実践した。 【活動（外国人英語講師配置）状況】 <table border="1" data-bbox="229 1120 1370 1247"> <tr> <td colspan="2">配置人数</td><td>2人</td></tr> <tr> <td>小学校（4校）</td><td>全校配置</td><td>1年生・2年生：10回/年 3年生～6年生：20回/年</td></tr> </table> 【活動（オンライン英会話）状況】 <table border="1" data-bbox="229 1323 1370 1442"> <tr> <td colspan="2">配置人数</td><td>生徒1人に対して1人</td></tr> <tr> <td>中学校（2校）</td><td>全校配置</td><td>1年生～3年生：6回/年</td></tr> </table> 【児童の意識（小学校3年生～6年生）】 肯定的回答（「よくあてはまる」及び「ややあてはまる」）の割合（%） <table border="1" data-bbox="229 1559 1370 1868"> <tr> <th>質問事項</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr> <tr> <td>(1) 外国語活動や英語の勉強は好きだ。</td><td>77.9</td><td>73.7</td></tr> <tr> <td>(2) 外国語活動や英語の授業中にわからないことがあったとき、先生や友達に尋ねてわかろうとしている。</td><td>85.5</td><td>83.9</td></tr> <tr> <td>(3) 外国語活動や英語の授業で学習したことは、将来、社会に出たときに役に立つと思う。</td><td>92.9</td><td>92.8</td></tr> </table> ※ 英語教育アンケート（島本町）より			配置人数		2人	小学校（4校）	全校配置	1年生・2年生：10回/年 3年生～6年生：20回/年	配置人数		生徒1人に対して1人	中学校（2校）	全校配置	1年生～3年生：6回/年	質問事項	令和5年度	令和6年度	(1) 外国語活動や英語の勉強は好きだ。	77.9	73.7	(2) 外国語活動や英語の授業中にわからないことがあったとき、先生や友達に尋ねてわかろうとしている。	85.5	83.9	(3) 外国語活動や英語の授業で学習したことは、将来、社会に出たときに役に立つと思う。	92.9	92.8
配置人数		2人																								
小学校（4校）	全校配置	1年生・2年生：10回/年 3年生～6年生：20回/年																								
配置人数		生徒1人に対して1人																								
中学校（2校）	全校配置	1年生～3年生：6回/年																								
質問事項	令和5年度	令和6年度																								
(1) 外国語活動や英語の勉強は好きだ。	77.9	73.7																								
(2) 外国語活動や英語の授業中にわからないことがあったとき、先生や友達に尋ねてわかろうとしている。	85.5	83.9																								
(3) 外国語活動や英語の授業で学習したことは、将来、社会に出たときに役に立つと思う。	92.9	92.8																								

ウ 英語教育の学習成果と課題の検証		達成状況	△																		
小学校（４～６年生）では、授業アンケートを実施し、中学校では、全国学力・学習状況調査や大阪府中学生チャレンジテスト、普段の授業における取組等から、全生徒の英語力を測り、分析した。 英検３級相当以上の割合は、昨年度に比べ、１０．１％下回る結果となった。生徒の英語力の見取り方については、外部のアセスメントを中心に活用していたものから、英語科教職員によるものに移行した。今後も適切な見取り方について研究を続けていく必要がある。 【生徒（中学校３年生）の英語力の状況（％）】 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">年度</th><th>令和５年度</th><th>令和６年度</th></tr> <tr> <th rowspan="2">級</th><th>島本町</th><td>72.9</td><td>62.8</td></tr> <tr> <th>全国</th><td>50.0</td><td>52.4</td></tr> <tr> <th rowspan="2">３級以上相当以上</th><th>島本町</th><td>45.8</td><td>38.3</td></tr> <tr> <th>全国</th><td>27.9</td><td>27.8</td></tr> </table> ※「英語教育実施状況調査」（文部科学省）より				年度		令和５年度	令和６年度	級	島本町	72.9	62.8	全国	50.0	52.4	３級以上相当以上	島本町	45.8	38.3	全国	27.9	27.8
年度		令和５年度	令和６年度																		
級	島本町	72.9	62.8																		
	全国	50.0	52.4																		
３級以上相当以上	島本町	45.8	38.3																		
	全国	27.9	27.8																		
エ A L T を通じた多文化理解		達成状況	○																		
小学校におけるA L T の活用については、各校の英語専科加配教員等が中心となり、外国語授業のみならず、学校行事等においても積極的な活用を行い、児童の多文化理解やコミュニケーション能力伸長の端緒を築くことができ、教職員の負担軽減を図りつつ高い学習効果を得ることができた。																					

④ 今後の課題

● 外国人英語指導助手派遣（小学校）・オンライン英会話

児童・生徒が英語を通じて自分の思いや考えを互いに伝え合い、尊重し合えるようになるため、学校生活全体の中で、A L T による教職員向け研修の実施、オールイングリッシュでの授業実践等、「聞くこと」「話すこと」の育成のため発話量が増える取組をさらに推進するとともに、外国人講師と児童生徒のやり取りをいかに授業改善に生かすか、研究していく必要がある。

また、中学校教員は、専門性をより発揮し、小中学校が連携した授業改善の取組において中心的な役割を担うことが求められる。

● 英語教育の学習成果と課題の検証

文部科学省C B T システム（M E X C B T）において、英語力のアセスメントが可能な問題の活用を推進するとともに、大阪府教育庁が作成した大阪版C A N－D O リスト等を活用し、児童・生徒の英語力を客観的な視点から把握する。

また、中学校においては、オンライン英会話実施後に生徒アンケートを行い、意欲面等の効果について検証する。

(4) 豊かな人間性の育成

① 令和6年度重点目標

ア 生徒指導

全ての児童・生徒にとって安心して学べる教室をつくるため、児童・生徒理解に基づく信頼関係を構築し、自己肯定感及び自己有用感を高めることができるよう努める。

イ 道徳教育

児童・生徒の豊かな人間性を育むため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進する。一人一人の児童・生徒が道徳的価値を自覚し、自己の生き方について考えを深めるとともに、日常生活や様々な場面や状況で、道徳的価値を実現するための適切な行為を主体的に選択し、実践することができるような内面的資質の向上を図る。

ウ 人権教育

人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、女性、子ども、障害者、同和問題（部落差別）、在日外国人、性的マイノリティ、感染症等に係る人権問題をはじめ、様々な人権問題の解決を目指した教育を人権教育として総合的に推進する。その基盤となる力（全ての児童・生徒の自尊感情とともに、自己実現する力、物事を確かな根拠に基づいて、客観的・論理的に考える力、自他の人権を認め合うとともに、行動に移すことができる力）を育成する。

エ スクールソーシャルワーカー配置

いじめ・暴力行為等の問題行動に対して、学校のみならず家庭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、府のスクールロイヤー等の専門人材を活用し、校内の生徒指導体制の充実を図り、関係機関が一体となったチームによる取組を推進する。

オ いじめ防止等基本方針に基づいた取組

「島本町いじめ防止等基本方針」を踏まえ、いじめの防止等に取り組む。いじめの早期発見や対応の在り方等について、管理職及び教職員の理解を深めておくよう指導する。

カ 児童・生徒支援

不登校児童生徒又はそれに準ずる児童生徒に対し、家庭及び関係機関と連携しながら「きめの細かい指導・支援」のより一層の充実を図るとともに、個の状況に応じた多様な学びの場や居場所を提供できるよう努める。

キ 児童虐待防止

教職員一人一人が児童虐待やヤングケアラーを発見しやすい立場であることを自覚し、児童虐待の認識を深め、子どものわずかな変化も見逃さないよう日頃から十分注意を払い、早期発見・早期対応に努め、関係機関との連携を行う。ヤングケアラーについて、教職員の理解を深めるとともに、早期発見・把握に努め、関係機関や専門家と連携し、適切な支援につなげる。

② 本年度の指示事項

ア 生徒指導

各学級担任が、全ての児童・生徒が安心して過ごすことができるような学級づくりを行うこと。そのために、各学級の状況に応じた発達支持的生徒指導を工夫すること。

イ 道徳教育

各校の道徳教育推進教師が中心となり、児童・生徒の成長段階に応じた系統的な道徳教育年間計画を作成するとともに、特別の教科 道徳を要として、学校の教育活動全体を通じて推進すること。

ウ 人権教育

全ての教職員が研修等を通じて自らの人権感覚を高めるとともに、あらゆる場面で人権意識を絶えず見つめ直しつつ教育活動を行うよう指導すること。また、各校における人権教育年間計画に基づいた人権教育に取り組み、児童・生徒一人一人が人権及び人権問題に関する正しい理解と、その基盤となる力を育むことができるよう工夫すること。

エ スクールソーシャルワーカー配置

各校において校内生徒指導体制のさらなる充実を図るとともに、児童・生徒一人一人の心身の状況把握に努め、様々な思いや悩み、不安を持つ児童・生徒に対して、保護者や専門家、関係機関と連携しながら、教職員全体で支えていくこと。

オ いじめ防止等基本方針に基づいた取組

いじめの早期発見・早期対応については、日常から子ども理解に努めるとともに、子どもの不安や多様な悩みをしっかりと受け止められるよう信頼関係を築くこと。教職員がいじめ（疑いを含む。）を発見し、又は相談を受けた場合には、一人で抱え込まず、速やかに学校いじめ対策会議を開催し、組織的な対応につなげるよう指導すること。その際、被害児童・生徒の心情に寄り添った対応に努めるよう指導すること。

カ 児童・生徒支援

不登校児童・生徒の状況や背景が多様・複雑であることを踏まえ、児童・生徒が自らの進路を主体的に選択し、社会的に自立することを目指せるよう、島本町自立支援教室（教育支援センター）パコや民間の団体等との連携を含め、実状に応じた適切な支援が行われるよう指導すること。

キ 児童虐待防止

子どもへの虐待の防止に当たっては、児童虐待の防止等に関する法律の趣旨を踏まえ、「虐待を発見した場合」や確証がなくても「疑いのある場合」には、校長・園長・所長を窓口として子ども家庭センター、教育委員会、要保護児童対策地域協議会などに速やかに相談や通告を行い、学校・幼稚園・保育所等として組織的に対応するとともに各関係機関と継続的な連携を図ること。特に、早期発見の観点から、欠席が目立ち始める等心身の状態に変化が見られる児童・生徒に対して、児童虐待及びヤングケアラーの可能性も視野に入れ、児童・生徒や家庭の支援ニーズを含めた現状把握に努めながら組織的・計画的な支援を行うこと。加えて、支援する際には、事前に教職員全体でヤングケアラーに関する意識を揃えておくこと。

③ 実施内容及び評価

ア 生徒指導	達成状況	○						
不登校児童・生徒の状況や背景が多様・複雑であることを踏まえ、児童・生徒が自らの進路を主体的に選択し、社会的自立を目指せるよう、校内支援ルームの活用をはじめ、実状に応じた適切な支援が行われるよう各校に対して指導を行った。 また、発達支持的生徒指導の一環として、児童・生徒の主体性を重視し、児童会や生徒会を中心に学校行事を展開することができた。								
イ 道德教育	達成状況	○						
各校の道德教育推進教諭が中心となって年間計画を作成し、「違いを理解し、自他を尊重すること」を重視した道德教育を実施した。また、島本町人権教育研究協議会や島本町教育研究会等と連携し、教職員の道德教育における実践力を向上させるための研修を実施した。								
ウ 人権教育	達成状況	○						
島本町人権教育研究協議会における「部落問題学習」「子どもの育ちと進路保障」「ともに学び、ともに育つ」「ジェンダー平等教育」の4つの専門部会の活動が3年目となり、昨年度から継続して様々な世代の教職員が、ともに考え、ともに実践を創造する取組の充実を図ることができた。								
エ スクールソーシャルワーカー配置	達成状況	○						
大阪府スクールソーシャルワーカースーパーバイザーを講師に迎え、スクールソーシャルワーカー連絡会を開催した。ケース対応においては、各関係機関と連携し、情報共有を行うとともに、個別のケースについて検討会議を実施した。また、警察・福祉・教育・保健などの関係部局・機関が連携する要保護児童対策地域協議会にも参画し、児童虐待の通告があった場合には、ケース検討会議を開催し、適切な対応を行った。								
【スクールソーシャルワーカーの活動】								
<table><tr><td>会議名</td><td>実施回数</td></tr><tr><td>島本町教育センター連絡会</td><td>11回／年</td></tr><tr><td>島本町スクールソーシャルワーカー連絡会</td><td>3回／年</td></tr></table>			会議名	実施回数	島本町教育センター連絡会	11回／年	島本町スクールソーシャルワーカー連絡会	3回／年
会議名	実施回数							
島本町教育センター連絡会	11回／年							
島本町スクールソーシャルワーカー連絡会	3回／年							
※ スクールソーシャルワーカー一人あたり月4回、各小中学校に派遣								

オ いじめ防止等基本方針に基づいた取組			達成状況	○																																					
定例校長会や生活指導連絡協議会等を通じて、いじめの積極的な認知を周知した結果、認知件数が大幅に増加した。各事案に対しては、一つ一つ丁寧に対応し、適切な対策につなげることができた。また、島本町いじめ等対策委員会を2回開催し、いじめ防止の有効な対策等を検討するとともに、町のいじめ・不登校（虐待）対策連絡会を3回開催し、いじめを予防する包括的な取組を共有した。 【小・中学校におけるいじめの認知件数(件)及び千人率(人)】 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">校種</th><th>年度</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">小学校</td><td rowspan="2">島本町</td><td>件数</td><td>72</td><td>151</td></tr> <tr> <td>千人率</td><td>37.1</td><td>77.9</td></tr> <tr> <td>大阪府</td><td>千人率</td><td>141.3</td><td>現在未発表</td></tr> <tr> <td>全国</td><td>千人率</td><td>97.4</td><td>現在未発表</td></tr> <tr> <td rowspan="4">中学校</td><td rowspan="2">島本町</td><td>件数</td><td>63</td><td>75</td></tr> <tr> <td>千人率</td><td>72.3</td><td>82.2</td></tr> <tr> <td>大阪府</td><td>千人率</td><td>52.6</td><td>現在未発表</td></tr> <tr> <td>全国</td><td>千人率</td><td>40.7</td><td>現在未発表</td></tr> </tbody> </table> ※ 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）より ※ 千人率：児童・生徒1,000人当たりの発生率 ※ 令和5年度「いじめ」の認知ケース（小学校72件、中学校63件については解消					校種		年度	令和5年度	令和6年度	小学校	島本町	件数	72	151	千人率	37.1	77.9	大阪府	千人率	141.3	現在未発表	全国	千人率	97.4	現在未発表	中学校	島本町	件数	63	75	千人率	72.3	82.2	大阪府	千人率	52.6	現在未発表	全国	千人率	40.7	現在未発表
校種		年度	令和5年度	令和6年度																																					
小学校	島本町	件数	72	151																																					
		千人率	37.1	77.9																																					
	大阪府	千人率	141.3	現在未発表																																					
	全国	千人率	97.4	現在未発表																																					
中学校	島本町	件数	63	75																																					
		千人率	72.3	82.2																																					
	大阪府	千人率	52.6	現在未発表																																					
	全国	千人率	40.7	現在未発表																																					
カ 児童・生徒支援			達成状況	○																																					
学期に一度の児童・生徒対象のアンケートを実施し、様々な思いや悩み、不安を持つ児童・生徒一人一人の心身の状況を把握するとともに、保護者や専門家、関係機関と連携しながら、児童・生徒一人一人を教職員全体で支えていくための体制づくりに努めた。また、島本町教育支援センター自立支援教室パコや民間の団体等との連携を含め、実状に応じた適切な支援が行われるよう各校に対して指導を行った。																																									
キ 児童虐待防止			達成状況	○																																					
普段の健康観察や学期に一度の生活アンケートに加え、発達を支援する生徒指導を通じて、虐待の可能性に十分注意を払い、早期発見と対応に努めるよう各校と情報共有を行った。また、関係課と密に連携し、学校や関係課から速やかに保護者へ連絡を行うことで、保護者による虐待の早期発見・対応につなげることができた。																																									

④ 今後の課題

● 人権教育

島本町人権教育研究協議会と連携し、小中学校の教職員全体で人権意識の向上と人権に関する知識理解を深めるための研修や、人権教育の指導力の向上に向けた研修を引き続き組織的・計画的に進める。

● スクールソーシャルワーカー配置

児童・生徒の安全確認やケア等の対応について、スクールソーシャルワーカーや関係機関等と連携した取組に加えて、島本町教育センターにおける相談業務の更なる充実を図る。

● いじめ防止等基本方針に基づいた取組

いじめを予防する包括的取組として、いじめ予防につながる授業等を、年間を通じて計画的に実施する。また、一人一人の教育的ニーズを把握し、支援や配慮を要する児童・生徒が安心して学べる環境づくりに努めるとともに、いじめの積極的な認知について、各学校に指導助言を継続する。

(5) 健康教育・保育の充実と体力づくりの推進

① 令和6年度重点目標

ア 健康教育

健康教育（保健・安全教育及び食に関する指導）の推進に当たっては、学校保健委員会等を組織し、全ての学校で健康や食育に関する全体計画、年間指導計画を継続して策定する。その際、体育・保健体育や生活科等の教科と「総合的な学習の時間」や特別活動との関連を図る。また、保護者を委員とした学校保健委員会を開催するなど、家庭や地域との連携による健康教育推進に努める。

イ 保幼小中における体力・指導力向上

小中学校では、体力向上の取組推進に当たり、大阪府教育委員会が作成した「体力向上実践事例集」を活用し、各学校の状況や子どもの実態に応じた体力づくりの取組を進める。また、町内の小中学校全学年において、継続して新体力テストを、小学校3・4年生においてICT活用による子どもの体力向上事業「めっちゃMORI MORI スポーツテスト」（小学校3・4年生スポーツテスト）を実施し、各校が作成したアクションプランに基づいた体力向上の取組を推進する。

ウ 体力向上

児童・生徒が様々な運動の特性に触れることができるよう、体育授業の充実や地域人材等の活用を進めながら、スポーツや運動遊びの日常化を図り、児童・生徒の運動習慣の確立に努めるよう指導する。

エ 家庭との連携

近年の猛暑等に起因する熱中症に対しては、小学校体育科及び中学校保健体育科を中心に、児童生徒に対する予防啓発に努めるとともに、教職員も暑さ指数を意識した教育活動を実施し、さらに家庭とも連携して熱中症事故の防止に努めること。

オ 食育の推進

食育基本法を踏まえ、食育推進基本計画(学校における食育の推進・学校給食の充実)を具現化していくため、食事を作る楽しさを知り、栄養や食事のとり方を理解し、望ましい食生活を送る心構えを養い、また、家庭においても自ら栄養バランスに関心を持ち、食に関する役割を担える児童・生徒の育成に努める。

カ 食物アレルギー対応

学校における食物アレルギー事故防止の徹底を図り、食物アレルギー対応に関する具体的な方針やマニュアルを定期的に見直し、研修等において教職員に周知を図る。

キ ジェンダー平等・性の多様性理解

性に関する指導については、幼児・児童・生徒の発達段階を踏まえ、ジェンダー平等の視点や「性の多様性」について、教職員が理解し、実態に応じた指導に努める。

② 本年度の指示事項

ア 健康教育

喫煙・飲酒・薬物乱用防止の指導については、教職員や保護者への啓発も含め、関係機関や専門家等を活用しながら、学校教育活動全体を通じて適切に取り組むこと。とりわけ、中学校については、薬物乱用防止教室等を年に1回以上開催すること。また、学習指導要領の中学校保健分野において、「がんについても取り扱うものとする」と明記され、健康教育の一貫として、自他の健康と命の大切さについて学び、がんに対する正しい理解と、がん患者や家族などのがんと向き合う人々に対する共感的な理解を深める「がん教育」の実践に取り組むこと。

イ 保幼小中における体力・指導力向上

小学校3・4年生スポーツテストについては、1人1台端末を活用することで、児童一人一人に適合した体力向上あそびの例示等が可能なことを踏まえ、学校生活の様々な場面で実施可能なアクションプランを作成し、実践すること。

ウ 体力向上

小学校では、引き続きトップアスリートふれあい事業やオリンピック・パラリンピアン派遣事業等を活用し、児童の体育に係る意欲向上に努めること。中学校部活動については、「島本町部活動の在り方に関する方針」（島本町部活動ガイドライン）を基に、各中学校の部活動に係る活動方針にのっとり、生徒の自主性・主体性を尊重し、休養日の設定等望ましい活動日数・時間を検討し計画的に実施すること。また、部活動の地域移行に関わる事項を主たる議題として、これに係る環境の整備を推進するため、部活動地域移行検討連絡会（仮）を検討すること。

エ 家庭との連携

「熱中症事故の防止に向けた対応について（通知）」を参考に、暑さ指数が31℃以上となった場合は運動中止としたことから、通常の体育の授業・水泳の授業・部活動・校外学習・学校行事等においても、適切な実施の判断を行うこと。暑さ指数による指標を活用し、適切な措置を講じるなど熱中症事故の防止に万全を期すよう、教職員に指導するとともに、保護者への周知に努めること。

オ 食育の推進

健全な学校生活を送る上で食事の栄養バランスを考えることは、学習意欲・集中力・体力を向上させるために大切な課題であることから、望ましい食習慣の形成に結びつく実践的な態度を育成できるよう、食育の取組を実施すること。また、学校給食・食育を通して自らの食生活を振り返ることにより、生活習慣を見直し、改善していく意欲を培い、今後生涯に渡って食生活を営んでいく基礎を築いていけるよう指導すること。

カ 食物アレルギー対応
食物アレルギーを有する児童・生徒の安全を最優先とし、普段から食物アレルギー対応委員会等での緊急時における対応を定期的に確認し、対応できるようにすること。 対応申請の確認から面談や対応開始まで、必ず複数で確認するとともに、誰もが対応の流れを把握した上で、組織的に対応できるようにすること。また、事故及びヒヤリハット等が発生したときは、校内で情報共有を行い、改善策等を検討すること。
キ ジェンダー平等・性の多様性理解
性教育を推進する際には、児童・生徒の発達段階を踏まえ、全教職員の共通の理解の下、校内体制を整えるとともに、集団指導と個別指導を効果的に組み合わせ、適切な指導を行うこと。

③ 実施内容及び評価

ア 健康教育	達成状況	○
各学校において、学校保健計画と食に関する指導の全体計画を策定し、教科横断的な視点から健康教育を推進した。継続して薬物乱用防止教室を実施するとともに、がん教育については、大阪府の外部講師派遣事業を活用し、第二中学校が実施した（第一中学校は令和5年度に実施済）。		
イ 保幼小中における体力・指導力向上	達成状況	○
幼稚園では、リズム運動、体操、サーキット運動、なわとび、竹馬、天狗下駄等の遊びを通した運動を日常的に取り入れ、年間を通して子どもたちの体づくりに努めた。保育所では、鉄棒、ブランコ等の遊具を活用して懸垂やぶらさがり、山登り等の所外活動を取り入れることで、体力とバランス感覚の向上を目指した。また、外部講師を招聘し、集団作りを兼ねた運動遊びも実施した。 小中学校では、全国体力・運動能力、運動習慣等調査や小学校3・4年生を対象としたICT活用による子どもの体力向上事業の体力調査について、児童・生徒に意義や目的を共有し、目標を立てて取り組んだ。さらに、小中連携の観点から研究授業等を実施し、指導力の向上に努めた。		
ウ 体力向上	達成状況	△
小学校では、体育の授業において、児童が積極的に活動する場面を多く確保するとともに、授業間の時間等も活用し、各学校で体力向上の取組を推進した。 中学校では、運動部活動の活性化を図るため、専門性や技術指導力を持つ地域人材を外部指導者として継続的に派遣した。第一中学校には4人、第二中学校には6人の外部指導者を派遣し、年間延べ500回の指導を実施した。 部活動の地域移行に向けて、教職員・生徒・保護者を対象にアンケートを実施し、現状の部活動に対する意識調査を行った。		

【体力調査結果（点）】

校種	令和 5 年度		令和 6 年度	
	男子	女子	男子	女子
小学校 5 年生				
島本町	52.5	52.6	52.5	52.6
全国平均	52.6	54.3	52.5	54.2
中学校 2 年生				
島本町	38.5	45.9	39.2	46.5
全国平均	41.3	47.2	41.9	47.4

※全国体力・運動能力、運動習慣等調査（文部科学省）より

エ 家庭との連携

達成状況

○

各学校において、「保健だより」や「給食だより」等の通信物を定期的に発行し、健康や心身の発達への関心・実践、生活習慣等の大切さについて、児童・生徒や保護者に啓発した。

また、熱中症事故防止についての通知を行い、熱中症予防の取組を継続して行った。

【全国学力・学習状況調査の児童質問及び生徒質問で肯定的回答の割合(%)】

質問事項	年度・校種	令和5年度		令和6年度	
		小学校6年生	中学校3年生	小学校6年生	中学校3年生
毎朝、朝食をとる	島本町	95.2	91.9	95.4	91.5
	大阪府	92.6	88.7	92.3	89.1
	全 国	93.9	91.2	93.7	91.2
毎日、同じくらいの時間に寝る	島本町	86.3	82.7	86.5	82.2
	大阪府	80.4	77.2	83.4	80.2
	全 国	81.0	78.0	82.9	80.7
毎日、同じくらいの時間に起きる	島本町	92.1	91.9	92.4	90.3
	大阪府	89.5	90.4	90.8	92.0
	全 国	90.5	91.3	91.6	92.5

オ 食育の推進

達成状況

○

町内に配置している栄養教諭を活用し、家庭科を中心として、様々な教科で食育授業を教科横断的に実施することができた。栄養教諭の勤務がない学校においても、栄養教諭を派遣して食育授業を実施した。

カ 食物アレルギー対応

達成状況

○

食物アレルギー対応については、教職員対象の研修を複数回実施し、食物アレルギーに対する理解を深めるとともに、事故発生時のシミュレーション訓練を行うことで、校内の即応体制を整備した。

キ ジェンダー平等・性の多様性理解	達成状況	○
社会科や保健体育科、道徳科の授業を中心に、ジェンダー平等の視点や「性の多様性」について学習を深め、違いを認め合う集団作りを推進した。		

④ 今後の課題

● 体力向上

児童が日頃から様々な運動の特性に触れることができるよう、運動遊びの更なる充実を図る必要がある。特に、ICT活用による子どもの体力向上事業で提供されたコンテンツに、体力向上に効果的な運動遊び例が動画で提供されていることを踏まえ、児童が各自の特性や課題に関連した運動遊びを自己選択・調整できるように指導していく必要がある。

● 食育の推進

食育の推進に関わって、共食（誰かと一緒に食事をする）や朝食の喫食習慣等によって具体的な効果を用いて、啓発していく必要がある。また、各教科と連携し、栄養教諭等が学級担任や教科担当者と協働した食育授業の実施について、カリキュラム・マネジメントの視点を持ちながらさらなる実践が必要である。

(6) 保幼小連携の推進

① 令和6年度重点目標

ア みづまるキッズプラン

就学前及び義務教育を通じて育てる島本の教育・保育で目指すべき子ども像の具現化を図るために、みづまるキッズプラン3か年計画を踏まえた取組を推進する。（学識経験者意見）

イ 幼児期のみづまるキッズカリキュラム

町立幼稚園・保育所においては、みづまるキッズプラン3か年計画において策定された「みづまるキッズカリキュラム」※に基づき、幼児の発達と思考を踏まえた取組の推進に努める。

※みづまるキッズカリキュラム

幼児期の興味・関心や気持ちを大切にしたい学びと育ちを小学校につなぐ「アプローチカリキュラム」と、幼児期の学びと育ちを、主体的に自己を表現する学びにつなぐ「スタートカリキュラム」をつなぎ合わせた、1つのカリキュラム

ウ 小学校低学年のみづまるキッズカリキュラム

小学校では、主に低学年において、みづまるキッズプラン3か年計画で策定された「みづまるキッズカリキュラム」に基づき、小学校低学年期の発達と思考を踏まえた取組の推進に努める。

② 本年度の指示事項

ア みづまるキッズプラン

全町的な学校・幼稚園・保育所間連携の推進に当たっては、各種協議会（「島本町小中一貫教育推進協議会」、「島本町保幼小連携推進協議会」等）を中心に組織的な展開に努めること。

イ 幼児期のみづまるキッズカリキュラム

幼児期において、「みづまるキッズカリキュラム」に基づいた取組を充実させながら、遊びや生活を通して育まれた「感じたことを自分なりに表現する力」、「学ぶ力」、「人と関わる力」を育むとともに、小学校における「自己表現力」、「課題探究力」、「社会参画力」等の見えない学力の育成につなげること。

ウ 小学校低学年のみづまるキッズカリキュラム

小学校1・2年生においては、「みづまるキッズカリキュラム」の実施に当たり、主に生活科の授業時間を活用した「かがく遊び」※による実践事例を積み上げていくこと（ただし、生活科の授業時間がかがく遊びの活動に偏ることがないように配慮する）。

3年生以上においては、主に総合的な学習の授業時間を活用した実践について検討を進めること。

※「かがく遊び」の定義

「もの（物質）」や「こと（現象）」の性質や仕組みを感じ取り、子どもたちが自分自身で考えたり、他者に伝えたり、話し合ったりするスキルを学ぶ。

③ 実施内容及び評価

ア みづまるキッズプラン	達成状況	○
小中一貫教育推進協議会及び保幼小連携推進協議会において、小学校・幼稚園・保育所の教職員が交流を行うことにより、取組に対する当事者意識を高めるとともに、本町が目指す子ども像に関する共通理解を深め、課題解決に向けた連携体制を推進することができた。		
イ 幼児期のみづまるキッズカリキュラム	達成状況	○
町立幼稚園・保育所において、みづまるキッズカリキュラムに沿った取組として、自然物に触れたり季節感を感じる遊びを取り入れた。子どもたちは、それぞれ試行錯誤したり相談しながら、気付きや新しい遊びにつなげることができた。		
ウ 小学校低学年のみづまるキッズカリキュラム	達成状況	○
小学校低学年の生活科の授業を活用し、全ての小学校でみづまるキッズカリキュラムを実施した。また、みづまるキッズプランに基づき、小学校3年生から中学校までの総合的な学習の時間の取組について、保育士・幼稚園教諭・小中学校教諭が内容を検討する場を年間6回設けた。		

④ 今後の課題

● みづまるキッズプラン

引き続き、小中一貫教育推進協議会において、小学校3年生以降の具体的な取組内容について、総合的な学習の時間を中心に検討する必要がある。また、保幼小連携推進協議会との連携を強化し、小中学校の教職員が、保育所・幼稚園を参観する機会を設けることで、連携を深める取組を進める。

(7) 支援教育・保育の充実

① 令和6年度重点目標

ア 支援教育の充実
平成28年4月1日から施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）に基づき、障害のある児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じて、保護者との合意形成を踏まえた合理的配慮が適切になされ、ユニバーサルデザインのある学びが提供されるよう、障害のある子を含む全ての子どもに対して、一人一人の教育的ニーズに合った適切な教育的支援を行う教育の推進を図る。
イ とともに学び、ともに育つ
発達障害を含む障害のある全ての子ども一人一人が安心して過ごせる教室づくりを推進するとともに、「とともに学び、ともに育つ」という観点からの学校づくり・集団づくりをより一層進める。
ウ 切れ目のない支援
島本町支援教育研究協議会を中心に町全体の支援教育について、各保幼小中間の連携支援を推進することで、切れ目のない支援の充実を図る。
エ 通級による指導
通級指導教室での効果的な指導・支援が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図る等、教師間の連携に努める。
オ 特別の教育課程の編成に基づいた自立活動
特別支援学級では、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るため、自立活動を取り入れる。
カ 教育相談体制
0歳から成人までの連続した支援体制を目指し、支援が必要な子どもに対するライフステージに応じた連続性のある「縦と横の連携支援」を推進する。

② 本年度の指示事項

ア 支援教育の充実
各校の校内支援委員会が中心となり、障害のある子を含む全ての子どもに対して、一人一人の教育的ニーズに合った適切な教育的支援を行う教育の推進を図ること。 また、就学相談・指導に当たっては、子どもの教育的ニーズの把握に努めるとともに、保護者からの意見を聴取し、就学に関する適切な説明及び情報提供を行うなど、本人及び保護者の意向を最大限尊重した取組の充実を図ること。

イ とともに学び、ともに育つ
障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことを前提とした教育課程を編成するとともに、通常学級で学ぶ全ての子どもにとっての合理的配慮の充実を図ること。
ウ 切れ目のない支援
島本町支援教育研究協議会で連携・共有したことを、確実に共有し、各校における支援教育の充実に努めること。
エ 通級による指導
通級指導教室との連携を柱に、支援を必要とする一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援について共通理解を図り、インクルーシブ教育の実現を目指すこと。
オ 特別の教育課程の編成に基づいた自立活動
児童・生徒の障害の状況に応じた指導・支援の工夫や、支援学級及び通級による指導における自立活動の充実を図ること。
カ 教育相談体制
0歳から成人までの連続した切れ目のない支援を実施していくために、教育センター連絡会を柱に学校、幼稚園、保育所、教育相談員、発達相談員、スクールソーシャルワーカー、府立支援学校及び子育て支援課等の各関係機関の連携を図ること。

③ 実施内容及び評価

ア 支援教育の充実	達成状況	○
各学校に配置された支援教育コーディネーターを中心に、校内委員会を組織し、支援学級担任・通常学級担任及び保護者と連携を図りながら、個別の支援が必要な児童・生徒一人一人に対して「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」を作成した。当該児童・生徒の指導においては、「個別の指導計画」に基づき、自立活動の充実を図るとともに、校内委員会の中で定期的に確認・検証を行った。		
イ とともに学び、ともに育つ	達成状況	○
障害のあるなしに関わらず、全ての子どもが「ともに学び、ともに育つ」ことを目指した教育課程を編成するとともに、通常学級における基礎的環境整備と合理的配慮（指示を口頭で行うだけでなく、視覚的にわかるようにする等）の充実に努めた。		
ウ 切れ目のない支援	達成状況	○
教職員全体で、支援を必要とする一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援について共通理解を深めるとともに、島本町支援教育研究協議会における研修等の活動を充実させ、切れ目のない支援を推進した。		

また、大阪府立支援学校のリーディングスタッフをはじめ、健康福祉部こども家庭課職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、保育所・幼稚園・小中学校の教職員等で構成される島本町教育センター連絡会を年間12回開催し、各校園所の児童・生徒に関する情報を密に共有することで、支援が必要な園児・児童・生徒に対して、連続した切れ目のない支援を実施した。		
エ 通級による指導	達成状況	○
通級指導担当教員連絡会を定期的に開催し、通級による指導及び支援が効果的かつ適切に行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図る等、教員間の連携に努めた。		
オ 特別の教育課程の編成に基づいた自立活動	達成状況	○
支援学級に在籍する全ての児童・生徒が、障害による学習上及び生活上の困難を克服し、自立を図るための「自立活動」を確実に実施できる学校体制づくりを推進した。		
カ 教育相談体制	達成状況	○
縦の連携支援としては、就学前の保護者との就学相談において、幼児・児童・生徒の教育的ニーズの把握に努めるとともに、早期から就学に関する丁寧な説明と適切な情報提供を行った。横の連携支援としては、教育センター連絡会を年間11回開催し、保健・福祉・医療・教育の関係機関による連携の推進を図るとともに、教育センターにおいて、専門相談員による教育相談を実施した。		
【教育センターにおける教育相談】		
相談件数（件）		相談者数（人）
353		343
(43)		(43)
※（ ）内は面談以外の電話等による相談数		

④ 今後の課題

● ともに学び、ともに育つ 地域における共生社会の実現を目指し、全ての児童・生徒、教職員及び保護者に対して、支援教育の理解と啓発を推進させ、インクルーシブ教育の取組を進めるとともに、全ての児童・生徒が安心して学べる学校づくり・集団づくりを推進していく。
● 通級による指導 通級指導教室と通常学級が連携することで、障害の有無にかかわらず誰もが安心して過ごせる学校づくりに向け、関係部局と連携しながら教育環境の整備に努める。 また、教職員間のチームワークづくりを強化し、支援体制の円滑化を図るとともに、一人一人の状況に応じた適切な配慮と支援を行い、より良い学習環境の実現に努める。
● 特別の教育課程の編成に基づいた自立活動 児童・生徒の障害の状況に応じた指導・支援の工夫改善を進めるとともに、支援学級及び通級による指導に置ける自立活動の一層の充実を図る。

● 長井先生からの御意見

(1)小中一貫教育の推進及びキャリア教育の推進

①ア 小中一貫教育

「小中学校の教員が目指す子ども像」や、「みづまるキッズカリキュラム」を資料として見えるようにしてはどうでしょうか。

ウ キャリア教育

「児童・生徒が社会参画する上で必須となる力」を具体的に記述されてはどうでしょうか。

③ウ キャリア教育

保護者の認識が小学校で80%という結果から△というご説明でしたが、ここについても「保護者の認識を〇〇%以上にする」などという数値目標を①②に書かれればよいと思います。

エ 進路指導

ここなども、「ミスがないように努めた」で閉められていますが、実際はどうだったのが実施結果及び評価として書かれる必要があると思います。

④● 進路指導

不登校生徒、支援学級在籍生徒、外国籍生徒などの現状を書いていただくと分かりやすいです。具体的な人数がいいのか、増加傾向化・減少傾向化などの情報がいいのかについては判断が必要だと思います。

(2)確かな学力の育成

①ア 学力向上

「具体的教育目標を設定し」とありますが、これを記述されて、その結果について記述考察されてはどうでしょうか。

③ウ 指導方法の工夫改善定数の活用

「独自の学力向上に係る取り組み」について、いくつかでも具体例を載せてはいかがでしょうか。

カ 読書活動の推進

②に「教育課程を3つの側面から見直す」とありますが、その実施内容はいかがでしたか。

(3)英語教育の推進

③ウ 英語教育の学習成果と課題の検証

なぜ△かの説明を記述されたら良いと思います。

(4)豊かな人間性の育成

①オ いじめ防止等基本方針に基づいた取組

説明時に数値を用いて説明されていたので、目標や③にも数値を記述されてはいかがでしょうか。

③ア 生徒指導

②に書かれている「発達指示的生徒指導」はどのように工夫されたのかを記述されてはいかがでしょうか。

キ 児童虐待防止

「虐待の早期発見・対応につなげることができた」とありますので、その内容についてより具体的に記述されてはいかがでしょうか。

(5)健康教育・保育の充実と体力づくりの推進

①ウ 体力向上

全国体力・運動能力など調査の結果を踏まえて、目標を数値化されればいいと思います。なお、私のゼミで「体力向上ハンドブック」を作成しておりますので、可能であればご活用ください。

(6)保幼少連携の推進

③ウ 小学校低学年のみづまるキッズカリキュラム

「保育士・幼稚園教諭・小中学校教諭が内容を検討する場を年間6回設けた」と成果が数値で記述されていますので、このような内容を目標に入れられてはいかがでしょうか。

④● みづまるキッズプラン

「保育所・幼稚園への参観機会を設定」とありますが、この主語は誰でしょうか。

(7)支援教育・保育の充実

③ウ 切れ目のない支援

切れ目のない支援に力を入れておられると、説明で伺いました。この③をより具体的に充実して書かれることで、他の自治体への見本にもなるのではないのでしょうか。

● 中村先生からの御意見

全般

評価の根拠となる結果や実績を示したら良いのではないかと思います。全ての項目ではなく、特長的な結果や今後の課題の根拠となる結果があれば、さらに充実した点検・評価結果報告書となるのではないのでしょうか。

(2)確かな学力の育成

③ウ 指導方法の工夫改善定数の活用

少人数・習熟度別指導の「効果」は、それだけを取り出して測定・評価することがきわめて困難であるといわれています。つまり、習熟度別指導の効果は、それがどのような学校風土、教育活動上のコンテキストに位置づいているかに依存するということです。

今後もさらに、学力保障についての全校的な方針のもとで、子どもたちの基礎学力の底上げを組織的に図っていくことで、少人数・習熟度別指導をうまく機能させていっていただきたいと思います。

(3)英語教育の推進

③ウ 英語教育の学習成果と課題の検証

「全生徒の英語力を測り、分析した」とありますが、達成状況が△ということであればなおさらその結果および評価の根拠を記載した方がいいのではないかと思います。令和6年度は全国学力・学習状況調査で英語は実施されていないため、チャレンジテストの結果からになりますが、中学1年生から3年生全ての学年で大阪府平均を大きく上回っていることから英語教育の成果が出ていることがわかります。すべての領域で良好な結果が出ていますが、「聞くこと」の領域においてさらに充実した学習を実施していくことが、さらなる英語力の向上につながるのではないかと考え、今後の取り組みに期待します。

(5)健康教育・保育の充実と体力づくりの推進

③ウ 体力向上

子どもは「あそび」から多くを学んでいきます。「あそび」とは自由な発想や創造性を持って行う活動で、楽しさを追求する行動のことを指します。小学校低学年における体育は、領域ごとに「〇〇遊び」「〇〇の運動遊び」とやはり遊びの要素が大切になってきます。児童の実態にあうように環境を工夫し、ルールを工夫し、道具を工夫しながら、それぞれの運動が有する楽しさを追求する体育授業であることを期待しています。

また、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果からも、まずは体育のさらなる授業改善に取り組むことで、休み時間や放課後の子どもたちの自由な遊びの様子にも変化が出て、ひいては体力向上にもつながるのではないかと思います。

同時に、令和8年から改革実行期間とされている部活動の地域移行については、アンケート結果をもとに、数あるモデル事例を参考に早急に検討していく必要があると考えます。部活動を学校から地域へと展開することが、生徒・教師・保護者・地域住民にとって、豊かな生涯学習・生涯スポーツの場となることを期待します。

(7)支援教育・保育の充実

④エ 通級による指導

支援教育の充実には、管理職のリーダーシップを前提とした「校内の体制整備の充実」と「教師主体の取り組み」の両方が調和的に機能していなければなりません。とても大変なことだとは思いますが、研修はもちろんのこと、フォーマルな研修では身につけられない教師間のチームワークづくりを大切にしてインクルーシブ教育システムを構築していただきたいと思います。

2 信頼される学校・幼稚園・保育所・学童保育室づくり

(1) 地域に根付いた学校・幼稚園・保育所・学童保育室の運営体制の推進

① 令和6年度重点目標

ア 学校園所経営方針の発信
校長・園長・所長・室長は、学校・幼稚園・保育所・学童保育室の運営体制の確立に当たり、経営方針等を教職員に周知し、教育・保育目標の共有化を図る。また、各分掌組織の活性化に努め、教育・保育目標を達成するための組織的な取組を推進する。さらに、学習指導、生徒指導等における現状の把握・分析に努め、その課題解決を図るため、可能なものについては数値目標を挙げるなど、具体的な目標や、計画を設定し、目標の達成度や計画の進捗状況について自ら点検・評価・整理する。
イ 学校運営協議会・学校協議会
小中学校においては、学校教育自己診断を年1回実施し、その分析結果を学校の教育活動に生かすとともに、学校協議会を年3回以上開催し、保護者や地域社会の意見や評価を学校の運営改善に反映させる。また、教育週間等を通じて学校協議会委員による教育活動・授業等の参観を実施し、各委員が学校の状況を的確に把握できるよう取り組む。また、学校運営協議会を第二中学校に設置し、より地域と協働した学校運営を実施する。
ウ 島本町立学校園支援ボランティアネット事業
地域社会の持つ教育資源である多様な人材を、学校・幼稚園・保育所・学童保育室の様々な教育活動に積極的に活用するため、学校を支援するボランティアとの連携を図るとともに、保護者や地域と一体となった教育コミュニティづくりを進め、小中一貫教育に係る縦（校種間）と横（学校と地域社会）の関係を強化する。

② 本年度の指示事項

ア 学校園所経営方針の発信
社会に開かれた教育課程を実現するために、学校の経営方針、教育目標、学校教育自己診断結果、学校協議会における協議内容等について、保護者等にできる限り分かりやすく周知を図る方策を講ずること。また、「みづまるキッズカリキュラム」の本格実施において、目的及び内容について、保護者へ広く丁寧な周知を行うこと。
イ 学校運営協議会・学校協議会
第二中学校に学校運営協議会を設置し、地域とともにある学校づくりを推進すること。
ウ 島本町立学校園支援ボランティアネット事業
学校・幼稚園・保育所・学童保育室の様々な教育活動を支援する地域人材のボランティアや学生ボランティア等の活用については、ボランティアと連携を行い、子どもの実態やニーズ、学校の状況に応じて適切な人材を配置するよう努めること。

③ 実施内容及び評価

ア 学校園所経営方針の発信		達成状況	△
開かれた学校・幼稚園・保育所づくりを目指し、学校・幼稚園・保育所だよりやホームページを活用して、各学校・幼稚園・保育所の取組状況を広く伝えた。また、本町の地域に根ざした学校教育を展開するため、学校協議会での協議内容を基に、保護者及び地域の意見を自校の教育活動に反映させるよう努めた。			
小中学校においては、学校教育自己診断（１１月～１２月実施）を活用し、取組の検証を行った。保護者回答においては「わからない」の回答率が目立つ結果となった。			
【公開授業・保育における学校公開来校者数(人)】 ※地域公開あり			
年度 校種		令和5年度	令和6年度
小学校		1,979	2,339
中学校		639	578
幼稚園		50	35
【令和６年度学校教育自己診断における「ICTの活用について」回答状況】			
項目 校種	肯定的回答	否定的回答	わからない・無回答
小学校保護者	66.4	9.5	24.1
中学校保護者	77.3	5.5	17.1
【令和６年度学校教育自己診断における「いじめ防止・対応について」回答状況】			
項目 校種	肯定的回答	否定的回答	わからない・無回答
小学校保護者	65.4	7.7	26.8
中学校保護者	70.6	8.0	21.4
【令和６年度学校教育自己診断における「キャリア教育について」回答状況】			
項目 校種	肯定的回答	否定的回答	わからない・無回答
小学校保護者	59.5	12.1	28.4
中学校保護者	62.6	13.9	23.5
イ 学校運営協議会・学校協議会		達成状況	○
第二中学校において学校運営協議会を設置し、５名の委員を委嘱し、年間３回の協議会を実施した。また、その他の学校でも学校協議会を年間４、５回開催した。			
ウ 島本町立学校園支援ボランティアネット事業		達成状況	○
学校に必要な様々な教育活動を支援する地域人材や学生を、学習アドバイザーや図書ボランティア等として派遣し、放課後学習会やテスト前学習会、絵本の読み聞かせ等を行った。			

④ 今後の課題

● 学校園所経営方針の発信

保護者・地域から信頼される学校・幼稚園・保育所づくりの推進に向け、学習指導要領や働き方改革を踏まえた学校経営方針、教育目標等を、これまで以上に教職員や保護者に分かりやすく周知し、目標の共有化を更に進める。また、学校教育自己診断の結果や課題解決の方法、学校協議会での協議内容についても広く情報を公開し、引き続き工夫改善に努める必要がある。

学校教育自己診断の内容について、保護者の回答で「わからない」が多く見られたことから、当該質問内容の説明を学校だよりやホームページなどを活用して行う。

● 学校運営協議会・学校協議会

令和6年度の第二中学校における学校運営協議会について、校長と情報共有し、さらなる拡充について検討する必要がある。

(2) 安全・安心な学校・幼稚園・保育所・学童保育室づくり

① 令和6年度重点目標

ア 学校安全
校長のリーダーシップの下、学校安全計画や危機管理マニュアルに基づく学校全体としての活動や適切な役割分担に基づく事故・災害発生時の対応ができるよう校内体制を整える。
イ 安全点検
子どもの安全確保を図るため、施設設備の点検と整備の充実に努める。また、学校・幼稚園・保育所・学童保育室の内外を問わず、子どもの安全を確保するため、安全管理体制の充実をはじめ、保護者や安全ボランティアの協力を得ながら、登下校時の子どもの見守り活動の取組を促進する。 さらに、人員の確保とともに、日常生活の様々な場面において、気軽に防犯の視点を持って、子どもたちの安全を守る活動、いわゆる「ながら見守り」※についても周知を行う。見守りの担い手の裾野を広げることで、犯罪の未然防止や地域の安全・安心に対する関心の醸成に努める。 ※ながら見守り 登下校に限らず、更に見守りの担い手の視野を広げるため気負わず、構えすぎず日常生活を普通に送りながら、ウォーキング、ジョギング、買い物、犬の散歩、花の水やり、清掃活動、通勤、仕事の外回りなどの場面において、子どもたちの安全を見守る活動のこと。
ウ 「こども110番の家」運動
地域や関係機関と連携しながら、青少年の非行防止に努めるとともに、子どもが安心して暮らせる環境づくりのため、「こども110番の家」運動の周知を図るとともに、安全教育の推進に努める。
エ 安全ボランティア
P T A・保護者会や教育センター、自治会等との連携を強め、各校区の安全ボランティアの人材確保に努める。
オ 統合型校務支援システム
統合型校務支援システムを導入し、教員の業務の効率化を図り、そのことにより得た時間を活用して、児童・生徒及び保護者へのきめ細かな支援を行う。
カ 民間学童保育室
近年の学童保育利用ニーズに対応するため、民間による新たな学童保育室の開設を目指す。

② 本年度の指示事項

ア 学校安全
学校における実践的・実効的な安全教育を推進するとともに、児童・生徒に、いかなる状況下でも自らの命を守り抜き、安全で安心な生活や社会を実現するために自ら適切に判断し主体的に行動する態度の育成を図ること。また、学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルを構築し、学校安全の実効性を高めるよう努めること。 全ての教職員が子どもの心肺停止に備え、AEDの使用を含めた心肺蘇生法を実践できるよう努めること。 幼児・児童・生徒の精神疾患等メンタル面を含めた生活全般についての状況把握を適切に行い、相談体制の充実等に取り組むこと。
イ 安全点検
学校における安全計画のもと、適切に安全点検を実施すること。また、校内の安全管理体制を見直すとともに、登下校時の児童生徒の安全のために、保護者や安全ボランティアと連携すること。
ウ 「こども１１０番の家」運動
関係機関と連携しながら啓発や防犯活動を実施するとともに、「こども１１０番の家」運動を広報誌等で周知すること。また、発達段階に応じて、自ら自分の身を守る力を育成すること。
エ 安全ボランティア
地域で子どもたちを守るという視点から、安全ボランティアと連携するなど、幼児・児童・生徒の安全確保についてきめ細かな対応を行うこと。また、登下校時の通学路については、道路管理者等関係機関と連携し、危険箇所における安全対策を実施するとともに、一層の安全確保を図るよう努めること。 安全ボランティアの人材確保に当たり、学校だよりや学校ホームページにも募集記事を掲載するなど、活動者数の増加に努めること。また、多様な世代や事業者が、日常生活を行う際に、防犯の視点を持って見守りを行い、合同点検等で把握した危険箇所について、安全ボランティアや保護者、地域住民の方々を中心とした「大人の目」を増やし、「一人区間」や「見守りの空白地帯」を減らしていくように努めること。
オ 統合型校務支援システム
統合型校務支援システム導入による教員、児童・生徒等への効果の把握に努めること。
カ 民間学童保育室
民間学童保育室を運営する事業者の選定に当たっては、今後の町における民間学童保育室の方向性を定めていくものになるため、調査・研究を十分に行い、事業者の募集・決定を行うこと。 また、事業者との円滑な事業実施のために密な連携を行い、町の他の公立学童保育室との連携等についても検討すること。

③ 実施内容及び評価

ア 学校安全	達成状況	○						
各学校・幼稚園に対し、年度当初に危機管理マニュアルの確認及び更新等を行うよう指導・助言を行うとともに、学校安全月間（６月）として、災害時の避難訓練、引渡し訓練、不審者対応訓練、ＡＥＤを活用した心配蘇生法訓練等を関係機関と連携して実施した。 また、各学校において関係機関と連携した防犯教室等を実施し、児童・生徒の安全確保や危機回避の意識向上に努めた。								
イ 安全点検	達成状況	○						
学校等では、消防設備や電気設備などの点検を行うとともに、児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるように努めた。 通学路の安全確保として、島本町全体の「子ども安全マップ」を作成し、各学校等に掲示することで、危険箇所や交通安全等について注意喚起を図った。また、学校・保護者・警察・町都市創造部等と連携し、引き続き通学路の安全点検について協議した。								
ウ 「こども１１０番の家」運動	達成状況	△						
「こども１１０番の家」運動推進会議を年３回実施し、各校のＰＴＡと連携し、地域の実情の把握に努めた。また、町ホームページや広報誌等を活用し、登録件数の増加に向けた普及啓発を行ったが、辞退者等により９件の減少となった。 【「こども１１０番の家」運動の登録者数（件）】 <table border="1"> <tr> <th>年度</th><th>令和５年度</th><th>令和６年度</th></tr> <tr> <td>登録者数</td><td>310</td><td>301</td></tr> </table>			年度	令和５年度	令和６年度	登録者数	310	301
年度	令和５年度	令和６年度						
登録者数	310	301						
エ 安全ボランティア	達成状況	△						
児童・生徒の安全確保のため、町ホームページや広報誌等を活用し、安全ボランティアの募集を周知し、新規登録者の拡大を図った。また、安全ボランティアに対し、見守り活動時に着用するジャンパーやベストを適宜交換・貸与した。 さらに、より多くの地域住民の協力を得るため、「ながら見守り」の周知を推進した。これらの周知・啓発活動に努めたが、令和６年度には、４人が辞退され、登録者が減少する結果となった。 【安全ボランティアの登録者数（人）】 <table border="1"> <tr> <th>年度</th><th>令和５年度</th><th>令和６年度</th></tr> <tr> <td>総人数</td><td>49</td><td>45</td></tr> </table>			年度	令和５年度	令和６年度	総人数	49	45
年度	令和５年度	令和６年度						
総人数	49	45						
オ 統合型校務支援システム	達成状況	○						
令和５年度に統合型校務支援システムを導入し、教員の業務効率が図れたことで、教員が児童・生徒へのきめ細かな支援ができるようになり、当該システムの導入前と比較して、児童・生徒の授業の充実度や学校への満足度が向上した。								

【児童・生徒および保護者の授業の充実度(%)】

校種 \ 年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校平均	79.5	83.0	89.3
中学校平均	80.0	84.0	93.5

【学校に行くのが楽しいと感じる子どもの割合(%)】

校種 \ 年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校平均	79.5	83.0	86.8
中学校平均	80.0	84.0	87.5

カ 民間学童保育室

達成状況

○

放課後児童健全育成事業及び小規模保育事業運営事業者の募集を行い、2者から応募をいただき、令和7年3月26日に審査会を開催し、事業者の選定を行った。

④ 今後の課題

● 学校安全

児童・生徒に対する防災教育の推進に関して、子どもたちが「主体的に行動する態度」を育成するよう、訓練等を含めた充実に努める。また、学校・幼稚園・保育所と地域・家庭が連携し、実効性のある訓練の実施を追求するとともに、起こり得る様々な災害や非常変災を想定した危機管理マニュアルや防災計画を定期的に見直す必要がある。

● 「こども110番の家」運動

町ホームページや広報誌、学校だより、町内の各組織の会議や事業所等において、募集のお知らせを掲載・配布し、引き続きボランティア登録者や「ながら見守り」の協力者の確保に努める。

また、より効果的な見守り活動の推進や組織的な取組が必要である。「こども110番の家」についても、町ホームページや広報誌、学校だより等を活用し、募集案内の掲載とともに、取組の目的を周知し、協力者の確保に努める。

● 安全ボランティア

安全ボランティアのさらなる人材確保に向けて、学校だよりを活用した募集活動や、各校との連携による周知活動を強化し、人材確保の検討を進める必要がある。

● 統合型校務支援システム

校務支援システムの導入により、児童・生徒の満足度は向上は図れたが、教員の時間外勤務の削減など、更なる業務効率の向上が必要。

● 民間学童保育室

今後は、令和7年12月1日の開設を目指し、事業者との円滑な事業実施のために密な連携を行い、町の他の公立学童保育室との連携等についても検討を行う。

(3) 教職員の資質向上とサービスの徹底

① 令和6年度重点目標

ア 教職員の資質向上

校長は、授業づくり、学級づくり等、校外研修で学んだ理論を校内で実践することをはじめ、首席や指導教諭等を活用した、日常的なOJTの推進に努めるとともに、学校全体で組織的、総合的かつ継続的に取り組む。

イ ICTの活用推進

社会の変化に対応できる「学び続ける」教職員を組織的・継続的に育成し、特に、児童・生徒の情報活用能力の育成や「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、ICTの効果的な活用に係る研修等により、全ての教職員のICT活用指導力の向上を図る。

ウ 教職員の評価・育成

「教職員の評価・育成システム」は、年間スケジュールを遵守し、円滑かつ適切に実施する。

エ 教職員研修の共有

校外の研修に参加した際には、必ず文書により復命するとともに、職員会議や各種委員会等の場で報告を行い、関係職員に成果を還元する。

オ 教職員の不祥事防止

不祥事発生を予防し、未然防止を図るため、年間を通じて計画的に、服務規律の遵守や生徒指導体制の在り方について教職員全体で確認を行い、周知徹底を図る。

また、教職員間及び子どもに対するセクシュアル・ハラスメント等は重大な人権侵害であることを踏まえ、指針に基づき相談窓口を設置するとともに、必ず文書で明示し、教職員全体で共有する。

カ 情報セキュリティポリシー

行政文書や個人情報を適切に管理することはもとより、コンピュータでの情報の処理に当たっては、情報の漏洩が生じないように、電子情報や記録媒体の特質に応じた万全の対策を講じる。また、教職員一人一人の自覚を促すための研修を実施する。

キ ハラスメントの防止

職場におけるハラスメントは、個人の人格や尊厳を侵害するとともに、職場環境を悪化させる許されない行為であることを全ての教職員が認識しなければならない。性別、年齢、国籍、障害の有無にかかわらず、全ての教職員にとって快適で働きやすい職場環境づくりに努める。

ク リスクマネジメント
組織のリスクマネジメントについての理解を深め、教職員が基本的な姿勢を身に付けることを目的とする研修を実施する。

② 本年度の指示事項

ア 教職員の資質向上
校長のリーダーシップの下、教職員等が互いに学び合い、育ち合う同僚性を高めつつ、一体となって学校組織マネジメントを推進すること。
イ ICTの活用推進
社会の変化に対応できる「学び続ける」教職員を組織的・継続的に育成すること。また、ICT活用や支援教育、人権教育等、今日的課題に十分留意したテーマの設定を行うこと。
ウ 教職員の評価・育成
「教職員の評価・育成システム」について、管理職は制度の趣旨を十分説明するとともに、それぞれの教職員が自らの意欲・資質能力向上のために具体的な目標を設定できるよう支援すること。
エ 教職員研修の共有
教職員が勤務時間中に校外の研修に参加した際には、必ず文書により復命するとともに、職員会議や各種委員会等の場で報告を行い、成果を還元すること。
オ 教職員の不祥事防止
大阪府教育庁作成の「不祥事予防に向けて」、「体罰防止マニュアル」及び本町作成の「教職員等による児童生徒等への性暴力等防止マニュアル」の携帯について、臨時的任用者を含む全教職員に義務付けるとともに、それぞれの研修を実施すること。また、万一、教職員の服務義務違反が生じた場合は、速やかに、かつ、的確に事実関係を調査・把握し、教育委員会に報告すること。
カ 情報セキュリティポリシー
学校で扱う情報の処理については、情報の漏洩が生じないよう、情報資産や記録媒体の特質に応じた万全の対策を講じること。また、教職員一人一人の自覚を促すための研修を実施すること。

キ ハラスメントの防止
パワーハラスメントやモラルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止に向け、指針等を参考に研修を行うこと。また、ハラスメントに関するアンケート等を実施するとともに、相談窓口を校務分掌で明示し、誰もが相談できる体制を整え、相談窓口及び相談体制が機能するよう改善を図ること。職場におけるハラスメントの防止については、管理職の役割が大きいことから、校長及び教頭自身がハラスメントに対する感覚を養い、快適な働きやすい職場環境づくりを率先して努めること。 万一、事象が生起したときには、速やかに事実関係を把握するとともに、被害者に寄り添いながら丁寧に対応すること。また、ハラスメント防止に関する意識を啓発するための研修等を改めて実施するなど再発防止に努めること。
ク リスクマネジメント
学校・幼稚園・保育所・学童保育室における様々な危機管理について、リスクを最小限に抑えるため、大阪府や町が作成した資料等を活用するとともに、周知のみにとどまらず、適宜訓練や研修等を実施することにより、全教職員の共通理解を図ること。

③ 実施内容及び評価

ア 教職員の資質向上	達成状況	○															
初任者と転任者に対しては、オリエンテーションや着任式において、改めてサービスを認識させるための場を設けた。 また、教職員の資質向上や各校の課題改善に向けた校内研修は、年間を通じて計画的に実施した。																	
イ ICTの活用推進	達成状況	△															
GIGAスクール連絡会を定期的に開催し、各校の情報教育担当者を招集して、授業におけるタブレット端末活用の優れた事例を収集、共有することで、ICTの活用を推進できた。しかしながら、児童・生徒の活用状況については改善の余地があり、全国学力・学習状況調査のICTの活用に関する学校質問において、週3回以上活用していると回答した小学校の教職員の割合は75%にとどまった。 【配備されたICT機器の授業での活用状況（％）】 <table><tr><th>校種</th><th>回答</th><th>ほぼ毎日</th><th>週3回以上</th><th>週1回以上</th></tr><tr><td>小学校</td><td></td><td>25.0</td><td>50.0</td><td>25.0</td></tr><tr><td>中学校</td><td></td><td>50.0</td><td>50.0</td><td>0.0</td></tr></table> ※ 全国学力・学習状況調査 学校質問より			校種	回答	ほぼ毎日	週3回以上	週1回以上	小学校		25.0	50.0	25.0	中学校		50.0	50.0	0.0
校種	回答	ほぼ毎日	週3回以上	週1回以上													
小学校		25.0	50.0	25.0													
中学校		50.0	50.0	0.0													
ウ 教職員の評価・育成	達成状況	○															
年度当初に校長が設定する学校経営方針を基に、教職員が各自で目標を設定し、自己申告書の提出や授業アンケートの実施、さらに校長による授業見学や面談等を円滑に実施することで、教職員の職務への意欲向上及び指導力向上を図った。																	

エ 教職員研修の共有	達成状況	○
校外における研修会等に参加した際には、学校長まで簡潔な報告文書により復命することとした。同時に、可能な限り職員会議等の場で報告し、研修内容が分かる資料を配布することで、研修の成果を全教職員で共有することに努めた。		
オ 教職員の不祥事防止	達成状況	○
教職員としての綱紀保持のため、校長会等を通じて各校に研修実施の指示を行い、各学校では、職員会議や校内研修等の中で不祥事予防について周知を徹底したことで、教職員が確かな自覚の下、行動できた。		
カ 情報セキュリティポリシー	達成状況	△
文書や個人情報の適切な管理・徹底には、組織全体での取組が必要であり、各学校では、情報管理に関する委員会を設置し、マニュアル等の確認を行いながら全職員への周知徹底を図り、情報の漏洩が生じないように努めた。しかしながら、各校から提出される情報セキュリティポリシーは、町教育委員会が示したものが反映されていないものが多く、再提出を求めた。		
キ ハラスメントの防止	達成状況	○
年度の早い段階で、各学校において児童・生徒を対象としたハラスメントに関するアンケートを実施し、現状の把握に努めた。また、ハラスメント防止に関する校内研修を実施した。		
ク リスクマネジメント	達成状況	○
校長が、職員会議等において、教職員に対して綱紀の保持について説明し、児童・生徒との関わりに関するリスクマネジメント（不適切な指導や各種ハラスメントの防止について、信用失墜行為の例示等）の理解を深めるよう努めた。 また、全校の危機管理マニュアルの改訂を指示し、危機管理マニュアルに基づいた訓練や点検を実施した。		

④ 今後の課題

● 教職員の資質向上

学校組織の中核を担うべき世代（４０歳代）の教員が少ない状況であるが、今後の教職員構成を考慮すると、３０歳代の教員に首席等の役割を明確に位置付け、次期管理職候補として育成することが急務である。若年層教員の中からミドルリーダーとなる人材を育成することを目的に、ＯＪＴを含めた指導力向上のための教職員研修や研究授業等の充実に、今後も継続して取り組む必要がある。

● ICTの活用推進

小中学校ともに、授業におけるタブレット端末の活用をより効果的にするため、現状の授業を振り返り、さらなる活用を進める必要がある。また、効果的な活用方法を共有・発信することで、活用の質を向上させることが求められる。

● 教職員の不祥事防止

不祥事等の問題事案が発生しないよう、教職員に対し、行政上、刑法上及び民法上の責任を日頃から再確認する機会を増やすことが重要である。また、効果的な研修方法の工夫や、不祥事予防チェックリストの活用等を促すことで、教職員一人一人の危機管理意識を更に徹底する必要がある。

● 情報セキュリティポリシー

個人情報の管理においては、セキュリティポリシーの遵守を徹底し、書類提出時には、複数人で確認する体制を整えることが重要である。

また、法改正に伴い、各校のセキュリティポリシーを本町が策定したセキュリティポリシーに基づいて改正し、全職員に周知徹底する必要がある。

(4) 快適な教育・保育環境の整備

① 令和6年度重点目標

ア	施設整備の充実
	学校・幼稚園・保育所・学童保育室施設の改修及び整備については、「島本町学校施設長寿命化計画」及び「島本町保育施設長寿命化計画」その他の年次計画及び改修計画に基づき実施する。年次計画については、長期的視野に立ち、定期的に精査を行う。
イ	需要に応じた適切な定員管理等
	児童・生徒数の増加傾向や保育所・認定こども園の需要の高まりに伴い、必要な教室や保育所等の確保及び整備の計画を策定し、運営に支障がないように順次整備に着手する。
ウ	学校事務職員の事務連絡会
	学校事務職員の事務連絡会に教育総務課職員が必要に応じて参加し、情報交換と課題の共有を行う。また、課題の解決を通じて相互の協力関係を強化するとともに、効率的で組織的な学校経営支援体制の構築及びより計画的な予算執行に努める。

② 本年度の指示事項

ア	施設整備の充実
	「島本町学校施設長寿命化計画」及び「島本町保育施設長寿命化計画」に基づき、円滑に業務を進めること。
イ	需要に応じた適切な定員管理等
	待機児童が発生しないよう努めるとともに、施設の認可定員を超えて受入れを行う弾力運用の解消を図ること。
ウ	学校事務職員の事務連絡会
	各学校の事務部門強化と学校経営の充実を目指して、学校事務の共同実施の取組を引き続き進めること。

③ 実施内容及び評価

ア 施設整備の充実	達成状況	○
建設後40年以上が経過している第二保育所において、島本町保育施設長寿命化計画策定時に特に著しい劣化との評価を受けた内部床材等について早急に改修工事を行い、児童の安全確保に努め、適切な施設運営を図ることができた。		

イ 需要に応じた適切な定員管理等	達成状況	△								
待機児童を可能な限り発生させないよう各事業者と協議を重ね、例年を上回る児童を受入を行ったが、想定を超える保育需要があったため、令和6年11月から待機児童が発生した。 J R 島本駅西地区に新たに建設された集合住宅内に開所予定であった地域子育て支援拠点について、高まる保育需要に対応し受け皿を確保するため、小規模保育事業所の開所に方針を転換し、今後の待機児童の減少及び解消を図る。 【待機児童数】 (人) <table><tr><td>年度</td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td></tr><tr><td>人数</td><td>0</td><td>0</td><td>28</td></tr></table> ※ 各年3月1日現在			年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	人数	0	0	28
年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度							
人数	0	0	28							
ウ 学校事務職員の事務連絡会	達成状況	○								
学校事務職員と教育総務課職員が予算活用に関する情報を共有することにより、適正な学校予算の執行が図れた。										

④ 今後の課題

● 施設整備の充実

第二保育所については、多くの箇所で経年劣化が見られるため、引き続き島本町保育施設長寿命化計画に基づき、計画的に施設営繕を行う必要がある。

● 需要に応じた適切な定員管理等

今後も大型集合住宅への入居が始まるなど、引き続き就学前児童人口の増加が見込まれる。更に高まる保育需要に対応するため、保育の質を担保しながら既存施設の受入枠の拡大や機能の拡充を検討する。

● 長井先生からの御意見

①地域に根付いた学校・幼稚園・保育所・学童保育室の運営体制の推進

③ア 学校園所経営方針の発信

「分からない」が多かったとのことですが、分かりやすく周知するための具体策を④に「〇〇を充実させる、〇〇を活用する」などと記述されてはいかがでしょうか。

②安全・安心な学校・幼稚園・保育所・学童保育室づくり

③エ 安全ボランティア

安全ボランティアの新規登録者の拡大状況についての記述が必要かと思います（4人が辞退され、増えていないと説明されたと思いますが）。そのことについての評価（考察）も書かれてはいかがでしょうか。

オ 統合型校務支援システム

表を掲載されていることで分かりやすいです。ただ、この結果についての評価（考察）が必要かと思います。

(3)教職員の資質向上とサービスの徹底

③イ ICTの活用推進

「ICTの活用を推進できた」とありますが△です。説明時には学校教育自己診断結果などから、数字を紹介されて生徒が使う場面が少ない旨の報告を聞いたと思いますが、そのようなことを記述されることで△の意味が分かります。

カ 情報セキュリティーポリシー

△の理由の記述をお願いします。

● 中村先生からの御意見

全般

(2) オ「統合型校務支援システム」以外の項目について、先述の通り評価の根拠となる結果や実績を示したら良いのではないかと思います。全ての項目ではなく、特長的な結果や今後の課題の根拠となる結果があれば、さらに充実した点検・評価結果報告書となるのではないのでしょうか。

(3)教職員の資質向上とサービスの徹底

③ア 教職員の資質向上

学校力の向上は、校長のリーダーシップのもと教職員集団のベクトルがそろっている学校であるといわれています。教職員個々のエネルギー量やその時点での力量は大小あるのが当然なので、リーダーシップ・チームワーク・同僚性を大切に教職員の資質向上に努めていっていただきたいと思います。

(4)快適な教育・保育環境の整備

③イ 需要に応じた適切な定員管理等

島本駅前の大型集合住宅の建設等により就学前児童人口の増加がますます見込まれる中ですが、待機児童解消といった受け皿部分の整備だけではなく、保育士等の配置基準について町独自の配置基準を定めており、1歳児および3～5歳児において国の基準よりも手厚いものとなっています。このことは保育の質向上はもとより保育士等の労働環境の向上にもつながる素晴らしいものと思います。保育環境であるハード面と保育内容であるソフト面が互いに機能しあうことが保育の質向上につながるので、今後もさらなる信頼される学校園づくりに取り組んでいただきたいと思います。

3 社会教育と生涯学習の推進

(1) 青少年健全育成の推進

① 令和6年度重点目標

ア 青少年人権教育
青少年関係の各事業において、参加者が人権問題を身近に捉えることができるような事業となるよう、運営全般において工夫し、生涯学習における人権教育の推進に努める。
イ 青少年健全育成
青少年が心身ともに健やかに成長できるよう、学習機会の提供や体験活動を推進するとともに、青少年活動の活性化を図るため、関係団体の支援に努める。
ウ 青少年指導員関係
地域や関係機関と連携しながら、青少年の非行防止に努める。

② 本年度の指示事項

ア 青少年人権教育
講師と事業の趣旨を共有しながら、事業参加者が人権意識を育むことができるような内容や教材づくりに努めること。
イ 青少年健全育成
事業実施の際には、これまでの取組で得た意見などを検証し、事業内容の工夫・改善に努めること。また、こどもが参加しやすい魅力のある事業や、成長とともに行動範囲や人間関係が広がっていく中高生にも参加しやすい事業を実施すること。
ウ 青少年指導員関係
関係機関と連携しながら啓発や防犯活動を実施すること。

③ 実施内容及び評価

ア 青少年人権教育		達成状況	○
参加者だけでなく、各講師等に対しても青少年向けの各種事業を人権文化センターで実施する意義や、豊かな体験が人権意識につながることを説明することにより、認識の共有を図り、人権意識の向上に努めた。 その結果、一定数の参加者や各講師等に対し、自学自習の習慣付けや親子の交流を深める機会を支援することができた。			
【青少年人権教育事業参加者数(人)】			
事業名	年度	令和5年度	令和6年度
親子で勾玉づくり体験！（親子の交流）		130 (54 世帯) ※3 回開催	127 (55 世帯) ※3 回開催
親子で卒業☆入学お祝いイルミネーションづくり体験！（親子の交流）		28 (12 世帯)	6 (2 世帯)
昔のあそびを体験しよう ～人権講座とおもちゃ作り～		—	4 (2 世帯)
学習支援の場		延べ986	延べ891
毎週木曜日(学校の休業中は除く)		延べ674	延べ548
夏休み学習支援の場スペシャル☆		延べ312	延べ343
書道教室(文字の意味から人権を学ぶ)		延べ101	延べ96
手話教室(手話の習得と人権を学ぶ)		延べ63	延べ71
アート教室(豊かな感性を培う)		延べ75	延べ103
計		延べ1,383	延べ1,298
【人権教育推進事業等参加者数(人)】			
事業名	年度	令和5年度	令和6年度
識字学級		延べ24	終了
【解放子ども会活動の参加者数(人)】			
事業名	年度	令和5年度	令和6年度
解放子ども会活動		延べ11	終了

イ 青少年健全育成		達成状況	○
実施内容や方法を検討しながら、青少年健全育成大会を開催し、中学生以下を対象に、科学への興味関心を高めるため、おもしろ科学実験ショー・実験工作教室・簡単工作教室・実験体験コーナーを実施し、多くの青少年に学習と体験の機会を提供することができた。 また、令和6年度から小中高生川柳募集を実施し、147句の応募があった。			
【青少年健全育成事業参加者数(人)】			
事業名		年度	
青少年健全育成大会		令和5年度	令和6年度
		延べ584	延べ670
二十歳のつどい	対象者数	287	261
	参加者数	215	230
	参加率 (%)	74.9	88.1

ウ 青少年指導員関係		達成状況	○
町内の夜間パトロールを年2回実施したほか、「こども110番の家」運動への協力など、青少年が心身ともに健全に成長できる環境づくりに寄与した。 また、こどもとのかかわり方について、一般住民も参加可能な形で青少年指導員の研修会を実施した。			

④ 今後の課題

● 青少年人権教育

青少年人権教育の各種事業について、令和7年度から、一部を人権文化センターに移管しており、当課で行う事業の在り方を見直す必要がある。

● 青少年健全育成

青少年向けの事業について、多くのこどもが興味関心を持つ内容を模索する必要がある。

(2) 文化財保護の推進

① 令和6年度重点目標

ア 文化財保護
町指定文化財の指定等を進め、これらを活用した各種事業を展開し、文化財の保護及び啓発に努めるとともに、地域の活性化を図る。
イ 埋蔵文化財調査・保存
埋蔵文化財包蔵地内・包蔵地外での開発に伴う調査を実施し、遺跡の記録保存と保護に努める。
ウ 埋蔵文化財活用
埋蔵文化財の調査で見つかった資料を活用し、文化財保護の普及啓発を推進する。
エ 歴史文化資料館展示
歴史文化資料館を拠点に、郷土を中心とした歴史・考古・民俗等に関する資料の調査を実施し、保存に努めるとともに、展示資料の充実を図る。
オ 歴史文化資料館等活用
歴史文化資料館について、管理運営に支障のない範囲で、住民交流の場として施設の使用を許可し、文化財の保存と活用の両立を図る。
カ 史跡桜井駅跡史跡公園維持管理
史跡桜井駅跡史跡公園内に存在する石碑等を、適切に維持管理し、文化財の保存及び普及啓発に努める。

② 本年度の指示事項

ア 文化財保護
新たな町指定文化財の指定等に向けて、調査・研究に取り組むこと。
イ 埋蔵文化財調査・保存
埋蔵文化財包蔵地内・包蔵地外での調査を適切に実施すること。
ウ 埋蔵文化財活用
埋蔵文化財の調査で見つかった遺構の復元や遺物の展示などを行い、住民及び来訪者に対して埋蔵文化財に触れる機会を提供し、周知・啓発に取り組むこと。

エ 歴史文化資料館展示
文化財資料調査を基に、郷土に関連した展示を行うこと。また、本町で昔から使用されている生活の道具を展示し、本町の暮らしの移り変わりを学ぶ場を提供すること。
オ 歴史文化資料館等活用
歴史文化資料館について、引き続き住民交流の場及び情報発信基地としての活用に取り組むこと。ただし、施設使用許可に当たっては、必要に応じて条件を付すなど、所蔵資料及び建物の保存と活用を両立するよう、万全を期すること。
カ 史跡桜井駅跡史跡公園維持管理
史跡桜井駅跡史跡公園内の文化財について、安全に公園を利用できるよう維持管理するとともに、適切に文化財の保存を行うこと。

③ 実施内容及び評価

ア 文化財保護	達成状況	○																								
文化財の滅失、散逸の防止及び利活用に向けて町指定文化財等候補リストの一つである「広瀬公民館文書」の目録を作成するための調査を進めたほか、水無瀬家に伝わる近世・近代文書及び和歌資料の調査を実施し、内容の把握に努めた。 また、住民から寄贈を受けた郷土の歴史に係る民俗資料及び古文書等の分類・整理を進め、寄贈された資料を中心とした企画展「寄贈品展 ～受け継がれる歴史とモノ～」を実施し、文化財の保護と利活用に努めた。 【町指定文化財の一覧表】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>号数</th><th>名称</th><th>指定年月日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 号</td><td>「水無瀬駒 関連資料」</td><td>平成21年 4月14日</td></tr> <tr> <td>第 2 号</td><td>「神像（伝 聖徳太子七歳像）」</td><td>平成22年 4月 5日</td></tr> <tr> <td>第 3 号</td><td>「宝城庵 薬師如来立像」</td><td>平成23年 4月 1日</td></tr> <tr> <td>第 4 号</td><td>「勝幡寺 薬師如来立像」</td><td>平成24年 4月 1日</td></tr> <tr> <td>第 5 号</td><td>「勝幡寺 元三大師みくじ関係資料 一式」</td><td>平成26年 4月 1日</td></tr> <tr> <td>第 6 号</td><td>「須恵器 大甕」</td><td>平成27年 4月 1日</td></tr> <tr> <td>第 7 号</td><td>「若山神社 絵馬」</td><td>平成30年 1月15日</td></tr> </tbody> </table>			号数	名称	指定年月日	第 1 号	「水無瀬駒 関連資料」	平成21年 4月14日	第 2 号	「神像（伝 聖徳太子七歳像）」	平成22年 4月 5日	第 3 号	「宝城庵 薬師如来立像」	平成23年 4月 1日	第 4 号	「勝幡寺 薬師如来立像」	平成24年 4月 1日	第 5 号	「勝幡寺 元三大師みくじ関係資料 一式」	平成26年 4月 1日	第 6 号	「須恵器 大甕」	平成27年 4月 1日	第 7 号	「若山神社 絵馬」	平成30年 1月15日
号数	名称	指定年月日																								
第 1 号	「水無瀬駒 関連資料」	平成21年 4月14日																								
第 2 号	「神像（伝 聖徳太子七歳像）」	平成22年 4月 5日																								
第 3 号	「宝城庵 薬師如来立像」	平成23年 4月 1日																								
第 4 号	「勝幡寺 薬師如来立像」	平成24年 4月 1日																								
第 5 号	「勝幡寺 元三大師みくじ関係資料 一式」	平成26年 4月 1日																								
第 6 号	「須恵器 大甕」	平成27年 4月 1日																								
第 7 号	「若山神社 絵馬」	平成30年 1月15日																								

イ 埋蔵文化財調査・保存		達成状況	○
埋蔵文化財包蔵地内において94件の届出を受け、広瀬遺跡で3件、水無瀬離宮跡で1件、水無瀬荘跡で1件の計5件の埋蔵文化財発掘調査、広瀬遺跡で9件、水無瀬離宮跡で1件の確認調査を実施した。また、埋蔵文化財包蔵地外で115件の届出を受け、高浜地区で2件、百山地区で2件、桜井地区で2件、青葉地区で1件の試掘調査を実施し、島本の歴史の解明に努めるとともに、遺跡の記録保存を行った。例年と比べ、発掘調査、確認調査及び試掘調査の件数が増大したが、各調査を適切に実施し、埋蔵文化財の記録保存を行った。これらのほか、公益財団法人大阪府文化財センターにより広瀬南遺跡の確認調査1件が実施された。 【土木工事等に伴う埋蔵文化財の届出受領件数(件)】			
遺跡名		令和5年度	令和6年度
包蔵地内	水無瀬離宮跡	8	5
	源吾山遺跡	0	0
	水無瀬荘跡	7	2
	桜井遺跡	1	5
	桜井御所跡	1	5
	広瀬遺跡	61	58
	山崎西遺跡	1	1
	山崎東遺跡	1	0
	西国街道	5	3
	桜井駅跡	0	1
	御所ノ平遺跡	0	0
	越谷遺跡	19	12
	神内古墳群	0	0
	鈴谷瓦窯跡	0	0
	御所池瓦窯跡	2	0
	広瀬南遺跡	0	1
	青葉遺跡A地点	0	0
	青葉遺跡B地点	0	0
	広瀬溝田遺跡	0	0
	鈴谷遺跡	0	0
	西浦門前遺跡	0	0
	尾山遺跡	55	1
	五反田遺跡	0	0
	青葉南遺跡	0	0
小計		161	94
包蔵地外		82	115
合 計		243	209

ウ	埋蔵文化財活用	達成状況	○																																							
令和5年度に、桜井せせらぎ公園内に完成した尾山遺跡泉跡再現遺構を周知するため、企画展「尾山遺跡泉跡再現遺構完成」を歴史文化資料館で開催した。また、その企画展に伴い、桜井せせらぎ公園において現地報告会、歴史文化資料館においてギャラリートークを開催するなど新たなイベントの開催を試みた。また、町内発掘調査成果展の開催、文化財調査報告書の発刊及び奈良文化財研究所のホームページへの掲載を行い、本町の埋蔵文化財の周知・啓発に努めた。そして、ホームページ内で埋蔵文化財以外の文化財を含めたコラムの連載などを行い、情報発信についても新たな方法を模索した。																																										
エ	歴史文化資料館展示	達成状況	○																																							
全9回の企画展を開催するとともに、これらの企画展に伴い各種イベントを開催した。企画展「信仰と人々の暮らしー禹王伝承ー」の際には講演会1回、ギャラリートーク4回、企画展「尾山遺跡泉跡再現遺構完成」の際にはギャラリートーク4回、企画展「近世の高浜村一渡しと西田家ー」の際には講演会2回、ギャラリートーク2回、企画展「水無瀬家の逸品ー所蔵資料調査からー」の際には事業紹介1回、企画展「水無瀬駒 関連資料実物展示」の際にはワークショップ1回、企画展「むかしの道具展～縫う・裁つ・紡ぐ～」の際には体験学習3回を開催するなど、企画展及び各種イベントの開催回数を増加させ、郷土学習の機会を提供した。																																										
【歴史文化資料館入館者数(人)】																																										
<table><tr><td>年度</td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td></tr><tr><td>行事名</td><td></td><td></td></tr><tr><td>展示</td><td>17,451</td><td>13,549</td></tr><tr><td>講演会</td><td>74</td><td>52</td></tr><tr><td>小学生民具体験講座</td><td>306</td><td>263</td></tr><tr><td>合 計</td><td>17,831</td><td>13,864</td></tr></table>				年度	令和5年度	令和6年度	行事名			展示	17,451	13,549	講演会	74	52	小学生民具体験講座	306	263	合 計	17,831	13,864																					
年度	令和5年度	令和6年度																																								
行事名																																										
展示	17,451	13,549																																								
講演会	74	52																																								
小学生民具体験講座	306	263																																								
合 計	17,831	13,864																																								
【歴史文化資料館企画展の内容と入館者数】																																										
<table><tr><td>企画展名</td><td>開催日数（日）</td><td>延べ入館者数（人）</td></tr><tr><td>「寄贈品展～受け継がれる歴史とモノ～」</td><td>33</td><td>1,986</td></tr><tr><td>「信仰と人々の暮らしー禹王伝承ー」</td><td>61</td><td>2,339</td></tr><tr><td>「尾山遺跡泉跡再現遺構完成」</td><td>188</td><td>6,943</td></tr><tr><td>「令和6年度 町内発掘調査成果展」</td><td>47</td><td>1,087</td></tr><tr><td>「広瀬遺跡出土『宮』銘墨書土器」</td><td>62</td><td>3,140</td></tr><tr><td>「近世の高浜村ー渡しと西田家ー」</td><td>53</td><td>4,288</td></tr><tr><td>「水無瀬家の逸品ー所蔵資料調査からー」（第1期）</td><td>15</td><td>820</td></tr><tr><td>「水無瀬家の逸品ー所蔵資料調査からー」（第2期）</td><td>17</td><td>723</td></tr><tr><td>「水無瀬家の逸品ー所蔵資料調査からー」（第3期）</td><td>20</td><td>1,541</td></tr><tr><td>「水無瀬駒 関連資料実物展示」</td><td>2</td><td>115</td></tr><tr><td>「むかしの道具展～縫う・裁つ・紡ぐ～」</td><td>46</td><td>1,466</td></tr><tr><td>合 計</td><td>544</td><td>24,448</td></tr></table>				企画展名	開催日数（日）	延べ入館者数（人）	「寄贈品展～受け継がれる歴史とモノ～」	33	1,986	「信仰と人々の暮らしー禹王伝承ー」	61	2,339	「尾山遺跡泉跡再現遺構完成」	188	6,943	「令和6年度 町内発掘調査成果展」	47	1,087	「広瀬遺跡出土『宮』銘墨書土器」	62	3,140	「近世の高浜村ー渡しと西田家ー」	53	4,288	「水無瀬家の逸品ー所蔵資料調査からー」（第1期）	15	820	「水無瀬家の逸品ー所蔵資料調査からー」（第2期）	17	723	「水無瀬家の逸品ー所蔵資料調査からー」（第3期）	20	1,541	「水無瀬駒 関連資料実物展示」	2	115	「むかしの道具展～縫う・裁つ・紡ぐ～」	46	1,466	合 計	544	24,448
企画展名	開催日数（日）	延べ入館者数（人）																																								
「寄贈品展～受け継がれる歴史とモノ～」	33	1,986																																								
「信仰と人々の暮らしー禹王伝承ー」	61	2,339																																								
「尾山遺跡泉跡再現遺構完成」	188	6,943																																								
「令和6年度 町内発掘調査成果展」	47	1,087																																								
「広瀬遺跡出土『宮』銘墨書土器」	62	3,140																																								
「近世の高浜村ー渡しと西田家ー」	53	4,288																																								
「水無瀬家の逸品ー所蔵資料調査からー」（第1期）	15	820																																								
「水無瀬家の逸品ー所蔵資料調査からー」（第2期）	17	723																																								
「水無瀬家の逸品ー所蔵資料調査からー」（第3期）	20	1,541																																								
「水無瀬駒 関連資料実物展示」	2	115																																								
「むかしの道具展～縫う・裁つ・紡ぐ～」	46	1,466																																								
合 計	544	24,448																																								

オ 歴史文化資料館等活用	達成状況	○
歴史・文化の情報発信基地として交流・活動する場とするため、歴史文化資料館の展示や運営に支障のない範囲で、展示室や正面広場等を住民に提供し、33団体6,353人が使用した。 また、今後も適切に活用することができるよう、歴史文化資料館の建物の耐震診断を行った結果、耐震補強する必要があることが明らかとなったため、補強計画案を作成した。		
カ 史跡桜井駅跡史跡公園維持管理	達成状況	○
史跡桜井駅跡史跡公園内の石碑や文化財看板などの状態を点検するなど、史跡公園内にある石碑等の文化財について適切な維持管理・保存に努めた。なお、現状変更の手続は、令和6年度は樹木伐採1件の許可申請が行われたため、軽微な現状変更として適切に手続を行い、許可を行った。		

④ 今後の課題

● 文化財保護

町内の考古・美術工芸品・古文書・民俗資料等の悉皆調査を進めるとともに、世代交代等により伝統的な建造物の取壊し等が行われていることから、これらが滅失する前に、適切に記録保存を実施する必要がある。

● 歴史文化資料館等活用

現在、策定が進められている「島本町立歴史文化資料館等利活用基本計画」の内容を踏まえ、歴史文化資料館及び史跡桜井駅跡を有効活用しつつも、文化財として適切に保存できる方法を模索する必要がある。

(3) 生涯学習活動の推進

① 令和6年度重点目標

ア 文化教室実施

各種文化教室事業において、より多くの住民が参加できるよう、住民ニーズを把握し、生涯学習活動の充実を図る。

イ 生涯学習団体支援

町内で活動する生涯学習関係団体に関する広報を積極的に行い、住民の学習機会の充実を図る。

ウ 団体の自立支援

学習活動を通じて、文化の推進を主体的に担える人材育成に努め、かつ、団体の育成に努める。

② 本年度の指示事項

ア 文化教室実施

各種教室等において、回数や学習内容について住民ニーズを把握するためのアンケートを実施し、新規の教室事業を検討・開催することで、参加者の拡大に取り組むこと。

イ 生涯学習団体支援

生涯学習関係団体の活動内容などを掲載した紹介冊子の作成や町ホームページへの情報掲載等、各団体活動の広報に取り組むこと。

ウ 団体の自立支援

生涯学習関係団体の設立支援として、引き続き各種教室等の修了者に対する団体制度の説明を行い、また、町内在住講師の起用など、町内の人材育成に積極的に取り組むこと。

③ 実施内容及び評価

ア 文化教室実施		達成状況	○	
開催日や内容を工夫し、より多くの住民が参加しやすい生涯学習機会の拡充に努めた。				
【講座教室延べ参加者数(人)】				
場所・年度		場所	令和5年度	令和6年度
事業名				
民謡教室		ふれあいセンター	255	—
たのしい絵画教室			137	58
ガラスアート体験教室			9	—
浴衣着付け体験教室			10	5
扇子の絵付け体験教室（令和5年度新規）			4	—
古文書講座			61	—
バルーンアートであそぼう！			13	12
おすすめの本を紹介しよう！			2	—
けん玉教室（令和6年度新規）			—	12
ボランティアとよむはじめての古文書体験教室（令和6年度新規）			—	34
おもしろ美術講座（令和6年度新規）			—	45
少年少女和太鼓教室		第三小学校	476	275
和太鼓教室(青年の部)		生涯学習課	146	149
和太鼓教室(一般の部)		活動室	433	403
計			1,546	993
※ 申込者数の少ない講座について開催を中止した。				
【文化祭参加者数(人)】（主催：島本町文化祭事業実行委員会）				
場所・年度		場所		
事業名				
島本町文化祭		ふれあいセンター、史跡桜井駅跡史跡公園		
※ 令和5年度は作品展示及び舞台発表を開催した。				
※ 令和6年度は作品展示、舞台発表及び屋外発表を開催した。				
イ 生涯学習団体支援		達成状況	○	
生涯学習関係団体の紹介冊子を公共施設に設置及び町ホームページ上に公開し、生涯学習に関心のある住民に対する情報発信に努めた。				
ウ 団体の自立支援		達成状況	○	
自立を希望する団体に対して、社会教育関係団体への加入や生涯学習関係団体の登録についての説明を行えるようにするなど、支援体制の維持に努めた。				

④ 今後の課題

● 文化教室実施

多くの住民に対し生涯学習活動機会を提供するとともに、長期継続してきた教室は、より自発的に生涯学習活動を行っていけるよう団体化を促す等、引き続き文化教室の内容刷新に努める必要がある。

● 生涯学習団体支援

更に多くの住民が生涯学習活動へ参加するため、町ホームページ上に公開している生涯学習関係団体の情報を工夫し、情報提供機会の拡充に努めていく必要がある。

(4) 図書館サービスの推進

① 令和6年度重点目標

ア 図書館の広報の充実
様々な方に来館いただけるよう町ホームページ等を活用し、図書の紹介や各種イベント情報などを積極的に利用者へ配信する。
イ 図書館の魅力・利便性の向上
利用者が本を手に取り、興味を持って読んでいただけるよう書架の充実に努める。
ウ 図書館の広域利用
北摂地区における公立図書館の広域利用事業を推進する。
エ 駅前ブックポスの設置
阪急水無瀬駅前及びＪＲ島本駅前に、町立図書館貸出資料返却用ブックポスを設置する。
オ 不用図書の活用
除籍図書などの有効活用について引き続き検討する。

② 本年度の指示事項

ア 図書館の広報の充実
町立図書館に関する情報について、様々な媒体を活用し、配信の充実に努めること。
イ 図書館の魅力・利便性の向上
毎月、季節や時事、年齢等に応じた特集コーナーを設け、本との新たな出会いの機会の充実に努めること。
ウ 図書館の広域利用
図書館の広域利用について、他市町相互の連携の下、円滑な運営に努めること。
エ 駅前ブックポスの設置
町立図書館利用者の利便性の向上を図るため、阪急水無瀬駅前及びＪＲ島本駅前に貸出資料返却用ブックポスを設置すること。

オ 不用図書の活用

寄贈図書及び除籍図書の売却を継続して実施するとともに、リサイクルブックコーナーを設置し、利用者への還元を図ること。

③ 実施内容及び評価

ア 図書館の広報の充実

達成状況

○

イベントや企画内容を工夫するとともに、町ホームページや広報誌、事業によっては町のLINEやフェイスブックで周知を図り、子どもから大人まで、図書館に来館するきっかけを作ることができた。また、広報誌で新刊の一部を「おすすめの本」として紹介した。

イ 図書館の魅力・利便性の向上

達成状況

○

週1回の選書会議において、利用者に長く借りていただけることを目的として購入図書を選定した。一方で、受入からおおむね5年以上が経過し、貸出割合が低減している図書については、社会情勢などを踏まえて除籍を行い、新陳代謝を図った。

利用者の興味を引き、手に取ってもらえるよう、毎月、一般書において2か所、児童書において1か所の特集コーナーを設けて展示した。「令和5年度 島本町教育委員会の点検・評価結果報告書」における学識経験者のご意見も踏まえ、令和7年2月には「母語から多様性を考える 2月21日は国際母語デー」と題し、多言語や多文化に関する図書の特集展示を行った。

人権文化センターが実施した「読みメン養成講座」（男性を対象とした読み聞かせの講座）において参加者に読み聞かせを継続的にやっていただくなど、町内での連携により読み手の裾野が広がった。

新たな取組として、点字付き絵本やLLブック（知的障害のある方、外国にルーツのある方などをはじめ誰もが読書を楽しめるために工夫して作られた本）などのバリアフリーに配慮した資料を集めた「りんごの棚」を常設設置した。

引き続き、町のブックスタート事業である「島本町出合いの絵本事業」に協力した。

【蔵書数(点)】

年度		令和5年度	令和6年度
蔵書累計		109,954	110,744
受入数	購入数	4,552	4,548
	寄贈数	484	314
	計	5,036	4,862

※ 蔵書能力(約10万点)等の制約があるが、適切で新鮮な資料の収集と提供に努めている。

【入館者及び貸出点数】

年度	令和5年度	令和6年度
入館者数(人)	116,887	117,288
貸出点数(点)	316,813	309,117
貸出点数／入館者(点)	2.7	2.6
貸出点数／人口(点)	10.0	9.6
人口(4月1日)	31,670	32,297

※ 入館者1人当たりの貸出点数＝各年度の貸出点数／各年度の入館者数

※ 人口1人当たりの貸出点数＝各年度の貸出点数／各年度末の翌日(4月1日)人口

【登録者数】

年度	令和5年度	令和6年度
登録者数(人)	12,276	12,100
うち15歳以下(人)	2,267	2,212
貸出点数／登録者(点)	25.8	25.5
登録者／人口(%)	38.8	37.5
人口(4月1日)	31,670	32,297

※ 登録者1人当たりの貸出点数＝各年度の貸出点数／各年度末の登録者数

※ 人口に占める登録者の割合＝各年度末の登録者数／各年度末の翌日(4月1日)人口

【予約受付数】

年度	令和5年度	令和6年度
件数(件)	36,236	35,821
予約点数／登録者(点)	3.0	3.0

※ 登録者1人当たり予約点数＝各年度の予約受付件数／各年度末の登録者数

【幼児・児童向け事業延べ参加者数(人)】

年度	令和5年度	令和6年度
おはなしかい	688	841
わくわくかみしばい	96	172
おはなしかいスペシャル(はる)	41	32
読書オリンピック	－	125
ライブラリーフォトスタジオ(令和6年度新規)	－	44
おはなしかいスペシャル(あき)	52	36
むかしばなしクイズ(令和6年度新規)	－	115
ぬいぐるみのおとまり会	－	10
クリスマスのおはなし会	66	59

【成人向け事業延べ参加者数(人)】

年度	令和5年度	令和6年度
なのはなのおはなし会	6	17

【小学校及び各種団体への貸出状況】

年度	令和5年度	令和6年度
団体貸出数(点)	4,373	3,063
団体数(団体)	161	162

ウ 図書館の広域利用

達成状況

○

従前に引き続き、北摂7市3町（豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市、豊能町、能勢町、島本町）の公立図書館の広域利用について、円滑な推進を図った。

【北摂地区広域利用 利用状況】

	島本町が他市町利用者へ貸し出したもの				島本町利用者が他市町から借り受けたもの			
	令和5年度		令和6年度		令和5年度		令和6年度	
	人	冊	人	冊	人	冊	人	冊
高 槻 市	2,362	9,014	2,300	9,169	1,137	3,375	1,252	3,350
茨 木 市	20	77	19	62	170	566	292	1,001
摂 津 市	4	7	1	3	30	126	92	225
吹 田 市	11	51	11	52	35	146	23	83
豊 中 市	3	3	5	11	2	5	24	50
池 田 市	0	0	1	3	1	1	0	0
箕 面 市	0	0	0	0	0	0	0	0
能 勢 町	0	0	0	0	0	0	0	0
豊 能 町	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	2,400	9,152	2,337	9,300	1,375	4,219	1,683	4,709

エ 駅前ブックポストの設置

達成状況

○

令和6年10月1日から、阪急水無瀬駅及びJR島本駅に図書返却用のブックポストを設置した。半年間で、水無瀬駅は10,216冊、島本駅は7,094冊の返却があった。

オ 不用図書の活用

達成状況

○

前年度に実施した寄贈を受けた資料のうち不用となった図書の売却を行い、歳入の確保に努めた。また、8月には図書館や歴史文化資料館、人権文化センター、町立体育館において、各施設入口付近に「リサイクルブックコーナー」を設け、図書館で使用しなくなった図書等を来館者が自由に持ち帰られるよう、図書のリサイクルに努めた。

④ 今後の課題

● 図書館の広報の充実

来館者は総じて減少傾向にあり、より多くの方に図書館に来館いただけるよう、イベントや展示、蔵書を充実させるとともに、町ホームページやSNS等による発信の充実に取り組んでいく。

● 図書館の魅力・利便性の向上

視覚障害者、また学習障害や発達障害、知的障害等視覚による表現の認識に障害のある人等が点字図書やデージーデータ（CDなどの録音図書など）を利用可能にするといった読書バリアフリーの取組を進めるとともに、他自治体で実施している障害者等へのサービスについての検討が必要である。また、日本語を母語としない住民に向けて、児童書をはじめ多言語資料の充実を図るとともに、庁内の関係部署と連携し、取組内容を検討する。

また、子どもへの読み聞かせ「おはなし会」をボランティアの協力を得て実施し好評を得ているが、ボランティア団体の一部では高齢化が進んでいる。「おはなし会」の取組が長期継続できるよう、読み聞かせボランティアを養成する必要がある。

(5) スポーツ活動の推進

① 令和6年度重点目標

ア ニュースポーツの普及促進
ニュースポーツについて、広く住民へ周知を図り、普及に努める。
イ 新体育館等整備検討
町立体育館について、水無瀬川緑地公園敷地内への移転整備を進める。
ウ スポーツ施設等の管理運営
利用者が安全に利用できるよう、スポーツ施設や備品等について、適切な維持管理に努める。
エ 生涯スポーツの普及啓発
定期的にスポーツ教室を開催し、生涯スポーツの普及啓発を図る。
オ 生きがい対策の整備
誰もが生涯にわたって、健康や体力を保持し、生きがいを持てる環境づくりに努める。

② 本年度の指示事項

ア ニュースポーツの普及促進
ニュースポーツを周知するため、定期的に体験教室を開催する際には、効果的な周知の方法を検討・工夫するとともに、PTA行事への協力等により、ニュースポーツの普及に取り組むこと。
イ 新体育館等整備検討
町立体育館の整備にあたっては、小中学校プール及び東大寺公園テニスコートも含めた基本計画を策定すること。
ウ スポーツ施設等の管理運営
町内スポーツ施設を適切に維持管理するとともに、物品の状況把握や計画的な修繕及び更新に努めること。
エ 生涯スポーツの普及啓発
参加者ニーズを検証しながら教室の内容を検討すること。

オ 生きがい対策の整備

子どもから高齢者まで誰もが生きがいを持てる環境づくりのため、スポーツ関係団体等の活動の支援に努めること。

③ 実施内容及び評価

ア ニュースポーツの普及促進

達成状況

○

定期的にニュースポーツ体験教室を開催するとともに、小学校のPTA行事にも積極的に協力し、町内でのニュースポーツの普及に努めた。

【ニュースポーツ体験教室】

	開催回数	参加人数
ニュースポーツ体験教室	8回	105人

イ 新体育館等整備検討

達成状況

○

新体育館等のめざすべき方向性、具体的な施設整備方針や事業を推進するうえで必要となる各種事項について検討し、新体育館等整備に関する基本的な要件を示すものとして、令和7年3月に「島本町新体育館等整備基本計画」を策定した。

ウ スポーツ施設等の管理運営

達成状況

○

利用者が安全に利用できるよう、スポーツ施設や備品等について、適切な維持管理に努めた。

エ 生涯スポーツの普及・啓発

達成状況

○

定期的にスポーツ教室を開催し、生涯スポーツの普及啓発を図る。

【生涯スポーツ振興事業参加者数(人)】 (主催:町民スポーツ実行委員会)

年度	令和5年度	令和6年度
町民スポーツ祭	2,280	3,220

【スポーツ教室延べ参加者数(人)】

事業名	令和5年度	令和6年度
ダブルダッチ	1,032	1,022
ソフトバレーボール	279	297
バドミントン	307	299
ヨガ	438	394
ジュニアテニス	635	581
体幹&ストレッチ	363	379
運動あそび	99	80
計	3,153	3,052

【総合型地域スポーツクラブ しまもとバンブークラブ会員数・教室数】

年度	令和5年度	令和6年度
会員数（人）	305	242
種目数（個）	21	20
教室数（個）	26	25

【町立体育館利用者数】

施設名	年度	令和5年度	令和6年度
第1体育室	件数（件）	1,197	1,198
	人数（人）	19,835	19,535
第2体育室	件数（件）	990	1,043
	人数（人）	12,599	12,526
第3体育室	件数（件）	971	1,007
	人数（人）	11,154	11,171
トレーニングルーム	件数（件）	19,384	21,672
	人数（人）	19,384	21,672
研修室	件数（件）	89	87
	人数（人）	824	809
計	件数（件）	22,631	25,007
	人数（人）	63,796	65,713

【学校教育施設利用者数】

○体育館

施設名	年度	令和5年度	令和6年度
第一小学校	件数（件）	384	142
	人数（人）	7,624	2,806
第二小学校	件数（件）	293	98
	人数（人）	6,513	2,139
第三小学校	件数（件）	481	501
	人数（人）	9,541	9,541
第四小学校	件数（件）	787	752
	人数（人）	14,863	13,974
第一中学校	件数（件）	566	579
	人数（人）	12,797	11,808
第二中学校	件数（件）	435	496
	人数（人）	6,740	10,678
計	件数（件）	2,946	2,568
	人数（人）	58,078	50,946

○グラウンド

施設名	年度	令和5年度	令和6年度
第一小学校	件数（件）	13	8
	人数（人）	492	280
第二小学校	件数（件）	103	107
	人数（人）	4,365	4,063
第三小学校	件数（件）	90	102
	人数（人）	4,118	3,605
第四小学校	件数（件）	120	116
	人数（人）	5,351	4,757
第一中学校	件数（件）	60	77
	人数（人）	4,081	5,713
第二中学校	件数（件）	74	77
	人数（人）	2,818	2,485
計	件数（件）	460	487
	人数（人）	21,225	20,903

【テニスコート利用者数】

施設名	年度	令和5年度	令和6年度
東大寺公園 テニスコート	件数（件）	1,904	1,942
	人数（人）	17,819	15,965
第二中学校 テニスコート	件数（件）	628	611
	人数（人）	3,706	3,624
計	件数（件）	2,532	2,553
	人数（人）	21,525	19,589

【水無瀬川緑地公園スポーツ広場利用者数】

年度	令和5年度	令和6年度
件数（件）	275	141
人数（人）	27,814	13,102

オ 生きがい対策の整備

達成状況

○

団体活動の内容に努め、日常活動の相談や課題の解決について支援した。

④ 今後の課題

● ニュースポーツの普及促進

ニュースポーツの普及活動に必要なスポーツ推進委員の欠員が生じているため、欠員補充に努める。

また、ニュースポーツの普及促進のため、内容の検討や活動啓発の強化が必要である。

● 新体育館等整備検討

令和6年度に策定した「島本町新体育館等整備基本計画」に基づき、水無瀬川緑地公園への体育館と屋内プールの整備に向けて事業を進める。

また、東大寺公園テニスコートの今後の対応について、再度検討し、できるだけ速やかに、一定の方向性を示す。

● 長井先生からの御意見

(1)青少年健全育成の推進

③ア 青少年人権教育

具体的な数字が出ていてわかりやすいです。達成状況が○となっていますが、評価基準としてどのようになっていれば○なのかについて記述されてはと思います。

(2)文化財保護の推進

③オ 歴史文化資料館等活用

①②共にですが、表題を利活用にはいかがでしょうか。伴って、3行目の「使用した」を、「利用した」にはいかがでしょうか。

● 中村先生からの御意見

全般

今日の子育て世代を取り巻く社会環境は変化が著しく、地域の人間関係の希薄化や家庭の孤立化等、課題は多岐にわたります。近年、PTAのあり方も変化してきていますが、形は変わっても、幼児期や学童期の子育てにおいて、学校園各所の連携はもとよりPTAや福祉機関、地域との連携によって切れ目のない家庭支援を継続して、家庭の教育力向上にも努めていただきたいと思います。

(5)スポーツ活動の推進

③イ 新体育館等整備検討

新体育館の屋内温水プール整備について、とても意義のある魅力的な事業だと思います。小中学校における水泳の実技授業が、天候や昨今の猛暑などにより実施できない状況が多くあり、そういった中、屋内温水プールで水泳実技授業が可能になるということは、天候等に左右されることなく子どもたちの泳力を育むことにつながります。全国的に水泳の授業を廃止する学校が相次いでいますが、日本は海に囲まれ、川も多くあります。また、プールでの水遊びや海や川での遊びは、多くの子どもにとって楽しみの活動の一つともいえます。そういった中、学校での水泳実技授業は、水難事故から子どもの命を守る点でとても大切です。一方、近年は児童や生徒から「水着が嫌だ」「日焼けしたくない」といった声も上がり、欠席者や見学者の増加もみられることから、様々な工夫や配慮も必要になってきます。それぞれの自治体や地域の実情に応じて水泳実技授業実施の工夫を重ねていくことが、これからの水泳授業における教育の大切な役割であると考えます。

また、生涯スポーツの観点から、水泳は子どもから高齢者まで幅広く愛されているスポーツです。競技力向上としての側面のみならず、自身の健康維持・増進のために続けることも少なくありません。全身を使う運動であり、運動の負荷も自由に変えられるため、病気の予防やリハビリとしても行われています。

水無瀬川緑地公園と一体となって整備される温水プールを含めた新体育館等が、子どもや大人、高齢者や障がい者のスポーツ参加や交流、また、これまで学校だけで担っていた部活動、これら全ての地域スポーツの創造の場となることを期待しています。

第 5 3 号 議 案

教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

教育委員会委員として、次のとおり任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 9 月 3 日 提出

島本町長 山 田 紘 平

氏 名	丸 野 亨
住 所	大阪市鶴見区横堤二丁目
生年月日	昭和 4 7 年 1 0 月 3 0 日

提案理由

任期満了に伴い、再任するもの。

議案資料

略 歴

最終学歴	平成 23 年 3 月	大阪教育大学大学院教育学研究科修士課程修了
職 歴	平成 9 年 4 月	大阪市立今津小学校教諭
	平成 11 年 4 月	大阪教育大学附属平野小学校教諭
	平成 25 年 4 月	大阪教育大学附属平野小学校主幹教諭
	平成 26 年 4 月	大阪教育大学附属平野小学校副校長
	平成 30 年 4 月	大阪成蹊大学教育学部准教授
	令和 3 年 10 月	教育委員会委員（現在に至る。）

第 5 4 号 議 案

公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

公平委員会委員として、次のとおり選任したいので、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 9 月 3 日提出

島本町長 山 田 紘 平

氏 名 曾 根 由 美

住 所 島本町青葉二丁目

生年月日 昭和 3 5 年 6 月 1 0 日

提案理由

任期満了に伴い、再任するもの。

議案資料

略 歴

最終学歴	昭和 5 8 年 3 月	京都府立大学文学部卒業
職 歴	平成 5 年 8 月	株式会社新大阪不動産鑑定所採用
	平成 1 4 年 7 月	退職
	平成 1 4 年 8 月	曾根司法行政事務所開設
	平成 1 7 年 1 0 月	公平委員会委員（現在に至る。）

第 5 5 号 議 案

大字東大寺財産区管理委員の選任につき同意を求め
ることについて

大字東大寺財産区管理委員として、次のとおり選任したいので、
島本町大字部落財産区管理会条例（昭和 3 3 年島本町条例第 8 6
号）第 3 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 9 月 3 日提出

島本町長 山 田 紘 平

氏 名 河 上 圭 秀

住 所 島本町東大寺一丁目

生年月日 昭和 2 2 年 1 1 月 1 4 日

氏 名 井 上 修 一

住 所 島本町東大寺一丁目

生年月日 昭和 2 4 年 6 月 2 日

氏 名 井 上 隆 司

住 所 島本町東大寺一丁目

生年月日 昭和 1 7 年 3 月 1 4 日

氏 名 井 上 幸 雄

住 所 島 本 町 広 瀬 二 丁 目

生年月日 昭和 2 7 年 1 月 2 6 日

氏 名 井 上 仁

住 所 島 本 町 広 瀬 一 丁 目

生年月日 昭和 2 7 年 1 2 月 2 4 日

提 案 理 由

任期満了に伴い、再任し、及び新たに選任するもの。

第 5 6 号 議 案

島 本 町 乳 児 等 通 園 支 援 事 業 の 設 備 及 び 運 営 に 関 す る
基 準 を 定 め る 条 例 の 制 定 に つ い て

島 本 町 乳 児 等 通 園 支 援 事 業 の 設 備 及 び 運 営 に 関 す る 基 準 を 定 め
る 条 例 を 次 の よ う に 定 め る。

令 和 7 年 9 月 3 日 提 出

島 本 町 長 山 田 紘 平

提 案 理 由

乳 児 等 通 園 支 援 事 業 の 実 施 に 伴 い、 児 童 福 祉 法 第 3 4 条 の 1
6 の 規 定 に よ る 同 事 業 の 設 備 及 び 運 営 に 関 す る 基 準 に つ い て 必
要 な 事 項 を 定 め る た め、 新 た に 条 例 を 制 定 す る も の。

島本町条例第 号

島本町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条―第21条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第22条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第23条―第26条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第27条・第28条）

第3章 雑則（第29条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。

以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(基本理念)

第3条 この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、
明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な
訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳
児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）
が、乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条
の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並び
にその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同
じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用してい
る乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに
健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第4条 町長は、島本町子ども・子育て会議の意見を聴き、その
監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園
支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及
び運営を向上させるように勧告することができる。

2 町は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第5条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、そ
の設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等
通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備
又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第6条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(暴力団の排除)

第7条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる者であってはならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴力団対策法」という。）第

2 条第 2 号に規定する暴力団

(2) 暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員

(3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者として、島本町暴力団排除条例施行規則(平成 26 年島本町規則第 12 号)第 3 条に規定する暴力団密接関係者

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第 8 条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練(次項の訓練を除く。)をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月 1 回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第 9 条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなけれ

ばならない。

- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第10条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件）

第11条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者で

あって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等）

第 1 2 条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第 1 3 条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

第 1 4 条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の防止）

第 1 5 条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第 3 3 条の 1 0 各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第16条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第17条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し、運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第18条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容

- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第19条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第20条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第21条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援

に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、町からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

（乳児等通園支援事業の区分）

第22条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園

支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第23条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要

件に、保育室等を３階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第２条第９号の２に規定する耐火建築物又は同条第９号の３に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に並び、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が１以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
２階	常用	１ 屋内階段 ２ 屋外階段
	避難用	１ 建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）第１２３条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段 ２ 待避上有効なバルコニー ３ 建築基準法第２条第７号の２に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ４ 屋外階段
３階	常用	１ 建築基準法施行令第１２３条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段 ２ 屋外階段

	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）

		2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路
		3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ） 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面す

る部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、
乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通
報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等
で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

(職員)

第24条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下ることはできない。

3 乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のい

いずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を１人とすることができる。

- (1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。
- (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が３人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（乳児等通園支援の内容）

第２５条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和２３年厚生省令第６３号）第３５条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第２６条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の

保護者と密接な連絡を取り、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第 3 節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第 27 条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年大阪府条例第 103 号）（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園及び幼保連携型認定こども園 大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 18 年大阪府条例第 88 号）
- (3) 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

(準用)

第 28 条 第 25 条及び第 26 条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第 25 条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」と、第 26 条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」

と読み替えるものとする。

第 3 章 雑則

(電磁的記録)

第 29 条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)

- 2 島本町執行機関の附属機関に関する条例（平成 24 年島本町条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

別表町長及び教育委員会の項担任する事務の欄中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

- (5) 島本町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年島本町条例第 号）第 4 条第 1

項の規定によりその権限に属させられた事項

第 5 6 号議案資料

島本町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

1 提案理由

乳児等通園支援事業の実施に伴い、児童福祉法第 3 4 条の 1 6 の規定による同事業の設備及び運営に関する基準について必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するもの。

2 議案の概要

(1) 趣旨（第 1 条関係）

条例がどのような事項について規定しているかを規定する。

(2) 定義（第 2 条関係）

条例において使用する用語の定義について規定する。

(3) 基本理念（第 3 条関係）

乳児等通園支援事業の保証されるべき事項や理念について規定する。

(4) 最低基準の向上（第 4 条関係）

町の事業者に対する最低基準を超えた設備及び運営の向上に関する勧告等について規定する。

(5) 最低基準と乳児等通園支援事業者（第 5 条関係）

事業者における最低基準を超えた設備及び運営の向上について規定する。

(6) 乳児等通園支援事業者の一般原則（第 6 条関係）

利用乳幼児の人権への配慮や地域社会との交流及び連携、事業の評価等について規定する。

(7) 暴力団の排除（第 7 条関係）

乳児等通園支援事業者は、暴力団関係者であってはならないことを規定する。

(8) 乳児等通園支援事業者と非常災害（第 8 条関係）

非常時に備えた設備の設置や訓練について規定する。

(9) 安全計画の策定等（第 9 条関係）

事業所における安全に関する事項についての計画について規定する。

(10) 自動車を運行する場合の所在の確認（第 10 条関係）

送迎や事業所外での保育を実施する場合等における安全管理について規定する。

(11) 乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件（第 11 条関係）

乳児等通園支援事業に従事する職員の条件について規定する。

(12) 乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等（第 12 条関係）

乳児等通園支援事業に従事する職員の質の向上について規定する。

(13) 他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準（第 13 条）

乳児等通園支援事業所を他の社会福祉施設等と併設する場合の設備及び職員の兼用及び兼務について規定する。

(14) 利用乳幼児を平等に取り扱う原則（第 14 条関係）

利用乳幼児に関し差別的取扱いの禁止について規定する。

(15) 虐待等の防止（第 15 条関係）

利用乳幼児に対する虐待等の禁止について規定する。

(16) 衛生管理等（第 16 条関係）

利用乳幼児が使用する設備等の適切な衛生管理について規定する。

(17) 食事（第 17 条関係）

食事の提供を行う場合における調理設備について規定する。

(18) 乳児等通園支援事業所内部の規程（第 18 条関係）

事業所における運営についての重要事項に関する内規について規定する。

(19) 乳児等通園支援事業所に備える帳簿（第 19 条関係）

運営及び利用乳幼児に関する情報等の帳簿の整理について規定する。

(20) 秘密保持等（第 20 条関係）

守秘義務について規定する。

(21) 苦情への対応（第 21 条関係）

苦情の受付窓口の設置等について規定する。

(22) 乳児等通園支援事業の区分（第 22 条関係）

一般型乳児等通園支援事業と余裕活用型乳児等通園支援事業の区分及び定義について規定する。

(23) 設備の基準（第 23 条関係）

一般型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備基準について規定する。

(24) 職員（第 24 条関係）

一般型乳児等通園支援事業に従事する職員の基準について規定する。

(25) 乳児等通園支援の内容（第 25 条関係）

乳児等通園支援事業で実施する保育の内容について規定する。

(26) 保護者との連絡（第 26 条関係）

保護者との連携及び内容の理解及び協力について規定する。

(27) 設備及び職員の基準（第 27 条関係）

余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準について規定する。

(28) 準用（第 28 条関係）

一般型乳児等通園支援事業に関する規定の一部の余裕活用型乳児等通園支援事業への準用について規定する。

(29) 電磁的記録（第 29 条関係）

記録等を書面で行うことが想定されている事項を書面に代えて電磁的記録で行うことについて規定する。

(30) 島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正（附則関係）

島本町執行機関の附属機関に関する条例別表に規定する子ども・子育て会議の担当事務に係る事項を追加する。

3 新旧対照表

4 施行期日

公布の日

島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案					現 行				
別表（第2条～第4条関係）					別表（第2条～第4条関係）				
執行機関	附属機関	担任する事務	委員の定数	委員の構成	執行機関	附属機関	担任する事務	委員の定数	委員の構成
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
町長及び教育委員会	略	次に掲げる事項について調査審議し、町長又は教育委員会に意見を具申する。 (1)～(4) 略 (5) 島本町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年島本町条例第 号） 第4条第1項の規定によりその権限に属させられた事項 (6) 略	略	略	町長及び教育委員会	略	次に掲げる事項について調査審議し、町長又は教育委員会に意見を具申する。 (1)～(4) 略 (5) 略	略	略

第 5 7 号 議 案

島本町立幼稚園設置条例及び島本町特定教育・保育
施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関
する条例の一部改正について

島本町立幼稚園設置条例及び島本町特定教育・保育施設及び特
定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正す
る条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 3 日 提出

島本町長 山 田 紘 平

提 案 理 由

島本町立第一幼稚園の運営方針の変更に伴い一部機能の拡充
を行うため、所要の改正を行うもの。

島本町条例第 号

島本町立幼稚園設置条例及び島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例

(島本町立幼稚園設置条例の一部改正)

第1条 島本町立幼稚園設置条例（昭和45年島本町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「207名」を「105名」に改める。

第3条中「2年」を「3年」に改める。

(島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正)

第2条 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例（平成27年島本町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第6条第1項」を「第5条第1項」に改める。

別表第2預かり保育の項中「午後6時」を「午後7時」に、「午前8時」を「午前7時30分」に改め、同表備考1(1)中「77, 101円」を「57, 700円（教育・保育給付認定保護者が特定教育・保育給付認定保護者に該当する場合にあっては、77, 101円）」に改め、同表中備考3を備考4とし、備考2を備考3とし、備考1の次に次のように加える。

- 2 預かり保育の利用時間の終了時刻が午後 6 時 3 0 分を超える場合は、この表に定める金額に日額 2 0 0 円を加算する。ただし、当該加算する預かり保育料の上限額は、一月当たり 3 , 4 0 0 円とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

第 5 7 号議案資料

島本町立幼稚園設置条例及び島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について

1 提案理由

島本町立第一幼稚園の運営方針の変更に伴い一部機能の拡充を行うため、所要の改正を行うもの。

2 議案の概要

(1) 島本町立幼稚園設置条例の一部改正（第 1 条関係）

ア 島本町立第一幼稚園の認可定員を需要に応じた定員となるよう変更を行うもの。（第 2 条関係）

イ 島本町立第一幼稚園の入園資格を拡大し、3 年保育を実施するよう改めるもの。（第 3 条関係）

(2) 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正（第 2 条関係）

ア 島本町立第一幼稚園において実施する預かり保育の時間を延長するとともに、開園時間の延長に伴う預かり保育料について町立保育所と同水準となるよう改めるもの。（別表第 2 関係）

3 新旧対照表

4 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

**島本町立幼稚園設置条例及び島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例
新旧対照表**

○第1条による改正島本町立幼稚園設置条例

改 正 案	現 行												
(名称、位置及び定員)	(名称、位置及び定員)												
第2条 幼稚園の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。	第2条 幼稚園の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。												
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>定員</th></tr><tr><td>島本町立第一幼稚園</td><td>島本町青葉三丁目1番1号</td><td><u>105名</u></td></tr></table>	名称	位置	定員	島本町立第一幼稚園	島本町青葉三丁目1番1号	<u>105名</u>	<table><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>定員</th></tr><tr><td>島本町立第一幼稚園</td><td>島本町青葉三丁目1番1号</td><td><u>207名</u></td></tr></table>	名称	位置	定員	島本町立第一幼稚園	島本町青葉三丁目1番1号	<u>207名</u>
名称	位置	定員											
島本町立第一幼稚園	島本町青葉三丁目1番1号	<u>105名</u>											
名称	位置	定員											
島本町立第一幼稚園	島本町青葉三丁目1番1号	<u>207名</u>											
(入園の資格)	(入園の資格)												
第3条 幼稚園に入園することができる者は、本町に保護者とともに居住し、小学校就学の始期前 <u>3年</u> から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。	第3条 幼稚園に入園することができる者は、本町に保護者とともに居住し、小学校就学の始期前 <u>2年</u> から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。												

○第2条による改正島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例

改 正 案

(預かり保育料)

第6条 町長は、町立幼稚園において預かり保育（島本町立幼稚園設置条例（昭和45年島本町条例第22号）第5条第1項に規定する預かり保育をいう。以下同じ。）又は長時間の預かり保育（同条例第2条の2に規定する長時間の預かり保育をいう。以下同じ。）を受ける子どもの教育・保育給付認定保護者等から、別表第2に定める額の預かり保育料を徴収する。

別表第2（第6条関係）

区分			金額
預かり保育	教育課程に係る 教育時間の終了 後から <u>午後7時</u> までの間に行う 保育	教育時間が正午前 に終了する場合	日額 600円
		教育時間が正午以 後に終了する場合	日額 300円
	午前7時30分から教育課程に係る 教育時間の開始前までの間に行う預 かり保育		日額 100円
	教育課程を実施しない日に行う預か り保育		日額 700円
長時間の預かり保育			日額 450円

備考

1 次に掲げる子どもに係る預かり保育に係る預かり保育料の額は、この表の規定にかかわらず、0円とする。

(1) 市町村民税の所得割額が57,700円（教育・保育給付認定保護者が特定教育・保育給付認定保護者に該当する場合にあっては、77,101円）未満の世帯に属する子ども

(2) 略

2 預かり保育の利用時間の終了時刻が午後6時30分を超える場合は、この表に定める金額に日額200円を加算する。ただし、当該加

現 行

(預かり保育料)

第6条 町長は、町立幼稚園において預かり保育（島本町立幼稚園設置条例（昭和45年島本町条例第22号）第6条第1項に規定する預かり保育をいう。以下同じ。）又は長時間の預かり保育（同条例第2条の2に規定する長時間の預かり保育をいう。以下同じ。）を受ける子どもの教育・保育給付認定保護者等から、別表第2に定める額の預かり保育料を徴収する。

別表第2（第6条関係）

区分			金額
預かり保育	教育課程に係る 教育時間の終了 後から <u>午後6時</u> までの間に行う 保育	教育時間が正午前 に終了する場合	日額 600円
		教育時間が正午以 後に終了する場合	日額 300円
	<u>午前8時</u> から教育課程に係る 教育時間の開始前までの間に行う預 かり保育		日額 100円
	教育課程を実施しない日に行う預か り保育		日額 700円
長時間の預かり保育			日額 450円

備考

1 次に掲げる子どもに係る預かり保育に係る預かり保育料の額は、この表の規定にかかわらず、0円とする。

(1) 市町村民税の所得割額が77,101円

_____ 未満の世帯に属する子ども

(2) 略

改 正 案	現 行
<u>算する預かり保育料の上限額は、一月当たり3,400円とする。</u> <u>3</u> 長時間の預かり保育に係る預かり保育料は、長時間の預かり保育を受けた月における当該預かり保育料の額を合算した額が11,300円を超える場合に限り、当該合算した額から11,300円を控除した額（以下「保護者負担差額」という。）を徴収するものとする。 <u>4</u> 備考1の規定は、保護者負担差額について準用する。	<u>2</u> 長時間の預かり保育に係る預かり保育料は、長時間の預かり保育を受けた月における当該預かり保育料の額を合算した額が11,300円を超える場合に限り、当該合算した額から11,300円を控除した額（以下「保護者負担差額」という。）を徴収するものとする。 <u>3</u> 備考1の規定は、保護者負担差額について準用する。

第 5 8 号 議 案

令和 7 年度 島 本 町 一 般 会 計 補 正 予 算 （ 第 4 号 ）

令和 7 年度 島 本 町 の 一 般 会 計 補 正 予 算 （ 第 4 号 ） は、次 に 定 め る と こ ろ に よ る。

（ 歳 入 歳 出 予 算 の 補 正 ）

第 1 条 歳 入 歳 出 予 算 の 総 額 に 歳 入 歳 出 そ れ ぞ れ 3 9 5 , 7 9 5 千 円 を 追 加 し、歳 入 歳 出 予 算 の 総 額 を 歳 入 歳 出 そ れ ぞ れ 1 7 , 0 9 3 , 6 4 9 千 円 と す る。

2 歳 入 歳 出 予 算 の 補 正 の 款 項 の 区 分 及 び 当 該 区 分 ご と の 金 額 並 び に 補 正 後 の 歳 入 歳 出 予 算 の 金 額 は、
「 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正 」 に よ る。

（ 債 務 負 担 行 為 の 補 正 ）

第 2 条 債 務 負 担 行 為 の 追 加 は、「 第 2 表 債 務 負 担 行 為 補 正 」 に よ る。

令 和 7 年 9 月 3 日 提 出

島 本 町 長 山 田 紘 平

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		2,980,125	12,870	2,992,995
	2 国庫補助金	703,577	12,870	716,447
16 府支出金		1,314,828	68	1,314,896
	3 府委託金	85,837	68	85,905
18 寄附金		401,032	5,000	406,032
	1 寄附金	401,032	5,000	406,032
19 繰入金		2,598,813	108,106	2,706,919
	1 特別会計繰入金	375	19,777	20,152
	2 基金繰入金	2,598,438	88,329	2,686,767
20 諸収入		195,075	56,886	251,961
	4 雑入	191,226	56,886	248,112
22 繰越金		0	212,865	212,865

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 繰越金	0	212,865	212,865
歳入	合計	16,697,854	395,795	17,093,649

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,109,731	112,314	3,222,045
	1 総務管理費	2,729,175	112,246	2,841,421
	5 統計調査費	24,000	68	24,068
3 民生費		6,683,790	262,418	6,946,208
	1 社会福祉費	3,113,174	121,216	3,234,390
	2 児童福祉費	3,218,443	119,174	3,337,617
	3 生活保護費	352,172	22,028	374,200
4 衛生費		1,155,433	13,575	1,169,008
	1 保健衛生費	475,406	13,575	488,981
7 土木費		949,187	602	949,789
	4 都市計画費	611,495	602	612,097
9 教育費		2,323,588	6,886	2,330,474

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 教育総務費	485,591	6,886	492,477
歳出	合 計	16,697,854	395,795	17,093,649

第 2 表 債務負担行為補正

(追 加)

事 項	期 間	限 度 額
公募型公益活動支援事業補助金	(自)令和 7 年度 (至)令和 8 年度	5 0 0 千円
住民集団健診等業務委託	(自)令和 7 年度 (至)令和 1 0 年度	1 6, 3 9 6 千円
乳がん検診業務委託	(自)令和 7 年度 (至)令和 1 0 年度	7, 2 5 9 千円
子宮頸がん検診業務委託	(自)令和 7 年度 (至)令和 1 0 年度	3, 2 6 7 千円
オンライン学習による英語コミュニケーション能力育成業務委託	(自)令和 7 年度 (至)令和 8 年度	1 0, 5 0 9 千円

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	2,980,125	12,870	2,992,995
16 府支出金	1,314,828	68	1,314,896
18 寄附金	401,032	5,000	406,032
19 繰入金	2,598,813	108,106	2,706,919
20 諸収入	195,075	56,886	251,961
22 繰越金	0	212,865	212,865
歳入合計	16,697,854	395,795	17,093,649

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	3,109,731	112,314	3,222,045	0	68	0	5,000	107,246
3 民生費	6,683,790	262,418	6,946,208	12,870	0	0	0	249,548
4 衛生費	1,155,433	13,575	1,169,008	0	0	0	0	13,575
7 土木費	949,187	602	949,789	0	0	0	0	602
9 教育費	2,323,588	6,886	2,330,474	0	0	0	0	6,886
歳 出 合 計	16,697,854	395,795	17,093,649	12,870	68	0	5,000	377,857

2. 歳入

(款) 15. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費国庫補助金	171,634	12,870	184,504	1 児童福祉費補助金	12,870	子ども・子育て支援事業費補助金 3,882 次世代育成支援対策施設整備交付金 8,988
計	703,577	12,870	716,447			

(款) 16. 府支出金

(項) 3. 府委託金

1 総務費府委託金	77,386	68	77,454	1 統計調査費委託金	68	経済センサス調査区管理委託金 68
計	85,837	68	85,905			

(款) 18. 寄附金

(項) 1. 寄附金

3 民生費寄附金	0	5,000	5,000	1 社会福祉費寄附金	5,000	社会福祉費寄附金 5,000
計	401,032	5,000	406,032			

(款) 19. 繰入金

(項) 1. 特別会計繰入金

1 介護保険事業特別会計繰入金	375	19,777	20,152	1 介護保険事業特別会計繰入金	19,777	前年度介護保険事業特別会計給付費等精算金 19,777

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
計	375	19,777	20,152			

(款) 19. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

2 財政調整基金繰入金	1,418,596	88,329	1,506,925	1 財政調整基金繰入金	88,329	財政調整基金繰入金	88,329
計	2,598,438	88,329	2,686,767				

(款) 20. 諸収入

(項) 4. 雑入

4 過年度収入	0	56,886	56,886	1 過年度国庫支出金	56,537	過年度社会福祉費国庫負担金	467
						過年度障害者福祉費国庫負担金	47,802
						過年度ひとり親家庭福祉費国庫負担金	51
						過年度福祉医療助成費国庫負担金	540
						過年度児童福祉費国庫負担金	111
						過年度児童手当国庫負担金	1,248
						過年度生活保護費国庫負担金	6,076
						過年度幼稚園費国庫負担金	242

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
				2 過年度府支出金	349	過年度社会福祉費府負担金 13 過年度ひとり親家庭福祉費府負担金 25 過年度児童福祉費府負担金 55 過年度幼稚園費府負担金 256
計	191,226	56,886	248,112			

(款) 22.繰越金

(項) 1.繰越金

1 繰越金	0	212,865	212,865	1 前年度繰越金	212,865	純繰越金 212,865
計	0	212,865	212,865			

3. 歳出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(単位 : 千円)

目	補 正 前	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明								
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額							
				国府支出金	地 方 債	そ の 他											
1 一般管理費	621, 591	△3, 661	617, 930	0	0	0	△3, 661	1 報酬	△2, 737	会計年度任用職員報酬	△2, 737						
								3 職員手当等	△570	諸手当	△570						
										会計年度任用職員期末手当	△221						
										会計年度任用職員勤勉手当	△349						
								8 旅費	△354	費用弁償							
3 防災計画費	76, 438	201	76, 639	0	0	0	201	1 報酬	201	会計年度任用職員報酬	201						
										事務職	201						
5 財務会計費	37, 442	1, 600	39, 042	0	0	0	1, 600	17 備品購入費	1, 600	庁用器具費	1, 600						
										セミセルフレジ用機器	1, 600						
6 企画費	1, 446	2, 673	4, 119	0	0	0	2, 673	22 償還金、利 子及び割引 料	2, 673	償還金	2, 673						
										地方創生臨時交付金返還金	2, 673						

(単位：千円)

目	補 正 前	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
13 財政調整基金等積立金	403,716	111,433	515,149	0	0	5,000	106,433	24 積立金	111,433	積立金 111,433 財政調整基金積立て（決算剰余金分） 106,433 財政調整基金積立て（社会福祉費寄附金分） 5,000
計	2,729,175	112,246	2,841,421	0	0	5,000	107,246			

(款) 2. 総務費

(項) 5. 統計調査費

1 諸統計費	24,000	68	24,068	府支出金	0	0	0	3 職員手当等	54	諸手当 54
				68						時間外勤務手当 54
								10 需用費	14	消耗品費 14 統計事務消耗品 14
計	24,000	68	24,068	府支出金 68	0	0	0			

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

(単位 : 千円)

目	補 正 前	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 社会福祉総務費	198,758	121,103	319,861	0	0	0	121,103	22 償還金、利子及び割引料	121,103	償還金 121,103 障害者福祉費国庫負担金返還金 118,904 障害者福祉費府負担金返還金 553 生活困窮者自立支援事業等国庫補助金返還金 564 生活困窮者自立支援事業等国庫負担金返還金 1,082
5 国民健康保険費	275,373	113	275,486	0	0	0	113	27 繰出金	113	他会計繰出金 113 国民健康保険事業特別会計繰出し 113
計	3,113,174	121,216	3,234,390	0	0	0	121,216			

(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費

(単位 : 千円)

目	補 正 前	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 児童福祉総務費	238, 424	89, 507	327, 931	0	0	0	89, 507	22 償還金、利子及び割引料	89, 507	償還金 89, 507 児童福祉費国庫負担金返還金 55, 409 児童福祉費府負担金返還金 18, 561 児童福祉費国庫補助金返還金 4, 087 幼稚園費国庫負担金返還金 7, 633 幼稚園費府負担金返還金 3, 817
4 ひとり親家庭福祉費	124, 343	7, 638	131, 981	0	0	0	7, 638	22 償還金、利子及び割引料	7, 638	償還金 7, 638 ひとり親家庭福祉費国庫補助金返還金 2, 828 児童扶養手当国庫負担金返還金 4, 810
5 児童手当費	854, 908	0	854, 908	国庫支出金 3, 882	0	0	△3, 882			

(単位：千円)

目	補 正 前	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他					
6 こども家庭費	22, 897	22, 029	44, 926	国庫支出金	0	0	13, 041	12 委託料	193	事務等委託料	193
				8, 988						こども家庭課執務室移転業務	193
								14 工事請負費	21, 131	工事請負費	21, 131
										こども家庭課執務室改修工事	21, 131
								22 償還金、利子及び割引料	705	償還金	705
										児童福祉費補助金返還金	705
計	3, 218, 443	119, 174	3, 337, 617	国庫支出金	0	0	106, 304				
				12, 870							

(款) 3. 民生費

(項) 3. 生活保護費

1 生活保護総 務費	61,363	22,028	83,391	0	0	0	22,028	13 使用料及び 賃借料	1,490 電算関連使用料 生活保護システム使用料 1,490

(単位：千円)

目	補 正 前	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
								22 償還金、利 子及び割引 料	20, 538	償還金 20, 538 生活保護費国庫負担金返還金 16, 277 生活保護費府負担金返還金 4, 261
計	352, 172	22, 028	374, 200	0	0	0	22, 028			

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

2 保健ヘルス 事業費	72,591	37	72,628	0	0	0	37	22 償還金、利 子及び割引 料	37	償還金 37 保健衛生費国庫補助金返還金 37
3 母子保健事 業費	108,952	1,540	110,492	0	0	0	1,540	22 償還金、利 子及び割引 料	1,540	償還金 1,540 児童福祉費国庫補助金返還金 1,540
4 予防費	140,153	11,998	152,151	0	0	0	11,998	22 償還金、利 子及び割引 料	11,998	償還金 11,998 保健衛生費国庫補助金返還金 9,244

(単位 : 千円)

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国府支出金	地方債	その他				
									保健衛生費国庫負担金返還金 2,754	
計	475,406	13,575	488,981	0	0	0	13,575			

(款) 7. 土木費

(項) 4. 都市計画費

1 都市計画総務費	91,764	602	92,366	0	0	0	602	1 報酬	602	会計年度任用職員報酬 事務職	602 602
計	611,495	602	612,097	0	0	0	602				

(款) 9. 教育費

(項) 1. 教育総務費

4 放課後子ども支援費	227,077	6,886	233,963	0	0	0	6,886	22 償還金、利子及び割引料	6,886	償還金 教育総務費国庫補助金返還金	6,886 6,886
計	485,591	6,886	492,477	0	0	0	6,886				

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの
支出額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の		当 該 年 度 以 降 の		左 の 財 源 内 訳			
		支 出 額		支 出 予 定 額		特 定 財 源			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 府	地方債	その他	
公募型公益活動支援事業補助金	千円 500	—	千円 —	(自) 令和7年度 (至) 令和8年度	千円 500	千円 0	千円 0	千円 0	千円 500
住民集団健診等業務委託	16,396	—	—	(自) 令和7年度 (至) 令和10年度	16,396	0	0	2,384	14,012
乳がん検診業務委託	7,259	—	—	(自) 令和7年度 (至) 令和10年度	7,259	0	0	819	6,440
子宮頸がん検診業務委託	3,267	—	—	(自) 令和7年度 (至) 令和10年度	3,267	0	0	142	3,125
オンライン学習による英語コミュニケーション能力育成業務委託	10,509	—	—	(自) 令和7年度 (至) 令和8年度	10,509	0	0	0	10,509

給 与 費 明 細 書

1 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	244 (438)	654,794	934,011	902,670	2,491,475	419,326	2,910,801
補 正 前	244 (437)	656,728	934,011	903,186	2,493,925	419,326	2,913,251
比 較	0 (1)	△ 1,934	0	△ 516	△ 2,450	0	△ 2,450

〔注〕 () 内は、短時間勤務職員【外書】

職員手当 の内訳	区 分	時 間 外 勤務手当 (千円)	会 計 年 度 任 用 職 員 期 末 手 当 (千円)	会 計 年 度 任 用 職 員 勤 勉 手 当 (千円)
	補 正 後	81,180	59,700	80,816
	補 正 前	81,126	59,921	81,165
	比 較	54	△ 221	△ 349

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分	0	
		普通昇給に伴う増加分	0	
		その他の増減分	0	
職員手当	54	制度改正に伴う増減分	0	
		その他の増減分	54	時間外勤務手当 54 千円 経済センサス対応

[注] 会計年度任用職員の報酬及び職員手当の増減額は除く。

債務負担行為(追加設定)に関する資料

(単位:千円)

事 項 名	限度額	財 源 内 訳			
公募型公益活動支援事業補助金	500	一 般 財 源	500	特 定 財 源 ()	
事 業 の 内 容					
住民等が自主的及び自発的に行う公益的な事業に対し、町が補助金を交付することにより、公益活動の活性化及び市民活動団体の支援を促進し、もって様々な地域課題の解決及び住民等と行政との協働体制の構築を図るもの。					
追加設定の理由					
令和8年度における対象事業を令和7年度中に確定させるため。					

(単位:千円)

事 項 名	限度額	財 源 内 訳			
住民集団健診等業務委託	16,396	一 般 財 源	14,012	特 定 財 源 (その他)	2,384
事 業 の 内 容					
健康増進法に基づく、住民集団健診・がん検診等の業務を実施するもの。					
追加設定の理由					
令和8年4月から検診を開始できるよう、令和7年度中に入札を実施し契約を締結する必要があるため。					

(単位:千円)

事 項 名	限度額	財 源 内 訳			
乳がん検診業務委託	7,259	一 般 財 源	6,440	特 定 財 源 (国、その他)	819
事 業 の 内 容					
健康増進法に基づく、住民集団検診(乳がん検診)の業務を実施するもの。					
追加設定の理由					
令和8年4月から検診を開始できるよう、令和7年度中に入札を実施し契約を締結する必要があるため。					

(単位:千円)

事 項 名	限度額	財 源 内 訳			
子宮頸がん検診業務委託	3,267	一 般 財 源	3,125	特 定 財 源 (国、その他)	142
事 業 の 内 容					
健康増進法に基づく、住民集団検診(子宮頸がん検診)の業務を実施するもの。					
追加設定の理由					
令和8年4月から検診を開始できるよう、令和7年度中に入札を実施し契約を締結する必要があるため。					

(単位:千円)

事 項 名	限度額	財 源 内 訳			
オンライン学習による英語コミュニケーション能力育成業務委託	10,509	一 般 財 源	10,509	特 定 財 源 ()	0
事 業 の 内 容					
中学生を対象に、さらに発話量を増やして即興力を養うために、1人1台端末を活用して1対1のオンライン英会話を実施するもの。					
追加設定の理由					
年度当初からの円滑な実施が行えるように、令和7年度中にプロポーザルを実施し、契約を締結する必要があるため。					

第 5 9 号議案

令和 7 年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度島本町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 3 , 2 8 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 , 2 6 4 , 2 1 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 7 年 9 月 3 日提出

島本町長 山 田 紘 平

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		277,761	113	277,874
	1 一般会計繰入金	274,497	113	274,610
7 繰越金		0	63,176	63,176
	1 繰越金	0	63,176	63,176
歳入合 計		3,200,927	63,289	3,264,216

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		61,306	113	61,419
	2 徴収費	2,246	113	2,359
5 基金積立金		304	61,078	61,382
	1 基金積立金	304	61,078	61,382
6 諸支出金		3,200	2,098	5,298
	1 償還金利子及び還付加算金	3,200	2,098	5,298
歳 出	合 計	3,200,927	63,289	3,264,216

第 2 表 債務負担行為補正

[追 加]

事 項	期 間	限 度 額
特定健診等業務委託（集団）	（自）令和 7 年度 （至）令和 1 0 年度	1 9 , 6 7 4 千円

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
5 繰入金	277,761	113	277,874
7 繰越金	0	63,176	63,176
歳入合計	3,200,927	63,289	3,264,216

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	61,306	113	61,419	0	0	0	0	113
5 基金積立金	304	61,078	61,382	0	0	0	0	61,078
6 諸支出金	3,200	2,098	5,298	0	0	0	0	2,098
歳 出 合 計	3,200,927	63,289	3,264,216	0	0	0	0	63,289

2. 歳入

(款) 5. 繰入金

(項) 1. 一般会計繰入金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	274,497	113	274,610	1 職員給与費等繰入金	113	職員給与費等繰入金 113
計	274,497	113	274,610			

(款) 7. 繰越金

(項) 1. 繰越金

1 繰越金	0	63,176	63,176	1 前年度繰越金	63,176	前年度繰越金 63,176
計	0	63,176	63,176			

3. 歳出

(款) 1. 総務費 (項) 2. 徴収費 (単位 : 千円)

目	補 正 前	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 徴収総務費	2,246	113	2,359	0	0	0	113	8 旅費	113	費用弁償
計	2,246	113	2,359	0	0	0	113			

(款) 5. 基金積立金 (項) 1. 基金積立金

1 財政調整基金積立金	304	61,078	61,382	0	0	0	61,078	24 積立金	61,078	積立金 国保財政調整基金積立金 61,078
計	304	61,078	61,382	0	0	0	61,078			

(款) 6. 諸支出金 (項) 1. 償還金利子及び還付加算金

2 償還金	0	2,098	2,098	0	0	0	2,098	22 償還金、利子及び割引料	2,098	償還金 保険給付費等交付金償還金 2,098
計	3,200	2,098	5,298	0	0	0	2,098			

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの
支出額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の		当 該 年 度 以 降 の		左 の 財 源 内 訳			
		支 出 額		支 出 予 定 額		特 定 財 源			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 府	地方債	その他	
特定健診等業務委託（集団）	千円 19,674	—	千円 —	(自) 令和7年度 (至) 令和10年度	千円 19,674	千円 19,674	千円	千円	千円

債務負担行為に関する資料

(単位:千円)

事業名	限度額	財 源 内 訳		
特定健診等業務委託(集団)	19,674	国 府	19,674	
事業の内容				
国民健康保険被保険者の特定健診、前立腺検査及びピロリ菌検査の集団健診を行う。				
設定の理由				
本業務については、3年に1度の入札を実施しており、令和8年4月1日から事業ができるよう年度内に入札及び契約する必要があるため。なお、期間は令和10年度までとする。				

第 6 0 号議案

令和 7 年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度島本町の介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 5 4 , 0 9 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 , 3 8 9 , 9 8 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 3 日提出

島本町長 山 田 絃 平

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 支払基金交付金		835,867	△6,006	829,861
	1 支払基金交付金	835,867	△6,006	829,861
9 繰越金		0	160,097	160,097
	1 繰越金	0	160,097	160,097
歳 入	合 計	3,235,895	154,091	3,389,986

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		3,001,509	115,244	3,116,753
	1 保険給付費	3,001,509	115,244	3,116,753
4 諸支出金		1,275	38,847	40,122
	1 償還金利子及び還付加算金	900	19,070	19,970
	2 繰出金	375	19,777	20,152
歳 出	合 計	3,235,895	154,091	3,389,986

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 支払基金交付金	835,867	△6,006	829,861
9 繰越金	0	160,097	160,097
歳入合計	3,235,895	154,091	3,389,986

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
2 保険給付費	3,001,509	115,244	3,116,753	0	0	0	0	115,244
4 諸支出金	1,275	38,847	40,122	0	0	0	0	38,847
歳 出 合 計	3,235,895	154,091	3,389,986	0	0	0	0	154,091

2. 歳入

(款) 4. 支払基金交付金

(項) 1. 支払基金交付金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護給付費交付金	810,374	△ 6,006	804,368	1 介護給付費交付金 (現年度分)	△ 6,006	介護給付費交付金 (第2号被保険者分) △ 6,006
計	835,867	△ 6,006	829,861			

(款) 9. 繰越金

(項) 1. 繰越金

1 繰越金	0	160,097	160,097	1 前年度繰越金	160,097	前年度繰越金 160,097
計	0	160,097	160,097			

3. 歳出

(款) 2. 保険給付費

(項) 1. 保険給付費

(単位 : 千円)

目	補 正 前	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
7 給付準備費	125	115, 244	115, 369	0	0	0	115, 244	24 積立金	115, 244	積立金 115, 244 介護保険給付準備基金積立 115, 244
計	3, 001, 509	115, 244	3, 116, 753	0	0	0	115, 244			

(款) 4. 諸支出金

(項) 1. 償還金利子及び還付加算金

2 償還金	0	19,070	19,070	0	0	0	19,070	22 償還金、利 子及び割引 料	19,070	償還金 19,070 前年度国庫負担金償還金 120 前年度府負担金償還金 176 前年度地域支援事業交付金償還 金 14,551 前年度国庫補助金償還金 2,585 前年度府補助金償還金 1,638
計	900	19,070	19,970	0	0	0	19,070			

(款) 4. 諸支出金

(項) 2. 繰出金

(単位 : 千円)

目	補 正 前	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 一般会計繰 出金	375	19,777	20,152	0	0	0	19,777	27 繰出金	19,777	他会計繰出金 前年度保険給付費等精算金 19,777
計	375	19,777	20,152	0	0	0	19,777			

第 6 1 号 議 案

令和 7 年度 島本町 後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度 島本町の 後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 1 1 , 6 5 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 8 6 , 9 6 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 3 日提出

島本町長 山 田 紘 平

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰越金		0	111,650	111,650
	1 繰越金	0	111,650	111,650
歳入	合 計	675,314	111,650	786,964

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		646,171	111,650	757,821
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	646,171	111,650	757,821
歳 出	合 計	675,314	111,650	786,964

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
5 繰越金	0	111,650	111,650
歳入合計	675,314	111,650	786,964

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
2 後期高齢者医療広域 連合納付金	646,171	111,650	757,821	0	0	0	0	111,650
歳 出 合 計	675,314	111,650	786,964	0	0	0	0	111,650

2. 歳入

(款) 5. 繰越金

(項) 1. 繰越金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	0	111,650	111,650	1 前年度繰越金	111,650	前年度繰越金 111,650
計	0	111,650	111,650			

3. 歳出

(款) 2. 後期高齢者医療広域連合納付金 (項) 1. 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位 : 千円)

目	補 正 前	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	646,171	111,650	757,821	0	0	0	111,650	18 負担金、補 助及び交付 金	111,650	負担金 111,650 保険料等負担金 111,650
計	646,171	111,650	757,821	0	0	0	111,650			

第 6 2 号 議 案

令和 7 年度 島本町 大字桜井財産区 特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度 島本町 大字桜井財産区 特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第 1 条 歳入予算の総額に 5 6 1 千円を追加し、歳入予算の総額を 9 2 , 4 6 3 千円とする。

2 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第 1 表 歳入予算補正」による。

令和 7 年 9 月 3 日提出

島本町長 山 田 紘 平

第 1 表 歳 入 予 算 補 正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 諸収入		41	561	602
	2 雑入	0	561	561
歳 入	合 計	91,902	561	92,463

歳入補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 諸収入	41	561	602
歳入合計	91,902	561	92,463

2. 歳入

(款) 2. 諸収入

(項) 2. 雑入

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 雑入	0	561	561	1 雑入	561	保険料返戻金 561
計	0	561	561			

第 6 3 号 議 案

令 和 6 年 度 島 本 町 水 道 事 業 剰 余 金 の 処 分 に つ い て

令 和 6 年 度 島 本 町 水 道 事 業 剰 余 金 を 地 方 公 営 企 業 法 （ 昭 和 2 7 年 法 律 第 2 9 2 号 ） 第 3 2 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 、 次 の と お り 処 分 す る 。

令 和 7 年 9 月 3 日 提 出

島 本 町 長 山 田 紘 平

1	当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	2 7 1 , 0 4 4 , 3 1 0 円
2	利 益 剰 余 金 処 分 額	
	(1) 資 本 金	1 1 7 , 2 2 2 , 8 9 5 円
	(2) 建 設 改 良 積 立 金	1 1 9 , 0 0 0 , 0 0 0 円
3	翌 年 度 繰 越 利 益 剰 余 金	3 4 , 8 2 1 , 4 1 5 円

提 案 理 由

地 方 公 営 企 業 法 第 3 2 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 、 剰 余 金 の 処 分 を 行 う も の 。

第 6 4 号 議 案

令 和 6 年 度 島 本 町 下 水 道 事 業 剰 余 金 の 処 分 に つ い て

令 和 6 年 度 島 本 町 下 水 道 事 業 剰 余 金 を 地 方 公 営 企 業 法 （ 昭 和 2
7 年 法 律 第 2 9 2 号 ） 第 3 2 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 、 次 の と お り
処 分 す る 。

令 和 7 年 9 月 3 日 提 出

島 本 町 長 山 田 紘 平

1	当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	4 8 5 , 1 5 3 , 2 9 3 円
2	利 益 剰 余 金 処 分 額	
	(1) 資 本 金	3 0 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円
	(2) 減 債 積 立 金	1 8 4 , 0 0 0 , 0 0 0 円
3	翌 年 度 繰 越 利 益 剰 余 金	1 , 1 5 3 , 2 9 3 円

提 案 理 由

地 方 公 営 企 業 法 第 3 2 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 、 剰 余 金 の 処 分
を 行 う も の 。

令和 6 年度島本町歳入歳出決算

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度島本町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 3 日提出

島本町長 山 田 紘 平

第 1 号認定	令和 6 年度島本町一般会計歳入歳出決算
第 2 号認定	令和 6 年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算
第 3 号認定	令和 6 年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
第 4 号認定	令和 6 年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
第 5 号認定	令和 6 年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
第 6 号認定	令和 6 年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算
第 7 号認定	令和 6 年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳

出決算

第 8 号認定 令和 6 年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳
出決算

第 9 号認定 令和 6 年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳
出決算

第 10 号認定 令和 6 年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入
歳出決算

第 11 号認定 令和 6 年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳
出決算

令和 6 年度

島本町一般会計・特別会計
決算等審査意見書

島本町監査委員

(注記)

文中及び表中の数値・比率は、表示単位未満を四捨五入したもので、合計と内訳の計、差引き等が一致しない場合がある。

令和 6 年度島本町各会計決算等審査意見書

地方自治法第 233 条第 2 項及び第 241 条第 5 項の規定により審査に付された令和 6 年度島本町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況を審査した結果、次のとおり本審査の意見を付します。

令和 7 年 8 月 18 日

島本町監査委員 道 簾 佳 久

島本町監査委員 福 嶋 保 雄

1 審査の対象

令和 6 年度 島本町一般会計歳入歳出決算

〃 島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算

〃 島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

〃 島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

〃 島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算

〃 島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算

〃 島本町大字財産区特別会計歳入歳出決算

〃 定額運用基金運用状況

2 審査期間

令和7年7月22日、23日、24日、30日及び31日の5日間

3 提出を求めた書類

一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書

4 審査の方法

審査にあたっては、関係法令に規定された様式に基づいて作成されているか、決算書の計数に誤りはないか、予算の執行は計画的かつ適正にまた効率的に行われたかの諸点について、関係書類と照査するとともに、関係職員の説明を聴取し、慎重に審査を実施した。

5 審査の結果

令和6年度における決算及び基金運用状況については、法令に準拠して作成され、帳簿及び証ひょう書類と照合して審査を行った結果、内容・計数とも適正であったことを認めた。

また、予算の執行については、当初予算大綱に基づき、その目的とするところに従っておおむね適正であった。

以下、会計ごとの審査結果の概要及び意見について記述する。

第 1 章 一 般 会 計

1 総 論

(1) 財政収支の状況

令和 6 年度における一般会計決算額は、歳入総額 17,172,963,839 円、歳出総額 16,954,045,352 円となり、歳入歳出を差引きした形式収支は 218,918,487 円で、この額から翌年度に繰越すべき財源 6,054,000 円を差引いた実質収支は、212,864,487 円の黒字決算となっている。

令和 5 年度と比較すると、歳入は 3,139,990,587 円（22.4%）の増、歳出は 3,000,128,416 円（21.5%）の増となっている。

長期的な財政収支の均衡を保持し、財政運営の健全性を維持していくための指標とされている普通会計でみる実質収支比率は、2.6%（前年度 0.8%）となっている。

財政構造の弾力性を示す指標とされる経常収支比率は 93.7%で、前年度（94.5%）に比べ 0.8 ポイント改善した。

経常収支比率の改善の主な要因については、経常一般財源収入において、町税（都市計画税を除く。）や地方特例交付金が増加し、経常経費充当一般財源における人件費、物件費等の増加を上回ったことによる。今後も老朽化した施設、インフラ等への対応や庁舎の建替事業など公債費等を押し上げる要因が残されていることから、引き続き企業誘致など経常一般財源の確保に努めるとともに、今後の財政需要を的確に把握し、将来を見据えた健全かつ安定的な行財政運営に努められたい。

なお、最近における一般会計収支状況は、第 1 表のとおりである。

第1表 一般会計収支状況

年度 区分		令和6年度		令和5年度		令和4年度		令和3年度		令和2年度	
		千円	前年度比	千円	前年度比	千円	前年度比	千円	前年度比	千円	前年度比
1	歳入総額	17,172,964	122.4	14,032,973	99.5	14,105,685	100.4	14,044,427	81.0	17,333,720	150.8
2	歳出総額	16,954,045	121.5	13,953,917	99.6	14,016,934	102.6	13,661,817	79.2	17,248,785	154.6
3	歳入歳出差引額	218,919	276.9	79,056	89.1	88,751	23.2	382,610	450.5	84,935	24.8
4	翌年度へ繰越すべき財源	6,054	30.0	20,201	57.4	35,181	34.3	102,628	321.6	31,909	11.4
5	実質収支	212,865	361.7	58,855	109.9	53,570	19.1	279,982	528.0	53,026	87.1
6	単年度収支	154,010	2,914.1	5,285	-2.3	-226,412	-99.8	226,956	-2,892.6	-7,846	-64.1
普通会計	7 実質収支比率	%	ポイント	%	ポイント	%	ポイント	%	ポイント	%	ポイント
	8 経常収支比率	%	ポイント	%	ポイント	%	ポイント	%	ポイント	%	ポイント
		2.6	1.8	0.8	0.1	0.7	-2.9	3.6	2.9	0.7	-0.2
		93.7	-0.8	94.5	-4.2	98.7	8.5	90.2	-10.2	100.4	3.2

(2) 歳入歳出の状況

令和6年度の歳入歳出決算状況は、総体的にみて適正に執行されている。

歳入については、前年度に比べ3,139,990,587円（22.4%）増加している。

自主財源の多くを占める町税の決算額は5,637,207,027円で、前年度に比べ197,368,508円（3.6%）増加しており、歳入に占める割合については、本年度は32.8%と前年度（38.8%）より6.0ポイント低下している。

町民税個人分では定額減税による所得割の減により、1,880,512,604円と、前年度に比べ49,457,264円（2.6%）の減となった。

また、町民税法人分では一部法人の課税標準額の増により、1,062,946,745円と、前年度に比べ121,115,546円（12.9%）の増となった。

固定資産税では2,124,709,400円と、前年度に比べ109,684,140円（5.4%）の増となった。

なお、最近における一般会計の歳入決算状況は、第2表のとおりである。

第2表 一般会計歳入決算状況

区分 \ 年度	令和6年度		令和5年度		令和4年度		令和3年度		令和2年度	
	千円	前年度比	千円	前年度比	千円	前年度比	千円	前年度比	千円	前年度比
1 町税	5,637,207	103.6	5,439,839	110.3	4,930,797	98.1	5,028,272	102.3	4,917,398	95.3
2 地方譲与税	59,206	101.1	58,552	101.3	57,775	103.3	55,929	101.7	55,014	102.9
3 利子割交付金	5,389	126.0	4,277	94.7	4,518	88.5	5,107	80.4	6,354	96.1
4 配当割交付金	59,832	139.7	42,825	113.2	37,822	93.7	40,376	150.2	26,883	88.2
5 株式等譲渡所得割交付金	78,785	170.7	46,143	170.0	27,141	59.8	45,388	149.5	30,360	173.6
6 法人事業税交付金	60,310	109.1	55,287	69.2	79,948	79.7	100,300	140.6	71,348	—
7 地方消費税交付金	702,635	105.4	666,767	100.0	666,821	106.8	624,546	110.5	565,097	126.2
8 ゴルフ場利用税交付金	44,512	103.5	43,020	97.0	44,349	103.3	42,930	107.8	39,809	96.4
9 自動車取得税交付金	0	皆減	693	166.8	416	皆増	0	0.0	1	0.0
10 環境性能割交付金	15,741	103.3	15,237	122.5	12,441	114.9	10,828	116.2	9,315	198.1
11 地方特例交付金	195,087	416.1	46,884	87.4	53,632	84.8	63,218	118.7	53,239	45.4
12 地方交付税	2,145,082	93.8	2,287,668	114.3	2,001,267	97.5	2,052,273	162.3	1,264,838	101.0
13 交通安全対策特別交付金	2,306	99.8	2,311	95.3	2,424	89.3	2,714	92.5	2,934	111.8
14 分担金及び負担金	2,144	98.6	2,174	78.5	2,772	102.1	2,715	162.0	1,676	94.6
15 使用料及び手数料	301,865	103.8	290,933	105.3	276,275	97.8	282,498	106.0	266,542	75.7
16 国庫支出金	2,958,915	114.2	2,590,071	87.4	2,962,821	95.5	3,101,556	54.1	5,729,670	367.8
17 府支出金	1,087,238	108.6	1,001,555	102.4	977,794	111.4	877,791	94.2	932,014	115.5
18 財産収入	8,380	149.7	5,600	6.2	89,988	436.7	20,604	5.4	379,981	7,496.2
19 寄附金	238,715	68.5	348,734	135.6	257,122	193.1	133,168	404.3	32,941	303.2
20 繰入金	713,676	401.4	177,818	99.6	178,590	158.8	112,465	58.0	193,816	74.1
21 諸収入	278,783	119.2	233,892	94.9	246,553	211.2	116,763	64.7	180,512	135.8
22 町債	2,498,099	427.8	583,943	71.9	811,809	65.5	1,240,051	55.6	2,231,985	211.0
23 繰越金	79,056	89.1	88,751	23.2	382,610	450.5	84,934	24.8	341,991	210.0
計	17,172,964	122.4	14,032,973	99.5	14,105,685	100.4	14,044,427	81.0	17,333,720	150.8

歳出については、前年度に比べ3,000,128,416円（21.5%）増加しており、歳出決算総額に占める目的別決算割合では、民生費が6,203,338,619円で36.6%、総務費が4,564,716,818円で26.9%、教育費が2,097,477,628円で12.4%、衛生費が1,214,098,179円で7.2%、公債費が1,166,883,255円で6.9%、土木費が878,621,669円で5.2%、以下、続いて消防費、商工費、議会費、農林水産業費、災害復旧費の順になっている。

なお、一般会計目的別歳出決算状況は、第3表のとおりである。

また、普通会計性質別歳出決算状況は、第4表のとおりである。

第3表 一般会計目的別歳出決算状況

年度 区分	令和6年度		令和5年度		令和4年度		令和3年度		令和2年度	
	千円	前年度 比	千円	前年度 比	千円	前年度 比	千円	前年度 比	千円	前年度 比
1 議会費	123,253	96.8	127,289	99.9	127,411	103.3	123,389	95.1	129,760	99.4
2 総務費	4,564,717	206.4	2,211,423	81.3	2,720,176	143.9	1,890,613	38.2	4,951,289	411.3
3 民生費	6,203,339	105.2	5,894,558	113.5	5,194,698	89.6	5,797,937	107.2	5,410,520	114.5
4 衛生費	1,214,098	103.0	1,179,049	89.8	1,312,602	100.1	1,311,758	142.4	921,261	71.0
5 農林水産業費	61,206	67.2	91,138	123.2	73,996	100.1	73,922	81.1	91,200	137.2
6 商工費	160,184	39.7	403,332	128.4	314,003	261.6	120,015	51.9	231,254	429.4
7 土木費	878,622	96.5	910,299	82.7	1,100,438	110.2	998,913	93.5	1,067,786	127.6
8 消防費	484,267	113.9	425,050	94.4	450,359	104.8	429,790	108.9	394,519	92.9
9 教育費	2,097,478	135.0	1,553,399	110.4	1,407,251	84.4	1,668,168	58.1	2,871,417	214.8
10 災害復旧費	0	皆減	1,982	204.1	971	35.5	2,737	362.6	755	8.2
11 公債費	1,166,883	100.9	1,156,397	87.9	1,315,029	105.7	1,244,577	105.6	1,179,023	110.0
計	16,954,045	121.5	13,953,917	99.6	14,016,934	102.6	13,661,817	79.2	17,248,785	154.6

第4表 普通会計性質別歳出決算状況

年度 区分		令和6年度		令和5年度		令和4年度		令和3年度		令和2年度	
		千円	前年度 比	千円	前年度 比	千円	前年度 比	千円	前年度 比	千円	前年度 比
義務的 経費	1 人件費	2,632,950	106.4	2,474,589	104.0	2,379,623	104.2	2,283,400	95.6	2,389,189	120.1
	2 扶助費	4,154,964	111.1	3,740,233	106.3	3,520,083	93.1	3,782,960	130.5	2,899,010	105.9
	3 公債費	1,166,883	100.9	1,156,397	87.9	1,315,029	105.7	1,244,577	105.6	1,178,783	110.0
	小計	7,954,797	107.9	7,371,219	102.2	7,214,735	98.7	7,310,937	113.1	6,466,982	111.5
投資的 経費	4 普通建設事業費	3,532,617	442.1	799,012	71.8	1,113,293	83.5	1,332,773	49.0	2,719,480	355.9
	5 災害復旧費	0	皆減	1,982	204.1	971	35.5	2,737	269.1	1,017	10.4
	小計	3,532,617	441.0	800,994	71.9	1,114,264	83.4	1,335,510	49.1	2,720,497	351.5
消費的 経費	6 物件費	2,596,201	105.1	2,469,650	95.7	2,581,799	112.8	2,288,071	105.2	2,173,941	85.8
	7 維持補修費	85,248	86.3	98,778	129.1	76,494	97.8	78,190	88.2	88,676	94.5
	8 補助費等	757,622	66.9	1,133,094	144.7	783,332	134.0	584,704	15.1	3,884,403	663.8
	小計	3,439,071	92.9	3,701,522	107.6	3,441,625	116.6	2,950,965	48.0	6,147,020	191.3
その他 の経費	9 繰出金	1,271,527	103.5	1,228,022	108.2	1,134,808	98.4	1,153,621	97.3	1,185,623	105.3
	10 その他	757,601	88.7	853,732	76.8	1,112,243	122.1	910,919	125.1	728,128	310.1
	小計	2,029,128	97.5	2,081,754	92.6	2,247,051	108.8	2,064,540	107.9	1,913,751	140.6
計		16,955,613	121.5	13,955,489	99.6	14,017,675	102.6	13,661,952	79.2	17,248,250	154.7

2 各 論

(1) 歳 入

歳入決算額は、予算現額 18,420,275,000 円に対し、収入済額は 17,172,963,839 円で、収入率は 93.2%（前年度 88.5%）である。

各款ごとの歳入決算概要は、次のとおりである。

ア 町 税

収入済額は 5,637,207,027 円で、前年度に比べ 197,368,508 円（3.6%）増加している。この主な要因は町民税法人分、固定資産税等が増額となったことによるものである。

町民税個人分については、定額減税による所得割の減により、前年度に比べ 49,457,264 円（2.6%）減少している。

町民税法人分については、一部法人の課税標準額の増により、前年度に比べ 121,115,546 円（12.9%）増加している。町民税全体では前年度に比べ 71,658,282 円（2.5%）増加している。

固定資産税については、前年度に比べ 109,684,140 円（5.4%）増加している。

町税全体の収入未済額は 150,866,300 円で、調定額に対して 2.6%（前年度 2.6%）となっており、前年度の 146,139,869 円に比べて 4,726,431 円（3.2%）増加している。なお、町税全体の収入未済額のうち、特別土地保有税分の割合は全体の 93.1%を占めており、次いで、町民税 4.0%、固定資産税 2.3%の順となっている。

また、本年度における町税全体の不納欠損額は 406,262 円で、前年

度に比べ80,117円減少している。安定的な住民サービスを維持するためにも税収の確実な確保は重要である。引き続き不納欠損を発生させないよう滞納者の状況を把握し、徴収及び滞納整理に努められたい。

イ 地方譲与税

収入済額は59,206,000円で、前年度に比べ654,000円（1.1%）増加している。

ウ 利子割交付金

収入済額は5,389,000円で、前年度に比べ1,112,000円（26.0%）増加している。

エ 配当割交付金

収入済額は59,832,000円で、前年度に比べ17,007,000円（39.7%）増加している。

オ 株式等譲渡所得割交付金

収入済額は78,785,000円で、前年度に比べ32,642,000円（70.7%）増加している。

カ 法人事業税交付金

収入済額は60,310,000円で、前年度に比べ5,023,000円（9.1%）増加している。

キ 地方消費税交付金

収入済額は702,635,000円で、前年度に比べ35,868,000円（5.4%）

増加している。

ク ゴルフ場利用税交付金

収入済額は44,512,270円で、前年度に比べ1,492,215円（3.5%）増加している。

ケ 自動車取得税交付金

収入済額はなく、前年度の693,475円から皆減している。

コ 環境性能割交付金

収入済額は15,741,000円で、前年度に比べ504,000円（3.3%）増加している。

サ 地方特例交付金

収入済額は195,087,000円で、前年度に比べ148,203,000円（316.1%）増加している。

シ 地方交付税

収入済額は2,145,082,000円で、前年度に比べ142,586,000円（6.2%）減少している。

ス 交通安全対策特別交付金

収入済額は2,306,000円で、前年度に比べ5,000円（0.2%）減少している。

セ 分担金及び負担金

収入済額は2,143,658円で、前年度に比べ30,830円（1.4%）減少している。

ソ 使用料及び手数料

収入済額は301,865,387円で、前年度に比べ10,932,654円（3.8%）増加している。

タ 国庫支出金

収入済額は2,958,915,265円で、前年度に比べ368,844,388円（14.2%）増加している。その主な要因は、障害者自立支援給付費負担金、施設型給付費負担金、児童手当負担金、学校施設環境改善交付金等の増によるものである。

チ 府支出金

収入済額は1,087,237,712円で、前年度に比べ85,682,719円（8.6%）増加している。その主な要因は、障害者自立支援給付費負担金、施設型給付費負担金の増によるものである。

ツ 財産収入

収入済額は8,380,319円で、前年度に比べ2,780,600円（49.7%）増加している。その主な要因は、町有地売払収入の増によるものである。

テ 寄 附 金

収入済額は238,714,811円で、前年度に比べ110,019,258円（31.5%）減少している。その主な要因は、ふるさと島本応援寄附金の減による

ものである。

ト 繰入金

収入済額は713,675,638円で、前年度に比べ535,858,078円（301.4%）増加している。特別会計繰入金として、介護保険事業特別会計から31,929,752円を繰り入れている。また、基金繰入金として、公共施設整備積立基金から546,461,500円、減債基金から18,615,000円、町営住宅管理基金から233,031円、ふるさと応援基金から114,000,000円、森林保全整備基金から2,436,355円を繰り入れている。

ナ 諸収入

収入済額は278,783,436円で、前年度に比べ44,891,909円（19.2%）増加している。その主な要因は、過年度国・府支出金の精算によるものである。

ニ 町債

収入済額は2,498,099,000円で、前年度に比べ1,914,156,000円（327.8%）増加している。

ヌ 繰越金

収入済額は79,056,316円で、前年度に比べ9,694,921円（10.9%）減少している。

(2) 歳出

歳出決算額は、予算現額18,420,275,000円に対し、支出済額は

16,954,045,352円で、予算現額に対する執行率は92.0%（前年度88.0%）である。

本年度の不用額は1,325,123,648円で、前年度に比べ490,544,416円（27.0%）減少している。

各款ごとの歳出決算概要は、次のとおりである。

ア 議 会 費

予算現額124,838,000円に対し、支出済額は123,252,802円で、執行率は98.7%（前年度98.6%）である。

支出済額は、前年度に比べ4,036,292円（3.2%）減少している。

不用額は1,585,198円で、前年度に比べ237,708円減少している。

イ 総 務 費

予算現額4,876,987,000円に対し、支出済額は4,564,716,818円で、執行率は93.6%（前年度66.6%）である。

支出済額は、前年度に比べ2,353,293,586円（106.4%）増加している。その主な要因は、新庁舎建設工事の令和6年度出来高払い分及びふれあいセンター非常用発電機更新工事の実施によるものである。

不用額は304,084,182円で、前年度に比べ788,108,586円減少している。

歳出の主なものは、（ア）財産管理費の新庁舎建設工事で2,286,414,000円、（イ）電算処理費の自治体クラウド使用料で140,476,152円、（ウ）財政調整基金等積立金の公共施設整備積立基金積

立てで341,209,000円、ふるさと応援基金積立てで228,090,214円、
(エ)ふれあいセンター管理費の指定管理料で128,475,338円が支出されている。

ウ 民生費

予算現額6,747,980,000円に対し、支出済額は6,203,338,619円で、
執行率は91.9%（前年度96.1%）である。

支出済額は、前年度に比べ308,780,463円（5.2%）増加している。
その主な要因は、扶助費の増、町立第二保育所内部床材等改修工事等
があったことによるものである。

不用額は414,201,381円で、前年度に比べ189,386,537円増加している。

歳出の主なものは、(ア)障害者福祉費の障害者自立支援法に基づく
各種障害福祉サービス費等の扶助費で1,117,128,747円、(イ)国民健康
保険費の繰出金で国民健康保険事業特別会計に263,460,000円、(ウ)後
期高齢者医療費の後期高齢者医療療養給付費負担金で382,319,133円、
後期高齢者医療特別会計への繰出しで112,880,866円、(エ)介護保険費
の介護保険事業特別会計への繰出しで479,682,000円、(オ)福祉医療助
成費の扶助費で246,604,741円、(カ)物価高騰対策支援事業費の物価高
騰対策支援金で377,700,000円、(キ)児童措置費の民間保育園等への補
助金で283,477,712円、扶助費で1,069,195,190円、(ク)児童手当費の
扶助費で児童手当に585,830,000円、(ケ)生活保護費の生活保護世帯へ
の扶助費で231,104,174円が支出されている。

エ 衛 生 費

予算現額1,334,734,000円に対し、支出済額は1,214,098,179円で、執行率は91.0%（前年度86.2%）である。

支出済額は、前年度に比べ35,048,948円（3.0%）増加している。その主な要因は、環境基本計画策定業務の実施、清掃工場施設改修工事請負費の増などによるものである。

不用額は118,155,821円で、前年度に比べ67,382,948円減少している。

歳出の主なものは、(ア)保健衛生総務費の三島二次医療圏救命救急センター事業負担金で14,385,000円、(イ)保健ヘルス事業費の各種検診や健康診査等の委託料で63,985,118円、(ウ)予防費の各種予防接種関連の委託料で129,821,254円、(エ)塵芥処理費の各種委託料で304,933,423円、清掃工場施設改修工事で162,683,100円、(オ)し尿処理費の委託料で34,025,588円が支出されている。

オ 農 林 水 産 業 費

予算現額65,252,000円に対し、支出済額は61,206,169円で、執行率は93.8%（前年度93.5%）である。

支出済額は、前年度に比べ29,931,623円（32.8%）減少している。

不用額は4,045,831円で、前年度に比べ2,324,377円減少している。

歳出の主なものは、(ア)農業土木費の玉子排水機場運転管理負担金で17,056,671円、(イ)林業振興費の森林保全整備業務委託料で

7,718,355円が支出されている。

カ 商 工 費

予算現額253,017,000円に対し、支出済額は160,183,657円で、執行率は63.3%（前年度84.9%）である。

支出済額は、前年度に比べ243,148,290円（60.3%）減少しているが、その主な要因は、物価高騰対策商品券事業の実施がなかったことによるものである。

不用額は92,833,343円で、前年度に比べ21,043,290円増加している。

歳出の主なものは、商工振興費のふるさと島本応援寄附金支援業務委託料で85,137,199円が支出されている。

キ 土 木 費

予算現額931,415,000円に対し、支出済額は878,621,669円で、執行率は94.3%（前年度93.5%）である。

支出済額は、前年度に比べ31,677,623円（3.5%）減少しているが、その主な要因は、工事請負費の減によるものである。

不用額は52,793,331円で、前年度に比べ7,997,377円減少している。

歳出の主なものは、（ア）道路維持費の橋梁長寿命化補修工事で69,945,700円、（イ）道路新設改良費の町道水無瀬青葉1号幹線道路改良工事で25,055,800円、（ウ）公園費の公園施設長寿命化計画更新工事で33,264,000円、（エ）公共下水道費の下水道事業会計への補助金で337,000,000円、出資金で103,000,000円が支出されている。

ク 消 防 費

予算現額492,111,000円に対し、支出済額は484,266,556円で、執行率は98.4%（前年度86.8%）である。

支出済額は、前年度に比べ59,216,262円（13.9%）増加している。

不用額は7,844,444円で、前年度に比べ7,543,262円減少している。

歳出の主なものは、消防施設費の「繰越明許費」消防団詰所建替工事監理業務委託料で2,860,000円、「繰越明許費」消防団詰所建替工事で45,998,000円が支出されている。

ケ 教 育 費

予算現額2,389,638,000円に対し、支出済額は2,097,477,628円で、執行率は87.8%（前年度92.2%）である。

支出済額は、前年度に比べ544,078,510円（35.0%）増加しているが、その主な要因は、小学校2校の体育館長寿命化改修工事及び小学校4校のLED化工事の実施によるものである。

不用額は292,160,372円で、前年度に比べ160,981,490円増加している。

歳出の主なものは、(ア)小学校費の学校管理費のLED化工事で78,331,632円、第二小学校屋内運動場長寿命化改修工事で179,688,300円、第一小学校屋内運動場長寿命化改修工事で206,316,000円、(イ)中学校費の学校管理費のLED化工事で53,611,168円、(ウ)スポーツ推進費の新体育館等整備基本計画策定業

務委託料で8,162,000円が支出されている。

コ 災害復旧費

予算現額22,024,000円に対し、支出済額は0円（前年度1,981,546円）で、執行率は0%（前年度8.5%）である。

サ 公債費

予算現額1,167,587,000円に対し、支出済額は1,166,883,255円で、執行率は99.9%（前年度99.9%）である。

支出済額は、前年度に比べ10,486,021円（0.9%）増加しているが、増額の主な要因は、令和2年度に借り入れた第三小学校整備事業債の元金償還が開始されたことによるものである。

不用額は703,745円で、前年度に比べ73,979円増加している。

シ 予備費

予算外の支出及び予算超過の支出に充てられるものであり、当初予算額15,000,000円のうち充当額は308,000円である。充当先は、総務管理費の一般管理費に11,000円、災害応援費に228,000円、衆議院議員選挙費に69,000円であった。

第 2 章 特 別 会 計

1 総 論

各特別会計の決算状況

令和 6 年度における各特別会計の決算状況は、第 5 表のとおりである。

第 5 表 各特別会計の決算状況

(単位：千円)

会計別 区 分	歳 入	歳 出	差引額
土地取得事業特別会計	1,448	1,448	0
国民健康保険事業特別会計	3,156,448	3,093,272	63,176
後期高齢者医療特別会計	707,379	595,729	111,650
介護保険事業特別会計	3,255,385	3,095,288	160,097
大沢地区特設水道施設事業 特別会計	2,189	2,189	0
大字山崎財産区特別会計	1,453	0	1,453
大字広瀬財産区特別会計	6,327	0	6,327
大字桜井財産区特別会計	96,463	4,210	92,253
大字東大寺財産区特別会計	634	5	629
大字大沢財産区特別会計	6,490	0	6,490

2 各 論

(1) 土地取得事業特別会計

土地取得事業特別会計の決算額は、歳入総額、歳出総額とも同額の1,448,348円であり、前年度と同額である。

また、予算現額277,000,000円に対する収入率及び執行率についても、ともに0.5%である。

(2) 国民健康保険事業特別会計

国民健康保険事業特別会計の決算額は、歳入総額3,156,447,862円、歳出総額3,093,272,192円で、歳入歳出差引額63,175,670円の黒字となっている。

歳入決算では、予算現額3,370,507,000円に対する収入率は93.6%（前年度96.9%）である。また、歳入決算額は、前年度に比べ50,712,704円（1.6%）減少している。

一方、歳出決算では、予算現額3,370,507,000円に対する執行率は91.8%（前年度96.2%）である。また、歳出決算額は、前年度に比べ89,734,509円（2.8%）減少している。

歳出の主なものは、保険給付費で2,156,357,028円、国民健康保険事業費納付金で805,192,638円が支出されている。

不用額は277,234,808円で、前年度に比べ152,027,509円増加している。

国民健康保険事業特別会計の収入未済額は61,779,794円となっており、前年度より4,939,716円（8.7%）増加している。また、3,880,789円の不納欠損額が計上されているが、国民健康保険制度は相互扶助により成り

立っており、被保険者間の公平性確保の観点からも未納者に対しては制度の理解を求め、引き続き保険料の徴収に努力をされたい。

(3) 後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入総額707,378,627円、歳出総額595,728,798円で、歳入歳出差引額111,649,829円の黒字となっている。

歳入決算では、予算現額730,377,000円に対する収入率は96.9%（前年度97.6%）である。

一方、歳出決算では、予算現額730,377,000円に対する執行率は81.6%（前年度92.5%）である。

なお、後期高齢者医療保険料においても収入未済額2,786,840円、不納欠損額124,037円が発生しているが、国民健康保険料と同様に未納者に対しては制度の理解を求め、引き続き保険料の徴収に努められたい。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金で579,921,782円となっている。

(4) 介護保険事業特別会計

介護保険事業特別会計の決算額は、歳入総額3,255,384,638円、歳出総額3,095,287,866円で、歳入歳出差引額160,096,772円の黒字となっている。

歳入決算では、予算現額3,198,296,000円に対する収入率は101.8%（前年度96.9%）である。

歳入の主なものは、介護保険料で697,315,828円、国庫支出金で648,216,106円、支払基金交付金で790,354,239円、府支出金で420,206,734円、繰入金で590,363,000円となっている。

なお、介護保険料においても収入未済額4,444,265円、不納欠損額1,241,729円が発生しているが、国民健康保険料と同様に未納者に対しては制度の理解を求め、引き続き保険料の徴収に努められたい。

一方、歳出決算では、予算現額3,198,296,000円に対する執行率は96.8%（前年度93.5%）である。

歳出の主なものは、保険給付費で2,861,021,596円が支出されている。

不用額は103,008,134円で、前年度に比べ102,615,472円減少している。

(5) 大沢地区特設水道施設事業特別会計

大沢地区特設水道施設事業特別会計の決算額は、歳入総額、歳出総額とも同額の2,188,920円であり、前年度に比べ910,478円（29.4%）減少している。

また、予算現額3,100,000円に対する収入率及び執行率についても、ともに70.6%（前年度79.5%）である。

歳入については、当該施設の維持管理に係る必要経費の不足分について、一般会計からの繰入金（歳入総額の94.5%）で賄われている。

歳出については、水質検査等業務や水道施設の維持管理に関する支出等となっている。

不用額は911,080円で、前年度に比べ110,478円増加している。

(6) 各財産区特別会計

各財産区特別会計（山崎・広瀬・桜井・東大寺・大沢）の決算については、歳入は前年度繰越金のほか、広瀬財産区及び桜井財産区については預金利子が収入となっている。

歳出は、山崎財産区、広瀬財産区及び大沢財産区の支出はなかった。桜井財産区では火災・損害保険料、公共下水道事業受益者負担金及び財産の維持管理に係る自治会への運営補助を、東大寺財産区では火災・損害保険料を支出している。

第3章 財 産

1 土地及び建物

土地は366,504.99㎡（行政財産347,605.80㎡、普通財産18,899.19㎡）で、前年度に比べ297.81㎡（行政財産△1,162.45㎡、普通財産1,460.26㎡）増加した。建物延べ面積は85,140.42㎡（行政財産82,508.45㎡、普通財産2,631.97㎡）で、前年度に比べ434.21㎡（行政財産△1,136.02㎡、普通財産701.81㎡）減少した。

2 出資による権利

令和6年度末現在高は15,969,695円で、前年度に比べ21,278円減少している。これは一般財団法人アジア太平洋人権情報センターにおいて、特定資産の取り崩しがあったことによるものである。

3 車両・無線

車両については、一般車両は令和6年度中に廃車が1台あったため、保有台数は前年度より1台減の27台となっている。また、消防車両は令和6年度中に取得及び廃車がなかったため、前年度と同じく19台となっている。

消防無線装置及び防災行政無線装置についても、令和6年度中に取得及び廃棄がなかったため、前年度から増減はなく、消防無線装置は54台、防災行政無線装置は91台となっている。

4 基金

本年度は、公共施設整備積立基金、減債基金、森林保全整備基金、国民健康保険事業財政調整基金、介護保険給付準備基金、町営住宅管理基金及びふるさと応援基金から必要な額の取崩しがされている。また、各基金とも目的ごとに予算に適正に繰入れがされている。

一方、公共施設整備積立基金、財政調整基金、減債基金、森林保全整備基金、国民健康保険事業財政調整基金、介護保険給付準備基金、町営住宅管理基金、ふるさと応援基金及びまち・ひと・しごと創生基金については、歳出予算に計上して積立てがなされている。また、ふるさと創生事業積立基金、総合スポーツセンター建設積立基金、財政調整基金、減債基金、職員退職手当積立基金、国民健康保険事業財政調整基金及び介護保険給付準備基金については、その利子の積立てがなされている。

今後とも各基金の計画的な運用管理に努められたい。

第4章 定額運用基金の運用状況

基金のうち、定額の資金を運用するための基金の令和6年度の運用状況については次のとおりである。

土地開発基金の令和6年度末現在高は277,383,641円で、前年度に比べ1,448,348円増加している。これは、有価証券の運用益を同基金に積み立てたことによるものである。

第5章 結 び

令和6年度の一般会計及び特別会計（財産区を含む。）決算総額は、歳入総額24,407,179,017円、歳出総額23,746,186,245円で、歳入歳出差引額660,992,772円の黒字決算となっている。

一般会計決算額は、前年度と比べ歳入では3,139,990,587円の増、歳出では3,000,128,416円の増となった。増額の要因は、歳入では主に国庫支出金、繰入金及び町債の増額によるもの、歳出では新庁舎建設工事、小学校2校の体育館長寿命化改修工事を実施したこと、扶助費が増となったこと等によるものである。

令和6年度中の積立基金の増減については、主なものとして、公共施設整備積立基金で205,252,500円の減、財政調整基金で31,258,000円の増、減債基金で31,193,000円の増、国民健康保険事業財政調整基金で31,873,243円の増、介護保険給付準備基金で41,269,536円の減、ふるさと応援基金で114,090,214円の増となった。その結果、令和5年度末は7,361,089,410円であった各基金の総計額は、令和6年度末には7,324,229,148円となり、前年度から36,860,262円の減額となっている。

町債については、令和6年度の発行総額は2,498,099,000円で、元金償還額の1,133,141,625円を差し引いた結果、令和6年度末現在高は13,021,936,742円と、前年度から1,364,957,375円の増額となっている。

次に、特別会計決算額は、収支同額の決算となる土地取得事業特別会計及び大沢地区特設水道施設事業特別会計を除き、各会計で黒字となっている。

本町の会計全体の不納欠損額については、前年度の5,410,441円から5,653,176円と242,735円増加した。

また、会計全体の収入未済額については、前年度の233,307,819円から258,281,918円と24,974,099円増加している。引き続き適正な徴収に努め

るようお願いする。

本町の自主財源の多くを占める町税の決算額は、主に一部法人の課税標準額の増により、前年度から197,368,508円の増額となった。

経常収支比率については、経常一般財源収入において、町税（都市計画税を除く。）や地方特例交付金が増加し、経常経費充当一般財源における人件費、物件費等の増加を上回ったことなどから、93.7%と、前年度（94.5%）に比べ0.8ポイント改善した。

今後も老朽化した施設、インフラ等への対応や庁舎の建替事業など公債費等を押し上げる要因が残されていることから、引き続き企業誘致など経常一般財源の確保に努めるとともに、今後の財政需要を的確に把握し、将来を見据えた健全かつ安定的な行財政運営に努められることを要望して、決算審査にあたっての意見とする。

第 1 2 号 認 定

令 和 6 年 度 島 本 町 水 道 事 業 会 計 決 算

地 方 公 営 企 業 法 （ 昭 和 2 7 年 法 律 第 2 9 2 号 ） 第 3 0 条 第 4 項
の 規 定 に よ り 、 令 和 6 年 度 島 本 町 水 道 事 業 会 計 決 算 を 、 別 紙 監 査
委 員 の 意 見 を 付 け て 議 会 の 認 定 に 付 す る 。

令 和 7 年 9 月 3 日 提 出

島 本 町 長 山 田 紘 平

令和 6 年 度

島 本 町 水 道 事 業 会 計
決 算 審 査 意 見 書

島 本 町 監 査 委 員

(注記)

文中及び表中の数値・比率は、表示単位未満を四捨五入したもので、合計と内訳の計、差引き等が一致しない場合がある。

令和 6 年度島本町水道事業会計決算審査意見書

地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定により審査に付された令和 6 年度島本町水道事業会計決算について、同決算書、決算附属書類、現金出納簿を審査した結果、次のとおり本審査の意見を付します。

令和 7 年 8 月 18 日

島本町監査委員 道 旗 佳 久

島本町監査委員 福 嶋 保 雄

1 審査の対象

令和 6 年度 島本町水道事業会計決算

2 審査期日

令和 7 年 7 月 22 日

3 提出を求めた書類

水道事業会計決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書（案）、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書、事業報告書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書

4 審査の方法

審査にあたっては、関係法令に規定された様式に基づいて作成されているか、計数に誤りはないか、事業の経営成績及び財政状況を適正に表示しているかについて関係書類と照査するとともに、関係職員の説明を聴取し、慎重に審査を実施した。

5 審査の結果

審査に付された決算及び決算附属書類は、法令に準拠して作成されており、その計数は、予算の執行状況、経営成績及び財政状況を適正に表示しているものと認めた。

以下、審査結果の概要及び意見について記述する。

第1 事業の概況

令和6年度における損益収支決算は、水道事業収益675,607,319円、水道事業費用555,661,414円となり、119,945,905円の当年度純利益を生じた。前年度繰越利益剰余金及びその他未処分利益剰余金変動額を含めると、当年度未処分利益剰余金は271,044,310円となった。

主な収入について前年度と比較すると、営業収益では給水収益で8,688,440円（1.8%）の増、営業外収益では負担金で25,154,542円（52.7%）の増、下水道受託収益で373,714円（2.9%）の増、他会計繰入金で155,054円（5.1%）の減となっている。営業外収益のうち他会計繰入金2,866,243円の内訳については、下水道事業会計繰入金2,090,910円、尺代地区簡易水道統合事業元利償還金（利息分）繰入金339,333円及び児童手当繰入金436,000円となっている。

次に、主な支出について前年度と比較すると、営業費用では人件費で3,208,274円（4.6%）の増、受水費で4,320円（0.0%）の減、委託料で6,871,477円（5.6%）の減、修繕費で4,382,820円（18.3%）の増、減価償却費で10,487,971円（4.9%）の増、資産減耗費で4,548,878円（125.9%）の増となっており、また営業外費用では支払利息で331,618円（5.4%）の減となっている。

本年度における業務実績は、次表のとおりである。

業務実績表

上昇率(令和2年度=100)

区分 年度	給水人口 (人)	対前年度 比 (%)	上昇率 (%)	配水量 (m ³)	対前年度 比 (%)	上昇率 (%)	有収水量 (m ³)	対前年度 比 (%)	上昇率 (%)	有収率 (%)
R2年度	31,972	100.5	100.0	3,349,286	103.9	100.0	3,148,774	103.5	100.0	94.0
R3年度	31,857	99.6	99.6	3,329,547	99.4	99.4	3,125,706	99.3	99.3	93.9
R4年度	31,634	99.3	98.9	3,324,101	99.8	99.2	3,074,898	98.4	97.7	92.5
R5年度	31,698	100.2	99.1	3,278,928	98.6	97.9	3,030,185	98.5	96.2	92.4
R6年度	32,329	102.0	101.1	3,305,885	100.8	98.7	3,060,565	101.0	97.2	92.6

(注：表中の人口は、各年度3月31日時点)

給水人口は32,329人で、前年度に比べ631人の増、年間総配水量は3,305,885m³で、前年度に比べ26,957m³の増となっている。年間有収水量は3,060,565m³で、前年度に比べ30,380m³の増、有収率は0.2ポイント上昇し、92.6%となっている。

第2 予算の執行状況

(1) 収益的収入及び支出について（消費税及び地方消費税を含む。）

水道事業収益は、予算額677,750,000円に対し、決算額は734,635,521円で、収入率は108.4%である。

主なものは、給水収益545,667,760円、負担金80,200,000円、長期前受金戻入67,277,004円である。

水道事業費用は、予算額625,580,000円に対し、決算額は588,616,336円で、執行率は94.1%である。

主なものは、減価償却費226,711,032円、原水及び浄水費184,633,863円、総係費89,479,878円、配水及び給水費58,183,306円である。

(2) 資本的収入及び支出について（消費税及び地方消費税を含む。）

資本的収入は、予算額77,256,000円に対し、決算額は163,420,046円で、収入率は211.5%である。主なものは、加入金138,750,000円、工事負担金8,093,000円となっている。

資本的支出は、予算額713,278,000円に対し、決算額は478,362,412円で、執行率は67.1%である。主なものは、建設改良費461,139,517円である。

(3) その他

流用禁止の経費など予算に規定されたものは、適正に執行されている。

第3 経営の状況

損益収支は、事業の概況で述べたように、119,945,905円の当年度純利益を生じた。

収益のうち、営業収益は515,099,096円で、前年度に比べ16,248,807円（3.3%）の増である。

営業外収益は160,508,223円で、前年度に比べ37,816,138円（30.8%）の増である。

次に、費用のうち営業費用は548,528,706円で、前年度に比べ26,683,430円（5.1%）の増である。

営業外費用は7,132,708円で、前年度に比べ293,007円（4.3%）の増である。

なお、本年度における1 m³当たりの供給単価は162円08銭、給水原価は158円18銭で、1 m³当たり3円90銭の黒字となった。次表は、供給単価と給水原価の過去5年間の推移を示したものである。

（単位：円）

区分 年度	供給単価 A	給水原価 B	給水原価の内訳								差益 A－B
			職員給与費	支払利息	減価償却費	動力費	受水費	委託料	修繕費	その他	
R2年度	151.98	143.56	20.93	2.26	44.62	11.39	7.51	41.34	4.93	10.58	8.42
R3年度	159.33	140.20	25.26	2.18	48.03	10.78	7.56	33.80	4.82	7.77	19.13
R4年度	160.42	165.26	22.16	2.11	49.32	15.31	6.43	36.29	5.68	27.96	△4.84
R5年度	160.84	154.99	22.36	2.04	52.70	12.59	7.80	40.70	7.68	9.12	5.85
R6年度	162.08	158.18	22.74	1.91	52.09	14.21	7.72	38.05	8.80	12.66	3.90

第4 財政状況

資産合計では7,548,333,993円で、前年度に比べ294,112,506円（4.1%）の増となっている。

固定資産は6,075,363,965円で、前年度に比べ186,998,461円（3.2%）の増、流動資産は1,472,970,028円で、前年度に比べ107,114,045円（7.8%）の増となっている。このうち、現金預金は72,369,131円（6.0%）の増、未収金は28,344,774円（17.3%）の増となっている。

負債合計では2,035,671,645円で、前年度に比べ172,399,555円（9.3%）の増となっている。

固定負債は371,314,397円で、前年度に比べ17,561,032円（4.5%）の減、繰延収益は1,332,058,569円で、前年度に比べ80,416,106円（6.4%）の増、流動負債は332,298,679円で、前年度に比べ109,544,481円（49.2%）の増となっている。流動負債のうち、企業債は338,137円（2.0%）の増、未払金は110,636,092円（74.9%）の増、引当金は1,420,000円（26.8%）の増、その他流動負債は2,849,748円（5.4%）の減となっている。

資本合計では5,512,662,348円で、前年度に比べ121,712,951円（2.3%）の増となっている。

資本金は3,401,740,024円で、前年度に比べ18,658,323円（0.6%）の増となっている。剰余金は2,110,922,324円で、前年度に比べ103,054,628円（5.1%）の増となっている。このうち、資本剰余金の加入金265,820,081円、工事負担金638,331,671円、特別開発負担金10,183,813円、国庫補助金86,300,000円、府費補助金3,710,000円、受贈財産評価額171,257,537円は、いずれも前年度に比べ増減はなく、資本剰余金合計は前年度と同額の1,175,603,102円となっている。利益剰余金は、減債積立金が286,274,912円で、前年度に比べ17,222,895円（5.7%）の減、建設改良積立金が378,000,000円で、前年度と同額、当年度未処分利益剰余金が271,044,310円で、前年度に比べ120,277,523円（79.8%）の増となった結果、利益剰余金合計は935,319,222円で、前年度に比べ103,054,628円（12.4%）の増となっている。

第5 経営分析

経営分析に係る主要比率は、次のとおりである。

区分	令和6年度	参考値（令和5年度全国平均）※1
自己資本構成比率	90.7%	74.4%
固定資産対長期資本比率	84.2%	92.9%
流動比率	443.3%	250.5%
現金比率	382.5%	211.6%

※1 総務省統計資料「令和5年度地方公営企業年鑑」第2編第3章1(14)イより

（参考算定式）

$$\text{自己資本構成比率} = \frac{\text{資本金} + \text{剰余金} + \text{繰延収益}}{\text{負債} \cdot \text{資本合計}} \times 100$$

$$\text{固定資産対長期資本比率} = \frac{\text{固定資産}}{\text{資本金} + \text{剰余金} + \text{固定負債} + \text{繰延収益}} \times 100$$

$$\text{流動比率} = \frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$$

$$\text{現金比率} = \frac{\text{現金預金}}{\text{流動負債}} \times 100$$

経営の安全性を示す自己資本構成比率は90.7%で、全国平均値より16.3ポイント上回った。

固定資産の調達のために資金に不足が生じていないかを示す固定資産対長期資本比率は100%以下が望ましいとされているが、84.2%であり、全国平均よりも8.7ポイント下回った。

短期債務の返済能力を示す流動比率は443.3%、支払能力を示す現金比率は382.5%であり、いずれも全国平均を大きく上回っている。引き続き良好な状態が維持できるよう努められたい。

損益計算書の前年度との比較は、別表（第1表）のとおりである。また、貸借対照表の前年度との比較は、別表（第2表）のとおりである。

(第1表)

1 損 益 計 算 書

区 分	令和6年度 (円)	令和5年度 (円)	増 減 額 (円)	対前年度比 (%)
1 営 業 収 益	515,099,096	498,850,289	16,248,807	103.3
① 給 水 収 益	496,061,600	487,373,160	8,688,440	101.8
② 受託工事収益	4,909,637	2,453,729	2,455,908	200.1
③ その他営業収益	14,127,859	9,023,400	5,104,459	156.6
2 営 業 費 用	548,528,706	521,845,276	26,683,430	105.1
① 原水及び浄水費	168,966,886	158,003,097	10,963,789	106.9
② 配水及び給水費	54,260,139	51,668,196	2,591,943	105.0
③ 受 託 工 事 費	4,250,960	2,527,656	1,723,304	168.2
④ 総 係 費	86,178,614	89,811,069	△ 3,632,455	96.0
⑤ 減価償却費	226,711,032	216,223,061	10,487,971	104.9
⑥ 資産減耗費	8,161,075	3,612,197	4,548,878	225.9
3 営 業 利 益 (1－2)	△ 33,429,610	△ 22,994,987	△ 10,434,623	145.4
4 営 業 外 収 益	160,508,223	122,692,085	37,816,138	130.8
① 負 担 金	72,909,085	47,754,543	25,154,542	152.7
② 受 取 利 息	1,124,010	724,951	399,059	155.0
③ 下水道受託収益	13,393,373	13,019,659	373,714	102.9
④ 他会計繰入金	2,866,243	3,021,297	△ 155,054	94.9
⑤ 長期前受金戻入	67,277,004	56,521,899	10,755,105	119.0
⑥ 雑 収 益	2,938,508	1,649,736	1,288,772	178.1
5 営 業 外 費 用	7,132,708	6,839,701	293,007	104.3
① 支払利息及び 企業債取扱諸費	5,839,945	6,171,563	△ 331,618	94.6
② 雑 支 出	1,292,763	668,138	624,625	193.5
6 営業外利益 (4－5)	153,375,515	115,852,384	37,523,131	132.4
7 経 常 利 益 (3＋6)	119,945,905	92,857,397	27,088,508	129.2
8 特 別 利 益	0	0	0	—
9 特 別 損 失	0	0	0	—
10 当 年 度 純 利 益	119,945,905	92,857,397	27,088,508	129.2

(第2表)

2 貸 借 対 照 表

区 分	令和6年度 (円)	令和5年度 (円)	増 減 額 (円)	対前年度比 (%)
1 固 定 資 産	6,075,363,965	5,888,365,504	186,998,461	103.2
① 有形固定資産	5,875,075,965	5,688,077,504	186,998,461	103.3
ア 土 地	741,282,590	741,282,590	0	100.0
イ 建 物	378,601,564	391,764,206	△ 13,162,642	96.6
ウ 構 築 物	3,672,702,475	3,428,787,302	243,915,173	107.1
エ 機械及び装置	957,766,901	1,018,438,763	△ 60,671,862	94.0
オ 車輛運搬具	794,084	1,126,528	△ 332,444	70.5
カ 工具、器具及び備品	41,047,478	34,590,115	6,457,363	118.7
キ 建設仮勘定	82,880,873	72,088,000	10,792,873	115.0
② 無形固定資産	288,000	288,000	0	100.0
③ 投資その他の資産	200,000,000	200,000,000	0	100.0
2 流 動 資 産	1,472,970,028	1,365,855,983	107,114,045	107.8
① 現金・預金	1,271,034,287	1,198,665,156	72,369,131	106.0
② 未 収 金	192,429,845	164,085,071	28,344,774	117.3
ア 営業未収金	64,454,029	59,738,288	4,715,741	107.9
イ 営業外未収金	49,427,435	35,525,073	13,902,362	139.1
ウ その他未収金	78,880,000	69,201,000	9,679,000	114.0
エ 貸倒引当金	331,619	379,290	△ 47,671	87.4
③ 貯 蔵 品	3,476,596	3,105,756	370,840	111.9
ア 材 料	2,271,936	2,403,356	△ 131,420	94.5
イ 貯蔵量水器	1,204,660	702,400	502,260	171.5
④ その他流動資産	6,029,300	0	6,029,300	皆増
資 産 合 計	7,548,333,993	7,254,221,487	294,112,506	104.1

区 分	令和6年度 (円)	令和5年度 (円)	増 減 額 (円)	対前年度比 (%)
1 固 定 負 債	371,314,397	388,875,429	△ 17,561,032	95.5
① 企 業 債	268,713,880	286,274,912	△ 17,561,032	93.9
② 引 当 金	102,600,517	102,600,517	0	100.0
ア 退職給付引当金	102,600,517	102,600,517	0	100.0
2 流 動 負 債	332,298,679	222,754,198	109,544,481	149.2
① 企 業 債	17,561,032	17,222,895	338,137	102.0
② 未 払 金	258,259,181	147,623,089	110,636,092	174.9
ア 営業未払金	31,568,484	30,363,089	1,205,395	104.0
イ 未払消費税	0	19,632,800	△ 19,632,800	皆減
ウ その他未払金	226,690,697	97,627,200	129,063,497	232.2
③ 引 当 金	6,720,000	5,300,000	1,420,000	126.8
ア 賞与引当金	6,720,000	5,300,000	1,420,000	126.8
④ その他流動負債	49,758,466	52,608,214	△ 2,849,748	94.6
ア 預 り 金	3,757,493	9,979,493	△ 6,222,000	37.7
イ 下水道預り金	45,600,973	42,228,721	3,372,252	108.0
ウ その他流動負債	400,000	400,000	0	100.0
3 繰 延 収 益	1,332,058,569	1,251,642,463	80,416,106	106.4
① 長期前受金	2,899,422,731	2,891,874,862	7,547,869	100.3
② 長期前受金 収益化累計額	1,567,364,162	1,640,232,399	△ 72,868,237	95.6
負 債 合 計	2,035,671,645	1,863,272,090	172,399,555	109.3
4 資 本 金	3,401,740,024	3,383,081,701	18,658,323	100.6
5 剰 余 金	2,110,922,324	2,007,867,696	103,054,628	105.1
① 資 本 剰 余 金	1,175,603,102	1,175,603,102	0	100.0
ア 加 入 金	265,820,081	265,820,081	0	100.0
イ 工事負担金	638,331,671	638,331,671	0	100.0
ウ 特別開発負担金	10,183,813	10,183,813	0	100.0
エ 国庫補助金	86,300,000	86,300,000	0	100.0
オ 府費補助金	3,710,000	3,710,000	0	100.0
カ 受贈財産評価額	171,257,537	171,257,537	0	100.0
② 利 益 剰 余 金	935,319,222	832,264,594	103,054,628	112.4
ア 減債積立金	286,274,912	303,497,807	△ 17,222,895	94.3
イ 建設改良積立金	378,000,000	378,000,000	0	100.0
ウ 当年度未処分 利益剰余金	271,044,310	150,766,787	120,277,523	179.8
資 本 合 計	5,512,662,348	5,390,949,397	121,712,951	102.3
負 債 資 本 合 計	7,548,333,993	7,254,221,487	294,112,506	104.1

第6 結 び

本年度の決算状況については、総収益734,635,521円に対し、総費用588,616,336円で、結果として146,019,185円の黒字決算となった。

資本的収支については、資本的収入163,420,046円に対し、資本的支出478,362,412円となっているが、不足する額314,942,366円は、過年度分損益勘定留保資金や建設改良積立金等で補填している。

財務比率については、流動比率が443.3%、現金比率が382.5%でともに前年度から低下した。

本年度における1 m³当たりの供給単価は162円08銭、給水原価は158円18銭で、1 m³当たり3円90銭の黒字となった。また、有収率については92.6%であり、前年度に比して0.2ポイント上昇している。

本年度決算では、給水人口は前年度比2.0%増、有収水量は1.0%増となった。給水収益については、前年度と比較して8,688,440円（1.8%）の増収となった。

今後、住宅開発等による給水人口の一定の増加は予想されるものの、需要者の節水意識の浸透や家庭における節水器具の普及により、給水収益の伸びは見込めない状況にあることに加え、物価高騰による企業経営への影響も避けられないことから、より一層企業経営の健全化に努められたい。

また、今後においても老朽化した管路更新をはじめ、施設設備の更新や維持管理、災害対策などに多額の経費を要することが見込まれる。引き続き、事業運営に当たっては、職員一人ひとりの公営企業の経営意識を高め、常に事業の総点検を行い、長期的な安定経営を推進されるとともに、災害に対する危機管理の充実・強化を図りながら、住民の生活に欠くことのできない低廉・安全でおいしい良質な水の安定供給と住民へのサービス向上に努められることを願うものである。

第 1 3 号 認 定

令 和 6 年 度 島 本 町 下 水 道 事 業 会 計 決 算

地 方 公 営 企 業 法 （ 昭 和 2 7 年 法 律 第 2 9 2 号 ） 第 3 0 条 第 4 項
の 規 定 に よ り 、 令 和 6 年 度 島 本 町 下 水 道 事 業 会 計 決 算 を 、 別 紙 監
査 委 員 の 意 見 を 付 け て 議 会 の 認 定 に 付 す る 。

令 和 7 年 9 月 3 日 提 出

島 本 町 長 山 田 紘 平

令和 6 年 度

島 本 町 下 水 道 事 業 会 計
決 算 審 査 意 見 書

島 本 町 監 査 委 員

(注記)

文中及び表中の数値・比率は、表示単位未満を四捨五入したもので、合計と内訳の計、差引き等が一致しない場合がある。

令和 6 年度島本町下水道事業会計決算審査意見書

地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定により審査に付された令和 6 年度島本町下水道事業会計決算について、同決算書、決算附属書類、現金出納簿を審査した結果、次のとおり本審査の意見を付します。

令和 7 年 8 月 18 日

島本町監査委員 道 旗 佳 久

島本町監査委員 福 嶋 保 雄

1 審査の対象

令和 6 年度 島本町下水道事業会計決算

2 審査期日

令和 7 年 7 月 22 日

3 提出を求めた書類

下水道事業会計決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書（案）、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書、事業報告書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書

4 審査の方法

審査にあたっては、関係法令に規定された様式に基づいて作成されているか、計数に誤りはないか、事業の経営成績及び財政状況を適正に表示しているかについて関係書類と照査するとともに、関係職員の説明を聴取し、慎重に審査を実施した。

5 審査の結果

審査に付された決算及び決算附属書類は、法令に準拠して作成されており、その計数は、予算の執行状況、経営成績及び財政状況を適正に表示しているものと認めた。

以下、審査結果の概要及び意見について記述する。

第1 事業の概況

令和6年度における損益収支決算は、下水道事業収益1,033,786,985円、下水道事業費用849,431,162円となり、184,355,823円の当年度純利益を生じた。前年度繰越利益剰余金797,470円及びその他未処分利益剰余金変動額300,000,000円を加算した当年度未処分利益剰余金は485,153,293円である。

主な収入について前年度と比較すると、営業収益では下水道使用料で12,457,170円（2.9%）の増、雨水処理負担金で12,000,000円（7.1%）の増、その他営業収益で45,000円（33.8%）の増、また営業外収益では他会計補助金で60,000,000円（62.5%）の増、長期前受金戻入で150,696円（0.1%）の減、雑収益で21,216,291円（370.1%）の増、資本費繰入収益で342,556円（40.5%）の減、その他営業外収益で200,184円（5.4%）の増となっている。

次に主な支出について前年度と比較すると、営業費用では人件費で415,714円（4.4%）の減、ポンプ場費で850,680円（3.3%）の増、流域下水道維持管理負担金で6,259,332円（2.8%）の減、減価償却費で692,152円（0.1%）の減、また営業外費用では、支払利息及び企業債取扱諸費で5,957,329円（9.7%）の減となっている。

本年度における業務実績は、次表のとおりである。

業務実績表

区分 年度	行政区域内	認可区域内	処理区域内	水洗化	処理区域内	普及率 (%)		水洗化率 (%)
	人口(人) a	人口(人) b	人口(人) c	人口(人) d	面積 (ha)	c/a×100	c/b×100	d/c×100
R2年度	31,937	31,051	30,550	30,236	303.1	95.6	98.3	98.9
R3年度	31,821	30,976	30,654	30,212	304.4	96.3	98.9	98.5
R4年度	31,603	30,750	30,555	30,128	320.5	96.6	99.3	98.6
R5年度	31,670	30,839	30,629	30,268	321.7	96.7	99.3	98.8
R6年度	32,297	31,483	31,316	30,852	323.5	96.9	99.4	98.5

（注：表中の人口は、各年度3月31日時点）

本年度における行政区域内人口は32,297人で、前年度に比べ627人の増、そのうち処理区域内人口は31,316人で687人の増、水洗化人口は30,852人で584人の増となっている。

第2 予算の執行状況

(1) 収益的収入及び支出について（消費税及び地方消費税を含む。）

下水道事業収益は、予算額1,038,100,000円に対し決算額は1,090,388,758円で、収入率は105.0%である。

主なものは、下水道使用料491,090,358円、長期前受金戻入218,784,596円、雨水処理負担金181,000,000円である。

下水道事業費用は、予算額900,375,000円に対し決算額は878,644,845円で、執行率は97.6%である。

主なものは、減価償却費513,136,052円、流域下水道維持管理負担金235,116,590円、支払利息及び企業債取扱諸費55,520,963円である。

(2) 資本的収入及び支出について（消費税及び地方消費税を含む。）

資本的収入は、予算額720,100,000円に対し決算額は529,465,570円で、収入率は73.5%である。

主なものは、企業債261,700,000円、国庫補助金155,100,000円、出資金103,000,000円となっている。

資本的支出は、予算額1,194,292,000円に対し決算額は980,561,534円で、執行率は82.1%である。

主なものは、企業債償還金483,476,037円、公共下水道整備事業費466,335,830円である。

(3) その他

流用禁止の経費など予算に規定されたものは、適正に執行されている。

第3 経営の状況

損益収支は、事業の概況で述べたように、184,355,823円の当年度純利益を生じた。

収益のうち営業収益は627,623,780円で、前年度に比べ24,502,170円（4.1%）の増である。

営業外収益は406,163,205円で、前年度に比べ80,923,223円（24.9%）の増である。

次に、費用のうち営業費用は790,789,046円で、前年度に比べ10,657,037円（1.3%）の減である。

営業外費用は58,642,116円で、前年度に比べ5,423,812円（8.5%）の減である。

第4 財政状況

資産合計は14,582,887,791円で、前年度に比べ340,199,341円（2.4%）の増となっている。

固定資産は13,665,262,160円で、前年度に比べ15,911,533円（0.1%）の増、流動資産は917,625,631円で、前年度に比べ324,287,808円（54.7%）の増となっている。このうち、現金預金は229,246,547円（47.9%）の増、未収金は95,041,261円（82.7%）の増となっている。

負債合計は10,742,340,260円で、前年度に比べ52,843,518円（0.5%）の増となっている。

固定負債は4,430,453,399円で、前年度に比べ187,589,153円（4.1%）の減、繰延収益は5,453,452,056円で、前年度に比べ5,331,152円（0.1%）の増、流動負債は858,434,805円で、前年度に比べ235,101,519円（37.7%）の増となっている。このうち、企業債は33,154,884円（6.9%）の減、未払金は264,496,403円（191.1%）の増、引当金は前年度と同額、その他流動負債は3,760,000円（488.3%）の増となっている。

資本合計は3,840,547,531円で、前年度に比べ287,355,823円（8.1%）の増となっている。

資本金は2,994,366,851円で、前年度に比べ103,000,000円（3.6%）の増、剰余金は846,180,680円で、前年度に比べ184,355,823円（27.9%）の増となっている。このうち、資本剰余金の国庫補助金は260,400,000円、他会計補助金は37,627,387円で、いずれも増減はなく、資本剰余金合計は前年度と同額の298,027,387円となっている。利益剰余金は、減債積立金が前年度に比べ237,000,000円（79.0%）の減、当年度未処理分利益剰余金が前年度に比べ421,355,823円（660.5%）の増となったため、利益剰余金合計は548,153,293円で、前年度に比べ184,355,823円（50.7%）の増となっている。

第5 経営分析

経営分析に係る主要比率は、次のとおりである。

区分	令和6年度	参考値（令和5年度全国平均）※1
自己資本構成比率	63.7%	66.2%
固定資産対長期資本比率	99.6%	101.0%
流動比率	106.9%	78.2%
現金比率	82.4%	56.3%

※1 総務省統計資料「令和5年度地方公営企業年鑑」第2編第3章7-2(2)より

（参考算定式）

$$\begin{array}{l} \text{自己資本構成} \\ \text{比率} \end{array} = \frac{\text{資本金} + \text{剰余金} + \text{繰延収益}}{\text{負債} \cdot \text{資本合計}} \times 100$$

$$\begin{array}{l} \text{固定資産対長期} \\ \text{資本比率} \end{array} = \frac{\text{固定資産}}{\text{資本金} + \text{剰余金} + \text{固定負債} + \text{繰延収益}} \times 100$$

$$\begin{array}{l} \text{流動比率} \end{array} = \frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$$

$$\begin{array}{l} \text{現金比率} \end{array} = \frac{\text{現金預金}}{\text{流動負債}} \times 100$$

経営の安全性を示す自己資本構成比率は63.7%で、全国平均値を2.5ポイント下回った。

固定資産の調達のために資金に不足が生じていないかを示す固定資産対長期資本比率は100%以下が望ましいとされているが、99.6%であり、全国平均値を1.4ポイント下回った。

短期債務の返済能力を示す流動比率は106.9％であり、全国平均値を28.7ポイント上回った。また、支払能力を示す現金比率は82.4％であり、全国平均値を26.1ポイント上回った。

損益計算書の前年度との比較は、別表（第1表）のとおりである。また、貸借対照表の前年度との比較は、別表（第2表）のとおりである。

(第1表)

1 損 益 計 算 書

区 分	令和6年度 (円)	令和5年度 (円)	増 減 額 (円)	対前年度比 (%)
1 営 業 収 益	627,623,780	603,121,610	24,502,170	104.1
① 下水道使用料	446,445,780	433,988,610	12,457,170	102.9
② 雨水処理負担金	181,000,000	169,000,000	12,000,000	107.1
③ その他営業収益	178,000	133,000	45,000	133.8
2 営 業 費 用	790,789,046	801,446,083	△ 10,657,037	98.7
① 管 渠 費	7,682,145	11,377,985	△ 3,695,840	67.5
② ポンプ場費	26,802,696	25,952,016	850,680	103.3
③ 普及指導費	50,000	200,000	△ 150,000	25.0
④ 業 務 費	13,603,685	15,522,161	△ 1,918,476	87.6
⑤ 総 係 費	15,461,329	14,253,246	1,208,083	108.5
⑥ 流域下水道 維持管理負担金	214,053,139	220,312,471	△ 6,259,332	97.2
⑦ 減価償却費	513,136,052	513,828,204	△ 692,152	99.9
3 営 業 利 益 (1－2)	△ 163,165,266	△ 198,324,473	35,159,207	82.3
4 営 業 外 収 益	406,163,205	325,239,982	80,923,223	124.9
① 他会計補助金	156,000,000	96,000,000	60,000,000	162.5
② 長期前受金戻入	218,784,596	218,935,292	△ 150,696	99.9
③ 雑 収 益	26,949,059	5,732,768	21,216,291	470.1
④ 資本費繰入収益	502,612	845,168	△ 342,556	59.5
⑤ その他営業外収益	3,926,938	3,726,754	200,184	105.4
5 営 業 外 費 用	58,642,116	64,065,928	△ 5,423,812	91.5
① 支払利息及び 企業債取扱諸費	55,520,963	61,478,292	△ 5,957,329	90.3
② 雑 支 出	3,121,153	2,587,636	533,517	120.6
6 営業外利益 (4－5)	347,521,089	261,174,054	86,347,035	133.1
7 経 常 利 益 (3＋6)	184,355,823	62,849,581	121,506,242	293.3
8 特 別 利 益	0	0	0	—
9 特 別 損 失	0	0	0	—
10 当 年 度 純 利 益	184,355,823	62,849,581	121,506,242	293.3

(第2表)

2 貸 借 対 照 表

区 分	令和6年度 (円)	令和5年度 (円)	増 減 額 (円)	対前年度比 (%)
1 固 定 資 産	13,665,262,160	13,649,350,627	15,911,533	100.1
① 有形固定資産	11,236,532,856	11,133,067,141	103,465,715	100.9
ア 土 地	559,697,957	559,697,957	0	100.0
イ 構 築 物	9,796,754,483	9,972,920,472	△ 176,165,989	98.2
ウ 機械及び装置	513,254,213	369,574,983	143,679,230	138.9
エ 工具、器具及び備品	255,284	255,284	0	100.0
オ 建設仮勘定	366,570,919	230,618,445	135,952,474	159.0
② 無形固定資産	2,428,729,304	2,516,283,486	△ 87,554,182	96.5
2 流 動 資 産	917,625,631	593,337,823	324,287,808	154.7
① 現 金・預 金	707,683,044	478,436,497	229,246,547	147.9
② 未 収 金	209,942,587	114,901,326	95,041,261	182.7
ア 営 業 未 収 金	109,701,019	103,196,666	6,504,353	106.3
イ 営業外未収金	42,026,611	10,865,845	31,160,766	386.8
ウ その他未収金	58,393,420	1,067,660	57,325,760	5,469.3
エ 貸倒引当金	178,463	228,845	△ 50,382	78.0
資 産 合 計	14,582,887,791	14,242,688,450	340,199,341	102.4

区 分	令和6年度 (円)	令和5年度 (円)	増 減 額 (円)	対前年度比 (%)
1 固 定 負 債	4,430,453,399	4,618,042,552	△ 187,589,153	95.9
① 企 業 債	4,420,702,418	4,609,323,571	△ 188,621,153	95.9
② 引 当 金	9,750,981	8,718,981	1,032,000	111.8
ア 退職給付引当金	9,750,981	8,718,981	1,032,000	111.8
2 流 動 負 債	858,434,805	623,333,286	235,101,519	137.7
① 企 業 債	450,323,140	483,478,024	△ 33,154,884	93.1
② 未 払 金	402,902,665	138,406,262	264,496,403	291.1
ア 営業未払金	46,397,136	31,644,235	14,752,901	146.6
イ 営業外未払金	0	5,338,660	△ 5,338,660	皆減
ウ 未払消費税	0	7,846,900	△ 7,846,900	皆減
エ その他未払金	356,505,529	93,576,467	262,929,062	381.0
③ 引 当 金	679,000	679,000	0	100.0
ア 賞与引当金	679,000	679,000	0	100.0
④ その他流動負債	4,530,000	770,000	3,760,000	588.3
ア 預 り 金	4,530,000	770,000	3,760,000	588.3
3 繰 延 収 益	5,453,452,056	5,448,120,904	5,331,152	100.1
① 長期前受金	6,713,933,881	6,489,818,133	224,115,748	103.5
② 長期前受金 収益化累計額	1,260,481,825	1,041,697,229	218,784,596	121.0
負 債 合 計	10,742,340,260	10,689,496,742	52,843,518	100.5
4 資 本 金	2,994,366,851	2,891,366,851	103,000,000	103.6
5 剰 余 金	846,180,680	661,824,857	184,355,823	127.9
① 資 本 剰 余 金	298,027,387	298,027,387	0	100.0
ア 国庫補助金	260,400,000	260,400,000	0	100.0
イ 他会計補助金	37,627,387	37,627,387	0	100.0
② 利 益 剰 余 金	548,153,293	363,797,470	184,355,823	150.7
ア 減債積立金	63,000,000	300,000,000	△ 237,000,000	21.0
イ 当年度未処分 利益剰余金	485,153,293	63,797,470	421,355,823	760.5
資 本 合 計	3,840,547,531	3,553,191,708	287,355,823	108.1
負 債 資 本 合 計	14,582,887,791	14,242,688,450	340,199,341	102.4

第6 結 び

決算状況については、総収益1,090,388,758円に対し、総費用878,644,845円で、結果として211,743,913円の黒字決算となった。

資本的収支については、資本的収入529,465,570円に対し、資本的支出980,561,534円となっているが、不足する額451,095,964円は、減債積立金や過年度分損益勘定留保資金等で補填している。

財務比率については、自己資本構成比率及び固定資産対長期資本比率は前年度からわずかな改善は見られるが、ほぼ横ばいとなっている。また、流動比率及び現金比率は前年度より改善している。

下水道施設の老朽化への対応に加え、集中豪雨対策や施設の耐震化等が喫緊の課題となっている中、今後も下水道事業を取り巻く経営環境は厳しい状況が続くと予想されるが、将来の管渠の更新需要に備える等将来にわたって持続可能な経営を確保するため、更なる企業経営の健全化と、より一層の効率的な事業運営に取り組まれることを望むものである。

令和 6 年 度

島 本 町 各 会 計 決 算 説 明

島 本 町

目 次

令和6年度島本町歳入歳出決算	1

第 1 号認定 令和6年度島本町一般会計歳入歳出決算	1

第 2 号認定 令和6年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算	1

第 3 号認定 令和6年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算	3

第 4 号認定 令和6年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	5

第 5 号認定 令和6年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算	7

第 6 号認定 令和6年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算	9

第 7 号認定～第 11 号認定 令和6年度島本町大字各財産区特別会計歳入歳出決算	11

第 12 号認定 令和6年度島本町水道事業会計決算	1

第 13 号認定 令和6年度島本町下水道事業会計決算	7

令和6年度島本町歳入歳出決算説明

1. 総 括

令和6年度の予算執行については、おおむね編成方針に沿って事務事業を実施した結果、各会計で黒字決算となりました。

なお、土地取得事業特別会計及び大沢地区特設水道施設事業特別会計については、収支同額の決算となりました。

会 計 名		歳入総額	歳出総額	差引残額
		円	円	円
一 般 会 計		17,172,963,839	16,954,045,352	218,918,487
特 別 会 計	土 地 取 得 事 業	1,448,348	1,448,348	0
	国 民 健 康 保 険 事 業	3,156,447,862	3,093,272,192	63,175,670
	後 期 高 齢 者 医 療	707,378,627	595,728,798	111,649,829
	介 護 保 険 事 業	3,255,384,638	3,095,287,866	160,096,772
	大 沢 地 区 特 設 水 道 施 設 事 業	2,188,920	2,188,920	0
計		7,122,848,395	6,787,926,124	334,922,271
財 産 区 特 別 会 計	大 字 山 崎 財 産 区	1,452,746	0	1,452,746
	大 字 広 瀬 財 産 区	6,326,723	0	6,326,723
	大 字 桜 井 財 産 区	96,463,267	4,209,769	92,253,498
	大 字 東 大 寺 財 産 区	634,250	5,000	629,250
	大 字 大 沢 財 産 区	6,489,797	0	6,489,797
計		111,366,783	4,214,769	107,152,014
合 計		24,407,179,017	23,746,186,245	660,992,772

地方自治法施行令第166条に規定する関係書類は、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書にとりまとめています。

2.一 般 会 計

一般会計決算額については、前年度と比べ、歳入で31億3,999万587円、率にして22.4%の増、歳出で30億12万8,416円、率にして21.5%の増となりました。増額の主な要因は、歳入では国庫支出金、繰入金、町債などの増額によるものとなっており、歳出では新庁舎整備事業、物価高騰対策支援金、小学校屋内運動場長寿命化改修工事などを実施したことによるものです。

(1) 歳 入

① 町 税

町税の決算額及び令和5年度との比較については、次の表のとおりとなっています。

区 分	令和6年度	令和5年度	増 減	増減率
	円	円	円	%
町民税 個人分	1,880,512,604	1,929,969,868	△ 49,457,264	△ 2.6
〃 法人分	1,062,946,745	941,831,199	121,115,546	12.9
固定資産税	2,124,709,400	2,015,025,260	109,684,140	5.4
軽自動車税	39,641,971	38,048,700	1,593,271	4.2
町たばこ税	120,683,081	120,274,316	408,765	0.3
特別土地保有税	0	0	0	-
都市計画税	408,713,226	394,689,176	14,024,050	3.6
計	5,637,207,027	5,439,838,519	197,368,508	3.6

町税については、前年度と比べ、総額で1億9,736万8,508円、率にして3.6%の増となりました。

また、町民税法人分が増額となりました。

② 各種交付金

各種交付金の決算額及び令和5年度との比較については、次の表のとおりとなっています。

区 分	令和6年度	令和5年度	増 減	増減率
	円	円	円	%
地方譲与税	59,206,000	58,552,000	654,000	1.1
利子割交付金	5,389,000	4,277,000	1,112,000	26.0
配当割交付金	59,832,000	42,825,000	17,007,000	39.7
株式等譲渡所得割交付金	78,785,000	46,143,000	32,642,000	70.7
法人事業税交付金	60,310,000	55,287,000	5,023,000	9.1
地方消費税交付金	702,635,000	666,767,000	35,868,000	5.4
ゴルフ場利用税交付金	44,512,270	43,020,055	1,492,215	3.5
自動車取得税交付金	0	693,475	△ 693,475	皆減
環境性能割交付金	15,741,000	15,237,000	504,000	3.3
地方特例交付金	195,087,000	46,884,000	148,203,000	316.1
地方交付税	2,145,082,000	2,287,668,000	△ 142,586,000	△ 6.2
交通安全対策特別交付金	2,306,000	2,311,000	△ 5,000	△ 0.2
計	3,368,885,270	3,269,664,530	99,220,740	3.0

交付金のうち、増額となった主なものは、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、地方特例交付金などとなっています。減額となった主なものは、地方交付税などとなっています。

③ 分担金及び負担金、使用料及び手数料

分担金及び負担金、使用料及び手数料の決算額及び令和５年度との比較については、次の表のとおりとなっています。

区 分	令和６年度	令和５年度	増 減	増減率
	円	円	円	%
分担金及び負担金	2,143,658	2,174,488	△ 30,830	△ 1.4
使用料及び手数料	301,865,387	290,932,733	10,932,654	3.8

分担金及び負担金の減額の主な要因は、予防接種負担金の減によるものです。

使用料及び手数料の増額の主な要因は、学童保育室使用料等の増によるものです。

④ 国庫支出金

国庫支出金の決算額及び令和５年度との比較については、次の表のとおりとなっています。

区 分	令和６年度	令和５年度	増 減	増減率
	円	円	円	%
国 庫 負 担 金	1,956,988,052	1,694,083,585	262,904,467	15.5
国 庫 補 助 金	981,637,309	887,764,926	93,872,383	10.6
国 庫 委 託 金	20,289,904	8,222,366	12,067,538	146.8
計	2,958,915,265	2,590,070,877	368,844,388	14.2

国庫負担金の増額の主な要因は、障害者自立支援給付費負担金、施設型給付費負担金、児童手当負担金の増によるものです。

国庫補助金の増額の主な要因は、学校施設環境改善交付金の増によるものです。

国庫委託金の増額の主な要因は、衆議院議員選挙事務委託金の交付があったことによるものです。

⑤ 府支出金

府支出金の決算額及び令和５年度との比較については、次の表のとおりとなっています。

区 分	令和６年度	令和５年度	増 減	増減率
	円	円	円	%
府 負 担 金	784,804,123	684,647,455	100,156,668	14.6
府 補 助 金	242,527,510	250,919,416	△ 8,391,906	△ 3.3
府 委 託 金	59,906,079	65,988,122	△ 6,082,043	△ 9.2
計	1,087,237,712	1,001,554,993	85,682,719	8.6

府負担金の増額の主な要因は、障害者自立支援給付費負担金、施設型給付費負担金の増によるものです。

府委託金の減額の主な要因は、令和５年度に大阪府知事選挙事務委託金及び大阪府議会議員選挙事務委託金の交付があったものです。

⑥ 財産収入・寄附金

財産収入と寄附金の決算額及び令和５年度との比較については、次の表のとおりとなっています。

区 分	令和６年度	令和５年度	増 減	増減率
	円	円	円	%
財 産 収 入	8,380,319	5,599,719	2,780,600	49.7
寄 附 金	238,714,811	348,734,069	△ 110,019,258	△ 31.5

財産収入の増額の主な要因は、町有地の賃借料の増によるものです。

寄附金の減額の主な要因は、ふるさと島本応援寄附金の減によるものです。

⑦ 繰入金

繰入金の決算額及び令和５年度との比較については、次の表のとおりとなっています。

区 分	令和６年度	令和５年度	増 減	増減率
	円	円	円	%
特別会計繰入金	31,929,752	43,802,324	△ 11,872,572	△ 27.1
基 金 繰 入 金	681,745,886	134,015,236	547,730,650	408.7
計	713,675,638	177,817,560	535,858,078	301.4

特別会計繰入金については、介護保険事業特別会計からの繰入金となっています。基金繰入金は、減債基金、公共施設整備積立基金、森林保全整備基金、町営住宅管理基金及びふるさと応援基金から繰入を行いました。

⑧ 諸収入

諸収入の決算額及び令和５年度との比較については、次の表のとおりとなっています。

区 分	令和６年度	令和５年度	増 減	増減率
	円	円	円	%
諸 収 入	278,783,436	233,891,527	44,891,909	19.2

諸収入の増額の主な要因は、過年度国・府支出金の精算によるものです。

⑨ 町 債

町債の決算額及び令和５年度との比較については、次の表のとおりとなっています。

区 分		令和 6 年度	令和 5 年度	増 減	増減率
町 債		円 2,498,099,000	円 583,943,000	円 1,914,156,000	% 327.8
内 訳	総務債	1,902,000,000	190,000,000	1,712,000,000	901.1
	民生債	43,900,000	71,600,000	△ 27,700,000	△ 38.7
	衛生債	123,300,000	109,300,000	14,000,000	12.8
	土木債	51,000,000	26,300,000	24,700,000	93.9
	消防債	52,300,000	24,500,000	27,800,000	113.5
	教育債	292,300,000	68,100,000	224,200,000	329.2
	臨時財政対策債	33,299,000	94,143,000	△ 60,844,000	△ 64.6

町債の借入については、前年度と比べ、１９億１，４１５万６，０００円、率にして３２７．８％の増となりました。

(2) 歳 出

① 人件費

一般会計における人件費の状況については、次の表のとおりとなっています。

区 分		令和6年度	令和5年度	増 減	増減率
		円	円	円	%
長等	給 料	25,920,000	25,920,000	0	0.0
	職 員 手 当	12,010,717	19,357,966	△ 7,347,249	△ 38.0
	共 済 費	6,625,473	6,648,812	△ 23,339	△ 0.4
	計	44,556,190	51,926,778	△ 7,370,588	△ 14.2
議員	報 酬	53,424,000	56,462,724	△ 3,038,724	△ 5.4
	議 員 期 末 手 当	23,214,461	23,536,749	△ 322,288	△ 1.4
	共 済 費	14,484,960	15,556,800	△ 1,071,840	△ 6.9
	計	91,123,421	95,556,273	△ 4,432,852	△ 4.6
その他	給 料 ・ 報 酬	23,946,344	27,196,701	△ 3,250,357	△ 12.0
	職 員 手 当	0	0	0	—
	共 済 費	0	0	0	—
	計	23,946,344	27,196,701	△ 3,250,357	△ 12.0
一般職	報 酬	519,504,811	462,645,372	56,859,439	12.3
	給 料	878,873,441	846,892,745	31,980,696	3.8
	職 員 手 当	774,579,453	654,503,359	120,076,094	18.3
	共 済 費	376,370,307	356,592,500	19,777,807	5.5
	計	2,549,328,012	2,320,633,976	228,694,036	9.9
合計	給 料 ・ 報 酬	1,501,668,596	1,419,117,542	82,551,054	5.8
	職 員 等 手 当	809,804,631	697,398,074	112,406,557	16.1
	共 済 費	397,480,740	378,798,112	18,682,628	4.9
	計	2,708,953,967	2,495,313,728	213,640,239	8.6
期 末 勤 勉 手 当		528,719,923	438,506,716	90,213,207	20.6
退 職 手 当		38,064,890	27,743,194	10,321,696	37.2

人件費については、前年度と比較し、教育長の退職手当の支出がなかったことなどの減額要因があったものの、人事院勧告に準じた給料表の改定、期末・勤勉手当支給率の引上げ、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給開始などの増額要因があったことから、全体で2億1,364万239円、率にして8.6%の増となりました。

なお、令和6年4月1日でのラスパイレス指数は97.6、令和7年1月1日の平均昇給率は1.35%となっています。

② 議会費

議会費の決算額及び令和5年度との比較については、次の表のとおりとなっています。

項	令和6年度	令和5年度	増 減	増減率
	円	円	円	%
1 議会費	123,252,802	127,289,094	△ 4,036,292	△ 3.2

議会費の減額の主な要因は、令和6年6月に議員1名が辞職し、欠員が生じたことに伴う議員報酬及び議員期末手当の減によるものです。

③ 総務費

総務費の決算額及び令和5年度との比較については、次の表のとおりとなっています。

項	令和6年度	令和5年度	増 減	増減率
	円	円	円	%
1 総務管理費	4,274,754,140	1,954,334,052	2,320,420,088	118.7
2 徴税費	147,356,231	161,032,270	△ 13,676,039	△ 8.5
3 戸籍住民基本台帳費	125,759,832	86,084,812	39,675,020	46.1
4 選挙費	15,957,137	8,131,124	7,826,013	96.2
5 統計調査費	249,080	1,182,055	△ 932,975	△ 78.9
6 監査委員費	640,398	658,919	△ 18,521	△ 2.8
計	4,564,716,818	2,211,423,232	2,353,293,586	106.4

総務管理費の増額の主な要因は、新庁舎建設工事の令和6年度出来高払い及びふれあいセンター非常用発電機更新工事を実施したことによるものです。

徴税費の減額の主な要因は、償還金の減によるものです。

戸籍住民基本台帳費の増額の主な要因は、人件費及び電算関連委託料の増によるものです。

選挙費の増額の主な要因は、衆議院議員選挙があったことによるものです。

統計調査費の減額の主な要因は、令和5年度に住宅・土地統計調査があったことによるものです。

④ 民生費

民生費の決算額及び令和5年度との比較については、次の表のとおりとなっています。

項	令和6年度	令和5年度	増 減	増減率
	円	円	円	%
1 社会福祉費	3,322,095,615	3,054,571,559	267,524,056	8.8
2 児童福祉費	2,598,721,269	2,509,611,274	89,109,995	3.6
3 生活保護費	282,521,735	330,375,323	△ 47,853,588	△ 14.5
計	6,203,338,619	5,894,558,156	308,780,463	5.2

社会福祉費の増額の主な要因は、扶助費の増によるものです。

児童福祉費の増額の主な要因は、民間保育所等に対する施設型給付費の公定価格の増額や町立保育所給食調理業務の民間事業者への外部委託の開始、町立第二保育所内部床材等改修工事の実施等によるものです。

生活保護費の減額の主な要因は、医療扶助の減によるものです。

⑤ 衛生費

衛生費の決算額及び令和5年度との比較については、次の表のとおりとなっています。

項	令和6年度	令和5年度	増 減	増減率
	円	円	円	%
1 保健衛生費	571,634,827	579,015,644	△ 7,380,817	△ 1.3
2 環境衛生費	47,842,002	37,597,559	10,244,443	27.2
3 清掃費	594,621,350	562,436,028	32,185,322	5.7
計	1,214,098,179	1,179,049,231	35,048,948	3.0

保健衛生費の減額の主な要因は、新型コロナウイルスワクチン感染症予防接種に係る費用の減によるものです。

環境衛生費の増額の主な要因は、環境基本計画策定業務の実施によるものです。

清掃費の増額の主な要因は、清掃工場施設改修工事請負費の増によるものです。

⑥ 農林水産業費

農林水産業費の決算額及び令和5年度との比較については、次の表のとおりとなっています。

項	令和6年度	令和5年度	増 減	増減率
	円	円	円	%
1 農業費	50,502,626	81,831,782	△ 31,329,156	△ 38.3
2 林業費	10,703,543	9,306,010	1,397,533	15.0
計	61,206,169	91,137,792	△ 29,931,623	△ 32.8

農業費の減額の主な要因は、地域計画作成業務及び経営発展支援事業助成がなかったことによるものです。

林業費の増額の主な要因は、森林整備業務委託料によるものです。

⑦ 商工費

商工費の決算額及び令和5年度との比較については、次の表のとおりとなっています。

項	令和6年度	令和5年度	増 減	増減率
	円	円	円	%
1 商工費	160,183,657	403,331,947	△ 243,148,290	△ 60.3

商工費の減額の主な要因は、物価高騰対策商品券事業の実施がなかったことによるものです。

⑧ 土木費

土木費の決算額及び令和５年度との比較については、次の表のとおりとなっています。

項	令和６年度	令和５年度	増 減	増減率
	円	円	円	%
1 土木管理費	113,226,482	104,143,728	9,082,754	8.7
2 道路橋りょう費	116,498,664	70,323,289	46,175,375	65.7
3 河川費	14,926,340	9,505,045	5,421,295	57.0
4 都市計画費	572,364,597	563,503,232	8,861,365	1.6
5 住宅費	21,154,901	128,801,045	△ 107,646,144	△ 83.6
6 交通防犯対策費	40,450,685	34,022,953	6,427,732	18.9
計	878,621,669	910,299,292	△ 31,677,623	△ 3.5

土木管理費の増額の主な要因は、現場作業工事の工事請負費の増及び除草業務における草刈りの実施回数を増やしたことによるものです。

道路橋りょう費の増額の主な要因は、橋梁長寿命化補修工事を実施したことによるものです。

河川費の増額の主な要因は、土砂災害情報相互通報システムの消耗品交換等を実施したこと及び河川・水路浚渫工事の実施箇所が令和５年度に比べ土砂の堆積量が多かったことによるものです。

住宅費の減額の主な要因は、工事請負費の減によるものです。

交通防犯対策費の増額の主な要因は、防犯灯のLED化の推進及び電気代の高騰によるものです。

⑨ 消防費

消防費の決算額及び令和５年度との比較については、次の表のとおりとなっています。

項	令和６年度	令和５年度	増 減	増減率
	円	円	円	%
1 消防費	484,266,556	425,050,294	59,216,262	13.9

消防費の増額の主な要因は、広瀬機動分団詰所建替工事によるものです。

⑩ 教育費

教育費の決算額及び令和５年度との比較については、次の表のとおりとなっています。

項	令和６年度	令和５年度	増 減	増減率
	円	円	円	%
1 教育総務費	410,743,858	354,347,907	56,395,951	15.9
2 小学校費	989,175,628	559,170,275	430,005,353	76.9
3 中学校費	317,933,271	285,515,282	32,417,989	11.4
4 幼稚園費	143,700,636	140,939,275	2,761,361	2.0
5 社会教育費	235,924,235	213,426,379	22,497,856	10.5
計	2,097,477,628	1,553,399,118	544,078,510	35.0

教育総務費の増額の主な要因は、人件費の増によるものです。

小学校費の増額の主な要因は、小学校 2 校の体育館長寿命化改修工事及び小学校 4 校の L E D 化工事を実施したことによるものです。

中学校費の増額の主な要因は、中学校 2 校の L E D 化工事を実施したことによるものです。

社会教育費の増額の主な要因は、歴史文化資料館耐震診断業務及び新体育館等整備基本計画策定業務を実施したことによるものです。

⑪ 災害復旧費

災害復旧費の決算額及び令和 5 年度との比較については、次の表のとおりとなっています。

項	令和 6 年度	令和 5 年度	増 減	増減率
	円	円	円	%
1 災害復旧費	0	1,981,546	△ 1,981,546	皆減

災害復旧費の減額の主な要因は、令和 6 年度は災害対応に係る職員の配備がなかったことによるものです。

⑫ 公債費

公債費の決算額及び令和 5 年度との比較については、次の表のとおりとなっています。

区 分	令和 6 年度	令和 5 年度	増 減	増減率
	円	円	円	%
1 元金	1,133,141,625	1,120,963,610	12,178,015	1.1
2 利子	33,741,630	35,433,624	△ 1,691,994	△ 4.8
計	1,166,883,255	1,156,397,234	10,486,021	0.9

元金の増額の主な要因は、令和 2 年度に借り入れた第三小学校整備事業債の元金償還が開始されたことによるものです。

利子の減額の主な要因は、元利均等償還により借り入れている町債の償還が進んだことによるものです。

(3) 繰越計算書

本年度で業務が完了しなかったため、令和7年度に繰越をした事業は、次の表のとおりとなっています。

繰越明許費

款	項	事業名	金額	翌年繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定 財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	府支出金	地方債	
総務費	総務管理費	公有財産測量等業務委託	円 1,972,000	円 1,972,000	円 0	円 0	円 0	円 0	円 1,972,000
総務費	総務管理費	防災用備品購入	4,809,000	4,809,000	0	2,400,000	0	0	2,409,000
総務費	総務管理費	指定金融機関派出所移転業務委託	1,405,000	1,405,000	0	0	0	0	1,405,000
民生費	社会福祉費	障害者福祉システム改修業務委託	7,392,000	0	0	0	0	0	0
民生費	社会福祉費	物価高騰対策支援事業	130,440,000	130,440,000	0	130,440,000	0	0	0
衛生費	保健衛生費	出産・子育て支援給付金事業	9,480,000	2,480,000	0	1,946,000	266,000	0	268,000

３．土地取得事業特別会計

本年度において、土地の先行取得がなかったことから、土地開発基金の債券運用による利息１４４万８，３４８円を積立てています。令和４年度から開発基金の債券運用を開始し、令和６年度末基金の現金残高は、６，６２０万９，６４１円となっています。

４．国民健康保険事業特別会計

国民健康保険事業特別会計は、都道府県が財政運営の責任主体となっており、各市町村は国民健康保険事業に必要な財源を国民健康保険事業費納付金として納付し都道府県は、保険給付費に係る費用を全額措置しております。

（１）歳入

歳入の決算額及び令和５年度との比較については、次の表のとおりとなっています。

区 分	令和６年度	令和５年度	増 減	増減率
	円	円	円	%
１ 国民健康保険料	644,246,922	630,452,946	13,793,976	2.2
２ 使用料及び手数料	6,600	9,600	△ 3,000	△ 31.3
３ 国庫支出金	9,794,000	45,000	9,749,000	21664.4
４ 府支出金	2,209,624,938	2,227,825,419	△ 18,200,481	△ 0.8
５ 繰入金	266,771,022	325,342,325	△ 58,571,303	△ 18.0
６ 繰越金ほか	26,004,380	23,485,276	2,519,104	10.7
計	3,156,447,862	3,207,160,566	△ 50,712,704	△ 1.6

現年度の一人当たり年間保険料調定額は、１３６，４６６円です。

（２）歳出

歳出の決算額及び令和５年度との比較については、次の表のとおりとなっています。

区 分	令和６年度	令和５年度	増 減	増減率
	円	円	円	%
１ 総務費	61,193,656	50,818,273	10,375,383	20.4
２ 保険給付費	2,156,357,028	2,177,668,505	△ 21,311,477	△ 1.0
３ 国民健康保険事業費納付金	805,192,638	899,589,127	△ 94,396,489	△ 10.5
４ 共同事業拠出金	0	78	△ 78	皆減
５ 保健事業費	31,607,249	30,252,959	1,354,290	4.5
６ 基金積立金	35,184,265	20,627,410	14,556,855	70.6
７ 諸支出金	3,737,356	4,050,349	△ 312,993	△ 7.7
計	3,093,272,192	3,183,006,701	△ 89,734,509	△ 2.8

一人当たりの療養給付費保険者負担分は、３８１，７６５円です。

5. 後期高齢者医療特別会計

本年度については、前年度と比べ、保険料収入額が6, 839万1, 974円、率にして13.9%の増となっています。

(1) 歳 入

歳入の決算額及び令和5年度との比較については、次の表のとおりとなっています。

区 分	令和6年度	令和5年度	増 減	増減率
	円	円	円	%
1 後期高齢者医療保険料	561,545,165	493,153,191	68,391,974	13.9
2 使用料及び手数料	400	900	△ 500	△ 55.6
3 繰入金	112,880,866	103,042,642	9,838,224	9.5
4 諸収入	28,000	7,941,834	△ 7,913,834	△ 99.6
5 繰越金	32,924,196	31,412,585	1,511,611	4.8
計	707,378,627	635,551,152	71,827,475	11.3

繰入金の内訳については、事務費が1, 547万6, 392円、基盤安定繰入金が9, 740万4, 474円となっています。

(2) 歳 出

歳出の決算額及び令和5年度との比較については、次の表のとおりとなっています。

区 分	令和6年度	令和5年度	増 減	増減率
	円	円	円	%
1 総務費	15,476,592	14,473,168	1,003,424	6.9
2 後期高齢者医療広域 連合納付金	579,921,782	580,501,605	△ 579,823	△ 0.1
3 諸支出金	330,424	445,593	△ 115,169	△ 25.8
4 保健事業費	0	7,206,590	△ 7,206,590	皆減
計	595,728,798	602,626,956	△ 6,898,158	△ 1.1

後期高齢者医療広域連合納付金の内訳については、保険料が4億8, 251万7, 308円、基盤安定負担金が9, 740万4, 474円となっています。

6. 介護保険事業特別会計

介護保険事業特別会計については、令和6年度から令和8年度までの3か年を中期財政運営期間とし、介護保険給付準備基金での財政調整の下健全な運営を図っており、本年度については黒字決算となっています。

(1) 歳 入

歳入の決算額及び令和5年度との比較については、次の表のとおりとなっています。

区 分	令和6年度	令和5年度	増 減	増減率
	円	円	円	%
1 介護保険料	697,315,828	627,311,960	70,003,868	11.2
2 国庫支出金	648,216,106	597,420,821	50,795,285	8.5
3 支払基金交付金	790,354,239	714,169,736	76,184,503	10.7
4 府支出金	420,206,734	381,508,565	38,698,169	10.1
5 繰入金	590,363,000	541,693,000	48,670,000	9.0
6 繰越金ほか	108,928,731	190,659,170	△ 81,730,439	△ 42.9
計	3,255,384,638	3,052,763,252	202,621,386	6.6

保険料収入については、第1号被保険者一人当たり年間77,342円です。

(2) 歳 出

歳出の決算額及び令和5年度との比較については、次の表のとおりとなっています。

区 分	令和6年度	令和5年度	増 減	増減率
	円	円	円	%
1 総務費	62,812,688	62,941,590	△ 128,902	△ 0.2
2 保険給付費	2,861,021,596	2,670,928,466	190,093,130	7.1
（うち基金積立金）	69,411,464	113,762,208	△ 44,350,744	△ 39.0
3 地域支援事業費	132,337,303	131,954,733	382,570	0.3
4 諸支出金	39,116,279	78,498,605	△ 39,382,326	△ 50.2
計	3,095,287,866	2,944,323,394	150,964,472	5.1

サービス受給額については、年間一人当たり177万9,242円です。

7. 大沢地区特設水道施設事業特別会計

(1) 歳 入

歳入の決算額及び令和5年度との比較については、次の表のとおりとなっています。

区 分	令和6年度	令和5年度	増 減	増減率
	円	円	円	%
1 水道使用料	119,540	124,680	△ 5,140	△ 4.1
2 一般会計繰入金	2,069,380	2,974,718	△ 905,338	△ 30.4
3 繰越金	0	0	0	—
計	2,188,920	3,099,398	△ 910,478	△ 29.4

本事業の収入は水道使用料のみで、適切な施設の維持を図るためには一般会計からの繰入れが必要不可欠であり、一般会計繰入金は206万9,380円となっています。

(2) 歳 出

歳出の決算額及び令和5年度との比較については、次の表のとおりとなっています。

区 分	令和6年度	令和5年度	増 減	増減率
	円	円	円	%
1 運営費	2,188,920	3,099,398	△ 910,478	△ 29.4
2 諸支出金	0	0	0	—
計	2,188,920	3,099,398	△ 910,478	△ 29.4

運営費については、通常の水質検査等業務のほか、水道施設の補修等を行いました。

8. 財産区特別会計

歳入の主なものは、5財産区とも前年度の繰越金収入となっています。

歳出については、山崎財産区、広瀬財産区及び大沢財産区は支出がありませんでした。

桜井財産区は、公会堂の火災・損害保険料及び公共下水道事業受益者負担金を、東大寺財産区は火災・損害保険料を支出しました。また、桜井財産区は自治会へ運営補助金を支出しています。

9. 財産・その他

本町の財産等の状況については、令和6年度島本町財産に関する調書No.3に記載のとおりとなっています。下記は、その概要となっています。

(1) 土地及び建物

年 度 区 分		土 地	建 物		計
			木 造	非 木 造	
令和5年度末現在高		m ² 366,207.18	m ² 1,161.86	m ² 84,412.77	m ² 85,574.63
令和6 年度中	増	5,285.45	0	840.87	840.87
	減	△ 4,987.64	0	△ 1,275.08	△ 1,275.08
	差引き増減	297.81	0	△ 434.21	△ 434.21
令和6年度末現在高		366,504.99	1,161.86	83,978.56	85,140.42

(2) 町 債

年 度 区 分		普 通 債	そ の 他	計
令和5年度末現在高		円 6,367,160,280	円 5,289,819,087	円 11,656,979,367
令和6 年度中	借 入 額	2,464,800,000	33,299,000	2,498,099,000
	償 還 額	605,056,137	528,085,488	1,133,141,625
	差引き増減	1,859,743,863	△ 494,786,488	1,364,957,375
令和6年度末現在高		8,226,904,143	4,795,032,599	13,021,936,742

(3) 基金積立金

年 度 区 分		全 基 金	備 考
令和5年度末現在		円 7,361,089,410	
令和6 年度中	積 立 額 ※利子積立除く	780,017,446	財政調整、公共施設整備積立、国民健康保険事業財政調整、介護保険給付準備、ふるさと応援、まち・ひと・しごと創生基金、減債の各基金
	利 子 積 立	3,779,669	地域福祉基金の利息を除き、各基金に積立
	増 の 部 計	783,797,115	
	取 崩 額	820,657,377	減債、森林保全整備、公共施設整備積立、国民健康保険事業財政調整、介護保険給付準備、ふるさと応援の各基金
	償 還 損 差 益	-	
	減 の 部 計	820,657,377	
	差引き増減	△ 36,860,262	
令和6年度末現在		7,324,229,148	

(4) その他

構築物、山林、出資金、車両・無線、預り金、公共用地借上げに関する調書及び財産区財産につきましては、令和6年度島本町財産に関する調書No.3の目次のとおりとなっています。

以上簡単ではありますが、令和6年度一般会計ほか各特別会計及び財産区特別会計の決算と財産の概要説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき、御認定賜りますようお願い申し上げます。

令和 6 年度島本町一般会計歳入歳出決算説明

それでは、引き続きまして、第 1 号認定「令和 6 年度島本町一般会計歳入歳出決算」について、御説明申し上げます。

本年度の一般会計の決算状況につきましては、令和 6 年度決算書（No. 1）438 ページ「実質収支に関する調書」のとおり、歳入総額 171 億 7,296 万 4 千円に対し、歳出総額は 169 億 5,404 万 5 千円で、歳入歳出差引額（形式収支）は 2 億 1,891 万 9 千円の黒字決算となりました。

また、歳入歳出差引額から、翌年度へ繰り越すべき財源 605 万 4 千円を差し引いた実質収支額は 2 億 1,286 万 5 千円で、前年度に引き続き黒字決算となりました。

本年度決算においては、地方交付税が減額となった一方、自主財源の多くを占める町税が増額となりました。今後においても、社会保障関係経費の増加に加え、老朽化した公共施設の改修や建替えなど、多額の財源が必要であることから、引き続き、自主財源の確保をはじめ、行財政改革に取り組むことにより、財政の健全化に努める必要があります。

それでは、25 ページ以降の「令和 6 年度一般会計歳入歳出決算事項別明細書」に沿って説明します。

「歳入」の主な内容についてです。

1. 「町税」

町税の収入額は、56 億 3,720 万 7 千円（前年度 54 億 3,983 万 9 千円）で、前年度に比べ、1 億 9,736 万 8 千円、率にして 3.6% の増となりました。

① 町民税は、29 億 4,345 万 9 千円（前年度 28 億 7,180 万 1 千円）で、前年度に比べ、7,165 万 8 千円、率にして 2.5% の増となりました。

町民税個人分については、前年度に比べ、4,945 万 7 千円、率にして 2.6% の減となりました。

町民税法人分については、一部法人の課税標準額の増などにより前年度に比べ、1億2,111万6千円、率にして12.9%の増となりました。

- ② 固定資産税は、21億2,470万9千円（前年度20億1,502万5千円）で、前年度に比べ、1億968万4千円、率にして5.4%の増となりました。

2. 「地方譲与税」

地方譲与税は、5,920万6千円（前年度5,855万2千円）で、前年度に比べ、65万4千円、率にして1.1%の増となりました。

3. 「利子割交付金」

利子割交付金は、538万9千円（前年度427万7千円）で、前年度に比べ、111万2千円、率にして26.0%の増となりました。

4. 「配当割交付金」

配当割交付金は、5,983万2千円（前年度4,282万5千円）で、前年度に比べ、1,700万7千円、率にして39.7%の増となりました。

5. 「株式等譲渡所得割交付金」

株式等譲渡所得割交付金は、7,878万5千円（前年度4,614万3千円）で、前年度に比べ、3,264万2千円、率にして70.7%の増となりました。

6. 「法人事業税交付金」

法人事業税交付金は、6,031万円（前年度5,528万7千円）で、前年度に比べ、502万3千円、率にして9.1%の増となりました。

7. 「地方消費税交付金」

地方消費税交付金は、7億263万5千円（前年度6億6,676万7千円）で、前年度に比べ、3,586万8千円、率にして5.4%の増となりました。

8. 「ゴルフ場利用税交付金」

ゴルフ場利用税交付金は、4,451万2千円（前年度4,302万円）で、前年度に比べ、149万2千円、率にして3.5%の増となりました。

9. 「環境性能割交付金」

環境性能割交付金は、1,574万1千円（前年度1,523万7千円）で、前年度に比べ、50万4千円、率にして3.3%の増となりました。

10. 「地方特例交付金」

地方特例交付金は、1億9,508万7千円（前年度4,688万4千円）で、前年度に比べ、1億4,820万3千円、率にして316.1%の増となりました。

11. 「地方交付税」

地方交付税は、21億4,508万2千円（前年度22億8,766万8千円）で、前年度に比べ、1億4,258万6千円、率にして6.2%の減となりました。

普通交付税は、基準財政需要額と基準財政収入額の差（財源不足額）を基準として交付されます。

本年度の普通交付税は、20億322万9千円（前年度21億5,564万円）で、前年度に比べ、1億5,241万1千円、率にして7.1%の減となりました。

この主な要因は、令和5年度の住民税法人税割額が増加したことから国が見込む住民税法人税割額が増加し、基準財政収入額が増加したことによるものです。

12. 「交通安全対策特別交付金」

交通安全対策特別交付金は、230万6千円（前年度231万1千円）で、前年度に比べ、5千円、率にして0.2%の減となりました。

13. 「分担金及び負担金」

分担金及び負担金は、214万4千円（前年度217万4千円）で、前年度に比べ、3万円、率にして1.4%の減となりました。

14. 「使用料及び手数料」

使用料及び手数料は、3億186万5千円（前年度2億9,093万3千円）で、前年度に比べ、1,093万2千円、率にして3.8%の増となりました。

15. 「国庫支出金」

国庫支出金は、29億5,891万5千円（前年度25億9,007万1千円）で、前年度に比べ、3億6,884万4千円、率にして14.2%の増となりました。

- ① 国庫負担金については、19億5,698万8千円（前年度16億9,408万4千円）で、前年度に比べ、2億6,290万4千円、率にして15.5%の増となりました。

この主な要因は、障害者自立支援給付費負担金、施設型給付費負担金及び児童手当負担金の増等によるものです。

- ② 国庫補助金は、9億8,163万7千円（前年度8億8,776万5千円）で、前年度に比べ、9,387万2千円、率にして10.6%の増となりました。

・ 総務費国庫補助金のうち、社会保障・税番号制度補助金387万6千円については、中間サーバー・プラットフォームの次期システム更改の財源でございます。デジタル基盤改革支援補助金8,849万5千円については、基幹系システムの標準化に向けた対応業務の財源となっています。前年度から繰越しとなった社会保障・税番号制度補助金1,554万8千円については、戸籍の氏名の振り仮名の記載事項化に係る戸籍システム及び住民基本台帳システムの改修の財源となっています。地方創生臨時交付金4億3,766万円は、物価高騰等に直面する生活支援として定額減税で引ききれない人への調整給付事業及び低所得者世帯等への給付事業、小中

学校給食食材高騰支援事業等の財源となっています。デジタル田園都市国家構想交付金3,474万9千円のうち3,082万6千円については、住民票の写し、印鑑証明、戸籍証明書のコンビニ交付サービスや、住民課と税務課の窓口におけるセミセルフレジ、キャッシュレス決済の導入、また統合型・公開型GIS導入に係る事業の財源となっており、残りの392万3千円については、まちの魅力の創造・発信に係るタウンプロモーション事業等の財源となっています。また、個人番号通知書・個人番号カード関連事務交付金1,342万3千円については、個人番号通知書・個人番号カード関連事務の財源となっています。

- ・ 衛生費国庫補助金のうち、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業交付金1,308万9千円は、特例臨時接種から定期接種に移行した新型コロナウイルスワクチン接種の自己負担額を軽減するための費用の財源となっています。
- ・ 土木費国庫補助金のうち、防災・安全交付金2,037万9千円については、町道水無瀬青葉1号幹線道路改良工事、通学路等交通安全プログラム対策工事、島本町公園施設長寿命化更新工事、民間木造戸建住宅耐震診断業務、民間住宅・建築物耐震診断補助、民間住宅耐震改修等補助及びブロック塀等撤去補助等の財源となっています。公営住宅等ストック総合改善事業補助金136万6千円については、町営住宅長寿命化計画改定業務の財源となっています。道路更新防災等対策事業費補助金3,520万円については、橋梁長寿命化補修工事の財源となっています。

- ③ 国庫委託金は、2,029万円（前年度822万2千円）で、前年度に比べ、1,206万8千円、率にして146.8%の増となりました。

この主な要因は、衆議院議員選挙事務委託金の交付があったことによるものです。

16. 「府支出金」

府支出金は、10億8,723万8千円（前年度10億155万5千円）で、前年度に比べ、8,568万3千円、率にして8.6%の増となりました。

- ① 府負担金は、7億8,480万4千円（前年度6億8,464万7千円）

で、前年度に比べ、1億15万7千円、率にして14.6%の増となりました。

この主な要因は、障害者自立支援給付費負担金の増によるものです。

② 府補助金は、2億4,252万8千円（前年度2億5,091万9千円）で、前年度に比べ、839万1千円、率にして3.3%の減となりました。

③ 府委託金は、5,990万6千円（前年度6,598万8千円）で、前年度に比べ、608万2千円、率にして9.2%の減となりました。

この主な要因は、前年度に大阪府知事選挙事務委託金及び大阪府議会議員選挙事務委託金の交付があったことによるものです。

17.「財産収入」

財産収入は、838万円（前年度560万円）で、前年度に比べ、278万円、率にして49.6%の増となりました。

この主な要因は、町有地の賃借料の増によるものです。

18.「寄附金」

寄附金は、2億3,871万5千円（前年度3億4,873万4千円）で、前年度に比べ、1億1,001万9千円、率にして31.5%の減となりました。

この主な要因は、ふるさと島本応援寄附金等の減によるものです。

19.「繰入金」

繰入金は、7億1,367万6千円（前年度1億7,781万8千円）で、前年度に比べ、5億3,585万8千円、率にして301.4%の増となりました。

本年度の繰入金の内容は、次のとおりです。

（第1項 特別会計繰入金）

介護保険事業特別会計繰入金3,193万円については、前年度給付費等の精算金です。

（第2項 基金繰入金）

- ① 公共施設整備積立基金繰入金については、新庁舎建設事業にかかる財源として繰り入れたものです。
- ② 減債基金繰入金については、前年度の普通交付税において臨時財政対策債償還基金費として算定された額の2分の1を繰り入れたものです。
- ② 町営住宅管理基金繰入金23万3千円については、緑地公園住宅の共用部及び共同施設の維持管理運営費にかかる財源として繰り入れたものです。
- ② ふるさと応援基金繰入金1億1,400万円については、にぎわいづくり・産業振興に係る財源として500万円、自然環境の保全・活用に係る財源として400万円、子ども医療費に係る財源として5,084万8千円、教育・文化・芸術に係る財源として2,300万円、消防・防災・防犯に係る財源として600万円、庁舎整備に係る財源として2,515万3千円を繰り入れたものです。

20. 「諸収入」

諸収入は、2億7,878万3千円（前年度2億3,389万2千円）で、前年度に比べ、4,489万1千円、率にして19.2%の増となりました。

これは主に、過年度国庫支出金の精算によるものです。

21. 「町債」

町債は、24億9,809万9千円（前年度5億8,394万3千円）で、前年度に比べ、19億1,415万6千円、率にして327.8%の増となりました。

本年度の町債発行の内訳は、次のとおりです。

- ① 総務債の庁舎整備事業債は、新庁舎建設工事の財源として発行しました。人権文化センター整備事業債は屋上防水等事業及び無線環境構築事業の財源として発行しました。ふれあいセンター整備事業債は、照明器具等LED更新工事及び非常用発電機更新工事の財源として発行しました。
- ② 民生債の児童福祉施設整備事業債は、第二保育所床材等改修工事及びLED化実施設計業務の財源として発行しました。
- ③ 衛生債の清掃施設整備事業債は、清掃工場施設整備事業等の財源として発

行しました。

- ④ 土木債の都市計画事業債は、公園施設長寿命化計画更新工事の財源として発行しました。道路・橋りょう事業債は、橋梁長寿命化補修工事、町道水無瀬青葉1号幹線道路改良工事及び通学路等交通安全プログラム対策工事の財源として発行しました。また、河川・水路事業債は、柳川2号沈砂池外浚渫工事の財源として発行しました。
- ⑤ 消防債の消防施設整備事業債は、消防庁舎LED化工事及び前年度から繰越しとなっていた消防団詰所建替工事の財源として発行しました。
- ⑥ 教育債の学校教育施設等整備事業債は、第一小学校屋内運動場長寿命化改修工事、第二小学校北館校舎長寿命化改修設計業務、第二小学校屋内運動場長寿命化改修工事、町立小中学校放送設備設計業務、町立小中学校LED化工事、町立中学校受変電設備改修設計業務及び第一幼稚園LED化工事実施設計業務の財源として発行しました。
- ⑦ 臨時財政対策債は、前年度に引き続き発行しました。

なお、臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額が、後年度に普通交付税の基準財政需要額に算入されます。

次に、「歳出」の主な内容について説明します。

1. 「議会費」

議会費は、1億2,325万3千円（前年度1億2,728万9千円）で、前年度に比べ、403万6千円、率にして3.2%の減となりました。

この主な要因は、令和6年6月に議員1名が辞職し、欠員が生じたことに伴い議員報酬及び議員期末手当が減となったことによるものです。

2. 「総務費」

総務費は、45億6,471万7千円（前年度22億1,142万3千円）で、前年度に比べ、23億5,329万4千円、率にして106.4%の増となりました。

主な内容として、

① 総務管理費

- ・ 財産管理費では、新庁舎建設工事に本年度出来高として２２億８６４１万４千円を支出しました。また、非化石証書購入代として、２４万８千円を支出しました。
- ・ 電算処理費では、基幹系システムの標準化に向けた対応業務として８，６３８万３千円、統合型・公開型ＧＩＳ関連業務として３，８２１万７千円を支出しました。
- ・ 財政調整基金等積立金では、６億５，２６０万１千円を支出しました。その主な内訳としては、各基金からの収益金収入として２０１万８千円を各基金に積み立てるとともに、前年度決算剰余金分として２，９４２万８千円、子育て支援協力金分として１０６万円を財政調整基金に、今後の公共施設等の整備に備えるため３億４，１２０万９千円を公共施設整備積立基金に、ふるさと島本応援寄付金分２億２，８０９万円をふるさと応援基金に、企業版ふるさと納税の一部を令和７年度の事業に充てるため１３０万１千まち・ひと・しごと創生基金に、令和７年度及び８年度の臨時財政対策債の償還のため４，９４９万４千円を減債基金に積み立てました。
- ・ ふれあいセンター管理費では、指定管理料として１億２，８４７万５千円を支出しました。また、照明器具等ＬＥＤ更新工事で３，６５６万３千円、非常用発電機更新工事で９，７６４万７千円を支出しました。

② 徴税費では、セミセルフレジ用機器とキャッシュレス決済端末の設置・運用費用として２８８万５千円を支出しました。

③ 戸籍住民基本台帳費では、前年度から繰越しとなった住民基本台帳システム改修業務に８８２万８千円、同じく前年度から繰越しとなった戸籍システム改修業務に６７２万１千円を支出しました。また、コンビニ交付システム構築業務に１，８１７万２千円、セミセルフレジ用機器とキャッシュレス決済端末の設置・運用費用として２９４万１千円を支出しました。

④ 選挙費では、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査で１，２４２万８千円を支出しました。

３．「民生費」

民生費は、６２億３３３万９千円（前年度５８億９，４５５万８千円）で、前年度に比べ、３億８７８万１千円、率にして５．２％の増となりました。

各費目別では、社会福祉費で３３億２，２０９万６千円（前年度３０億５，４５７万２千円）、児童福祉費で２５億９，８７２万１千円（前年度２５億９６１万１千円）、生活保護費で２億８，２５２万２千円（前年度３億３，０３７万５千円）を支出しました。

その主な内容は、次のとおりです。

① 社会福祉費

- ・ 社会福祉総務費では、経済的に困窮している方への相談支援や就労支援などを行う生活困窮者自立支援事業に１，７６６万８千円を支出しました。
- ・ 障害者福祉費では、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスなど、障害者福祉事業に１１億６，４００万円を支出しました。
- ・ 高齢者福祉費では、緊急通報装置やタクシー移送サービスなどの高齢者在宅福祉事業に１，２０９万６千円、福祉ふれあいバスの運行関連費用に７１１万１千円を支出しました。
- ・ 国民健康保険費では、国民健康保険事業特別会計への繰出金に２億６，３４６万円を支出しました。
- ・ 後期高齢者医療費では、大阪府後期高齢者医療広域連合への負担金などに４億１，５１１万３千円、後期高齢者医療特別会計への繰出金に１億１，２８８万１千円を支出しました。
- ・ 介護保険費では、介護保険事業特別会計への繰出金に４億７，９６８万２千円を支出しました。
- ・ 福祉医療助成費では、ひとり親家庭、子ども及び未熟児を対象とした医療費助成事業に２億５，４９３万８千円を支出しました。
- ・ 物価高騰対策支援事業費では、国の住民税非課税世帯等に対する物価高騰対策支援事業に係る給付に３億７，７７０万円を支出しました。

② 児童福祉費

- ・ 児童措置費では、私立保育園施設型給付費に５億２，３７４万５千円、認定こども園施設型給付費に４億１，０６９万円、小規模保育事業地域型保育給付に１億３，２１３万５千円を支出しました。

- ・ ひとり親家庭福祉費では、ひとり親家庭への相談支援や就労支援、児童扶養手当の支給などに１億１６３万２千円を支出しました。
 - ・ 児童手当費では、児童手当の支給などに６億１４７万３千円を支出しました。
- ③ 生活保護費
- ・ 生活保護受給者への生活扶助、医療扶助、住宅扶助などの扶助費として、２億３，１１０万４千円を支出しました。

４．「衛生費」

衛生費は、１２億１，４０９万８千円（前年度１１億７，９０４万９千円）で、前年度に比べ、３，５０４万９千円、率にして３．０％の増となりました。

- ① 保健衛生費では、保健ヘルス事業費としてがん検診等の健診業務などに６，６０５万７千円、子育て支援事業費として子育て世代包括支援センターの運営などに１億５５１万１千円を支出するとともに、予防費として定期予防接種の実施などに２億５，１６５万７千円を支出しました。
- ② 環境衛生費では、環境基本計画策定業務などに、４，７８４万２千円を支出しました。
- ③ 清掃費では、清掃工場施設の改修工事などに、５億９，４６２万１千円を支出しました。

５．「農林水産業費」

農林水産業費は６，１２０万６千円（前年度９，１１３万８千円）で、前年度に比べ、２，９９３万２千円、率にして３２．８％の減となりました。

この主な要因は、前年度実施した地域計画作成業務及び経営発展支援事業助成が終了したことによるものです。

６．「商工費」

商工費は、１億６，０１８万４千円（前年度４億３３３万２千円）で、前年度に比べ、２億４，３１４万８千円、率にして６０．３％の減となりました。

この主な要因は、前年度に物価高騰対策商品券事業を実施したことによるもの

です。

7. 「土木費」

土木費は、8億7,862万2千円（前年度9億1,029万9千円）で、前年度に比べ、3,167万7千円、率にして3.5%の減となりました。

主な支出は、次のとおりです。

橋梁長寿命化補修工事に6,994万6千円、町道水無瀬青葉1号幹線道路改良工事に2,505万6千円、立地適正化計画策定業務に216万7千円、建築物等の高さ制限に関する検討業務273万9千円、都市計画変更等業務に435万6千円、公園施設長寿命化計画更新工事に3,326万4千円を支出しました。

8. 「消防費」

消防費は、4億8,426万7千円（前年度4億2,505万円）で、前年度に比べ、5,921万7千円、率にして13.9%の増となりました。

この主な要因は、広瀬機動分団詰所建替工事を実施したことによるものです。

9. 「教育費」

教育費は、20億9,747万8千円（前年度15億5,339万9千円）で、前年度に比べ、5億4,407万9千円、率にして35.0%の増となりました。主な支出は、次のとおりです。

- ① 教育総務費では、英語指導助手業務に1,879万2千円を支出しました。
- ② 小学校費では、第一小学校屋内運動場長寿命化改修工事に2億631万6千円、第二小学校屋内運動場長寿命化改修工事に1億7,968万8千円、小学校のLED化工事に7,833万2千円、消防設備改修工事に1,593万円を支出しました。
- ③ 中学校費では、中学校のLED化工事に5,361万1千円、消防設備改修工事に937万円を支出しました。
- ④ 幼稚園費では、幼児教育・保育の無償化に伴う施設等利用給付費に8,331万4千円を支出しました。

- ⑤ 社会教育費では、歴史文化資料館耐震診断業務に704万円、新体育館等整備基本計画策定業務に816万2千円を支出しました。

10. 「災害復旧費」

災害復旧費は、0円（前年度198万2千円）で、前年度から皆減となりました。

11. 「公債費」

公債費は、11億6,688万3千円（前年度11億5,639万7千円）で、前年度に比べ、1,048万6千円、率にして0.9%の増となりました。

元金は、11億3,314万2千円で、前年度に比べ、1,217万8千円、率にして1.1%の増となりました。

この主な要因は、令和2年度に借り入れた第三小学校整備事業債の元金償還が開始したことなどによるものです。

次に、利子は、3,374万2千円で、前年度に比べ、169万2千円、率にして4.8%の減となりました。

この主な要因は、元利均等償還及び元金均等償還の利子分が減少していることなどによるものです。

次に、普通会計決算に関して説明します。令和6年度事務事業成果報告書の39ページ「2-16 財政」を御覧ください。

普通会計とは、国が全国の決算の比較を行う統計処理のために一定のルールに基づき算定する想定会計で、本町の場合は、一般会計に土地取得事業特別会計及び大沢地区特設水道施設事業特別会計を加え、会計間相互の資金移動などを除いたものです。

財政分析の基になる普通会計ベースの決算では、41ページ「2 普通会計決算に関する事項」の「(1) 財政分析指標」にありますように、令和6年度の普通会計決算の歳入歳出差引額は2億1,891万9千円で、翌年度へ繰り越すべき財源605万4千円を差し引いた実質収支は、2億1,286万5千円の黒字となりました。

また、単年度収支に財政調整基金の積立て・取崩しなどを差し引きした実質単年度収支については、１億５，４０１万円の黒字となりました。

実質単年度収支の黒字の主な要因は、町税の増加などにより当該年度において財政調整基金からの取崩しを行わなかったことによるものです。

財政指標のうち財政構造の弾力性を示す「経常収支比率」は９３．７％と、前年度の９４．５％から０．８ポイント改善しました。

経常収支比率は、経常的経費に充当された一般財源の経常一般財源収入額に対する割合であり、具体的には、都市計画税を除く町税収入、地方譲与税、普通交付税などの収入を分母とし、人件費、扶助費及び公債費のように、縮減することが難しい支出を分子とした値です。

経常収支比率が前年度より上昇した要因については、次のとおりです。

分母である経常一般財源収入（臨時財政対策債を含む。）では、地方交付税が１億５，２４１万１千円の減少となったものの、町税が１億８，３３４万４千円の増加、地方特例交付金が１億４，８２０万３千円の増加となったことなどから、総額が８５億３，１９３万３千円で、前年度に比べ、２億１，６７６万７千円の増額となりました。

次に、分子である経常経費充当一般財源では、人件費及び物件費が増加したことなどにより、総額が７９億９，３４０万５千円で、前年度に比べ、１億３，７６０万９千円の増額となりました。

以上により、分母である経常一般財源収入の増加が、分子である経常経費充当一般財源の増加を上回ったため、経常収支比率が改善したものです。

今後においても、社会保障関係経費の増加に加え、老朽化した公共施設への対応など、多額の財源を必要とすることから、引き続き、自主財源の確保をはじめ、行財政改革に取り組むことにより、財政の健全化に努める必要があります。

次に、４４ページ「（４）歳出（性質別）の推移」のうち、義務的経費などについて説明します。

１．「人件費」

人件費は、２６億３，２９５万円（前年度２４億７，４５８万９千円）で、

前年度に比べ、1億5,836万1千円、率にして6.4%の増となりました。

この主な要因は、人事院勧告により職員給が増加したことや会計年度任用職員への期末手当の支給などによるものです。

2.「扶助費」

扶助費は、41億5,496万4千円（前年度37億4,023万3千円）で、前年度に比べ、4億1,473万1千円、率にして11.1%の増となりました。

この主な要因は、認定こども園施設型給付費、障害者福祉事業や児童手当に係る扶助費が増加したことなどによるものです。

主な支出については、次のとおりです。

- ① 社会福祉関係は、15億8,381万5千円（前年度13億3,534万1千円）で、前年度に比べ、2億4,847万4千円、率にして18.6%の増となりました。

主に障害者福祉事業及び物価高騰対策支援金事業の増によるものです。

- ② 老人福祉関係は、560万1千円（前年度541万5千円）で、前年度に比べ、18万6千円、率にして3.4%の増となりました。

主に補聴器購入助成の実施によるものです。

- ③ 児童福祉関係は、21億6,771万円（前年度19億8,499万円）で、前年度に比べ、1億8,272万円、率にして9.2%の増となりました。これは主に、児童手当及び認定こども園施設型給付費の増によるものです。

また、主な内訳は、次のとおりです。

- ・ 民間保育園への給付費、運営補助等 13億3,186万円（前年度11億6,443万5千円）
- ・ 児童手当 5億8,583万円（前年度4億9,997万5千円）
- ・ 児童扶養手当 8,404万2千円（前年度7,580万9千円）

- ④ 生活保護関係は、2億3,110万4千円（前年度2億6,837万7千円）で、前年度に比べ、3,727万3千円、率にして13.9%の減となりました。

その主な内訳は、次のとおりです。

- ・ 生活扶助 6, 705万1千円（前年度6, 296万4千円）
 - ・ 医療扶助 1億1, 411万4千円（前年度1億5, 754万7千円）
 - ・ 住宅扶助 4, 103万2千円（前年度3, 985万9千円）
- ⑤ 教育関係は、1億6, 278万9千円（前年度1億4, 211万5千円）で、前年度に比べ、2, 067万4千円、率にして14.5%の増となりました。

主に認定こども園施設型給付費が増となったことによるものです。

3. 「公債費」

公債費は、歳出説明の「公債費」のとおりです。

4. 「繰出金」

繰出金は、12億7, 152万7千円（前年度12億2, 802万2千円）で、前年度に比べ、4, 350万5千円、率にして3.5%の増となりました。

繰出しの内訳は、次のとおりです。

- ・ 国民健康保険事業特別会計へ2億6, 346万円
（前年度2億6, 583万3千円）
- ・ 後期高齢者医療特別会計及び大阪府後期高齢者医療広域連合へ
5億2, 693万7千円（前年度4億9, 443万8千円）
- ・ 介護保険事業特別会計へ4億7, 968万2千円
（前年度4億6, 630万3千円）
- ・ 土地開発基金へ144万8千円（前年度144万8千円）

5. 「積立金」

本年度の積立金は、6億5, 283万4千円（前年度6億8, 199万9千円）で、前年度に比べ、2, 916万5千円、率にして4.3%の減となりました。

積立基金の状況については、45ページ「(5) 積立基金の状況」を御覧ください。

積立基金の令和6年度末現在高は61億9,522万3千円で、前年度より2,891万2千円の減となりました。

続いて、町債の状況について、47ページ「(7) 町債（事業別）の状況」を御覧ください。

令和6年度末町債現在高は130億2,193万7千円で、前年度末現在高に比べ、13億6,495万8千円の増となりました。

以上、簡単ではありますが、令和6年度一般会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御認定賜りますようお願い申し上げます。

令和 6 年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算説明

それでは、引き続きまして、第 2 号認定「令和 6 年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算」について御説明申し上げます。

本会計については、土地開発基金及び公共用地先行取得等事業債の活用により、自主的、主体的なまちづくりを円滑に推進するため、公共用地の先行取得等公有地の確保を図ることを目的としています。

令和 6 年度は、土地開発基金から生じる利子収入を同基金に積み立てました。

歳入総額及び歳出総額については、歳入歳出決算書 No. 2 の 20 ページ「実質収支に関する調書」のとおり、共に 1 4 4 万 8 千円となりました。

その内容について、15 ページ以降の「令和 6 年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書」に沿って説明します。

歳入のうち財産収入については、財産運用収入として、土地開発基金利子収入 1 4 4 万 8 千円を収入しました。

歳出のうち諸支出金については、土地開発基金費として、財産運用収入である土地開発基金の利子収入 1 4 4 万 8 千円を、同基金に積み立てました。

なお、土地開発基金の年度末残高については、2 億 7, 7 3 8 万 4 千円です。

以上簡単ではありますが、令和 6 年度土地取得事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御認定賜りますようお願い申し上げます。

令和 6 年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算説明

それでは、引き続きまして、第 3 号認定「令和 6 年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算」について御説明申し上げます。

一般状況については、令和 6 年度末時点で国保加入者数は 3, 3 8 1 世帯、被保険者数は 4, 7 8 5 人で、前年度に比べ、1 0 2 世帯の減、2 1 8 人の減となりました。

次に、決算状況については、歳入歳出決算書 No. 2 の 5 8 ページ「実質収支に関する調書」のとおり、歳入総額 3 1 億 5, 6 4 4 万 8 千円に対し、歳出総額は 3 0 億 9, 3 2 7 万 2 千円で、歳入歳出差引額 6, 3 1 7 万 6 千円の黒字決算となりました。

歳入については、前年度に比べ、5, 0 7 1 万 3 千円、率にして 1. 5 8 % の減となりました。増となった主なものは、国民健康保険料で 1, 3 7 9 万 4 千円、国庫支出金で 9 7 4 万 9 千円の増額となりました。減となった主なものは、繰入金で 5, 8 5 7 万 1 千円、府支出金で 1, 8 2 0 万円の減額となりました。

一方、歳出については、前年度に比べ 8, 9 7 3 万 5 千円、率にして 2. 8 2 % の減となりました。増となった主なものは、基金積立金で 1, 4 5 5 万 7 千円の増額となりました。減となった主なものは、国民健康保険事業費納付金で 9, 4 3 9 万 7 千円、保険給付費で 2, 1 3 1 万 1 千円の減額となりました。

なお、一人当たり年間医療費（療養給付費保険者負担分）は、3 8 万 1, 7 6 5 円となり、前年度に比べ、1 万 4 9 3 円（2. 8 3 %）の増となりました。

以上、簡単ではありますが、令和 6 年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御認定賜りますようお願い申し上げます。

令和 6 年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算説明

それでは、引き続きまして、第 4 号認定「令和 6 年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」について御説明申し上げます。

一般状況については、令和 6 年度末時点で被保険者数は 5, 240 人で、うち 65 歳から 74 歳までの加入者が 21 人、75 歳以上が 5, 219 人で、前年度に比べ、219 人の増となりました。

業務については、前年度と同様、保険料の徴収、各種申請や届出の受付及び制度に関する相談などの窓口業務を行うとともに、督促や催告を行うなど滞納保険料の収納向上に努めました。

次に、決算状況については、歳入歳出決算書 No. 2 の 76 ページ「実質収支に関する調書」のとおり、歳入総額 7 億 7 37 万 9 千円に対し、歳出総額は 5 億 9, 572 万 9 千円で、歳入歳出差引額 1 億 1, 165 万円の黒字決算となりました。

この主な要因は、保険料収入の繰越分となっています。

歳入については、後期高齢者医療保険料が前年度に比べ、6, 839 万 2 千円増の 5 億 6, 154 万 5 千円となりました。

一方、歳出については、総務費で 1, 547 万 7 千円、後期高齢者医療広域連合納付金で 5 億 7, 992 万 2 千円となっており、後期高齢者医療広域連合納付金の内訳は、保険料等負担金が 4 億 8, 251 万 7 千円、保険基盤安定負担金が 9, 740 万 5 千円となっています。

以上、簡単ではありますが、令和 6 年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御認定賜りますようお願い申し上げます。

令和 6 年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算説明

それでは、引き続きまして、第 5 号認定「令和 6 年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算」について御説明申し上げます。

介護保険制度について本年度は、第 9 期介護保険事業計画の初年度として事務事業を推進しました。

令和 6 年度末時点で要介護認定者数については計画値 1, 7 2 5 人に対し、実績は 1, 8 6 2 人となっており、計画を上回りました。

また、令和 6 年度の各介護保険サービスの年間延べ利用者数については、居宅介護（予防）サービスが計画値 4 3, 5 0 0 人に対して、実績は 4 2, 6 0 6 人に、地域密着型サービスが計画値 1, 9 9 2 人に対して、実績は 1, 9 7 1 人に、施設介護サービスが計画値 2, 4 8 4 人に対して、実績は 2, 4 5 4 人となりました。

次に、決算状況については、歳入歳出決算書 No. 2 の 1 2 0 ページ「実質収支に関する調書」のとおり、歳入総額 3 2 億 5, 5 3 8 万 5 千円に対し、歳出総額 3 0 億 9, 5 2 8 万 8 千円で、歳入歳出差引額は 1 億 6, 0 0 9 万 7 千円の黒字決算となりました。

歳入の主なものについては、保険料及び保険給付に係る法定負担割合に基づき、概算交付された国庫負担金等となっています。なお、これらの概算交付された歳入については、翌年度に精算される仕組みとなっています。また、地域支援事業に対して、国、府、町及び支払基金からそれぞれ法定負担割合に基づき、補助金等が概算交付され、これらについても翌年度に精算される仕組みとなっています。

一方、歳出の主なものについては、職員の人件費、介護認定に要する諸経費として、総務費で 6, 2 8 1 万 3 千円、介護（予防）サービス等諸費、高額介護（予防）サービス費、高額医療合算介護（予防）サービス費及び特定入所者介護（予防）サービス費等の保険給付費で 2 8 億 6, 1 0 2 万 2 千円、介護予防・日常生活支援サービス事業費、包括的支援事業費等の地域支援事業費で 1 億 3, 2 3 3 万 7 千円となっています。なお、本特別会計は、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 か年を 1 つの中期財政運営期間として、第 9 期介護保険事業計画との整合性を図りながら、第 1 号被保険者の介護保険料率を定め運営しており、年度間の財

政調整に用いる介護保険給付準備基金については、令和6年度末時点で3億3,119万1千円となっています。

以上、簡単ではありますが、令和6年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御認定賜りますようお願い申し上げます。

令和 6 年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計決算説明

それでは、引き続きまして、第 6 号認定「令和 6 年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算」について御説明申し上げます。

歳入総額及び歳出総額については、歳入歳出決算書 No. 2 の 1 3 2 ページ「実質収支に関する調書」のとおり、共に 2 1 8 万 9 千円となりました。

本年度については、通常の水質検査等業務を実施しました。なお、本事業については、令和 6 年度事務事業成果報告書の 1 3 1 ページ「6 - 2 大沢地区特設水道施設事業」に記載しています。

以上、簡単ではありますが、令和 6 年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御認定賜りますようお願い申し上げます。

令和 6 年度島本町大字各財産区特別会計決算説明

それでは、引き続きまして、第 7 号認定「令和 6 年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算」から第 11 号認定「令和 6 年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算」までの 5 件について一括して御説明申し上げます。

始めに、大字山崎財産区特別会計については、歳入総額 1 4 5 万 3 千円に対し、歳出が無かったため、歳入歳出差引額は 1 4 5 万 3 千円となりました。

歳入については、前年度からの繰越金となっています。

次に、大字広瀬財産区特別会計については、歳入総額 6 3 2 万 7 千円に対し、歳出が無かったため、歳入歳出差引額は 6 3 2 万 7 千円となりました。

歳入については、前年度からの繰越金、預金利子となっています。

次に、大字桜井財産区特別会計については、歳入総額 9, 6 4 6 万 3 千円に対し、歳出総額は 4 2 1 万円で、歳入歳出差引額は 9, 2 2 5 万 3 千円となりました。

歳入については、前年度からの繰越金及び預金利子となっています。歳出については、火災保険料、公共下水道事業受益者負担金及び自治会に対する補助金となっています。

次に、大字東大寺財産区特別会計については、歳入総額 6 3 万 4 千円に対し、歳出総額は 5 千円で、歳入歳出差引額は 6 2 万 9 千円となりました。

歳入については、前年度からの繰越金となっています。歳出については、竹林の火災保険料となっています。

最後に、大字大沢財産区特別会計については、歳入総額 6 4 9 万円に対し、歳出が無かったため、歳入歳出差引額は 6 4 9 万円となりました。

歳入については、前年度からの繰越金となっています。

5 財産区特別会計については、歳入合計額 1 億 1, 1 3 6 万 7 千円に対し、歳出合計額 4 2 1 万 5 千円、歳入歳出差引合計額 1 億 7 1 5 万 2 千円を翌年度に繰り越しました。

なお、各財産区の決算の詳細については、歳入歳出決算書の 1 3 3 ページから 1 9 2 ページまでに記載しています。

また、各財産区の決算の認定に先立ち、島本町大字部落財産区管理条例の定

めるところにより、それぞれの財産区管理会の御同意をいただいています。

以上、簡単ではありますが、令和6年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算から令和6年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算までの説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御認定賜りますようお願い申し上げます。

令和 6 年度島本町水道事業会計決算説明

それでは、引き続きまして、第 12 号認定「令和 6 年度島本町水道事業会計決算」について御説明申し上げます。

決算書の 2 ページから 5 ページまでの決算報告書については、消費税及び地方消費税込みの金額で作成し、7 ページから 15 ページまでの損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書（案）、貸借対照表及びキャッシュ・フロー計算書については、消費税及び地方消費税抜きの金額で作成しています。

本認定については、地方公営企業法（以下「法」という。）第 30 条第 2 項の規定に基づき、去る令和 7 年 7 月 22 日に監査委員の審査に付し、決算審査意見書をいただきましたので、法第 30 条第 4 項の規定に基づき、認定に付するものです。

まず、2 ページ及び 3 ページの決算報告書の収益的収入及び支出について説明します。

収入については、第 1 款、水道事業収益の決算額が 7 億 3,463 万 6 千円で、その内訳は、第 1 項の営業収益で 5 億 6,519 万 6 千円、第 2 項の営業外収益で 1 億 6,944 万円となっています。

支出については、第 1 款、水道事業費用の決算額が 5 億 8,861 万 6 千円で、その内訳は、第 1 項の営業費用で 5 億 7,156 万円、第 2 項の営業外費用で 1,705 万 6 千円となっています。

次に、4 ページ及び 5 ページの資本的収入及び支出について説明します。

収入については、第 1 款、資本的収入の決算額が 1 億 6,342 万円に対して、支出については、第 1 款、資本的支出の決算額が 4 億 7,836 万 2 千円で、差引き 3 億 1,494 万 2 千円の不足が生じましたが、その不足額については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、建設改良積立金及び過年度分損益勘定留保資金にて補填しています。

資本的支出の主なものについては、拡張事業では、工事請負費として広瀬取水井新設工事【令和 6 年度分】2,280 万円を実施し、施設整備事業費では、委託料として水無瀬橋外老朽配水管布設替修正設計業務 379 万 5 千円並びに低区配水場中継ポンプ室耐震補強及び補修工事实施設計業務 786 万 6 千円を、工事

請負費として若山台地区外老朽配水管布設替工事 1 億 1, 3 0 3 万 7 千円、桜井地区老朽配水管布設替工事 3, 7 8 8 万 8 千円、高浜地区老朽配水管布設替工事 4, 6 2 0 万 2 千円、水無瀬橋水管橋外老朽配水管布設替工事 6, 0 1 7 万 9 千円、低区配水場受電盤等更新工事【令和 6 年度分】 1, 1 3 3 万 7 千円、公共下水道関連配水管移設工事（その 1） 7 7 1 万 7 千円、公共下水道関連配水管移設工事（その 2） 1 1 8 万 6 千円及び若山台地区老朽配水管布設替工事【繰越事業】 1 億 1, 0 0 0 万円を実施しました。

続きまして、7 ページには損益計算書を記載しています。1 の営業収益については、5 億 1, 5 0 9 万 9 千円となっています。

営業収益の大部分を占める給水収益については、4 億 9, 6 0 6 万 2 千円で、前年度と比べ、増となりました。

次に、2 の営業費用については、5 億 4, 8 5 2 万 9 千円で、前年度と比べ、増となりました。

なお、受水費については、本年度は大阪広域水道企業団から年間 3 2 万 8, 0 5 0 立方メートルを受水し、2, 3 6 2 万円となっています。

次に、3 の営業外収益については 1 億 6, 0 5 0 万 8 千円で、前年度に比べ、増となりました。4 の営業外費用については 7 1 3 万 2 千円で、結果、経常利益は、1 億 1, 9 9 4 万 6 千円となっています。

したがって、令和 6 年度の当期純利益については、1 億 1, 9 9 4 万 6 千円となりました。

これに、前年度繰越利益剰余金 3, 3 8 7 万 5 千円、減債積立金及び建設改良積立金から振り替えたその他未処分利益剰余金変動額 1 億 1, 7 2 2 万 3 千円を加えた令和 6 年度未処分利益剰余金については、2 億 7, 1 0 4 万 4 千円となっています。

続きまして、8 ページ及び 9 ページの剰余金計算書及び剰余金処分計算書（案）について説明します。

上段の剰余金計算書については、資本金、資本剰余金及び利益剰余金の前年度末残高（当期首残高）と、令和 6 年度中に変動のありました資本金及び利益剰余金の明細を記載しています。

利益剰余金のうち、減債積立金については、企業債の償還に 1, 7 2 2 万 3 千

円を支出したことにより、２億８，６２７万５千円となっています。建設改良積立金は建設改良費の財源として支出したことにより、３億７，８００万円となっています。未処分利益剰余金については、減債積立金及び建設改良積立金からの振り替え及び令和６年度の当年度純利益を加えたことにより、２億７，１０４万４千円となり、その結果、利益剰余金合計は、９億３，５３１万９千円となっています。

下段の剰余金処分計算書（案）として、先ほど申し上げました未処分利益剰余金のうち、資本金に１億１，７２２万３千円を組み入れ、及び建設改良積立金に１億１，９００万円を積み立てることについては、今回、第６３号議案「令和６年度島本町水道事業剰余金の処分について」で、議会の議決をお願いしています。

続きまして、１０ページ及び１１ページには、令和６年度末現在の貸借対照表を記載しています。

まず、１０ページの資産の部の１の固定資産については、有形固定資産のアの土地からキの建設仮勘定までの取得価額、令和６年度までの減価償却累計額を併記しているもの、無形固定資産の電話加入権及び投資その他の資産の投資有価証券との合計額で、６０億７，５３６万４千円となっています。

なお、固定資産の詳細については、３８ページ及び３９ページの令和６年度固定資産明細書に記載していますので御参照願います。

次に、２の流動資産については、現金・預金１２億７，１０３万４千円、未収金１億９，２４３万円、貯蔵品３４７万７千円及びその他流動資産６０２万９千円との合計額で、１４億７，２９７万円となっています。

したがいまして、固定資産及び流動資産の資産合計額は、７５億４，８３３万４千円となっています。

次に、１１ページの負債の部の３の固定負債のうち、企業債については、償還期限が１年以降に到来するもので２億６，８７１万３千円、引当金については、アの退職給付引当金１億２６０万１千円で、合計額は、３億７，１３１万４千円となっています。

４の流動負債のうち、企業債については、償還期限が１年以内に到来するものとして１，７５６万１千円、未払金は２億５，８２５万９千円、賞与引当金は６７２万円、その他流動負債は４，９７５万８千円となっており、合計額は、３億３，

２２９万９千円となっています。

したがいまして、固定負債及び流動負債の負債合計額については、７億３６１万３千円となっています。

５の繰延収益については、長期前受金２８億９，９４２万３千円から償却見合い分を順次収益化した長期前受金収益化累計額１５億６，７３６万４千円を差し引いた結果１３億３，２０５万９千円となり、負債合計は、２０億３，５６７万２千円となっています。

続きまして、資本の部の６の資本金については、３４億１７４万円となりました。

次に、７の剰余金については、資本剰余金が１１億７，５６０万３千円となっています。利益剰余金については、先ほど剰余金計算書の説明の際に申し上げたとおり、減債積立金２億８，６２７万５千円、建設改良積立金３億７，８００万円及び令和６年度未処分利益剰余金２億７，１０４万４千円との合計額で９億３，５３１万９千円となっています。

したがいまして、負債及び資本合計額については、先ほどの固定資産及び流動資産の資産合計額と同額の７５億４，８３３万４千円となっています。

以上が、決算諸表についての説明となります。

また、令和６年度の有収率については９２．６％で、前年度と比べ、０．２ポイント向上し、有効率についても９５．４％で、前年度と比べ、０．２ポイント向上しています。

なお、１７ページから４１ページまでに決算附属書類を記載しており、２８ページまでの事業報告書には、総括事項として給水状況、建設改良事業及び経営についての概況を、続いて、経営指標に関する事項、議会議決事項、行政官庁認可事項、職員に関する事項、工事、業務及び会計等に関しての内容を記載しています。

２９ページには有収水量口径別内訳を、３０ページ及び３１ページには経営分析及び財務分析表（税抜き）を、３２ページ及び３３ページには給水原価構成表（税抜き）を、３４ページから３７ページまでには収益費用明細書（税抜き）を記載しています。

また、４４ページ以降には、消費税及び地方消費税込みの詳細な決算説明書を

記載しています。

以上、簡単ではありますが、令和6年度島本町水道事業会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御認定賜りますようお願い申し上げます。

令和 6 年度島本町下水道事業会計決算説明

それでは、引き続きまして、第 13 号認定「令和 6 年度島本町下水道事業会計決算」について御説明申し上げます。

決算書の 2 ページから 5 ページまでの決算報告書については、消費税及び地方消費税込みの金額で作成し、7 ページから 14 ページまでの損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書（案）、貸借対照表及びキャッシュ・フロー計算書については、消費税及び地方消費税抜きの金額で作成しています。

本認定については、地方公営企業法（以下「法」という。）第 30 条第 2 項の規定に基づき、去る令和 7 年 7 月 22 日に監査委員の審査に付し、決算審査意見書をいただきましたので、法第 30 条第 4 項の規定に基づき、認定に付するものです。

まず、2 ページ及び 3 ページの決算報告書の収益的収入及び支出について説明します。

収入については、第 1 款、下水道事業収益の決算額が 10 億 9,038 万 9 千円で、その内訳は、第 1 項の営業収益で 6 億 7,226 万 8 千円、第 2 項の営業外収益で 4 億 1,812 万 1 千円となっています。

支出については、第 1 款、下水道事業費用の決算額が 8 億 7,864 万 5 千円で、その内訳は、第 1 項の営業費用で 8 億 1,723 万 2 千円、第 2 項の営業外費用で 6,141 万 3 千円となっています。

次に、4 ページ及び 5 ページの資本的収入及び支出について説明します。

収入については、第 1 款、資本的収入の決算額が 5 億 2,946 万 6 千円に対して、支出については、第 1 款、資本的支出の決算額が 9 億 8,056 万 2 千円で、差引き 4 億 5,109 万 6 千円の不足が生じましたが、その不足額については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金にて補填しています。

資本的支出の主なものについては、公共下水道整備事業では、委託料として、雨水出水浸水想定区域図作成業務 1,122 万円、山崎ポンプ場電気設備更新工事委託 400 万円、山崎ポンプ場建設工事委託 6,870 万円、山崎ポンプ場電気設備更新工事委託【繰越事業】 3,100 万円及び山崎ポンプ場雨水ポ

ンプ増設等実施設計業務【繰越事業】 1, 900万円を、工事請負費として、公共下水道污水管（第1工区）築造工事2, 535万9千円、公共下水道污水管（第2工区）築造工事4, 916万3千円、公共下水道マンホールトイレ設置工事259万2千円、公共下水道マンホール蓋取替工事1, 748万6千円及び公共下水道山崎雨水幹線整備工事（第3期）【繰越事業】 2億100万円を実施しました。

流域下水道建設負担金のうち、淀川右岸流域下水道建設負担金につきましては、高槻水みらいセンター及び前島ポンプ場等に係る設備更新工事等に要する負担金となっています。

続きまして、7ページには損益計算書を記載しています。1の営業収益については、6億2, 762万4千円となっています。

営業収益の大部分を占める下水道使用料については、4億4, 644万6千円で、前年度と比べ、増となりました。これは、処理区域内人口の増及び一部事業所において排水量が増加したためです。

次に、2の営業費用については、7億9, 078万9千円で、前年度と比べ、減となりました。

次に、3の営業外収益については4億616万3千円、前年度に比べ、増となりました。4の営業外費用については5, 864万2千円で、結果、経常利益は、1億8, 435万6千円となっています。

したがって、令和6年度の純利益については、1億8, 435万6千円となりました。

これに、前年度繰越利益剰余金79万7千円及びその他未処分利益剰余金変動額3億円を加えた令和6年度未処分利益剰余金については、4億8, 515万3千円となっています。

続きまして、8ページ及び9ページの剰余金計算書及び剰余金処分計算書（案）について説明します。

上段の剰余金計算書については、資本金、資本剰余金及び利益剰余金の前年度末残高（当期首残高）と、令和6年度中に変動のありました資本金及び利益剰余金の明細を記載しています。

利益剰余金のうち、未処分利益剰余金については、令和6年度の純利益を加え

たことにより、４億８，５１５万３千円となり、その結果、利益剰余金合計は、５億４，８１５万３千円となっています。

下段の剰余金処分計算書（案）として、先ほど申し上げました未処分利益剰余金のうち、資本金に３億円を組み入れ、及び減債積立金に１億８，４００万円を積み立てることについては、今回、第６４号議案「令和６年度島本町下水道事業剰余金の処分について」で、議会の議決をお願いしています。

続きまして、１０ページ及び１１ページには、令和６年度末現在の貸借対照表を記載しています。

まず、１０ページの資産の部の１の固定資産については、有形固定資産のアの土地からオの建設仮勘定までの取得価額、令和６年度までの減価償却累計額を併記しているもの及び無形固定資産の施設利用権との合計額で、１３６億６，５２６万２千円となっています。

なお、固定資産の詳細については、３０ページ及び３１ページの令和６年度固定資産明細書に記載していますので御参照願います。

次に、２の流動資産については、現金・預金７億７６８万３千円及び未収金２億９９４万３千円との合計額で、９億１，７６２万６千円となっています。

したがって、固定資産及び流動資産の資産合計額は、１４５億８，２８８万８千円となっています。

次に、１１ページの負債の部の３の固定負債のうち、企業債については、償還期限が１年以降に到来するもので４４億２，０７０万３千円、引当金については、アの退職給付引当金９７５万１千円で、合計額は、４４億３，０４５万４千円となっています。

４の流動負債のうち、企業債については、償還期限が１年以内に到来するものとして４億５，０３２万３千円、未払金は４億２９０万３千円、賞与引当金は６７万９千円、預り金は４５３万円となっており、合計額は、８億５，８４３万５千円となっています。

したがって、固定負債及び流動負債の負債合計額については、５２億８，８８８万９千円となっています。

５の繰延収益については、長期前受金６７億１，３９３万４千円から償却見合い分を順次収益化した長期前受金収益化累計１２億６，０４８万２千円を差し引

いた結果５４億５，３４５万２千円となり、負債合計は、１０７億４，２３４万１千円となっています。

続きまして、資本の部の６の資本金については、２９億９，４３６万７千円となりました。

次に、７の剰余金については、資本剰余金が２億９，８０２万７千円となっています。利益剰余金については、先ほど剰余金計算書の説明の際に申し上げたとおり、減債積立金６，３００万円、令和６年度未処分利益剰余金は４億８，５１５万３千円となっています。

したがって、負債及び資本合計額については、先ほどの固定資産及び流動資産の資産合計額と同額の１４５億８，２８８万８千円となっています。

以上が、決算諸表についての説明となります。

なお、１５ページから３７ページまでに決算附属書類を記載しており、２６ページまでの事業報告書には、総括事項として処理状況、建設改良事業及び経営についての概況を、続いて、経営指標に関する事項、議会議決事項、行政官庁認可事項、職員に関する事項、工事、業務及び会計等に関しての内容を記載しています。

２７ページから２９ページまでには収益費用明細書（税抜き）を記載しています。

また、４０ページ以降には、消費税及び地方消費税込みの詳細な決算説明書を記載しています。

以上、簡単ではありますが、令和６年度島本町下水道事業会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御認定賜りますようお願い申し上げます。

令和6年度一般会計等決算資料

総務部 財政課

目 次

[資料 1]	令和 6 年度 決 算 の 状 況	1 ページ
[資料 2]	令和 6 年度 重点項目に係る決算の状況	3 ページ
[資料 3]	歳入決算状況（一般会計）	4 ページ
[資料 4]	歳出決算状況（一般会計）	5 ページ
[資料 5]	町 税 の 推 移	6 ページ
[資料 6]	経常収支比率などの推移	7 ページ
[資料 7]	義務的経費（うち経常経費分）などの推移	9 ページ
[資料 8]	普通会計の町債残高と積立基金残高の推移	11 ページ
[資料 9]	都市計画税の使途状況	12 ページ

[資料 1]

令和6年度決算の状況

当 初 予 算				決 算			
○ 財政規模 ※歳入歳出予算額				○ 財政規模 ※歳出決算額			
一般会計	16,913 百万円	}	計 24,325 百万円 (対前年度予算比 118.9%) [住民一人当たり約 76.8万円]	一般会計	16,954 百万円	}	計 23,742 百万円 (対前年度決算比 114.8%) [住民一人当たり約 73.5万円]
(対前年度予算比 123.4%)				(対前年度決算比 121.5%)			
特別会計※	7,412 百万円			特別会計※	6,788 百万円		
(対前年度予算比 109.7%)				(対前年度決算比 100.8%)			
※水道事業会計・下水道事業会計・財産区会計を除く。				※水道事業会計・下水道事業会計・財産区会計を除く。			
○ 町 税				○ 町 税			
総 額	5,126 百万円	}	町民税 2,540 百万円 (対前年度予算比 105.3%) その他 2,586 百万円 (対前年度予算比 103.1%)	総 額	5,637 百万円	}	町民税 2,943 百万円 (対前年度決算比 102.5%) その他 2,694 百万円 (対前年度決算比 104.9%)
(対前年度予算比 104.2%)				(対前年度決算比 103.6%)			
○ 主要歳出項目				○ 主要歳出項目			
		構成比	対前年度 予 算 比			構成比	対前年度 決 算 比
総 務 費	4,311 百万円	25.5%	181.7%	総 務 費	4,565 百万円	26.9%	206.4%
民 生 費	6,093 百万円	36.0%	111.3%	民 生 費	6,203 百万円	36.6%	105.2%
衛 生 費	1,135 百万円	6.7%	109.0%	衛 生 費	1,214 百万円	7.2%	103.0%
土 木 費	894 百万円	5.3%	91.3%	土 木 費	879 百万円	5.2%	96.5%
教 育 費	2,388 百万円	14.1%	141.2%	教 育 費	2,097 百万円	12.4%	135.0%
公 債 費	1,173 百万円	6.9%	102.0%	公 債 費	1,167 百万円	6.9%	100.9%

○ 町 債（普通会計）

5年度末現在高見込	12,291 百万円
6年度発行予定額	2,737 百万円
6年度元金償還見込額	1,133 百万円
6年度末現在高見込	13,895 百万円

○ 町 債（普通会計）

5年度末現在高	11,657 百万円
6年度発行額	2,498 百万円
6年度元金償還額	1,133 百万円
6年度末現在高	13,022 百万円

○ 積立基金（普通会計）

		うち財政調整基金
5年度末現在高	6,224 百万円	2,289 百万円
6年度取崩額	682 百万円	0 百万円
6年度積立額	653 百万円	31 百万円
6年度末現在高	6,195 百万円	2,320 百万円

○ 経常収支比率（普通会計）

	5年度	6年度
人 件 費	26.6 %	27.4 %
扶 助 費	13.3 %	13.0 %
公 債 費	13.5 %	13.2 %
物 件 費	21.8 %	22.6 %
維持補修費	0.9 %	0.7 %
補助費等	5.4 %	4.8 %
投資及び出資金・貸付金	1.5 %	0.4 %
繰 出 金	11.5 %	11.6 %
計	94.5 %	93.7 %

※各数値を百万円単位に端数調整しているため、現在高などの計算が合わない場合があります。

[資料 2]

令和6年度重点項目に係る決算の状況

(単位:千円)

項 目	予 算 額		決 算 額	備 考
	当 初	最 終		
(1) 思いやりとふれあいのまちづくり				
○ 人権文化センターの環境整備	1,480	1,705	1,606	人権文化センターにWi-Fi環境を整備
(2) 自然と調和した快適なまちづくり				
○ 非化石証書購入	589	248	248	再生可能エネルギーの導入策の一つとして非化石証書を購入
○ 公共施設の緑化	171	171	140	省エネ対策等のため公共施設の緑化を実施
○ 生ごみ処理機等購入補助	200	200	200	生ごみの減量や意識の向上のため、生ごみ処理機等の購入を助成
○ 都市計画変更等に関する検討	4,356	4,356	4,356	百山地区における土地利用の検討を実施
○ 良好な道路環境の創造	38,500	75,600	69,946	橋りょうの長寿命化工事を実施
(3) 安全・安心なまちづくり				
○ 避難行動要支援者の「個別避難計画」作成	210	210	154	災害時に自力避難が難しい方の避難計画を作成
○ 新庁舎建設	2,154,915	2,286,414	2,286,414	前年度に引き続き新庁舎建設工事を実施
○ 自転車乗車用ヘルメット購入費補助	200	200	198	65歳以上の方のヘルメット購入費用を助成
(4) 支え合い、生涯元気に暮らすまちづくり				
○ 新体育館等整備基本計画策定	8,455	8,455	8,341	老朽化が進む体育館や学校プールの移転に向けた基本計画を策定
○ 高齢者の補聴器購入費助成	500	500	350	聴力機能が低下している高齢者に対し、補聴器の購入費用を助成
○ 図書館駅前ブックポスト設置	1,571	1,318	1,237	阪急水無瀬駅及びJR島本駅に資料返却用のブックポストを設置
(5) 子どもたちを健やかに育むまちづくり				
○ みづまろキッズキャリア教育の実践	84	84	83	みづまろキッズカリキュラム及び非認知能力育成に向けた取組の実施
○ 子ども医療費助成制度を拡充	15,776	15,776	13,776	子ども医療費助成制度の対象を18歳まで拡充
○ ひとり親の養育費確保を支援	250	250	144	養育費受領率を上げるため、公正証書の作成費用等を助成
○ 小学校施設改善	557,139	557,139	386,004	第一、第二小学校屋内運動場の長寿命化工事を実施
(6) 魅力と活力、にぎわいのあるまちづくり				
○ 歴史文化資料館耐震診断	7,317	7,317	7,040	歴史文化資料館の耐震診断を実施
○ 「島本と。」まちの魅力の創造・発信事業の実施	12,819	12,819	12,796	歴史文化資料館等の利活用を検討し、観光振興等の施策を実施
(7) 持続可能なまちづくり				
○ 住民票・印鑑登録の「コンビニ交付サービス」	18,162	18,836	18,683	全国のコンビニ等で住民票の写しを取得可能とする取組の実施
○ 統合型・公開型GISの導入	43,417	38,845	38,652	統合型・公開型GISの導入による地図情報の公開及び情報の一元管理を実施
○ ふれあいセンター非常用発電機の更新	130,000	130,000	97,647	非常用発電機及び燃料タンクの更新及び燃料タンクの増設を実施
○ 窓口に「セミセルフレジ」+「キャッシュレス決済端末」を設置	5,811	5,887	5,826	窓口にクレジットカードやスマホ決済をするための端末を設置
○ AI-OCR、RPAの導入	3,276	3,276	2,201	業務効率化のため、AI-OCRとRPAを導入

[資料 3]

歳入決算状況（一般会計）

（単位：千円、％）

区 分	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	決 算 額	対前年度比	決 算 額	対前年度比	決 算 額	対前年度比
町 税	4,930,797	98.1	5,439,839	110.3	5,637,207	103.6
地 方 譲 与 税	57,775	103.3	58,552	101.3	59,206	101.1
利 子 割 交 付 金	4,518	88.5	4,277	94.7	5,389	126.0
配 当 割 交 付 金	37,822	93.7	42,825	113.2	59,832	139.7
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	27,141	59.8	46,143	170.0	78,785	170.7
法 人 事 業 税 交 付 金	79,948	79.7	55,287	69.2	60,310	109.1
地 方 消 費 税 交 付 金	666,821	106.8	666,767	100.0	702,635	105.4
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	44,349	103.3	43,020	97.0	44,512	103.5
自 動 車 取 得 税 交 付 金	416	皆増	693	166.6	0	0.0
環 境 性 能 割 交 付 金	12,441	114.9	15,237	122.5	15,741	103.3
地 方 特 例 交 付 金	53,632	84.8	46,884	87.4	195,087	416.1
地 方 交 付 税	2,001,267	97.5	2,287,668	114.3	2,145,082	93.8
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	2,424	89.3	2,311	95.3	2,306	99.8
分 担 金 及 び 負 担 金	2,772	102.1	2,174	78.4	2,144	98.6
使 用 料 及 び 手 数 料	276,275	97.8	290,933	105.3	301,865	103.8
国 庫 支 出 金	2,962,821	95.5	2,590,071	87.4	2,958,915	114.2
府 支 出 金	977,794	111.4	1,001,555	102.4	1,087,238	108.6
財 産 収 入	89,988	436.8	5,600	6.2	8,380	149.6
寄 附 金	257,122	193.1	348,734	135.6	238,715	68.5
繰 入 金	178,590	158.8	177,818	99.6	713,676	401.4
諸 収 入	246,553	211.2	233,892	94.9	278,783	119.2
町 債	811,809	65.5	583,943	71.9	2,498,099	427.8
繰 越 金	382,610	450.5	88,751	23.2	79,056	89.1
計	14,105,685	100.4	14,032,973	99.5	17,172,964	122.4

※各数値を千円単位に端数調整しているため、合計などの計算が合わない場合があります。

[資料 4]

歳 出 決 算 状 況 （ 一 般 会 計 ）

(単位:千円、%)

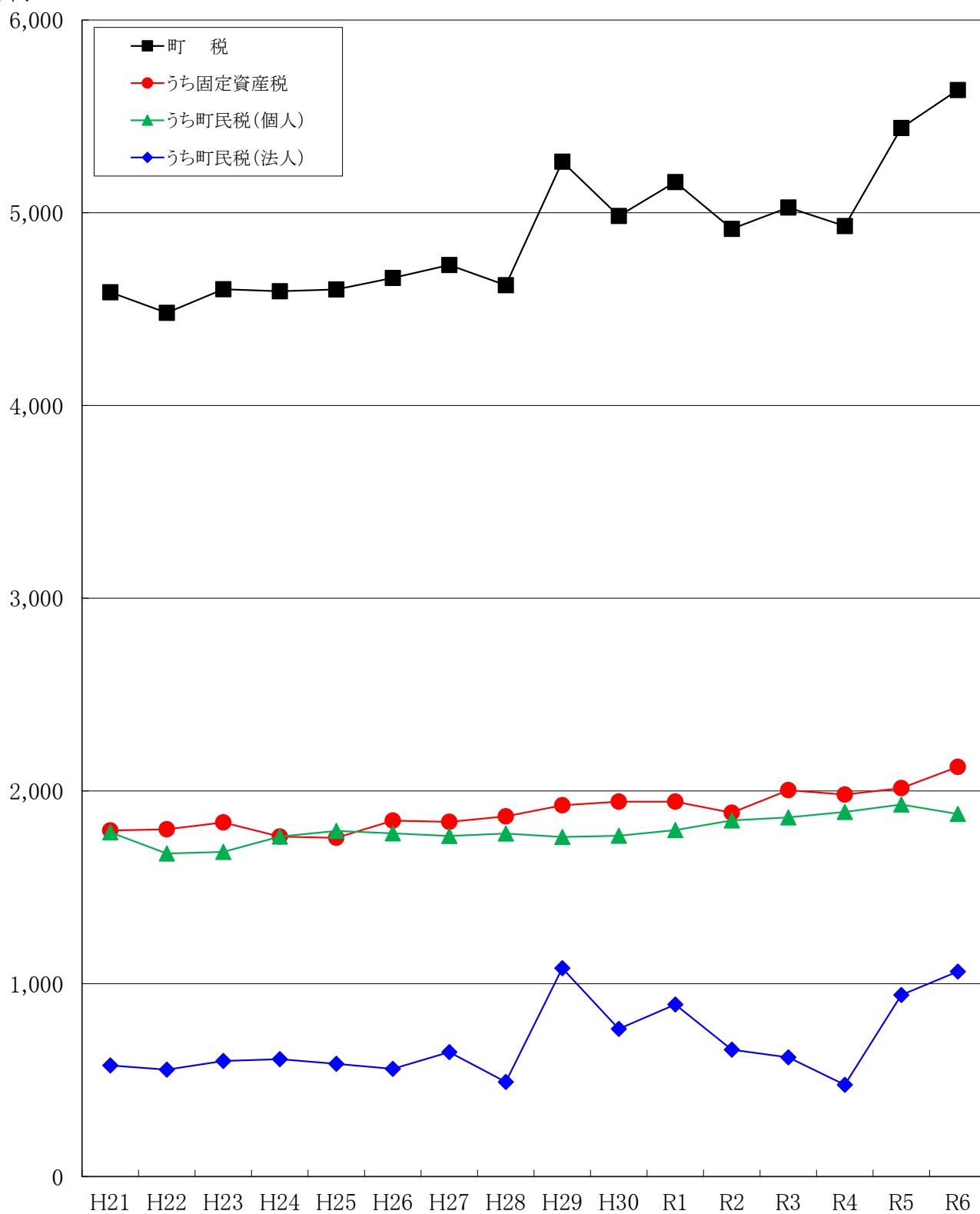
区 分	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	決 算 額	対前年度比	決 算 額	対前年度比	決 算 額	対前年度比
議 会 費	127,411	103.3	127,289	99.9	123,253	96.8
総 務 費	2,720,176	143.9	2,211,423	81.3	4,564,717	206.4
民 生 費	5,194,698	89.6	5,894,558	113.5	6,203,339	105.2
衛 生 費	1,312,602	100.1	1,179,049	89.8	1,214,098	103.0
農 林 水 産 業 費	73,996	100.1	91,138	123.2	61,206	67.2
商 工 費	314,003	261.6	403,332	128.4	160,184	39.7
土 木 費	1,100,438	110.2	910,299	82.7	878,622	96.5
消 防 費	450,359	104.8	425,050	94.4	484,267	113.9
教 育 費	1,407,251	84.4	1,553,399	110.4	2,097,478	135.0
災 害 復 旧 費	971	35.5	1,982	204.1	0	皆減
公 債 費	1,315,029	105.7	1,156,397	87.9	1,166,883	100.9
計	14,016,934	102.6	13,953,917	99.6	16,954,045	121.5

歳 入 歳 出 差 引 額	88,751	23.2	79,056	89.1	218,919	276.9
翌 年 度 へ 繰 越 す べ き 財 源	35,181	34.3	20,201	57.4	6,054	30.0
実 質 収 支 額	53,570	19.1	58,855	109.9	212,865	361.7

※各数値を千円単位に端数調整しているため、合計などの計算が合わない場合があります。

町 税 の 推 移

百万円

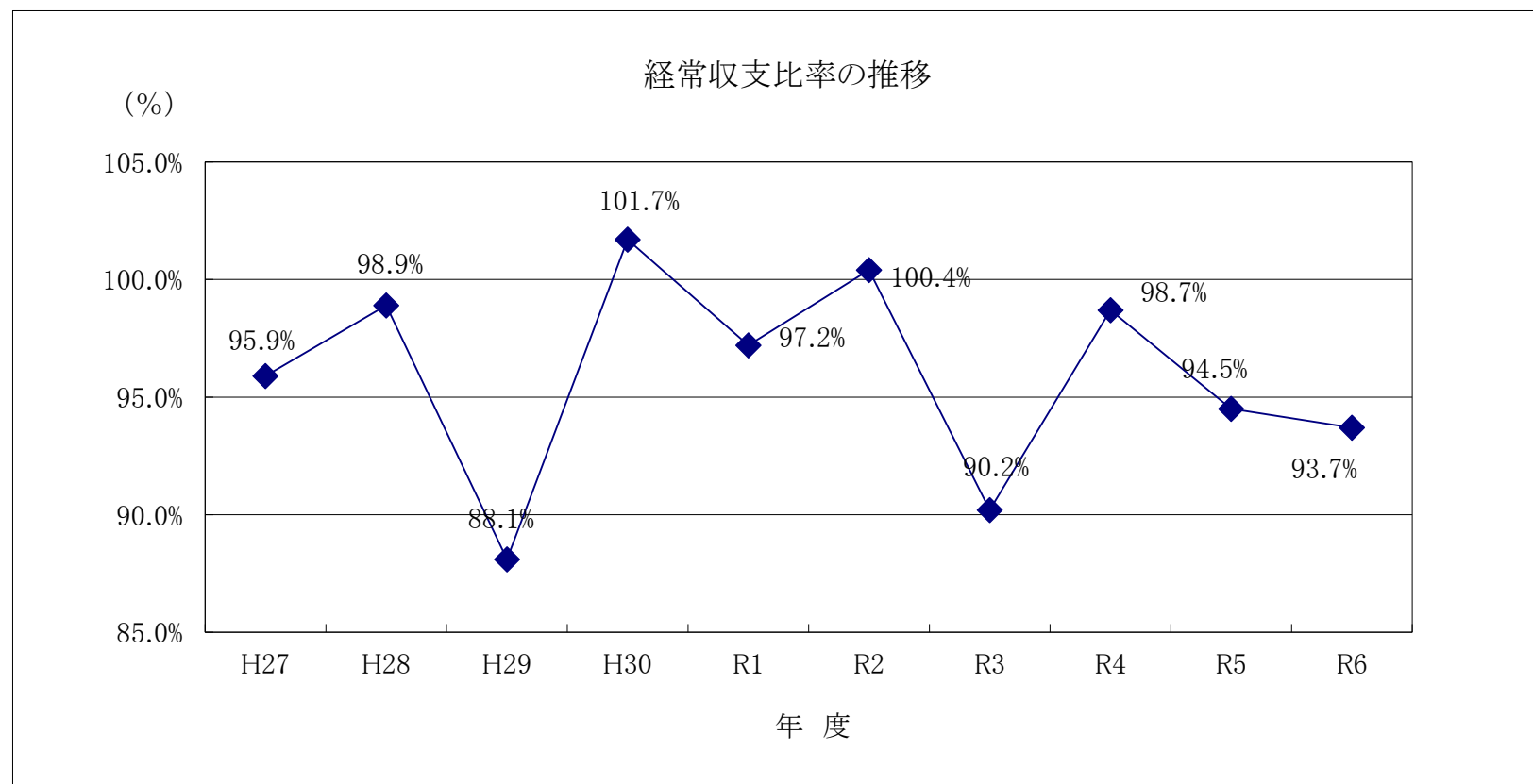


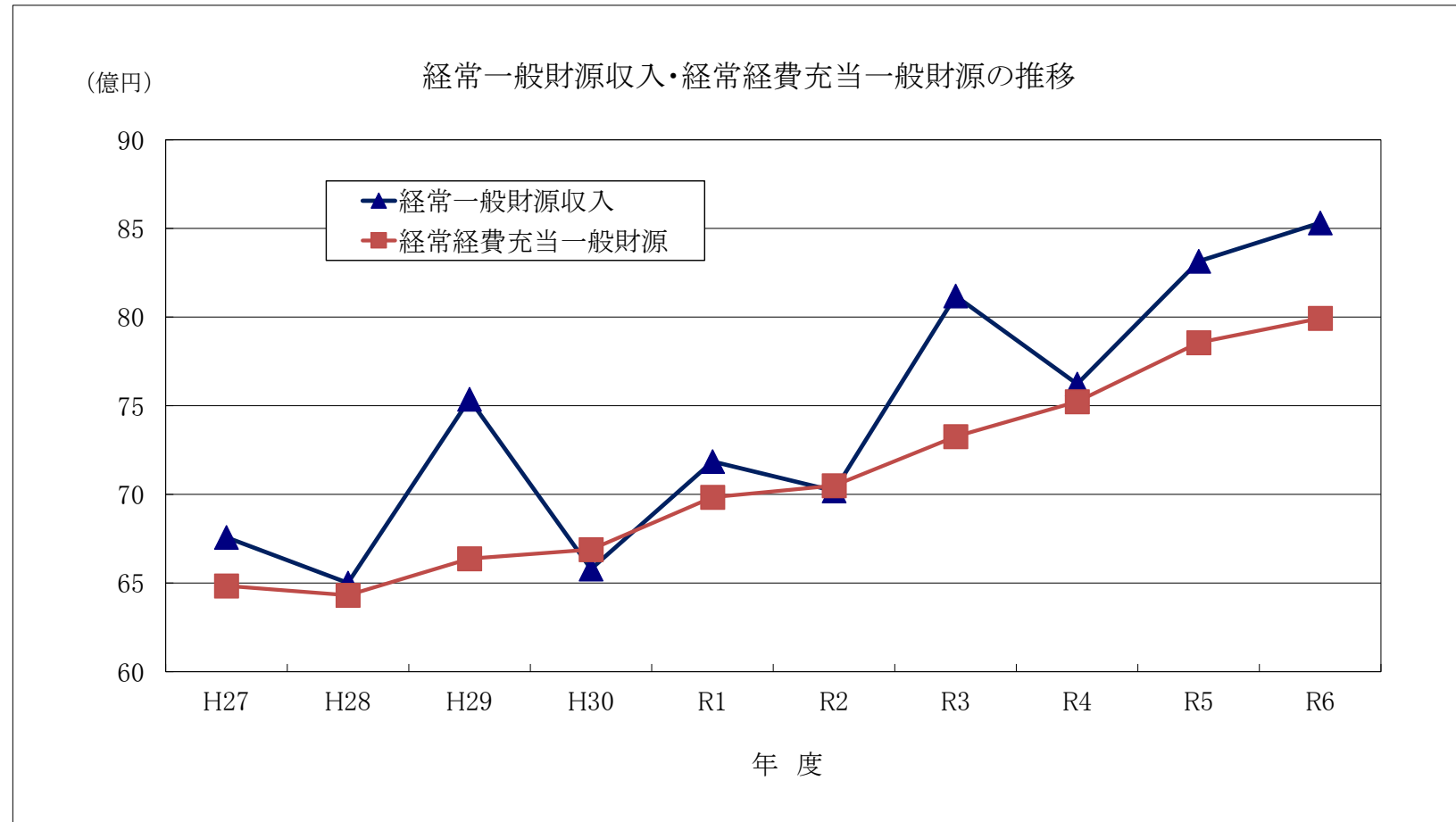
年 度

[資料 6]

経常収支比率などの推移

人件費、扶助費、公債費等の容易に縮減することが困難な義務的性格の強い経常的経費に町税、地方交付税、地方消費税交付金等を中心とする経常一般財源収入がどの程度充当されているかを示す比率で、この比率が小さいほど財政構造が弾力的であり、経常余剰財源を臨時の財政需要に充当できる。

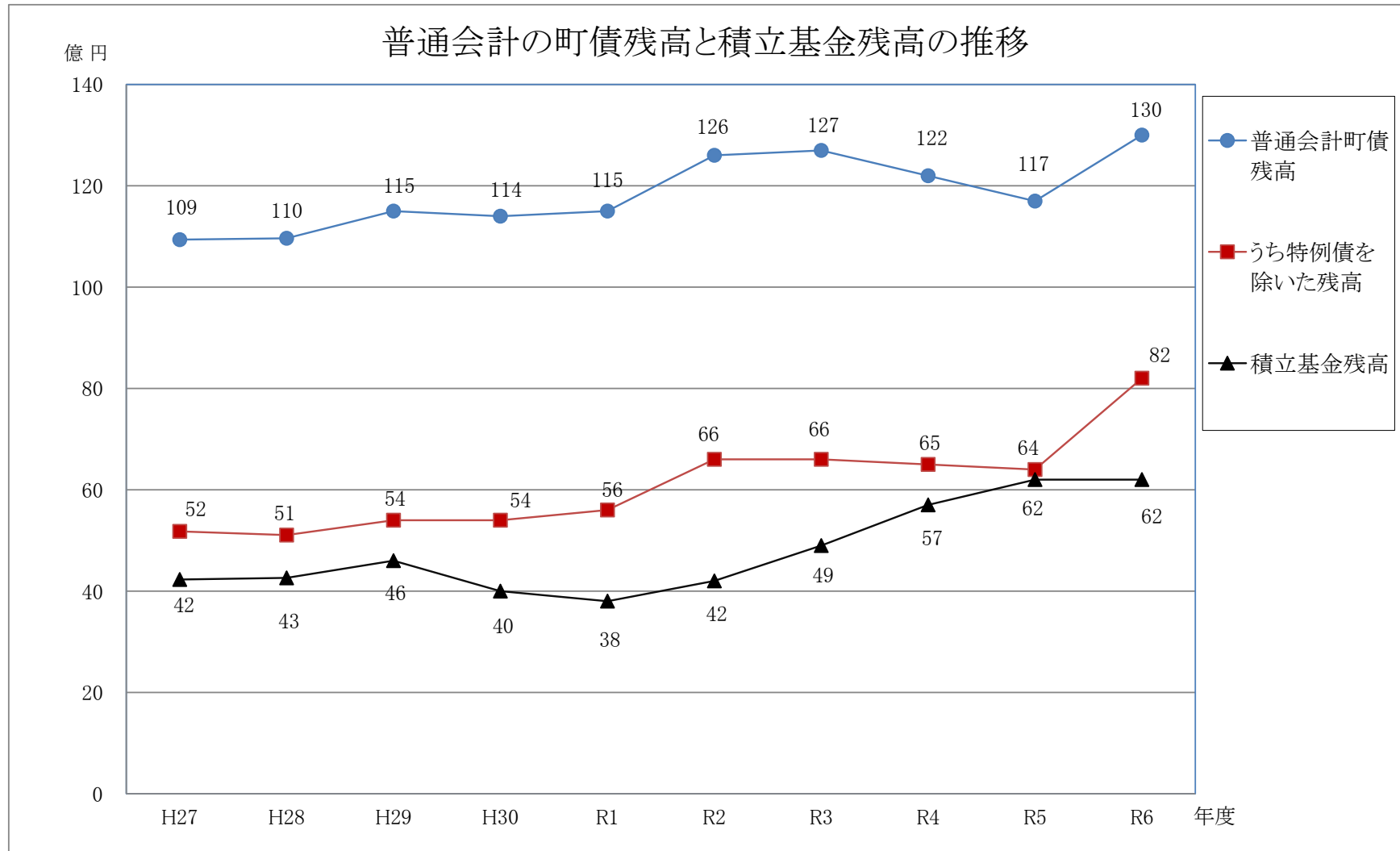




経常収支比率の推移 (単位: 千円、%)

		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
	経常収支比率	95.9%	98.9%	88.1%	101.7%	97.2%	100.4%	90.2%	98.7%	94.5%	93.7%
内 訳	経常一般財源収入	6,758,182	6,500,621	7,537,236	6,579,170	7,185,112	7,019,888	8,119,401	7,622,530	8,315,166	8,531,933
	経常経費充当一般財源	6,484,427	6,431,329	6,637,616	6,688,534	6,984,785	7,049,281	7,326,297	7,522,754	7,855,796	7,993,405

[資料 8]



注1) 普通会計とは、「一般会計・土地取得事業特別会計・大沢地区特設水道施設事業特別会計」を連結した会計。

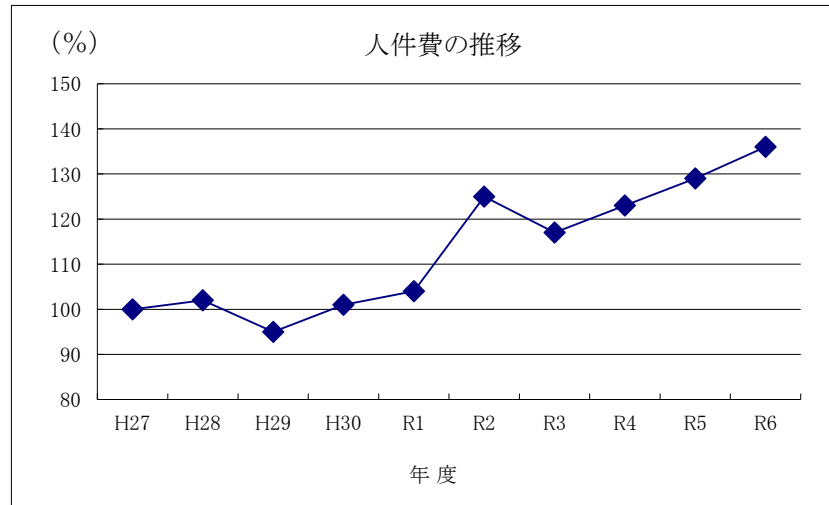
注2) うち特例債を除いた残高とは、臨時税収補填債、減税補填債及び臨時財政対策債の残高を除いたもの。

なお、この特例債は、国の制度上、地方の財源を補うため発行した町債であるため、返済については国の財政措置がある。

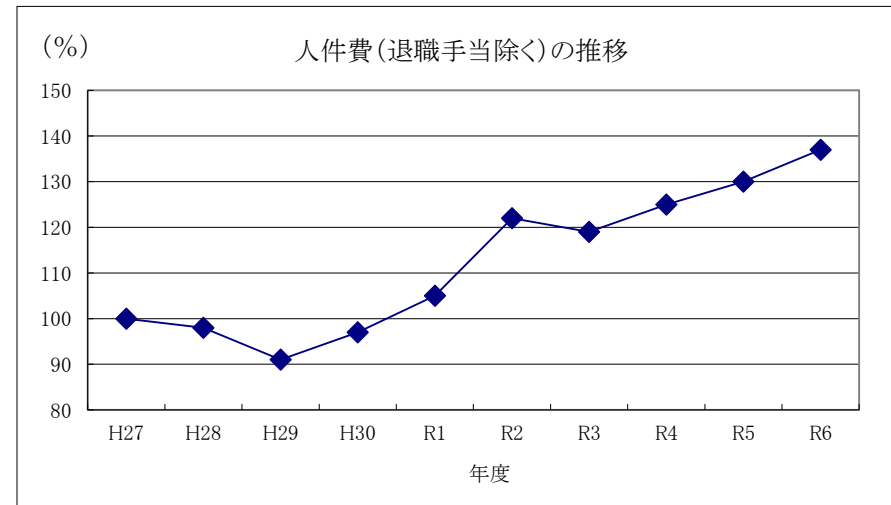
[資料 7]

義務的経費（うち経常経費分）などの推移

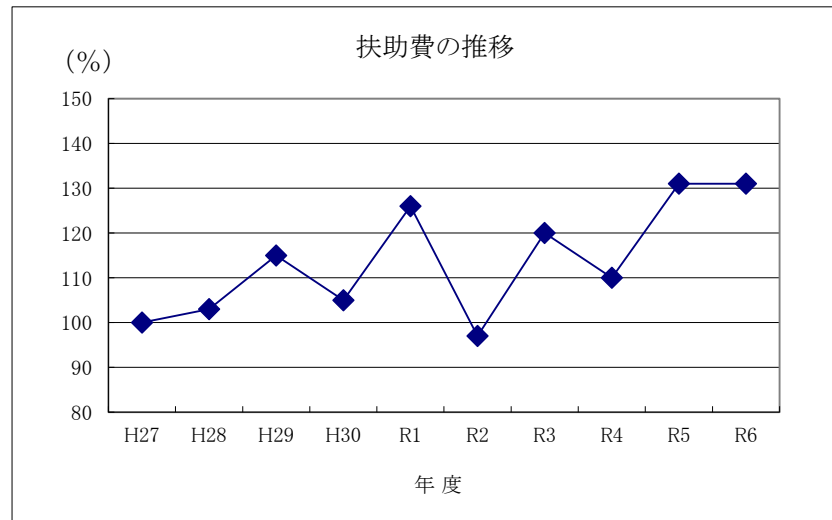
～ 平成27年度を100%とした場合の経常経費充当一般財源 ～



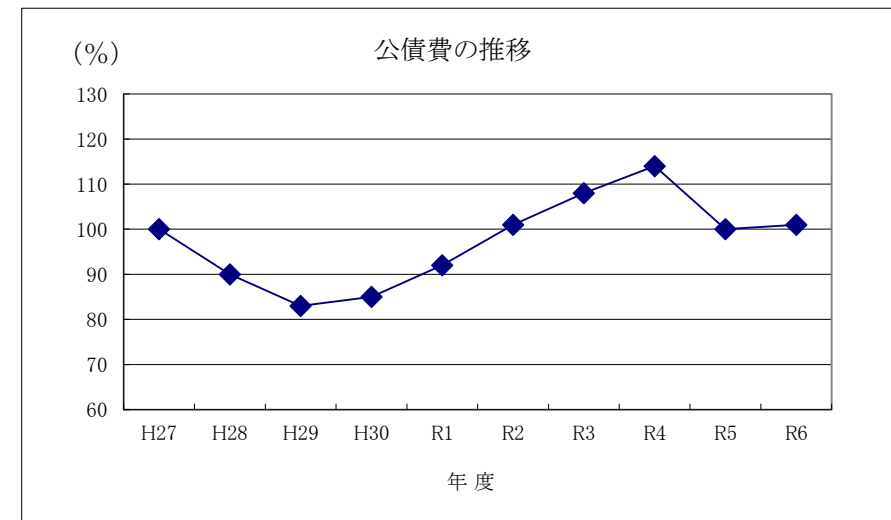
人件費とは、町職員の給与、議員報酬、委員報酬など



職員退職手当を除いた通常の人件費

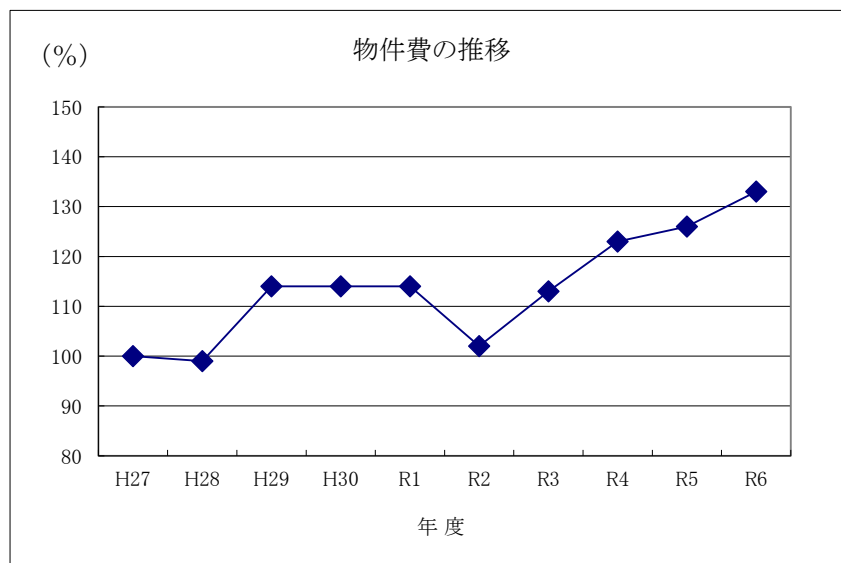


扶助費とは、生活保護、児童福祉、高齢者福祉などの社会福祉経費

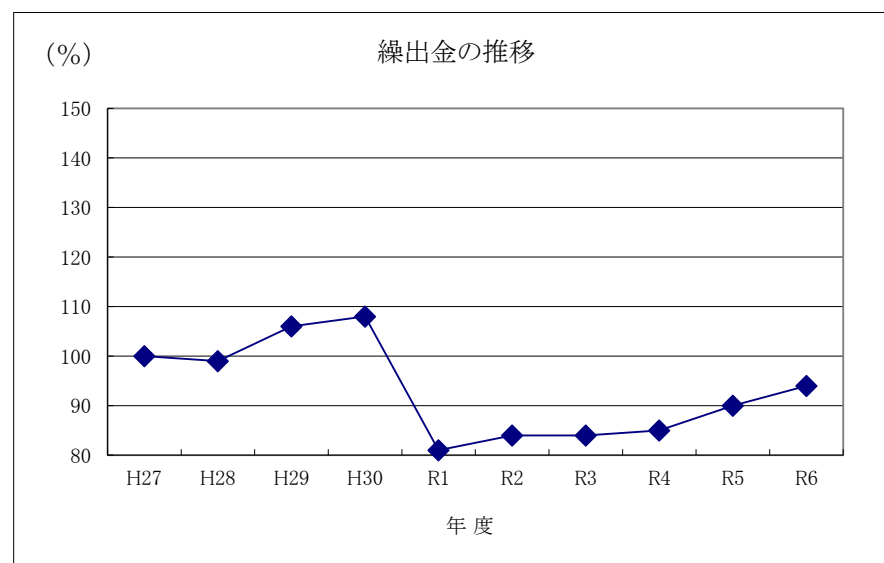


公債費とは、町の借金返済に必要な経費

義務的経費（うち経常経費分）などの推移
 ～ 平成27年度を100%とした場合の経常経費充当一般財源 ～



物件費とは、光熱水費、消耗品費、旅費、委託料などの経費



繰出金とは、国民健康保険、介護保険、後期高齢者など各特別会計への支出

[資料 9]

都市計画税の使途状況

(単位：千円)

内容	令和6年度決算額	特定財源			一般財源	
		国支出金	地方債	その他		一般財源のうち、 都市計画税が充当 される額
下水道の整備	496,726	155,100	261,700	9,666	70,260	
町債償還額（一般会計）	11,313	0	0	0	11,313	
町債償還額（下水道事業会計）	406,772	0	0	0	406,772	
合計	914,811	155,100	261,700	9,666	488,345	408,713

それでは、第 7 号報告「令和 6 年度島本町健全化判断比率及び資金不足比率の報告」について御説明申し上げます。

議案書の 7 の 3 ページです。

1 の「健全化判断比率」についてです。

まず、「実質赤字比率」についてですが、実質赤字比率については、一般会計等に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したもので、赤字額は生じていないことから、バーで表記しています。

次に、「連結実質赤字比率」についてです。

連結実質赤字比率については、各財産区特別会計を除く全ての会計に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したのですが、これについても、赤字額は生じていないことから、バーで表記しています。

次に、「実質公債費比率」についてです。

実質公債費比率については、連結実質赤字比率の対象となる会計に一部事務組合及び広域連合を加えた会計が負担する実質的な返済額の大きさを、財政規模に対する割合の 3 か年平均で表したのですが、算定結果については、5.8%となっており、前年度より 0.5 ポイント改善しています。

次に、「将来負担比率」についてです。

将来負担比率については、実質公債費比率の対象となる会計に第三セクター等を加えた会計が将来負担すべき負債の大きさを、財政規模に対する割合で表したものです。実質的な負債額より、その負債に充当可能な財源が上回っているため、バーで表記しています。

次に、2 の「資金不足比率」についてです。

資金不足比率については、公営企業会計の資金不足の状況を表すものですが、水道事業会計及び下水道事業会計において、資金の不足額が生じていないことから、バーで表記しています。

以上、簡単ではありますが、令和 6 年度島本町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての説明を終わらせていただきます。

よろしく申し上げます。

令和 6 年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結果報告について 説明

それでは、第 8 号報告「令和 6 年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結果報告について」御説明申し上げます。

本報告につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項において、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」と定められておりますことから、行うものでございます。

具体的にどのような形で点検・評価を行うか、また、報告書の様式、議会への報告の方法などにつきましては、各教育委員会の独自性に委ねられております。

本町におきましては、毎年度末に、翌年度の「教育・保育重点目標及び関係機関に対する指示事項」を定めているため、この重点目標の項目ごとに「点検・評価シート」を作成し、具体的な取組状況を点検の上、評価を行っております。

また、点検・評価の実施に当たりましては、「教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図る」こととなっているため、昨年度に引き続き武庫川女子大学の長井勘治特任教授及び今回新たに大阪成蹊大学教育学部の中村公美子氏から、それぞれ助言を頂いております。

学識経験者からの御意見を加えて作成し、提出いたしました点検・評価結果報告書につきましては、本報告の後、町ホームページを通じて住民の皆様にも公表する予定としております。

点検・評価に係る今後の取組につきましては、学識経験者からの御意見を踏まえて点検・評価結果を分析し、今後の教育・保育重点目標及び諸施策に反映させるとともに、継続して課題となっている事業等に関しましては、早期に解決できるよう、迅速かつ計画的に取組を推進してまいりたいと考えております。

以上、簡単ではありますが、令和 6 年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結果報告についての説明を終わらせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて（案）説明

それでは、第 53 号議案「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」御説明申し上げます。

提案理由は、任期満了に伴い、再任するものです。

今回、任命の同意を求めます丸野 亨（まるの とおる）氏 については、令和 3 年 10 月から教育委員会委員をお願いしており、現在 1 期目です。略歴については、53 の 2 ページに記載しているとおりです。

新たな任期については、令和 7 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までとなります。

以上、簡単ではありますが、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御同意賜りますようお願い申し上げます。

公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて（案）説明

それでは、第54号議案「公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」御説明申し上げます。

提案理由は、任期満了に伴い、再任するものです。

今回、選任の同意を求めます曾根 由美（そね よしみ）氏については、平成17年10月から公平委員会委員をお願いしており、現在5期目です。略歴については、54の2ページに記載しているとおりです。

新たな任期については、令和7年10月1日から令和11年9月30日までとなります。

以上、簡単ではありますが、公平委員会委員の選任につき同意を求めることについての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御同意賜りますようお願い申し上げます。

大字東大寺財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて（案）

説明

それでは、第 5 5 号議案「大字東大寺財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて」御説明申し上げます。

提案理由は、任期満了に伴い、再任し、及び新たに選任するものです。

氏名、住所等については、記載のとおりです。

任期については、令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 1 1 年 9 月 3 0 日までです。

また、再任となる委員については、河上 圭秀（かわかみ よしひで）氏、井上 修一（いのうえ しゅういち）氏、井上 隆司（いのうえ たかし）氏及び井上 幸雄（いのうえ さちお）氏の 4 名であり、井上 仁（いのうえ ひとし）氏については、現委員の任期満了に伴い、新たに選任するものです。

以上、簡単ではありますが、大字東大寺財産区管理委員の選任につき同意を求めることについての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御同意賜りますようお願い申し上げます。

島本町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について（案）説明

それでは、第５６号議案「島本町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」御説明申し上げます。

提案理由は、乳児等通園支援事業の実施に伴い、児童福祉法第３４条の１６の規定による同事業の設備及び運営に関する基準について必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものです。

制度の概要といたしましては、月一定時間までの利用可能枠の中で、保育の要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、子ども・子育て支援法上に新たに「乳児等のための支援給付」が創設されたものであり、対象となる児童は、０歳６か月から満３歳未満までで保育所などに通っていない児童となります。

具体的な改正内容について、議案資料に基づき御説明申し上げます。

「２ 議案の概要」を御覧ください。

第１条「趣旨」から、第２９条「電磁的記録」までの全２９条建となります。

市町村で定める本条例につきましては、児童福祉法第３４条の１６第２項の規定に基づき、国基準である内閣府令に従い、又は参酌し、定めることとされております。今回制定する本条例については、参酌すべき事項も含め、国基準と同様の内容としておりますが、本条例第７条「暴力団の排除」につきましては、国基準における規定はないものの、本町の他の類似事業等の基準条例には本町独自で規定しておりますので、それらに合わせ、本条例においても規定することとしております。

また、本条例の制定に伴い、島本町執行機関の附属機関に関する条例について一部改正をいたします。

島本町執行機関の附属機関に関する条例別表中、子ども・子育て会議が担任する事務につきまして、乳児等通園支援事業に関し、最低基準の向上の勧告を行う際には、子ども・子育て会議の意見を聴取の上行うことと、今回制定いたします条例において規定しておりますことから、所要の改正を行うものです。

施行期日は、公布の日です。

以上、簡単ではありますが、島本町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

島本町立幼稚園設置条例及び島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について（案）説明

それでは、第57号議案「島本町立幼稚園設置条例及び島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

提案理由は、島本町立第一幼稚園の運営方針の変更に伴い一部機能の拡充を行うため、所要の改正を行うものです。

具体的な改正内容について、議案資料に基づき御説明申し上げます。

「2 議案の概要」を御覧ください。

はじめに、島本町立幼稚園設置条例の一部改正の概要といたしまして、現在207名である定員を105名にするとともに、入園資格を拡大することで、3歳児の受入れを可能とするよう改正いたします。

次に、島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正の概要といたしましては、第一幼稚園について、これまで午前8時から午後6時までであった開園時間を、町立保育所と同様の午前7時30分から午後7時までに延長いたします。

これに伴い、預かり保育の料金表に記載している実施時間を延長するとともに、時間の延長に伴い、徴収する金額について町立保育所と同水準となるよう改正いたします。

また、所得が一定未満の世帯については、預かり保育料も無償としておりますが、その基準についても保育所と同様となるように改正するものです。

施行期日は、令和8年4月1日です。

以上、簡単ではありますが、島本町立幼稚園設置条例及び島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

令和 7 年度島本町一般会計補正予算（第 4 号）（案）説明

それでは、第 58 号議案「令和 7 年度島本町一般会計補正予算（第 4 号）」について御説明申し上げます。

今回の補正予算については、令和 6 年度決算に伴う国庫支出金及び府支出金等の過年度返還金に係る予算等について、提案するものです。

それでは、順次御説明申し上げます。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 395,795 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 17,093,649 千円とするもので、款項別の内容については、58 の 3 ページからの「第 1 表 歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりです。

次に、第 2 条の債務負担行為の追加については、58 の 7 ページの「第 2 表 債務負担行為補正」にお示ししている 5 件となり、その内容については、58 の 24 ページの次に添付しています「債務負担行為（追加設定）に関する資料」に記載のとおりです。

58 の 11 ページからの歳入です。

第 15 款 国庫支出金 第 2 項 国庫補助金 第 2 目 民生費国庫補助金 第 1 節 児童福祉費補助金 12,870 千円の増額については、児童手当に係る制度改正に伴うシステム改修費用の財源及びこども家庭課執務室の移転費用の財源として計上するものです。

第 16 款 府支出金 第 3 項 府委託金 第 1 目 総務費府委託金 第 1 節 統計調査費委託金 68 千円の増額については、大阪府からの追加交付によるものです。

第 18 款 寄附金 第 1 項 寄附金 第 3 目 民生費寄附金 第 1 節 社会福祉費寄附金 5,000 千円の増額については、住民の方からの寄附によるものです。

第 19 款 繰入金 第 1 項 特別会計繰入金 第 1 目 介護保険事業特別会計繰入金 第 1 節 介護保険事業特別会計繰入金 19,777 千円の増額については、前年度事務費及び給付費の精算によるものです。

第 2 項 基金繰入金 第 2 目 財政調整基金繰入金 第 1 節 財政調整基金繰

入金 88,329 千円の増額については、財源調整に伴うものです。

第 20 款 諸収入 第 4 項 雑入 第 4 目 過年度収入 第 1 節 過年度国庫支出金 56,537 千円の増額及び第 2 節 過年度府支出金 349 千円の増額については、過年度の各種事業費確定に伴う国、府からの特定財源の精算によるものです。

第 22 款 繰越金 第 1 項 繰越金 第 1 目 繰越金 第 1 節 前年度繰越金 212,865 千円の増額については、前年度実質収支の黒字分を繰り越すものです。

続きまして、58 の 14 ページからの歳出です。

第 2 款 総務費 第 1 項 総務管理費 第 1 目 一般管理費 第 1 節 報酬 2,737 千円の減額、第 3 節 職員手当等 570 千円の減額及び第 8 節 旅費 354 千円の減額については、会計年度任用職員の退職に伴うものです。

第 3 目 防災計画費 第 1 節 報酬 201 千円の増額については、職員の休職期間の延長に伴い、会計年度任用職員の任用期間を延長するものです。

第 5 目 財務会計費 第 17 節 備品購入費 1,600 千円の増額については、会計課窓口にセミセルフレジを導入するものです。

第 6 目 企画費 第 22 節 償還金、利子及び割引料 2,673 千円の増額については、過年度に交付を受けた国庫支出金の精算によるものです。

第 13 目 財政調整基金等積立金 第 24 節 積立金 111,433 千円の増額については、前年度実質収支が黒字となったことから、地方財政法第 7 条第 1 項及び島本町基金条例第 2 条第 2 項により、財政調整基金に積立てるもの及び歳入で計上した寄附金について、本年度中の活用予定がないことから財政調整基金に積み立てるものです。

第 5 項 統計調査費 第 1 目 諸統計費 第 3 節 職員手当等 54 千円の増額及び第 10 節 需用費 14 千円の増額については、府支出金の増加に伴うものです。

第 3 款 民生費 第 1 項 社会福祉費 第 1 目 社会福祉総務費 第 22 節 償還金、利子及び割引料 121,103 千円の増額については、過年度に交付を受けた国庫支出金及び府支出金の精算によるものです。

第 5 目 国民健康保険費 第 27 節 繰出金 113 千円の増額については、事

務費の増額に伴うものです。

第2項 児童福祉費 第1目 児童福祉総務費 第22節 償還金、利子及び割引料 89,507千円の増額及び第4目 ひとり親家庭福祉費 第22節 償還金、利子及び割引料 7,638千円の増額については、過年度に交付を受けた国庫支出金及び府支出金の精算によるものです。

第6目 こども家庭費 第12節 委託料 193千円の増額及び第14節 工事請負費 21,131千円の増額については、こども家庭課執務室の移転によるものです。

第22節 償還金、利子及び割引料 705千円の増額については、過年度に交付を受けた国庫支出金の精算によるものです。

第3項 生活保護費 第1目 生活保護総務費 第13節 使用料及び賃借料 1,490千円の増額については、生活保護システムの標準化に伴う回線使用料及び運用費用の増によるものです。

第22節 償還金、利子及び割引料 20,538千円の増額については、過年度に交付を受けた国庫支出金及び府支出金の精算によるものです。

第4款 衛生費 第1項 保健衛生費 第2目 保健ヘルス事業費 第22節 償還金、利子及び割引料 37千円の増額、第3目 母子保健事業費 第22節 償還金、利子及び割引料 1,540千円の増額及び第4目 予防費 第22節 償還金、利子及び割引料 11,998千円の増額については、過年度に交付を受けた国庫支出金の精算によるものです。

第7款 土木費 第4項 都市計画費 第1目 都市計画総務費 第1節 報酬 602千円の増額については、会計年度任用職員の退職に伴い、新たに会計年度任用職員を任用するものです。

第9款 教育費 第1項 教育総務費 第4目 放課後子ども支援費 第22節 償還金、利子及び割引料 6,886千円の増額については、過年度に交付を受けた国庫支出金の精算によるものです。

以上、簡単ではありますが、令和7年度島本町一般会計補正予算（第4号）についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

令和 7 年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）説明

それでは、第 59 号議案「令和 7 年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」について御説明申し上げます。

今回の補正予算については、令和 6 年度決算に伴う精算及び事務費並びに特定健診等業務委託の債務負担行為の設定について提案するものです。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 63,289 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 3,264,216 千円とするもので、款項別の内容は、59 の 3 ページからの「第 1 表 歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりです。

次に、59 の 5 ページの「第 2 表 債務負担行為補正」についてです。

内容については、本議案書末尾に添付している「債務負担行為に関する資料」に記載のとおりです。

それでは、事項別明細書に沿って、御説明申し上げます。

まず、59 の 9 ページの歳入です。

第 5 款 繰入金 第 1 項 一般会計繰入金 第 1 目 一般会計繰入金 113 千円の増額については、会計年度任用職員異動による費用弁償の補正によるものです。

次に、第 7 款 繰越金 第 1 項 繰越金 第 1 目 繰越金 63,176 千円の増額については、令和 6 年度決算における前年度からの繰越金です。

次に、59 の 10 ページの歳出です。

第 1 款 総務費 第 2 項 徴収費 第 1 目 徴収総務費 113 千円の増額については、会計年度任用職員異動による費用弁償の補正によるものです。

次に、第 5 款 基金積立金 第 1 項 基金積立金 第 1 目 財政調整基金積立金 61,078 千円の増額については、精算後の前年度繰越金を次年度の精算及び保険料収入不足等に伴う事業費納付金の財源不足に備え積み立てるものです。

次に、第 6 款 諸支出金 第 1 項 償還金利子及び還付加算金 第 2 目 償還金 2,098 千円の増額については、特別調整交付金及び保険者努力支援分の保険給付費等交付金精算による償還金を増額するものです。

以上簡単ではありますが、令和 7 年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

令和 7 年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）説明

それでは、第 60 号議案「令和 7 年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」について御説明申し上げます。

今回の補正予算については、令和 6 年度の介護保険事業特別会計の決算確定に伴う精算によるものです。

それでは、順次御説明申し上げます。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 154,091 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 3,389,986 千円とするもので、款項別の内容は、60 の 3 ページからの「第 1 表 歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりです。

それでは、歳入歳出補正予算の内容について、歳入歳出補正予算事項別明細書に沿って、御説明申し上げます。

まず、60 の 7 ページの歳入です。

第 4 款 支払基金交付金 第 1 項 支払基金交付金、第 1 目 介護給付費交付金 600 万 6 千円の減額については、前年度介護給付費交付金の精算確定に伴うものです。

第 9 款 繰越金 第 1 項 繰越金 第 1 目 繰越金 160,097 千円の増額については、前年度実質収支の黒字分を繰り越すものです。

次に、60 の 8 ページの歳出です。

第 2 款 保険給付費 第 1 項 保険給付費 第 7 目 給付準備費 115,244 千円の増額については、介護保険給付準備基金に積立を行うものです。

第 4 款 諸支出金 第 1 項 償還金利子及び還付加算金 第 2 目 償還金 19,070 千円の増額については、前年度の国及び府並びに支払基金の負担金及び補助金並びに交付金の確定に伴う精算金です。

60 の 9 ページの第 4 款 諸支出金 第 2 項 繰出金 第 1 目 一般会計繰出金 19,777 千円の増額については、前年度の保険給付費等の精算金を一般会計に繰り出すものです。

以上、簡単ではありますが、令和 7 年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

令和 7 年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）（案）説明

それでは、第 6 1 号議案「令和 7 年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」について御説明申し上げます。

今回の補正予算については、令和 6 年度決算に伴う精算について提案するものです。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 1 1 1 , 6 5 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 8 6 , 9 6 4 千円とするもので、款項別の内容は、6 1 の 3 ページからの「第 1 表 歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりです。

それでは、事項別明細書に沿って、御説明申し上げます。

まず、6 1 の 7 ページの歳入です。

第 5 款 繰越金 第 1 項 繰越金 第 1 目 繰越金 1 1 1 , 6 5 0 千円の増額については、前年度保険料の繰越です。

次に、6 1 の 8 ページの歳出です。

第 2 款 後期高齢者医療広域連合納付金 第 1 項 後期高齢者医療広域連合納付金 第 1 目 後期高齢者医療広域連合納付金 1 1 1 , 6 5 0 千円の増額については、前年度保険料の繰越分を広域連合に納付するものです。

以上、簡単ではありますが、令和 7 年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

令和 7 年度島本町大字桜井財産区特別会計補正予算（第 1 号）（案）説明

それでは、第 6 2 号議案「令和 7 年度島本町大字桜井財産区特別会計補正予算（第 1 号）」について御説明申し上げます。

今回の補正予算については、桜井公会堂内の什器備品に対して加入していた更生共済が満期を迎えたことによる保険料の返戻金の支払いがあったため、歳入の増額補正を提案するものです。

第 1 条は、歳入予算の総額に、5 6 1 千円を追加し、歳入予算の総額を 9 2 , 4 6 3 千円とするもので、款項別の内容は、6 2 の 3 ページからの「第 1 表 歳入予算補正」にお示ししているとおりです。

それでは、事項別明細書に沿って、御説明申し上げます。

6 2 の 6 ページの歳入です。

第 2 款 諸収入 第 2 項 雑入 第 1 目 雑入 5 6 1 千円の増額については、更生共済が満期を迎えたことによる保険料の返戻金によるものです。

以上、簡単ではありますが、令和 7 年度島本町大字桜井財産区特別会計補正予算（第 1 号）についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

令和 6 年度島本町水道事業剰余金の処分について（案）説明

それでは、第 6 3 号議案「令和 6 年度島本町水道事業剰余金の処分」について御説明申し上げます。

提案理由は、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、剰余金の処分を行うものです。

今回の剰余金の処分については、当年度未処分利益剰余金 2 億 7, 1 0 4 万 4, 3 1 0 円について、企業債元金償還のために減債積立金から振り替えた金額と建設改良費のために建設改良積立金から振り替えた金額の合計 1 億 1, 7 2 2 万 2, 8 9 5 円を資本金に組み入れ、将来の施設の更新に係る財源として、建設改良積立金に 1 億 1, 9 0 0 万円を積み立てるもので、その結果、翌年度繰越利益剰余金については 3, 4 8 2 万 1, 4 1 5 円となるものです。

なお、令和 6 年度中における剰余金の変動等の詳細については、令和 6 年度島本町水道事業会計決算書 8 ページ及び 9 ページに令和 6 年度島本町水道事業剰余金計算書を記載しております。

以上、簡単ではありますが令和 6 年度島本町水道事業剰余金の処分についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

令和 6 年度島本町下水道事業剰余金の処分について（案）説明

それでは、第 6 4 号議案「令和 6 年度島本町下水道事業剰余金の処分」について御説明申し上げます。

提案理由は、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、剰余金の処分を行うものです。

今回の剰余金の処分については、当年度未処分利益剰余金 4 億 8, 5 1 5 万 3, 2 9 3 円を、企業債元金償還のために減債積立金から振り替えた金額 3 億円を資本金に組み入れ、将来の企業債の償還財源として、減債積立金に 1 億 8, 4 0 0 万円を積み立てるもので、その結果、翌年度繰越利益剰余金については 1 1 5 万 3, 2 9 3 円となるものです。

なお、令和 6 年度中における剰余金の変動等の詳細については、令和 6 年度島本町下水道事業会計決算書 8 ページ及び 9 ページに令和 6 年度島本町下水道事業剰余金計算書を記載しております。

以上、簡単ではありますが令和 6 年度島本町下水道事業剰余金の処分についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

令和 7 年

島本町議会 9 月定例会議（後半）議案

島 本 町

令和7年島本町議会9月定例会議議事日程

議事日程第4号

令和7年9月30日（火）午前10時開議

- 日程第1 第56号議案 島本町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第57号議案 島本町立幼稚園設置条例及び島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について
- 第63号議案 令和6年度島本町水道事業剰余金の処分について
- 案64号議案 令和6年度島本町下水道事業剰余金の処分について
- 第1号認定 令和6年度島本町一般会計歳入歳出決算
- 第2号認定 令和6年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 第3号認定 令和6年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 第4号認定 令和6年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 第5号認定 令和6年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- 第6号認定 令和6年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算
- 第7号認定 令和6年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算
- 第8号認定 令和6年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算
- 第9号認定 令和6年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算
- 第10号認定 令和6年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算
- 第11号認定 令和6年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算
- 第12号認定 令和6年度島本町水道事業会計決算
- 第13号認定 令和6年度島本町下水道事業会計決算
- 日程第2 第65号議案 議員の派遣について
- 日程第3 第66号議案 令和7年度島本町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第4 第67号議案 令和7年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和 7 年 9 月 2 4 日

島本町議会議長 大久保 たかゆき 様

総務建設水道常任委員会
委員長 中田 みどり



総務建設水道常任委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、島本町議会会議規則第 7 7 条の規定により報告します。

記

事件番号	件 名	審査の結果
第 6 3 号 議 案	令和 6 年度島本町水道事業剰余金の処分について	原案可決
第 6 4 号 議 案	令和 6 年度島本町下水道事業剰余金の処分について	原案可決
第 1 号 認 定	令和 6 年度島本町一般会計歳入歳出決算（所管分）	認 定
第 2 号 認 定	令和 6 年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算	認 定
第 6 号 認 定	令和 6 年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算	認 定
第 7 号 認 定	令和 6 年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算	認 定
第 8 号 認 定	令和 6 年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算	認 定
第 9 号 認 定	令和 6 年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算	認 定
第 1 0 号 認 定	令和 6 年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算	認 定
第 1 1 号 認 定	令和 6 年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算	認 定
第 1 2 号 認 定	令和 6 年度島本町水道事業会計決算	認 定
第 1 3 号 認 定	令和 6 年度島本町下水道事業会計決算	認 定

(参考)

日 時 令和 7 年 9 月 1 0 日 (水) 午前 1 0 時 0 0 分開会

午後 5 時 0 0 分閉会

場 所 島本町役場 4 階議場

出席委員 中田委員長、ナカジマ副委員長、河上、東田、清水、山口及び
野口の 7 委員

大久保議長

傍 聴 すえおか、月足、福嶋、西山、永山及び川嶋の 6 議員

執 行 部 山田町長、石原副町長、北河総合政策部長、吉川総合政策部次
長、矢野人権文化センター所長、馬場田政策企画課長、齊藤行
革デジタル推進課長、永野行革デジタル推進課係長、宮田行革
デジタル推進課係長、伊藤住民課長、松田住民課参事、廣井人
事課長、岡本人事課参事、川畑総務部長兼行政委員会事務局長、
永田総務部次長兼行政委員会事務局次長兼総務・債権管理課長、
西谷危機管理室長兼財政課主幹、山崎危機管理室係長、内海総
務・債権管理課主幹、川井総務・債権管理課参事、御本財政課
長、濱田財政課参事、清水財政課係長、吉川税務課長、久保田
税務課参事、淵上税務課係長、名越都市創造部長、佐藤都市創
造部次長兼にぎわい創造課長、今井都市計画課長、森鎌都市計
画課参事、奥田都市計画課参事、木村都市計画課主査、滝沢都
市整備課長、坂本都市整備課参事、鋤柄都市整備課係長、内山
にぎわい創造課参事、堂田にぎわい創造課係長、橋本環境課長、
三浦環境課主幹兼清掃工場長、谷垣内環境課係長、柚木会計管
理者兼会計課長、沼田会計課参事、中嶋行政委員会事務局課長
兼総務・債権管理課主幹

事 務 局 多田事務局長、浦上書記、村田書記

.....
日 時 令和 7 年 9 月 1 1 日（木）午前 1 0 時 0 0 分開会

午後 4 時 4 1 分閉会

場 所 島本町役場 4 階議場

出席委員 中田委員長、ナカジマ副委員長、河上、東田、清水、山口及び
野口の 7 委員

大久保議長

傍 聴 すえおか、月足、福嶋、西山、永山及び川嶋の 6 議員

執 行 部 山田町長、石原副町長、名越都市創造部長、佐藤都市創造部次
長兼にぎわい創造課長、今井都市計画課長、森鎌都市計画課参
事、奥田都市計画課参事、木村都市計画課主査、滝沢都市整備
課長、坂本都市整備課参事、鋤柄都市整備課係長、内山にぎわ
い創造課参事、堂田にぎわい創造課係長、橋本環境課長、三浦
環境課主幹兼清掃工場長、谷垣内環境課係長、近藤上下水道部
長、新上下水道部次長兼業務課長、梅若工務課長兼浄水場長

事 務 局 多田事務局長、浦上書記、村田書記

令和7年 9 月 2 4 日

島本町議会議長 大久保 たかゆき 様

民生教育消防常任委員会
委員長 福島 保雄



民生教育消防常任委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、島本町議会会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件 名	審査の結果
第56号議案	島本町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	原案可決
第57号議案	島本町立幼稚園設置条例及び島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について	原案可決
第1号認定	令和6年度島本町一般会計歳入歳出決算(所管分)	認 定
第3号認定	令和6年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算	認 定
第4号認定	令和6年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	認 定
第5号認定	令和6年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算	認 定

(参考)

日 時 令和 7 年 9 月 1 7 日 (水) 午前 1 0 時 0 0 分開会

午後 4 時 5 7 分閉会

場 所 島本町役場 4 階議場

出席委員 福嶋委員長、永山副委員長、すえおか、月足、西山及び川嶋の 6
委員

大久保議長

傍 聴 ナカジマ、河上、東田、清水、山口、中田及び野口の 7 議員

執 行 部 山田町長、石原副町長、横山教育長、原山健康福祉部長、根本
健康福祉部次長、大辻健康福祉部次長、和田福祉推進課長、大
谷福祉推進課係長、船岡福祉推進課係長、川勝福祉推進課係長、
鶴崎すこやか推進課長、木下すこやか推進課係長、島村こども
家庭課長、藪内高齢介護課長、辻本高齢介護課係長、浴保険年
金課長、丸岡保険年金課係長、三浦消防長、浦部消防本部次長、
井上管理課長、大吉管理課参事、堀井消防署長、濱西警備第一
課長、宇佐美警備第一課参事、大津警備第一課指令調査第一係
長、岡本教育こども部長、南田教育こども部次長、三宅保育幼
稚園課長、松本保育幼稚園課参事

事 務 局 多田事務局長、浦上書記、村田書記

日 時 令和 7 年 9 月 1 8 日 (木) 午前 1 0 時 0 0 分開会

午後 5 時 0 4 分閉会

場 所 島本町役場 4 階議場

出席委員 福嶋委員長、永山副委員長、すえおか、月足、西山及び川嶋の 6
委員

大久保議長

傍 聴 ナカジマ、河上、東田、清水、山口、中田及び野口の 7 議員

執 行 部 山田町長、石原副町長、横山教育長、原山健康福祉部長、根本健康福祉部次長、大辻健康福祉部次長、和田福祉推進課長、大谷福祉推進課係長、船岡福祉推進課係長、川勝福祉推進課係長、鶴崎すこやか推進課長、木下すこやか推進課係長、島村こども家庭課長、藪内高齢介護課長、辻本高齢介護課係長、浴保険年金課長、丸岡保険年金課係長、岡本教育こども部長、安藤教育こども部次長、南田教育こども部次長、三代教育総務課長、乾教育総務課参事、廣澤教育総務課係長兼保育幼稚園課係長兼生涯学習課係長、永井教育総務課係長、岡澤教育推進課長、吉田教育推進課参事、杉谷教育推進課参事、原山教育推進課参事、三宅保育幼稚園課長、松本保育幼稚園課参事、坂元生涯学習課長兼体育館長、住屋生涯学習課参事兼図書館長、島本生涯学習課係長、木村生涯学習課係長

事 務 局 多田事務局長、浦上書記、村田書記

.....

日 時 令和 7 年 9 月 1 9 日（金）午前 1 0 時 0 0 分開会

午前 1 1 時 4 8 分閉会

場 所 島本町役場 4 階議場

出席委員 福嶋委員長、永山副委員長、すえおか、月足、西山及び川嶋の 6 委員

大久保議長

傍 聴 ナカジマ、河上、清水、山口、中田及び野口の 6 議員

執 行 部 山田町長、石原副町長、横山教育長、岡本教育こども部長、安藤教育こども部次長、南田教育こども部次長、三代教育総務課長、乾教育総務課参事、廣澤教育総務課係長兼保育幼稚園課係

長兼生涯学習課係長、永井教育総務課係長、岡澤教育推進課長、
吉田教育推進課参事、杉谷教育推進課参事、原山教育推進課参
事、三宅保育幼稚園課長、松本保育幼稚園課参事、坂元生涯学
習課長兼体育館長、住屋生涯学習課参事兼図書館長、島本生涯
学習課係長、木村生涯学習課係長

事務局 多田事務局長、浦上書記、村田書記

第 6 5 号 議 案

議 員 の 派 遣 に つ い て

地 方 自 治 法 第 1 0 0 条 第 1 3 項 及 び 島 本 町 議 会 会 議 規 則 第 1 2
9 条 の 規 定 に よ り 、 次 の と お り 議 員 を 派 遣 す る 。

令 和 7 年 9 月 3 0 日 提 出

島 本 町 議 会 議 長 大 久 保 た か ゆ き

大 阪 府 北 部 地 区 議 長 会 議 員 研 修 会

- (1) 目 的 議 員 活 動 に 資 す る 外 部 専 門 知 識 修 養 の た め
- (2) 研 修 内 容 議 員 力 ・ 議 会 力 の 強 化 と 地 方 議 会 の 課 題 に つ い て
- (3) 派 遣 場 所 大 阪 府 豊 能 郡 豊 能 町 （ 豊 能 町 立 西 公 民 館 ）
- (4) 期 間 令 和 7 年 1 1 月 1 1 日
- (5) 派 遣 議 員 ナ カ ジ マ 議 員 、 大 久 保 議 員 、 す え お か 議 員 、
月 足 議 員 、 河 上 議 員 、 東 田 議 員 、 清 水 議 員 、
福 嶋 議 員 、 山 口 議 員 、 西 山 議 員 、 中 田 議 員 、
永 山 議 員 、 川 嶋 議 員 、 野 口 議 員

第 6 6 号議案

令和 7 年度 島本町一般会計補正予算（第 5 号）

令和 7 年度島本町の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 3 , 9 5 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 7 , 1 0 7 , 6 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 7 年 9 月 3 0 日提出

島本町長 山 田 紘 平

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		2,706,919	4,651	2,711,570
	2 基金繰入金	2,686,767	4,651	2,691,418
21 町債		1,024,100	9,300	1,033,400
	1 町債	1,024,100	9,300	1,033,400
歳入合計		17,093,649	13,951	17,107,600

一般会計

一般会計

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,222,045	12,468	3,234,513
	1 総務管理費	2,841,421	12,468	2,853,889
6 商工費		249,965	607	250,572
	1 商工費	249,965	607	250,572
7 土木費		949,789	876	950,665
	1 土木管理費	140,951	443	141,394
	4 都市計画費	612,097	133	612,230
	5 住宅費	18,414	45	18,459
	6 交通防犯対策費	47,659	255	47,914
歳 出	合 計	17,093,649	13,951	17,107,600

第 2 表 繰 越 明 許 費

款	項	事 業 名	金 額
総 務 費	戸籍住民基本台帳費	戸籍・戸籍附票システム標準化移行業務委託	3, 0 3 6 千円

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

(追 加)

事 項	期 間	限 度 額
新庁舎建設工事（増額分）	(自)令和7年度 (至)令和8年度	28,543千円

第 4 表 地 方 債 補 正

(変 更)

起債の目的	補 正 前								補 正 後							
	限度額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法					限度額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法				
				資金 区分	償還 期限	左のうち 据置期間	償還方法	その他				資金 区分	償還 期限	左のうち 据置期間	償還方法	その他
庁舎整備事業債	千円 134,200	証書借入	4.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る政府及 びその他 の資金に ついて、 利率の見 直 し を 行った後 において は、当該 見直し後 の利率)	政 府 その他	年以内 30	年以内 5	年賦又は 半年賦 元利均等 又は 元金均等	町財政の 都合又は 融通条件 により、据 置期間及 び償還期 限の短縮 又は繰上 償還若し くは借換 をすること ができる。	千円 143,500		%以内		年以内	年以内		

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
19 繰入金	2,706,919	4,651	2,711,570
21 町債	1,024,100	9,300	1,033,400
歳入合計	17,093,649	13,951	17,107,600

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	3,222,045	12,468	3,234,513	0	0	9,300	3,167	1
6 商工費	249,965	607	250,572	0	0	0	0	607
7 土木費	949,789	876	950,665	0	0	0	0	876
歳 出 合 計	17,093,649	13,951	17,107,600	0	0	9,300	3,167	1,484

2. 歳入

(款) 19. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 公共施設整備積立基金繰入金	970,000	3,167	973,167	1 公共施設整備積立基金繰入金	3,167	公共施設整備積立基金繰入金 3,167
2 財政調整基金繰入金	1,506,925	1,484	1,508,409	1 財政調整基金繰入金	1,484	財政調整基金繰入金 1,484
計	2,686,767	4,651	2,691,418			

(款) 21. 町債

(項) 1. 町債

1 総務債	314,800	9,300	324,100	1 庁舎整備事業債	9,300	庁舎整備事業債 9,300
計	1,024,100	9,300	1,033,400			

3. 歳出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(単位 : 千円)

目	補 正 前	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 一般管理費	617,930	201	618,131	0	200	0	1	1 報酬	201	会計年度任用職員報酬 201 事務職 201
2 財産管理費	387,119	12,267	399,386	0	9,100	3,167	0	14 工事請負費	12,267	工事請負費 12,267 新庁舎建設工事 12,267
計	2,841,421	12,468	2,853,889	0	9,300	3,167	1			

(款) 6. 商工費

(項) 1. 商工費

1 商工振興費	247,605	607	248,212	0	0	0	607	1 報酬	607	会計年度任用職員報酬 607 事務職 607
計	249,965	607	250,572	0	0	0	607			

(款) 7. 土木費

(項) 1. 土木管理費

2 美化推進費	47,179	443	47,622	0	0	0	443	12 委託料	443	事務等委託料 443 美化作業業務 443
計	140,951	443	141,394	0	0	0	443			

(款) 7. 土木費

(項) 4. 都市計画費

(単位 : 千円)

目	補 正 前	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
3 公園費	50,714	133	50,847	0	0	0	133	12 委託料	133	事務等委託料 133 東大寺公園駐車場開閉外管理業務 20 水無瀬川緑地公園清掃管理業務 113
計	612,097	133	612,230	0	0	0	133			

(款) 7. 土木費

(項) 5. 住宅費

1 住宅管理費	18,414	45	18,459	0	0	0	45	12 委託料	45	事務等委託料 45 緑地公園住宅管理業務 45
計	18,414	45	18,459	0	0	0	45			

(款) 7. 土木費

(項) 6. 交通防犯対策費

1 交通安全対策費	21,305	129	21,434	0	0	0	129	12 委託料	129	事務等委託料 129 総合的自転車等放置対策業務 129

(単位 : 千円)

目	補 正 前	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
2 防犯費	26,354	126	26,480	0	0	0	126	12 委託料	126	事務等委託料 防犯灯プレート添架業務 126
計	47,659	255	47,914	0	0	0	255			

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの
支出額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国 府	地方債	その他	
新庁舎建設工事（増額分）	千円 28,543	—	千円 —	(自) 令和7年度 (至) 令和8年度	千円 16,276	千円 0	千円 12,200	千円 4,076	千円 0

地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中元 金償還見込額	
1. 普通債	6,367,160	8,226,904	1,033,400	635,797	8,624,507
(1)総務債	624,669	2,462,610	324,100	57,526	2,729,184
(2)民生債	467,397	485,384	19,100	33,232	471,252
(3)衛生債	872,659	867,742	125,300	140,289	852,753
(4)農林水産業債	1,138	976	0	162	814
(5)土木債	1,071,387	975,658	65,200	143,838	897,020
(6)消防債	80,623	121,022	248,600	11,217	358,405
(7)教育債	3,233,586	3,300,761	251,100	246,583	3,305,278
(8)災害復旧債	15,701	12,751	0	2,950	9,801
2. その他	5,289,819	4,795,033	0	498,153	4,296,880
(1)減税補填債	14,615	7,102	0	3,551	3,551
(2)減収補填債	19,138	18,013	0	1,126	16,887
(3)臨時財政対策債	5,256,066	4,769,918	0	493,476	4,276,442
合 計	11,656,979	13,021,937	1,033,400	1,133,950	12,921,387

給 与 費 明 細 書

1 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	244 (440)	655,602	934,011	902,670	2,492,283	419,326	2,911,609
補 正 前	244 (438)	654,794	934,011	902,670	2,491,475	419,326	2,910,801
比 較	0 (2)	808	0	0	808	0	808

〔注〕 () 内は、短時間勤務職員【外書】

繰越明許費に関する資料

(単位:千円)

事 業 名	現計予算額	補正予算額	補正後予算額	繰越予定額
戸籍・戸籍附票システム標準化移行業務委託	10,868	0	10,868	3,036
予 算 科 目	(款) 総務費 (項) 戸籍住民基本台帳費 (目) 戸籍住民基本台帳費			
細節の内訳	現計予算額	補正予算額	補正後予算額	繰越予定額
電算関連委託料	10,868	0	10,868	3,036

繰越の理由

戸籍・戸籍附票システム標準化移行業務における戸籍附票システムの改修作業について、一部の機能の改修作業を令和8年度中へ延期するため。

債務負担行為(追加設定)に関する資料

(単位:千円)

事 項 名	限度額	財 源 内 訳			
新庁舎建設工事(増額分)	28,543	一 般 財 源	0	特 定 財 源 (町債、その他)	28,543
事 業 の 内 容					
新庁舎建設工事について、受注者から工事請負契約書第25条第6項に基づく請負代金の請求及び追加工事の変更請求があったため、精査した結果、工事請負金額を増額するための変更契約が必要となったもの。					
追 加 設 定 の 理 由					
新庁舎建設工事の工期末は、令和8年5月31日までであり、また、今回の追加工事に伴い工期の延長も見込まれることから増額分について、令和7年度から令和8年度までの債務負担行為を設定する必要があるため。					

第 6 7 号 議 案

令和 7 年度 島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度島本町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 3 0 日 提 出

島 本 町 長 山 田 紘 平

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		757,821	△150	757,671
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	757,821	△150	757,671
3 諸支出金		700	150	850
	1 償還金及び還付加算金	700	150	850
歳 出 合 計		786,964	0	786,964

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
2 後期高齢者医療広域 連合納付金	757,821	△150	757,671	0	0	0	△150	0
3 諸支出金	700	150	850	0	0	0	150	0
歳 出 合 計	786,964	0	786,964	0	0	0	0	0

2. 歳出

(款) 2. 後期高齢者医療広域連合納付金 (項) 1. 後期高齢者医療広域連合納付金 (単位 : 千円)

目	補 正 前	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	757,821	△150	757,671	0	0	△150	0	18 負担金、補 助及び交付 金	△150	負担金 △150 保険料等負担金 △150
計	757,821	△150	757,671	0	0	△150	0			

(款) 3. 諸支出金 (項) 1. 償還金及び還付加算金

1 保険料還付 金	700	150	850	0	0	150	0	22 償還金、利 子及び割引 料	150	償還金 150 過年度保険料還付金 150
計	700	150	850	0	0	150	0			

議員の派遣について（案）説明

それでは、第 6 5 号議案「議員の派遣について」御説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第 1 0 0 条第 1 3 項及び島本町議会会議規則第 1 2 9 条の規定により、議会の議決を得る必要があるため、提案するものです。

派遣する研修は大阪府北部地区議長会議員研修会で、目的は議員活動に資する外部専門知識修養のため、研修内容は議員力・議会力の強化と地方議会の課題について、派遣場所は大阪府豊能郡豊能町にある豊能町立西公民館、期間は令和 7 年 1 1 月 1 1 日、派遣議員はナカジマ議員、大久保議員、すえおか議員、月足議員、河上議員、東田議員、清水議員、福嶋議員、山口議員、西山議員、中田議員、永山議員、川嶋議員、野口議員の 1 4 名でございます。

以上、簡単ではありますが、議員の派遣についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

令和 7 年度島本町一般会計補正予算（第 5 号）（案）説明

それでは、第 6 6 号議案「令和 7 年度島本町一般会計補正予算（第 5 号）」について御説明申し上げます。

今回の補正予算については、新庁舎建設工事の増額、最低賃金の引上げに伴うシルバー人材センターへの委託業務に係る単価の引上げに係る予算等について、提案するものです。

それでは、順次御説明申し上げます。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 3 , 9 5 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1 7 , 1 0 7 , 6 0 0 千円とするもので、款項別の内容については、6 6 の 3 ページからの「第 1 表 歳入歳出予算補正」にお示ししているとおります。

次に、第 2 条の繰越明許費については、6 6 の 5 ページの「第 2 表 繰越明許費」にお示ししている 1 件となり、その内容については、6 6 の 1 8 ページの次に添付しています「繰越明許費に関する資料」に記載のとおりです。

次に、第 3 条の債務負担行為の追加については、6 6 の 6 ページの「第 3 表 債務負担行為補正」にお示ししている 1 件となり、追加に係る内容については、6 6 の 1 8 ページの次に添付しています「債務負担行為（追加設定）に関する資料」に記載のとおりです。

次に、第 4 条の地方債については、6 6 の 7 ページの「第 4 表 地方債補正」のとおりとなり、各種事業の財源に係るものです。

6 6 の 1 1 ページからの歳入です。

第 1 9 款 繰入金 第 2 項 基金繰入金 第 1 目 公共施設整備積立基金繰入金 第 1 節 公共施設整備積立基金繰入金 3 , 1 6 7 千円の増額については、新庁舎建設工事の財源として繰り入れるものです。

第 2 目 財政調整基金繰入金 第 1 節 財政調整基金繰入金 1 , 4 8 4 千円の増額については、財源調整に伴うものです。

第 2 1 款 町債 第 1 項 町債 第 1 目 総務債 第 1 節 庁舎整備事業債 9 , 3 0 0 千円の増額については、新庁舎建設工事の財源として借り入れるものです。

続きまして、6 6 の 1 2 ページからの歳出です。

第2款 総務費 第1項 総務管理費 第1目 一般管理費 第1節 報酬201千円の増額については、職員の退職に伴う会計年度任用職員の任用によるものです。

第2目 財産管理費 第14節 工事請負費12,267千円の増額については、インフレスライド条項及びアスベストの除去に係る増額によるものです。

第6款 商工費 第1項 商工費 第1目 商工振興費 第1節 報酬607千円の増額については、職員の休職期間の延長に伴う会計年度任用職員の任用によるものです。

第7款 土木費 第1項 土木管理費 第2目 美化推進費 第12節 委託料443千円、第4項 都市計画費 第3目 公園費 第12節 委託料133千円の増額、第5項 住宅費 第1目 住宅管理費 第12節 委託料45千円の増額及び第6項 交通防犯対策費 第1目 交通安全対策費 第12節 委託料129千円の増額については、シルバー人材センターへの委託業務に係る単価の引上げによるものです。

第2目 防犯費 第12節 委託料126千円の増額については、防犯灯プレートの添架について、当初見込んでいたよりも多くのプレートで貼り換えが必要となったことによるものです。

以上、簡単ではありますが、令和7年度島本町一般会計補正予算（第5号）についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

令和 7 年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）（案）説明

それでは、第 6 7 号議案「令和 7 年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」について御説明申し上げます。

今回の補正予算については、保険料還付金の増額等について提案するものです。

歳入歳出予算の補正の款項別の内容は、6 7 の 3 ページからの「第 1 表 歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりです。

それでは、事項別明細書に沿って、御説明申し上げます。

6 7 の 7 ページの歳出です。

第 2 款 後期高齢者医療広域連合納付金 第 1 項 後期高齢者医療広域連合納付金 第 1 目 後期高齢者医療広域連合納付金 1 5 0 千円の減額及び第 3 款 諸支出金 第 1 項 償還金及び還付加算金 第 1 目 保険料還付金 1 5 0 千円の増額については、過年度保険料還付金に不足が生じたため、納付金から還付金に支出を変更するものです。

以上、簡単ではありますが、令和 7 年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。